東日本大震災
岩沼市の記録

2011年3月～2019年3月

6地区が集団移転した玉浦西地区

まちづくり検討委員会

千年希望の丘・慰霊碑

植樹祭

貞山緑道

岩沼市

があふれる“健幸”先進都市

「東日本大震災 岩沼市の記録」の発刊に寄せて

未曾有の大災害となった東日本大震災から９年が過ぎました。この大震災により犠牲になられました方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、本市の復旧・復興に多大なるご支援を賜りました皆様に、改めて感謝申し上げます。

本市では、2011年（平成23年）8月に「岩沼市震災復興計画グランドデザイン」を、同年9月に、2017年（平成29年）度までの7年間を計画期間とする「岩沼市震災復興計画マスタープラン」を策定し、一日も早い被災者の生活再建と産業再生を目指し全力で取り組んでまいりました。現在、2020年（令和2年）度までの3年間を計画期間とする「岩沼市震災復興計画マスタープラン　フォローアップ計画」に基づき、被災者の自立と復興事業の完遂に向けて着実に歩みを進めております。振り返りますと、震災直後には、最大で約6,800人が避難した多くの避難所を早期に集約し、集落毎にまとまっていただきました。被災者の住まいの再建にあたっても、市民と行政が丁寧に何度も話し合いを重ねることにより、プレハブ仮設住宅やみなし仮設住宅、そして希望の新居へと、いち早く実現することができました。

また、津波の被害を減らす「減災」という考え方に立ち、沿岸部を国土交通省の海岸堤防、築山型の防災機能を持たせた「千年希望の丘」、宮城県が管理する貞山運河の堤防のかさ上げ、市が整備したかさ上げ道路（玉浦希望ライン）の４つからなる多重防御により、災害に強いまちづくりを進めてきました。さらに、2016年（平成28年）4月に開所した千年希望の丘交流センターも活用し、震災の記憶を伝承する取組に力を入れております。

今般、発災直後から「岩沼市震災復興計画マスタープラン」の期間満了後の2018年（平成30年）度までの８年間を中心に、その経過と経験をとりまとめ、今後の災害対応にも役立てていただきたく、「東日本大震災岩沼市の記録」を発刊することといたしました。発刊に当たっては、スピード感とコスト意識を持ってコミュニティを大切にした復旧・復興に取り組んだ私たちの体験や教訓が、今後起こりうる大災害への備えとして役に立つよう、被災者の生活と住まいの再建から産業の再生まで、復興の歩みを改めて詳しく整理しました。併せて、復興の推進力となった、国内外の民間団体やボランティアの皆様、そして、全国各地の自治体等から派遣いただいた職員の皆様からのご支援・ご協力を本誌にまとめ、広くご紹介することで、改めて感謝を表す機会とさせていただきました。

本誌が、東日本大震災の記憶や教訓を後世に伝えていく一助となれば、幸いです。

おわりに、本誌の発刊にあたり、ご協力いただきました関係者の皆様並びにご支援をいただきました全ての皆様に厚く御礼を申し上げます。

2020年（令和２年）３月

岩沼市長　　菊　地　　啓　夫

はじめに

本誌は、発災当日の2011年（平成23年）３月11日から「岩沼市震災復興計画マスタープラン」の期間満了後の2018年（平成30年）度までの８年間の本市及び関係機関等の活動内容について記載した。

なお、発災から９年が経過し、記録の有無や紙幅等の都合から全てを記載することは難しく、それらのうち、災害対応という観点等から特徴的と考えるものについて、抽出し記載した。したがって、本誌に記載した内容が、その当時、本市において行われた活動の全てではないことに留意願いたい。

編集にあたっては、発災時、発災直後、復旧期、復興期と時系列に整理した。大震災の概要や被害状況、発災直後の対応等についてまとめた「第１章　震災の記録」、被災された市民の皆様の住まいの再建についてまとめた「第２章　コミュニティを大切にした住宅の再建」、多重防御をはじめ幾つもの防災対策についてまとめた「第３章　千年先まで安全･安心なまちづくり」、農業の再生や被災企業の復興、雇用の確保、新しい分野の企業誘致等についてまとめた「第４章　持続可能な産業の復興」、各団体等からの人的・物的支援についてまとめた「第５章　多様な団体等による支援活動」、震災の記憶の風化防止の取り組みや玉浦西地区のまちづくりについてまとめた「第６章　震災の記憶の継承とまちづくり」として構成した。あわせて、各章に記載の内容を写真をとおして、より理解いただくため、記録写真「写真で見るこの８年間」を巻頭に掲載した。

なお、巻末に本市復興に向けた主な動きを時系列にまとめた年表「東日本大震災　岩沼市復興のあゆみ」を掲載し、該当箇所のページを付記した。本市のみならず、災害発生が想定される地域において、防災対策の検討の材料や手がかりとして活用されることにより、将来の災害発生時における被害の抑制や被災者の負担軽減につながることを望む。

【記載上の留意事項】

本文中における表記等の留意事項は以下のとおりである。

⑴役職者の所属･肩書き等は、当時の名称で表記している。

⑵「○○課」や「○○会議」など特に自治体名の記載がない組織名については、岩沼市の組織である。なお、その組織名はその後の組織変更等により名称が変更になっている場合でも当時の名称で表記している。

⑶記事や数値は、特記しない限り原則2019年（平成31年）3月31日現在で表している。

⑷数値は四捨五入されている場合がある（そのため、合計が一致しない場合がある）。

目 次

記録写真　写真で見るこの８年間…… 1

第１章　震災の記録…… 22

第１項　地震・津波の概要 …… 24

1．発生日時…… 24
2．震源地…… 24
3．地震規模…… 24
4．震度…… 24
5．津波の規模…… 25

第２項　被害状況 …… 27

1．地盤沈下面積…… 27
2．津波による浸水面積…… 27
3．人的被害…… 27
4．住家被害…… 27
5．工業団地被害…… 27
6．避難所・避難者数…… 27
7．ライフライン被害と復旧状況…… 29
8．公共施設の被害…… 30
9．公共交通機関の被害…… 33

第３項　発災直後の対応 …… 34

1．岩沼市災害対策本部設置…… 35
2．職員の安否確認等…… 61
3．避難指示発令…… 61
4．避難誘導…… 62
5．避難所開設…… 63
6．被災状況の確認…… 65
7．警察・消防・自衛隊の活動概要…… 77
8．アメリカ軍の支援…… 84
9．国・県への応援要請…… 84
10．警察・消防・自衛隊との情報共有…… 85
11．遺体安置所設置…… 86
12．救護所開設…… 87

第４項　発災直後の生活支援 …… 90

1．支援物資の手配と配送…… 90
2．給水活動…… 91
3．炊出し…… 91
4．災害ボランティアセンター開設…… 92
5．医療活動…… 93
6．災害廃棄物の処理…… 94

7．緊急生活支援金等の支給…… 103
8．市役所窓口の休日開庁…… 103
9．避難所を回る震災相談窓口…… 103
10．住宅等の応急対策…… 103
11．り災証明の発行…… 105
12．エフエムいわぬまによる情報提供…… 107

第５項　復興計画…… 109

1．震災復興基本方針の策定…… 109
2．震災復興計画の策定…… 110
3．環境未来都市と自然共生・国際医療産業都市…… 121

第６項　復興特区法…… 122

1．復興特区法…… 122
2．宮城県の復興への基本的な考え…… 123
3．復興推進計画…… 123
4．復興整備計画…… 124
5．復興交付金事業計画…… 125

第７項　組織体制及び基金等の創設 …… 128

1．発災直後の組織編成と職員の配置…… 128
2．復興に向けた庁内組織の新設等…… 128
3．復興に向けた基金等の創設…… 130

第２章　コミュニティを大切にした住宅の再建　……132

第１項　生活再建支援…… 134

1．被災者相談窓口の開設…… 134
2．災害特別総合行政相談所の開設…… 134
3．災害ボランティアセンターの取組…… 134
4．里の杜サポートセンターの開設…… 135
5．健康・生活調査の実施…… 136

第２項　応急仮設住宅…… 137

1．応急仮設住宅の設置…… 137
2．応急仮設住宅の募集と入居…… 138
3．応急仮設住宅の管理…… 139
4．応急仮設住宅の解消…… 140

第３項　集団移転…… 141

1．集団移転の経緯…… 141
2．防災集団移転促進事業の概要…… 143
3．玉浦地区復興まちづくりワークショップ…… 149
4．玉浦西地区まちづくり検討委員会…… 150
5．移転先の整備…… 157
6．まち開き…… 159
7．東保育所の玉浦西地区への移転再建…… 160
8．玉浦西地区のまちづくりが石川賞等を受賞…… 161
9．NHK が岩沼市のまちづくりを取材 …… 161

第４項　災害公営住宅…… 162
1．災害公営住宅の概要…… 162
2．災害公営住宅の造成及び建設工事…… 164
3．入居の状況…… 164

第３章　千年先まで安全・安心なまちづくり ……166

第１項　防災対策…… 168
1．地域防災計画の見直し…… 168
2．災害に強いまちづくり…… 169

第２項　多重防御…… 175
1．海岸堤防…… 177
2．千年希望の丘の築造…… 180
3．海岸防災林…… 184
4．貞山運河…… 185
5．かさ上げ道路と避難道路の整備…… 186

第３項　排水対策 …… 190
1．事業の概要…… 190
2．事業の経緯…… 190

第４章　持続可能な産業の復興 ……192

第１項　農業の復興…… 194
1．農業の被害状況と農業復興の基本方針…… 194
2．各種支援事業…… 195
3．農業法人化…… 195
4．農地の復旧とほ場整備…… 196
5．排水路・排水機場の復旧・新設整備…… 197
6．農村地域復興再生基盤総合整備事業による太陽光発電施設の建設…… 197

第２項　商工業の復興…… 198
1．岩沼市商工会の取組…… 198
2．工業団地の取組…… 200

第３項　企業誘致…… 203
1．企業誘致に係る各種支援制度…… 203
2．太陽光発電施設の誘致…… 203
3．新たな産業用地の造成…… 204

第５章　多様な団体等による支援活動 ……210

第１項　民間団体や NPO 等の活動 …… 212
1．民間団体による支援…… 212
2．NPO 等による活動 …… 213
3．JOCA による支援…… 214

第２項　自治体や海外諸国等の支援 …… 216
１．自治体からの支援…… 216
２．海外姉妹都市等からの支援…… 220
３．海外諸国からの支援…… 220

第３項　スポーツ・文化団体による支援活動 …… 222
１．スポーツ団体・個人の活動…… 222
２．文化団体・個人の活動…… 222

第６章　震災の記憶の継承とまちづくり……226

第１項　震災の記憶の継承 …… 228
１．慰霊施設の整備…… 228
２．記憶の継承…… 231

第２項　新しいまちづくり …… 238
１．玉浦西まちづくり住民協議会…… 238
２．玉浦小学校・中学校の活動…… 238
３．大型商業施設の進出…… 239
４．玉浦コミュニティセンター開所…… 239
５．移転を終えて…… 239
６．玉浦西記念碑の設置…… 240

年表　東日本大震災　岩沼市復興のあゆみ……241

記録写真

写真で見る
この8年間

写真で見るこの8年間

震災の記録

2011年（平成23年）3月11日14時46分、「東北地方太平洋沖地震」（気象庁命名）が発生。マグニチュード（M）9.0、最大震度7（宮城県栗原市）、国内観測史上最大規模の地震であった。

14時49分には大津波警報が発表され、15分～30分後には、巨大津波が東北・北関東エリアの沿岸部地域を襲った。この地震・津波でもたらされた災害を、政府は「東日本大震災」と命名した。

●地震の概要

東日本大震災による岩沼市の地震の震度は6弱で、約500haの土地が地盤沈下し、市域の約8%が海抜0m以下となった。

地震では市道桑原北長谷線の陥没や地割れなどがあった。

地震直後の市役所庁舎内の様子

●津波の概要

そして、地震の後に襲った津波では、市域の約48%に当たる約29㎢の土地が浸水した。

2011年（平成23年）3月11日、15時56分。県南浄化センター（写真提供：宮城県）

2011 年（平成 23 年）3 月 11 日 15 時 56 分撮影の航空写真。仙台空港周辺など岩沼市の東部沿岸地区に押し寄せる津波のすさまじい姿が残っている。
（写真提供：手塚耕一郎・毎日新聞社・アフロ）

2011 年（平成 23 年）3 月 11 日 15 時 54 分～ 16 時 01 分。大津波警報から約 70 分後、県南浄化センター（藤曽根地区）に押し寄せる津波（写真提供:宮城県）

●被害状況

仙台空港周辺が津波で冠水（2011 年（平成 23 年）3 月 14 日　17 時 39 分～ 40 分撮影）

東部沿岸 6 地区が津波で冠水。7 日後の被災写真（長谷釜地区
2011 年（平成 23 年）3 月 18 日　16 時 12 分撮影）

蒲崎地区（2011 年（平成 23 年）3 月 14 日　8時 51 分撮影）

新浜地区（2011 年（平成 23 年）3 月 18 日　9時 12 分撮影）

玉浦公民館駐車場（2011 年（平成 23 年）3 月 11 日　17 時
02 分撮影）

早股地区（2011 年（平成 23 年）3 月 12 日　8時 25 分撮影）

赤井江マリンホームと千寿荘（2011 年（平成 23 年）3 月 19 日
9時 21 分撮影）

旧図書館（2011 年（平成 23 年）3 月 12 日　7時 56 分撮影）

東保育所（2011 年（平成 23 年）3 月 13 日　9時 19 分撮影）

玉浦小学校（津波直後の学校周辺）

玉浦公民館から見た玉浦中学校の状況（津波直後の学校周辺）

岩沼臨空工業団地周辺の津波被害（2011 年（平成 23 年）
3月17日　15 時 39 分撮影）

ドラッグストアなどに行列ができた。（2011 年（平成 23 年）
3 月 20 日）

県道岩沼海浜緑地線が津波で分断。津波で土が流され海と赤井江が
繋がっている。

津波で全壊した二の倉工業団地

●救急・救命活動

2011 年（平成 23 年）3 月 11 日、地震発生直後に岩沼市長を本部長とする岩沼市災害対策本部（市役所）を設置、以降、会議には国土交通省東北地方整備局、陸上自衛隊などからの出席も得て、避難、救命、救助、安否確認など緊急の災害対応策を徹底した（2013 年（平成 25 年）3 月 31 日閉鎖）。

最初の会議で本部長が「人命最優先で対応」と指示したように、その活動は、警察、消防、自衛隊、医療団体等との連携が不可欠のものであった。

2011 年（平成 23 年） 3月 11 日、岩沼市災害対策本部設置（市役所1階大会議室）

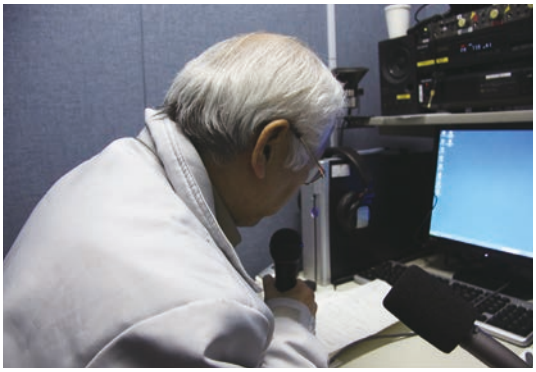

2011 年3月 11 日、「エフエムいわぬま」で市長が自ら情報発信

2011 年3月 12 日、庁舎前広場などで水の供給を開始

2011 年 3 月 19 日レスキュー サウス アフリカ (RSA) と県警による捜索打合せ

2011年3月13日から自治体などによる給水支援がはじまる。

2011 年3月 12 日から本格的な炊出しを開始

2011 年 3 月 12 日から自衛隊による救出・捜索活動やがれき撤去が開始

ボートで救出や行方不明者捜索を実施（寺島地区）

一軒ずつ建物を確認して行方不明者を捜索（空港南地区）

漂着した物を取り除きながら行方不明者を捜索（相野釜地区）

南国市消防団による応援（捜索活動に参加）

2011 年3月 12 日、日本赤十字社が活動を開始

2011 年3月 21 日、支援物資を公用車車庫に搬入（第一陣は 3 月 12 日に到着）

2011 年3月 14 日、市役所玄関前に災害総合案内窓口を開設

2011 年3月 17 日、市役所1階に特設公衆電話設置

2011 年3月 29 日、震災家庭ごみの搬入受入開始

岩沼市消防署、岩沼市消防団による救助・救護活動

●避難所

2011年（平成23年）3月11日15時、災害対策本部長の指示で避難所を開設。指定避難所に、自発的に避難所となった民間の施設も加え、計39か所で避難者を受け入れた。岩沼市では学校避難所を早期に解消し、公共の文化施設等への集約を図ったことや、仮設住宅の早期完成により6月5日には県内で最初に避難所を閉鎖したことなどが特徴であった。

津波で被災した玉浦小学校は被災直後（3月11日～13日）避難所となっていた。

仙台空港ビルは被災直後（3月11日～15日）避難所となっていた。

2011年3月30日、村井知事、井口市長ら避難所（市民会館・中央公民館）訪問

岩沼小学校は（3月11日～24日）中央地区の避難所となった。

食料、水、衣料など多くの支援物資が届いた。

●復興計画

2011 年（平成 23 年）4 月 25 日、岩沼市震災復興本部を設置し、同日「岩沼市震災復興基本方針」を策定、同年 5 月 7 日に復興計画をまとめる取組がスタート。

同年 8 月 7 日には震災復興計画グランドデザインが決定し、宮城県内では最も早い策定となった。9 月 27 日には「震災復興計画マスタープラン」へと発展し、事業内容が次第に具体化していった。

2011 年（平成 23 年） 5月7日、第1回岩沼市震災復興会議開催

2011 年8月7日、第４回岩沼市震災復興会議で岩沼市震災復興計画グランドデザイン決定（市長提言）

2011 年8月 10 日、震災復興計画素案に関する市民説明会開催

2011 年 11 月3日、岩沼市制施行 40 周年記念式典～愛と希望の復興～開催

2011 年6月4日、皇太子同妃両殿下（現天皇皇后両陛下）が相野釜地区の被災状況をご覧になられた。

生活の再建

計 5,428 戸が被災し、そのほとんどが、津波で壊滅した東部沿岸 6 地区（相野釜･藤曽根･二野倉･長谷釜･蒲崎･新浜）や、浸水地域（寺島、早股、林、恵み野、矢野目など）に集中していた岩沼市では生活の再建が大きな課題であった。

避難所生活から仮設住宅（プレハブ仮設、みなし仮設）、集団移転へと、被災地のトップランナーとして取組を推進した。

避難所で仮設住宅などの説明会を行った（市民会館・中央公民館）

2011 年（平成 23 年）3 月 28 日、プレハブ仮設住宅着工

●生活再建支援

2011 年（平成 23 年）3 月 12 日、岩沼市では、他市町村に先駆けて岩沼市災害ボランティアセンターを開設。同年 3 月 13 日から、避難所や浸水地域生活者の生活支援へのボランティア派遣を開始した。

同年 8 月 1 日からは岩沼市復興支援センタースマイルと改称し､2016 年(平成 28 年)3 月 31 日に閉鎖するまで、同年 7 月 1 日に設置した里の杜サポートセンター((公社)青年海外協力協会(JOCA))とともに仮設住宅のコミュニティ支援をはじめ、みなし仮設入居者の生活支援や交流事業などを実施する大きな拠点となった。

連日、多くのボランティアが集合

みなし仮設住宅の住民には、まじゃっぺ岩沼、うつくしまサロン、編み物サロンなどの交流会開催や、訪問などで支援

里の杜サポートセンター（JOCA）による見守り活動

●仮設住宅

2011年（平成23年）3月28日、里の杜駐車場に仮設住宅の建設工事をスタート。以後の工事で里の杜東･西･南住宅と名づけた3か所のプレハブ仮設住宅、計384戸を建設した。

同年4月29日には引き渡しを始め、6月4日には全住宅で入居完了。2016年（平成28年）4月28日、県内で最初に閉鎖するまで、被災者の生活拠点となった。

また、2012年（平成24年）3月からは、復興支援センタースマイルによる本格的なみなし仮設入居者への支援もスタートした。

2011年（平成23年）4月29日、仮設住宅の完成、引き渡し開始

2011年6月25日、仮設住宅サポートセンター開設のため（公社）青年海外協力協会と運営協定締結

2011年7月28日、仮設住宅で健幸スマイル体操による“健幸”づくり活動開始

2011年8月22日～24日、仮設住宅に入居する小・中学生対象のSUNS UNサマースクール開催

●集団移転と災害公営住宅

仮設住宅の完成、入居と並行して、2011年（平成23年）4月18日には、津波で甚大な被害を受けた沿岸6地区等との東日本大震災の復興に向けた懇談会（後6地区代表者会）を開始し、定期的に住宅再建等について話し合うこととした。

同年11月2日には、6地区代表者会で三軒茶屋西土地区画整理事業地の西側農地（現・玉浦西地区）を集団移転先として選定。2012年（平成24年）3月23日には､防災集団移転促進事業及び農地転用の国の同意を受け、移転戸数471戸の集団移転の取組が進んだ。2015年（平成27年）3月には、再建した戸建住宅や災害公営住宅への入居がほぼ完了した。

2012年（平成24年）6月11日、玉浦西地区まちづくり検討委員会スタート

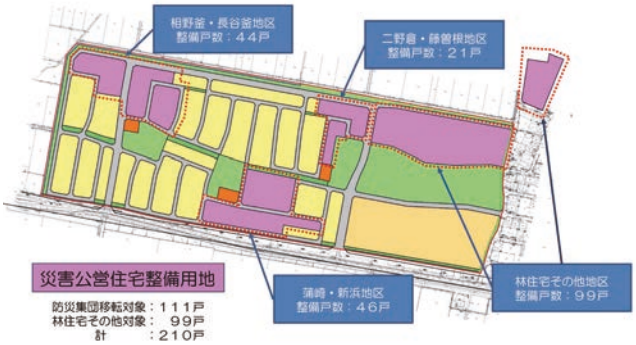

玉浦西地区まちづくり検討委員会では、住宅や公園、施設等の配置など熱心な検討が行われた。

2012 年（平成 24 年）8月5日、玉浦西地区造成工事起工式

2013 年（平成 25 年）12 月 21 日、玉浦西地区第1期宅地引き渡し式

2013 年（平成 25 年）11 月 25 日、まちづくり検討委員会から市長へ最終報告書が渡された。

2014 年（平成 26 年）4 月 27 日、玉浦西地区第３期宅地引き渡し式

2015 年（平成 27 年）2月 11 日、玉浦西地区第1期災害公営住宅鍵引き渡し式

2015 年（平成 27 年）7 月 19 日、玉浦西まち開き（記念碑除幕式）

安全・安心なまちづくり

「岩沼市震災復興計画マスタープラン」を策定して以降、海岸堤防、貞山運河、かさ上げ道路、千年希望の丘など「多重防御」を整え、防災に関する活動に取り組み、減災を基本とした安全・安心なまちづくりを進めた。

●防災対策

2013年（平成25年）3月、岩沼市防災会議は東日本大震災を踏まえ、今後の災害に備えるため「岩沼市地域防災計画」の見直しを行い、一般災害対策、地震災害対策、津波災害対策を改定した。

2013年（平成25年）3月22日、災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定調印式

2013年（平成25年）3月23日、仙台湾南部海岸（空港区間）堤防が完成

2013年（平成25年）3月27日、第3回岩沼市防災会議で「岩沼市地域防災計画」決定

2013年（平成25年）9月1日、東部地区で津波を想定した避難訓練

2018年（平成30年）3月24日、かさ上げ道路「玉浦希望ライン」全線開通

2015年（平成27年）10月2日、岩沼市防災推進委員会

●多重防御

「減災を基本とした安全・安心なまちづくり」の基本は、津波に対して４つの防御線を構築する「多重防御」という構想であった。第一の防御線は海岸堤防の整備、第二の防御線は千年希望の丘の整備、第三の防御線は貞山運河の堤防かさ上げ、第四の防御線は市道のかさ上げというものである。これに加えて、沿岸から内陸へ向かう避難道路を複数整備する考えも含まれた。

完成した海岸堤防

かさ上げ道路（相野釜蒲崎線）

改修後の貞山運河（相野釜付近）

完成した避難路（藤曽根線・新間堀実苗線）

2013 年（平成 25 年） 1月 19 日、阿武隈川河口部堤防復旧事業着工式

千年希望の丘　相野釜公園の完成予想図

2013 年（平成 25 年）6 月 9 日、相野釜地区に千年希望の丘の1号丘完成、第1回植樹祭開催

2014 年（平成 26 年）4 月 12 日、造成工事中の千年希望の丘（相野釜公園）

復旧が進む海岸防災林

産業の振興

「岩沼市震災復興計画マスタープラン」では、既存の産業の振興とともに新たな産業の創出をリーディングプロジェクトの一つとして掲げた。農業では農地の復旧・再生、農業生産の高付加価値化・経営多角化等、商工業では工業団地の再建支援、企業誘致等を進め、津波冠水した沿岸部では自然エネルギー生産拠点整備などに取り組んだ。

2011 年（平成 23 年）3 月 19 日、被災した岩沼臨空工業団地

●農業の振興

2013 年（平成 25 年）度からライスセンター整備が始まった。

2013 年（平成 25 年）4 月 24 日、林地区復興事務所引渡式

2013 年（平成 25 年）10 月 10 日、寺島地区で3年ぶりに玉浦の稲穂

2013 年（平成 25 年）4 月 17 日、農業機械の引渡式

●商工業の振興

2017 年（平成 29 年）９月、新しい工業団地として造成が進む移転元地を活用した臨空西原産業用地

2011 年（平成 23 年）４月 13 日、仙台空港が復旧

2017 年（平成 29 年）10 月 30 日、物流拠点整備を目指す矢野目西地区土地区画整理事業安全祈願祭

農地として利用が困難になった土地を活用してメガソーラーを誘致（相野釜地区）

福幸市～コンタ君の倍返しラリー～チケット購入に長い列

様々な団体等による支援活動

2011 年（平成 23 年）3 月 12 日に山梨県の緊急消防援助隊が捜索活動に参加し、翌日、岐阜県羽島市、新潟県新発田市から給水車の応援があるなど、震災直後から始まった全国の地方公共団体からの人的応援、物的応援は多岐にわたった。

一方、同じく 12 日、日赤医療救護班が活動を開始するなど、民間団体やＮＰＯの人的応援、物的応援も大きな力であった。また、3 月 16 日以降には米軍をはじめ、南アフリカ、台湾、モンゴルなど、外国からの救助隊の活動も加わった。

2011 年（平成 23 年）3 月 20 日、尾花沢市からの給水支援

南アフリカ共和国の国際緊急援助隊 RSA による救助・捜索活動も行われた。

南国市消防団による支援

保健センターでの日赤医療救護班の活動

2011 年（平成 23 年）8 月 20 日、いわぬま復興夏まつり開催。尾花沢市の歌や踊りの応援で賑わった。

2017 年（平成 29 年）3 月 24 日、応援職員による記念植樹

震災の記憶の継承と新しいまちづくり

●震災の記憶の継承

「岩沼市震災復興計画マスタープラン」では、震災の伝承とともに歴史的な景観の保存をリーディングプロジェクトの一つに掲げた。貞山運河の景観保全、海岸防災林の再生等と並んで千年希望の丘等の伝承施設の整備、震災記録の保全、語り部ガイドによる伝承などが進んだ。

2013 年（平成 25 年）11 月 9 日、鳥取の小学生が育てた海岸防災林の苗木が 1 年ぶりに千年希望の丘に戻った。

多重防御のまちづくりのシンボルでもあり、震災の記憶を継承するメモリアルでもある「千年希望の丘」は、2013 年（平成 25 年） 6 月 9 日に 1 号丘（相野釜地区）が完成して第 1 回植樹祭（メモリアル樹望式）を開催した。以後、毎年開催。「千年希望の丘」は、2017 年(平成 29 年)度までに 14 基が完成した。

2011 年(平成 23 年) 6 月 18 日に開催した「東日本大震災岩沼市合同慰霊祭」は、2012 年（平成 24 年） から 3 月 11 日に開催する「東日本大震災岩沼市追悼式」となり、毎年、犠牲となられた方々のご冥福を祈ると同時に、震災の記憶を心にとどめるものとなっている。

2014 年（平成 26 年）5 月 10 日、東日本大震災の犠牲者を弔う慰霊碑が完成し除幕式が行われた。

2017 年（平成 29 年）5 月 27 日、雨上がりにもかかわらず熱気ある植樹祭となった。

2015 年（平成 27 年）10 月 25 日、千年希望の丘で「PARACUP SENDAI リレーマラソン」開催（以後、2016 年（平成 28 年）まで開催）

2011 年（平成 23 年）９月 11 日、追悼と復興を願い復興フェスティバル「がんばろう！宮城 in ABUKUMA」が阿武隈公園グランドで開催された。

2016 年（平成 28 年） 4月 24 日、記録の伝承と交流の拠点となる千年希望の丘交流センター開所

2015 年（平成 27 年）３月13日、天皇皇后両陛下（現上皇上皇后両陛下）が、また同年７月26日には台湾の李登輝元総統など多くの方々が慰霊に訪れた。

津波に耐えた海岸防災林

2017 年（平成 29 年）９月 30 日、10 月１日の２日間にわたり東北・みやぎ復興マラソンが開催された。

●新しいまちづくり

玉浦西のまち開きとともに、玉浦西地区では、日常生活の中心となる大型商業施設などがオープン。夏まつり等の被災前の地域行事も復活し、住民が中心となった新しいまちづくりが進展している。玉浦西地区では、相野釜、玉浦西二の倉、長谷釜、玉浦西二丁目の４つの町内会と、それを総括する玉浦西まちづくり住民協議会ができ、まちづくりの中心となっている。

集団移転、そして新しいまちづくりがかなった玉浦西地区

2017 年（平成 29 年）５月１日、玉浦コミュニティセンター開所

2015 年（平成 27 年） 7月7日、玉浦西地区に大型商業施設・フーズガーデン玉浦食彩館オープン

玉浦西地区の４つの公園は、玉浦中学校の生徒が発案した「た・ま・う・ら」を頭文字とした、「大樹」「まごころ」「うぐいす」「楽々」の名称となった。

玉浦西地区では、2016 年（平成 28 年） から毎年 8 月に「玉浦西夏祭り」が開催されるなど住民主体のまちづくりが進んでいる。

第１章　震災の記録

2011 年（平成 23 年）3 月 11 日に発生した東日本大震災は、869 年の貞観地震（津波）や 1611 年の慶長三陸地震（津波）に匹敵する巨大な地震であり、本市にとって過去に経験したことのない未曾有の被害をもたらした。

2011 年（平成 23 年）4 月 21 日、宮城県の土木部次長らが本市を訪れ、県の「復興まちづくり計画案」について説明があり、その中で、被災地の復興、防災、まちづくりを支援することが伝えられた。また、同年 5 月 18 日には、国土交通省の企画専門官らが本市を訪れ、同年 5 月 2 日に成立した国土交通省関係補正予算による国直轄事業の津波被災市街地の復興手法調査によりコンサルタントが調査とともに市の支援を行う旨の説明があった。また、専門官らが地区担当として本市を支援することが伝えられた。

これらに基づき、本市では、同年 4 月 25 日に設置した岩沼市震災復興本部において復興計画の検討に着手し復旧・復興に取り組んだ。

第 1 章では、この大震災の地震、津波の規模や被害状況、発災直後の対応、さらに復興計画の策定等についてまとめた。

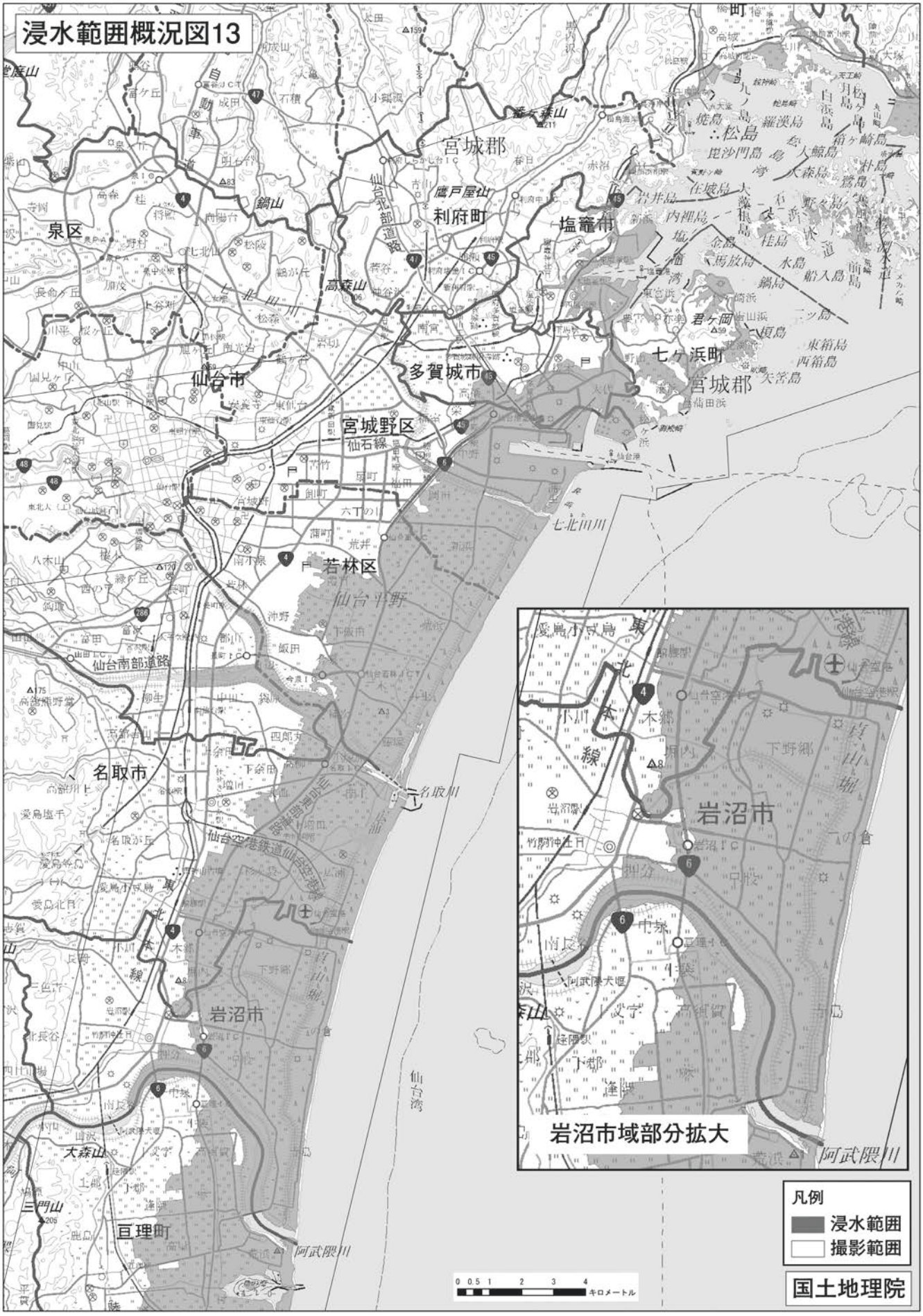

（国土交通省国土地理院「10 万分の 1 浸水範囲概況図 13」より）

第１項　地震・津波の概要

2011 年(平成 23 年)3 月 11 日 14 時 46 分、三陸沖(北緯 38 度 6 分）でモーメントマグニチュード（Mw）9.0 の地震が発生し、宮城県栗原市で震度 7、宮城県、福島県、茨城県、栃木県の 4 県 37 市町村で震度 6 強を観測したほか、東日本を中心に北海道から九州地方にかけての広い範囲で震度 1 から 6 弱を観測し、14 時 49 分には、宮城県の沿岸に大津波警報が発表された。

気象庁は、国内観測史上最大規模の地震であったこの地震を「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震（英語名：The 2011 off the Pacific coast of Tohoku Earthquake)」と命名し、政府はこの地震による震災の名称を「東日本大震災」とした。

2011 年（平成 23 年）3 月 11 日 15 時 56 分　岩沼海浜緑地南ブロック築山から北側を撮影。

2011 年（平成 23 年）3 月 19 日　仙台空港ターミナルビル付近

2011 年（平成 23 年）3 月 14 日、蒲崎地区の農地被害状況

1. 発生日時

2011 年（平成 23 年）3 月 11 日 14 時 46 分

2. 震源地

三陸沖（牡鹿半島の東南東約 130km 付近）

※震源地は岩沼市の真東の位置（北緯 38 度 06.2 分、東経 142 度 51.6 分、震源の深さ約 24km）

3. 地震規模

震源の深さ約 24km、モーメントマグニチュード（Mw）9.0。国内観測史上最大規模。

4. 震度

岩沼市震度 6 弱。最大震度は宮城県栗原市で震度 7。

大きな余震も続く（岩沼市域で震度 5 弱以上の揺れを観測したもの）

・2011 年（平成 23 年）4 月 7 日 23 時 32 分、宮城県沖震源、M7.2 の地震発生、岩沼市で震度 6 弱。
23 時 34 分宮城県全域に津波警報発表。

・同年 4 月 11 日 17 時 16 分、福島県浜通震源、M7.0 の地震発生、岩沼市で震度 5 弱。

・2012 年（平成 24 年）12 月 7 日 17 時 18 分、宮城県沖震源、M7.3 の地震発生、岩沼市で震度 5 弱。
17 時 22 分、宮城県全域に津波警報発表。

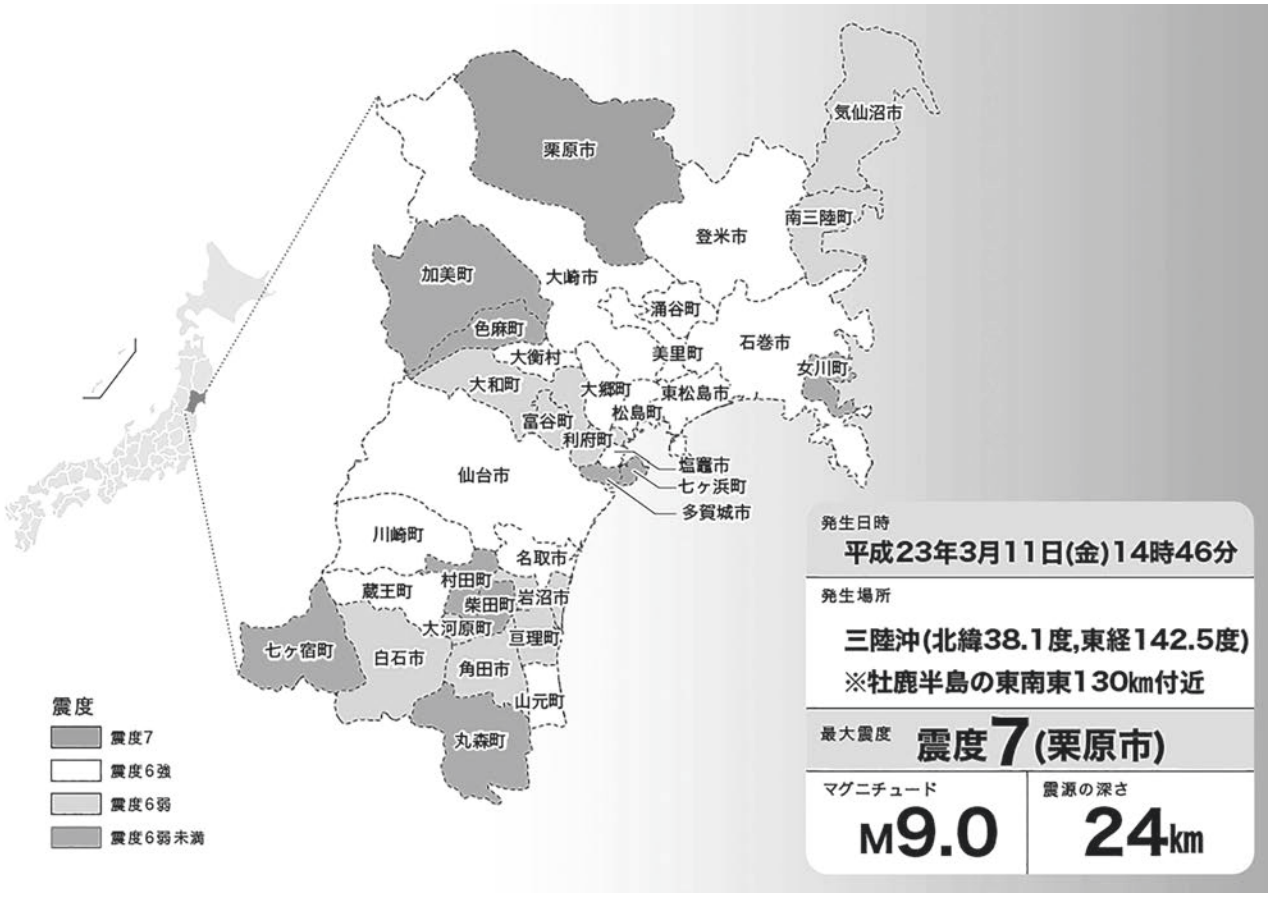

（宮城県『東日本大震災 復旧期の取組 記録誌』,2015 より）

震度 5 強以上を示した宮城県内市町村一覧

震度	県内市町村名
7	栗原市
6 強	仙台市宮城野区・石巻市・塩竈市・名取市・登米市・東松島市・大崎市・蔵王町・川崎町・山元町・大衡村・涌谷町・美里町
6 弱	仙台市青葉区・仙台市若林区・仙台市泉区・気仙沼市・白石市・角田市・岩沼市・大河原町・亘理町・松島町・利府町・大和町・大郷町・富谷町（現富谷市）・女川町・南三陸町
5 強	仙台市太白区・多賀城市・七ヶ宿町・村田町・柴田町・丸森町・七ヶ浜町・色麻町・加美町

（宮城県『東日本大震災 - 宮城県の発災後 1 年間の災害対応の記録とその検証 -』,2015 より）

5. 津波の規模

・高さ 10.5m。（次ページ参照）

・浸水面積 2,828ha。（宮城県『東日本大震災 宮城県の発災後 1 年間の災害対応の記録とその検証』,2015 より）

・到達距離 日本製紙工場阿武隈川河川敷側。沿岸から直線距離で約 5.7km。

・津波最大波到達時間　15 時 50 分
地震発生から津波到達までの時間　1 時間 4 分
（国土交通省「東日本大震災による被災現況調査結果」より）

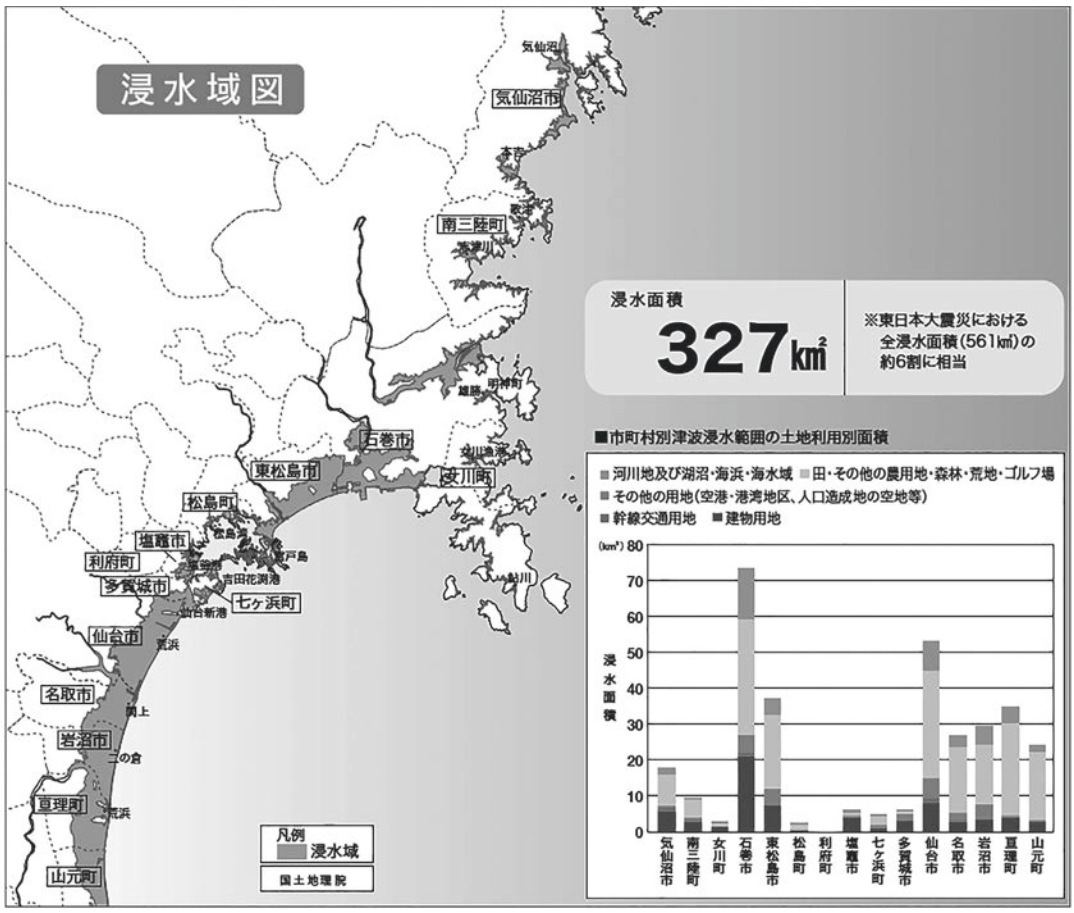

（宮城県『東日本大震災 復旧期の取組 記録誌』,2015 より）

津波浸水した宮城県内市町村一覧

現市町村	旧市町村・区	最大浸水高（T.P.m）	最大遡上高（T.P.m）	推定浸水域にかかる人口・世帯数	
				人口（当該市町村内比率）	世帯数（当該市町村内比率）
気仙沼市	唐桑町	15.2m	21.1m	29,648 (40.3%)	10,456 (41.1%)
	気仙沼市	16.6m	17.3m		
	本吉町	19.3m	22.3m		
南三陸町	歌津町	18.1m	26.1m	13,306 (76.3%)	4,109 (77.6%)
	志津川町	19.6m	20.2m		
石巻市	北上町	14.4m	17.8m	102,6070 (63.9%)	39,091 (77.6%)
	雄勝町	16.2m	21.0m		
	河北町	5.0m	8.8m		
	河南町	2.6m	−		
	石巻市	11.5m	12.0m		
	牡鹿町	17.5m	26.0m		
女川町	女川町	18.5m	34.7m	8,816 (87.7%)	3,470 (87.4%)
東松島市	矢本町	7.6m	−	32,993 (76.9%)	10,917 (78.0%)
	鳴瀬町	10.1m	−		
松島町	松島町	2.8m	−	1,994 (12.9%)	738 (14.3%)
利府町	利府町	6.3m	−	242 (0.7%)	96 (0.9%)
塩竈市	塩竈市	4.8m	−	173 (0.3%)	80 (0.4%)
七ヶ浜町	七ヶ浜町	11.6m	−	9,433 (46.2%)	2,850 (44.4%)
多賀城市	多賀城市	5.5m	−	13,681 (21.7%)	5,421 (22.5%)
仙台市宮城野区	仙台市宮城野区	13.9m	−	11,858 (6.2%)	4,129 (4.9%)
仙台市若林区	仙台市若林区	11.9m	−	8,700 (6.6%)	2,470 (4.2%)
仙台市太白区	仙台市太白区	2.1m	−	2,519 (1.1%)	818 (0.9%)
名取市	名取市	11.8m	−	12,132 (16.6%)	3,956 (15.7%)
岩沼市	岩沼市	10.5m	−	7,310 (16.5%)	2,082 (13.4%)
亘理町	亘理町	8.1m	−	13,186 (37.8%)	3,983 (36.1%)
山元町	山元町	14.6m	10.4m	9.341 (55.9%)	3,021 (57.7%)

（宮城県『東日本大震災 - 宮城県の発災後１年間の災害対応の記録とその検証 -』,2015 より）

第２項　被害状況

大地震の後、高さ 10.5m もの津波により東部道路の東側地域では大規模な浸水を受け、住宅や農地などに非常に大きな被害を受けた。

死者 180 人、行方不明１人、家屋被害 5,428 戸、被害農地 1,240ha という過去に例を見ない極めて甚大な被害であった。第２項では、本市被害状況と即時に対応した復旧のあらましを紹介する。

1. 地盤沈下面積

約500haの土地が地盤沈下。市域の約８% が海抜０m以下となる。

2. 津波による浸水面積

約29㎢。市域の約48%。被災した沿岸市町村で最大の規模。

3. 人的被害

直接死　180 人（市内での遺体確認数）
市内で亡くなられた市民 133 人
市外で亡くなられた市民 16 人
市内で亡くなられた市外居住者 47 人
関連死　　６人（当該災害が原因で死亡）
行方不明　１人（戸籍法に基づく死亡届出あり）
（以上、2014 年（平成 26 年）１月末時点）
重軽傷者293人（消防庁災害対策本部 2012 年（平成 24 年）３月 13 日時点）

沿岸部の人的被害状況

地区名	死亡者数	被災前住民数（世帯数）
相野釜地区	43 人	380 人（117 世帯）
藤曽根地区	3 人	81 人（ 20 世帯）
二野倉地区	19 人	359 人（101 世帯）
長谷釜地区	37 人	272 人（ 81 世帯）
蒲崎地区	11 人	489 人（132 世帯）
新浜地区	5 人	116 人（ 46 世帯）
合計	118 人	1,697 人（497 世帯）

（岩沼市「岩沼市震災復興計画グランドデザイン」より）

4. 住家被害

住家被害

区分	戸数	備考
全壊	736 戸	
大規模半壊	509 戸	内床上浸水　1,611 戸
半壊	1,097 戸	内床下浸水　114 戸
一部損壊	3,086 戸	
計	5,428 戸	

非住家被害

区分	棟数
公共建築物	15 棟
その他	3,111 棟
計	3,126 棟

※ 2012 年（平成 24 年）11 月末時点（岩沼市防災課より）

5. 工業団地被害

全壊　　90 事業所
大規模半壊　　42 事業所
半壊　　53 事業所
一部損壊・他　　９事業所

2011 年（平成 23 年）６月 14 日時点での岩沼臨空工業団地、二の倉工業団地の被害調査結果となる。調査は、り災証明（事業用）、電話等による聞取り調査に基づくもの。第４章　継続可能な産業の復興で再度詳述する。

6. 避難所・避難者数

開設期間

2011 年（平成 23 年）３月 11 日～６月５日（県内最初に避難所閉鎖）

次ページの表のとおり、最大時 6,825 人（３月 13 日、26 か所）

震災当初は 33 施設に約 6,194 人が避難していたが、同年３月 27 日時点では３施設に合計 760 人の方が避難していた。

岩沼市の避難所及び避難者数（概数）一覧

No	区分	施設名	開設	閉鎖	3/11	3/12	3/13	3/14	3/15	3/16	3/17	3/18	3/19	3/20	3/21	3/22	3/23	3/24	3/25	3/26	3/27	計
1	指定	市民会館・中央公民館	3/11	6/5（8:30）	400	800	800	850	850	850	800	750	750	600	600	570	413	413	430	400	380	続く
2	指定	総合体育館	3/11	5/24（16:00）	150	150	150	500	500	500	430	450	450	430	430	450	450	356	316	306	286	続く
3	指定	農村環境改善センター	3/24	5/2（16:00）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100	100	94	94	続く
4	指定	岩沼小学校	3/11	3/24（14:00）	400	365	400	201	201	201	201	201	201	48	48	35	31	22	閉鎖			2555
5	指定	岩沼南小学校	3/11	3/12（-）	100	閉鎖																100
6	指定	岩沼中学校	3/11	3/24（14:00）	300	265	270	135	135	140	140	70	70	46	46	23	17	7	閉鎖			1,664
7	指定	岩沼北中学校	3/11	3/24（14:00）	300	300	150	210	210	80	80	90	53	26	26	25	14	11	閉鎖			1,575
8	指定	岩沼西小学校	3/11	3/15（-）	100	200	200	200	閉鎖													700
9	指定	岩沼西中学校	3/11	3/21（16:00）	200	50	130	150	150	100	100	30	30	21	11	閉鎖						972
10	指定	玉浦小学校	3/11	3/14（11:00）	600	575	600	閉鎖														1,775
11	指定	玉浦中学校	3/11	3/14（11:00）	620	620	670	閉鎖														1,910
12	その他	総合福祉センター	3/11	3/24（14:00）	62	150	225	200	200	200	200	235	235	152	152	91	70	50	閉鎖			2,222
13	その他	保健センター	3/11	3/18（-）	20	40	40	13	13	13	13	6	閉鎖									158
14	その他	北部老人憩いの家	3/11	3/15（18:00）	40	80	80	29	21	閉鎖												250
15	その他	西保育所	3/11	3/12（-）	15	閉鎖																15
16	その他	相の原保育所	3/11	3/12（-）	7	閉鎖																7
17	その他	市役所市民ﾎｰﾙ・東棟	3/11	3/14（8:00）	30	60	45	閉鎖														135
18	その他	玉浦公民館	3/11	3/13（-）	6	6	閉鎖															12
19	指定	ハナトピア岩沼	3/11	3/19（16:00）	70	70	70	41	41	41	21	20	20	閉鎖								394
20	指定	勤労者活動センター	3/15	3/27（午前）	0	0	0	0	147	110	110	80	80	50	50	50	16	3	3	3	閉鎖	702
21	その他	西公民館	3/11	3/12（-）	27	閉鎖																27
22	その他	グリーンピア岩沼	3/11	3/17（午前）	131	150	155	104	89	53	21	閉鎖										703
23	指定	竹駒神社崇敬会館	3/11	3/23（16:00）	40	40	40	50	50	40	40	40	40	34	34	34	34	閉鎖				516
24	指定	空港ビル	3/11	3/16（14:00）	1,100	1,300	1,300	320	130	閉鎖												4,150
25	指定	名取高校武道館	3/11	3/14（午前）	125	125	130	閉鎖														380
26	指定	岩沼高等学園	3/11	3/24（14:00）	100	100	105	100	100	80	80	50	30	20	20	19	19	19	閉鎖			842
27	その他	岩沼警察署柔道場	3/11	3/14（午前）	100	100	100	閉鎖														300
28	指定	矢野目地区中央集会所	3/11	3/14（午前）	200	200	200	閉鎖														600
29	その他	矢野目工業団地	3/11	3/14（-）	400	400	400	閉鎖														1,200
30	その他	矢野目上自主防災ﾃﾝﾄ	3/14	3/20（-）				35	35	35	35	35	35	閉鎖								210
31	－	南浜中央病院			300	300	300	300														1200
32	－	総合南東北病院				100	100	100	100	100	100	100	100	8	8	8	8	8	停止			840
33	－	早股中（高橋宅）			11	11																22
34	－	寺島（民家）			30	30																60
35	－	二の倉（氏家宅）			30																	30
36	その他	創価学会文化会館	3/11	3/25（午前）	150	150	150	150	150	30	30	30	30	30	30	30	30	22	閉鎖			1,012
37	その他	千貫団地集会所	3/11	3/24（-）	30						50	15	15	10	10	10	10	10	閉鎖			160
38	その他	ふたき旅館	3/16	3/24（14:00）	0	0	0	0	0	80	80	80	80	80	80	80	80	閉鎖				640
39	－	しおかぜ福祉会				15	15	15	15	15	15	15										105
計					6,194	6,752	6,825	3,703	3,137	2,668	2,546	2,297	2,219	1,555	1,545	1,425	1,192	1,021	849	803	760	続く

No	区分	施設名	3/28	3/29	3/30	3/31	4/1	4/2	4/3	4/4	4/5	4/6	4/7	4/8	4/9	4/10	4/11	4/12	4/13	4/14	4/15	4/16	計
1	指定	市民会館・中央公民館	381	368	368	355	355	344	334	343	343	343	347	336	336	330	330	320	320	320	321	312	続く
2	指定	総合体育館	276	261	261	261	261	249	214	200	171	165	167	166	160	154	147	147	148	151	143	141	続く
3	指定	農村環境改善センター	87	87	87	87	87	86	83	83	83	83	84	83	83	83	78	78	74	74	74	74	続く
計			744	716	716	703	703	679	631	626	597	591	598	585	579	567	555	545	542	545	538	527	続く

No	区分	施設名	4/17	4/18	4/19	4/20	4/21	4/22	4/23	4/24	4/25	4/26	4/27	4/28	4/29	4/30	5/1	5/2	5/3	5/4	5/5	5/6	計
1	指定	市民会館・中央公民館	309	304	305	295	292	292	292	288	289	289	288	288	241	241	241	236	236	232	231	230	続く
2	指定	総合体育館	136	132	130	129	129	126	126	126	126	124	124	124	120	120	120	111	111	124	108	108	続く
3	指定	農村環境改善センター	68	68	68	68	67	67	65	63	59	59	59	59	58	34	25	9	閉鎖				2,922
計			513	504	503	492	488	485	483	477	474	472	471	471	419	395	386	356	347	356	339	338	続く

No	区分	施設名	5/7	5/8	5/9	5/10	5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17	5/18	5/19	5/20	5/21	5/22	5/23	5/24	5/25	5/26	計
1	指定	市民会館・中央公民館	230	230	230	230	230	220	220	220	220	205	205	205	200	200	200	196	84	82	82	82	続く
2	指定	総合体育館	108	108	108	108	116	116	116	46	46	46	46	46	46	46	11	10	9	5	閉鎖		13,738
計			338	338	338	338	346	336	336	266	266	251	251	251	246	246	211	206	93	87	82	82	続く

No	区分	施設名	5/27	5/28	5/29	5/30	5/31	6/1	6/2	6/3	6/4	6/5	計	合計
1	指定	市民会館・中央公民館	82	82	78	78	71	71	70	9	5	閉鎖	27,198	
計			82	82	78	78	71	71	70	9	5			72,001

（岩沼市防災課より）

前ページのとおり、岩沼市の避難所及び避難者数（概数）一覧により3月11日から3月28日までの経緯をたどることができる。そして、その後も開設していたわずかな避難所も、避難者の仮設住宅入居の完了により6月5日には県内全市町村に先駆けて閉鎖となった。

7. ライフライン被害と復旧状況

地震動によるライフラインへの被害発生後、沿岸部では巨大津波により、排水機場、下水処理場、水道施設、送電施設、電話設備等の基幹施設が壊滅的な被害を受けた。市内の状況は次のとおり。

電　気：

全戸停電

2011年（平成23年）3月14日　一部地域の通電開始

同年3月18日　沿岸部以外通電

同年4月18日　市内電力の97%復旧

以降、順次本格通電

同年5月10日　岩沼市全域通電完了

電　話：

2011年（平成23年）3月11日　全戸不通

同年3月16日　沿岸部以外ほぼ開通

水　道：

全戸断水

2011年（平成23年）3月11日　震災発生当日から市役所前にある備蓄タンクより給水開始

同年3月13日　給水車による水の供給開始(最大で市内6か所)

同年3月14日　市内玉崎浄水場復旧

同年3月18日　一部地域の通水を開始し、順次通水地域を拡大した。

同年3月25日　貞山運河東側と岩沼臨空工業団地及び二の倉工業団地を除くほとんどの地域で仮復旧。一方、家屋が流出した沿岸部6地区の609戸では、通水を遮断した。

同年4月10日　復旧率は給水人口ベースで98.5%。

同年4月11日　仙南・仙塩広域水道から受水を開始した。(同年4月15日時点で、水道施設の被害額は、約3,500万円の見積りであった。)

同年4月18日　給水活動を終了

同年5月17日　一部地域（津波被災地）を除き応急復旧を完了

以降、順次本格通水

同年8月11日　一部地域（津波被災地）を除き漏水調査を完了

同年8月11日　災害復旧工事着手

2018年（平成30年）2月28日　災害復旧工事を完了

災害復旧事業費

・応急復旧　送水管：4か所
　　配水管：74か所
　　給水管：11か所
　　費用合計：約1億2,000万円

・災害復旧　配水池（30 t）：1池
　　管路：7,891m
　　費用合計：約4億6,000万円

・震災対応　緊急遮断弁：2基
　　費用：約2億5,000万円

・集団移転に伴う水道事業
　　管路：5,495m
　　備蓄タンク（40 t）：1基
　　費用合計：約1億8,000万円

水道料金等

・水道料金

3月使用分：

全域の水道料金(基本料･使用料)を免除

4月使用分：

津波浸水区域の水道料金（基本料・使用料）を免除

津波浸水区域外は通常どおり

・加入金：再建住宅の加入金を免除

下水道：

宮城県管理の県南浄化センターは、阿武隈川及び白石川沿いの5市6町（仙台市､白石市､名取市、角田市、岩沼市、蔵王町、大河原町、村田町、丸森町、亘理町、山元町）を対象とした流域下水道の終末処理場である。震災では、8mもの大津波により、管理棟2階の床上40cmまで浸水。壊滅状態に陥った。被災した当時は完全復旧に2年はかかると予想されたが、2011年（平成23年）9月の時点で、仮復旧を終え処理場内で沈殿、消毒を行い簡易処

理できるまでとなった。また、岩沼市が管理する公共下水道の管路は、内陸部の破損箇所について同年9月には確認を完了。沿岸部は管路の破損、たわみ、マンホールの隆起など約3.2kmに渡る被害が確認された。以降、国の補助金災害査定終了後、順次工事をすすめ、2013年（平成25年）3月22日、県南浄化センターの施設が復旧したことにより完工した。

ごみ処理施設：

2市2町（名取市・岩沼市・亘理町・山元町）のごみやし尿等の広域処理を行っていた亘理名取共立衛生処理組合の浄化センター（事務所）、亘理清掃センターは、津波により甚大な被害を受けた。被災した施設等の災害復旧修繕を行い、亘理清掃センターについては、2012年（平成24年）9月より通常の運転を開始している。

なお、燃えるごみの焼却については、同施設復旧までの間、大きな被害を逃れた名取クリーンセンターと仙南地域広域行政事務組合（大河原衛生センター、角田衛生センター）の協力により2011年（平成23年）3月28日から処理を開始した。同年6月1日からは、仙台市（今泉工場）の協力も得て処理を行った。

組合事務所については、被災後、岩沼清掃センターに仮事務所を設置し業務を行った。2013年（平成25年）2月から浄化センター管理棟を事務所にして業務を開始した。

し尿処理施設：

2市2町の広域により組合事務所に併設され、し尿及び浄化槽汚泥等を処理していた浄化センターは、人的被害は発生しなかったものの、地震及び津波の被害を受け、建物の冠水は2階にまで達した。地下室と1階部分は完全に浸水したため、主要な機械は稼動不可能となり、また、地盤沈下によって建物本体が約16cm傾いた。

そのため、し尿等の処理が困難となり、暫定的に構成市町の判断でし尿等の処理をすることとなったが、2011年（平成23年）3月18日に宮城県廃棄物対策課より山形県内にし尿処理の受入体制があると紹介を受け、同年3月25日分のし尿汲み取り分から山形県で処理・処分が行われた。処理のスキームとしては、岩沼市クリーンセンター長岡の敷地の一部を借用し、その場所に民間業者からリース契約した20㎥の貯留用仮設タンクを2基設置し、管内から汲み取りしたし尿を一時貯留し、山形県最上川流域下水道（山形処理区）山形浄化センターまで運搬された。また、浄化センターの復旧までに相当の期間を要することが見込まれたことから、既に廃止されていた仙南地域広域行政事務組合が所管する白石衛生センターを一時借用することを依頼し同年4月28日に了解を得て、運転に必要な最低限の修繕を行った上で同年10月から処理した。

浄化センターは、被災した施設の中でも最も海岸に近かったため被害が大きく、復旧に時間がかかった。修繕を終え2013年（平成25年）3月復旧。同年4月から本格稼動を開始した。

堤　防：

海岸堤防9.2km壊滅。応急復旧工事（高さ6m）は2011年（平成23年）8月末に完了。本復旧（高さ7.2m）については、2016年（平成28年）3月5日、仙台湾南部海岸堤防の完成式が行われた。

8. 公共施設の被害

公共土木施設：52億円

※岩沼市内道路

道路被災　198路線239か所

橋梁被災　19橋

下水道施設：29億円

市営住宅：2億2,000万円

農林水産施設：99億円

農業関係総被害額：413億1,200万円

福祉施設：2億円

教育施設：6億5,000万円　ほか

岩沼市沿岸部にある玉浦小学校等の震災当日の記録では、見たこともない大津波が押し寄せる恐怖と校長先生ほか先生方、赤井江マリンホーム職員による冷静な対応を紹介している。

【コラム１：岩沼市立玉浦小学校】

COLUMN —

玉浦小学校は完全な陸の孤島になっていた

平成 23 年 3 月 11 日は金曜日で、前日に続き短縮授業で午後 2 時下校。徒歩、自転車、スクールバスによる通学方法がとられていた。

午後 2 時 46 分に地震があったとき、短縮授業で子ども達は下校後だった。4・5 分間の今までに経験したことのない長い大きな揺れがあった。校舎内に残っていた学校周辺の児童数名と職員は校庭に避難。プールの水が揺れあふれる様子に驚き、揺れがなかなか収まらない長い時間の地震に恐れを感じていた。

しばらくして沿岸部・近隣地域の方々が避難して来たので、職員は、避難所として体育館のゴザ敷きと校舎の被害状況調べなどを行った。地区の方は、平成 22 年 2 月末のチリ津波の教訓もあり、体育館に長机を出して地区ごとの名簿づくりをスムーズに始めていた。

避難して来た住民は老若男女様々で老人や子ども、乳幼児、体の具合の悪い人や車いすの方もいた。東児童館や東保育所の子供達も引率されて体育館に入る。その後、市役所の職員が 4 名が来たので、学校としては一安心であった。

しばらくして、津波が来ると住民が学校に伝えに来た。まさかと思い、職員が携帯のワンセグ放送を見たところ、仙台空港に大津波が来ている様子の放送を見て驚き、本当であることが分った。

すぐに、「体育館にいる人を 3 階に土足のまま避難させなさい。」と校長は指示を出した。貞山堀を越えて津波は来ないという地域の話を知っていたが、学校まで津波が来ることを誰も予想しなかった。

校舎へ移動数分後、校庭にサーッと東側正門から押し寄せ次第に高くなっていった。津波到来に私たちは驚き、次第に津波が高くなる恐怖心を抱いた。学校の北側に面した広い道路は大きな川になり急流の様相だった。津波到来の時刻は午後 3 時 50 分頃。

避難してきた地域の方を 3 階の教室・特別教室に入れ、入りきれない人やペットなどを一緒に持ち込んだ人は、2 階や空きスペースに待機した。逃げてきた年寄りを救助したかた何名かは、そのまま体育館の階段ステージに避難した。流れが急で校舎の方には避難できる状態ではなかった。

2 階の教室に本部を設置して、岩沼市の職員 4 名と校長・教頭・教務等が同席し、防災無線で市本部と連絡した。防災無線で何度も救援や食料、毛布などの防寒具を要請したが、市全体が非常事態であり、無理な話だった。玉浦小は完全に陸の孤島になっていた。

空は暗くなり、夕方になると天気が悪くなった。暗くなり始めた頃には雪が降り出し、雷が鳴り響き、閃光が南の空に縦に見えた。学校職員は、１階の重要書類やパソコン等を 2 階の理科室に運んで待機していた。暗くなる前に理科室にあるろうそくを集めて、簡易的なランタンを作り避難している各教室とトイレに明かりを設置した。

ほとんどの車のライトが海水のため点灯し始め、数時間後には消えていった。中には、盗難防止の警笛がなる車もあった。この時に一番心配したのは、数台の車から失火して車が燃えたことだった。ガソリンの流失などで 200 台以上の車に燃え移り、さらに校舎に延焼したらという恐怖心が再度わき起った。しかし、数台のみの車の失火で収まったので安心した。とにかく寒い夜だった。

（岩沼市立玉浦小学校、岩沼市立玉浦中学校編「東日本大震災からの復興への軌跡　希望の光」国立学校法人宮城教育大学教育復興支援センター ,2015 より）

【コラム２：赤井江マリンホーム奇跡の脱出】

COLUMN —

津波はさざ波程度だろうと思っていた

「あの日、利用者の白寿を祝う式典があり、片づけていると揺れてきました。震度３くらいかと思っていると、経験したことのない大きな揺れが襲ってきました」。そう話すのは、岩沼市の海岸から約 250m のところにあった特別養護老

人ホーム『赤井江マリンホーム』(小助川進園長)の生活相談員・我妻信幸さん(34)。

2011年3月11日14時46分、東日本大震災が発生した。激しい揺れの中で、何度も壁にぶつかりながらボイラーを点検。自動停止を確認した後、ラジオを探す。

「情報を取らないといけないのでラジオを探しましたが、混乱で電池が見つかりません。そのため、施設の車のラジオをつけ、大音量にしました。みんなに伝える手間が省けます」

当時の利用者は、特養とショートステイ、デイサービスを合わせて96人。職員は48人。計144人に不安と緊張がよぎった。施設は平屋建てで、職員たちは利用者をすぐにラジオが聞こえる玄関先に集めることができた。津波警報では津波の高さは当初3mだったが、最終的に10mにも及んだ。

我妻さんは「津波はさざ波程度だろうと思っていた。ただ、念のため避難をするようになるだろうとは考えました」と。

津波が施設を襲ったのは全員が避難したわずか1分後

ラジオでは、津波到着予想時間を「仙台港に15時40分」と伝えていた。助かるには、この時間までが避難のリミットだと意識した。

小助川園長は仙台市内の会合に出席のため、連絡がつかない。介護職員と話していると10mの津波警報とわかり、事務長は約1.5km北側の仙台空港に避難すると決め、すぐに指示した。

「公用車をすべて玄関前へ」。職員たちはリフト付きバスなど13台を玄関先に配置。また毛布や非常食、医薬品、利用者の記録を車に詰め込んだ。ワゴン車は本来、車イス2人乗りだが、その介助者2人のほか8人の利用者を一気に乗せ、車は我妻さんが運転した。

空港に向かうと最も手前にある橋は地震によって段差ができ通行禁止状態。回り道をして耐震工事をすませていた「相野釜橋」を渡った。この橋も崩れていたら、無事に避難できたか分らない。空港に着いたのは15時10分。玄関前に利用者を降ろした。しかし施設ではほかの利用者が待っている。空港職員に「まだ多くの高齢者が避難してきます」と伝え一目散に戻った。

施設に着くと、市から3台の送迎車が応援に来ていた。再び、仙台空港に着いたのは15時35分。このころ小助川園長は岩沼市に向かって歩いていた。メールを送っていたが15時37分、ようやく「空港に移送中」との返事が届いた。

「玄関先に利用者さんたちが集まっていたので、迅速に出発できました」。「10mの津波では堤防を越えることは確実です。ダメかもしれないと何度も不安になったが、現場の判断が良かった。ちゃんと逃げてくれると思いました」。

津波が施設を襲った時間は、時計が止まっていた15時56分とみられる。全職員が避難した、わずか1分後。間一髪だった。

空港まで避難しても大槻さん(震災当時デイサービス利用者)は「津波がくるとは思っていなかった」。だが避難先の3階で近くの男性に促され外を見ると、目を疑う光景が飛び込んできた。

「家も流れていた。あのときのことを思い出すと、本当に水は恐ろしい」と。

車や松林の木が駐車場まで流れてきて、津波は3.2mの高さまで浸水した。海上保安庁や民間のヘリなどが被害を受けた。仙台空港は一時、孤立した。

翌日、自衛隊の大型ヘリで茨城県への避難を提案されたが、介護者も職員もバラバラになる。そこで我妻さんらが空港内の非常通路を発見し、国交省と交渉。マイクロバスで総合福祉センターへ全員が避難した。

チリ地震津波の教訓を活かして

大津波を逃れまさに奇跡の脱出だった。「津波想定の訓練は1回もしていません。ただ、年2回の火災避難訓練で、避難時間を7分に設定していた」と。前年(2010年〈平成22年〉)、チリ地震津波が発生しその時の避難では組織のまとまりを欠き、1時間もかかってしまった。この反省を教訓として活かし、素早い避難の仕方を共有していたのである。

(「3.11で全員避難 海から250mの特養ホーム『赤井江マリンホーム』になぜ奇跡が?」(取材・文/渋井哲也『週刊女性 PRIME』主婦と生活社,2016年(平成28年)9月2日より))

9. 公共交通機関の被害

鉄道

⑴被害額（宮城県内全体）

阿武隈急行：3 億 8,698 万円

仙台臨海鉄道：17 億 4,500 万円

仙台市地下鉄：12 億 5,000 万円

JR東日本旅客鉄道:県別の公表なし(全体で678億円)

日本貨物鉄道：52 億 1,306.3 万円

（「東日本大震災－宮城県の発災後 1 年間の災害対応の記録とその検証－」より）

⑵運行と被害状況

① JR 東日本では、JR 東北本線において豊原駅（栃木県那須町）～盛岡駅（岩手県盛岡市）間で上下線合わせ 49 本の列車が運行していた。発災時、駅構内に 26 本、駅間に 15 本が停車した。走行中の列車の脱線はなし。乗客 2,623 名に怪我等はなかった。長町駅構内に停車中だった第 3052 貨物列車は 13 両目 1 軸が脱線。

②同じく、JR 常磐線は勿来駅（福島県いわき市）～亘理駅（宮城県）151km の区間が津波被害を受け駅舎流失 3、その他の被害駅舎は 4 となった。勿来駅～岩沼駅の間で 13 本の列車が運行されており、駅構内に 7 本、駅間に 6 本の列車が停車。走行列車に脱線はなく、乗客 830 名に怪我等はなかった。

⑶復旧状況

①JR 東北本線、名取駅～仙台駅間は 2011 年（平成 23 年）4 月 2 日運行開始、岩沼駅～仙台駅間は翌 4 月 3 日 19 時 20 分から運行開始。福島駅～岩沼駅間は同年 4 月 7 日に一旦運転再開。しかし、同日の大きな余震により再度点検を行い同年 4 月 12 日に運転を再開した。東北本線の全線運転再開は同年 4 月 21 日となった。

② JR 常磐線は、2011 年（平成 23 年）4 月 12 日に亘理駅～岩沼駅間運転再開。津波被害と福島第 1 原発事故の影響により、常磐線の復旧工事は困難を極める中、順次復旧と運転再開が進み、2017 年（平成 29 年）4 月 1 日に浪江駅（福島県浪江町）～小高駅（福島県南相馬市）間、同年 10 月 21 日には竜田駅（福島県楢葉町）～富岡駅（福島県富岡町）間が運転を再開。残る富岡駅～浪江駅の区間は 2019 年（平成 31 年）度末までに運転再開が予定されている。

バス

⑴岩沼市民バス運行状況

被災後から全線で運休

2011 年（平成 23 年）4 月 1 日運行再開

・大師線、西部線、南長谷線、南北線：全線運行

・空港線：相野釜、千寿荘を除く全線での運行

・二野倉線：玉浦小学校前での折り返し運行（西土手、恵洪寺、林住宅入口のルートは通行不可）

・納屋線：曲戸（まがと）での折り返し運行

同年 5 月 10 日運行再開

・二野倉線：西土手、恵洪寺、林住宅入口のルート運行再開

・納屋線：曲戸～新浜間運行再開で全線運行

・貞山運河の東側を除く全線で運行

⑵バス料金

運行再開日の 4 月 1 日から 4 月 28 日まで無料

その間 8,731 名が利用

市民バスについて

市民バスは、運行可能な区域で再開しています。

①**運行時間**：バス時刻表どおり

②**運行路線**：大師線、西部線、南長谷線、南北線は全線運行

※東部地区では運行ルートの確保が難しい状況にありますので、以下のとおりの運行となりますが、道路等の復旧状況により、順次通常ルートに広げています。

・**空港線**：相野釜、千寿荘を除く全線での運行

・**二野倉線**：玉浦小学校前での折り返し運行（西土手、恵洪寺、林住宅西口のルートは通行可能）

・**納屋線**：曲戸（まがと）での折り返し運行

③**バス料金**：4 月 29 日㈮から通常料金

問／生活環境課（☎内線 333）

（広報いわぬま 2011 年 5 月号より）

第３項　発災直後の対応

2011 年（平成 23 年）3 月 11 日 14 時 46 分、宮城県が災害対策本部を設置。同時刻、岩沼市災害対策本部を設置。災害救助法を適用し自衛隊、日本赤十字社ほか関係機関･団体に応急救助を要請。同日 14 時 49 分、宮城県沿岸部に大津波警報発表。同時に岩沼市では、市長が「避難指示」発令を指示。続いて 15 時、沿岸部に「避難指示」を発令した。こうして応急救助、避難等の災害対応が始まった。

災害救助法の概要と適用基準

災害救助法の概要

災害救助法とは、ひとことで言うと、災害対応に伴って地方自治体に発生する費用を国が負担することを規定している法律である。注意すべき点としては、災害救助法では災害発生直後の応急救助に伴って発生する費用のみが対象であり、復旧・復興の段階で発生する費用については災害救助法の対象外となる。

○**災害救助法**（昭和 22 年 10 月 18 日法律第 118 号）

１．目的

災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ること。

２．実施体制

災害救助法による救助は、都道府県知事が行い（法定受託事務）、市町村長がこれを補助する。なお、必要な場合は、救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

３．適用基準

災害救助法による救助は、災害により市町村の人口に応じた一定数以上の住家の滅失がある場合等（（例）人口 5,000 人未満住家全壊 30 世帯以上）に行う。

４．救助の種類、程度、方法及び期間

⑴ 救助の種類

① 避難所、応急仮設住宅の設置
② 食品、飲料水の給与
③ 被服、寝具等の給与
④ 医療、助産
⑤ 被災者の救出
⑥ 住宅の応急修理
⑦ 学用品の給与
⑧ 埋葬
⑨ 死体の捜索及び処理
⑩ 住居又はその周辺の土石等の障害物の除去

⑵ 救助の程度、方法及び期間

内閣総理大臣が定める基準に従って、都道府県知事が定めるところにより現物で行なう。

５．強制権の発動

災害に際し、迅速な救助の実施を図るため、必要な物資の収容、施設の管理、医療、土木工事等の関係者に対する従事命令等の強制権が確保されている。

６．経費の支弁及び国庫負担

⑴ 都道府県の支弁：救助に要する費用は、都道府県が支弁

⑵ 国庫負担：⑴により費用が 100 万円以上となる場合、その額の都道府県の普通税収入見込額の割合に応じ、次により負担

ア 普通税収入見込額の 2/100 以下の部分 50/100
イ 普通税収入見込額の 2/100 をこえ 4/100 以下の部分 80/100
ウ 普通税収入見込額の 4/100 をこえる部分 90/100

７．災害救助基金について

⑴ 積立義務（災害救助法第 22 条、23 条）

過去 3 年間における都道府県普通税収入額決算額の平均年額の 5/1000 相当額を積み立てる義務が課せられている。

⑵ 運用

災害救助法による救助に要する給与品の事前購入により備蓄物資とすることができる。

災害救助法の適用を受けるための基準は次ページのとおりであるが、表１～表４（宮城県、岩沼市が該当する部分を網かけで表示）の基準をはるかに超える被災であった。

災害救助法適用基準
(住家等へ被害が生じた場合)

⑴当該市町村区域内の人口に応じ次の世帯数以上であること (令第１条第１項第１号)

第１表

市町村内人口	住家滅失世帯数
5,000 人未満	30 世帯
5,000 人以上 15,000 人未満	40 世帯
15,000 人以上 30,000 人未満	50 世帯
30,000 人以上 50,000 人未満	60 世帯
50,000 人以上 100,000 人未満	80 世帯
100,000 人以上 300,000 人未満	100 世帯
300,000 人以上	150 世帯
上記を満たした市町村が適用自治体となる。	

⑵当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ１に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ２に示す世帯数以上であること (令第１条第１項第２号)

第２表

①都道府県の区域内の人口	住家滅失世帯数
1,000,000 人未満	1,000 世帯
1,000,000 人以上 2,000,000 人未満	1,500 世帯
2,000,000 人以上 3,000,000 人未満	2,000 世帯
3,000,000 人以上	2,500 世帯

第３表

②市町村区域内の人口	住家滅失世帯数
5,000 人未満	15 世帯
5,000 人以上 15,000 人未満	20 世帯
15,000 人以上 30,000 人未満	25 世帯
30,000 人以上 50,000 人未満	30 世帯
50,000 人以上 100,000 人未満	40 世帯
100,000 人以上 300,000 人未満	50 世帯
300,000 人以上	75 世帯
第２表を満たした都道府県で上記を満たした市町村が適用自治体となる。	

⑶当該市町村区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ次に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数であること（令第１条第１項第３号前段）

第４表

①都道府県の区域内の人口	住家滅失世帯数
1,000,000 人未満	5,000 世帯
1,000,000 人以上 2,000,000 人未満	7,000 世帯
2,000,000 人以上 3,000,000 人未満	9,000 世帯
3,000,000 人以上	12,000 世帯
上記を満たした都道府県が適用自治体となる。	

⑷災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情があ る場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること (令第１条第１項第３号後段)

（内閣府防災被災者行政担当「災害救助法について」より）

1. 岩沼市災害対策本部設置

⑴災害対策本部の設置

市域において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、災害対策基本法の規定に基づく岩沼市災害対策本部及び各関係機関の防災組織をもって応急対策を実施する。

また、局地災害の応急対策を強力に推進するため、特に必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

災害対策本部等の組織及び運営等については、それぞれの防災関係機関において定めておくものとする。

災害対策基本法の概要

災害対策基本法は、昭和 34 年の伊勢湾台風を契機として昭和 36 年に制定された、我が国の災害対策関係法律の一般法。

国民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって、社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とし

1. 防災に関する責務の明確化
2. 防災に関する組織･総合的防災行政の整備･推進
3. 防災計画 - 計画的防災行政の整備・推進
4. 災害対策の推進
5. 財政金融措置
6. 災害緊急事態

の６項目からなる。

⑵災害対策本部の組織

岩沼市災害対策本部の組織は「岩沼市災害対策本部条例」及び「岩沼市災害対策本部運営要綱」に基づき、下記のとおりとなる。

災害対策本部長：市長
｜
災害対策副本部長：副市長
｜
災害対策本部員
教育長
総務部長
健康福祉部長

市民経済部長
建設部長
教育次長
消防長
水道事業所長
本部長が認める者

⑶東日本大震災時の岩沼市災害対策本部組織体制と職員配備

災害対策本部には、本部長が認める者として初期の段階から「自衛隊」、「岩沼警察署」、「消防団長」が加わった。これにより、東日本大震災時の岩沼市災害対策本部は以下の体制で応急災害対応にあたった。

また、本部会議は、職員等の傍聴を自由とし、情報の共有とスピード化を図った。

震災対策本部長（市長）
↓
震災対策副本部長（副市長）
↓
災害対策本部員
教育長
総務部長
健康福祉部長
市民経済部長
建設部長
教育次長
消防長
水道事業所長
自衛隊
岩沼警察署
消防団長

⑷災害対策本部立ち上げ

大震災が発生した時刻、市長は宮城県庁へ向かっていた。市長秘書（震災当時）はこの時の緊迫した様子について次のように振返る。

「県庁の正面玄関に着くとすぐに大揺れが始まり、即座に岩沼に戻ることになった。信号機は全て点滅状態だったこともあり道路は大渋滞が予想された。市長から『まちの様子を見たい』と指示があったことから、東部道路を使わず、県道258号線をとおり、大体40～50分で市役所に戻ることができた。途中、井口市長が車の中から菊地副市長に電話連絡し、『出来ることは全てやっておくように』と指示を出していた。ラジオからは、津波6mと流れていたのを記憶している。

帰庁後、状況の確認作業に入った。防災計画やマニュアルなどで定められていたとおり、担当課は自動的に広報や点検などの業務に対応していた。沿岸集落に対する避難広報に向かった女性職員が目の色を変えて5階まで上がってきて、『津波はまるで映画のような有様だ』と報告があった。」

また、市役所では職員が多くの来庁者を誘導し、すぐに庁舎外に避難させた。その後5階の市長応接室に各部長、課長が集合。職員は岩沼市地域防災計画に従って、まず災害対策本部を立ち上げた。

災害対策本部は当初、市役所6階の第1会議室に設置する予定だったが、エレベーターが動かないことや浸水の危険がないことから1階大会議室となった。

このように災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定、及び岩沼市地域防災計画に基づき、市長を本部長とし、副市長、教育長らで構成する災害対策本部を2011年（平成23年）3月11日、14時46分に設置した。市役所1階大会議室に設置した災害対策本部の会議には、本部員の他岩沼市医師会会長や国土交通省東北地方整備局等も出席した。

2011年（平成23年）3月13日、災害対策本部会議

⑸災害対策本部の動きと各機関

岩沼市災害対策本部は2011年（平成23年）3月11日に3回の本部会議を開催して以後、1日に複数回の会議を開催。刻々と変化する状況を共通認識とし、最適の対応を最速で選択、徹底することを目指した。

岩沼市災害対策本部及び消防、警察、自衛隊の初動対応については、岩沼市災害対策本部の初動概要から概観することができる。

■岩沼市災害対策本部の初動概要（2011年（平成23年）3月11日～同年4月11日）

月日	災害対策本部会議（開催時間）	会議概要	活動概要		
			消防	警察	自衛隊
3月11日（金）	第1回（17時10分～、19時5分～、22時～）	○地震警報、大津波警報を受け、人命最優先で対応することを共通認識に。 ○被災状況について、仙南広域水道の送水停止、700mm送水管漏水、市内全域断水、玉浦中学校の避難所で車が流されたり校庭に車が浮いたりしている、市道前條線が通行止め、南浜中央病院が孤立している、電力関係では発電設備も壊れ、東北全域が停電していて復旧の見通しがつかない、市内の幹線、排水管の復旧には数箇月要するのではないか、等を確認。 ○避難状況について、玉浦小学校、マリンホーム、空港ビル、寺島～新浜の阿武隈川堤防に避難者がおり、北部地域で避難者が増えているなどの報告を確認。避難所に仮設トイレの準備をし、毛布の手配をする、庁舎東棟2階に避難者を受け入れる、避難場所並びに避難者数の一覧を作成する、避難所の職員に正確な情報を提供する、避難所のストーブの燃料を確保できる場所があれば本部で買いに行く、などを決定。 ○医療関係では、南東北病院以外の病院での避難受け入れを行う、医療受け入れ先はけが人優先で南東北病院または保健センターとする、などを確認。遺体の安置所は体育センターとした。 ○食料に関しては、炊出しは千貫婦人防火クラブで作ることとし、ハナトピアへ100kgの米を手配し、おにぎりを作って避難所に配ることを決定。 ○給水に関しては、宮城県へ30台の給水車を要請し、12日7時30分よりハナトピア、岩沼小学校、市民会館・中央公民館（以下「市民会館」という）駐車場で給水することを手配し、広報することを決定。	特記事項なし	特記事項なし	特記事項なし
3月12日（土）	第2回（1時40分～）	○食料、トイレ、遺体安置所、水、避難所等への対応、道路の通行の確保などを確認。 ○東部地区では市営住宅や仮設住宅について準備する必要があることを検討。	特記事項なし	特記事項なし	特記事項なし

月日	災害対策本部会議（開催時間）	会議概要	活動概要		
			消防	警察	自衛隊
3月12日（土）	第3回（7時～）	○被災状況について、停電の復旧見込みは立っていない、亘理名取し尿処理施設は壊滅状態である、相野釜の被害がひどいようだなどを追加確認。 ○孤立して救助を求めている人のため、自衛隊に空からの救出を要請。増員要請も。 ○玉浦小・中学校、市役所に簡易トイレを設置し、避難所に炊き出しを行う一方で、保育所はライフラインが復旧するまで休みと決定。 ○七十七銀行は9時から10時まで窓口を開け、出金できることを確認。	特記事項なし	特記事項なし	○空からの救出実施。 ○本部から増員を要請。 ○活動継続。
	第4回（17時50分～）	○多くの人から差し入れがあったことに感謝すると同時に、災害復旧を軌道に乗せるまでの数日間が勝負であることを確認。 ○ペットボトルとパンを施設に配分し、給水は3か所で実施し、炊き出しは25か所リストアップして配給した。 ○南東北病院では軽いけが人を受け入れること、南浜病院では精神の患者5名を13日朝に小島病院に搬送することを確認。 ○ボランティア希望者に対しては、市社会福祉協議会で受け入れ、家屋の倒壊、調査などを手伝ってもらうよう検討していることを確認。 ○日赤医療救護班、緊急消防援助隊 山梨県隊が到着。 ○自衛隊は70名体制で二の倉橋付近捜索を開始。	特記事項なし	特記事項なし	○70名体制で二の倉橋付近捜索。
	第5回（19時30分～）	○自衛隊の捜索活動では45名救助、1名遺体であったこと、消防団は3班に分かれて捜索したことを報告。	○3班に分かれて捜索。	特記事項なし	○二野倉方面捜索。17時35分終了。45名救助、1名遺体。
3月13日（日）	第6回（6時～6時30分）	○72時間が勝負。長期戦になることを意識し、各分担を果たし、捜索、避難所運営等に力を入れることを確認。 ○ごみ処理、健康相談、仮設住宅に関する情報収集、等への対応を検討。 ○消防団、警察より、食糧、飲料水の準備についての要望。 ○自衛隊より、支援ニーズの提出についての要望。	○消防団用の食糧、飲料水用意を希望。	○水、食料不足の認識。 ○避難所、名簿掲載、その後の移動先の確認など。 ○43名体制で遺体対応。	○船岡駐屯地より70名体制で救助、捜索活動を実施。 ○重機の支援は困難との回答。 ○支援ニーズを示すことを要望。

	第7回 （13時～）	○ 防衛大臣が来庁。現場を確認し、地域の要望への迅速な国の対応を明言。 ○ 公共施設にラジオ放送が届いているか確認作業をすることを検討。 ○ 消防は、3か所に分かれての捜索活動を継続。藤曽根地区は情報得られず。 ○ 自衛隊は、寺島、二野倉、相野釜地域の捜索を継続。工業団地は近づけず。	○ 3か所に分かれての捜索活動を報告。 ○ 藤曽根地区の侵入経路未確保、情報不足を指摘。 ○ フジパンの職員は自力脱出しているようだと報告。	特記事項なし	○ 寺島、二野倉、相野釜地域の捜索活動実施。 ○ 工業団地は近づけない。 ○ 水タンクの提供、炊き出し支援を検討中と表明。
	第8回 （17時～）	○ 警察との連携を密にして復興支援対策を検討することを議論。 ○ 仮設住宅について、亀塚第一住宅の改修、民間アパートの利用、応急危険度の判定などを行うことを確認。	特記事項なし	特記事項なし	特記事項なし
	第9回 （21時～）	○ 応援給水は、新潟県新発田市、岐阜県羽島市、香川県高松市・丸亀市にわたっていること、山梨からの応援給水は14日7時で撤収することを確認。 ○ 市道整備には建設同友会の協力を得ることを確認。 ○ 自衛隊は、給水支援を活動に加えた。し尿処理は、今後の課題。	○ 山梨県からの応援給水は明日7時で撤収と報告。	特記事項なし	○ 6時から日没まで救助を続行。
3月14日 （月）	第10回 （6時～）	○ 避難所での油不足への対応、避難者数などのデータまとめと名簿作成を検討。 ○ 市民への捜索情報等の広報掲示板、苦情、相談を受ける窓口の用意などを検討。 ○ 警察は、60～70名体制での捜索活動を継続。	特記事項なし	○ 60～70名体制で捜索を実施。	特記事項なし
	第11回 （11時～）	○ 総合福祉センターをボランティアセンターとして活用することを決定。 ○ 総合案内所を8名運営で開設へ。 ○ 玉崎浄水場ほか、一部で通電。電気復旧とともに作業も本格化することを共通認識に。	特記事項なし	特記事項なし	特記事項なし
	第12回 （15時～）	○ 玉浦小学校、玉浦中学校、矢野目中央集会所の避難者を別の避難所へ移送。 ○ 南浜病院、小島病院の利用者を別の連携施設へ移送。 ○ 火葬場は通常業務が可能と判断、業務を開始。	○ 14時45分現在、寺島・納屋で1遺体ずつ発見。 ○ 工業団地からの発見はなし。従業員は脱出しているようだ。	○ 14時時点での遺体収容数31体。	○ 2か所の避難所で巡回診察、給水、炊事を実施。要望があれば味噌汁、揚げ物も提供可能と表明。 ○ 給水は概ね順調。給水ポイント増加も検討中。

月日	災害対策本部会議（開催時間）	会議概要	活動概要		
			消防	警察	自衛隊
3月14日（月）	第13回（18時～）	○スズキ病院で、かかりつけ医としての対応が可能に。 ○災害ボランティア協会から看護師到着。 ○消防、警察、自衛隊の捜索で遺体収容、検死。	○17時30分で捜索終了。10遺体を体育センターへ搬送。	○18時時点で検死終了37名、身元不明9名。 ○米の盗難被害などの発生に対して署に警邏を依頼。	○遺体収容は累計で13体（本日9、昨日4）に。
	第14回（21時～）	○M７クラスの余震情報への対応として、マスコミ活用などへ。 ○避難者は12日の半数くらいになっているが、避難所職員体制について再整備。 ○炊き出しをいつまで、どんな体制で続けるか検討へ。 ○消防が、70名体制で二野倉での遺体回収。	○70名体制で、翌8時から二野倉で遺体回収を予定。	特記事項なし	特記事項なし
3月15日（火）	第15回（6時～）	○発生後5日目、疲労も溜まる頃。リフレッシュを図りながら、避難者の帰宅問題、子どもたちへの対応、市役所業務の災害対応と通常業務の並立など、姿勢を新たに対応するよう確認。 ○そのほか、さまざまな分野ごとの復旧状況を確認。 ○市内の学校は18日までの休校とすることを確認。 ○原発事故に関しては、県危機対策課に照会しながら、正確な情報の広報を確認。 ○警察は147名体制で貞山運河から空港南側の捜索へ、自衛隊は計530名体制で捜索や給水・給食活動等へ。	○予定どおりの作業を継続。	○147名体制で貞山運河に沿って空港南側を捜索。 ○給油トラブルへの対応を提示。	○250名増の530名体制で対応。 ○県処理場警戒への職員現地派遣を要請。 ○給水・給食活動は継続。タンクへの給水も可。
	第16回（11時15分～）	○東部道路西地域の燃えるごみの処理がカレンダーどおりに回復。 ○自衛隊と建設同友会の協力で、市道の復旧作業が進展。 ○消防、警察、自衛隊の捜索活動継続。自衛隊は2倍の人員体制に。	○二野倉、長谷釜地域で5遺体回収、行方不明者（15名、35名）あり。	○44名の遺体を安置、うち12名が身元不明。	○前日までの2倍の勢力で活動を継続。男性1、女性1の遺体発見。 ○炊事、給水作業も継続。
	第17回（15時～）	○チェーンメールの内容について掲示板に掲載。 ○消防は、町内会長からの連絡により、新浜、蒲崎、二野倉、長谷釜、藤曽根、相野釜で102名の行方不明把握。警察は、50名の遺体確認。自衛隊は、救出活動を継続。 ○竹駒神社から500万円の寄付。住宅を失った方への見舞金に活用。	○町内会長、行政区長からの情報把握。11時30分現在、新浜1、蒲崎4、二野倉13、長谷釜37、藤曽根3、相野釜44、計102名行方不明と報告。	○50名の遺体を確認、うち12名身元不明。 ○空き家や流された車を物色する人物あり、警邏、声掛けの実施を提起。	○日本マニュファクチャリングサービス（吹上）付近での給水活動を計画。

			○ 今後は二野倉、長谷釜地区で活動計画。		
	第18回（18時～19時）	○ 災害用電話を設置。使用時間を制限しながら、公共の利用に供することとする。 ○ 消防・自衛隊の活動により、貞山運河の海側まで道路回復し、東部住民の避難完了。 ○ 住宅対策に、宅建協会が事務協力を提言。 ○ 消防、警察、自衛隊の捜索活動継続。自衛隊は今後、施設への給水活動のほか、がれき回収の実施を提言。	○ 相野釜5、二野倉3、新浜1の遺体発見。安否不明者は102名、死亡者は62名との報告。	○ 死者62名のうち22名行方不明との報告。 ○ 空き巣対策の警邏、巡回を実施。	○ 捜索、移動の際の警戒を継続。 ○ ゴミの回収は今後実施と提起。 ○ 病院、老人ホームへの給水活動の実施、炊事活動の継続を表明。
	第19回（21時～21時20分）	○ 担当レベルを適宜判断して対応しながら、重要事項、実施事項について報告し、共通認識とすることを確認。 ○ さまざまな分野の復旧状況を確認。 ○ 防災優先携帯10台の使用法を決定。 ○ 私立保育所の翌週からの開園の要望を確認。 ○ 消防、自衛隊は捜索活動などを継続。	○ 8時から相野釜、二野倉の捜索を継続。	特記事項なし	○ ゴミ収集の実施は明後日以降と提起。 ○ 道路警戒、機材の状況が悪く、修理終了後の支援となることを報告。 ○ 給水活動の巡回地域は明日指示。
3月16日（水）	第20回（6時～6時15分）	○ 情報不達の市民の声に対して、新聞・テレビでの周知、掲示板での広報、HPの立ち上げなどを検討。 ○ 避難所運営の改善に向けて自主運営などの方向を検討。避難所での住宅説明会も再検討。避難所での携帯電話、ラジオの配布も検討。 ○ 消防、警察、自衛隊の活動継続。	○ 健康確認を行いながら活動を継続。	○ 45名体制で空港付近の捜索に。 ○ 台湾から国際緊急援助隊来訪の予定あり。	○ 給水支援には車両のやりくりが必要、水道事業所長との調整を検討中と発言。
	第21回（11時～11時25分）	○ 電話が通じてきたことにより、問い合せや苦情も増加。伝達に留意することを確認。 ○ 市道復旧、空港トンネルの水抜き、水道復旧、燃料調達などの活動を確認。 ○ 社会福祉協議会でボランティアセンター開設し、FMでPRしていることを確認。 ○ 消防、警察、自衛隊の活動継続。	○ 二野倉のガス漏れは人体に影響なさそうだが、業者に点検してもらう計画。 ○ 寺島1、空港南1、相野釜1遺体発見、安置所へ。 ○ 滑走路に多数の遺体ありとの情報あり。	○ 9遺体搬送 ○ ガソリンの抜き取りが夜間に発生。パトロール、警戒を実施と報告。	○ 給水、警戒、炊事活動を継続。 ○ 日本マニュファクチャリングサービス（吹上）で給水活動開始。 ○ 上級機関に水についての要望を提出中と報告。 ○ がれき撤去については明後日以降の実施に向けて検討中と報告。

月日	災害対策本部会議（開催時間）	会議概要	活動概要		
			消防	警察	自衛隊
3月16日（水）	第22回（15時10分～15時35分）	○仙台空港ビルからの避難者移動。 ○JR岩沼駅の立ち入り禁止状況を確認。 ○社会福祉協議会が民生委員の協力で安否確認していることを確認。 ○消防、警察、自衛隊の活動継続。	○団員の安否確認で8名が不明と報告。	○5時時点で10名の遺体を安置。	○1トン車2台確保。玉浦中学校で給水開設。 ○遺体回収を優先し、がれき撤去はその後の実施に。
	第23回（18時5分～18時25分）	○相野釜地区からの避難者移動。 ○二野倉、長谷釜の市道仮復旧、県道塩釜亘理線は亘理大橋まで通行可能に。 ○市役所１階に固定電話を設置。17日からの利用に。 ○消防、警察、自衛隊の活動継続。自衛隊は衛生支援も開始。	○15時20分、空港滑走路で安否不明消防団員発見。 ○注意喚起のため、二野倉ガス施設の看板設置は明日に。	○18時現在、19遺体を発見（男性15、女性4）、合計83名に。	○朝から日没まで11遺体搬送。 ○衛生支援を開始。北中学校、西中学校で健康確認。 ○明日より玉浦中学校での給水を追加。 ○東部地区でがれき撤去を実施に。
	第24回（19時～19時30分）	○健康相談を継続し、医療機関の開院状況のマップを配布。 ○自衛隊が、東部地区のがれき回収を実行。	特記事項なし	特記事項なし	特記事項なし
3月17日（木）	第25回（6時～）	○最低限の生活を支えるという目標を確認。 ○市道の一部復旧。 ○消防、警察、自衛隊の活動継続。	○空港南地区を捜索。	○50名体制で活動を継続する。	○不明者の捜索と炊事の支援を継続。
	第26回（11時～）	○市役所1階に総合案内所開設。 ○緊急生活支援金の金額（1世帯まで2万円、3人以上3万円）を決定。 ○消防、警察、自衛隊の活動継続。	○長谷釜で2遺体発見。	○空港で1遺体発見。	特記事項なし
	第27回（15時～15時25分）	○行政ができることは救出・捜索・支援であり、被災していない人への対応も不可欠であることを確認。 ○日本製紙、にしき食品、利久等、市内主要企業の状況について確認。 ○市内の通行状況は、縦線に比べ横線の回復が遅れていることを確認。 ○消防、警察の活動継続。	○遺体発見数の減少に伴い捜索態勢の見直しを検討。防火に人員充当を計画へ。	○14時時点で8遺体搬送。 ○東部地区で盗難多発、夜間警戒強化へ。 ○グランディ21（利府町）に安置されている遺体に岩沼分はなかった。	特記事項なし

	第28回 （18時～ 18時20分）	○体力の限界かもしれないが、努力を継続することを了解。 ○消防、警察、自衛隊の活動継続。自衛隊の活動の中の二野倉地区の捜索に、台湾からの国際緊急援助隊が入る。	○勤労者活動センターから総合南東北病院へ救急搬送があった。	○12名の遺体を収容。	○遺体収容作業を継続。 ○昨日の遺体収容数は17体だった。 ○市依頼の広報用白バン、道路パトロール車は見つかっていないことを報告。 ○台湾からの国際緊急援助隊には二野倉地区の捜索を依頼した。
	第29回 （21時～ 21時20分）	○情報伝達の強化、職員勤務体制の見直しなどが必要であることを確認。 ○小中学校の臨時休校は3月24日まで延長、修了式・卒業式は3月29日に実施を決定、FMで放送。 ○市民への応援物資配布を18日午前中、19日に行うことを決定。 ○二野倉までの市道復旧。 ○仮設住宅をどうするか検討が必要になっていることが議題に。 ○消防では夜間巡回を開始。	○夜間巡回を実施。	特記事項なし	特記事項なし
3月18日 （金）	第30回 （6時～ 6時15分）	○長期戦に対応できる体制を整えた上で、速やかな情報提供、避難所生活への支援、救援物資の配給、燃料提供体制の確保、市内二大企業の復旧への対応等の対策に努めることを再確認。 ○消防、警察、自衛隊の活動継続。	○二野倉、空港周辺地区の捜索を行う。	○下野郷地区の捜索を行う。	○灯油ドラムの配布時期は未定と報告。
	第31回 （11時～）	○東部地区の燃えるごみ収集を3月23日から開始することを確認。 ○燃料不足から市民バスの運航休止を継続。 ○自衛隊から、調達すべき物資への要望について照会あり。	特記事項なし	特記事項なし	○ミルクやおしめなど調達したい物資があれば依頼してほしいと提起。
	第32回 （15時～）	○人工透析患者にガソリン券発行を確認。 ○3月19日～21日、東北大学病院の巡回健診があることを確認。 ○津波で流された豚の搬出作業が一応終了。翌週、県家畜保健所と再調整することを確認。	特記事項なし	特記事項なし	○炊事班を増強する。 ○捜索について話し合いたい。

月日	災害対策本部会議（開催時間）	会議概要	活動概要		
			消防	警察	自衛隊
3月18日（金）	第33回（18時～18時30分）	○本部の24時間体制を継続し、全力での長期的対策を確認。 ○HP復旧。 ○復旧対策に関して、市道の仮復旧、県南浄化センターの排水整備、二野倉排水機場の復旧、700mm管排水工事完了、根方配水池掃除終了等を確認。 ○消防、警察、自衛隊の活動継続。	特記事項なし	○男性12、女性2の死亡を確認。累計115名に。	○救助、捜索活動を継続。 ○給水ポイントに北中を追加。 ○道路以外のがれき撤去の方針決定のため会議を開きたいと提起。
	第34回（21時～21時20分）	○根方、北長谷から通水し、修繕、給水区域の拡大を図ることを確認。 ○消防、警察、自衛隊の活動継続。	○50名体制で相野釜、二野倉地区の捜索を行う。	特記事項なし	○がれきの撤去、給水支援、炊事を継続。
3月19日（土）	第35回（6時～）	○家を失った地区のリーダーに集まってもらい、地域の人の今後を検討する必要があることを議論。 ○田植えをどうするかなど農業の方向付けが必要であることについて議論。 ○消防（50人体制）、警察（130人体制）、自衛隊の活動継続。	○50名体制で活動。目視による捜索はほぼ終了。今後はがれき撤去してから。	○130名体制で活動する。	○がれきの撤去を行う。
	第36回（11時～11時20分）	○貞山運河西側は排水しなければ復旧作業ができないこと、玉浦地区は98％が冠水して耕作不能になっているため支援策を検討する必要があることなどを確認。 ○仮設住宅や空き住宅等、避難者が住むための施設の準備を素早く行うことを検討。 ○消防、警察、自衛隊の活動継続。	○新情報なし。	特記事項なし	○空港地域で1遺体収容。 ○現場から拾得物の扱いについての質問が来ている。 ○巡回診療の際に得た避難所からのニーズを報告したい。
	第37回（15時～15時20分）	○11日付けで災害救助法の適用通知あり。県と市の役割分担を明確にすること、各部で事務対応をはっきりさせることを確認。 ○3月20日から岩沼・長町間の臨時バス運行を確認。 ○消防、警察、自衛隊の活動継続。	○空港南地域の捜索を行う。	特記事項なし	○二野倉、五間堀の捜索。1名収容。 ○日本マニュファクチャリングサービス（吹上）に給水車1台追加。
	第38回（18時～18時20分）	○災害ごみの収集を矢野目から開始。 ○消防、警察、自衛隊の活動継続。	特記事項なし	○下野郷地区で4遺体収容。	○道路警戒を継続。 ○2遺体を収容。

	第39回 （21時～ 21時20分）	○本部会議について、部長以下の代理出席の体制を検討。 ○市民からの電話は安否確認、水道、燃料、買い物、生活に関する情報が多いことを報告。 ○復旧状況について、ごく一部だが水道が使用できるようになっている、市内の小売店舗が開きつつあるなどを確認。 ○電力設備のダメージにより、送電できないことを電力会社から確認。 ○がれきの撤去等に必要な重機を自衛隊との共同運用で、3月22日から導入へ。 ○3月21日に区長へ物資提供を実施することを確認。 ○3月22日に仮設住宅説明会を行う予定を確認。 ○消防、警察、自衛隊の活動継続。	特記事項なし	特記事項なし	○機材の運用について建設部と調整を希望。
3月20日 （日）	第40回 （6時～ 6時20分）	○余震が続いているが少なくなると考えられる中、水道復旧作業は広がり、給水活動も落ち着き、救援物資も安定してきていることを確認。 ○家屋被害がない避難者には自宅に戻ってもらうこと、避難者以外への対応が必要であることなどを議論。 ○復旧支援のあり方、産業復興支援のあり方等の検討を確認。 ○社会福祉協議会の協力による災害時要援護者支援対策の検討を確認。 ○消防、警察、自衛隊の活動継続。自衛隊は530名体制。 ○原子力保安委員会の情報で、岩沼市は健康に害のない放射線レベルであると認定。	○長谷釜、二野倉、相野釜地区を捜索する。	特記事項なし	○給水、炊事支援、捜索、道路警戒を530名体制で実施する。
	第41回 （11時～ 11時20分）	○一部避難所の統合実施を確認。 ○22日からの私立保育所開園につづき、25日から公立保育所開園を確認。 ○児童生徒の心のケアのため、県にスクールカウンセラー派遣の要請を確認。 ○農協・土地改良区と農業復興について、商工会と産業復興について、22日に話し合うことを確認。 ○消防、警察、自衛隊の活動継続。	○活動継続中。新たな情報はなし。	特記事項なし	○給水など活動継続中。 ○遺体発見なし。
	第42回 （15時～ 15時10分）	○ボランティアには避難所運営支援、水運搬、要支援者への水配りなどの作業を割り振っていることを確認。 ○避難所の閉鎖について周知したことを確認。 ○消防、警察、自衛隊の活動継続。	○14時30分現在での現場報告なし。	特記事項なし	○2遺体収容。

月日	災害対策本部会議（開催時間）	会議概要	活動概要		
			消防	警察	自衛隊
3月20日（日）	第43回（19時～19時20分）	○市役所の24時間体制の中で、半分ずつ休めるように体制整備することを検討。 ○通水試験区域拡大を確認。 ○区長への行方不明者数聞き取りで、東部の区長より回答あり。 ○消防、警察、自衛隊の活動継続。自衛隊は重機を使用した捜索も開始。	○消防団と消防署員40名で捜索実施。遺体発見はなし。	○17時の時点で2遺体搬送（うち1遺体は震災と関係なし）。	○本日より重機を使用した捜索を開始。がれきの中から遺体発見。 ○給食、給水支援を継続する。
3月21日（月）	第44回（6時～6時20分）	○26日まで大潮に警戒すること、低気圧の通過に警戒することを確認。 ○災害弔慰金、見舞金、生活再建資金など、国から補助されるとしても大きな資金が必要だが、やらなければならないことを確認。 ○国庫補助を最大限に活用するためにも被災の証拠を記録に残していくことを確認。 ○仮設住宅は都市計画課で進めることを決定。 ○避難所の一部で発生したインフルエンザには医師の診察を行うことを確認。 ○避難者数の最終目標は相野釜、藤曽根地区の避難者と考え、学校の避難所は24日を目安に閉鎖したいことを確認。 ○生活再建の総合相談窓口は22日より市民会館、総合体育館に開くことを決定。 ○消防、警察、自衛隊の活動継続。	○職員8名で二野倉、相野釜、長谷釜地区の捜索を行う。	○44名で捜索、検死を行う。	○給水、給食、衛生支援、物資輸送、重機を使用したがれき撤去を行う。 ○物資の輸送では、竹駒神社の現地調査を行う。
	第45回（11時～11時10分）	○避難者の入浴のための市民バス2台確保を確認。 ○国土交通省の職員が本日から7日間駐在することを確認。 ○消防、警察、自衛隊の活動継続。	○職員20名体制。10時30分現在、熊野神社で1遺体発見。	特記事項なし	○530名体制で活動。2遺体を収容。 ○物資輸送、給水、給食、小学校卒業式での音楽演奏を検討中。 ○防災課へ不審者情報を提供（他県ナンバーの車）。
	第46回（15時～15時20分）	○本会議に東北地方整備局が参加。事業実施、財政支援での協力に期待。 ○24日で学校の避難所を閉鎖することを検討。 ○インフルエンザの発生と隔離状況について、23日からの医療チームの夜間対応について確認。 ○通電状況について東北電力に照会し、被災地区以外の通電を確認。 ○消防、警察、自衛隊の活動継続。	○14時30分現在、2遺体発見。	特記事項なし	○捜索活動で1遺体収容。 ○小学校の音響支援は3校同時実施を予定と提起。

	第47回 （19時～ 19時15分）	○農業復興について農協、土地改良区、NOSAI、普及センターと話し合うことを確認。 ○東北地方整備局、排水活動を実施。 ○通水区域が里の杜地区まで拡大したことを確認。 ○消防、警察、自衛隊の活動継続。	特記事項なし	特記事項なし	○530名体制で、8時より捜索。3遺体収容。 ○通水域の拡大に伴い、給水ポイントの再選定が必要と提起。
3月22日 （火）	第48回 （6時～ 6時15分）	○心のケアを考えながら、避難者の住まいのあり方、民間借り上げ、市営住宅、県営住宅への入居などを検討することが必要。避難所で要望を聞き、意見をまとめ、対応していくことを確認。 ○区長チラシを配布すること、区長を通じて行方不明リスト作成を行うことを確認。 ○消防、警察、自衛隊の活動継続。	特記事項なし	特記事項なし	特記事項なし
	第49回 （11時～）	○24日の避難所集約に向けて、避難者への気配りを確認。 ○消防、警察、自衛隊の活動継続。	特記事項なし	特記事項なし	○新たな遺体発見なし。 ○避難所の集約化についての協力を提起。
	第50回 （19時～ 19時30分）	○インフルエンザが蔓延しているので、避難所での注意喚起を確認。 ○農業では営農の意思確認、所得補償についての取組、商工業では商工会を通した相談窓口の設置を確認。 ○消防、警察、自衛隊の活動継続。	特記事項なし	○空港周辺で2遺体収容。 ○被災車両の回収については、国で決めた段階だから、できるだけ自治体に相談しないようにと回答した。 ○明日は55名体制で捜索を行う。	○明日以降も給水、給食支援を行うことを提言。 ○通水で給水をやめた地域もあるが、断水で再び必要になった場合は要求してもらいたいと提言。
3月23日 （水）	第51回 （6時～ 6時15分）	○徐々に復旧作業のペースも上がっている。やるべきことを着々と進めることを確認。 ○29日の卒業式では大師線で児童限定スクールバスの運行を決定。 ○インフルエンザ蔓延に対応し、東北大学病院より医師派遣。 ○避難所入居者リスト、行方不明者リストを作成。 ○消防、警察、自衛隊の活動継続。	○職員、消防団員合わせて20名で遺体収容を行う。	○さいたま警察、警視庁の応援を得て、東部地区を回る。	○70名増員して行方不明者捜索を行う。 ○給水、給食支援を継続する。

月日	災害対策本部会議（開催時間）	会議概要	活動概要		
			消防	警察	自衛隊
3月23日（水）	第52回（11時～11時20分）	○被害のあった企業･商店街から岩沼市離脱がないよう復旧支援策を考えること、主要企業、工業団地への支援を考えることを確認。 ○明後日から東北地方整備局職員が3名体制となることを確認。 ○ボランティアの活動を26日から東部地区の清掃活動とすることを連絡。 ○全国の子供たちから励ましのメッセージと千羽鶴をいただいたことを確認。 ○消防、警察、自衛隊の活動継続。	○新情報はなし。	特記事項なし	特記事項なし
	第53回（15時～15時20分）	○公立高校の合格発表がある。合格者情報にアクセスできるよう体制整備していることを確認。 ○消防、警察、自衛隊の活動継続。	特記事項なし	特記事項なし	○3遺体収容。 ○段ボールの輸送を実施中。
	第54回（19時～19時25分）	○市民会館、総合福祉センターでの総合相談の相談件数が少なかった。対策を考え、実行することを確認。 ○26日･27日に市民相談窓口を開くことを確認。 ○生活支援金のリストが対象行政区長からアップ。見込み金額を確認。 ○消防、警察、自衛隊、東北地方整備局の活動継続。	特記事項なし	○6遺体搬送（男性5、女性1）。計136名に。 ○空港南の丸藤シートパイル付近では発見なし。	○460名体制で活動。空港周辺で5遺体収容。 ○岩沼訓練場にゴミを置くことについて建設部長と調整を希望。
3月24日（木）	第55回（6時～6時30分）	○今後、さらに正確迅速な情報提供を心掛けることを確認。 ○避難者リスト、行方不明者リスト更新。 ○本日で避難所統合を実施。避難者は今後生活保護になるのか、避難者の生活費用は誰が用意するのか、食事は給食センターを用意するのか等を考える必要があることを確認。 ○仕事がある人、仕事を探す人、仕事ができない人等への対応を考え、生活再建に向けた取組が必要なことを確認。 ○試験通水の範囲を拡大。 ○25日から東保育所を除く緊急保育実施を確認。 ○消防、警察、自衛隊の活動継続。ただし、自衛隊の支援はいつまで得られるか不明であるが、早くメドを立てるべきことを確認。	○捜索を継続する。	○22名体制で救助、捜索、検死を行う。	○460名体制で捜索、給水、給食支援を行う。
	第56回（11時～11時10分）	○避難所の総合相談窓口の利用が少ないので、家を失った全員の利用を図ることを確認。 ○災害ごみの一時保管場所を明確にし、市民自ら搬入できるようにすることを確認。 ○消防、警察、自衛隊の活動継続。	○早股地区の捜索。1遺体収容。	特記事項なし	○11時現在、遺体の発見なし。 ○自衛隊の活動状況写真の不掲載依頼を提言。

	第57回 （15時～ 15時15分）	○営業する店が増えていることを確認。 ○中央部の水道の状況が悪い。最低限のライフライン確保を目指すことを確認。 ○防疫用の薬剤は26日・27日に衛生組合から配布することを確認。 ○南アフリカから国際緊急援助隊が来岩し、捜索に従事。 ○仮設住宅100戸、社会福祉協議会と連携して進めることを確認。 ○消防、警察、自衛隊の活動継続。	○さらに1遺体収容。	特記事項なし	○空港、早股で各1遺体収容。 ○長谷釜松島鉄鋼のマンホールから水が出ていると報告。
	第58回 （19時～ 19時40分）	○市役所の本来の業務と復興のための業務と両立すべきことを再確認。 ○津波で流されたものは財産権があるので、警察からの指示があるとよい旨、検討。 ○被災車両をどう扱うかも検討。市が回収、一時保管することを確認。 ○仮設住宅入居者の基準を決める必要があることを確認。 ○消防、警察、自衛隊の活動継続。自衛隊には長くいてもらいたいことを希望。	○早股で1遺体収容。	○発見はなし。	○行方不明者の捜索、がれきの撤去は概ねメドが立った。本日の会議以後計画を立てることを表明。
3月25日 （金）	第59回 （6時～ 6時20分）	○前日、県知事から遠隔地避難検討の話があったことに対し。希望する市民がいるか、アンケート調査を行う予定であること等を話題に。 ○避難所が3か所に縮小するのに伴い、職員も縮小し、通常勤務へシフトしていくことを確認。 ○消防、警察、自衛隊の活動継続。	○捜索を継続する。	○救助、捜索、検死を行う。	○捜索、給水、物資輸送を継続する。
	第60回 （11時～ 11時10分）	○庁舎前に被災直後の写真展示。 ○県医師会から医師派遣。市民会館、総合体育館で検診。 ○玉浦小学校で清掃ボランティア。 ○消防、警察、自衛隊の活動継続。消防は、徐々に通常体制に移行していく。	○徐々に通常体制に移行することを表明。	特記事項なし	○460名体制で捜索。遺体発見なし。 ○給水、炊事を実施。
	第61回 （19時～ 19時25分）	○28日に災害対策本部で部課長会議開催を決定。まだ幹部職員を中心に土日出勤を継続すること、職員の新たな勤務体制を整えることを確認。 ○宮交の臨時バスは5便出ている。市民バスもコース変更も考えながら、早期運行することを議題に。 ○一日でも早い授業開始を実現することを確認。 ○NTTが公衆電話を撤去し、改善センターに5台設置の予定。 ○空港三軒茶屋線は啓開完了、海浜緑地線は作業を継続の報告。 ○市民会館で歯科、口腔検診を実施。 ○消防、警察、自衛隊の活動継続。	○早股下で1遺体収容。	○空港南、早股で各1遺体収容。	○460名体制で活動。遺体の発見なし。 ○給水ポイントを縮小。断水に備えて小島病院、朝日サポートセンターを回ることにする。 ○宮城県沖で発見した遺体はグランディ21に安置する。 ○空港三軒茶屋線は啓開完了。海浜緑地線は作業を継続する。

月日	災害対策本部会議（開催時間）	会議概要	活動概要		
			消防	警察	自衛隊
3月26日（土）	第62回（6時～6時10分）	○高齢者支援として、一人暮らし世帯を中心に清掃を手伝うことを確認。 ○給水場所を、27日から市役所1か所に縮小することを確認。 ○県の仮設住宅100戸について、どう募集するかを検討。 ○消防、警察、自衛隊の活動継続。	○火災予防の啓発を行う。	○捜索活動を継続。	○460名体制で、給水、炊事も継続 ○民間重機の投入を実施する。
	第63回（13時～13時20分）	○車の撤去等は28日に行う旨、区長等の関係者に通知を予定。 ○東北財務局が来庁。預金払い戻し、保険金等の相談窓口設置。 ○27日から農村環境改善センターに電話とインターネットの設置を確認。 ○消防、警察、自衛隊の活動継続。消防は火災予防の啓発を実施。	○火災予防の啓発を行う。	特記事項なし	○1遺体収容。
	第64回（19時～19時20分）	○身元不明者を特定すること、被災者支援を第一とすることを改めて確認。 ○相談窓口を27日から総合体育館に変更することを確認。 ○消防、警察、自衛隊の活動継続。	特記事項なし	○捜索、検死を継続。2遺体検死。	○28日から重機でがれきを撤去しながら捜索活動を行う計画に。 ○明日から市役所のみの給水に。
3月27日（日）	第65回（6時～6時10分）	○半月が経過。それぞれの場所でさらに頑張ることを確認。 ○国から申請等柔軟な運用を求められている。素早く情報をキャッチし、しっかり対応していくことを確認。 ○水道使用料は3月分すべて免除とすることを確認。 ○広報臨時号の28日配布を確認。 ○28日からり災証明申請受付の開始を確認。即日交付もありうることも了解。 ○消防、警察、自衛隊の活動継続。 ○28日に東北大学による放射能測定を行うことを確認。	○がれき等焼却について火災予防の巡回を行う。	○捜索活動を継続。	○行方不明捜索、給水を継続。 ○前夜、米軍による小中学校校庭整備のための偵察情報があったが、本日は実施せずとのこと。
	第66回（13時～13時20分）	○自民党谷垣総裁が空港から蒲崎までを視察、海岸付近は国での対応を要望 ○市内の主要企業は操業継続の意向 ○市民バス4月1日から運行再開 ○4月21日以降学校再開　スクールバス運行を予定 ○消防、警察、自衛隊の活動継続	特記事項なし	特記事項なし	○1遺体収容。
	第67回（19時～19時10分）	○総合体育館相談窓口　17件54名あり ○消防、警察、自衛隊の活動継続	特記事項なし	○1遺体収容。	○1遺体収容。

3月28日（月）	第68回（6時～6時10分）	○本日からの仮設住宅着工を確認。 ○東保育所の園児は民間保育所に依頼し、4月1日からの保育所完全開園を確認。 ○水田農業推進協議会臨時総会で災害関係の議論があったことを確認。 ○消防、警察、自衛隊の活動継続。	特記事項なし	○遺体収容、引渡し。	○活動を継続。
	第69回（13時～13時10分）	○柴田町の雇用促進住宅への入居が可能である旨提言があったことを確認。 ○貞山運河西側は13チーム、東側は6チームでがれき撤去を進めていることを確認。 ○岩沼警察署長からがれき撤去の依頼。これまでは自衛隊にお願いしてきたが、市でも主体的に取り組みたいと回答したことを確認。 ○市の臨時校長会で、小学校は4月21日に始業式と入学式、中学校は4月21日と22日に始業式と入学式を行うことを決定した旨確認。 ○消防、警察、自衛隊の活動継続。	特記事項なし	特記事項なし	特記事項なし
	第70回（19時10分～19時15分）	○菅総理大臣から電話があり、ガソリン、がれきの撤去等について話したことを報告。 ○災害ごみ受付を亘理名取衛生処理組合隣接地で29日から実施することを確認。 ○消防、警察、自衛隊の活動継続。	特記事項なし	○1遺体収容。	特記事項なし
3月29日（火）	第71回（6時～6時30分）	○住宅の応急危険度判定について取り組むべきこと、将来利用する施設については十分な予算をかけるべきことを確認。 ○小学校3校、中学校3校の修了式、卒業式実施。 ○臨空工業団地、航空大学校、保安大で試験通水。今後試験通水区域の拡大を確認。 ○農地の復旧のため、3班体制で現地調査を開始。 ○4月上旬に無料法律相談の実施予定を確認。 ○消防、警察、自衛隊の活動継続。	○早股地区の火災予防を行う。	○遺体収容、引渡しを継続。 ○20名体制で相野釜地区の捜索を実施する。	○活動を継続。
	第72回（13時～13時10分）	○家屋の危険度判定を3月30日～4月1日に東部地区で実施することを確認。 ○消防、警察、自衛隊の活動継続。自衛隊より、30日から米軍による「トモダチ作戦」実施の報告（後、31日、4月1日に変更も中止）。	○早股地区のドラム缶の所有者判明。中身が漏洩する危険性なしと判断した。	特記事項なし	○明日、米軍による「トモダチ作戦」を実施。詳細は後に確認と提起。
	第73回（19時～19時25分）	○東京都区長会、宮城県から、職員派遣の話あり。 ○市社会福祉協議会で4月2日より県社協の生活福祉資金等を受け付けることを確認。 ○消防、警察、自衛隊の活動継続。警察では警視庁より応援あり、交通整理等に。	○ドラム缶200～300本、油漏れなしと判断し、所有者に連絡した。 ○火災予防巡回を行う。	○二野倉地区の捜索を行う。 ○警視庁の応援あり。交通整理等を依頼。	○1遺体を回収 ○その他の活動を継続する。 ○米軍の「トモダチ作戦」は明後日に延期と報告。

月日	災害対策本部会議（開催時間）	会議概要	活動概要		
			消防	警察	自衛隊
3月30日（水）	第74回（6時～6時14分）	○災害時だが、年度末事務処理に遺漏がないよう注意することを確認。 ○日赤等の義援金が多額集まっている。被災者等に届けられることを確認、感謝。 ○15時、村井宮城県知事来庁、FM放送出演、避難所慰問の予定を確認。 ○無料法律相談は、4月8日に変更。仙台弁護士会の弁護士2人1組で実施予定に。 ○消防、警察、自衛隊の活動継続。	○火災予防を行う。	○下野郷駐在所を3名体制に。 ○28名体制で捜索を実施する。	○がれき撤去、行方不明者捜索等の活動を継続する。
	第75回（13時～13時10分）	○ハローワーク仙台所長来庁。被災者の雇用関係についてスケジュール調整を実施。 ○東北地方整備局による測量調査を実施。 ○要介護者の施設入所について打ち合わせ。 ○JR岩沼駅長来庁。仙台・岩沼間は4月2日より再開に。 ○消防、警察、自衛隊の活動継続。	特記事項なし	特記事項なし	○「トモダチ作戦」は、3月30日か4月1日に行い、老若男女を対象に、生活用品の配布、音楽隊の演奏などを行う。
	第76回（19時～19時30分）	○り災証明受付は土曜・日曜も行うことを確認。 ○臨空工業団地の電力復旧にメド立たず。必要なことがあれば連携することを確認。 ○消防、警察、自衛隊の活動継続。警察では、地区や事業所を訪問しての安否確認聞き取りも。自衛隊では漂流物の返却の話も。	○火災予防巡回を行う。	○がれきが多く、捜索は難航。 ○地区や事業所を訪問して安否確認の聞き取りを実施する。	○捜索等を継続。 ○漂流物の返却をお願いすると表明。
3月31日（木）	第77回（6時～6時10分）	○市内の環境は改善している。さらに歩を進めることを確認。 ○他の団体からも応援の意思が届いている。知恵を絞って対応することを確認。 ○避難所での相談窓口は最終日であることを確認。 ○臨空工業団地はほぼ通水可能に。二の倉工業団地の試験通水実施へ。 ○仮設住宅へのアンケートは本日までであることを確認。 ○消防、警察、自衛隊の活動継続。	○前日22時15分、林地区から震災ゴミが燃えていると連絡。火災予防の面から焼却を控えるよう呼びかけた。	○捜索を継続。	○がれき撤去、行方不明者捜索等の活動を継続。
	第78回（13時～13時10分）	○FM放送で、応急危険度判定、給水場の変更、り災証明、災害ごみの収集などを広報することを確認。 ○4月1日より総合案内所を2名体制とすることを確認。 ○消防、警察、自衛隊の活動継続。	特記事項なし	特記事項なし	○4月1日予定の「トモダチ作戦」中止と報告。
	第79回（19時～19時25分）	○これからは、復興計画を進めていくことを確認。 ○市民バスの4月1日からの運行再開を確認。 ○消防、警察、自衛隊の活動継続。警察では、4月1日から警視庁の応援による心のケアを避難所で実施。	○16時45分、里の杜地区で建物火災あり。	○がれきが多く捜索難航と報告。 ○明日から、避難所で警視庁の応援による心のケアを行う。	○捜索等の活動を継続する。

4月1日 （金）	第80回 （6時～）	○新年度。15人の新採職員が消防・保育所等に配属して復興にも携わることを確認。 ○避難所人員強化のため各部から人員推薦することを確認。 ○給水利用者が減少しており、本日より時間短縮することに。 ○総合相談窓口を市役所6階に移設し、避難所以外の人も受け付けることに。 ○土・日曜も市民課窓口を開けることを決定。 ○本日から通常保育実施。 ○自衛隊の音楽支援、畳搬入などの活動報告。	○硫黄泉の異臭があったが解決済みと報告。	○捜索を継続。	○がれき撤去、行方不明者捜索等を継続。 ○9時、市民会館に畳を搬入。 ○14時、音楽支援。
	第81回 （13時～）	○道路は通行可能になっており、復旧に向けて順調に進んでいることを確認。 ○4月2日に内閣副大臣来市。要望事項等の取りまとめを検討。 ○東保育所、東児童館の建て直しの方向性を確認。 ○本日から市民バス再開。 ○4月21日の学校再開に向けての取組を検討。 ○予防接種の対象を拡大。	○活動を継続。	特記事項なし	○貞山運河の水路で1遺体収容。
	第82回 （19時～）	○復興への道筋を立てるため、復興計画をプロジェクトで検討することを確認。 ○仮設住宅の第2次配分が決定。希望者全員が入居できるようにしたい旨確認。 ○JRバスの乗り入れについて西口、東口ルートを確認。 ○東部地区の危険度判定について、明日まで延期して269棟実施することを確認。 ○避難所巡回診察を4月3日で一時終了とすることを決定。 ○消防の目視による巡回活動報告。	○目視による巡回を行う。	特記事項なし	○捜索等を継続。1遺体発見。 ○明日、貞山運河で行われるダイバーによる捜索を支援する。
4月2日 （土）	第83回 （6時～）	○復興計画について地域住民の意見を尊重すること、福祉的な視点が必要なことを確認。 ○海岸沿いの国有地化、がれき撤去費用の負担、収入減の補償など国等への要望を検討。	○貞山運河の捜索を実施。	○捜索活動、交通整理を実施。	○がれき撤去、行方不明者の捜索等を継続する。
	第84回 （13時～）	○本日から運行予定だったJR線のうち、南仙台・岩沼間は運行中止。JRバスの運行に。 ○社協のボランティア登録者計2,076名との報告。 ○仮設住宅の申し込みについて、4月5日、6日、7日、8日の予定確認。	○行方不明者捜索を継続。	特記事項なし	○早股地区で1遺体収容。

月日	災害対策本部会議（開催時間）	会議概要	活動概要		
			消防	警察	自衛隊
4月2日（土）	第85回（19時～）	○対策本部会議に東京都中野区に参加いただくことを確認。 ○避難所での炊き出しについて、避難者が多いため自衛隊による継続を確認。 ○対策本部会議の時間変更について調整。 ○応急危険度判定は本日終了だが、個別に申し出があれば実施することを確認。 ○り災証明の総件数1,255件との報告。 ○東北地方整備局より、未利用地をがれき置き場に活用する提言。 ○自衛隊の物資供給活動で、きしめん、ういろう700食提供予定との提言。	○貞山運河の捜索。引き上げた車から3遺体収容。	○二野倉地区で捜索。遺体なし。	○早股地区でさらに2遺体収容。 ○貞山運河はダイバーが捜索。 ○相野釜、藤曽根地区のがれき撤去終了。 ○明日からは二野倉、蒲崎地区のがれき撤去作業へ。 ○物資提供で、きしめん、ういろう700食を予定。
4月3日（日）	第86回（6時～）	○復興活動は新採職員にとって生きた研修となることを確認。 ○東洋ゴム、日本製紙、臨空工業団地など、企業の状況について報告、確認。 ○避難所の巡回診療は、本日で終了予定であることを確認。 ○区長による損害調べについて途中経過の報告。 ○市役所職員の健康チェック結果について報告。 ○消防、警察、自衛隊の活動継続。	○捜索活動を継続。	○200名体制で捜索活動、交通整理等を実施。	○がれき撤去、行方不明者の捜索等を継続。
	第87回（13時～）	○がれきの量55万8,000㎥、内2万2,700㎥撤去（5%程度）のデータ報告。 ○インフルエンザによる隔離者0名に。 ○市内のガソリンスタンド6か所オープン。渋滞緩和。	○寺島地区で捜索を継続。	特記事項なし	○午前中は遺体の回収なし。
	第88回（19時～）	○義援金の配分、弔慰金・見舞金の予算化などについて検討する必要があることを確認。 ○JR仙台・岩沼区間は、4月3日19時20分から仙台まで運行との報告。 ○避難所利用者による玉小・玉中の清掃ボランティア実施。	○捜索活動を継続。	○被災地の警戒を強化。	○午後に2遺体収容。 ○がれき撤去を継続。 ○明日の昼、きしめんを出す予定と報告。 ○給水を継続。

4月4日 （月）	第89回 （6時～）	○ がれき撤去が進み、相野釜地区など出入りが可能になっている。それに伴い、防犯の面で問題が発生してくるため、警察のパトロール強化を確認。 ○ 復興計画について国・県の方針が固まりつつある。市としては短期間で復興することが勝負となるので、市の方針を早く決定していきたい旨確認。 ○ 仕事がなくなった農家の方などの雇用対策について、ハローワークなどにもお願いしながら、市独自の対策を講じるべきことを確認。 ○ 市内の診療機関の時間延長を確認。 ○ 被災者が10時から玉小・玉中の校舎等清掃活動を実施する予定を報告。 ○ 玉小・玉中のマイクロバス運行を報告。	○ 長谷釜地区で捜索を継続。 ○ 東部地区中心に火災予防活動を実施。	○ 捜索活動、交通整理等を継続。	○ 蒲崎でがれき撤去、早股で行方不明者捜索を行う。 ○ 18時30分に市民会館で自衛隊音楽部隊（座間の在日軍人）のパフォーマンスを予定。
	第90回 （13時～）	○ フジパンの岩沼市での事業継続がニュースに。がれき撤去を重点的に進め、支援していくことを決定。 ○ 二次避難への希望が少ない。仮設住宅に入居してもらうまで、地域で自活できるよう支援する計画の続行を確認。 ○ 臨空工業団地協議会の電力復旧計画を報告。	○ 消防11名、民間ダイバー3名の体制で捜索。 ○ 午前中に1遺体搬送。	特記事項なし	○ 9時30分、1遺体回収。
	第91回 （19時～）	○ 亘理名取衛生処理組合浄化センター、二の倉排水管理所の、通電後の早期再開可能性を確認。 ○ 村井知事と市長の対談で、緊急雇用の災害版を要望として話したことを報告。 ○ 警察の力で、岩沼市の遺体収容所での判明率が県内一であることを報告。 ○ 18時30分から市民会館ホワイエでアメリカ海兵隊が音楽パフォーマンスを披露。 ○ 今週が災害復旧対策の重要ポイント。健康に気をつけて業務続行することを確認。 ○ 総合相談業務計27 件に。住宅に関する相談が多くなっていることを報告。 ○ り災証明申請計237件に。 ○ 応急危険度判定、計1,849棟に。	○ 捜索活動を継続。	○ 捜索にダイバーが活躍。男子1、女性3遺体発見。 ○ 遺失物の扱いに関して、自動車、動産等の取扱い指針を用意する予定を提起。	○ 長谷釜橋の用水路から女性の遺体収容。 ○ 二の倉橋、蒲崎地区でがれき撤去を継続。 ○ 給水は予定どおり実施。ただし、利用者に聞き取りを行い、今後の縮小を予定する。

月日	災害対策本部会議（開催時間）	会議概要	活動概要		
			消防	警察	自衛隊
4月5日（火）	第92回（6時～）	○春のいい季節。復旧、復興は進んでいる。更に努力を続けることを確認。 ○遺失物については県警察本部長の指針を基本に調整することを確認。 ○仮設住宅の申し込み開始。併せて、無料法律相談、二次避難申し込みも実施。 ○第5回物資提供計画作成を確認。 ○水道の復旧率を次回までに報告する旨確認。	○捜索活動を継続。 ○東部地区を中心に火災予防活動を行う。	○25名体制で捜索活動、交通整理等を継続。	○がれき撤去、行方不明者捜索等を継続。
	第93回（13時～）	○詐欺まがいの被害について市民から連絡あり。注意啓発していくことを確認。 ○避難所の避難者計602名に。	○予定どおり継続。	特記事項なし	○1遺体発見。
	第94回（19時～）	○り災証明累計1,872件に。事業所にかかるり災証明計132件に。 ○がれき撤去等を8月までに終わらせたい旨報告。 ○4月8日から市役所での給水の時間短縮を、6日・7日で周知することを確認。 ○仮設住宅の申し込み計57件。内二次避難希望10件に。	○捜索活動を継続。	○遺体発見なし。 ○ダイバーの協力で、20台の車を引き上げた。	○臨空工業団地で遺体収容。 ○小学校周辺でがれき撤去を継続。
4月6日（水）	第95回（7時30分～）	○朝の会議時間を7時30分～に変更。 ○復興に向けて気を引き締めて取り組むことを確認。 ○被災者支援制度をまとめ、被災者に周知することを確認。 ○協力いただいた自治体を把握することを確認。 ○仮設住宅入居申し込みは社会福祉課窓口に一本化することを決定	○二の倉橋周辺で捜索活動を継続。	○二野倉で捜索活動を行う。	○相野釜橋周辺の捜索、検死活動を行う。
	第96回（13時～）	○東北地方整備局が地盤沈下などの海岸調査の結果を出すことを報告。 ○避難所からパン支給の要望あり。県に要望することを確認。 ○見舞金、弔慰金など、相談窓口の強化を確認。	○活動を継続。	特記事項なし	○がれき撤去を継続。 ○午前中の遺体収容なし。 ○13時から南浜中央病院周辺の車を撤去する。
	第97回（19時～）	○総合相談などでは、住宅、車、災害ごみ、市民バスなどへの問い合わせが多いことを報告。 ○支援金の支給方法を検討。	○貞山運河、二の倉橋周辺の捜索。遺体発見なし。	○相野釜橋周辺のダイバー捜索に協力。遺体発見なし。	○遺体収容なし。 ○早股地区でがれき撤去を実施。 ○給水、給食活動を継続。

4月7日 （木）	第98回 （7時30分～）	○余震が続くので要警戒。市として正しい情報発信に徹することを確認。 ○日本製紙工場、本日再開。市としての成果も確認。 ○仮設住宅の申し込み受け付け継続。2日間で計111件と低調との報告。 ○玉中の生徒分布調査の結果、市内、市外、学区外の3分布あり、市外120名について仮設住宅の受け付けにも影響ありと報告。 ○市の人口は減少しているかどうか実態不明であることを報告。	○二の倉橋北で捜索活動を継続。	○二野倉で捜索、検死を実施。	○長谷釜、寺島で捜索を継続。早股、二野倉でも捜索。
	第99回 （13時～）	○議会の全員協議会開催。10億円の専決処分に異議なし。情報発信の強化をとの意見あり。 ○本日から宅地危険度判定開始。	○変更なし。	○変更なし。	○10時、空港近くのため池で女児（市外）の遺体発見。
	第100回 （19時～）	○仮設住宅受け付け累計234件に。 ○NTTによる臨空工業団地の企業への説明会。1か月以上かかる計画で、企業から電力と同時復旧など、計画見直しの要求ありとの報告。	○発見者なし。 ○明日も捜索を継続する。	特記事項なし	○二野倉、早股の捜索ほぼ終了。明日から寺島、蒲崎を重点に。 ○給水は、明日から蒲崎に1トントレーラーを出す。 ○給食では汁物を昼夜分けてつくることに。
4月8日 （金）	第101回 （0時20分～）	○4月7日22時34分、震度６弱の余震発生。津波警報発令を受けて対策本部会議実施。 ○避難所開設、多数の避難者確認。区長に安否確認。被災状況確認。 ○0時55分津波警報解除を受けて、2時管理職を除く職員解散、2時35分対策本部会議解散。 ○3時05分通電。	特記事項なし	特記事項なし	特記事項なし
	第102回 （7時30分～）	○余震への救急・消防の出動要請はなく、市民も冷静に対応していたとの報告。ただし東から西へ避難する市民が多く、避難所を開設した。引き続き各部署で適切な対応を行うことを確認。 ○本日から給水時間の変更予定だったが、余震に対応して7時から行うこととした。 ○区長を通しての安否確認などは、電話不通のため半数が連絡とれず。改めて情報収集を行うことを確認。 ○本日、玉中を除く7つの小中学校で始業式の予行演習。市外に避難している生徒には無理をせず登校してほしいと伝達することを確認。 ○本日から自衛隊の炊き出し2回に。	○二の倉橋、貞山運河付近の捜索活動を継続。	○海浜緑地付近のがれき撤去、捜索活動を継続。	○東部地区の道路点検を行う。 ○行方不明捜索、がれき撤去、給水を継続。

月日	災害対策本部会議（開催時間）	会議概要	活動概要		
			消防	警察	自衛隊
4月8日（金）	第103回（13時～）	○前夜の余震による公共施設の被害状況は、ハナトピア、勤労者活動センター、玉中体育館、総合体育館など。3月11日よりも大きいとみられる報告もあり。 ○道路には特に顕著な問題はなしとの報告。	○前夜の地震のけが人について報告。松ケ丘地区の32歳・男性が避難の際、1.5mの窓からの着地で両足首を痛めた。	特記事項なし	○本日の遺体収容はなし。 ○がれき撤去を継続。
	第104回（19時～）	○東北地方整備局より、阿武隈川、東北道、東部道路などに余震被害ありとの報告。 ○東北地方整備局より、仮設住宅建設資材支援の準備があるとの提言。 ○今週末はガソリンの供給も満たされ、外出する市民も多く、落ち着いた生活になりそうだとの報告。 ○ハローワーク6名の職員による失業・雇用・年金相談開催。計62件との報告。 ○4月7日・8日の宅地危険度判定計40件との報告。 ○り災証明累計2,578件に。 ○仮設住宅の申し込み計281件に。 ○交付税の対象となる各部所管の減免の種類及び金額について試算することを確認。	○遺体発見なし。明日も捜索を継続する。	○重機により、海浜緑地東側を捜索。遺体発見なし。	○二野倉、藤曽根、貞山運河を重点捜索。遺体発見なし。 ○給水は、明日から市役所、蒲崎ミニストップ駐車場で行う予定。
4月9日（土）	第105回（7時30分～）	○震災からまもなく1か月。国が方向性を出さないなどの課題はあるが、市でできることは順調に行っており、自信をもって進んでいくことを確認。 ○水道は2系統の水源により維持していることを市民に理解していただくよう確認。 ○自衛隊33普通科連隊に様々な分野で支援していただいていることを改めて確認。	○ダイバー支援等を継続。	○20名体制で捜索活動を継続。	○行方不明捜索、がれき撤去、給水を継続。
	第106回（13時～）	○余震の震源は宮城県ではない。大きな地震の可能性があるので、備えに万全を期すことを確認。 ○がれき撤去でトラブルが出始めている。委託の価格も上がってきている。スピーディーに進めることを確認。 ○避難所で被害が出てきている。安全にも配慮する必要があることを確認。 ○東北地方整備局より資料の写真を準備したので活用してほしいとの提言 ○自衛隊で防疫にも調整していくとの提言。	特記事項なし	特記事項なし	○本日、遺体収容なし。 ○がれき撤去を継続。 ○早股地区で、防疫について調整する考え。

	第107回 （19時～）	○ 警察や自衛隊の応援、他自治体からの応援に感謝すると同時に、今後の応援にも期待したい旨確認。 ○ 雇用創出基金事業について震災対応分野が追加される。企業支援、臨時職員雇用、避難所担当、パトロール、がれき撤去、植栽等も可能なので、スピーディーに検討することを確認。 ○ り災証明315件。合計2,893件に。 ○ 仮設住宅3次配分62戸追加。計322戸に。 ○ 仮設住宅申し込みは計292件に。 ○ 東北地方整備局より東部道路は全面通行可、東北道は岩手県で一部不通の報告。 ○ 東北地方整備局より蒲崎海岸の海岸堤防復旧は国直轄で行う旨の報告。 ○ 仙南広域水道の修繕は4月11日に完了予定、12日から送水との報告。	○ 藤曽根地区で、7名体制で捜索活動を行う。	○ 遺体発見なし。 ○ 岩沼市内は岩沼署の職員が直接対応することを表明。	○ 遺体発見なし。 ○ 早股、二野倉地区のがれき撤去終了。 ○ 給水は明日から市役所、蒲崎ミニストップ駐車場で行う予定。
4月10日 （日）	第108回 （7時30分～）	○ 村井知事が新聞インタビューで、4月29日を震災復興キックオフデーとすると発言。岩沼でも復興への第一歩と考えようと提言。 ○ 岩沼では15名の不明者がいるが、4月28日の「四十九日」には合同慰霊祭を行うべきか検討することを提言。 ○ 県からの依頼で、福島原発事故による農産物への影響を調査。12日以降に分析結果が出ることを報告。	○ 藤曽根地区のダイバー支援等を継続。	○ ダイバーと連携した捜索活動を継続。 ○ 防災広報を行う。	○ 行方不明捜索、がれき撤去、給水・給食を継続。
	第109回 （13時～）	○ 亘理町と岩沼市は浸水域が広いが、岩沼では復旧・復興が進んでいる。引き続き努力することを確認。 ○ 身元不明者はDNA鑑定を進めていることを報告。 ○ 4月11日は震災1か月。地震のあった14時46分に黙とう、消防のサイレンを鳴らす予定を確認。	特記事項なし	特記事項なし	○ 本日、現段階で遺体収容なし。
	第110回 （19時～）	○ 自衛隊の捜索・がれき撤去場所を視察。消防、警察、自衛隊の力の結集結果を改めて認識。今後、地域の方々の協力も必要になることを確認。 ○ 東北地方整備局より、名取川・阿武隈川に打ち上げられた車両・船舶等の情報をホームページに公開する旨報告。 ○ 自衛隊では4月15日から防疫活動を実施するとの提言。 ○ 自衛隊の給水は、11日から市役所のみに。 ○ 支援制度申請は4月21日からとすることを確認。	○ 貞山運河で捜索活動継続。明日も実施する。	○ 遺体発見なし。	○ 遺体発見なし。 ○ 防疫は、玉中・玉小・早股・矢野目・寺島の優先順位で15日から実施する。 ○ 給水は明日から市役所のみに。蒲崎ミニストップ駐車場は必要な人が持っていけるようにする。

月日	災害対策本部会議（開催時間）	会議概要	活動概要		
			消防	警察	自衛隊
4月11日（月）	第111回（07時30分～）	○震災から1か月。かなり復興に近づいているが、被災者は大変な思いをしており、1日も早く正常な生活ができるように支援していくことを改めて共通認識に。 ○総合窓口11日目。災害ごみ収集、ポンプ排水、り災証明受付の継続を確認。 ○がれき撤去は、道路は概ね終了。今後は集落内の撤去を進めることを確認。 ○本日14時46分、災害対策本部会議で黙とうすることを確認。	○相野釜地区のダイバー支援等を継続。	特記事項なし	○行方不明捜索、がれき撤去、給水・給食を継続。
	第112回（14時40分～）	○公共施設の被害調査について、修繕見積額を4月18日までに提出と確認。 ○県教委から7月末まで指導主事派遣。週4日、授業支援、心のケア等を行うとの報告。 ○仙台フィルの支援演奏会、4月26日、玉小体育館で開催予定との報告。	○活動を継続。	特記事項なし	○がれき撤去、給水を継続。 ○本日午前中、70代女性の遺体収容。
	第113回（19時～）	○17時16分に震度５弱の地震。その後10回以上の余震。臨機応変な対応を確認。 ○応急仮設住宅、1次分は建て方を終了し設備整備へ、2次分は杭打ちへの進行報告。 ○仮設住宅の申し込み合計342件に。 ○り災証明受付合計3,218件、交付済み2,620件、未交付598件に。 ○臨空工業団地のNTTケーブル2～3週間で復旧予定との報告。	○相野釜でダイバーによる捜索を支援。	特記事項なし	○相野釜で70代女性（身元不明）の遺体発見。 ○明日以降の捜索は終了し、応急復旧活動へ転換を表明。 ○給水・給食は継続する。

以後、災害対策本部は、2013年（平成25年）3月27日に閉鎖されるまで延べ227回の本部会議を開くことになる。災害対策本部開設時の緊迫した状況について前市長・井口経明氏の回顧記事からその経緯を紹介する。

【コラム３：前市長・井口経明氏の記録】

COLUMN —

災害時の体制として防災計画に従って仕事をするようになっていますが、岩沼市の職員だけでは十分に対応できる状況ではありませんでした。最初に避難した方々の健康と生活を守り、ライフラインを確保すること。これについては、電力会社やガス業者他の民間の方々の力を借りなければなりませんでした。もう一つは生活を守るための道路啓開など諸々のことです。

最初に考えたのは、避難所でも「しっかり生活を送ってもらう」こと。また、ご自宅で生活される方々も、「少しでも生活しやすくすること」です。特に大変だったのは、ガソリンが全然手に入らなかったことです。直接被災をされた方以外も、買物に行けなくなってしまいました。食料についても、通常では避難所の方の分だけを考えるところを、今回の震災の場合、ご自宅に住んでいる方々にも食料等が必要で、その辺りの配慮も大変でした。しかし、本当に多くの方々の力をいただいて切り抜けました。

土木面で言えば、道路啓開をしっかりやらなければなりません。救援するにしても、家屋の状況を調べるにしても、道路や橋梁がどうなっているか分りません。道路啓開を急ぎいち早く点検、補修に掛かりました。担当者と地元の建設業者の方、大手も含めて大変なご支援いただ

きました。自衛隊も頑張っていただきました。

県災害対策本部の資料を読むと、ライフライン復旧が被災地で一番早かったのは岩沼市でした。電力・通信・ガス事業者も努力していただき、比較的早く対応できたわけです。次に、工業団地の企業にできるだけ早く再開してもらいたい。そのため電気と通信手段が必要で、具体的に言うと日本製紙は排水機場が被災。製紙工場では排水が命で、電力がなければ排水もできなかったのです。

水道の復旧までに半月近く掛かりましたが、被災地としていち早く対応できたのは、多くの方々の力をいただいたおかげだと思っています。

反省はいろいろあります。たとえば食料。国や日赤からの救援物資については、仙台に拠点があり道路が混雑しても、運搬するのに半日または一日あれば大丈夫だと想定していました。しかし、一日経っても二日経っても、仙台から物資が届かないという状況でした。そういう意味で、仙台だけを拠点とするのではなく、複数の供給拠点を設ける必要性を強く感じました。

また停電のため市民に情報が十分伝わらない。我々自体にも情報が入らない。そういう中で当日から災害対策本部長である市長の私がエフエムいわぬまで情報発信しました。例えば４月７日の夜 11 時半頃、かなり大きな余震があり、避難をする方のために、情報を全部 FM 放送で流しました。ただ、どれだけの方々に聞いていただいたかは分りません。私から直に伝えたいという思いでやってきましたが、やはり情報が十分把握できない、また情報がうまく発信できないという課題はあったと思います。

市の職員は各自現地で対応し、情報を集めました。一日に何度も会議を開き情報を共有しました。しかし、多くの人たちに伝える手段がなかなかなくて、紙ベースでという話もありましたが、印刷屋に頼むのも難しく、情報をまとめて伝達することは大変でした。しかし、エフエムいわぬまを聞いていただいた方には、ある程度の情報は発信できたと思います。

（「岩沼市の復興計画」『土木施工』2012 年３月号 , 株式会社オフィス・スペースより）

2. 職員の安否確認等

岩沼市職員 死者４名

原因：避難指示広報中及び落橋確認中に津波により被災（税務課２名、土木課２名）。

税務課の２班４名が沿岸部の二野倉地区から北側と長谷釜地区から南側に別れ避難指示の広報に出動し、そのうちの１班２名が津波に巻き込まれ、また土木課の３班６名が市内の被害調査等に出動し、東部地区の橋梁の落橋被災状況確認中に１班２名が津波に巻き込まれ、４名が殉職した。

岩沼市消防団員　死者６名

原因：沿岸部を管轄していた岩沼市消防団玉浦分団の団員が避難誘導及び広報中に津波に巻き込まれ、６名が殉職した。

岩沼警察署員　　死者６名

原因：岩沼警察署の署員が沿岸部において避難誘導中に津波に巻き込まれ、６名が殉職した。

3. 避難指示発令

2011 年（平成 23 年）３月 11 日､14 時 49 分、気象庁大津波警報発表直後に市長が「避難指示」発令を指示。

15 時 00 分、沿岸部に避難指示発令。

避難指示発令と解除

避難指示発令	2011 年（平成 23 年） ３月 11 日（金）15 時 00 分
避難指示発令を避難勧告に切替	同年３月 14 日（月）12 時 00 分
避難勧告解除	同年３月 16 日（水）15 時 00 分

（岩沼市防災課より）

岩沼市避難指示地区人口統計表

No	行政区	世帯	男	女	合計
1	蒲崎北	71	130	139	269
2	蒲崎南	61	111	109	220
3	新浜	46	81	85	166
4	長谷釜	81	134	138	272
5	二野倉	101	163	196	359
6	相野釜	229	252	260	512
7	藤曽根	20	44	37	81
	合計	609	915	964	1,879

（岩沼市防災課より）　　（2011 年（平成 23 年）２月末現在）

東日本大震災と津波発生直後、宮城県では以下のような対応が行われた。

【コラム４：宮城県の記録】

COLUMN —

宮城県の発災時の避難指示・勧告

津波に対する市町村の避難指示・勧告状況は、地震で大きな揺れを感じたことや気象庁発表の津波警報（大津波）、テレビ・ラジオでの情報を受け、沿岸市町村では、発災後速やかに防災行政無線で注意を喚起、避難勧告又は指示の放送を開始した。その後、県災害対策本部から全市町村に対して衛星無線ファクシミリにて手書きによる避難指示が一斉送信された。発災後は情報が錯綜して具体的な状況把握に時間がかかり、津波警報（大津波）による避難を呼びかけたものの、実際の津波来襲の状況については把握できなかった市町村もあった。避難指示・勧告の周知手段として、発災前から予定していた市町村防災無線に加え、広報車による呼び掛けが行われた。特に、広報車による呼び掛けについては、地震発生直後から津波の到来が予想されていたために控えた市町村もあれば、管内の防災行政無線放送が行き届かない地域や地震の被害を受けて無線が機能しなくなった地域を重点的に巡回するなど、それぞれの状況に則した対応をとった。

（宮城県『東日本大震災－宮城県の発災後１年間の災害対応の記録とその検証－』,2015 より）

4. 避難誘導

大津波警報が発表されたことを受け、地震直後、公用車の中からかろうじて通じた携帯電話で井口市長から菊地副市長に対し、「人命最優先で対応せよ」との指示がなされた。岩沼市では、災害時の対応として、2007 年（平成 19 年）３月に策定した岩沼市地域防災計画※１に基づき、各部・各課が自主的に防災対応に当たることとして業務を割り当てており、東日本大震災時も避難誘導（避難広報）を担当する税務課職員４名が車両２台に分かれ、避難勧告の指示対象行政区となる相野釜、藤曽根、二野倉、長谷釜、蒲崎北、蒲崎南、新浜の住民に対して広報車により避難誘導（避難広報）に当たった。

本部との連絡手段として、完成検査直前ではあったが、携帯型のデジタル防災行政無線が使用可能であったことから、使用方法を説明した上で、無線を手渡した。

※１　2007 年（平成 19 年）３月策定の岩沼市地域防災計画における事務分掌一覧及び災害対策本部の組織からなる。

⑴市役所各課の対応

税務課・収納対策室は、発災直後から広報車で避難の呼び掛けを行った。さわやか市政推進課は FM 放送で、地震・津波情報を繰り返し避難及び早急に帰宅することを流した。

健康増進課では、保健センターに救護所を開設し、三師会（医師会、歯科懇話会、薬剤師会）に医療救護班派遣を依頼。併せて避難者の受入れを行った。

介護福祉課は、臨時避難所の開設を行い被災者、避難者、帰宅困難者の受入れを行った。また、要介護者について介護事業所等への受入れを依頼した。子ども福祉課及び北児童センターでは保育所など各施設の被害状況の把握、子どもたちの帰宅、避難、保護者への対応を行った。

監査委員事務局は、発災直後に市役所来庁者を庁舎外広場に避難誘導、また避難所となった玉浦中学校に出向き、ハンドマイクで校舎３階へ、生徒たちの避難誘導を行った。教育総務課、学校教育課は児童・生徒の安全確認、安否確認、避難所運営に当たった。

指定避難所である市民会館・中央公民館はいち早く避難所開設を行い、避難者受入体制を整えた。

その他、各課の対応については、P66 の各部署における初動等対応一覧を参照。

⑵消防・警察・自衛隊

岩沼市災害対策本部消防班は、次々に入る救命・救助情報をもとに、岩沼市消防本部へ人命救助、救急活動、避難広報、避難誘導を要請した。

岩沼市消防団は、岩沼分団(4部)、千貫分団(7部と機動部)、玉浦分団（11部と機動部）で構成され、発災直後から岩沼市災害対策本部に団長1名、岩沼市消防本部に副団長2名が詰めていた。救命・救助活動に加え、大津波警報発令と同時に広報車で避難の呼びかけを行った。玉浦分団の管轄エリアは沿岸部。家屋流失、犠牲者など多くの被害が出た地域にあって、最後の最後まで避難誘導を行い、この活動の中で消防団員6名が殉職した。

岩沼警察署、自衛隊も岩沼市災害対策本部に詰め救命、救助、捜索、避難誘導、がれき除去、道路啓開、救急支援など多岐にわたる活動に当たった。

宮城県警察では、地震発生時、警ら中であった県警察ヘリ「まつしま」が、直ちに仙台市沿岸部の津波警戒に移行し、大津波警報発表を受けると同時に、上空から避難広報を行った。また、地上待機中であった県警察ヘリ「あおば」は、発災直後に離陸し、情報収集を行いながら、津波が迫りつつある地域への避難広報を行った。

また、沿岸部を管轄する警察署等においても警察車両や徒歩で避難広報や住民の避難誘導を行ったが、その過程で14人の警察官が避難誘導中に津波に巻き込まれて犠牲となり、避難誘導の在り方に課題を残した。そのため県警察では、これらを教訓に津波警報等が発令された際に警察官自身の安全を確保しつつ、効果的な避難誘導活動を行うための行動ルールを定めた津波避難誘導マニュアルを策定するとともに、実戦的な訓練でその実効性を高めていくことにした。

5. 避難所開設

2011年（平成23年）3月11日、15時避難所を開設。震災発生により、把握しているだけで計39か所の施設等に市民らが避難した。最も多いときには、26か所に6,825名の方々が避難しており、主な避難先は下記のとおりである。大津波に浸水した避難所もあり、適切な避難所への移動なども行った。

市外からの避難者受入れとして同年3月12日、市民会館・中央公民館で亘理町から約400人の避難者を受け入れた。

指定避難所

市民会館・中央公民館、総合体育館、農村環境改善センター、岩沼小学校、岩沼南小学校、岩沼中学校、岩沼北中学校、岩沼西小学校、岩沼西中学校、玉浦小学校、玉浦中学校、ハナトピア岩沼、勤労者活動センター、竹駒神社崇敬会館、空港ビル、名取高校、岩沼高等学園、矢野目地区中央集会所

その他の避難所

総合福祉センター、保健センター、北部老人憩の家、西保育所、相の原保育所、市役所市民ホール、同東棟、玉浦公民館、西公民館、グリーンピア岩沼、岩沼警察署、矢野目上自主防災テント（県道塩釜亘理線歩道上)、矢野目工業団地、創価学会岩沼文化会館、千貫団地集会所、ふたき旅館等。P28 岩沼市の避難所及び避難者数（概数）一覧を参照。

3月11日から6月4日まで(閉所は6月5日)、市民会館・中央公民館が最後に閉鎖した避難所となった。今後、日本で同様の災害が発生した際、この市民会館・中央公民館での避難所運営は一つの好例となりうる。この概要を紹介する。

【コラム５：発災直後の避難所　市民会館・中央公民館】

COLUMN —

発災当初の状況

岩沼市民会館・中央公民館（以下「市民会館」という）が避難所として運営されたのは、3月11日から6月4日までの86日間に及ぶ。避難所が閉所されて間もない7月11日には、早くも催事が開催された。およそ3か月に渡る避難所生活で様々な課題が発生。市民会館での避難所運営ではそれらへの対応が図られた。

2011年3月11日当日、会館そのものは、地震による被害もなく会館での行事・催事がなかったため、職員は利用客の誘導等も必要なかった

が、発災後１時間半ほどで避難者が訪れはじめ、ここから避難所としての運営が開始された。震災当日、岩沼市総合体育館のメインアリーナ天井が落下し、避難所として使用できないため、市民会館に多くの避難者を収容することになった。市民会館では、岩沼市で最後まで大規模避難所運営が行われた。

３月 11 日から被災した多くの市民が避難していたが、翌 12 日には、亘理町荒浜から約 400 名の避難者を受入れ、800 人規模の避難所運営が求められることとなった。亘理からの避難者は 13 日に退去。入れ替わって、玉浦小学校に避難していた 400 名ほどの市民を受け入れることになり、再び大規模避難所としてその運営が始まった。

避難所運営の特色

市民会館での避難所運営は、今後の災害発生時避難所運営の方法として、参考になるものであり、その概要を紹介したい。

１つ目は、市民会館避難所の運営について、当時の館長が、まず避難所運営の方針を確定。避難者を地区別、集落別に配分した部屋割りを決める。このことで、高齢者など生活弱者の孤立を防ぐこととした。また、避難所生活が長引くことを念頭に、支援物資の配給、配食、細かな連絡などをスムーズに進めるため、避難者と市側が「情報の共有」、「自主性の醸成」を基本方針とした。さらに地区や集落の代表者を選び、代表者会議を開催。この会議により、館長が目指した情報共有と自主的な運営体制の確立に重要な柱が構築された。

２つ目は、愛媛県から派遣された応援職員や様々な団体が訪れ避難所支援を行ったことである。

1.避難所の衛生状態保持、医療支援：大阪市保健師及び順天堂大学医療チーム。
2.避難所運営支援：愛媛県からの応援職員。
3.市民会館職員の配慮：館長をはじめ会館職員が長期避難所生活における精神的負担を軽減するため、入浴（グリーンピア岩沼）や女性への化粧やマニキュアサービスなど様々な支援実施。
4.旅行招待：山梨県富士河口湖町から訪れた健康科学大学及び総合型地域スポーツクラブ「クラブ富士」が応募者 10 名を４泊５日の湯治旅行に招待。

こうした運営が約３か月におよんだ大規模避難所における長期の様々な課題をクリアしていった。

（奥村弘『宮城県岩沼市における震災資料所在調査　報告書』, 神戸大学大学院人文学研究科 ,2014 より）

また、指定避難所の一つである竹駒神社の記録に、発災直後の避難所開設からの動きの一端を見ることができる。

【コラム６：発災直後の避難所　竹駒神社】

COLUMN —

平成 23 年の初午大祭を、３月 16 日から 22 日までの１週間斎行すべく諸準備を順調に進めていた矢先、巨大地震が発生致しました。

（中略）

道路の信号が消え大渋滞の中、宮司と中津権禰宜を乗せたワゴン車が帰社。宮司の指示のもと、岩沼市の指定避難所となっている崇敬会館に、社務所から毛布、石油ストーブ、ロウソク等を搬入。小雪がちらつきだした夕刻、防寒着や毛布を手に､1 人また１人と避難してくる市民。ボーイ・ガールスカウト倉庫よりＬＰガスボンベとコンロを取り出して保有する全ての食材を提供し、社務所の前でお湯を沸かし手水舎の水で炊き出し用の米を磨ぎ、小型のガス炊飯器でご飯を炊き「おにぎり」を作り炊き出しに当たりました。余震が頻繁に起こる中、宮司を始め神社管理職と帰宅できない職員７名が泊まり込みで避難してきた市民に対応しました。

翌 12 日、ＦＭいわぬまの放送で早朝より市役所広場にて給水が始まったことが分かり、ポリバケツ（60㍑）を持参し市役所へ向かいました。そこはポリバケツ、ペットボトル等を持つ人々の長蛇の列でした。崇敬会館に避難している人たちの分も含めて不足が生じることが分かったので、10㍑のポリバケツ 40 個を準備し、自宅

に井戸がある神社職員佐藤昭男氏宅より飲料水を分けてもらいました。

その後、水道が復旧するまで給水所の岩沼小学校へ給水を受けに行きました。またその期間中、古積造園土木㈱の給水車に２度ほど来ていただき大変助かりました。

（竹駒神社『東日本大震災と竹駒神社の対応に関する報告書』より）

2011 年（平成 23 年）６月４日、希望者全員仮設住宅入居

民間住宅の家賃補助や応急仮設住宅の建設を急いだ結果、市外の方も含めて６月４日には希望者全員が仮設住宅に入居した。

同年６月５日、宮城県内で最初に全避難所を閉鎖

６月４日の全員仮設入居完了を受け、被災市町村の中で最も早く６月５日に全避難所を閉鎖した。

6. 被災状況の確認

岩沼市では、災害時の対応として各部・課は自主的に防災対応にあたることになっており、東日本大震災時も岩沼市地域防災計画に従って、各課が自動的に行動を取った。各状況確認は以下のとおり。

⑴災害対策本部の状況把握

災害対策本部には、各部長が詰め各課長から被害状況が入ってくる体制であった。電気は停電しており、電話や携帯は使えない。以前から工事していた防災無線のデジタル化が当日午前中に完了したばかりで、通信手段は固定局とこのデジタル防災携帯無線だけだった。このほか車で出かけて現地を確認し、戻ってきた者が口頭で被害状況を報告した。当日の被災状況を災害対策本部会議録から列挙する。

・沿岸部の大津波警報発令。
・仙南広域水道送水停止。
・玉浦中学校で車が流された。
・住宅被害確認中。
・玉浦小学校に 200 人避難中。
・赤井江マリンホーム（老人介護施設）は仙台空港ビルに避難中。
・市道前條線通行止め。
・南浜中央病院が孤立、300 人ほどいる。
・寺島～新浜の阿武隈川堤防に 30 ～ 40 人が避難。
・東北全域が停電のため復旧の見通しが立たない。
・入水 0、送水 0、発電機も壊れた。市内の幹線、配水管の復旧には数箇月要するのではないか。

⑵各課の初動対応概略

各課の初動対応について、以下のような聞き書きがある。各課の初動対応については、2012 年（平成 24 年）３月に実施した職員用災害対応マニュアルの見直しに係る調査による各部署における初動等対応一覧のとおりとなる。

①土木課

「当日土木課は全員庁舎にいた。土木なので、発災当日は先ず道路と橋梁の確認作業を担当。４人を２班に分け、車１台は山の方へ。もう１台は沿岸部へ確認に出かけた。

道路、橋梁の確認前に、県から津波警報が出て最初は 6m の津波ということだった。この高さは、海岸堤防を越えるものではないと思っていたが、10m を越える津波になった。

災害対策本部に被害状況を報告できるような状態ではなかった。混乱状態の中、１万分の１地図を持って確認に出た。地図に状況をチェックして書き込んだ。この地図は残っていない。

当日はどこでどういう状況になっているか、被害を把握できる状態ではなかった。

対策本部に報告できるようになったのは、数日後。各課は部長に報告し、部長が対策本部に報告するという連絡手順だった」。

②防災課

「被害状況は、発災後３日して全容が分ってきた。一番連絡をとったのは、避難所だった。飲料・食料が足りない。暖房に使う灯油も足りない。食べ物がないことがきつかった」。

③商工観光課

「3月11日発災当日から商工観光課は物資調達業務を担当した。また、工業団地被害についても状況把握に取り組んだ。工業団地の被害状況としては、海に近かった二の倉工業団地は壊滅的な状況だった。各事業所との連絡が取れない状況が続いたことや、工業団地の情報が少なく対応に苦慮した。

岩沼臨空工業団地内では、市が誘致した企業（フジパン）の工場が完成し4月1日の操業に向けて準備をしていたところを津波に襲われ、建物や製造機械など壊滅的な被害を受けたが、現地に残り復旧・復興することについて早い段階で意思を示していただいた。他の被災企業が現地で復旧・復興するという決断に影響した。

また、被害状況調査は、事業所が集中していた工業団地の被害状況について直接連絡が取れないところが多かったので、「り災証明」の申請時に聞取りも行った。

津波により被災した二の倉工業団地及び岩沼臨空工業団地の調査時点で連絡が取れた144の事業所を対象に従業員の動向について電話で調査を行った。

■各部署における初動等対応一覧

部署名	初動活動期 （発災～1日程度）	応急活動期 （2日～7日程度）	復旧活動期 （7日以降～）
防災課	○災害対策本部設置及び運営 ○総合窓口業務 ○災害情報収集・被害状況確認及び報告 ○災害対策資器材の準備 ○関係機関（国・県・各部）との活動調整 ○支援物資の要請及び管理 ○災害派遣等従事車両証明書受付 ○ＳＴ（緊急飲料水設備）の設置	○災害対策本部設置及び運営 ○総合窓口業務 ○災害情報収集・被害状況確認及び報告 ○災害対策資器材の準備 ○関係機関（国・県・各部）との活動調整 ○支援物資の要請及び管理 ○災害派遣等従事車両証明書受付 ○ＳＴ（緊急飲料水設備）の設置	○災害対策本部設置及び運営 ○総合窓口業務 ○災害情報収集・被害状況確認及び報告 ○災害対策資器材の準備及びメンテナンス ○関係機関（国・県・各部）との活動調整 ○支援物資の要請及び管理 ○災害派遣等従事車両証明書受付 ○外部機関の訪問対応（ヒアリングなど） ○ボランティアとの活動調整 ○避難所運営関係業務補助（閉鎖・撤収） ○拾得物展示場運営関係
総務課	○本部の設置 ○本部員会議の開催 ○本部会議の記録 ○地震、津波情報の収集・伝達 ○庁舎の点検、機能維持 ○発電機の設置（本部用として応急用発電機を設置） ○燃料（灯油）の調達 ○支援物資の調達	○各部の総合調整 ○本部会議の記録 ○被災状況の調査（行政区長を通して調査） ○緊急支援金の支給（3/17～） ○支援物資の調達 ○支援物資の配布（行政区長を通して市民に配布） ○総合案内所の設置・運営 ○災害記録写真の掲示 ○ホームページの開設 ○燃料（灯油）の調達 ○市マイクロバス（2台）の運行（後方医療施設への転送・避難者搬送・物資輸送） ○避難所運営協力（勤務）	○情報の取りまとめ ○避難者リストの作成 ○総合相談窓口対応 ○被災地区住民の安否確認・リスト作成 ○イベントの開催及び協力 ○被災状況・復旧状況に対する問い合わせ対応 ○物資配付（主に食料品） ○被災者生活再建に関する支援業務（援護班への協力） ○本部班への協力

政策企画課 行政改革推進室	○ 地区の被災状況の確認・情報収集（各区長）	○ 被災状況の確認（区長）沿岸部は除く ○ 支援物資の各町内配布計画及び配布 ○ 大臣、国会議員等現地確認及びヒアリング対応 ○ 支援自治体関係者来庁対応 ○ 避難所への支援物資積配送 ○ 職員の安否確認 ○ 職員の勤務態勢	○ 大臣等要人及び海外からの視察（支援）対応 ○ 大学・教授等の各種視察（支援）協定対応 ○ 国内、海外要人視察（支援）対応 ○ 避難所及び職員への指圧、針、灸等ボランティア支援窓口 ○ 復興基本方針策定、復興会議及び復興計画及び環境未来都市構想策定 ○ 各自治体、団体からの復旧支援（綿花、塩トマト、衣料、植樹・・・等）窓口 ○ マスコミへの市長からの情報提供、取材等 ○ 職員の勤務態勢及び応援職員派遣協議（平成23年度上半期実施）
税務課・収納対策室	○ 課内及び6階確定申告会場から来訪者を庁舎外へ誘導 ○ 広報活動（沿岸地区避難広報、2班各2名計4名） ○ 避難所への食糧仕分け2名・物品配送2名	○ 広報活動（給水広報、2班各2名計4名） ○ 避難所班への協力（昼夜各4名程度） ○ 避難所への食糧仕分け2名	○ り災証明・被災届出証明の発行（受付発行6名・住宅の被害調査6名・審査発送3名） ○ 広報活動（給水広報、2班各2名計4名） ○ 避難所班本部に2名派遣（避難所閉鎖まで） ○ 避難所班への協力（昼夜各5名程度）・物資班に1名派遣
さわやか市政推進課	○ 地震発生当初よりＦＭにて地震・津波情報を繰り返し放送 ○ 市長がＦＭで市民に直接現状を説明 ○ 断水、給水準備、通行止め箇所、自宅待機、炊き出し準備などの情報を繰り返しＦＭで放送 ○ 報道機関対応18時頃まで、以後、電話不通	○ 総合案内窓口開設 ○ 記録写真撮影 ○ 市長がＦＭで市民に直接現状や生活支援情報を発信 ○ ライフライン情報、安否情報等を繰り返しＦＭで放送 ○ 報道機関にライフライン情報を発信	○ 市長がＦＭで市民に直接、生活再建に必要な情報や行政情報を発信 ○ ライフライン情報、安否情報等を繰り返しＦＭで放送 ○ 報道機関にライフライン情報、相談情報等を発信 ○ 総合相談窓口の設置 ○ 国等の関係機関と協力し、特別行政相談所の開設 ○ 広報いわぬま災害臨時号を発行（2回）
グリーンピア管理室	○ 各施設（プール棟、体育館等）の使用を中止させ、かつ避難誘導や速やかに帰宅するよう声掛けを行った。 ○ 本庁に出向き、災対本部に施設の被害状況を報告するとともに、施設を臨時休業とすることの承認を得る。	○ 指定避難所でないホテルに市民等が押し寄せ、その対応に当たる（炊き出し関係にも従事）。それに、一週間程度で市民等をホテルから退去いただく旨、災対本部より承認を得る。（避難者は6日目に全て退去した）	○ 施設の再開に向け設備等の点検、修繕業務を展開する。また、被災者や災害支援ボランティアに対する日帰り無料入浴を実施。（利用券の作成及び入浴者の対応に従事） ○ 被災者に対する移動総合相談窓口業務に従事 ○ 4月29日から施設営業を再開し、現在に至る。
健康増進課	○ 保健センターに救護所開設。 ○ 医療救護班派遣依頼(岩沼市医師会、岩沼市歯科懇話会、岩沼薬剤師会)	○ 避難所巡回(保健師、自衛隊、（青年海外協力協会（以下「JOCA」という）、大阪市、他）、3/12～6/5	○ 市内医療機関診療時間延長（21時まで）、4/4～4/30 ○ 避難所に通院用レンタカー配置、4/4～5/14

部署名	初動活動期 （発災～1日程度）	応急活動期 （2日～7日程度）	復旧活動期 （7日以降～）
健康増進課	○ 岩沼薬剤師会他から医薬品の購入 ○ 近隣住民の避難者受け入れ ○ 岩小、西公の夜間避難所巡回(保健師2名、事務職1名) ○ 避難所担当職員不在の岩小に職員配置～12日朝まで(保健師2名、事務職1名)	○ 市民会館・中央公民館（以下「市民会館」という）、総合体育館に保健師配置、常駐(大阪市)、3/13～4/17 ○ 保健センター内に日赤救護所開設(日赤医療救護班)、3/13～3/17 ○ 避難所巡回診療(医師、保健師、派遣医療支援救護班)、3/13～4/3 ○ インフルエンザ患者療養棟設置(東棟教養室、旧勤労青少年ホーム和室)、3/14～4/11 ○ インフルエンザ患者療養棟巡回(保健師)、3/14～4/8 ○ 感染症予防対策委員会の開催依頼(岩沼市医師会) ○ インフルエンザ治療薬(タミフル)の予防投与 ○ 市内医療機関開院状況調査	○ 仮設入居者健康調査(保健師、JOCA、栄養士会、他)、5/16～6/25 ○ 被災地域居住者健康調査(JOCA、宮城県塩釜保健所、他)、7/11～7/29
介護福祉課	○ 臨時避難所の開設（被災者、避難者、帰宅困難者の受入れ及び要介護者等の介護事業所等への受入依頼） ○ 避難者の把握（世帯数・人数、居住地域等） ○ 災害対策本部への避難状況の報告及び連絡調整	○ 臨時避難所の運営（食事及び水道未復旧による排泄等に係る業務への対応） ○ 避難者名簿等の作成及び管理 ○ 避難者への被害情報の提供 ○ 災害対策本部への避難状況の報告及び連絡調整	○ 臨時避難所の運営 ○ 避難者への被害情報の提供 ○ 災害対策本部への避難状況の報告及び連絡調整
社会福祉課	○ 死体安置所・行方不明者受付所の設置・相談受付 ○ 死体の安置・処理 ○ 炊き出し ○ 救援物資の輸送 ○ 救護班への人的応援	○ 死体安置所・行方不明者受付所での相談受 ○ 死体の安置・処理・火葬・埋葬 ○ 炊き出し ○ 救援物資の輸送 ○ 職員の安否確認 ○ 施設の被害確認 ○ 救護班への人的応援	○ 死体安置所・行方不明者受付所での相談受付 ○ 死体の安置・処理・火葬・埋葬 ○ 炊き出し ○ 透析患者用車両証明書発行 ○ 救援物資の輸送 ○ 仮設住宅（アンケート調査・申込受付・入居者決定・鍵の引渡し・支援物資の搬入・苦情受付と対応） ○ 救護班への人的応援（14日目まで） ○ 自然災害見舞金（受付・支給） ○ 被災者生活再建支援（住宅の応急修理を含む。相談・受付・支給） ○ 日赤救援支援物資の支給 ○ 県義援金（受付・支給） ○ 災害弔慰金・災害援護資金（相談・受付・支給） ○ 災害住宅手当（相談・受付・支給） ○ 市義援金（受付・支給） ○ 県民間住宅借上（相談・受付・県へとりまとめて発送・貸主への3者契約書の発送） ○ 二次避難所（希望聞き取り・受入先調整・収容）
子ども福祉課	○ 職員の安全確認及び非常招集並びに各施設の被害状況確認 ○ 東保育所及び東児童館の避難状況等の現場確認	○ 町内会、婦人防火クラブの協力を得ておにぎりを作り、各避難所へ運ぶ。	○ おにぎりを作り、各避難所へ運ぶ。(3月24日まで) ○ 3月25日～6月4日までは市民会館で自衛隊のみ炊き出し

	○炊き出しの依頼(婦人防火クラブ等) ○炊き出しの準備及びおにぎり作り(ハナトピアでテント設営、炊飯等の準備)	○救援物資(主に食料品や飲料水)の搬入、検品及び各避難所へ搬出作業。 〈体制〉 ○主として、子ども福祉課、保育所職員が炊き出し ○他ボランティア(10～50名/1日) ○子ども福祉課職員が避難所へ配布 ○東保育所、東児童館職員は施設の清掃 ○児童館職員は、各学校避難所依頼～3月22日まで	○メニュー作成、材料発注、検収等を行う。(4月1日～6月4日まで) ○救援物資の搬入、検品及び各避難所へ搬出作業。(3月31日まで) ○応急保育は3月22日から実施。 ○各児童館・児童センターは登録児童のみ3月22日から受入れ実施(東児は3月25日より西児で受入れ実施)通常保育は4月1日から実施。
市民課	○職員10名中 課長…災対本部で避難所との連 絡調整、配布食料の区分け 8名…避難所開設、避難者把握、本部との連絡調整（玉小） 1名…自宅待機	○(2～3日)初動期と同様 ○(4日以降) 課長…災対本部で避難所との連絡調整、配布食料の区分け 3名…避難所運営（玉小、総合体育館） 上記以外は、窓口開庁に伴い窓口業務に従事	○課長…避難所との連絡調整、避難所の統廃合業務、必要物資の手配、入浴支援、支援物資の配布等 ○課員は窓口業務に従事(必要に応じ避難所運営及び他班業務への支援)
監査委員事務局	発災 ○監査委員事務局を出て、廊下の太い柱の付近に避難する。 ○揺れが収まるのを待って、6階税申告室の来客者等の避難誘導に当たる。 ○5階、6階来客者の避難を確認して、屋外に避難した。 ○間もなく、避難所開設の指示を受け、玉浦中学校避難所開設に向かう。 ○玉浦中学校避難所開設 ○体育館開設、津波に備え校舎3階に移動指示 ○校庭入口で、ハンドマイクを使い、避難を呼びかけた。 ○校舎に避難したものが外に出ることを抑制した。 ○教室・空間単位で、避難者の地域ごとの避難居場所を決め、それを表示・案内して、誘導した。 ○会社従業員など、地域に属さない人用の部屋も設けた。 ○夕方近く、少し落ち着きつつある頃まで待って、女子職員4人ほどに指示して、地域ごとに避難者名簿を作ろうと試みた。当日は○○時点として、2回ほど名簿の把握を行ったが、避難者人数も多く、校舎内での移動もあり、誰が記載し、誰が記載していないか不明となり、正確精度の劣る明度となった。 ○明りのことを心配し、学校備えの懐中電灯、生徒が制作した豆電球提灯などを集め、階段、通路、トイレなどに配置してもらった。	【3月12日】 ○玉浦中学校避難所運営 ○各部屋避難者に声をかけて回った。 ○職員が避難者に声がけ挨拶をするようにした。 ○避難者相互に声がけ挨拶をするように伝えた。 ○食糧等は、各部屋の者が担当して、物品の貯蔵用の部屋となった教室に取りに来てもらった。食糧等の数量が十分となるまでは、各部屋に概ね均等に配布し、その分け方を各部屋に一任した。 ○各部屋の代表に集合してもらい、トイレ水洗のための水汲み(プールから)、トイレ当番を依頼した。 ○トイレは、1期目中学校の水洗トイレ(タンク内貯留水利用)、2期目中学校の水洗トイレ(プールの水を運んで利用)、3期目ポータブルトイレ、4期目屋外仮設トイレをそれぞれ利用した。 ○ポータブルトイレは、避難者が使い方の順守を徹底できずに、使用者に使用後の片づけを任せたが、使用者による片付けの徹底はできなかった。結果として、トイレに職員・避難者の中からの担当者を配置して、衛生を守る必要に迫られた。タンク内貯留水利用) ○避難者に家にある石油ストーブ3台を提供してもらった。 ○発電機が届いた。 ○ジェットヒーター2台を用い、階段の空間を使って、2階から3階に向けて暖気を吹き流した。	【3月17日～31日】 ○市民会館避難所運営 ○モンタナ入浴サービス希望者への対応 ○炊出しボランティアへの対応 ○支援物資受領への対応 ○行政による災害対策に関する各種事務(見舞金、仮設住宅入居希望意向調査、倒壊家屋の撤去、罹災証明等) 【3月22日】 ○避難女性1名が朝に市民会館西口玄関付近(屋外)で倒れ、南東北病院に搬送したが、死亡した。 【3月28日、31日】 ○総合体育館避難所運営 【4月8日】 ○農村環境改善センター避難所運営(今野主幹) ○【4月6,11,15,22日】 ○入浴サービス支援 ○【4月10日】 ○農村環境改善センター避難所運営 【4月12日～26日】 ○総合体育館避難所運営 ○(主に支援物資の管理) ○入学式衣類支援の申し出あり 【4月18日】 ○生涯学習課により、市内各学校に災害用備蓄物資の配布が行われた。 【4月27日、5月10日、17日、31日】 ○仮設住宅入居者に支援物資の提供を行った。 【5月3日】 ○健康増進課が保健センターで「乳幼児用品の支援物資提供」としてミルク、紙おむつ等を提供した。

部署名	初動活動期 （発災～1日程度）	応急活動期 （2日～7日程度）	復旧活動期 （7日以降～）
監査委員事務局	○救護室を指定し、弱っている人の居場所とした。救護室に毛布を優先して確保し、救護室前に、なぜか存在していただるまストーブを置き、暖がとれるようにした。救護室には、保健師などその関係の経験のある避難者に、付き添ってもらうようにした。 ○毛布は、体育館から先生・職員等が運び入れ、地域人数を単位として配布し、実際の活用は地域の自主性に任せたと思う。 ○避難者などが入手し、伝えてきた救護依頼情報を、本部に伝達して、救護を依頼した。 ○食事の手配を本部に要請したが、避難所周りが浸水しており危険であるとの判断から、途中まで来ては引き返すなどの繰り返しとなり、なかなか届かなかった。 ○夜間は、各ポイントに職員を交替で配置した。 ○職員の中で、本部連絡係、記録係を設けた。（一定時間はその者が担当したが、2日目あたりからは、担当制ではなく、それぞれの職員が適宜連絡、記録等を行った。） ○玉浦中学校避難所の事務局本部は、職員室とし、教頭を通して、先生方と連携するようにした。 ○各部屋に声をかけて回った。 ○トイレの水は、おそらくタンク内に貯留していた分を使い切るまで使っていたと思う。	○ろうそくを短く切ってビーカーの中に入れ、トイレ、各部屋などの明りをとった。 ○1日のなかで、余裕ができた時間に、その時点の名簿作りをした。（避難者の出入りを管理する窓口を設けて、名簿の加除更新をしたわけではない。） 【3月13日】 ○避難者への声掛け、名簿作り、食糧分配、衛生管理、暖房機器管理等を行った。 【3月14日】 玉浦中学校避難所運営 ○避難者への声掛け、名簿作り、食糧分配、衛生管理等を行った。 玉浦中学校避難所閉鎖 ○避難所の後片付けをした。 ○市民会館に移動した。 市民会館避難所運営 ○地域ごとに割り当てられた部屋に入った避難者に声をかけて回った。 【3月15～17日】 市民会館避難所運営 ○各地域の避難人数等に合わせて、部屋の割振りを修正した。 ○避難所運営は2班体制となった。 ○両班の引き継ぎを毎朝行うとともに、引き継ぎ事項をホワイトボードに貼り出し、情報・認識の共有化を図った。 ○各地域後に代表者を選出してもらい、毎日定時に代表者会議を開き、意見要望の聴取、情報提供等を行い、共同体としての一体化を図った。食糧配布、トイレ掃除等は各地域に担当してもらった。 ○医療チーム、保健師チームなどから、避難所運営のアドバイスを受けるとともに、避難者の健康状態などを聞きながら、衛生管理に務めた。 ○毎朝ラジオ体操をした。 ○インフルエンザ蔓延の兆候もあり、罹患者を個室に隔離するとともに、うがい薬液を館内各所に置いた。また、マスク配布、注意喚起啓発放送を行った。 ○各種ボランティア（初期段階では針灸、マッサージ、理容師など）を受け入れた。 ○物品提供支援のボランティア、避難者情報の求めに応対した。	【5月1～15日】 ○災害住宅手当（家賃補助）対象者に支援物資の提供を行った。 【5月21、22日】 ○玉浦公民館で主に自宅避難者を対象として支援物資の提供を行った。約1,200人

議会事務局	○ 避難所の開設（玉浦小学校、玉浦中学校の2施設）を本部が決定し、発災時に本庁にいた避難所班職員は2グループに分かれ各避難所に配置されることになった。 ○ 議会事務局職員5名中4名は、玉浦中学校避難所に配置された。（1名は、出発に間に合わず、市役所に残り市役所市民ホールが避難所となったことから、市役所2階で避難所運営に従事した。） ○ 玉浦中学校では、避難された約600名の市民の避難所運営に従事した。	○ 玉浦中学校避難所に3月11日（金）から14日（月）まで勤務した。3月13日夜に再津波の可能性が大きくなったことから、東部地区避難所を閉鎖するとの本部指示により、3月14日早朝に市民会館・中央公民館へ避難者を移送し、玉浦中学校避難所を閉鎖した。また、職員も市民会館で避難所運営に従事となった。 ○ 各避難所と連絡調整を図るため市民課長が組織した避難所連絡調整班に議会事務局職員2名が市民会館から異動し、本部会議の情報等を各避難所に提供するとともに、各避難所の必要物資等の調達窓口の業務を行った。	○ 議会事務局職員は、市民会館、総合体育館、農村環境改善センターの避難所運営に従事するとともに、避難所連絡調整班からの指示により入浴サービスや物資移動等を行った。活動内容等は次のとおりである。 ⑴ 避難所の集約に向けて、各避難所を巡回し、避難所の運営状況の確認をするとともに、職員体制の調査及び避難者の状況の確認等、避難所の現況の把握に努め、災害対策本部に報告を行った。 ⑵ 各避難所に避難所の集約についての掲示物の配付を行うとともに、移動を希望する避難者と個別に相談を行った。 ⑶ ふたき旅館を避難所としていた相野釜地区の避難者の受入及び閉鎖する避難所の避難者の受入先として、農村環境改善センターを新たな避難所として運営するための準備を行い、3月24日からは開設した。農村環境改善センター避難所の運営を改善センター嘱託館長、臨時職員、シルバー人材センター職員及び議会事務局職員で行った。 ⑷ モンタナリゾートの入浴施設が利用可能となったことから、各避難所の避難者が定期的に入浴することができるようグリーンピア管理室職員と連携し調整を行った。 ⑸ 3月24日に市民会館、総合体育館及び農村環境改善センターの3避難所を除くすべての避難所を閉鎖した。その後、各避難所の物資の移動及び毛布、ごみ等の回収作業を行った。 ⑹ 4月上旬に大阪府の自治労職員の方が避難所の応援をいただけることになり、議会事務局職員は農村環境改善センターの運営のための勤務を終了した。 ⑺ 災害対策本部において、再度大津波警報が発令された際に、玉浦小中学校を避難所として開設することについて東部地区住民に周知を行う文書が配布されたことから、避難所連絡調整班と教育委員会事務局職員等で警報発令時の体制の整備について打ち合わせを行った。 ①公用車の確保 ②避難所物資の確保 ③休日、夜間の対応（教育委

部署名	初動活動期 （発災～1日程度）	応急活動期 （2日～7日程度）	復旧活動期 （7日以降～）
議会事務局			員会で鍵を管理していないので現在職員だけの対応は困難な状況） ④ヘルメット、ライフジャケットの確保等 ⑻仮設住宅の入居が開始され、5月6日に農村環境改善センター避難所が閉鎖し、残った避難者を総合体育館に移動した。仮設住宅の入居にあわせて、仮設住宅への物資の搬入補助作業及び避難所に残った物資、毛布等の回収作業を行った。 ⑼市民会館及び総合体育館避難所の円滑な閉鎖に向けて、閉鎖に関する掲示物及び閉鎖後の転居先等の調査依頼を行った。 ⑽5月21日及び22日に玉浦公民館で行われた被災者への物資配付の補助を行った。 ⑾6月5日に避難所を閉鎖したことにともない、残ったごみ等の回収作業を手配した。
生活環境課	○所管施設の被害状況の確認 ○調達班への協力（救援物資の搬入） ○救護班への協力（死体安置所の開設） ○ごみ、し尿の収集方法の検討	○火葬場の稼働に向けての設備等の手配、応急修理の実施 ○災害等廃棄物の収集方針策定（3/15：収集開始） ○し尿収集の方針策定（3/13：収集開始） ○火葬場の受入条件の検討（3/15：火葬開始） ○東部地区以外の通常ごみ収集体制の実施（3/12～：燃えるごみのみ収集） ○市民バス運行の検討（避難所からの移動、入浴送迎等） ○避難所運営の協力（ごみ及びし尿の処理）	○災害等廃棄物の収集運搬（3/19～矢野目、林2地区） ○死亡家畜（ぶた等）回収、埋却（3/19～） ○被災愛玩動物の避難所等巡回：獣医師会（3/19～） ○一次仮置場の選定、設置 ○災害等廃棄物の一次仮置場への自己搬入受入（3/29～5/31） ○消石灰、逆性せっけん等防疫用薬剤を単位組合長へ配布 ○放射線量測定（5/2～）現在、23か所で実施 ○災害等廃棄物の分別方法の検討（金属くず、家電4品目等） ○市民バスの運行（4/1～）一部路線で折り返し運行 ○災害等廃棄物の処理の一部を宮城県に委託（4/15～）
農政課	○当日は、避難所班の協力ということで玉浦小学校、玉浦中学校の避難所開設の準備を指示し避難者のお世話をした。	○避難所が長期にわたることが予想されるので、米の調達ということで西部地区の農家より精米の調達をして食料の確保に努めた。特に米については、農協及び卸売業者に交渉し長期分の米確保をした。 ○排水機場が壊滅の状態となり2次災害が懸念されたので、仮設ポンプの設置について、農政局に強く要望して、ポンプの稼働に全力を傾注し、何とか急場を凌いだ。避難所の協力のため、常時3～4名を配置した。	○農地の被害が甚大であるため、各種の被害調査を関係機関と協力を行なった。 ○農地の復旧には、県の協力を得て、がれきの撤去を行った。また、国の一次補正で出された「被災農家再開支援事業」を早急に事業実施できるように職員全員で、農家への説明会等を開催し被災農家の収入の場を提供した。よって、農地の復旧が順調に進んだ。

農業委員会事務局	○ 地震発生から約30分後、職員3名で避難所：玉浦中へ公用車にて移動。 ○ 当初、体育館へ住民誘導。間もなく津波襲来の情報により、校舎3階へ住民誘導。その後、集落ごとに教室を割り振り、避難者の名簿作成・人数把握。夜間のトイレ管理、ほか（※議会事務局、監査事務局と合同で活動）。	○ 避難所：玉浦中閉鎖、避難所：市民会館へ移動支援。 ○ 市民会館職員に合流し、引き続き避難所支援。 ○ ※交代勤務（避難所勤務24時間→帰宅→市役所日勤）	○ 市民会館において避難所支援 ○ ※交代勤務（避難所勤務24時間→帰宅→市役所日勤）～3月24日まで ○ 休日における被災農家の問合せ・相談対応～4月30日まで
商工観光課	○ 指示により、市内の被害状況調査を実施（津波前） ○ 津波による避難所開設に伴う、毛布及び米の調達確保 ○ 避難所必要品の調達確保	○ 避難所の運営対応 ○ 避難所応援対応のための必要品の調達確保。避難所からの要望品の調達確保	○ 発災から避難所閉鎖まで、避難所生活必用品等の確保 ○ 関連企業に対し避難所用食料品（パン）の支援要請 ○ 工業団地内及び周辺事業者等との復旧活動調整。（電力・ＮＴＴ含む） ○ 工業団地内の瓦礫撤去の調整、撤去申込受付窓口業務。 ○ 事業所向けの震災対応融資支援の情報提供及び利用斡旋 ○ 事業所用り災証明の申請受付、現地調査、証明書の発行業務。継続中 ○ 震災対応臨時職員採用事業の実施。（現在まで35名採用）継続中 ○ 一般用、事業所用のり災証明担当の統一化 ○ 商工観光関連事業所等の被害調査
土木課	○ 災害対応マニュアルに従い、市道等の被害状況を把握するため、下記のパーティーを編成し、パトロール実施 ○ 市道桑原北長谷線・市道松ヶ丘根方線・市道荒井4号線通行止めの措置 ○ 各避難所へ仮設トイレ、発電機、投光器、暖房器具等リース会社から運搬 ○ 各避難所へ燃料（灯油・軽油・ガソリン）を配達	○ 道路、橋梁、河川、崖地の被害調査 ○ 道路及び水路の啓開、応急処置 ○ 通行障害物の除去 ○ 重機の手配 ○ 交通規制 ○ 警察署、自衛隊等との連携	○ 被害箇所の応急復旧 ○ 道路通行障害物及び水路障害物の除去 ○ 交通規制
用地課	○ 道路通行止めに関する業務 ○ 緊急リース機材の調達・搬入	○ 救援物資の搬入・整理 ○ 避難所へ救援物資を支給する業務 ○ 道路等に関する被災状況の電話受付業務 ○ ガソリン・灯油等の調整確保 ○ 道路等に倒壊する恐れのある個人構築物について建設土木業者と連携して危険を回避した。	○ 救援物資のガソリン、灯油等の管理及び避難所への搬送支給 ○ ガソリンスタンドからの燃料確保に係る調整と燃料調達及び請求に係る事務処理 ○ ガソリンスタンドから避難所・行方不明捜査車両に直接給油するローリ配車調整と請求に係る事務処理 ○ リース機材の借用と管理調整及び請求に係る事務処理
都市計画課	○ 施設点検（駅前連絡通路・公営住宅・公園等）	○ 土木課応援：道路状況調査（道路等の状況確認及び道路封鎖の対応） ○ 市営住宅（林）の入居者の安否確認	○ 支援物資の運搬（避難所等に必要物資の運搬補給） ○ 市営住宅（林）の入居者の安否確認

部署名	初動活動期 （発災～1日程度）	応急活動期 （2日～7日程度）	復旧活動期 （7日以降～）
都市計画課		○応急仮設住宅関係対応 3/12：必要戸数を600戸と報告（市防災課→県危機対策課） 3/14：用地選定や配置計画を行った。（入居者の把握は、社会福祉課で行なった。） ○公園緑地等及び各市営住宅の敷地建物確認 ○対策本部の指示のもと、支援物資の管理 ○物資運搬（避難所等に必要物資の運搬補給） ○水道事業所応援：給水活動、水道施設の応急復旧	○水道事業所応援：給水活動、水道施設の応急復旧（3/17～31、2名） ○応急仮設住宅関係対応 3/28：応急仮設住宅着手 4/5～8：仮設住宅申し込みの受付応援 ○被災建築物応急危険度判定 3/23：要請 3/24、30、31、4/1、2、3、6：現地調査 ○公園災害査定 ○災害公園工事発注 ○仮設住宅の維持管理（ハード面対応） 住戸及び共用部修繕、駐車場修繕（5月）、雨水対策暗渠排水設置（7月～10月）、照明灯設置（10月）、寒さ対策（10月～3月）等 ○東京大学石川教授への復興計画資料の提供及び現地視察支援(4月～5月初旬) ○スクールゾーン内危険ブロック塀等改善事業及び家具転倒防止等作業代行 4/1:受付開始 ○被災宅地危険度判定 4/7、/8：現地調査 ○倒壊建築物撤去（6地区）に係る調査及び受付事務 4/15：受付開始 ○応急修理制度手続、被災住宅相談 4/21：受付開始 ○損壊家屋等の解体及び撤去に係る調査及び受付事務 6/7：受付開始 ○木造住宅耐震診断助成及び耐震改修工事助成 8/1：受付開始（仮受付は7/19開始） ○復興計画や集団移転等に係る関連業務
下水道課	○下水道施設の被害調査 ○二の倉排水管理所からの職員及び委託者の避難	○終末処理場県南浄化センターの被災状況把握 ○農業集落排水場の被害調査相の釜農業集落排水場壊滅 ○二の倉排水管理所の被害調査	○終末処理場県南浄化センター応急復旧 ○公共下水道の汚水・雨水管渠災害査定への準備 ○長岡農業集落排水場復旧及び管渠の災害査定への準備 ○二の倉排水管理所応急復旧及び復興
会計課	○避難所の開設及び対応	○避難所の対応 ○災害総合案内の受付及び相談業務 ○災害関係支払現金等の準備	1. 災害関係の支払 2. 緊急生活支援金の支給業務 3. 義援金、寄付金の受付 4. 災害死亡者に対する弔慰金等の申請受付（4/21～5/15） 5. 災害援護資金の貸付の申請受付（5/1～5/15） ※4と5は、5/16以降社会福祉課で対応

水道事業所	○給水活動に向けた給水ポリ袋の準備 ○市役所備蓄タンクから給水活動 ○被害状況の把握	○給水拠点を設け給水活動 ○医療施設及び避難所へ給水車により対応 ○復旧に伴う支援部隊の要請 ○市内水道工事組合に復旧要請	○3月中に水道復旧に伴い給水活動停止 ○その後給水管等の漏水について随時対応 ○3月15日より水道配水管の本格復旧開始
玉崎浄水場		○市内被害状況細部調査	
教育総務課	○学校施設の状況確認 ○児童生徒、教職員の安否確認とりまとめ ○避難所開設・運営の協力	○避難所運営の協力 ○学校施設の被害状況調査とりまとめ	○学校再開のために、修繕工事の発注と施工管理 ○災害復旧事業の国庫補助申請 ○避難所運営の協力 ○学校に放置された車両の処分
学校教育課	○児童・生徒・教職員の安全確保と安否確認 ○避難所班への協力（現場教職員も避難所運営に協力）	○児童・生徒・教職員の安否確認（避難先の把握） ○避難所班への協力（現場教職員も避難所運営に協力）	○教育活動の調整（終業式、卒業式、入学式、始業式） ○授業時数の確保 ○転出入関係事務 ○心のケア ○紛失教科書、学用品等の供給 ○給食再開準備など
生涯学習課	○職員に所管施設（新図書館、寺島・下野郷学習館）の被害調査を指示する。（学習館調査は、非常に危険だった。もう少し災害状況を把握すべきだった。） ○避難所へ救援物資の供給のため、体制を整えたが、避難所が多数にのぼり、避難所支援に入いらざるを得なかった。	○避難所支援（特に学校）に入る。 ○（物資担当は不可能になる。） ○新たな避難所（総合体育館）を開設する。（本部指示により玉小・玉中から避難者を受入れる。）	○避難所支援（社会教育施設）に入る。 ○仮設住宅へ生活物資を提供する。 ○被災社会教育施設（玉公・下学）を復旧する。 ○東部地区（玉浦公民館）で物資を提供する。 ○備蓄物資の整理・保管作業に入る。 ○社会教育施設災害復旧国庫補助事業事務に入る。
西公民館	○施設利用者の安全確保 ○施設の被害調査・応急復旧 ○救護所・避難所の開設、避難者への対応	○避難所（西小）の運営協力	○避難所（岩小、市民会館）の運営協力 ○施設内被災箇所の復旧工事
玉浦公民館	○地域防災では、救護所としての役割であり、当日は6名の避難者があった。	○3月12日、6名の避難者が自家や娘宅へ移動したので、救護所を閉鎖した。 ○3月13日より、玉浦中学校及び岩沼市民会館の避難所に応援する。	○3月27日まで岩沼市民会館避難所に応援する。 ○3月28日から玉浦公民館の清掃及び敷地内の作業を行う。（床上浸水45㎝） ○5月20日、玉浦公民館を開館する。
図書館	○3月11日地震発生後、図書館施設被害状況確認、その後教育委員会から待機指示があり、職員4名図書館で待機。	○3月12日夜から13日まで、避難所（西小）管理のため職員2名ずつ交代勤務。 ○3月14日から17日（避難所閉鎖）まで職員1名ずつ交代勤務。他の職員は、図書館復旧作業。	○3月18日から24日まで避難所（岩小）管理のため職員1名ずつ交代勤務。 ○3月26日から31日まで避難所（市民会館）管理のため職員1名ずつ交代勤務。他の職員は、図書館復旧作業。
市民会館	○地震発生当時、利用者はなし。勤務職員等の安全を確認。 ○館内の被害状況確認し、安全が確認された場所を避難所とし、職員及び委託従事者を含め12人体制で避難所を開設した。 ○夕方までに約450人の避難者を受入れた。	○3/12：炊出しおにぎりやパンが届き、避難者へ配布。 ○3/12：亘理町荒浜地区からの避難者約400人を大ホールへ受入。 ○3/13：里の杜地区の一部及び荒浜地区の避難者、自宅・亘理町へ戻る。	○3/18：人口密度が高く、密閉された部屋の換気の改善のため、空気清浄器を設置。 ○3/19：健康管理のためラジオ体操を午前6時30分から行う。避難者によるトイレ清掃を当番化した。 ○3/20：支援物資が増え大ホール舞台を保管場所にした。

部署名	初動活動期 （発災～1日程度）	応急活動期 （2日～7日程度）	復旧活動期 （7日以降～）
市民会館	○ 支援物資がないので、お湯を沸かし避難者へ紙コップで配る。	○ 3/13～15：避難者を地区毎の部屋割りを行う。（避難者約700人 ○ 3/13～5/3：大阪市からの保健師が配置される。 ○ 3/14：玉浦中からの二次避難者389人を受入れる。 ○ 3/17～6/4：避難者の地区代表者会議を毎日開催し、情報の共有化や避難者の環境改善等に努めた。	○ 3/21～：避難所運営補助ボランティアが増えてきた。 ○ グリーンピア岩沼（モンタナ）で入浴サービス開始。 ○ 市民会館の水道復旧。 ○ 3/23～4/3：順天堂大学練馬病院チーム診療。 ○ 3/28～6/5：東北大学病院心のケアチームメンタル面相談 ○ 4/2：各部屋に畳を敷いた。（340枚） ○ 4/4～5/31：愛媛県職員チームの支援（4名編成）により、市職員の泊りなどの負担が軽減。 ○ 4/10：洗濯機を6台設置し、地区毎に配分し、管理もお願いした。 ○ 4/29～6/4：第5次にわたり仮設住宅へ入居。 ○ 6/5：午前8時30分避難所閉鎖。
スポーツ振興課 総合体育館	○ 地震発生当時は、館内に数名の利用者がいたが、揺れが落ち着いた後に体育館前の広場に誘導を行い、利用者全員、ケガの無いことを確認し自宅に戻った。 ○ 館内の被害状況を確認し、安全が確認された場所を避難所とし、職員及び嘱託職員7名体制で避難所を開設した。 ○ 当日の夜までに、約150名の避難者の受け入れを行った。停電で暖房器具が使用できないため、石油ストーブを活用して暖をとった。 ○ 夜間も夜通し、行方不明者の捜索（安否確認）で、訪館者が途絶えることは無かった。停電しているため、懐中電灯を事務室でつけっぱなしにし、職員が24時間対応にあたった。	○ 3月12日、避難者約300名、13日、避難者約350名、14日には、玉浦小学校等からの避難者を受け入れ、避難者約500名となった。受け入れ当初から、行政区別にまとまって施設に入ってもらったので、大きなトラブル等はなかった。 ○ 3月12、おにぎりが1人1個程度、配布された。 ○ 14日に、玉浦小学校から避難者が移動することになり、これまで避難していた里の杜周辺の方々に事情を説明し自宅に戻ってもらった。 ○ 14日に電気が復旧し、暖房も可能となった。 ○ 15日から、他課の職員が3名ずつ応援に入ってもらった。 ○ 15日から避難者の地区ごとに町内会長等の代表を選出してもらい、代表者会議を毎日開催し、情報の共有化や避難者の環境改善等に努めた。 ○ 13日に仮設トイレが10基設置され、使用可能となったが、使用マナーが悪く、清掃に苦慮した。その後、3月17日から避難者による清掃を当番化した。 ○ 仮設トイレが設置されるまでは、簡易トイレを利用していたが、高齢者に利用方法が理解されず、汚れと臭いで大変な状態だった。	○ 19日から職員の勤務態勢をローテーション化し、2交替の24時間体制とした。（日中：正職員2名、嘱託職員2名、夜間：正職員1名、嘱託職員1名） ○ 健康管理のため、大阪の保健師の指導で、毎朝6時30分にラジオ体操を行った。 ○ 人口密度が高く、密閉された部屋の換気の改善のため、空気清浄器を設置。 ○ 3月22日、上水道が再開した。 ○ 3月24日、グリーンピア岩沼で、入浴サービスが開始された。 ○ 愛媛県職員チームの支援（2名一週間交替）により、職員の負担が軽減された。 ○ 洗濯機5台が設置され、地区毎に配分し、管理もお願いした。 ○ マッサージ、散髪等のボランティア支援を受ける。 ○ 毎日のように炊き出しボランティアが入るようになった。 ○ 5月24日で避難所閉鎖となる。

		○職員は、交替で24時間体制を維持した。 ○16日から大阪から保健師が配置された。 ○支援物資が届くようになり、避難者の協力をいただき、輸送トラック等から、総合体育館メインアリーナに搬入を行った。	
消防本部・消防署	○救助・救急要請受理⇒⇒人命救助・救急活動⇒⇒避難広報⇒⇒避難誘導⇒⇒本格的な救助・救急活動に入る	○救助・救急業務、人命検索	○行方不明者の検索、救急業務 ○自然発火による火災対応

（岩沼市防災課より）

被害情報収集については、以下のとおり宮城県の資料からもその状況が読み取れる。

【コラム７：発災後の情報収集】

COLUMN —

被害情報等の収集及びそのための取組（概要）

⑴被害情報等の収集状況

宮城県では、発災直後から県災害対策本部長の指示のもと、全庁をあげて被害情報の収集にあたった。しかし、地震、津波による被害が甚大であり、通信機能の途絶・障害が情報収集の妨げとなった。内陸市町村との間では比較的早い段階で連絡が取れたものの、沿岸市町については連絡が付きにくい状況が続いた。また、市町村では発災後、住民の避難誘導、避難所への職員配置や確保、必要な食料・物資の手配など多数の業務が発生し、また、職員の被災や行政機能の喪失、被害の全容把握が困難な状況もあり、被害状況の報告や県からの問い合せに対応できる状況ではなかった。

⑵情報収集のための取組

イ．宮城県災害対策本部

県災害対策本部に寄せられる情報は、防災関係機関等から寄せられる個別の状況によるもので、断片的なものが多く、情報収集が進まない状況が続いた。

そのため、本部事務局では、市町村消防本部からの被害報告を各市町村で可能な各種伝達方法に切り替えるため、同日深夜に市町村及び消防本部へ一斉指令ファクシミリにて依頼し、12日４時までの報告を求めた。以降、市町村ごとに可能な方法で報告がなされるようになった。

ロ．情報連絡手段の確保

発災直後国、通信事業者等からの支援、協力を得て、市町村等との情報連絡手段の確保及び通信設備の復旧対策を進めた。３月 13 日に、衛星携帯電話 131 台を県防災行政無線を使用できない沿岸市町に優先的に配布し、連絡手段を確保。翌 14 日には、携帯電話 436 台及びデータ通信カード 32 台を市町村に配布し、これらは連絡窓口用や行方不明者捜索等に活用された。

（宮城県『東日本大震災ー宮城県の発災後１年間の災害対応の記録とその検証ー』,2015 より）

7. 警察・消防・自衛隊の活動概要

地震発生直後から連日、海岸一帯を中心に、警察・消防と自衛隊により捜索活動や通行障害物の除去などが行われた。３月 13 日からは陸上自衛隊第 33 普通科連隊（三重県津市久居）約 500 人体制で懸命に活動が行われ、自衛隊の重機の投入により、がれきなどを取り除き、不明者の捜索を行った。地域の排水については、土地改良区の排水作業に加え、国土交通省東北地方整備局からのポンプにより東部一帯の排水が行われた。

⑴捜索活動

2011年（平成23年）3月12日、自衛隊は70名体制で二の倉橋付近を捜索し、17時35分捜索終了。45名救助、1名遺体収容。同日、消防団は3班に分かれて捜索活動。以後、自衛隊、消防、警察は以下のような経緯で捜索活動を行った。

同年3月13日、72時間が生存の分かれ目となることから、特に捜索に力をいれることに。自衛隊船岡駐屯地から70名体制で寺島、二野倉、相野釜区域の捜索を実施。工業団地には近づくことができなかった。消防団は3か所に分かれて捜索活動を行った。

同年3月14日、消防は70名体制で二野倉の遺体収容を行う。消防団が寺島納屋地区で1遺体収容。消防は捜索終了までに計10遺体を収容した。消防の捜索で工業団地の車両から遺体は発見されず、従業員は無事に脱出したようだ。警察は31遺体を収容。

同年3月15日、警察は147名体制で貞山運河に沿って空港南側を捜索。自衛隊は250名増員（合計530名体制）で対応することになった。消防では新浜1名、蒲崎4名、二野倉13名、長谷釜で37名、藤曽根3名、相野釜44名合計102名の行方不明者と報告。相野釜5名、二野倉3名、新浜1名の遺体を収容。

同年3月16日、消防は寺島で1遺体、空港南で1遺体を収容。空港滑走路に多数の遺体があると報告。また、消防団員8名が行方不明と報告があった。午後、空港滑走路で安否不明の消防団員を発見。

同年3月17日、消防では遺体発見の減少に伴い捜索態勢の見直しを検討。警察では17遺体、自衛隊は17遺体を収容した。教育委員会では、行方不明だった小中学生徒2名の死亡が確認された。

同年3月18日、警察は男性12名、女性14名の死亡を確認、累計で115名となった。自衛隊はこれ以降も捜索活動を継続した。

同年5月以後も連日、海岸一帯を中心に、警察、消防、自衛隊により捜索活動を実施。陸上自衛隊第33普通科連隊（三重県津市久居）を中心に、約500人体制で懸命に捜索活動を行った。その後さらに同年7月3日に一斉捜索を実施。また、消防団の再編を行った。

⑵救出・救急活動

宮城県では、地震及び津波の甚大な被害が予想されたため、発災直後の15時2分に自衛隊に対して災害派遣要請を行った。さらに、15時36分、消防庁長官に対して緊急消防援助隊の支援要請を行い、本部事務局内に宮城県消防応援活動調整本部を設置した。

本部長の人命救助に全力を挙げていくという方針のもと、迅速に本部事務局に連絡所（班）を設置した県警察本部、緊急消防援助隊、自衛隊、第二管区海上保安本部等と連携し、活動の調整にあたった。また、沿岸部全域にわたる広域の救助活動は、現場において関係機関が相互に調整しながら自主的、積極的な活動が展開された。

初動期における各機関の勢力は、次のとおりであった。

区分	警察	消防	自衛隊	海上保安庁	合計
人員	5,106人	4,300人	32,194人	500人	42,100人
車両	188台	800台	7.322台	0台	8.310台
航空機	2機	9機	123機	8機	142機
船舶	0隻	0隻	51隻	16隻	67隻

（「東日本大震災 - 宮城県の発災後1年間の災害対応の記録とその検証 -」より：2011年（平成23年）3月26日時点）

イ．警察

3月11日14時46分、県警察は、地震発生と同時に非常体制を発令、警察本部長を長とする県警災害警備本部を設置し、警察庁及び東北管区警察局に対し地震発生直後の被害情報を速報するとともに、15時4分、警察庁に対して広域緊急援助隊の派遣の調整を要請した。その後、警察法（昭和29年法律第162号）に基づく援助の要求を行い、直ちに広域緊急援助隊の本県への派遣が決定した。県下24の全警察署では災害警備本部を設置し、県下3,900人の災害警備体制を確立した。

被災地にある各警察署等においても、地震発生直後から、沿岸部に多くの警察官を派遣

して津波情報に関する広報を行うとともに、津波による被害の発生する危険性が高い地域においては、限られた時間の中で住民を高台に避難させるなど、迅速な避難誘導を行った。しかし、その中で、数多くの警察官が津波に襲われ殉職した。

津波による浸水やがれきで陸上における交通手段が遮断された地域では、ヘリコプターによる救出救助活動が唯一の手段となり、発災から11日間で262人を救出又は搬送した。

津波被害が甚大な沿岸9警察署には本県の機動隊、管区機動隊及び第二機動隊のほか、警視庁をはじめ他都県から特別派遣された広域緊急援助隊が入り、被災者の救出活動にあたった。

発災当初、特に生存率が急激に下がるといわれる72時間を経過するまでは生存者の救出救助を優先したが、72時間を超えると捜索で発見されるのはほとんどが遺体であり、遺体収容が捜索活動の大半を占めた。

その一方で、生存者の発見救助が限界と思われた発災から9日目、石巻市門脇町地内を捜索中の石巻警察署員が、倒壊家屋で救助を求める少年を発見し、消防レスキュー隊等と連携して倒壊家屋にいた祖母とともに無事に救出した事例もあった。

【コラム８：警察官の被害】

COLUMN —

茶の間でうたた寝しているような顔だった。宮城県警岩沼署の遺体安置室。冷たい体の八島裕樹巡査（24）が横たわっていた。警察官になってわずか２年の若すぎる死。「起きろ。迎えにきたぞ」。父良隆さん（50）が話し掛けた。傍らで母美津子さん（52）は、ただ泣くばかりだった。

勤務する岩沼署は、仙台市の南で太平洋に面する名取、岩沼両市を管轄する。11日午後２時46分の激しい揺れと大津波警報。パトカーで住民に避難を呼び掛けている最中、津波の濁流にのみ込まれた。遺体は15日、仙台空港の近くで見つかった。人のためになりたい、地域で人と接する仕事をしたいと警察官を志願した。疲れた様子で帰って来ても、両親には「ハードだけどやりがいがある。市民がほっとしてくれたり、安心したりしてくれるのがうれしい」と話していた。

岩沼署では八島巡査を含む６人の署員が行方不明になった。「住民の救助に没頭しているに違いない」と美津子さんは信じた。しかし…（中略）子どもやお年寄りに優しかった。スキーのインストラクターとして子どもたちに指導することもあった。良隆さんは「きっと職務を全うしたのだろう。かなうなら、今２分だけでいいから生きている息子に会って、ほめてやりたい」と話す。（後略）

（『静岡新聞』2011年３月23日朝刊より）

ロ．消防

地震発生直後、消防本部並びに消防団、宮城県広域消防相互応援協定に基づく応援消防部隊（以下「県内広域消防応援隊」という）及び消防組織法第44条の規定に基づく緊急消防援助隊等が活動にあたった。地震発生と同時に県下12の消防本部は活動を開始し、他の消防関係機関と連携の上、救助活動にあたった。内陸部を管轄する5消防本部においては、管内の各種災害対応と並行し、協定に基づき沿岸消防本部に対する支援活動を開始した。活動した消防隊員は、2011年（平成23年）3月11日､12日の2日間で延べ5,207人であった。

緊急消防援助隊陸上部隊は、富山県隊が3月12日5時30分に名取市に到着して消防支援活動を開始、その後順次各都道府県隊が到着し、同日までに指揮支援部隊を含め1都1道1府6県の部隊、延べ363隊、1,506人が人命救助、人命捜索及び救急出動等の活動を開始した。

航空部隊は、地震発生から12日までの間に14都県の航空部隊（機体15機）延べ132人が結集した。今回の災害は津波により沿岸部の広い地域が水没し、道路が寸断されたことにより、ヘリコプターの活動要請が多く求められ、特に初動期には孤立した建物、地域からの吊り上げによる救出事案が非常に多かった。

発災から5月31日までの間に、消防本部、消防団、県内広域消防応援隊及び緊急消防援助隊全体で、延べ294,252人の隊員が出動し、4,998人を救助した。

岩沼市消防本部初動活動状況

岩沼市消防本部では、地震発生と同時に、非常配備（3号）体制発令により日勤者及び当務中の全職員は、速やかに非常配備体制に移行し、非常災害時における震災対応マニュアルに基づき、消防本部内に警防本部を設置し消防が行う災害活動全般を指揮するとともに関係各機関との調整を図った。

消防本部は、岩沼市域において震度5弱以上の地震が発生した場合には、事前命令「岩沼市消防本部（署・団）の初動体制」に基づき全職員が参集することとしている。地震発生直後、職員が消防署に参集し、消防団は、各部集合場所に参集した。職員は、2011年（平成23年）3月11日15時30分、県消防学校入校生を除く96%が参集完了。また、同日18時には安否を確認し、全職員の無事を確認した。

情報収集は、発災と同時に停電となり、非常用電源は同年3月15日10時30分に回復。119番は同年3月16日20時36分まで接続できなかった。無線機は移動式簡易発電機を使用。岩沼市防災デジタル無線が本格運用前で試験運用中であったため、市の災害対策本部や救護所、避難所と無線連絡可能であった。

宮城県との連絡は、宮城県地域衛星通信ネットワークで可能であった。被害等の情報収集は、出動隊の消防無線と参集してきた職員の情報で行うとともに、市災害対策本部との情報共有を行った。

発災直後の活動

発災直後から消火、人命救助活動を最優先とした初動体制を確立するとともに、防災関係機関と連携を取りながら、迅速適切な救急・救助活動を実施。津波発生後、浸水地区は水が引くまで進入ができず、震災当日の深夜、徐々に救助ができるようになった。この過酷な状態にあって、大津波警報が鳴り続ける中、阿武隈川堤防からの救助や、ボートによる救助を実施した。人員、ボート等をフル活用して沿岸部の救助・検索活動を続けた。

市では、市役所の北側の保健センターに応急救護所を開設して負傷者の受入れを行ったほか、救急指定病院の総合南東北病院にも協力いただいた。その後、翌朝には消防職員が市内の病院を回り、受入れの人数や担当医師の所在の確認、何科が受け入れられるかの情報を集め、随時報告して最新の情報で対応した。

消防応援として、県内では、両隣の消防本部も同じように津波の被害が大きかったため、仙南地域広域行政事務組合消防本部から1隊4名がその日の19時に到着し、翌朝9時には緊急消防援助隊の山梨県隊24隊90名が到着。捜索活動や救急の対応などを行うことができた。捜索活動は、当初、沿岸地域を6つのブロックに分けて当消防職員と消防団を6班に分けて対応しようと考えていたところ、緊急消防援助隊の応援情報があり、人数が増えることや、本市には沿岸方面に向かう大きな道路が2本あり、緊急援助隊の隊長と相談し沿岸地域を3ブロックに分けて対応することとした。今回の編成では、警察、自衛隊は入っていなかったが、災害対策本部で捜索地区が重複しないよう調整し円滑に進捗した。

自衛隊の捜索チームには、地域を把握している当職員が同行し案内した。各応援隊は、仙南地域広域行政事務組合消防本部は14日の夜まで、山梨県隊は14日の朝まで活動していただいた。

救助活動　　救助人員　609人
　　死亡検索　55人
救急活動　　103件（3月11日～3月17日）
火　　災　　1件（3月21日、建物）
活動人員　　568名（3月11日～7月3日）

消防応援活動受援状況

⑴仙南広域行政事務組合消防本部
　期　　間　3月11日～3月14日
　活動人員　延べ16名
　活動車両　延べ 5台

⑵山梨県緊急消防援助隊
　期　　間　3月12日～3月14日

活動人員　24隊　延べ270名
部隊内訳　指揮隊2、消火部隊5、救助隊3、救急隊4、支援隊10
消防本部名
甲府消防本部、峡南消防本部、峡北消防本部、東山梨消防本部、都留消防本部、大月市消防本部、上野原消防本部、笛吹市防本部、南アルプス消防本部、富士五湖消防本部。

⑶南国市消防団
期　間　（第1次）4月25日～4月28日
（第2次）5月　9日～5月13日
活動人員　（第1次）14名（署員1、団員13）
（第2次）17名（署員1、団員16）

ハ. 消防団

地震発生と同時に、岩沼市消防団は各分団各部で地域の被害状況の確認、巡回、警戒などに出動するが、大津波警報が発令されたため、沿岸部を管轄する部は、避難誘導及び広報に切替え、活動を実施。活動実施中、玉浦分団第3部4名、玉浦分団第5部2名が殉職した。玉浦第3部、第5部の消防団積載車2両、玉浦機動部の多機能積載車1両が滅失した。

2011年（平成23年）3月12日以降は、全団あげての捜索救助を実施した。同年3月11日から7月3日まで115日間で団員が延べ1,160名で消防職員、緊急消防援助隊、警察、自衛隊とともに協力して609名を救出、55名の遺体を収容。捜索現場は、津波で冠水した海水が引かず全壊家屋、クルマ等の瓦礫が捜索活動に大変な妨げとなっていた。また、参加している団員の中には家族を亡くした方や、身内に行方不明者がいる方も参加していたが、消防団員として1秒でも早く助け出したいという気持ちと、強い使命感が活動を支えていた。

姉妹都市である、高知県南国市から2011年（平成23年）4月25日～4月28日、同年5月9日～12日の間で、延べ124名の応援を受け、捜索活動を実施した。

玉浦分団は、地震発生後すぐに避難誘導や救助活動を実施。千貫分団、岩沼分団は避難状況の把握や避難者の誘導に従事した。沿岸部の避難誘導は、各家庭を何度も何度も説得に行き、避難呼びかけを行った。こうした懸命な活動の中で6名が殉職した。この後、津波で孤立した方などの救助やがれきを除去しながら捜索やパトロールを続けた。

消防団現況

岩沼市消防団は、震災前3分団24部団員345名、2018年（平成30年）度末現在3分団20部302名。

ニ. 自衛隊

2011年（平成23年）3月11日14時50分、防衛省・自衛隊は防衛省災害対策本部を設置した。15時30分には第1回防衛省災害対策本部会議を開催し、18時に大規模災害派遣、19時30分に原子力災害派遣を陸・海・空自衛隊に命じ、人命救助活動、応急救援活動、原子力緊急事態活動を開始した。翌12日15時ごろまでに、人員約2万人、航空機約190機、艦艇約45隻（移動部隊を含む）を派遣した。

東北方面隊は、発災直後から、関係する地方公共団体に対し連絡幹部を派遣し、地上、航空部隊に対する情報収集活動、人命救助活動を開始した。16時20分ごろには、県行政庁舎2階第二入札室に連絡調整所を開設し、県災害対策本部との情報共有及び派遣活動の円滑化のための体制を確立した。

発災当日、夜通しでヘリコプターの夜間飛行による偵察、救助活動を実施し、12日0時から日の出までの間にヘリコプター3機で127人を救助した。

派遣部隊は、警察、消防、海上保安庁等と協力し、地震や津波により孤立した地域や倒壊家屋等から多数の被災者を救出し、特に水没により孤立した場所では、救難ヘリコプターや輸送ヘリコプター等を活用して、数十人から数百人規模の被災者の避難支援を行った。被災地域周辺の海域においても、航空機及び艦艇を可能な限り動員して救助・捜索に当たった。

岩沼市における自衛隊活動

東日本大震災の際、三重県津市久居駐屯地の第33普通科連隊(連隊長･鬼頭健司一等陸佐)は震災直後から5月24日まで宮城県岩沼市を

中心に、隊員約600人を順次派遣し、人命救助や生活支援などの活動にあたった。2011年（平成23年）3月11日午後11時50分、鬼頭連隊長以下約300名の隊員が東北に向け出発。被災地への道は悪路と通信障害が続き、ようやく現地に着いた隊員たちは、その凄惨な現場を目撃して言葉を失ったという。

33普連は主に船岡駐屯地を拠点とした。派遣当初は、水や電気などが使えないため風呂に入れず、食事も缶詰のみ。夜中は零下になり寒さに震える厳しい環境だった。

鬼頭健司連隊長の指揮のもと、人命救助、行方不明者の捜索、道路の啓開、倒壊家屋・車・がれき・土砂などの撤去、炊事と給水支援、そして音楽演奏の手配にいたるまで、あらゆる支援活動を行った。津波による浸水、膨大ながれきの山を排除しながらの捜索活動は困難を極めた。

このときの印象として「がれきの中からは、それまでここで生活していた人たちのアルバム、卒業証書など思い出が詰まったものまであった。その人たちは無事に避難できたのだろうか、まだどこかで助けを待っているかもしれないと思い、些細なことにも気を配り捜索した」、「ご遺体をがれきの中から救い出して、担架に載せ毛布等をかぶせる。そして亡骸に手を合わせた。搬送を待つご遺体を前にして色々な思いが込み上げた。どうか天国で安らかにお眠り下さい。心の中で何度も祈った」という。

10万人体制となった3月14日には隊員約300名が増援。任務は捜索活動のほか給水、炊出しなど多岐にわたった。

撤収の際、「一面水に浸かり原型の無かったまちが、(災派参加中の)約2か月でがれき・土砂などが除去され、道路が露出し、家の中の清掃も実施され、人間が生活していたまちが見えた。復興の兆しを感じることができた」という隊員のコメントが暖かい。

岩沼市で最後の避難所となった市民会館・中央公民館の被災者全員が6月5日までに仮設住宅に入居したことなどに伴い閉鎖され、同日をもって自衛隊が本市から所属駐屯地に帰還した。

自衛隊の大規模震災災害派遣は、2011年（平成23年）8月31日に終結（宮城県では8月1日に撤収）したが、全国の救助者の約7割にあたる19,286人の被災者を救出した。

ホ．第二管区海上保安本部（海上保安庁）

2011年（平成23年）3月11日14時50分、第二管区海上保安本部東北地方太平洋沖地震災害対策本部を設置し、宮城海上保安部に第二管区海上保安本部東北地方太平洋沖地震災害宮城現地対策本部を設置した。

第二管区海上保安本部災害対策本部では、飛行機及び巡視艇による宮城県沿岸部の広域捜索とともにヘリコプターや巡視艇及び巡視船搭載の警備救難艇等による海岸部の重点的な捜索を柱としつつ、必要に応じて特殊救難隊を投入した。また、市町村、住民、関係機関から入手した情報に基づいてピンポイントで捜索を行うなど、要救助者の発見に全力をあげ、その結果3月20日までに360人を救助した。このうち、発災から7日間での救助者は343人で、ヘリコプターによる吊り上げ救助者は279人で、巡視艇による救助者は81人となっており、被災地における迅速なヘリコプターの展開が重要であった。沿岸部の陸上孤立者の救助では、ゴムボートにより救助した事例もあった。

また、津波により多数の漂流船舶が発生して沖合に流されたことから、漂流船舶に生存者が取り残されていないかを確認し、3月18日までに173隻の漂流船舶を発見、全て無人であることを確認した。

発災直後からの各地の消防団の活動については、財団法人日本消防協会が『消防団の闘い―3.11東日本大震災―』（2012年（平成24年）4月）を編集しており、岩沼市関係では、岩沼市消防団・大村昇副団長が、当時の様子を回顧した記事を寄せている。

【コラム９：発災直後の消防団】

COLUMN —

岩沼市消防団本部に着いてからは、消防指令室にずっと詰めていました。翌朝の５時近くまで殆んどひっきりなしにかかってくる緊急電話の対応で手いっぱいの状態でした。というのも地震の揺れで停電しており、停電時に対応するはずの予備発電機も立ち上がりませんでした。燃料の圧送部分が地震で故障したようです。その影響で消防本部のモニターや設備が使えませんでした。使えたのは一部の電話とバッテリーで動く無線機くらいでした。本部職員も被災現場に直接出動せざるを得なく、残っていたのは消防長と私だけで、消防長も市の災害対策本部に詰めることになって私が連絡対応や消防現場の指揮を行いました。市民から救急搬送や救助の要請などが入るのですが、「がんばれ」というだけでどうしようもありませんでした。災害状況等の記録は署にあったホワイトボードの表裏を使ってびっしり記録しました。

携帯無線機を持っていた団の部長とは連絡は取れていましたが、そのうちバッテリーが切れると使えなくなってしまいました。結局、本部に張り付いたのは３日間で、消防団の状況が分かり始めたのは２日目くらいからです。その日には、空港の近くの美容室にいた息子の嫁が消防本部に裸足のまま来ました。親父は本部にいるだろうと思い、来たということです。その頃家内が低体温の状態で助けられ、病院に運ばれたらしいということを聞きました。

（財団法人日本消防協会編『消防団の闘い―3.11 東日本大震災―』，近代消防社 ,2012 より）

発災直後から偵察による情報収集、人命救助、捜索など昼夜を徹して活動を繰り広げた自衛隊について、感謝を込め井口市長が以下のように述べている。

【コラム 10：自衛隊のすごさ】

COLUMN —

本市の地盤沈下が８パーセント、これは農地の４分の１に当ります。家屋も 700 戸以上が流されました。耐震化対策や避難訓練、津波についての講演会など準備をしてきましたが、考えていた以上の被害でした。

先に岩沼市に入った近隣の多賀城自衛隊、船岡駐屯地などの部隊はより被害の甚大な県北部に向かったので、岩沼市には三重県の第 33 普通科連隊に入っていただきました。活動はまず人命救助、行方不明者の捜索、同時に道路啓開、給水支援、物資輸送などなどありとあらゆることですね。災害対策本部に詰めていただきましたので、連携をとりながら非常に効率よく支援していただいたと思います。そんな中で特に感動したのは音楽支援です。実は小学校の卒業式を前にし、卒業証書を渡したかった。そうしたら、連隊が第 10 音楽隊による演奏を要請してくれたんです。校長は涙を流していましたし、子どもたちの思い出にも残ったと思います。

私は個人的に第 33 普通科連隊は日本一の部隊だと思っています。というのも、岩沼市には住居表示だけでは分かりにくい地名の呼び名があるんですが、きっちり覚えてくれ、東北弁も勉強してくれました。特にお願いはしていません。自衛隊がここまですごいとは思わなかったですね (笑)。

実は小学１年生の子どもが、「僕は自衛隊になりたい」と書いたものが新聞に出たんですよ。自衛官ではなくて自衛隊なんですが (笑)。子ども心にも世の中の役に立つことの尊さは分かるんですね。これが岩沼市民全体の、自衛隊に対する思いだと思います。

亡くなられた方、被災された方の思いを考えたとき、１日も早い元どおりの生活を取り戻すことが一番です。今まで以上にいい岩沼市をつくっていきたい。岩沼市では避難所をいち早くゼロにし、集団移転も６集落のうち４集落で話がまとまり、移転先の地主さんと交渉中です。昨年（2011 年）８月７日に策定した復興計画の早期具現化に向け、努力していきます。自衛隊員の皆さんは、どうかお体をいたわってください。不幸な出来事ではありましたが、この経験をこれからに生かしていただきたい。本当に感謝のみです。

（「第 33 普通科連隊に教えられた自衛隊のすごさ」『MAMOR』2012 年５月号 , 扶桑社より）

自衛隊中央音楽隊と名取高校吹奏楽部による激励演奏会。2011 年 (平成 23 年）6 月 11 日

8. アメリカ軍の支援

宮城県内の航空輸送の拠点となるべき航空自衛隊松島基地と仙台空港は、津波により大きな被害を受け、機能を失っていた。発災直後の航空輸送は、三沢（青森県）、花巻（岩手県）、山形（山形県）の空港･基地が拠点となっていた。迅速かつ大量の物資を被災地に輸送するために、被災した海岸部に位置する航空拠点の復興は大きな課題であった。

これにチャレンジしたのが、アメリカ軍の「トモダチ作戦（Operation Tomodachi)」であった。仙台空港復旧への活動は､2011 年（平成 23 年）3 月 13 日の偵察飛行からスタート。同年 4 月 3 日にアメリカ軍が沖縄の嘉手納基地へと帰還するまでの 20 日余の活動で仙台空港は機能を取り戻し、延べ 87 機に及ぶ救援物資輸送飛行により空の交通・物流が回復した。

帰還の日、岩沼市民は流木で空港近くの海岸に「ARIGATOU」の文字を作り、航空機に贈ったという。なお、仙台空港は、同年 4 月 13 日に臨時便が飛行して民間航空機の運航が一部再開され、復旧へと向かった。

仙台空港復旧までの経緯

2011 年（平成 23 年）3 月 13 日

山形空港からヘリを飛ばして仙台空港を偵察、復旧に意欲。

同年 3 月 16 日

アメリカ軍による「トモダチ作戦」開始。

松島基地にアメリカ空軍第 353 特殊作戦群の特殊戦機着陸。第 320 中隊の調査チーム 3 個中の 2 個チームが軍用車両ハンヴィーで仙台空港へ移動し、復旧に着手。

・5,000 フィートの滑走路確保。

・管制機能設置。

・MC-130 受け入れ態勢確保。

・14 時 30 分、震災後初の MC-130H 到着。空港機能回復のための機材搬出。

・18 時 24 分､MC-130P 到着。復旧機材搬出。

同年 3 月 19 日

3,000 m滑走路が制限付き利用可能に。

アメリカ軍の海兵隊先遣部隊が到着。

同年 3 月 20 日

3,000 m滑走路が完全利用可能に。

最初の C17 輸送機が復旧機材を満載して到着。

同年 3 月 21 日

アメリカ軍の海兵隊部隊、陸軍分遣隊、自衛隊部隊などが到着。

港復旧と兵站業務が加速。

同年 4 月 1 日

空港管制が日本に返還され、仙台空港の機能回復。

同年 4 月 3 日

第 353 特殊作戦群が嘉手納へ帰還し、作戦終了。

同年 4 月 13 日

仙台空港の民間航空機の一部運行再開。

9. 国・県への応援要請

2011 年（平成 23 年）3 月 11 日、宮城県の自衛隊、緊急消防援助隊への応援要請は以下のように行われた。

イ . 宮城県から自衛隊への災害派遣要請

14 時 50 分：

危機対策課危機対策企画専門監から陸上自衛隊第 22 普通科連隊（多賀城駐屯地）に対し、電話にて災害派遣準備について連絡。

14 時 52 分：

陸上自衛隊東北方面総監部防衛部防衛課へ情報収集のための偵察を電話にて依頼。これに対し、自衛隊から震度 7 を観測した栗原市へ偵察を出すこと、被害状況を把握

するためのヘリコプターを運航させること、県へ連絡員を派遣したことの回答を受理。

15 時 1 分：

知事が本部事務局へ来室し自衛隊への災害派遣要請を指示

15 時 2 分：

陸上自衛隊東北方面総監部防衛部防衛課へ災害派遣を電話にて要請。

15 時 17 分：

自衛隊の連絡員（先遣隊）が県庁に到着

16 時 20 分：

東北方面総監部の連絡要員（約 40 名）により、行政庁舎 2 階第二入札室に自衛隊県庁連絡調整所が開設され、以後、自衛隊が入手した被害等の情報について逐次受理。

ロ . 宮城県から国へ緊急消防援助隊の派遣要請

15 時 30 分：

仙台市消防局からの緊急消防援助隊の支援要請を受理。

15 時 36 分：

国に対して緊急消防援助隊の派遣を要請。県消防応援活動調整本部を行政庁舎 5 階総務部消防課内に設置。

15 時 40 分：

消防庁長官が緊急消防援助隊の出動を指示。

ハ . 救援要請とその対応

宮城県地域防災計画において、救急・救助活動の県の役割は、市町村の被害状況及び救急・救助を必要とする状況を把握し、防災関係機関が有機的に連携して救出・救助を行えるように県災害対策本部において県警察本部、消防本部、自衛隊等の関係機関との連絡・調整を行うことと規定している。

本部事務局対策グループには、発災から 1 週間で 300 件を越える救助要請が寄せられた。その情報は、各関係機関の連絡所やヘリコプター運用調整グループに伝達するなどの方法で行われた。救援要請が多かった背景には、警察及び消防への電話がつながらなかった人、ツイッターや電子メールに書き込まれたタイムラグのある救援要請や物資要望に接した人が、県災害対策本部に対応を求めたことによるものがあった。

10. 警察・消防・自衛隊との情報共有

第 1 章第 3 項の「1. 岩沼市災害対策本部設置」で示したとおり、本部には自衛隊、消防、警察が詰めており、各課から上がってくる情報を共有した。また災害対策本部では国、県への情報提供や要請を行った。

宮城県警察本部、消防本部の指令のほか、岩沼市での個別案件では「沿岸部被災地で流出した金品を盗む者があり警察に警戒を依頼」、「米を盗む者がいるので、警戒を依頼」、「ガソリンスタンドでもめ事が多発している」等を警察に依頼した。

岩沼市消防署、消防団も対策本部に詰めており、次々に入ってくる情報を基に救急・救助活動を行った。岩沼市消防署は、発災当日の活動については、地震発生と同時に、非常配備（第 3 号）体制が発令され日勤者及び当務中の全職員が、速やかに非常配備体制に移行。宮城県からの情報収集については、宮城県地域衛星通信ネットワークを使用し行った。被害等については、出動部隊の消防無線と参集してきた職員からの情報収集で行うとともに、岩沼市災害対策本部での情報共有を行った。

宮城県災害対策本部事務局には、様々な機関の連絡所が設置され、各機関は、救援・救助や避難所支援等について、宮城県と連携した対応を実施した。本部事務局に連絡所が設置された各機関のうち、警察・消防と県との主な連絡調整事項は以下のとおりである。（各機関数は 37 となる：宮城県）

消防庁

期間：2011 年（平成 23 年）3 月 11 日～同年 5 月 10 日

概要：緊急消防援助隊における消防活動の調整。

県警察本部

期間：2011 年（平成 23 年）3 月 11 日～同年 7 月 29 日

概要：県警察本部及び広域緊急援助隊の活動状況について、随時情報共有を図るとともに、自衛隊及び消防との連携についても適宜調整。遺体安置所

の運営管理について、県職員の派遣を受け対応するとともに、行方不明者の捜索におけるレーダー及びロボットの活用について調整。

緊急消防援助隊

期間：2011年（平成23年）3月11日～同年5月10日

概要：緊急消防援助隊調整グループ、指揮支援部隊（札幌市消防局）及び代表消防機関（仙台市消防局）の派遣職員と部隊運用、活動拠点、車両の燃料確保について総合調整。ヘリコプター運用調整とヘリコプターの出動要請を整理した後、各機関に飛行任務を振り分けるとともに、緊急消防援助隊航空部隊の総括的な運用を実施。また、航空燃料の手配、ヘリベースとフォワードベースとの連絡調整、陸上部隊との活動調整を実施。

11. 遺体安置所設置

2011年（平成23年）3月11日、市民体育センターを遺体安置所とした。市内でお亡くなりになられた180名の方が一時安置され、順次、ご家族のもとにお帰りになった。安置所は、同年6月17日に閉鎖となった。

なお、警察では市民体育センター前で行方不明者の身元確認を受け付けた。

⑴業務の流れ

①遺体・行方不明者捜索

消防署・消防団・警察・自衛隊・海上保安庁

②安置所運営・管理

設置：市

鑑定（原則）：警察（DNA鑑定・洗浄・縫合・消毒・検視）

検視・検案：医師会・歯科懇話会

受付・駐車場管理：国・県・市

ドライアイス確保・夜間警備：市・県警

納棺・納骨：葬儀社

③埋葬・火葬

土葬：土葬は行わないとの方針を決定

火葬場：市営火葬場

身元不明者の火葬後遺骨安置：市・寺

④その他関係機関による全体支援

自治労・全国自治体・県警

⑵遺体安置所設置

場　所：市民体育センター

準備物：テント（屋内・屋外）・給水車（洗浄用）・ブルーシート（床用、遺体用）・毛布・投光器・棺・ドライアイス・模造紙・定規・臨時通信機器（電話・FAX）・手袋・マスク・暖房機器（灯油）・管理台帳（身元不明者）・イスと机（受付内・外用）・テレビ、ラジオ

⑶身元確認作業

○所持品から

・サイフに入っていた身分証明書

・ネーム入りの背広等

○情報提供から

・住民

・区長ヒアリング(地元の家族構成に詳しい)

・消防団員

○医師カルテから

○歯科カルテから

○ＤＮＡ鑑定から

⑷遺体処理

①葬儀業者：検視後納棺→遺留金品
→遺体（棺）の整理・整頓

②市役所　：ドライアイスの確保
→後日宮城県警へ

⑸火葬

岩沼市の火葬場は、1962年（昭和37年）に建築された県内で最も古い施設であったが、東日本大震災での被害は、軽微な損傷で済んだことから、犠牲者となったすべての市民の火葬を行うことができた。

震災の翌日（3月12日）に、火葬場の稼働に向けた設備等の手配（停電に伴う発電機の設置、重油の確保〈玉浦のきゅうり農家より提供〉等）及び応急修理（スタビライザーの修理等）を行い、3月14日の電気の復旧を経て、3月15日から火葬を再開した。

通常は一日4件ほどだが、再開後1か月間は一日5～6件で進め、3月15日から4月30日までの間に、災害による火葬146件、通常火葬46件、合計192件の火葬を行った。なお、このうち、13件は市外の方の火葬である。

12. 救護所開設

2011年（平成23年）3月11日、診療や保健活動の拠点である救護所を市保健センターに開設。市医師会、市歯科懇話会、岩沼薬剤師会、日本赤十字社をはじめとした様々な医療チームや大阪市の支援を受け、巡回診療・健康相談を行った。救護所などでの診療は同年3月17日に終了したが、その後も東北大学や他県からの医療チームによる避難所の巡回診療や、市医師会による夜間診療を実施した。

⑴救護所の初動と体制

初動期の避難者は約6,800名で避難所数は28か所にのぼり、指定避難所以外にも公共施設はほとんど避難所となっていた。

救護所である保健センターでも、近隣の被災者約40名の避難を受け入れた。被災者の不安緩和のため、11日の夜から保健師2名と事務1名の体制で主だった避難所の巡回健康相談を開始し管理者の配置が困難であった小学校避難所には翌日まで駐在した。

なお、東部浸水地域の避難所（玉浦中学校、玉浦小学校）については、道路の冠水状態が続く中、翌日になってやっと巡回することができた。

救護所内の診療は、12日の夜まで医師会派遣医師等によりトリアージ中心に行われたが、日本赤十字社の医療救護班が到着した19時30分以降は、災害派遣医療チームの診療を中心とする救護所運営となった。

巡回診療は、医師会及び市内ボランテイアの先生方にお願いして、2チーム編成で各避難所の巡回を実施した。

⑵救護所・避難所における診療、健康相談の経緯（2011年（平成23年））

月　日	概　要
3月11日	・保健センターに救護所開設 （医師会長・歯科懇話会長・薬剤師会長に参集要請） ・避難所巡回（保健師）13名（岩沼小学校）
3月12日	・医師会・歯科懇話会・薬剤師会スタッフ参集 （医師会6名、歯科懇話会7～8名、薬剤師会2名） ・日赤医療救護班が到着、救護所運営を開始（受診8名）、平沼医師参加 ・検死開始 ・避難所巡回（保健師）3名
3月13日	・日赤救護所（平沼医師参加） 受診患者62名、救急車12名 ・医師会11名、歯科懇話会7～8名、薬剤師会1名 ・避難所巡回（医療チーム（安田医師）・保健師）39名
3月14日	・日赤救護所（平沼医師参加） 受診患者53名、救急車2名 ・医師会5名、歯科懇話会7～8名、薬剤師会1名 ・避難所巡回（芳賀・平沼医師、保健師）4名
3月15日	・日赤救護所（平沼・板野医師参加） 受診患者55名、救急車1名 ・医師会7名、歯科懇話会7～8名、薬剤師会1名 ・避難所巡回（日赤、板野・平沼・菊地医師、保健師）136名

3月16日	・日赤救護所（平沼・板野医師参加） 受診患者46名、救急車0名 ・医師会7名、歯科懇話会7～8名、薬剤師会1名 ・避難所巡回（日赤、板野・菊地・石垣・安田医師）
3月17日	・日赤救護所（平沼・板野医師参加）19時閉鎖 受診患者69名、救急車0名 ・医師会7名、歯科懇話会7～8名、薬剤師会1名 ・避難所巡回（日赤、板野・真嶋医師、保健師）
3月18日	・医師会5名、歯科懇話会7～8名、薬剤師会1名 ・避難所巡回（平林医師、保健師）

（岩沼市健康増進課より）

3月17日に日赤チームが撤退したことを受け、救護所での診療は終了とし、医師会員は自院での通常診療を確保することとした。

なお、避難所の巡回診療は、フリーの医師と他県からの医療チームにお願いすることとした。

⑶健康相談と経緯概要

医師による診療を補完するものとして，保健師による健康相談・環境調整等を毎日実施した。最大規模の避難所2か所については、13日に駆けつけていただいた大阪市の保健師チームに常駐をお願いした。その他の避難所については、市保健師が毎日巡回相談を行った。

3月12日

- 保健師による避難所巡回健康相談を開始。

3月13日～

- 市民会館・中央公民館、総合体育館の健康相談開始。
  →大阪市保健師6名常駐。4月6日から5名体制。
- その他の避難所の巡回健康相談
  →本市保健師が医療チームと毎日巡回
  →3月24日からは、農業環境改善センターのみ巡回
- 保健センターでの健康相談
  →3月17日までは24時間対応
  →3月18日からは8時30分～22時00分まで対応

⑷救護活動早期の状況判断

震災前、保健師は市役所の5課に分散配置されていた。防災計画では救護所は4か所に設置（状況による）となっており、健康増進課が医療班、子ども福祉課、社会福祉課、介護福祉課は援護班として事務分掌されていたことから、健康増進課以外の保健師は本来の保健活動から離れた業務となっていた。被災地区の救護所が被害にあったことや、保健師が分散して救護・支援活動することは効率的ではないと考え、救護所を保健センター1か所に設置し、庁内調整の上、3課（健康増進課、子ども福祉課、社会福祉課）の保健師を医療班として一括集約して救護活動にあたる体制整備を行った。

また、県から保健師派遣の意向確認があると、即座に要請し震災後3日目から同一派遣元より長期に渡る支援を受けることになった。

一方、庁舎外の施設（総合福祉センター介護福祉課、グリーンピア岩沼管理室）に配置された保健師は、それぞれが避難所となった場で被災者の状況等を判断し対応していた。

2011年（平成23年）3月21日、市民会館・中央公民館での健康相談

東日本大震災　各期における保健活動と健康課題

期間		ステージ1	ステージ2	ステージ3−1	ステージ3−2
		被災当日（24時間以内）	2日目〜3日目	4日目〜2週間以内	2週間〜1ヶ月以内
月日		H23.3.11	H23.3.12〜13	H23.3.14〜25	H23.3.26〜4.11
避難者数		約6500人	約6655人（12日夕）	1192人（22日付）	816人（26日付）
避難所数		28か所	26か所	8か所	3か所
ライフライン	電気			21日〜東部の1部を除き復旧	
	水道			25日〜東部の1部を除きほぼ全域で通水	
健康問題		①打撲・外傷・骨折 ②避難者の安全・健康（生命）保持の確保（ライフライン切断や物資不足による冷え、妊婦、乳幼児、高齢者等弱者） ③ライフライン切断による衛生状態の悪化（特にトイレ）	①打撲・外傷・骨折 ④医療難民。特に循環器系疾患や糖尿病、在宅酸素療法を要する市民。（市内医療機関麻痺、薬不足、ガソリン不足、津波による保険証・内服薬、お薬手帳等の紛失）	②感染症の発生（上気道炎・インフルエンザ・感染性胃腸炎）、不眠など精神症状。継続した避難所巡回により、要継続支援者が明確になったことによる個々に合わせた支援の必要性 ③継続する避難所生活による、心身状況や生活環境悪化の悪化や自宅の片付け等による健康被害 ⑤妊婦・産婦・乳児、要支援乳幼児ケースの安否確認と必要な支援の提供（要支援者出現率4%=21/520人）	②腰痛・疲労など不定愁訴に近い訴えの増加 ②栄養の偏りによる体調不良（便秘・慢性疾患悪化） 4/1〜iバス運行開始。4/4〜各避難所へのレンタカー設置により、通院難民への支援を開始。
医療	救護所	15:20　保健センターに救護所開設	3/12　医師会・歯科懇話会・薬剤師会 平沼Dr 3/12　19:30 日赤救護所開設	受診者数【292名】（日赤259名、市医師会等33名） 3/18 3:00　（市内医療機関がほぼ通常診療可能）	
	避難所巡回診療		医師会・日赤	3/18　川原チーム ←→ 4/2 3/18 東北大学チーム ←→ 3/21 3/18 心のケアチーム（不定期）←実績：3月54名　4月22名 3/18 平林Dr（不定期）←→ 3/31 3/18 平沼Dr ←→ 4/3 3/19 鎌田Dr ←→ 3/20 3/21 大分県チーム ←→ 3/23 3/21 宮城社会保険チーム 3/23 練馬病院チーム ←→ 4/3	4/4〜4/30 21時までの医師会による当番医開設 （21時以降も医師の電話相談開設）
健康相談	避難所巡回	市保健師 ←	3/14　ボラ井上さん（保健師学生）← → 3/20 3/16　自衛隊 ← → 3/21	3/17（自主避難所含め全避難所の巡回終了） 3/24 青年海外協力隊 ← →	3/30　ボラ井上さん ← → 3/29・30 県薬剤師会巡回相談 3/29　鍼灸ボランティア ← → 3/30　介護福祉課の介護相談 ← →
	避難所常駐	市保健師　岩小 →	3/12 3/13 大阪市保健師　ビック・総合体育館　常駐 ←		
	保セ	市保健師（24時間対応）← →		3/17　3/18（8:30〜22:00）← →	4/4（8:30〜21:00）
その他				インフルエンザ患者隔離棟（東棟・旧ホーム）の巡回健康チェック	4/1〜iバス運行開始 4/4〜各避難所にレンタカー設置 4/7〜健幸つくり隊、運動サポの活動（月・木）
協力者（実）		岩沼市医師会・岩沼市歯科懇話会	医師：24名　看護師：24名　保健師：47名　助産師：2名　薬剤師：10名　事務：22名　自衛隊：4名　その他：5名（鍼灸・保育士・医学生）		

期間		ステージ3-3（1ヶ月以降）			
		1ヶ月	2ヶ月〜5ヶ月	6ヶ月〜	1年後〜
月日		H23.4.12〜5.11	H23.5.12〜8.11	H23.8.12〜	
避難者数		＼	＼	＼	
避難所数		3か所→5/3〜2か所	2か所→5/24〜1か所→6/5 避難所閉鎖		
健康問題		①避難所における栄養調査実施し、ビタミン不足あり。よってビタミン強化米や野菜ジュースの配布。 ②日中も寝ている人が多く、健幸体操の実施	①熱中症対策⇒市・里の杜サポートセンターによる巡回と予防方法の周知活動。（例：予防方法を記載したウチワの配布[介護福祉課]、水の配布と知識の普及など）		
健康相談	避難所巡回	5/2　大阪市保健師撤退 5/3〜　市保健師毎日巡回 5/9〜　市保健師 月・水・金巡回	巡回診療・巡回相談実績（延） 相談者：1ヶ月以内 4662／1ヶ月以降（閉鎖まで） 838／合計 5500 継続支援：1ヶ月以内 675／1ヶ月以降（閉鎖まで） 170／合計 825 血圧・かぜ症状の相談多い。精神面の相談は少ないが、自らそれを発せずにいる人の存在が心配される		
	避難所常駐	4/16　常駐終了（大阪市） し相談は巡回のみ			
健康課題（健康調査・健康教室など）	仮設住宅	4/29〜入居①（里の杜東）	5/13〜入居②（里の杜西）　5/21〜入居③（里の杜西）　6/3〜入居④（里の杜南） 仮設健康調査9日間（5/16〜18、5/30〜6/1、6/13〜14、6/25） 戸数：384／入居戸数(A)：359／訪問戸数(B)：329／訪問率(B/A)：91.6%／調査した入居者数：882／要支援者数：95／要支援者出現率：10.8% ※調査員：市職員、県栄養士会、県社会福祉士会、ケアマネージャー協会、国保連合会、青年海外協力隊　延69名 住環境の変化（段差や砂利）で閉じこもり傾向の高齢者への介護予防が必要である。また精神的には落ち着いてきているものの、現在も落ち込みが継続している ○7/1〜仮設住宅サポートセンター開設（委託：青年海外協力隊） ○7/7〜木曜日仮設住宅集会所にて健幸つくり隊による健康体操（閉じこもり・生活不活発病予防） ○7/26「夏場を乗り切る生活術」として医師講話と調理実習と講話を実施	仮設住宅入居者の要支援者への継続支援を実施（主な連携先：サポートセンター、介護福祉課、社会福祉課） ※H23.11月18日〜月1回情報交換会を実施 → 平成23年11月末まで	
	東部地区		○6/10〜6/21 独居老人・高齢者世帯の訪問調査実施（介護福祉課） 対象：世帯187世帯（307人）⇒調査人数：269人　要支援者出現率3%=9名/269名 ○7/11〜7/20（7日間）上記以外世帯への健康調査実施（健康増進課）※調査員延169人 対象：1122世帯⇒調査：634世帯（2,324人）要支援者出現率2.9%=67/2,324名 高齢者の要支援者が多く、介護に関する問題を抱えている。また、成人は精神的問題（不眠・過度の頑張りや家族間トラブルによるストレス・うつ傾向等）を抱えていた。幼児期・学童にも心の問題を抱えるものがいた。身体的には現病の悪化、疲労の蓄積、活動量や範囲の低下等の問題があった。また、行政や情報が十分に得られないという苦情が多かった。 ⇨支援を要する者（家庭）への支援を継続しつつ、市全体で調査結果を共有し役割を分担しながら、望まれる支援を実施していく。	自殺対策緊急強化事業（県借上民間賃貸住宅入居者、市災害住宅手当受給者、公営住宅入居者の訪問調査）実施 H23.11.10〜12月23日（社会福祉課）	
その他		心のケアチーム（実績5月4名、6月1名） 子どもの心のケアチーム			

（岩沼市健康増進課より）

第４項　発災直後の生活支援

この項では、避難や救助活動に並行して行った支援物資供給・災害ボランティア・医療など生活支援、がれきの撤去、ゴミの収集、住宅対策など社会インフラの復旧活動等、発災直後の対応を紹介する。中でも、宮城県内で最初に開設した災害ボランティアセンターの活動は、特徴あるものだった。

1. 支援物資の手配と配送

⑴ 2011年（平成23年）3月11日発災当日

当日、防災課は物資の調達及び各機関との連絡を担当した。避難所は非常に寒く、毛布が足りない状態だった。3月11日真夜中に日本赤十字社より大型トラックで大量の毛布が届いた。発災当日は情報が錯綜しており、状況を把握できるようになったのは3日後から。避難所では飲料、食料、暖房に使う灯油が不足していた。井口市長がエフエムいわぬまを通じて「余力があればおにぎりを握って来てほしい」と市民にお願いした。

⑵支援物資調達

商工観光課が避難所の生活物資、支援物資の調達を担当した。避難所内の管理は市民課が担当し、連絡は防災課が執った。

商工観光課では、当初避難所で使う毛布、食料など市内の小売店、量販店等から必要品を調達した。市内の店舗はどこも荷崩れを起こし、停電のためレジが使えず商品を販売できるような状態でなかったため、調達は困難を極めた。そのため、必要な品物を一つひとつ商品名、価格を記載した一覧表を作り販売担当者の確認を得て品物を受け取り避難所に配送した。各店舗の協力を得て、精算は状況が落ち着いてから行った。物資の要請は、市民課と災害対策本部からの２系統あった。

車で調達から配送まで行ったが、ガソリンが不足し大変な状況だった。要望が落ちついた３月24日まで物資調達は続き、その後は必要に応じて対応していった。

⑶主な調達物資

毛布・ポータブルガスボンベ・下着ほか衣類・パン・米・飲料（水・お茶等）・割り箸・紙皿・紙コップ・バケツ・バナナ・惣菜・サランラップ・電池・ウェットティッシュ・トイレットペーパー・粉ミルク・おむつ（大人用・乳幼児用）・生理用品・キズバン・胃腸薬や風邪薬、消毒液等医薬品・ホッカイロ・軍手・ゴミ袋・歯ブラシ・ボディソープ・シャンプー・その他

⑷物資調達、支給等の主な活動（2011年（平成23年））

月　日	主な活動内容
3月11日	・避難所への支援物資調達と配送 ・千貫地区の婦人防火クラブで炊出し ・避難所への仮設トイレ準備 ・毛布の手配 ・ハナトピアへ米100kgを手配 ・ハナトピアでおにぎりを作り各避難所に配給 ・炊出しの手配
3月12日	・ペットボトル6,000本、パン１万個を各施設へ配分 ・炊出しの本格的実施へ
3月13日	・燃料、ガソリン調達が困難になっている
3月14日	・灯油など燃料の調達 ・給油について市役所公用車、病院、建設作業車両、給油の際に使う緊急作業車両、証明書発行を行う ・備蓄米が少なくなり買い付けの必要が生じる
3月15日	・給油のトラブルについては110番通報を行うよう業者に依頼 ・道具や資材の提供は56件に達した ・高知県南国市から物資（ガソリン等）を提供された ・尾花沢市から米1.8tの差し入れがあった

3月16日	・生活を継続するために生活用品の手配、融資はあるかという要望 ・徳島市からペットボトルで飲料水5tの提供
3月17日	・物資は比較的大量に供給されている ・東洋ゴムからガソリン200ℓ、軽油100ℓ提供された ・パン、バナナ、ミカン、水500mℓ入ペットボトル等応援物資を市民に配布
3月18日	・人工透析者にガソリン券を発行 ・市民へ支援物資の配布を行う ・静岡県袋井市から人的、物的支援
3月19日	・高知県南国市から給水車と支援物資届く ・物資の供給は、区長を通じて行う ・116件の救援物資が届く ・宮城県から燃料の灯油、軽油が届く ・市内の小売店が開店しはじめる
3月20日	・救援物資が相当数送られてきている ・高知県南国市から11tトラック4台分の物資並びに子どもたちからの激励メッセージ届く
3月21日	・自衛隊は車両5台を利用して物資の供給を行う ・全国から届く大量の救援物資を有効に活用する必要がある
3月22日	・3月22日頃から少し生活が落ち着きを取り戻し、支援物資の要望は減少し健康など生活そのものの支援要望に変化
3月23日	・ガソリン不足の苦情は続いている ・支援物資についてはほとんど総合体育館で受入している。避難所で不足しているものは揃える必要がある
3月24日～	・以後、要望の出た物資を調達し配給する

（岩沼市「岩沼市災害対策本部会議録」より）

2. 給水活動

⑴震災による宮城県内の断水、給水状況

宮城県ではピーク時、35市町村約612,000戸で水道給水に支障が生じ、上水道の被害総額は307億221万円に達した。上水道は2011年（平成23年）9月16日に復旧した。また、広域水道では被害箇所150か所となり、同年4月16日に全復旧した。

⑵岩沼市の供給と被害概要

岩沼市の給水人口は約42,000人。岩沼市では全給水量の6～7割を県営仙南・仙塩広域水道から受水している。東日本大震災発生により全戸断水。2011年（平成23年）5月17日、沿岸部以外応急復旧完了。応急給水は当初2日間は市水道事業所保有のタンク車等で岩沼市水道工事業協同組合の協力を得て実施。3日目以降、日本水道協会の支援によって新潟県新発田市、岐阜県羽島市、香川県高松市と丸亀市が加わり応急給水を行った。

以下、時系列で給水活動を見てみる。

2011年（平成23年）3月11日、ハナトピア岩沼で作業をしていた炊き出し用に水を供給。翌日、避難所、一般市民に市役所前広場にある備蓄タンクから水の供給を開始。また同日に岩沼市災害対策本部は給水車30台を要請。同年3月13日、断水に対応するため市内各所、最大6ヵ所で給水車による給水を開始した。場所は岩沼市役所、ハナトピア岩沼、岩沼小学校、岩沼北中学校、玉浦中学校、日本マニュファクチャリングサービス（吹上）前であった。また、同年3月15日以降、自衛隊が加わり給水ポイントを追加して応急給水活動が本格化。さらに尾花沢市、南国市、松本市等が加わり応急給水活動が実施された。

3. 炊出し

避難所に対し、炊出しやおにぎりと水の配給を行ったほか、多くの企業や団体などから支援していただいたパンなどの食料、毛布、下着・靴下などの衣類、歯ブラシなどの生活関連用品のほか、さまざまな物資を配給した。また、多くの団体に避難所などで炊出し等を行っていただいた。

4. 災害ボランティアセンター開設

2011年（平成23年）3月12日、社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会が宮城県内で最も早く災害ボランティアセンターを開設した。ボランティア受付数21,790名（市内5,407名、市外2,034名、県外14,279名、不明70名）、活動件数3,440件（家屋片付け2,463件、給水等977件）【2013年（平成25年）12月末時点】

岩沼市災害ＶＣとは

未曾有の大震災翌日の3月12日から、岩沼市社会福祉協議会では「岩沼市災害ボランティアセンター（ＶＣ）」を開設し、3月13日から各種支援のためのボランティア派遣を行った。災害ＶＣは、被災された方々を支援するため、ボランティアの受け入れ窓口となる拠点である。これまで、市民はもとより、市外、県外、海外から老若男女・国籍問わず、センターには続々と善意に満ちたボランティアが集まり、活動した。中には、テントや車で寝泊まりし、長期的に活動を行う方々もおられた。

発災直後の主な活動内容

主な活動内容は、個人宅等の片付け、仮設住宅引越等支援、品物配給、送迎、資材洗い、事務局ボランティアなど。活動の中心である個人宅等の片付けには、津波被災者宅の泥上げや畳等の搬出、後片付け・清掃等があった。2011年（平成23年）6月20日現在、活動件数は延べ1,700件、登録者数は延べ19,800人を超え、被災者の自宅生活復帰に向けた大きな力となった。

岩沼市災害ＶＣの特徴

岩沼市の災害ボランティアセンターの活動には、2つの大きな特徴があった。1つ目は、朝、ボランティアを派遣し、活動後、全員昼にいったんセンターに戻る。昼食後、午後の部として再度派遣。このシステムによりボランティアの集中力の維持、ケガの防止やリフレッシュを図ることができ、また依頼主の負担軽減にもなった。

2つ目は、ゴールデンウイーク中、県内で唯一県外からも団体及び個人のボランティアを受け入れ続けたこと。受け入れを中止する災害ＶＣが多い中、5月3日にはピークとなる897人すべてのボランティア希望者を受け入れた。【2011年（平成23年）7月時点】

ボランティア活動　6つの分野

2011年（平成23年）3月12日、岩沼市災害ボランティアセンターを開設、その後復興支援センタースマイルに受けつがれ、2016年（平成28年）3月31日に復興支援センタースマイルが閉鎖されるまで岩沼市でのボランティア活動が継続された。このあと、岩沼市スマイルサポートセンター（旧称里の杜サポートセンター）が、復興支援事業を行うこととなった。岩沼市のボランティアは、以下のとおり6つの分野に活動内容が分けられる。なお、下記活動のうち⑵～⑸については、第2章第1項生活再建支援に記載する。

⑴災害ボランティアセンター：主に家屋や敷地内のがれきや泥かき。清掃。
⑵プレハブ仮設住宅支援：仮設住宅住民の交流、イベント実施。
⑶みなし仮設住宅支援：仮設と同じくみなし仮設住宅住民の交流、イベント実施。
⑷被災地域支援：津波により浸水した地域で、交流会や敬老会開催のお手伝い。
⑸集団移転先玉浦西地区支援：里の杜サポートセンターと共同で、沿岸部で被災した住民が移転した玉浦西の住民への訪問、イベントの実施。
⑹情報発信：スマイルカレンダーや復興の今を伝えるスマイルロードの発行。

日本、世界各地から岩沼市にきたボランティアの皆さんの活躍は、以下のコラムのとおり、被災した方々やボランティアセンターを運営した方々の心に末永く刻まれた。

【コラム11：ボランティアへの感謝】

COLUMN —

泥かきボランティアの派遣を依頼した田村裕子さん（林一）は、「3月末から泥かきボランティ

ア派遣を利用。最初は庭一面がれきの山だったが、皆泥まみれになって作業していただき、本当にきれいになった。ボランティアの皆さんには頭が下がる」と話していました。（岩沼市「広報いわぬま」2011 年 7 月号より）

また、ボランティアセンターを運営した岩沼市社会福祉協議会は、ボランティアに参加していただいた皆さまについてこう述べています。「震災発生の翌日から被災された方に寄り添い、被災地域の復興に全力を尽くしてきました。

まだ５年、もう５年、人によって感じ方はいろいろとあると思います。2016 年（平成 28 年）3 月 31 日をもって復興支援スマイルセンターは閉所になりますが、復興への道はまだまだ途中です。

これまでいただいた、皆さんからのたくさんの応援に心から感謝します。ありがとうございました。そしてこれからも岩沼市を忘れずに見守り続けてください」と。

（岩沼市社会福祉協議会「岩沼市災害ボランティアセンター　岩沼市復興支援センタースマイル　５年間のあゆみ」より）

発災直後のボランティア活動概要

年　月　日		活　動　内　容
2011 年（平成 23 年）	3 月 13 日	ボランティア派遣開始。断水、停電下での給水配食活動。公共施設等の清掃泥かき。避難所への支援・炊出しへの支援。支援物資の仕分け～搬送等活動開始
同年	3 月 14 日	エフエムいわぬまにてボランティア受入等の放送開始
同年	3 月 19 日	近畿・中国ブロック社協からの支援開始。一人暮らし高齢者等への水配布開始。町内会長へボランティアの周知依頼
同年	3 月 21 日	ブログによる情報発信開始
同年	3 月 24 日	全国からのボランティア受入開始。本格的な被災家屋の片付け開始。家の片付け、家屋・屋敷回りの泥かき、被災地、プレハブ仮設住宅でのニーズ聞取り等
同年	4 月 7 日	県南地域社協からの支援開始
同年	4 月 28 日	プレハブ仮設住宅への引っ越し支援ニーズ調査開始
同年	5 月 3 日	ボランティア活動最大 897 人
同年	5 月 13 日	プレハブ仮設住宅への引っ越し支援開始
同年	6 月 28 日	スマイルカレンダー配布開始
同年	7 月 19 日	スマイルサロン開始
同年	7 月 31 日	岩沼災害ボランティアセンター閉所
同年	8 月 1 日	岩沼復興支援センタースマイル設置。仮設住宅及び被災住民へのコミュニティづくり支援。生活に視点をおいた支援。仮設住宅及び被災住民への個別相談支援。ボランティアの受入を主業務とした。

（岩沼市社会福祉協議会「岩沼市災害ボランティアセンター　岩沼市復興支援センタースマイル　５年間のあゆみ」より）

5. 医療活動

⑴三師会による救護所の活動

岩沼市と三師会（医師会、歯科懇話会、薬剤師会）は、災害時の医療救護活動に関する協定を 2009 年（平成 21 年）5 月 21 日に締結し災害時は速やかに救護所に集合することや防災対策、救急の役割分担を話し合っていた。こうした経緯から岩沼市での医療活動は比較的スムーズに進んだ。

市では、2011 年（平成 23 年）3 月 11 日 15 時 20 分に保健センターに救護所を開設し、三師会に参集を要請した。三師会は、同年 3 月 12 日 7 時に救護所に参集。森学武医師会会長は災害対策本部に詰めた。

市の要請を受けた医師会では遺体検視と避難所の巡回、健康相談など避難住民のケアを担当。歯科懇話会ではまず身元不明遺体検案（確認）を担当。薬剤師会では、救護所が 24 時間体制をとったため、24 時間の処方箋応需体制を整えるとともに、救護所巡回診療で使

う医薬品、医療器材の供給を担当した。

診療は2011年（平成23年）3月17日に終了したが、その後も支援医療チームによる避難所巡回、医師会による夜間診療が行われた。

⑵医師会の被害と活動

津波で大きな被害に遭った沿岸部を除く、岩沼市街地は地震による建物等の倒壊があったものの、外傷者など直接の被害は軽微で済んだ。海岸近くの診療所2か所、病院1か所が津波の被害を受けたが、大部分の診療所、病院は中央部・西部にあったため被害を免れた。そのため、日常の診療に大きな支障は出なかった。外部から日本赤十字社医療支援チーム、東北大学、九州大学、大阪市医師会、東京都中野区医師会など多くの医師、スタッフの支援があり支障なく順調に医療活動が進んだ。

⑶岩沼歯科医師会の被害と活動

震災で岩沼歯科医師会（名取市・岩沼市・亘理町・山元町の2市2町で構成）の会員2名が亡くなり、7医療機関が休業・休止状態になった。その後会員が2名入会し、2医療機関は民営の仮設だが診療を開始した。最初の仕事は歯科医師会員の安否確認と宮城県歯科医師会への報告。そして身元不明者の身元確認作業だった。

2011年（平成23年）3月12日朝9時30分、歯科医3名で身元確認作業が始まった。岩沼市では12日以降3月31日まで、岩沼市歯科懇話会全員によって毎日午前9時から午後5時まで身元確認作業が行われた。同年4月1日から検案場が名取市愛島の警察学校に統合され4月13日まで、昼休み時間を利用した確認作業が行われた。

また、歯科懇話会では救護所、避難所で不足が予想される歯ブラシなど口腔ケアに必要な物資を各会員が自前で持ち寄り応急対応した。後に全国から大量の支援物資が集まるまで、この措置は効果を発揮した。

※岩沼歯科医師会は、2014年（平成26年）に一般社団法人となり、岩沼市歯科懇話会は岩沼歯科医師会岩沼支部となった。

⑷薬剤師会の被害と活動

前述⑴のとおり3月12日から24時間、処方箋応需体制を取ることになり、市内の医薬品、医療器材の備蓄及び物流の状況を確認した。市内の薬局やドラッグストアも大きな被害を受けており、医薬品等の確保は厳しい環境だった。その結果、処方日数は当分の間最長1週間までというルールを設定した。関係機関との連携については、災害対策本部医療班長、保健師代表との連絡は毎朝・夕の定時に実施。医師会、歯科懇話会とは毎朝情報交換を行った。各支援医療チームとは、緊急時に携帯電話でやりとりする体制で臨んだ。

⑸医療機関

沿岸部の南浜中央病院を除く被災した医院、診療所は発災後10日程度で診療を開始。その南浜中央病院も2012年（平成24年）5月に現地での再開を果たした。

6. 災害廃棄物の処理

⑴がれきの撤去

震災発生から、流木やがれきの撤去は、自衛隊及び岩沼建設産業同友会の協力で実施。また、自衛隊の重機の投入により、がれきなどを取り除き不明者の捜索を実施した。

災害廃棄物処理は､下記のような概要となった。

①災害廃棄物の量

当初は、50万tと推定された。

2014年（平成26年）2月28日時点で、災害廃棄物推計量62.7万tとなる。

本市の特長として、中心市街地が内陸にあること、海岸部はなだらかな砂浜海岸を有していることから、津波堆積物の割合が比較的高く、災害廃棄物の大部分は津波被害によるものが多数を占めている。

津波浸水地域で営まれていた農業施設（ビニールハウス等)、農機具などの農業関連の災害廃棄物が多く混在し、沿岸部には砂浜海岸を有することから，比較的土砂の混入の多い災害廃棄物となっていた。なお、市内に漁業協同組合がないため、他処理区に比べて漁業関係廃棄物の量が比較的少なかった。

これら災害廃棄物処理については、市が単独で処理することが困難なため、宮城県に委託。県の災害廃棄物処理構想（原案）では、岩沼市の災害廃棄物内訳は以下のとおりとなる。

総　量：159万ｔ（発生推計量）

内　訳:木くず（13万ｔ）､粗大･混合ごみ（可燃･0.2万ｔ）、コンクリートくず（5万ｔ）､アスファルトくず（2万ｔ）、金属くず（4万ｔ）、粗大・混合ごみ（不燃･14万ｔ）､津波堆積物（121万ｔ）

津波堆積物は全体の76％を占めた。

②災害廃棄物処理の経緯概要

2011年（平成23年）3月下旬から、店舗や工場など商工関係からのがれき撤去の要請が増えた。がれき撤去には水が必要なためタンクローリーを手配して対応した。

2012年（平成24年）4月17日、押分字須加原地内で災害廃棄物処理業務〔亘理名取ブロック（岩沼処理区）〕焼却炉3基の「火入れ式」が行われた。この施設は、東日本大震災で発生した市域のがれき等の災害廃棄物を県に委託。選別・破砕・焼却等の中間処理を経て再資源化するものであった。

2013年（平成25年）7月、がれき撤去に関して、道路・民地等は沿岸被災地で最も早く進んだ。農地のがれき撤去は県に委託し2011年（平成23年）6月上旬から開始。同年10月までに、ほぼ100％完了した。農地や未解体家屋のがれきがわずかに残るのみとなった。

③災害廃棄物処理に係る役割分担

災害廃棄物処理の手順として、本市と県の役割について、県の指針に基づき下記のとおり役割分担を行った。

災害廃棄物処理業務発注時の処理量は、県で算出した発生推計量をもとに、岩沼市と協議（岩沼市から県へ委託される範囲の確認、市で集積・処分した震災がれき量の把握等）のうえ設定。その後，各一次仮置き場への災害廃棄物の搬入状況に合わせて適時、数量を見直し最終的には次ページの図に示した数量を処理することとなった。基本的には一次仮置き場からの搬出以降を県の業務範囲として事業を行った。

災害廃棄物処理費用集計　　**単位：円（税込）**

費用区分			2011年（平成23年）度 2010年（平成22年）度分含む）	2012年（平成24年）度	2013年（平成25年）度	合　計
災害廃棄物処理	ごみ処理	家屋解体・運搬	716,933,127	176,521,131		893,454,258
		立木伐採・処分	47,132,185	6,892,672		54,024,857
		災害廃棄物除去・運搬　※1	3,018,349,990			3,018,349,990
		２次仮置場（県委託）　※2	7,418,295,888	10,397,688,589	3,978,508,701	21,794,493,178
		その他の処理　※3	97,598,511	14,507,900		112,106,411
	小　計		11,298,309,701	10,595,610,292	3,978,508,701	25,872,428,694
	し尿処理　※4		7,079,794			7,079,794
	合　　計		11,305,389,495	10,595,610,292	3,978,508,701	25,879,508,488
リサイクル売却益等			19,152,273	348,102		19,500,375

※1 災害廃棄物（市域内のがれき）の除去及び一次仮置場への運搬の経費
※2 一次仮置場から２次仮置場へのがれき等の運搬と当該施設での選別・破砕・焼却・再資源化・最終処分等の経費
※3 一次仮置場の管理、家電品の処分等の経費
※4 避難所等の仮設トイレの管理、処分の経費

（岩沼市生活環境課より）

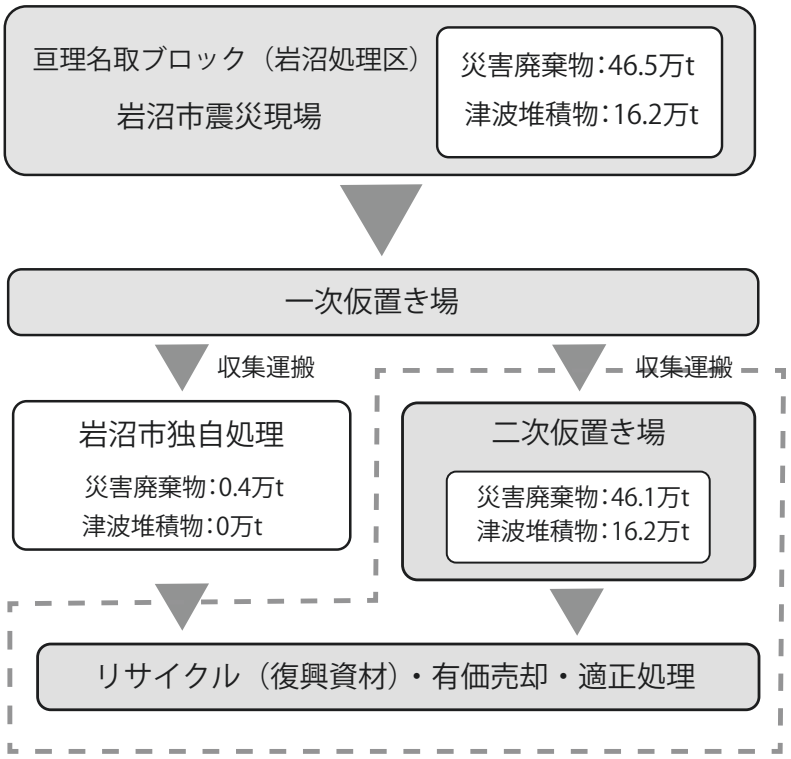

（宮城県「震災廃棄物処理業務の記録」より）

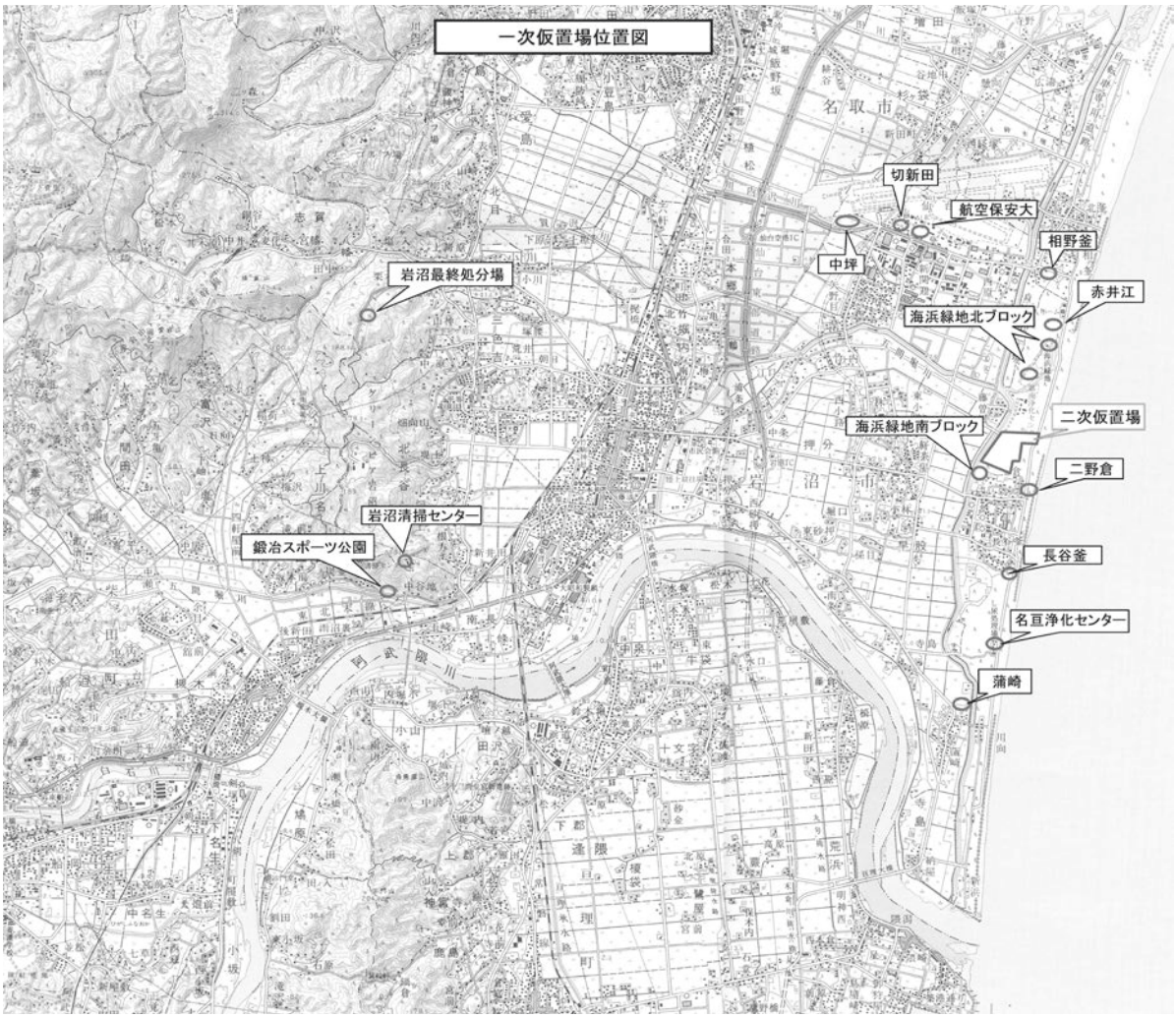

（岩沼市生活環境課より）

一次仮置場

岩沼市により一次仮置き場が 14 か所設置され、概ね 5 品目 (可燃混合・不燃混合・金属・コンクリート・津波堆積物) 毎に分別された。

二次仮置場

二次仮置き場（岩沼市押分字須加原地内）内の施設配置計画については下記の方針に従い、適切な施設ヤード計画を立案し，適切な中間処理を実現することとした。

1）適切な施設ヤード計画→地理的条件等に配慮した計画

2）運搬への配慮→搬入搬出、場内運搬作業を考慮した配置と道路計画

3）適切な貯留量の設定→一次仮置き場早期撤去の条件を考慮

4）管理施設の充実→管理棟、休憩所の施設の充実、管理体制の確立

仙台空港付近に設置された一次仮置き場において、災害廃棄物が発火した場合、空港の運営に重大な支障をもたらす可能性があった。このため、一次仮置き場の早期撤去を当面の最大目標とし、そのための貯留ヤードを二次仮置き場に確保することとした。なお施設配置については、地権者である仙台森林管理署より生立木を残すように指示を受けたため，施設レイアウトを大幅に見直している。

二次仮置場施設概要図

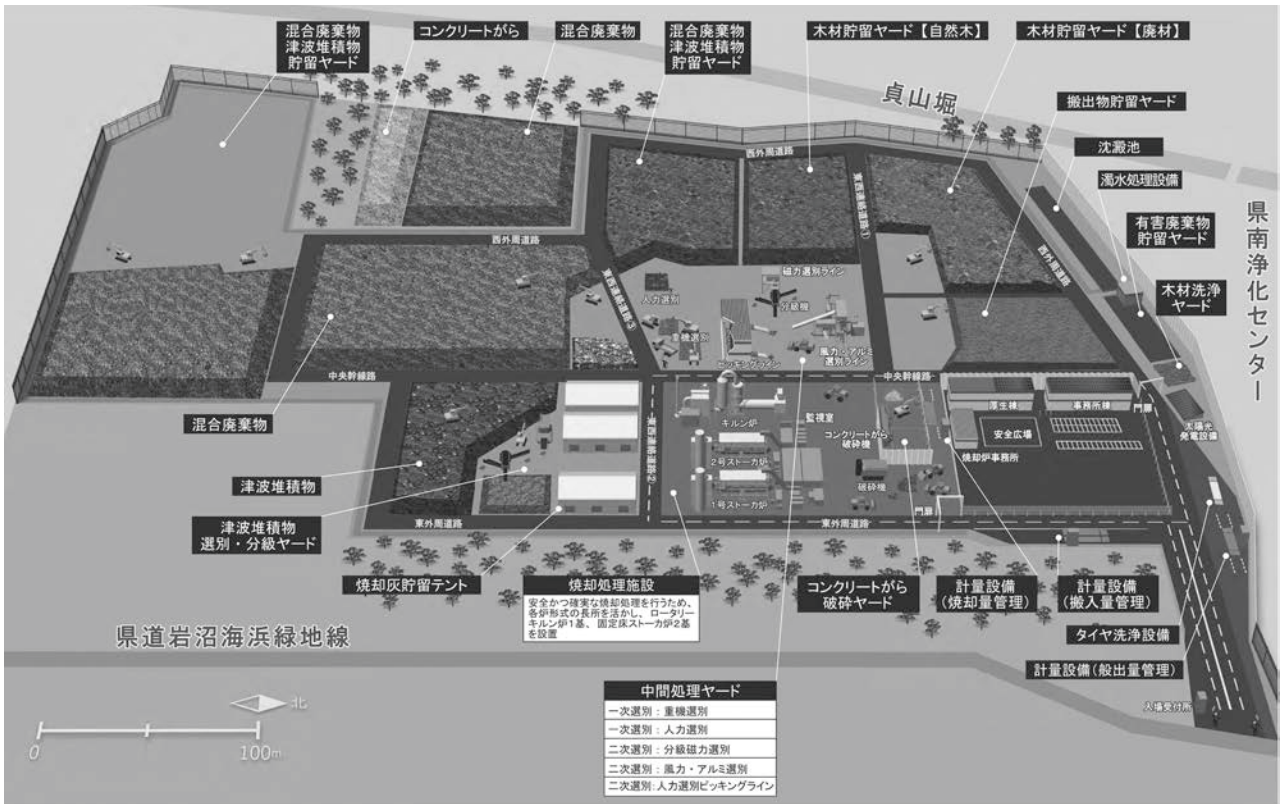

（一般社団法人日本建設業連合会 HP より）

破砕・選別概要

廃棄物の質と量に応じた適切な設備設計を旨とし、工程遅延を防止し、リサイクル率の向上を図り、安全かつ確実な選別処理の確保に努めた。具体的方針は次のとおりである。

・選別機械は、故障時対応を容易にするため、汎用性の高い移動式機械を優先。

・混合廃棄物は大粒径から小粒径となっていくため流れに沿った設備、機械、人員を配置。金属や木材などリサイクル可能な資材や安定型品目などをできる限り抽出することに努めた。また、個人財産や思い出の品 (貴金属、アルバムや位牌等) をできる限り被災者に返却するため、二次選別にピッキングラインを設け、人力での選別を行った。

焼却処理

焼却施設は，多様な性状(木くず、廃プラスチックなどの高カロリーごみ、金属類＝針金、ワイヤ一等の混入)に対応し、安定した運転が可能な固定床式ストーカ炉2基を採用。また、土砂や汚泥を含む混合ごみに対応するため、燃焼室内での滞留時間を十分確保できるロータリーキルン1基を採用した。

なお、一日当たりの焼却処理量は、当初発注時の焼却計画量を事業期間で割り、これに点検日等の余裕をみて確実に終了できるものとした。また、焼却炉各々の能力を50t/日×2基､95t/日×1基と差を持たせたことにより、処理対象物の量に応じた柔軟な運転計画の立案が可能となったほか、3基設置したことにより、1基が点検補修のため休炉しても他炉にて継続稼働できるなどの利点が生まれた。

このようにフル稼動した仮設焼却炉は2013年（平成25年）10月19日、火納め式が行われ無事その役目を終えた。

再生資材の活用

当初の計画では、焼却炉から発生する主灰は、飛灰とともに最終埋立処分する計画であったが、発生主灰が土壌汚染対策法の溶出量基準・含有量基準及びダイオキシン類の土壌環境基準に適合していることが継続して確認できたことから、最終処分量の縮減と自区内リサイクルの更なる向上を図るため、場内で造粒固化処理を行い、復興資材として再利用されることとなった。改良仕様は、復興資材としての活用用途を考慮した必要最低限にとどめ、第二種建設発生土相当とされた。

また、選別されたコンクリートくずは、移動式破砕機及び固定式破砕機により破砕処理を行い再生砕石とし、復興資材として利用した。津波堆積物については、混入しているごみを自走式分級機でふるい分けて取り除き、再生土砂として再利用された。分級処理に際しては、含水状態や分級効率を見定めながら、適宜、ふるい目・スクリーン形状が変更され、コーン指数400kN/㎡未満のものについては、セメント系固化材による改良処理が行われた。

再生資材の活用は以下のとおりである。

再生資材の活用 最終処分の状況

種　別		数　量	再生・処分方法	再生・処分先	備考（放射能受入基準）
再生利用	木くず	6千t	建材原料	北日本木材資源ﾘｻｲｸﾙ連合会加盟企業（山形市，米沢市，寒河江市）	100Bq/kg以下、0.19 μ S/h以下
	再生砕石	153千t	復興資材	岩沼市復興事業で土木資材として活用復興資材仮置場『千年希望の丘』整備工事	
	土砂	396千t			
	造粒固化材（主灰）	25千t			
	タイヤ・ゴムくず	2千t	燃　料	岩沼市内民間施設	
	金属くず	11千t	有価売却	岩沼市内民間施設	
	計	593千t			
最終処分	飛灰（ばいじん）	6千t	埋立処分	小鶴沢処理場，仙南最終処分場	8,000Bq/kg以下
	選別残滓・漁網・石膏ボード等	3千t	埋立処分	民間産業廃棄物処分場（米沢市）	4,000Bq/kg以下、0.19 μ S/h以下
	計	9千t			
搬出量合計		602千t			

（『東日本大震災で発生した災害廃棄物等の処理業務について～災害廃棄物処理業務報告～　宮城県災害廃棄物処理業務　亘理名取ブロック岩沼処理区』より）

亘理名取ブロック岩沼処理区仮設焼却炉

⑵災害家庭ごみの搬入

2011年（平成23年）3月12日、ボランティアによる住宅や公共施設等の清掃・泥かき支援、家具の片付け、家屋・屋敷周りの泥かき、町内会等市民との側溝の泥かき等を開始した。

①ごみの収集について

1）東部道路より西側の地域

有害・危険ごみを除くすべてのごみについて、ごみカレンダーどおりの収集を行った。資源ごみのうち、コンテナ収集を行っていた缶やびん､せとものなどは、コンテナの確保ができないため、当分の間、リサイクル袋での収集にご協力をお願いした。2011年（平成23年）7月1日から通常どおりコンテナ収集とした。

2）東部道路より東側の地域

早股上、下野郷上・下、林二の県道塩釜亘理線周辺地区、矢野目上・中・下一の各地区について、同年3月23日から、まず燃えるごみだけを集積所で収集した。以後、道路状況等に応じて順次平常時に近づけていくことにした。

②災害ごみの収集について

津波による被害を受けた地域の災害ごみの収集については、2011年（平成23年）3月19日より矢野目地区の西側から、同年3月23日より恵み野地区から順に収集。ごみの出し方は、可燃ごみと粗大ごみに分け、ごみ集積所には出さずに、道路に面した自宅敷地内で保管をお願いした。

燃えるごみと粗大ごみは別々に回収。電化製品は、その後の収集とした。また、災害ごみのうち粗大ごみと電化製品は、持ち込み可能な場所をエフエムいわぬま等で周知した。

そして同年3月29日、亘理名取共立衛生処理組合事務所北側隣接地・南浜中央病院東側（岩沼市寺島字川向45-53）に災害家庭ごみ（粗大ごみ、電化製品）の搬入場所を設け、同年5月31日までに推計5,440ｔが搬入された。

③災害ごみの自己搬入について

災害ごみの自己搬入は、2011年（平成23年）3月29日から亘理名取共立衛生処理組

合事務所北側に仮置き場を設置し受入れ。同年5月31日で受付を終了。代わって、同年6月1日から通常ごみとして岩沼清掃センター、名取クリーンセンターへの自己搬入開始となった。

仮置き場と受入れごみは以下のとおり。

1）搬入場所：寺島字川向45-53　亘理名取共立衛生処理組合事務所の北側隣接地の仮置き場（南浜中央病院東側）

2）受入れごみ

㋐粗大ごみ（畳、布団、机、家具等）

㋑電化製品（テレビ、洗濯機、冷蔵庫等）

㋒ブロック、瓦、コンクリートくず

※燃えるごみは、持ち込み不可。

3）搬入時間：9時～12時、13時～16時

④被災自動車・倒壊家屋の解体

1）被災自動車の保管と処理

2011年（平成23年）3月23日、岩沼市は震災で被災した自動車について、道路や事業所内にある自動車の仮置き場へのレッカー移動を開始した。この時点で被災自動車の推計総数2,022台であった。

被災し放置された自動車等は、復興活動の妨げになることから、災害対策基本法に基づき、所有者に代わって市長が撤去し、一時保管した。保管自動車ナンバーは、市役所ホームページ、市庁舎1階の掲示板で告知。所有者は自分の車両ナンバーを確認し保管所へ引き取りに行く。市では自動車を確認するための「保管場所立入許可証」を発行した。本人を確認できる免許証など証明書を持参し立入許可証を受け、自動車を引き取った。

このように被災自動車の保管、引き取りを進めたが大震災後の混乱状態で、所有者の安否すらわからないことも多く、被災自動車の処分はなかなか進まなかった。このため、市では2011年（平成23年）6月、同年12月、2012年（平成24年）8月に、広報紙で「市が保管している被災自動車の所有者又は使用者から、期限まで受け取りの申し出がない場合は、本市で処分する」公告を出した。この公告では同年11月23日までを期限とし、所有者等の申し出を待った。このようにして被災自動車は処理されていった。

2）被災自動車の課税停止

被災自動車のうち軽自動車（軽四輪自動車、原動機付自転車、二輪の小型自動車、農耕用トラクター等）については、届出により2011年（平成23年）度分の軽自動車税の課税を停止した。該当する場合は市役所2階の税務課窓口、または電話で対応した。

また、被災軽自動車等については、登録を抹消する廃車手続を必要とした。本来、軽自動車税は4月1日に課税されるが、当該自動車等の廃車は4月1日以降の手続でも、3月11日に廃車されたものとした。軽自動車税の納税通知書が届いた後でも、廃車の手続を可能とした。

この他、軽自動車税の納税期限延期、納税証明書の有効期限の延期を実施。

また、軽自動車の他に自動車税も課税停止可能な措置が取られた。

大震災で自動車を失ったり、損壊で使用不能となり代替え自動車を購入したものについて要件を満たす場合、震災の年から一定期間、非課税とした。

（被災自動車の仮置き）

被災自動車の取扱いフロー図

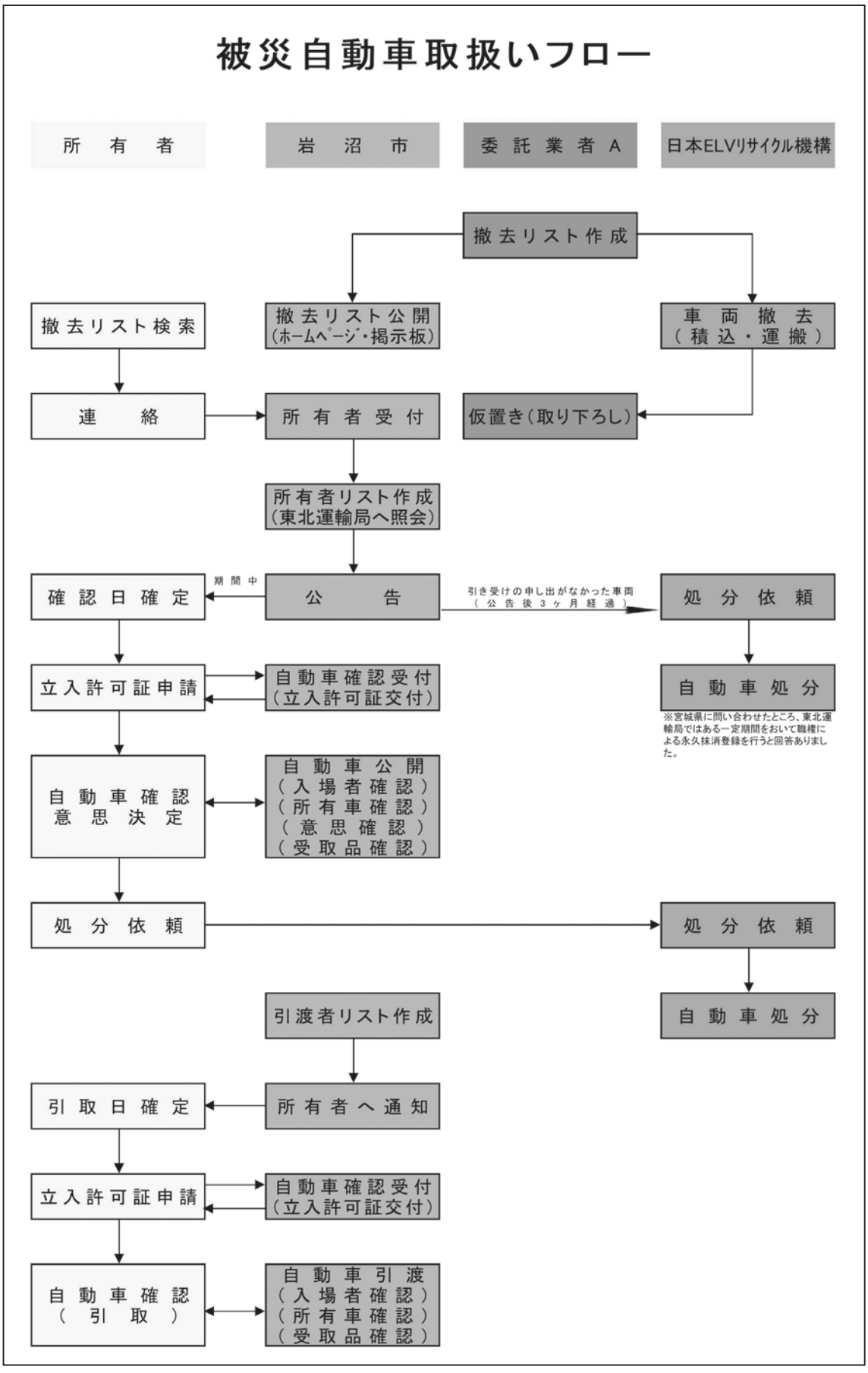

(岩沼市土木課より)

3）倒壊家屋の撤去

市では大震災で被害を受けた家屋等による二次災害を防ぐため「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」に基づき倒壊家屋等の撤去を行った。甚大な被害を受けた沿岸6地区では、被災家屋等が道路や他の敷地に流出し、対象家屋の位置の特定が難しい状態であったが、被災直後の航空写真（国土地理院提供）を使ったＧＩＳにより「東日本大震災における倒壊建築物撤去承諾書」を作成し対象家屋等の確認を行った。なお、6地区は、面的に全壊のり災判定を受けたことから復旧を早めるために手続を簡素化し、2011年（平成23年）4月15日から解体の受付を開始した。

記入例　東日本大震災における倒壊建築物撤去承諾書

平成２３年　月　日

岩沼市長　井口経明　殿

自筆で記入してください。
印鑑の省略は可能です。

住　所　岩沼市○○○○○○番地
世帯主名　岩沼　太郎
建築物の所有者　岩沼　太郎

承諾者と建物所有者の続柄に「✓」を付けてください

承諾者署名　岩沼一郎　印

所有者との続柄　□本人　☑子　□父母　□その他（　）

可能な限り携帯電話番号を記入してください。

電話（携帯）　（　）

東日本大震災において倒壊した建築物の撤去については、下記のとおり承諾します。

全て撤去の場合は、全ての建物を線で囲みます。

全て撤去の方は、上の□に「✓」を付け、該当する全ての建物を線で囲んでください。
また、一部撤去の方は、下の□に「✓」を付け、該当する建物を線で囲み番号（建物の取扱区分の記置番号を意味します。）を付け、建築物区分や撤去の区分を記入してください。

一部撤去の場合は、該当する建物を線で囲み、番号を付けます。

□配置図の全ての建築物の撤去を承諾します。→　該当する建築物を線で囲んで下さい。
□配置図の一部の建築物の撤去を承諾します。→　該当する建築物に付番し下記に記入して下さい。

配置番号	建築物区分	撤去の区分	応急危険度判定結果	備考
1	☑家屋　☑その他（　）	☑する　□しない		
2	□家屋　☑その他（井戸）	□する　☑しない	☑危険 □要注意 □貞山堀の東地区	
3	□家屋　□その他（　）	□する　□しない		
4	撤去日を市が決定することに同意する場合は、「✓」を付けます。	しない		
5	さらに、撤去日に連絡の有無等に「✓」を付けます。	しない		

☑建築物の撤去日を市が決定することに同意します。
※撤去日の連絡が必要ですか→☑必要　連絡先→☑携帯　□その他（　）　□不要

撤去に係る要望等を記入してください。
要望については、出来る範囲で対応いたします。

行政区名	○○○	行政区コード	９９９	番号	1

※該当する項目又は同意する項目に「✓」を付けてください。
※連絡先→岩沼市建設部都市計画課　℡0223-22-1111 内線 432

撤去業者名　（担当者名　）　撤去完了日　・　・

また、その他の地区については、2011年（平成23年）6月から、「東日本大震災における岩沼市内の損壊家屋等の解体及び撤去に関する基準（平成23年6月6日市長決裁）」を定め、次の対象家屋等の解体を行った。

対象家屋等（住宅の応急修理等の補助を受けたものを除く）

家屋等	被害内容	備考
個人住宅（附属家を含む）	り災証明で半壊以上のもの	
賃貸住宅（附属家を含む）		中小企業者（中小企業並みの公益法人などを含む）が所有するものに限る
事業所など	り災証明で大規模半壊以上のもの	
門扉および塀	倒壊しているもの、または、公道に面したもので損壊が著しいもの	
擁壁	倒壊し、隣地に倒れているもの	

申込みについては、同年7月29日を区切りとし、広報等で申込書類、窓口等の周知を行った。塩害により岩沼市平野部の景観を形成していた屋敷林・居久根の多くが枯れたことから、同年8月22日に改正し立木の伐採も対象とした。

申込書類は、岩沼市損壊家屋等の解体及び撤去申込書・り災証明書・家屋登記事項証明書、その他権利関係者の同意書・現況写真・身分証明書、中小企業者は商業法人登記簿謄本となる。

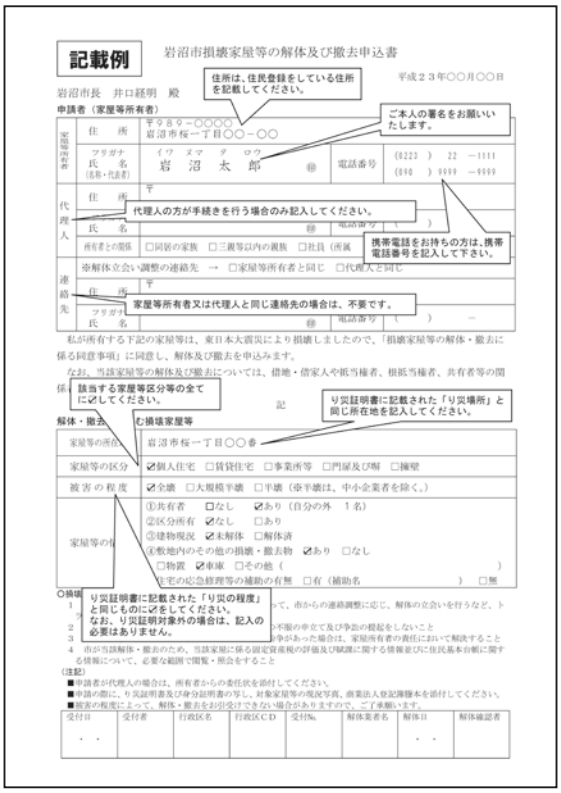
記載例　岩沼市損壊家屋等の解体及び撤去申込書

平成２３年○○月○○日

岩沼市長　井口経明　殿

住所は、住民登録をしている住所を記載してください。

申請者（家屋等所有者）

ご本人の署名をお願いいたします。

住所　〒９８９－○○○○　岩沼市桜一丁目○○－○○

フリガナ　イワヌマ　タロウ
氏名（法人：代表者）　岩沼　太郎　㊞
電話番号　（０２２３）　２２　－１１１１　（０９０）　９９９９　－９９９９

代理人

代理人の方が手続きを行う場合のみ記入してください。

住所　〒
氏名　㊞　電話番号
所有者との関係　□同居の家族　□三親等以内の親族　□社員（所属　）

携帯電話をお持ちの方は、携帯電話番号を記入して下さい。

※解体立会い調整の連絡先　→　□家屋等所有者と同じ　□代理人と同じ

連絡先

住所　〒
フリガナ
氏名　㊞　電話番号

家屋等所有者又は代理人と同じ連絡先の場合は、不要です。

私が所有する下記の家屋等は、東日本大震災により損壊しましたので、「損壊家屋等の解体・撤去に係る同意事項」に同意し、解体及び撤去を申込みます。

なお、当該家屋等の解体及び撤去については、借地・借家人や抵当権者、根抵当権者、共有者等の関係者との間に問題がないことを確認しました。

該当する家屋等区分等の全てに☑してください。

り災証明書に記載された「り災場所」と同じ所在地を記入してください。

記

解体・撤去を申込む損壊家屋等

家屋等の所在地　岩沼市桜一丁目○○番

家屋等の区分　☑個人住宅　□賃貸住宅　□事業所等　□門扉及び塀　□擁壁

被害の程度　☑全壊　□大規模半壊　□半壊（※半壊は、中小企業者を除く。）

家屋等の状況
①共有者　□なし　☑あり（自分の外　１名）
②区分所有　☑なし　□あり
③建物現況　☑未解体　□解体済
④敷地内のその他の損壊・撤去物　☑あり　□なし
□物置　☑車庫　□その他（　）
住宅の応急修理等の補助の有無　□有（補助名　）　□無

り災証明書に記載された「り災の程度」と同じものに☑をしてください。
なお、り災証明対象外の場合は、記入の必要はありません。

○損壊家屋等の解体・撤去について
１　解体・撤去に当たって、市からの連絡調整に応じ、解体の立会いを行うなど、トラブルの防止に努めること
２　解体・撤去に関して、第三者との間に紛争が生じた場合又は第三者から不服の申立て及び争訟の提起をしないこと
３　解体・撤去に関して、第三者との間に紛争があった場合は、家屋所有者の責任において解決すること
４　市が当該解体・撤去のため、当該家屋に係る固定資産税の評価及び賦課に関する情報並びに住民基本台帳に関する情報について、必要な範囲で閲覧・照会をすること

（注記）
■申請者が代理人の場合は、所有者からの委任状を添付してください。
■申請の際に、り災証明書及び身分証明書の写し、対象家屋等の現況写真、商業法人登記簿謄本を添付してください。
■被害の程度によって、解体・撤去をお引受けできない場合がありますので、ご了承願います。

受付日	受付者	行政区名	行政区CD	受付No.	解体業者名	解体日	解体確認者
・・						・・	

倒壊損壊家屋等、居久根等立木の解体･伐採･撤去申込は 2012 年（平成 24 年）12 月 21 日までと期限を切り、一切を終了した。

2011 年（平成 23 年）度 解体済み件数 242 件
2012 年（平成 24 年）度 解体済み件数　60 件

7. 緊急生活支援金等の支給

被災した住民に対し、当面の生活を営めるよう、2011 年（平成 23 年）3 月 18 日に緊急生活支援金の支給を開始した。家屋の全壊・半壊または床上浸水を受けた世帯ごとに 2 万円もしくは 3 万円とし、総計 4,053 万円を支給した。同年 5 月 15 日まで 9 時から 16 時の間市役所 6 階第 1 会議室で相談と併せて受付けた。また、災害弔慰金、見舞金等について一括して受付け、義援金（第一次分）については申請窓口で確認した。家賃補助は、先に県の補助を申請し、次に市の補助を申請することにした。弔慰金等については、二重に受けられないものもある。住宅の応急修理については、相談で対応とした。

以下に支援制度の内容と件数・金額を示す。

生活支援制度一覧　　2016 年（平成 28 年）12 月末現在

制度の名称	支援の内容	備考	件数	金額
災害弔慰金	生計者が死亡した場合 500 万円 (その他の者 250 万円)	災害弔慰金法	141 件	3 億 9,250 万円
災害障害見舞金	災害により重い障害を受けた方 250 万円 (又は 125 万円)	災害弔慰金法	0 件	0 円
自然災害見舞金	全壊 10 万円　半壊 5 万円	市独自補助	1,897 件	1 億 4,615 万円
緊急生活支援金	半壊以上 (床上浸水含む) の世帯に 2 ～ 3 万円	市独自補助	1,527 件	4,053 万円
災害住宅手当	大規模半壊以上 (半壊で住宅解体を含む) 上限月 3 万円 (2 年程度) ※会社等支給の住宅手当を差引く	市独自補助	79 件	8,100 万円
被災者生活再建支援制度 (公営住宅を除く)	基礎支援金 (全壊 100 万円 大規模半壊 50 万円) 加算支援金 (建設・購入 200 万円 補修 100 万円 賃借 50 万円)	被害者生活再建支援法	1,381 件 998 件	
住宅の応急修理	半壊以上 上限 52 万円	災害救助法	628 件	2 億 5,040 万円
災害援護資金貸付	貸付限度額 350 万円 (所得制限等、無利子 3 年据置 7 年返済)	災害弔慰金法	139 件	2 億 5,518 万円

8. 市役所窓口の休日開庁

2011 年（平成 23 年）3 月 19 日から 4 月 24 日まで、通常時には閉庁している土曜日や日曜日にも開庁し、住民票の写し（除票を含む）、外国人登録原票記載事項証明書、所得証明書（4 月 23 日から）の交付等を行った。また、同年 4 月 11 日からは、「り災証明書」又は「被災届出証明書」を提示することで、下記の書類の無料交付を開始した。

・住民票の写し（除票を含む。）
・外国人登録原票記載事項証明書
・所得証明書（4 月 23 日から）
　※「り災証明書」又は「被災届出証明書」を提示

9. 避難所を回る震災相談窓口

2011 年（平成 23 年）3 月 22 日から 3 月 31 日までの期間、市内 4 か所の避難所を巡り、震災相談窓口を開催し、被災された方々の様々な相談を受けた。

会場	件数	期間
市民会館・中央公民館	167	3 月 22 日・3 月 26 日
総合福祉センター	11	3 月 23 日
総合体育館	106	3 月 27 日～ 3 月 29 日
農業環境改善センター	40	3 月 30 日～ 3 月 31 日
計	324	

10. 住宅等の応急対策

⑴被災建築物応急危険度判定活動の概要

建築物の被災については 2011 年（平成 23 年）3 月 11 日、県が支援本部を設置した。しかし、支援本部からの判定士派遣に時間を要したため、岩沼市は建築士会名亘支部の協力を得て、市内建築物の応急危険度判定を実施し、被災建築物の判定を行った。

津波で浸水した広大な沿岸部を抱える岩沼市では、判定士不足、燃料不足、マニュアルでは想定していなかった被災建築物への対応など、難しい環境の中で、市内外の建築士の

協力を得ながら、他の被災地よりも早く判定作業を進めた。

①実施主体　岩沼市災害対策本部

②期　　間　3月24日、30日、31日
　　4月1日、2日、3日、6日　計7日間

③判 定 士　25 人（延べ人数 50 人）

④判定基準

全国被災建築物応急危険度判定協議会が発行している「被災建築物応急危険度判定マニュアル」に準拠し「宮城県被災建築物応急危険度判定技術者講習会テキスト」（宮城県土木部建築宅地課発行）に基づき、県が認定した判定士が実施した。

⑤判定結果

危険判定　　204 件（11.02％）
要注意判定　263 件（14.21％）
調査済　　1384 件（74.77％）
計　　1851 件

⑥県内の動向

1）支援本部設置期間

2011 年（平成 23 年）3 月 11 日～ 5 月 10 日（2 月間）

2）実施自治体

仙台市、石巻市，塩竈市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、加美町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町

3）実施人員

2,955 人（1,472 班）

応急危険度判定調書 岩沼市

調査日	判定士名	地区（字名）	木造（単位：棟）			S 造（単位：棟）			RC 造（単位：棟）		
			危険	要注意	調査済	危険	要注意	調査済	危険	要注意	調査済
2011 年（平成 23 年）3 月 24 日	平井・平井	中央（北）	26	1	115			20			18
	奥秋・奥秋	中央（南）	6	2	136	1		14	1		20
	菅井・奥秋・平井・平井	土ヶ崎		1							
	〃	三色吉	1								
	〃	平等			1						
同年 3 月 30 日	菅井・佐藤	里の杜						1			
	〃	寺島	4	10							
	平井・奥秋	寺島	55	27					1		
	星・上杉	寺島	23	18		2					
同年 3 月 31 日	秋本・関	押分		35	124						
	斎藤・菅井	寺島	1	22	12			1			
	飯渕・高橋	早股	10	10	35			1	3		
同年 4 月 1 日	千田・佐藤	寺島		1	43						
	〃	早股	3		3						
	千田・鈴木	早股	2	10	44						
	秋本・関	押分	2	9	37						
	飯渕・高橋	早股	15	11	48	1					
	佐藤・武藤	早股	3	3	27						
	〃	松ヶ丘	1								
	〃	末広				1					
	〃	桜		1							
	〃	桑原			1						
	〃	吹上			1						
同年 4 月 2 日	平井・大友	下野郷	1	16	56						
	細井・細井	押分		4	70						
	星・奥秋	下野郷	34	10							
	〃	平等			1						
	〃	阿武隈			1						
	千田・佐藤	下野郷		23	47						
	千葉・佐藤	早股		3	24						
	平井・千葉・佐藤	下野郷	1	3	5						
	菊地・清本	下野郷		7	47		1				1
	高荒・田邊	下野郷	1	2	77						
	渡辺・阿部	下野郷		6	68						
	菅井・平井	早股	2	14	39						
	菅田・西野	下野郷		4	97						

同年4月3日	細井・細井	押分	1		54						
	星・菅井	下野郷	2	2	36						
	千田・平井	押分		2	43						
	〃	押分		3	16						
同年4月6日	菊地・佐藤	押分		2							
計			194	262	1,308	5	1	37	5	0	39
判定割合（構造別）			11.00%	14.85%	74.15%	11.63%	2.33%	86.05%	11.36%	0.00%	88.64%
判定割合（全　体）			10.48%	14.15%	70.66%	0.27%	0.05%	2.00%	0.27%	0.00%	2.11%

判定別　計	危険	204	要注意	263	調査済	1,384
判定別割合	11.02%		14.21%		74.77%	
構造別　計	1764		43		44	
構造別割合	95.30%		2.32%		2.38%	
合　計	1,851					

（岩沼市復興・都市整備課より）

⑵被災宅地応急危険度判定活動の概要

東日本大震災によって甚大な被害を被った本市宅地の応急危険度判定調査は、2011年（平成23年）4月7日、8日の2日間にわたり以下のような体制で実施された。

被災宅地の危険度判定作業は、県から派遣された（社）全国宅地擁壁技術協会東北支部及び仙台市宅地安全協議会の被災宅地危険度判定士の協力により実施した。

①実施主体　岩沼市災害対策本部

②判 定 士

（社）全国宅地擁壁技術協会東北支部　6人

仙台市宅地安全協議会　6人

年月日	班	被災宅地危険度判定士名	調査箇所	備考
2011年（平成23年）4月7日（木）	1班	今野隆彦 守屋資郎 佐藤一夫	No.1～No.6 6か所	仙台市宅地安全協議会
	2班	我妻佑一 伊藤徳幸 尾張勝文	No.10～No.14 6か所	
同年4月8日（金）	1班	高橋正幸 桜井篤 徳田秀公	No.15～No.19 5か所	（社）全国宅地擁壁技術協会東北支部
	2班	新田明彦 渡邉俊夫 奥山純	No.7～No.9 No.20～No.23 6か所	

③判定調査

1）判定士については、全国宅地擁壁技術協会と仙台市宅地安全協議会から、各々調整を行い、2パーティー6人の派遣を受けた。

2）調査は、1パーティー3人に対し市から案内役1名と車の提供を行なった。

3）調査員の安全を確保するために、安全保険を掛け、費用は市が負担した。

④判定結果

危険判定　7か所　要注意判定　24か所

11. り災証明の発行

震災で被害を受けた方に対して、住宅などの建物が壊れた方の各種支援制度、税の減免や融資などの手続、損害保険を利用する場合の「り災証明書」、住宅以外（家財や自動車など）に関する「被災届出証明書」の交付が必要である。岩沼市では2011年（平成23年）3月28日から申請受付を開始した。

⑴り災証明発行までの流れ

り災証明書の発行は、一般住家の受付を市の税務課が担当。特に被害の大きかった沿岸6地区を「全壊地区」とし、地区内の住家は調査せず全て「全壊」と被害認定した。その他の地区では、申請に基づき1棟ごとに現地調査、被害認定を行い、証明書は後日郵送した。また、申請者が上記の被害認定内容に不服があった場合、詳細な2次調査を行い、より正確な被害認定に努めた。

工業団地などの商工関係に対しては、商工観光課が担当した。工業団地の工場や事務所は被害が大きく、り災証明書は申請受付後に現地を確認しながら事務処理を進めた。り災証明の受付は被災事業所が被害状況をある程度確認できるようになった2011年（平成23年）3月28日で、同年6月下旬までに750件の申請があり、その後もその都度対応した。高知県南国市から応援職員2名が派遣され、商工観光課における災証明の受付等の事務処理を担当した。

⑵実施体制

①一般住家

り災証明書発行体制（2011 年（平成 23 年）3 月～ 2012 年（平成 24 年）3 月）

期間	受付		調査		発行・準備等		備考
	窓口数	従事職員数（人）	班数	従事職員数（人）	発行従事職員数（人）	準備従事職員数（人）	
2011 年（平成 23 年）3 月 28 日～ 4 月末	3 ～ 4	6 ～ 8	3 ～ 5	9 ～ 15	3	2	
5 月～ 6 月 19 日	3	6	3 ～ 4	9 ～ 12	2	2	調査班のうち 1 班は 2 次調査
6 月 20 日～ 7 月初め	12 ～ 16	20 ～ 30	3	6	2	2	高速道路無償化による申請者激増（被災届出証明で対応、即日交付）
7 月中旬～ 8 月末	3	3	2	4	1	1	
9 月～ 10 月末	0	0	2	4	1	0	市民ホールでの受付を終了し、税務課での対応とした
11 月～ 2012 年（平成 24 年）1 月末	0	0	1	2	1	0	大半が 2 次調査となったため、1 月末で新規申請の受付を終了した
2 月～ 3 月末	0	0	1	2	1	0	3 月末で調査申請の受付を終了し、以後は再発行のみの対応とした

他自治体等による応援

	期間	人数	備考
仙台南税務署	4 月 4 日～ 4 月 28 日	2	
宮城県	4 月 1 日～ 5 月 13 日	2	
自治労応援（大阪）	4 月11日～ 4 月 29 日	15	5 人 / 週× 3 クール
袋井市（静岡県）	9 月 5 日～ 10月 28 日	4	1 人 /2 週× 4 クール
入間市（埼玉県）	11月14日～ 12月 17 日	5	1 人 / 週× 5 クール

②企業

職員 2 名体制で現地を確認（職員は、名札と市の腕章をつけて現地確認を行った。）

⑶り災証明発行数

①一般住家

り災証明の判定結果は、以下のとおりである。

全　　壊：736 戸
大規模半壊：509 戸
半　　壊：1,097 戸
一 部 損 壊：3,086 戸

また、証明書の申請件（枚）数は以下のとおりである。

り災証明書申請件数　　：10,332 件
被災届出証明書申請件数：24,890 件
合計　　：35,222 件

②企業

り災証明の判定結果は、以下のとおりである。

全壊　　：90 事業所
大規模半壊：42 事業所
半壊　　：53 事業所
一部損壊他： 9 事業所

り災証明等申請件（枚）数（2011 年（平成 23 年）12 月 16 日現在）

月	り災証明申請件数		り災証明申請件数計	被災届出証明申請件数	合計
	（全壊地区）※	（その他地区）			
3 月	249	236	485	371	856
4 月	1,829	2,322	4,151	3,561	7,712
5 月	435	888	1,323	1,541	2,864
6 月	501	1,016	1,517	11,593	13,110
7 月	290	744	1,034	5,053	6,087
8 月	122	666	788	1,634	2,422
9 月	67	380	447	530	977
10 月	8	192	200	337	537
11 月	27	173	200	197	397
12 月	34	153	187	73	260
合計	3,562	6,770	10,332	24,890	35,222

※全壊地区：相野釜、藤曽根、二野倉、長谷釜、蒲崎、新浜

また、証明書の発行件（枚）数は以下のとおりである。

り災証明書発行件数：1,470 件

※再発行件数含む。2012年(平成24年)度時点。

※原則として、2013年（平成25年）度以降新規の受付は行っていない。

⑷被害認定調査内容

①一般住家

判定基準として、内閣府が示す「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、被害認定を行った。

津波被害の特にひどい沿岸 6 地区は調査を行わず全戸「全壊」と認定し、それ以外の地区は申請に基づく調査を行って認定した。

津波被害地区では、水害の基準を準用し、地震の調査票も併用して行った。

被害が軽微であり、かつ本人が希望した場合、持参された被害状況のわかる写真での被害認定も行った。

②企業

事業用の様式がないことから、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき判定を行った。判定の流れは以下のとおりである。

1. 被災事業者からの申請
2. 被災地域と添付写真を基に判断
3. 現地確認が必要な場合は現地確認を実施
4. り災証明書の発行

12. エフエムいわぬまによる情報提供

岩沼市では、地震発生直後から、エフエムいわぬまで災害情報や生活関連情報などを放送、市長自ら毎日情報を発信した。

2011 年（平成 23 年）3 月 20 日には臨時災害放送局※としての免許を受け、以後 2014 年（平成 26 年）3 月 31 日までの間、『いわぬまさいがいエフエム』として出力を 20W から 100W に増力し、市役所サテライトスタジオから被災した方々に様々な情報を提供した。なお、市長による放送は、2012 年（平成 24 年）9 月 30 日まで 210 回に及んだ。提供した主な内容は以下のとおりである。

・避難所等での食事の提供について
・災害応援物資の配布について
・給水所の場所及び時間帯について
・水道の断水、停電状況について
・避難所の場所及び避難者数について
・保育所、児童館の再開について
・死亡者数及び身元確認状況について
・灯油、軽油、ガソリンの供給について
・全国からの支援状況について
・相談専用窓口の設置について
・通行可能な市内の道路状況について
・水道、電気の復旧状況について
・被災地での空き巣盗難の注意について
・市内の医療機関の状況について

・災害ごみの処分方法について
・被災者の捜索活動状況について　等

※臨時災害放送局：暴風、豪雨、洪水、地震その他による災害が発生した場合に、その被害の軽減に役立つよう、被災地の自治体等が開設する臨時かつ一時の目的のためのエフエム放送局のこと。

広報 いわぬま 災害臨時号

平成23年3月28日(月)発行／岩沼市
岩沼市役所☎22-1111(代)
【広報いわぬま4月号の発行は中止とさせていただきます】
－市役所前広場に震災写真を掲示しています－

マグニチュード9.0の巨大地震！
大津波で沿岸部は壊滅的被害

市民の皆さまへ

平成23年3月11日(金)午後2時46分に発生した「東北地方太平洋沖地震」におきまして、お亡くなりになられました皆さまに深く哀悼の意を表しますと共に、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。
被災された皆さまには、心からお見舞いを申し上げますと共に、一日も早い復興に向けて私共も一緒に頑張ってまいります。
岩沼市長　井口　経明

◀多数の民家が津波により流された相野釜公会堂周辺
▼折り重なる車が無残に転がっている、姿を変えた仙台空港

3月11日(金)午後2時46分ごろ　岩沼で震度6強
観測史上最大の地震による津波で 未曾有の被害

1．市内の状況

(1) 避難者数について（3月25日(金)午後3時現在）
震災当初は28施設に約6,500人が避難していましたが、現在は3施設に合計857人の方が避難しています。
(2) 遺体安置所について（3月25日(金)午後6時現在）
市民体育センターに、144名のご遺体が安置されました。なお、警察では市民体育センター前で行方不明者の身元確認を受け付けています。（面会時間は午前9時～午後6時30分）
(3) 水道の復旧について
3月25日現在、貞山堀東側と矢野目工業団地および二野倉工業団地を除くほとんどの地域で仮復旧しましたが、今後漏水が発生した場合は緊急で修繕しなければならないことから、予告無く断水することがあります。ご理解願います。なお、にごりや味に異常を感じなければそのまま飲んでも問題ありません。
また、給水開始に伴い、給水管に破損がある場合は、指定業者を紹介します。なお、宅地内での修繕については個人負担となります。問／水道事業所（☎内線456）
(4) 下水道について
県の終末処理場「県南浄化センター」が全壊し、完全復旧まで最低でも2年かかる見通しで、現在は下水の上澄みを塩素で消毒し、放流している状況です。上水道が給水され始めたことにより、一時に大量の排水が集中すると、汚水があふれる可能性もあります。節水にご協力願います。問／下水道課（☎内線443）
(5) 清掃センターの状況について（岩沼市・亘理名取共立衛生処理組合から）
燃えるごみの焼却を行っていた亘理清掃センターは、今回の震災と津波により、処理できない状況にあります。また名取クリーンセンターは、点検を行い、焼却が可能となれば早急に稼動します。なお、資源ごみ等は、できるだけ分別し、ごみの搬出にご協力願います。問／生活環境課（☎内線333）
(6) 排水機場の被害について
市内3カ所にある排水機場は、災害により動力による排水ができなくなりました。現在、自然排水と仮設ポンプ12台を設置し、排水に全力を上げて取り組んでいます。問／農政課（☎内線313）

▲尾花沢市から給水車の応援　▲市役所前広場で給水の順番を待つ市民

2．災害復旧支援等

(1) 捜索活動と災害復旧活動について
連日、捜索活動、通行障害物の除去、水道管修繕、給水、診療活動、救援物資等、陸上自衛隊をはじめ、さまざまな団体・企業等からの支援をいただいています。
(2) 姉妹都市南国市からの支援について
3月20日、高知県南国市から藤村明男副市長が来訪し、大型トラック4台分の救援物資を届けていただきました。また、南国市職員の皆さまから千羽鶴とお手紙を、大湊保育所の園児の皆さまから、お花の折り紙と共に“はげましの寄せ書き”をいただきました。
(3) 友好都市尾花沢市からの支援について
山形県尾花沢市鶴子ふるさとこども村の皆さまから支援物資が届きました。また、尾花沢市建設業協会と市職員の皆さまに、交代で給水活動へのご協力をいただきました。22日には、加藤国洋尾花沢市長からお見舞いと励ましを、また、避難者の集団での受入れ体制も用意している等のお話もいただきました。

▲倒壊した民家内を捜索する自衛隊隊員　▲がれきが散在する蒲崎地区

2011年（平成23年）3月広報いわぬま災害臨時号①より

第５項　復興計画

震災発生から１か月余、救助・救護活動にある程度の目途が立った4月25日､岩沼市震災復興本部を設置。

震災復興基本方針を決定するとともに有識者や被災者代表者などで構成する岩沼市震災復興会議を設置し、震災復興計画の策定に着手した。

1. 震災復興基本方針の策定

⑴震災復興本部の設置

2011 年（平成 23 年）4 月 25 日、復興に関する方針や総合的な施策を迅速に行うため、庁内に「岩沼市震災復興本部」を設置した。

⑵震災復興基本方針の策定

同日の第１回本部会議において

①チーム岩沼、オール岩沼、オールジャパン

②歴史を大切にした安全・安心な市域づくり

③岩沼の個性、特性を活かした産業の再構築

④時代を先取りした先進的な復興モデル

の４項目を基本理念とし、計画期間を７年間とする次の「岩沼市震災復興基本方針」を決定。スピード感とコスト意識を持って復興に取り組むことした。また同会議において、震災復興会議の設置を決定した。

岩沼市震災復興基本方針（平成 23 年 4 月 25 日）

～ふるさと岩沼の復興に向けて～

１．基本理念

(1) チーム岩沼、オール岩沼、オールジャパン
- ・全ての市民の力を結集した主体的な復興
- ・国・県・関係諸団体等からの積極的な支援によるオールジャパンでの復興

(2) 歴史を大切にした安全・安心な市域づくり
- ・地域コミュニティの再生を尊重したコンパクトシティ化
- ・歴史を生かしたコミュニティ居久根（いぐね）の活用
- ・海岸防潮堤、貞山堀護岸、市道及び県道による防災機能の強化
- ・避難を円滑に行うための県道拡幅
- ・排水対策の強化

(3) 岩沼の個性、特性を活かした産業の再構築
- ・新しい分野の企業誘致を含めた産業の復興
- ・災害のない安全な操業環境の確立
- ・農地の再生及び農業の復興
- ・地盤沈下対策

(4) 時代を先取りした先進的な復興モデル
- ・福祉・教育・医療を中心とした先進的な地域づくり
- ・「千年松山」、メモリアルパークなど、国内外の企業やＮＰＯなどのペアリング支援による実現
- ・環境への配慮
- ・新エネルギーの活用

２．復興の基本的な取組み

≪計画期間：平成 23 年度から 29 年度までの７年間≫

長期間な視点に立った基本理念を実現するため、復旧期・復興期・発展期を設定し、スピード感を持って各種事務事業に取り組むものとする。

◇復旧期（平成２３年度～２５年度）

◇復興期（平成２４年度～２７年度）

◇発展期（平成２５年度～２９年度）

2. 震災復興計画の策定

⑴震災復興会議の開催

2011年（平成23年）5月7日、有識者や被災者代表などから、復興のあり方について意見を聞く、「第1回 岩沼市震災復興会議」を開催した。岩沼市長から震災による被害状況や復旧作業の内容、今後の復興に向けた考え方などの報告後、議長と副議長を互選。議長には岩沼市出身で東京大学大学院教授の石川幹子氏、副議長には岩沼市商工会長の小野宏明氏を選任した。

また、委員以外にオブザーバーやアドバイザーの委嘱等により広く意見を求めた。

岩沼市震災復興会議 委員名簿 （選出区分50音順・敬称略）

選出区分	氏名	役職等
学識経験者	石川幹子	東京大学大学院工学系研究科教授 （都市工学専攻） 宮城県震災復興会議委員
	今村文彦	東北大学大学院工学研究科 附属災害制御研究センター教授 宮城県震災復興会議委員
	大澤啓志	日本大学生物資源科学部准教授 （景観生態学）
	駒村正治	東京農業大学教授 （農業、塩害対策）
	杉本隆成	東京農業大学教授 （農業、塩害対策）
産業関係者	小野宏明	岩沼市商工会長・岩沼市都市計画審議会長
	高橋弘次	名取岩沼農業協同組合長
被災者代表	沼田健一	相野釜地区（岩沼市議会議長）
	渡邉美恵子	矢野目地区（前岩沼市総合計画審議会委員）
市民代表	佐藤幸男	
	渡邉大作	
	齋藤舞美菜	

オブザーバー

選出区分	氏名	役職等
国土交通省 東北地方整備局	本多吉美	仙台河川国道事務所副所長
宮城県	遠藤信哉	宮城県土木部次長
	斉藤敬一	宮城県震災復興・企画部地域復興支援課長
農林水産省 東北農政局	永嶋善隆	農村計画部長

岩沼市震災復興会議 アドバイザー名簿
（委嘱順・敬称略）

選出区分	氏名	役職等
学識経験者	大滝精一	東北大学大学院 経済学研究科長 （主な専門 経営政策）
	相澤秀夫	宮城教育大学教授 （主な専門 国語教育）
	大塚 悟	長岡技術科学大学教授 （主な専門 地盤工学）
	真野 明	東北大学 附属災害制御研究センター長 （主な専門 水工水理学）
	宮林茂幸	東京農業大学教授 （主な専門 地域環境）
	平川 新	東北大学教授 （主な専門 日本近世史）

岩沼市震災復興 アドバイザー名簿
（委嘱順・敬称略）

選出区分	氏名	役職等
有識者	西垣 克	宮城大学学長
	大山健太郎	アイリスオーヤマ株式会社 代表取締役社長
	渡邉一夫	医療法人将道会南東北病院 理事長
	千葉敏雄	独立行政法人国立成育医療 研究センター 医学博士
	仁田新一	東北大学加齢医学研究所 教授

⑵震災復興計画グランドデザイン決定

①検討の経緯

岩沼市震災復興会議開催と内容のとおり、有識者と市民代表で構成される「岩沼市震災復興会議」を計4回開催し、「岩沼市震災復興計画グランドデザイン」の検討を行った。

岩沼市震災復興会議 開催と内容

会議回	開催年月日	会議概要
第1回	2011年（平成23年）5月 7日	震災による被害状況や復旧作業の内容、今後の復興に向けた考え方などの報告や復興のグランドデザイン（案）が示された。
第2回	同年5月29日	岩沼市震災復興基本方針や市の震災復興本部決定事項（集団移転、津波から地域を守ること、避難路等の確保、地盤沈下対策、排水対策、農地の復旧等）、被害の大きかった沿岸6地区の住民を対象とした「今後の居住等に関するアンケート」の実施結果、グランドデザイン（案）に関する意見交換が行われた。
第3回	同年7月 5 日	復旧・復興に関する状況説明や、震災復興会議で出された意見に対する対応と今後の検討事項について報告。また、グランドデザインに位置付けるリーディングプロジェクトの内容について議論された。
第4回	同年8月 7 日	これまでの意見や提案を基に、7つのリーディングプロジェクトを復興の柱として取り組むこととした「岩沼市震災復興計画グランドデザイン」を市長に提言した。

②岩沼市震災復興計画グランドデザイン決定

2011年（平成23年）8月7日、第4回震災復興会議において、岩沼市震災復興計画グランドデザインを決定し市長に提言した。

岩沼市震災復興計画グランドデザインは、5つの要素からなる「愛と希望の復興」を復興の理念とし復興のための7つのリーディングプロジェクトを次のとおり定めた。

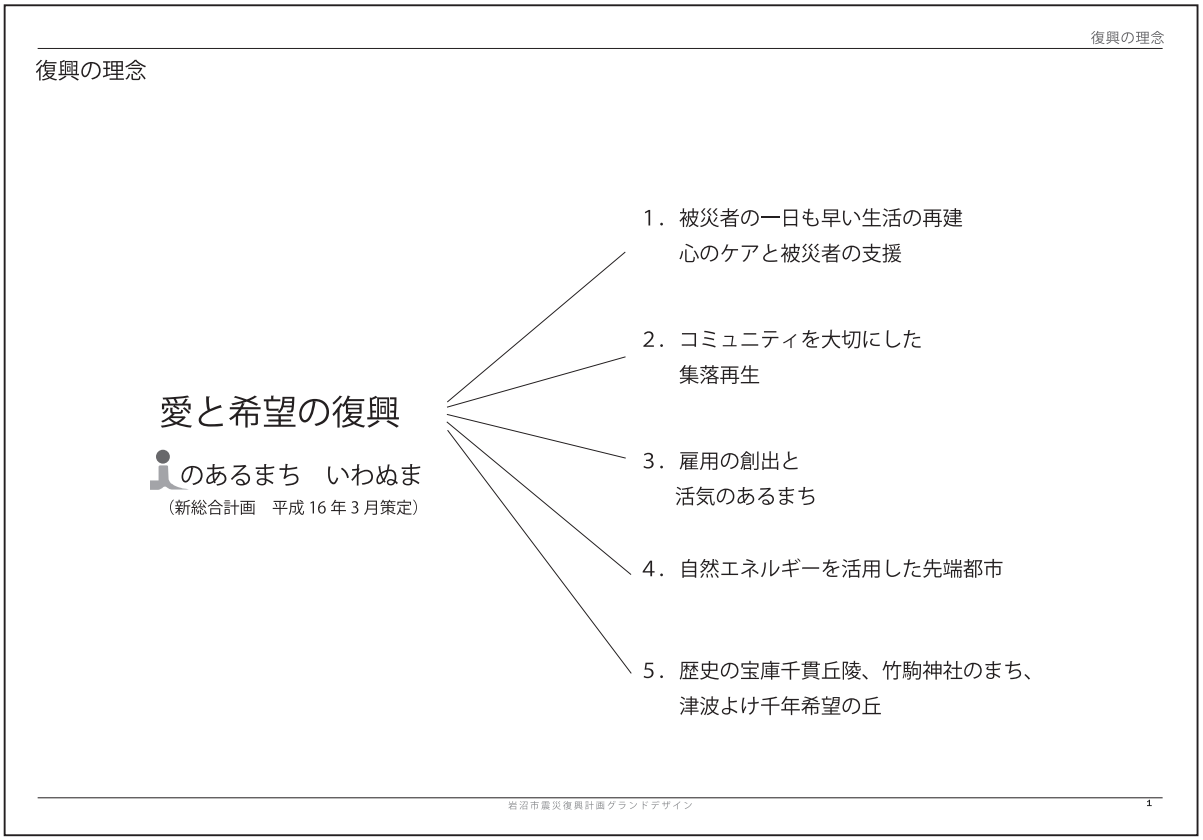

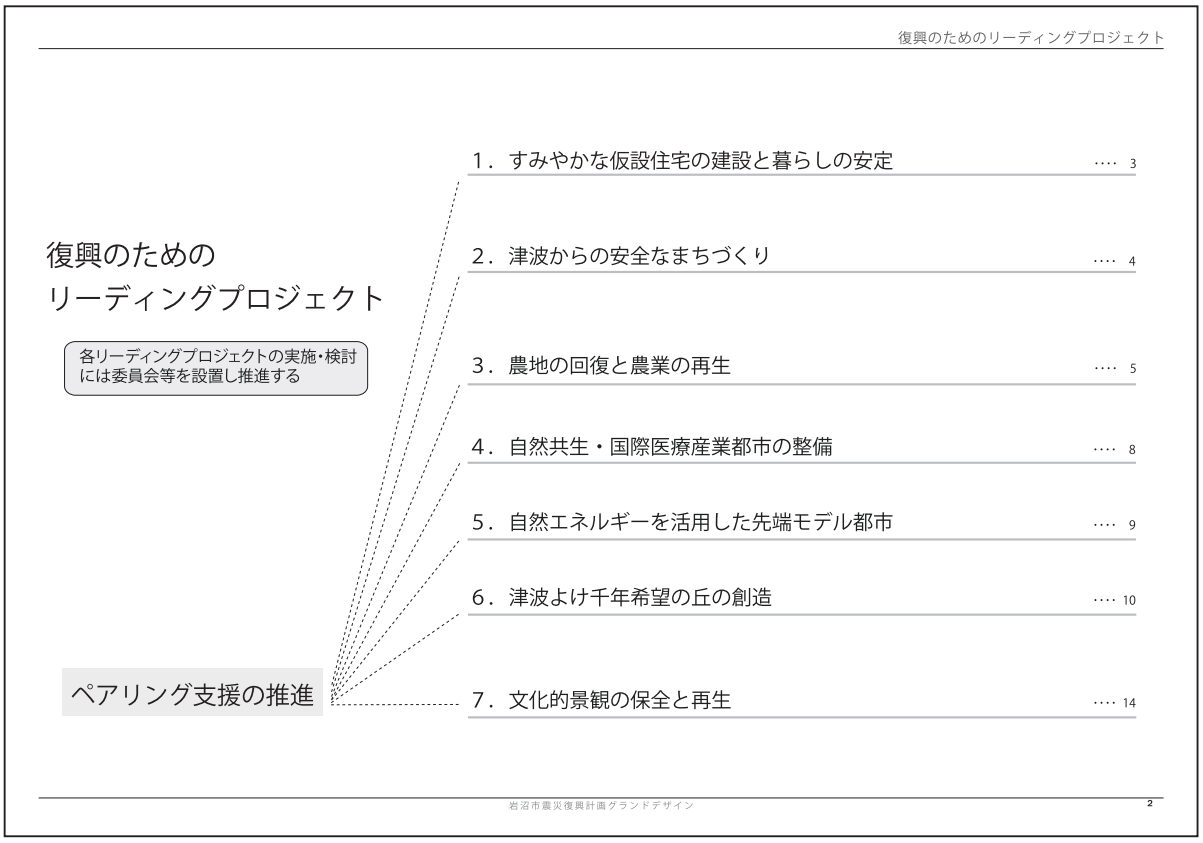

（岩沼市「岩沼市震災復興計画グランドデザイン」より）

いわぬま復興ビジョン：愛と希望の復興

（岩沼市「岩沼市震災復興計画グランドデザイン」より）

震災復興の骨格となるグランドデザインについて、復興が実を結び形となってきた現在の岩沼市を振返り、菊地市長が以下のように綴っている。

【コラム12:震災復興計画グランドデザインについて】

COLUMN —

震災からの早期復興を図るため、平成23年5月に岩沼市震災復興会議を設置。同年8月に「岩沼市復興計画グランドデザイン」を、さらに同年9月には「岩沼市震災復興計画マスタープラン」を被災地で最初にとりまとめ、「コミュニティの維持」そして「スピード感」、「コスト意識」に重点を置き、復旧・復興に取り組みました。

岩沼市においては、阪神・淡路大震災において、孤独により自ら死を選ぶ人が出たことを教訓とし、コミュニティを意識し維持しながら安全安心な住まいとなる、集団移転事業の推進を最大の目標といたしました。そのため、地区の代表の方々の協力の下、避難所への入所、仮設住宅への入居も高齢者等を優先とはせず、地区単位で入居することにいたしました。地区間で入居時期に差はでましたが、顔見知りが近くにいる安心感と、これまでと変わらない相互の協力関係を維持することができたことは、集団移転地である「玉浦西」に同じ地区住民が一緒に移転することができた最大の要因となりました。

住まいの確保と並行して、津波から市民を守るための多重防御の整備を行いました。数百年に一度の大津波においても市民の命や工業団地等を守り、その被害を最小限に食い止めるため、国が海岸堤防を復旧(標高7.2m)し、市が復興事業として海岸線と平行するかさ上げ道路(標高4-5m)を、県がその間にある貞山運河の拡幅と護岸補強を行い、さらに、市が整備を進める千年希望の丘を形成しています。

（「復興から創生へ～住み続けたいまちを目指して～」『国土と政策』2019,Vol.43, 一般社団法人国土政策研究会より）

④震災復興計画素案に係る市民説明会開催

岩沼市震災復興計画グランドデザインの決定を受け、2011年（平成23年）8月10日、「震災復興計画素案に係る市民説明会」を総合体育館会議室で開催し、市民約50人が参加。市から震災復興計画の基本理念や計画期間、復興のためのリーディングプロジェクトに関する説明を行った。市民からは「千年希望の丘」や農地復旧、太陽光の利用などについて意見、提言が出された。

また、同日、市議会議員全員協議会において市震災復興計画グランドデザインについて説明が行われた。

⑶震災復興マスタープランの策定

2011年（平成23年）9月27日、「岩沼市震災復興計画グランドデザイン」を踏まえ、2011年(平成23年)度から2017年(平成29年)度の7年間を計画期間とする「岩沼市震災復興計画マスタープラン」を策定した。

①マスタープランの基本理念

マスタープランでは、これまで岩沼市が多くの市民が共感し共有できるまちづくりへの想いとして『人のあるまち いわぬま～参画と連携で育むまちづくり～』を掲げ、市民と行政がそれぞれの立場で主体的に、かつお互いが理解し合い協力してまちづくりに取り組んできたことから、震災復興にあたっても岩沼市新総合計画に掲げた理念を踏まえ、次の復興ビジョンと4つの基本理念に基づき震災復興に取り組むこととした。

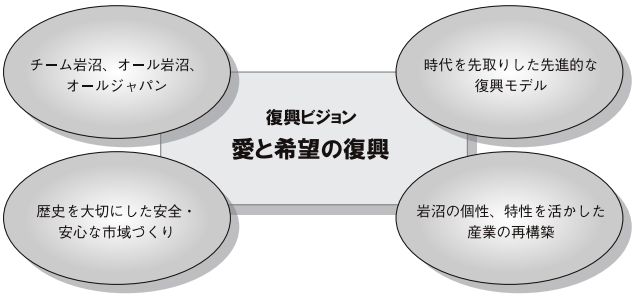

②マスタープランのリーディングプロジェクトと主要事業

マスタープランでは、グランドデザインで定めた復興のための7つのリーディングプロジェクトを具現化するために、プロジェクト毎に具体的な方向性を示すとともに、プロジェクトにおける主要事業を次のとおり定めた。

マスタープランのリーディングプロジェクトと主要事業一覧

プロジェクト名	主要事業と計画期間
1. すみやかな仮設住宅の建設と暮らしの安定	① 仮設住宅設置管理事業（復旧期） ② 仮設住宅運営事業（復旧期） ③ サポートセンター運営事業（復旧期） ④ 各種被災者支援事業（復旧期～復興期） ⑤ 雇用対策事業（復旧期）
2. 津波からの安全なまちづくり	① 災害廃棄物処理事業（復旧期） ② 防潮堤整備事業（復旧期～発展期） ③ 貞山堀整備事業（復旧期～発展期） ④ 市道沿線盛土等事業（復旧期～発展期） ⑤ 避難路確保事業（復旧期～発展期） ⑥ 集団移転・復興住宅事業（復旧期） ⑦ 排水対策事業（復旧期～発展期） ⑧ ライフライン対策（耐震）事業（復旧期～復興期） ⑨ 公共施設再構築事業（復旧期～復興期） ⑩ 地域防災計画見直し事業（復旧期） ⑪ 防災教育事業（学校）（復旧期～発展期） ⑫ 防災意識啓発事業（復旧期～発展期）
3. 農地の回復と農業の再生	① 農地復旧事業（がれき処理、除塩、排水対策）（復旧期） ② 農家支援事業（復興組合支援、試 験栽培支援）（復旧期） ③ 農業復興検討委員会運営事業（復旧期） ④ 農業生産低コスト化事業（復旧期～復興期） ⑤ 農業生産高付加価値化事業（復旧期～発展期） ⑥ 農業経営多角化事業（復旧期～発展期）

4. 自然共生・国際医療産業都市の整備	① 国際医療産業都市検討会運営事業（復旧期） ② 自然共生・国際医療産業都市推進事業（復旧期～発展期） ③ 工業団地支援事業（復旧期） ④ 企業誘致事業（復旧期～発展期）
5. 自然エネルギーを活用した先端モデル都市	① 自然エネルギー誘致（設置）事業（復旧期～復興期） ② 自然エネルギー活用モデル事業（復興期～発展期）
6. 津波よけ「千年希望の丘」の創造	① 津波よけ「千年希望の丘」整備事業（復旧期～発展期）
7. 文化的景観の保全と再生	① 文化的景観保全事業（復旧期～発展期）

③マスタープランの計画期間

マスタープランにおける計画期間は、復旧期、復興期、発展期とし、その期間を以下のように定めた。

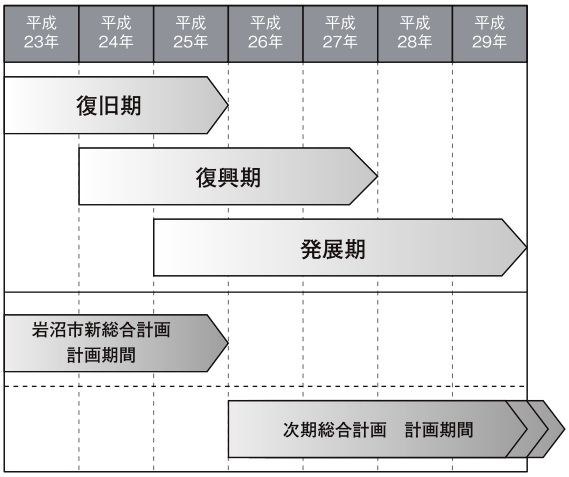

復旧期：生活や産業の再開に不可欠な住宅、生産基盤、インフラなどの復旧に加え、再生・発展に向けた準備を精力的に進める期間

復興期：復旧されたインフラと市民の力を基に、震災に見舞われる以前の活力を回復し、地域の価値を高めていく期間

発展期：被災地が新たな魅力と活力ある地域として生まれ変わり、安定的に発展していく期間

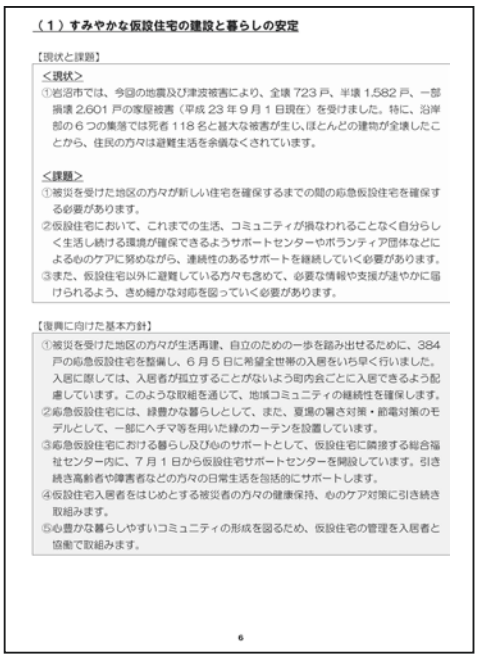

（1）すみやかな仮設住宅の建設と暮らしの安定

【現状と課題】

＜現状＞

①岩沼市では、今回の地震及び津波被害により、全壊 723 戸、半壊 1,582 戸、一部損壊 2,601 戸の家屋被害（平成 23 年 9 月 1 日現在）を受けました。特に、沿岸部の 6 つの集落では死者 118 名と甚大な被害が生じ、ほとんどの建物が全壊したことから、住民の方々は避難生活を余儀なくされています。

＜課題＞

①被災を受けた地区の方々が新しい住宅を確保するまでの間の応急仮設住宅を確保する必要があります。

②仮設住宅において、これまでの生活、コミュニティが損なわれることなく自分らしく生活し続ける環境が確保できるようサポートセンターやボランティア団体などによるものケアに努めながら、連続性のあるサポートを継続していく必要があります。

③また、仮設住宅以外に避難している方々も含めて、必要な情報や支援が速やかに届けられるよう、きめ細かな対応を図っていく必要があります。

【復興に向けた基本方針】

①被災を受けた地区の方々が生活再建、自立のための一歩を踏み出せるために、384 戸の応急仮設住宅を整備し、6 月 5 日に希望全世帯の入居をいち早く行いました。入居に際しては、入居者が孤立することがないよう町内会ごとに入居できるよう配慮しています。このような取組を通じて、地域コミュニティの継続性を確保します。

②応急仮設住宅には、緑豊かな暮らしとして、また、夏場の暑さ対策・節電対策のモデルとして、一部にヘチマ等を用いた緑のカーテンを設置しています。

③応急仮設住宅における暮らし及び心のサポートとして、仮設住宅に隣接する総合福祉センター内に、7 月 1 日から仮設住宅サポートセンターを開設しています。引き続き高齢者や障害者などの方々の日常生活を包括的にサポートします。

④仮設住宅入居者をはじめとする被災者の方々の健康保持、心のケア対策に引き続き取組みます。

⑤心豊かな暮らしやすいコミュニティの形成を図るため、仮設住宅の管理を入居者と協働で取組みます。

6

【主な事業】

	事業名	事業概要	事業主体	事業目標期間 復旧期	復興期	発展期
1	仮設住宅設置管理事業	応急仮設住宅の適切な維持・管理を進めていきます。	県・市	⇨		
2	仮設住宅運営事業	応急仮設住宅の運営について、入居者と協働で取組みます。	市	⇨		
3	サポートセンター運営事業	仮設住宅サポートセンターによる日常生活の包括的サポートを継続して運営します。	市	⇨		
4	各種被災者支援事業	被災者生活再建支援法に基づく生活再建支援金の支給など、被災された方々の生活再建や生活相談など、各種支援を行います。	国・県・市	⇨	⇨	
5	雇用対策事業	被災失業者の生活安定を図るため、緊急かつ臨時的な雇用機会の創出を図ります。 また、震災により事業活動の縮小を余儀なくされた事業者に対して、雇用の維持のために要した経費等を助成します。	国・県・市	⇨		

※復旧期：平成 23～25 年度、復興期：平成 24～27 年度、発展期：平成 25～29 年度

■仮設住宅における緑のカーテンの設置や緑化の取組（里の杜西住宅）

■仮設住宅における緑のカーテンの設置や緑化の取組（里の杜西住宅）

7

（岩沼市「岩沼市震災復興計画マスタープラン」より一部抜粋）

岩沼市震災復興計画マスタープラン　復興イメージ図

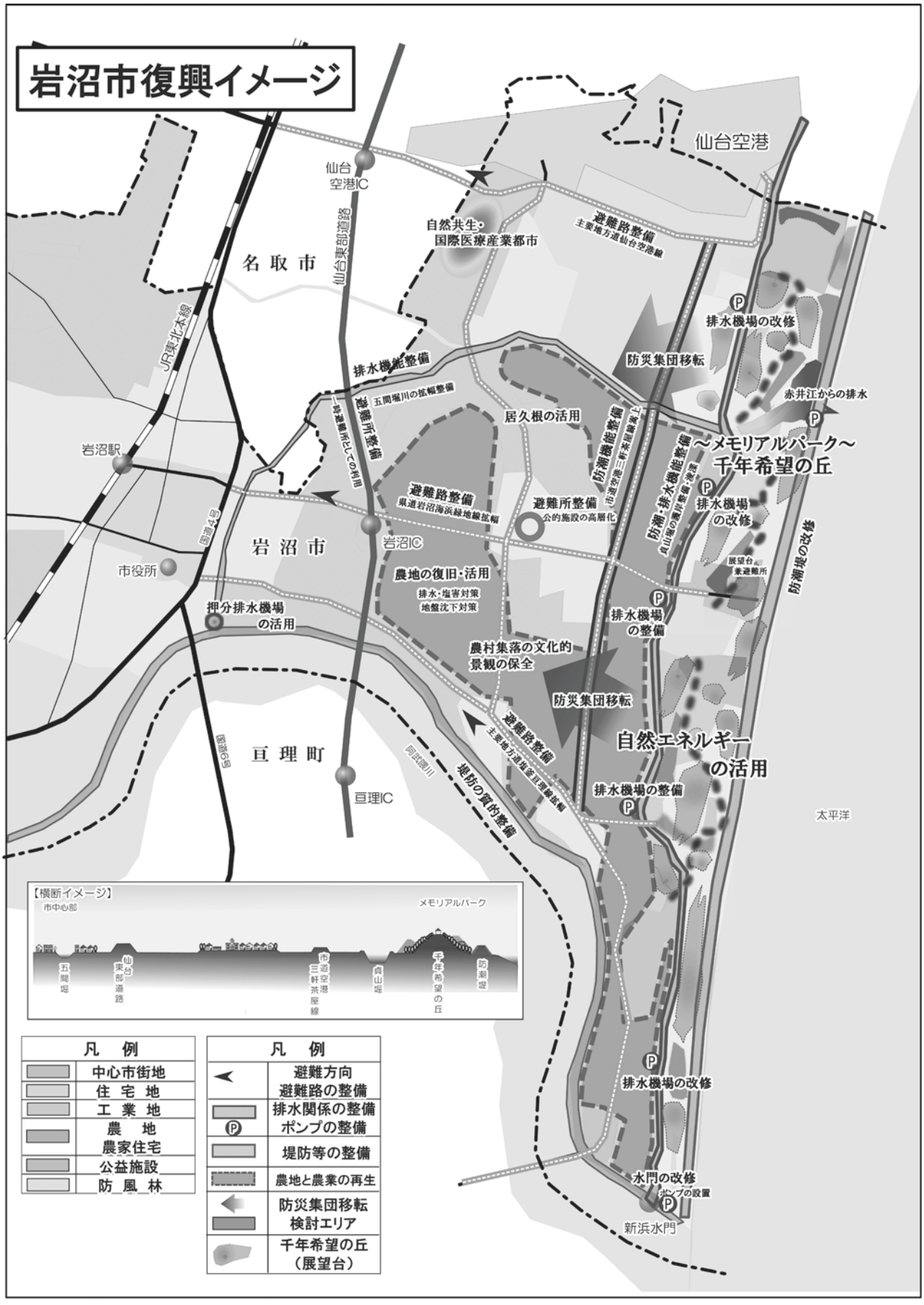

（岩沼市「岩沼市震災復興計画マスタープラン」より）

⑷震災復興計画マスタープランの改定

2013年（平成25年）9月20日、震災復興計画マスタープラン策定から2年が経過し、各分野における事業も進展してきたことから、今後の取り組むべき方向性を明確にするため、震災復興計画マスタープランの改定を行った。改定にあたっては、復旧・復興に関する各個別事業の進捗状況を検証し、その結果を踏まえ7つのリーディングプロジェクトを4つに再編し、今後の重点取組事項として進めていくこととした。

①リーディングプロジェクトの取組状況

改定前の7つのリーディングプロジェクトに位置づけた各事業の現在の進捗状況を以下のとおり整理した。

震災復興に係るプロジェクト進捗一覧　（2013年（平成25年）7月時点）

	リーディングプロジェクト	事業番号	事業名	進捗状況
1	すみやかな仮設住宅の建設と暮らしの安定	1	仮設住宅設置管理事業	B
		2	仮設住宅運営事業	B
		3	サポートセンター運営事業	B
		4	各種被災者支援事業	B
		5	雇用対策事業	B
2	津波からの安全なまちづくり	6	災害廃棄物処理事業	B
		7	防潮堤整備事業	B
		8	貞山堀整備事業	C
		9	市道沿線盛土等事業	B
		10	避難路確保事業	B
		11	集団移転・復興住宅事業（防災集団移転）	B
			集団移転・復興住宅事業（災害公営住宅）	B
		12	排水対策事業	B
		13	ライフライン対策（耐震）事業	B
		14	公共施設再構築事業	B
		15	地域防災計画見直し事業	A
		16	防災意識啓発事業	C
		17	防災教育事業（学校）	B
3	農地の回復と農業の再生	18	農地復旧事業（がれき処理、除塩、排水対策）	B
		19	農家支援事業（復興組合支援、試験栽培支援）	B
		20	農業復興検討委員会運営事業	A
		21	農業生産低コスト化事業	B
		22	農業生産高付加価値化事業	B
		23	農業経営多角化事業	B
4	自然共生・国際医療産業都市の整備	24	国際医療産業都市検討会運営事業	A
		25	自然共生・国際医療産業都市推進事業	C
		26	工業団地支援事業	C
		27	企業誘致事業	C
5	自然エネルギーを活用した先端モデル都市	28	自然エネルギー誘致（設置）事業	B
		29	自然エネルギー活用モデル事業	E
6	「千年希望の丘」などのメモリアルパークの整備	30	津波よけ「千年希望の丘」整備事業	C
7	文化的景観の保全と再生	31	文化的景観保全事業	D

進捗状況凡例

A：完了、又は建設・制度設計が完了

B：継続的に事業を行い事業完了予定時期が確定

C：事業の構想策定が完了し、一部事業に着手

D：事業の構想策定に着手

E：未着手

（岩沼市「岩沼市震災復興計画マスタープラン（改定版）」より）

②マスタープランの改定に伴うリーディングプロジェクト及び主要事業の変更

前項の進捗状況を踏まえ、7つのリーディングプロジェクトを次の4つに再編し、今後の重点取組事項として進めていくこととした。なお、改定後のリーディングプロジェクトと主要事業は、次のとおりである。

改定後のリーディングプロジェクトと主要事業一覧

プロジェクト名	主要事業と計画期間
1. 被災者の生活支援と住環境の整備	① サポートセンター運営事業（～2015年(平成27年)度） ② 各種被災者支援事業（～2017年(平成29年)度） ③ 集団移転・復興住宅事業（～2014年(平成26年)度） ④ ライフライン対策（耐震）事業（～2017年(平成29年)度） ⑤ 自然エネルギー活用モデル事業（～2017年(平成29年)度）
2. 減災を基本とした安全・安心なまちづくり	① 防潮堤整備事業（～2015年(平成27年)度） ② 貞山堀整備事業（～2015年(平成27年)度） ③ 市道沿線盛土等事業（～2015年(平成27年)度） ④ 避難路確保事業（～2015年(平成27年)度） ⑤ 排水対策事業（～2017年(平成29年)度） ⑥「千年希望の丘」整備事業（～2017年(平成29年)度） ⑦ 公共施設再構築事業（～2015年(平成27年)度） ⑧ 防災意識啓発事業（～2017年(平成29年)度） ⑨ 防災教育事業（学校）（～2017年(平成29年)度）
3. 産業の復興と新産業の創出	① 農地復旧事業 (がれき処理、除塩、排水対策) (～2013年(平成25年)度) ② 農家支援事業 (復興組合支援、試験栽培支援) (～2013年(平成25年)度) ③ 農業生産低コスト化事業（～2015年(平成27年)度） ④ 農業生産高付加価値化事業（～2017年(平成29年)度） ⑤ 農業経営多角化事業（～2017年(平成29年)度） ⑥ 雇用対策事業（～2013年(平成25年)度） ⑦ 工業団地支援事業（～2013年(平成25年)度） ⑧ 企業誘致事業（～2017年(平成29年)度） ⑨ 健康医療産業集積推進事業（～2017年(平成29年)度） ⑩ 自然エネルギー誘致（設置）事業（～2017年(平成29年)度）
4. 震災の伝承と歴史的景観の保全	① 震災伝承事業（～2017年(平成29年)度） ② 文化的景観保全事業（～2017年(平成29年)度）

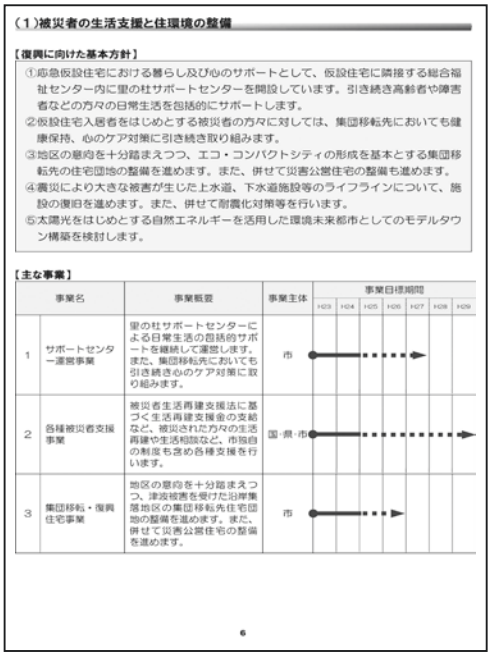
（1）被災者の生活支援と住環境の整備

【復興に向けた基本方針】

①応急仮設住宅における暮らし及び心のサポートとして、仮設住宅に隣接する総合福祉センター内に里の杜サポートセンターを開設しています。引き続き高齢者や障害者などの方々の日常生活を包括的にサポートします。
②仮設住宅入居者をはじめとする被災者の方々に対しては、集団移転先においても健康保持、心のケア対策に引き続き取り組みます。
③地区の意向を十分踏まえつつ、エコ・コンパクトシティの形成を基本とする集団移転先の住宅団地の整備を進めます。また、併せて災害公営住宅の整備も進めます。
④震災により大きな被害が生じた上水道、下水道施設等のライフラインについて、施設の復旧を進めます。また、併せて耐震化対策等を行います。
⑤太陽光をはじめとする自然エネルギーを活用した環境未来都市としてのモデルタウン構築を検討します。

【主な事業】

	事業名	事業概要	事業主体	事業目標期間 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29
1	サポートセンター運営事業	里の杜サポートセンターによる日常生活の包括的サポートを継続して運営します。また、集団移転先においても引き続き心のケア対策に取り組みます。	市	
2	各種被災者支援事業	被災者生活再建支援法に基づく生活再建支援金の支給など、被災された方々の生活再建や生活相談など、市独自の制度も含め各種支援を行います。	国・県・市	
3	集団移転・復興住宅事業	地区の意向を十分踏まえつつ、津波被害を受けた沿岸集落地区の集団移転先住宅団地の整備を進めます。また、併せて災害公営住宅の整備を進めます。	市	

6

	事業名	事業概要	事業主体	事業目標期間 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29
4	ライフライン対策（耐震）事業	今回の震災被害により甚大な被害が生じた上水道、下水道等について、施設の復旧を進めます。また、併せて耐震化対策等を行います。	市	
5	自然エネルギー活用モデル事業	自然エネルギーを活用したまちづくりをモデル的に実施します。	市	

防災集団移転先住宅団地の整備イメージ

7

（岩沼市「岩沼市震災復興計画マスタープラン（改定版）」より一部抜粋）

岩沼市震災復興計画マスタープラン改定版　土地利用構想図

（岩沼市「岩沼市震災復興計画マスタープラン（改定版）」より）

⑸震災復興計画マスタープラン（改定版）フォローアップ計画の策定

2017年（平成29年）度で震災復興計画マスタープラン（改定版）の期限を迎えたが、復興事業の評価により、期間内に完了しない事業等が明らかになったことから、2018年（平成30年）6月にフォローアップ計画として、震災復興計画マスタープラン（改定版）を引き継ぎ、復興の完了を目指して取り組むこととした。

①震災復興計画マスタープラン（改定版）の進捗状況

2017年（平成29年）度で計画期間が終了したことから、震災復興計画マスタープラン（改定版）に掲げた各事業の進捗状況等を確認するとともに、計画期間後も継続して取り組む事業を整理するために2015年（平成27年）11月に続いて3度目の復興事業評価を2018年（平成30年）6月に実施した。次表のとおり全体の95%以上の事業に完了の目途がついたが、各事業の進捗状況の平均は90%余りであった。

震災復興計画に係る復興事業評価一覧

重点取組事項	事業番号	事業名	計画進捗	事業進捗 全体	事業進捗 うち着手済	事業進捗割合（平成29年度末見込み）	完了（予定）年度
1 被災者の生活支援と住環境の整備	1	サポートセンター運営事業	A	サポートセンターの運営	応急仮設住宅入居戸数0戸（H28.4.27に解消） ※引き続き、集団移転先において、交流活動やコミュニティ再形成の支援を実施	100.0%	29年度 ※継続実施
	2	各種被災者支援事業	A	各種制度の受付業務等	援護支援貸付：139件 基礎支援金：1,384件 加算支援金：1,034件 住宅再建等支援金：1,490件	100.0%	29年度 ※継続実施
	3	集団移転・復興住宅事業（うち集団移転分）	A	集団移転先において宅地158区画、公園4箇所、集会所3棟、生活利便施設区画の整備を行うとともに、現地再建の世帯に移転の働きかけを行う。	宅地の区画整備、公園整備、集会所建設、生活利便施設区画整備完了 ※参考　現地再建世帯15	100.0%	29年度
	3	集団移転・復興住宅事業（うち復興住宅事業分）	A	防災集団移転地の玉浦西地区へ178戸（集会所1棟を含む）、隣接する三軒茶屋西土地区画整理事業地内へ32戸の計210戸の災害公営住宅を整備する。	210戸整備完了	100.0%	26年度
	4	ライフライン対策（耐震）事業	A	19.5ha(4,693m) 施設計画策定・実施設計・土質調査・積算管理業務　一式 下水道施設整備工事　L=4,693m	19.5ha(4,693m) 施設計画策定・実施設計・土質調査・積算管理業務　一式 下水道施設整備工事　L=4,693m	100.0%	25年度
	5	自然エネルギー活用モデル事業	A	玉浦西防災集団移転、災害公営住宅（計368戸）	災害公営住宅全戸にソーラーパネル設置（宮城県による設置） ※個人向けに太陽光発電施設設置補助を実施	100.0%	29年度
2 減災を基本とした安全・安心なまちづくり	1	防潮堤整備事業	A	L=29km T.P+7.2m	L=29km	100.0%	27年度
	2	貞山堀整備事業	B	L=12,440m T.P+3.5m	L=11,400m	91.6%	32年度
	3	市道沿線盛土等事業	A	L=7,235m　W=11.5m 橋梁2か所	L=7,235m　W=11.5m 橋梁2か所	100.0%	29年度
	4	避難路確保事業	B	（市分） L=5,491m　W=11.5m 橋梁1か所	（市分） L=5,491m　W=11.5m 橋梁1か所	96.0%	30年度
	5	排水対策事業	B	排水路整備（二野倉、二野倉2号、矢野目）L=5,950m 排水機場新設整備　3箇所	（うち完了済）　排水路整備　L=5,300m　排水機場新設整備　2箇所 （うち実施中）　排水路整備　L=650m 排水機場新設整備　1箇所	90.6%	31年度
	6	「千年希望の丘」整備事業	B	避難丘15基の整備	相野釜3基、二野倉2基、長谷釜3基、新浜1基、蒲崎1基、藤曽根1基、防災盛土1基（二野倉）、海浜緑地2基 計14基整備済み	93.3%	31年度
	7	公共施設再構築事業	B	東児童館再建（446㎡） 東部地区子育て拠点整備（東保育所再建（定員90名、1,000㎡）＋子育て支援センター新設（207㎡）） （仮）防災コミュニティセンター建設	東児童館再建（事業年度：H25～H26、H26.6開館） 東部地区子育て拠点（H29.12建築工事開始） 玉浦コミュニティセンター（H29.5開館）	68.5%	30年度
	8	防災意識啓発事業	B	地域防災計画の策定を踏まえ、市民への周知と、自助、共助の意識啓発の方策を講じる。津波情報提供設備や避難誘導標識の設置を図る。 津波を想定した避難訓練の充実に取り組む。	津波避難のあり方懇談会を通して、安全な避難のルール作りの方向付けを行う。（津波避難訓練 4回実施） 自主防災組織への災害備品の助成 防災行政無線屋外拡声子局の整備充実 防災ラジオの配布	80.0%	30年度
	9	防災教育事業（学校）	A	各小中学校における防災マニュアルの作成・実践・検討	市内小・中学校8校	100.0%	29年度 ※継続実施
3 産業の復興と新産業の創出	1	農地復旧事業（がれき処理、除塩、排水対策）	B	がれき・農地・施設復旧 除塩対策 排水対策（排水路、排水機場） 農地復旧（相野釜、長谷釜）	がれき・農地・施設復旧 除塩対策（県） 排水対策（排水路、排水機場） 農地復旧（相野釜、長谷釜）	100%（がれき・農地・施設復旧） 100%（除塩対策） 99%（排水対策　農地復旧）	30年度
	2	農家支援事業（復興組合支援、試験栽培支援）	A	復興組合支援（がれき除去） 栽培試験等（園芸作物、先端技術）	復興組合支援 試験栽培等（企業と連携した栽培、先端技術導入試験）	100%（復興組合支援） 100%（試験栽培等）	28年度
	3	農業生産低コスト化事業	B	ほ場整備事業 集落営農法人化支援	ほ場整備事業 集落営農法人化支援	80%（ほ場整備事業） 80%（集落営農法人化支援）	32年度
	4	農業生産付加価値化事業	A	施設園芸の再生 高付加価値化（ブランド化、新作物導入、6次産業化）	地元の農業法人において復興交付金により、施設整備、栽培開始。	100.0%	26年度
	5	農業経営多角化事業	A	有利な転作作物導入 効率化技術の導入 取引先の多様化	有利な転作作物導入制度検討実施 効率化技術の導入試験中 取引先の多様化	100.0%	29年度
	6	雇用対策事業	A	計画数（年度途中の更新を含む延べ人数） 23年度：68人、24年度：47人、25年度：32人、26年度：28人、27年度：24人、28年度：6人（計：205人）	雇用数（年度途中の更新を含む延べ人数） 23年度：61人、24年度：49人、25年度：31人、26年度：28人、27年度：24人、28年度：6人（計：199人）	100.0%	28年度
	7	工業団地支援事業	A	中小企業等グループ施設等復旧整備補助（国・県補助）	H23：23社、H24：35社、H25：7社、H26：70社	100.0%	27年度
	8	企業誘致事業	A	企業立地奨励金交付件数計画数　10件	（実績数） H23：2件、H24：2件、H25：3件、H26：0件、H27：0件、H28：1件、H29：4件	100.0%	29年度
	9	健康医療産業集積推進事業	B	構想面積約85ha （健康医療分野では集積困難との判断から、物流拠点としての整備に変更）	18haを先行的に開発（H29.9造成開始） ※西原地区の整備（H29.3造成完了）	20.0%	31年度
	10	自然エネルギー誘致（設置）事業	A	対象地区：相野釜西地区（43.6ha）	設置面積43.6ha 平成27年4月10日より発電開始	100.0%	27年度
4 震災の伝承と歴史的景観の保全	1	震災伝承事業	C	（仮称）地震・津波防災ミュージアムの整備 千年希望の丘交流センターの整備 震災記録誌の作成	（仮称）地震・津波防災ミュージアムの誘致について、国・県に働きかけを行う。 千年希望の丘交流センター（H28.4開所） 震災記録誌の作成（事業期間：H29～H30）	50.0%	32年度
	2	文化的景観保全事業	B	優れた農村集落景観を保全するために貞山運河再生などの事業を行う（延長：13.5km、TP：+3.7m） 防風林の再生	県の「貞山運河再生・復興ビジョン」に基づき、運河沿いに桜植樹を実施（県南浄化センター周辺、海浜緑地南ブロック） 海岸防災林（防風林）再生事業実施中（32年度まで）	74.4%	32年度
B以上の割合				96.3%	事業進捗割合平均	90.5%	

※継続実施：復興計画期間終了後（平成30年度以降）も実施する事業

【進捗状況凡例】
A：完了、又は平成29年度内の完了が確定しているもの
B：事業に着手済みだが、事業完了予定時期が平成30年度以降になるもの
C：事業の構想策定が完了し、平成29年度までに一部事業に着手
D：事業の構想策定中（平成29年度内の事業着手困難）
E：未着手（廃止）

②フォローアップ計画の計画期間

フォローアップ計画の計画期間は、国の復興計画期間の最終年度である2020年（令和2年）度に合わせ、2018年（平成30年）度から2020年（令和2年）度までの3年間とした。

③マスタープラン（改定版）からの継続事業と新たな取組

フォローアップ計画では、マスタープラン（改定版）からの継続事業とともに新たな取組として、移転元地利活用事業等の4事業を追加した。フォローアップ計画に掲げた事業は次のとおりである。

マスタープラン（改定版）からの継続事業

プロジェクト名	主要事業と計画期間
1. 被災者の生活支援と住環境の整備	① 各種被災者支援事業（～ 2020 年（令和 2 年）度）
2. 減災を基本とした安全・安心なまちづくり	① 避難路確保事業（～ 2018 年（平成 30 年）度） ② 排水対策事業（～ 2019 年（令和元年）度） ③「千年希望の丘」整備事業（～ 2019 年（令和元年）度） ④ 公共施設再構築事業（～ 2018 年（平成 30 年）度） ⑤ 防災意識啓発事業（～ 2020 年（令和 2 年）度） ⑥ 防災教育事業（学校）（～ 2020 年（令和 2 年）度）
3. 産業の復興と新産業の創出	① 農地復旧事業 (がれき処理、除塩、排水対策) （～ 2018 年（平成 30 年）度） ② 農業生産低コスト化事業（～ 2020 年（令和 2 年）度） ③ 企業誘致事業（～ 2020 年（令和 2 年）度） ※「企業誘致事業」に「健康医療産業集積推進事業」を統合
4. 震災の伝承と歴史的景観の保全	① 震災伝承事業（～ 2020 年（令和 2 年）度）

新たな取組

①移転元地利活用事業（～ 2020 年（令和 2 年）度）
②被災道路補修事業（～ 2020 年（令和 2 年）度）
③被災者支援事業（災害公営住宅家賃関係）（～ 2020 年（令和 2 年）度）
④復興五輪関連事業（～ 2020 年（令和 2 年）度）

復興五輪関連事業

2018年（平成30 年）11月２日に、南アフリカ共和国を相手国とした復興「ありがとう」ホストタウンに決定したことを受け、菊地市長が駐日南アフリカ共和国大使館を 2019年（平成 31 年）２月21日に訪問

復興ありがとうホストタウン登録証

復興ありがとうホストタウン登録証
Certificate of Registration of Arigato Host Town for Supporting Reconstruction
岩沼市長 菊地 啓夫 殿
岩沼市が、南アフリカの復興ありがとうホストタウンとして登録されていることを証します。
令和元年11月4日
平田 竹男
Mayor of Iwanuma City Mr. KIKUCHI Hiroo
This is to certify that the city is registered as Arigato Host Town for Supporting Reconstration of South Africa.
November 4, 2019
Dr. HIRATA Takeo

移転元地利活用事業

二野倉でハマナス植栽

3. 環境未来都市と自然共生・国際医療産業都市

⑴環境未来都市

国では、2011 年（平成 23 年）6 月 18 日に閣議決定した「新成長戦略」における 21 の国家プロジェクトの 1 つに環境未来都市構想を位置づけ、21 世紀の人類共通の課題である環境や高齢化などに対応し、環境、社会、経済の 3 つの価値を創造することで、「誰もが暮らしたいまち」「誰もが活力のあるまち」の実現を目指す先導的プロジェクトに取り組んでいる都市・地域を環境未来都市として選定した。

本市は、2011 年（平成 23 年）度に 11 都市の一つとして選定され、市の将来都市像を実現すべく、「愛と希望の復興」をテーマに掲げた「環境未来都市計画」の策定を 2012 年（平成 24 年）5 月に行い、その後 5 ヶ年に渡って、震災瓦礫を活用した「千年希望の丘」の築造や、エココンパクトシティ形成のための防災集団移転促進事業、再生可能エネルギー（メガソーラー事業）事業者の誘致などを中心に、各取組を推進した。

（岩沼市「岩沼市環境未来都市計画」より）

⑵自然共生・国際医療産業都市

「自然共生・国際医療産業都市の整備」は、岩沼市震災復興計画グランドデザイン及び同マスタープランにおける、復興に向けた 7 つのリーディングプロジェクトの一つとして位置づけられ、2013 年（平成 25 年）9 月のマスタープランの改定においては、再編された 4 つの重点項目の一つ、「産業の復興と新産業の創出」の中で取り組むこととなった。

①自然共生・国際医療産業都市検討会の設置

自然共生・国際医療産業都市の具現化に向けて専門的な見地から検討を行うため、2011 年（平成 23 年）11 月、有識者と関係機関等で構成する「自然共生・国際医療産業都市検討会」を設置、会長に国際医療福祉大学大学院長の金澤一郎氏、副会長に市震災復興会議議長で東京大学大学院教授の石川幹子氏が就任した。検討会では、次世代医療・福祉のあり方、医療関連産業の動向と展望、自然エネルギーの活用等について検討を重ね、2012 年（平成 24 年）3 月、「自然共生・国際医療産業都市の具体化」についての答申がなされた。

②実現可能性に関する調査の実施

検討会からの答申を踏まえ、雇用の確保及び産業の振興を図るため、仙台空港周辺地域への「医療関連産業」の誘致及び自然共生・国際医療産業都市の実現可能性や具体的な整備事業の方向性等について調査を実施した。2014 年（平成 26 年）3 月策定の「いわぬま未来構想」においては、まちづくりの柱の一つ、「人が集まる産業づくり」として、健康医療産業集積地や国際物流拠点の整備を進めることとした。

③新たな産業用地の整備

被災地における雇用機会の確保を図ることは喫緊の課題であったが、健康・医療関連産業の誘致が厳しい現実であることから、物流産業等を視野に整備の検討を進めることになった。2017 年（平成 29 年）3 月、岩沼市復興整備協議会特別会議に付議し、関係機関の同意を得て、復興事業として空港周辺地域の矢野目西地区約 18ha の開発に着手した。事業の概要については、P205「3. 新たな産業用地の造成　⑵矢野目西地区」を参照。

第６項　復興特区法

東日本大震災は、これまでにない未曾有の被害をもたらした。しかも広範囲に及び、被害の内容が異なるため復興、再生の方法も地域ごとに異なっていた。地方自治体の負担は非常に大きく、その上迅速に対応しなければならないことから、国は東日本大震災復興特別区域法（以下「復興特区法」という）を施行。前例や既存の枠組みにとらわれず、地域限定で思い切った措置をとり、地域独自の工夫も活かせる法律となった。

1. 復興特区法

⑴復興特区法の概要

2011 年（平成 23 年）12 月 26 日、東日本大震災からの復興の円滑で迅速な推進と活力ある日本の再生に資することを目的とした、東日本大震災復興特別区域法が施行された。

その特長として、東日本大震災により一定の被害が生じた県及び市町村は、国が策定する基本方針に基づき「復興推進計画」「復興整備計画」「復興交付金事業計画」を作成。復興推進計画及び復興交付金事業計画は内閣総理大臣に申請し認定される。復興整備計画は各地方自治体の公聴会、復興整備協議会の同意等を経て計画を公表することにより国の認定を受けたことと見なされる。

〈制度のポイント〉

①震災により一定の被害を生じた区域（227 市町村の区域）を特定被災区域として設定。
②特定被災区域において、自らの被災状況や復興の方向性に合致し、活用可能な特例を選び取る。
③地域の提案により新たな特例を追加・拡充することができる仕組みを導入。

⑵復興特区法の枠組み

上記で示した「復興推進計画」「復興整備計画」「復興交付金事業計画」の枠組みと復興促進への働きは下図のとおり。

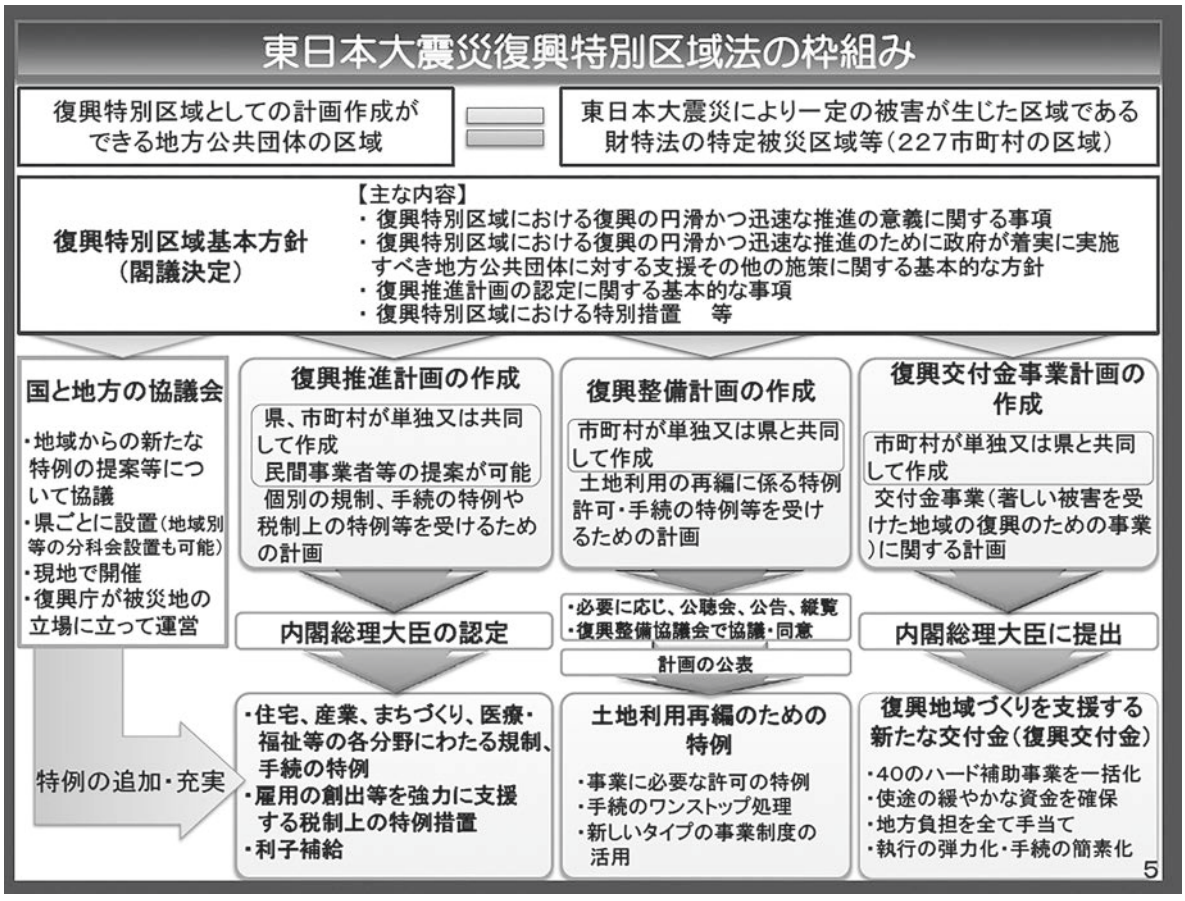

（復興庁「東日本大震災復興特別区域法資料」,2019,4 より）

この計画は、次の役割を担っている。

①復興推進計画：住宅、産業、医療福祉分野で税制上の強い支援特例措置。

②復興整備計画：土地利用の再編に関する特例許可、手続の特例を受ける。

③復興交付金事業計画：復興特区法に基づき、東日本大震災復興交付金を活用するための計画。

2. 宮城県の復興への基本的な考え

まず宮城県震災復興計画を2011年（平成23年）10月に定めた。内容は、同年9月に開催された議会で、この復興計画について承認を得た。単なる復旧ではなく、今まで我々が歩んできた道筋の反省も含め、更に県の基盤を強固にして県民の福祉も向上させる意味で、より強い復興を進めるという提案型の計画をまとめた。その中で、公共の土木・建築施設を中心として、10年スパンで、社会資本再生・復興計画を進める。震災復興計画は市町村含めて、提案型計画案の10個の復興ポイントを掲げている。

1000年、最近では600年に1回と言われる確率で津波の被害を受けている。そこで復興のポイントの1番最初に「災害に強い町づくり宮城モデルの構築」を掲げた。財産と人命を優先し、しっかり守って行けるように県で構築していく。これはハード面、そしてソフト面の組み合わせも実施する。宮城県の場合、被災状況を見ていくと、三陸沿岸部の平野部が少ないところで津波の被害を受けた。これは岩手県、青森県と似た様な状態である。また、福島県と類似するのは、名取市、岩沼市、亘理町、山元町など仙台市から南側の海浜が連続する低平地海岸部で大きな被害を受けた。これは想定外だったため、今回のように被災規模が大きくなった。その間の石巻から仙台にかけての地域は、三陸の地形と南部低平地の海岸の地形とが混在するような形になっている。この3つの形で、それぞれパターンがあり、それに対する復興のイメージも変わってくる。

三陸沿岸は平地が少ないので、どうしても高台移転が中心になる。水産業が中心で、今まで職住近接というより職住一体型で生活されていたため、住むところは高い所に移転していただく。南部低平地の海岸については高台がなく、海岸堤防や道路を組み合わせてバリアを作り、多重防御という形で、市街地に極端な被災が及ばないような町を作ろうと考えている。高台移転と同じく内陸移転は、直接的な津波の被害を受けないようにするというのが基本的な考え方となる。石巻から仙台の間は、それをミックスしていく形で進めていく。各市町村ごとに特徴があるが、この基本的な考え方に基づいて、復興計画を進めることとした。

基本的に、事業は市町村だが県が技術的な支援をして進めて行く。実際の事業は、復興特区に関する法案である復興推進計画、復興整備計画、それに基づく復興交付金事業計画を各市町村が策定して進める。

3. 復興推進計画

復興推進計画は、個別の規制・手続の特例や税制の特例等を受けるため、県、市町村が単独又は共同して作成する計画で、国の認定を受けることによって、課税免除等の税制優遇、利子補給などを受けることができる。

本市では、県や県内他市町村と共同で、あるいは市単独により、2017年（平成29年）度末までに9件の計画について認定を受けている。

認　定　書

内閣総理大臣　安倍晋三

（復興推進計画認定書「玉浦西地区復興まちづくり特区」）

認定された復興推進計画一覧

区分	特区等の名称	対象業種・特例内容・対象企業	認定日
税制上の特例	民間投資促進特区（ものづくり産業版）	ものづくり産業（製造業）及び関連産業	2012年（平成24年）2月9日 ※宮城県と県内34市町村の共同申請
	民間投資促進特区（農業版）	農業及び農業関連業種	2012年（平成24年）9月28日 ※宮城県と県内11市町の共同申請
	玉浦西地区復興まちづくり特区	商業関連産業及び医療・福祉等のサービス産業	2013年（平成25年）3月26日
規制・手続に関する特例	公営住宅関係	公営住宅の入居資格要件の特例期間の延長及び譲渡処分要件の緩和	2013年（平成25年）10月29日 ※宮城県と県内35市町村の共同申請
	応急仮設建築物活用事業	応急仮設建築物の存続期間延長の特例	2015年（平成27年）6月23日
復興特区支援利子補給金	食料品製造工場増設に係る利子補給	株式会社利久	2014年（平成26年）10月31日
	複合商業施設新設に係る利子補給	株式会社伊藤チェーン	2015年（平成27年）1月15日
	冷凍物流センター新設に係る利子補給	中越通運株式会社	2015年（平成27年）1月15日
	格納庫新設に係る利子補給	東邦航空株式会社	2016年（平成28年）10月28日

4. 復興整備計画

復興整備計画は 復興特区法に基づき、復興に向けたまちづくりや地域づくりに必要となる市街地の整備や農業生産基盤の整備等の各種事業に関する計画である。防災集団移転促進事業などの復興整備事業を位置付けた復興整備計画を作成することにより、開発許可や農地転用許可等の基準緩和や事業実施に必要となる複数の許可手続等のワンストップ処理などの特例措置を受けることができる。

復興整備計画は、市や県、関係省庁等で構成される復興整備協議会で協議し、国の関係機関等の同意を経て公表された場合には、許認可があったものとみなされることになる。

本市では、2012年（平成24年）2月17日に復興整備協議会を設立しており、同日、第1回復興整備協議会を開催した。同年3月23日に開催した第2回復興整備協議会において、防災集団移転促進事業や災害公営住宅整備事業の移転先に関する農地転用等について、農林水産大臣の同意を得て、同年3月30日に第1回目の公表を行って以降、さまざまな土地利用に関する事業に取り組んできた。

復興整備計画の変更経緯

公表回	計画の内容	協議会開催日	公表日
1	防災集団移転促進事業及び災害公営住宅整備事業（玉浦西地区・三軒茶屋西地区）に関する農地転用許可等	2012年（平成24年）2月17日 2012年（平成24年）3月23日	2012年（平成24年）3月30日
2	防災集団移転促進事業等（玉浦西地区）の移転先に関する開発許可	2012年（平成24年）5月22日	2012年（平成24年）5月30日
3	・太陽光発電事業（相野釜西地区）に関する農地転用許可 ・防災集団移転促進事業（移転対象戸数、移転促進区域等）の変更	2012年（平成24年）10月25日	2012年（平成24年）11月2日
4	乾燥調製貯蔵施設（ライスセンター）等整備事業（林地区・寺島地区・玉浦南部地区）に関する開発許可	2013年（平成25年）3月27日（書面協議）	2013年（平成25年）3月28日
5	太陽光発電事業（相野釜西地区）に関する農地転用許可	2012年（平成24年）10月25日	2013年（平成25年）4月4日
6	防災集団移転促進事業等（玉浦西地区）の土地利用計画変更に関する開発許可	2013年（平成25年）6月7日（書面協議）	2013年（平成25年）6月7日
7	防災集団移転促進事業等（玉浦西地区）の土地利用計画変更に関する開発許可	2014年（平成26年）3月27日（書面協議）	2014年（平成26年）3月28日
8	太陽光発電事業（相野釜西地区）に関する農地転用許可	2012年（平成24年）10月25日	2015年（平成27年）2月27日
9	・土地利用方針の一部修正 ・防災集団移転促進事業の実施予定期間変更	軽微な変更	2016年（平成28年）7月14日
10	土地区画整理事業（矢野目西地区）に関する農地転用許可	2017年（平成29年）3月29日	2017年（平成29年）4月5日
11	土地区画整理事業（矢野目西地区）に関する都市計画決定	2017年（平成29年）6月14日	2017年（平成29年）6月21日
12	土地区画整理事業（矢野目西地区）に関する農地転用許可	2017年（平成29年）3月29日	2017年（平成29年）7月28日
13	土地区画整理事業（矢野目西地区）に関する農地転用許可	2017年（平成29年）3月29日	2017年（平成29年）12月25日

５．復興交付金事業計画

復興交付金制度は、著しい被害を受けた地域の速やかな復興のために、被災した地方公共団体が自らの復興プランの下で進める地域づくりを財政面で支援することを目的に創設されたものである。復興交付金は、被災地の復興地域づくりに必要なハード事業５省40事業からなる基幹事業と、基幹事業に関連して地方公共団体が自主的かつ主体的に実施する効果促進事業となっている。地方公共団体は各補助事業の所管部局と個別に協議・申請を行わなくても、作成した復興交付金事業計画を復興庁に提出することにより、これら事業に係る補助を受けることを可能としている。また、基幹事業への追加的な国庫補助や地方負担分に係る震災復興特別交付税の交付により、地方負担は全額手当てされるものであった。

本市では、着手可能な事業を事業計画として順次取りまとめ、2012年（平成24年）１月から2017年（平成29年）度末までに第20次にわたって手続が行われた中で16回提出を行い、これまで防災集団移転促進事業、災害公営住宅整備事業、道路事業（市街地相互の接続道路等）などが採択され、約559億円の交付金が交付された。

復興交付金交付状況（2018年(平成30年)３月末時点）

申請回数	交付可能額通知日	交付対象事業名	配分額(国費)(単位:千円)
1	2012年(平成24年)3月2日	埋蔵文化財発掘調査事業	102,225
		市道寺島海岸線整備事業	10,656
		市道藤曽根整備事業	7,750
		玉浦西地区災害公営住宅事業	337,752
		復興まちづくり計画策定支援事業	75,000
		二野倉排水路整備事業	64,500
		二野倉排水機場新設整備事業	56,250
		二野倉２号排水路整備事業	17,250
		二野倉２号排水機場新設整備事業	43,125
		矢野目排水路整備事業	69,000
		矢野目排水機場新設整備事業	50,625
		矢野目２号排水路整備事業	69,000
		矢野目２号排水機場新設整備事業	50,625
		玉浦西下水道整備事業	121,875
		玉浦西部防災集団移転促進事業(整備事業)	800,644
		玉浦西部防災集団移転促進事業(計画策定)	216,484
		自然共生･国際医療産業都市整備事業	175,040
2	同年5月25日	岩沼市農業機械施設導入検討支援調査事業	19,228
		市道寺島海岸線整備事業	49,064
		市道藤曽根整備事業	23,449
		市道空港三軒茶屋線整備事業	183,134
		市道空港三軒茶屋線延伸部	17,983
		市道相野釜整備事業	58,695
		市道本町早股線整備事業	53,986
		玉浦西地区災害公営住宅事業	3,351,210
		住宅･建築物安全ストック形成事業(がけ地近接等危険住宅移転事業)	554,130
		玉浦西部防災集団移転促進事業(整備事業)	8,845,345
		市街地復興効果促進事業	1,810,021
3		対象事業なし	-
4	同年11月30日	被災地域農業復興総合支援事業(効果促進)	32,232
		市道寺島海岸線整備事業	1,135,940
		市道藤曽根整備事業	616,317
		市道空港三軒茶屋線整備事業	3,145,404
		市道空港三軒茶屋線延伸部	899,551
		市道相野釜整備事業	2,807,823
		市道本町早股線整備事業	360,334
		玉浦西下水道整備事業	391,125
		玉浦西部防災集団移転促進事業(整備事業)	3,664,325
		玉浦西部防災集団移転促進事業(計画策定)	127,500
		玉浦西地区周辺環境整備事業	33,600
		市街地復興効果促進事業	697,248
5	2013年(平成25年)3月8日	被災地域営農再開支援事業	12,776
		道路整備促進事業(工事監督支援業務)	36,800
		二野倉排水路整備事業	924,000
		二野倉排水機場新設整備事業	990,000
		二野倉２号排水路整備事業	87,000
		二野倉２号排水機場新設整備事業	690,000
		矢野目排水路整備事業	927,000
		矢野目排水機場新設整備事業	1,410,000
		千年希望の丘防災公園整備事業(整備事業)	352,500
		千年希望の丘防災公園整備事業(用地買収)	62,000
6		対象事業なし	-
7	同年11月29日	市道藤曽根線延伸部整備事業	274,537
		玉浦西地区災害公営住宅事業	697,761
		玉浦西地区災害公営住宅駐車場整備事業	37,840
		千年希望の丘防災公園整備事業(整備事業)	862,500
		千年希望の丘防災公園整備事業(用地買収)	124,666

申請回数	交付可能額通知日	交付対象事業名	配分額(国費)(単位:千円)
8	2014年(平成26年)3月7日	市道相野釜整備事業	56,502
		道路整備促進事業(工事監督支援業務)	33,600
		二野倉排水路整備事業	1,170,750
		二野倉排水機場新設整備事業	1,302,750
		二野倉２号排水路整備事業	64,500
		二野倉２号排水機場新設整備事業	373,762
		矢野目排水路整備事業	1,003,125
		矢野目排水機場新設整備事業	1,346,190
		千年希望の丘防災公園整備事業(工事監督支援業務)	2,600
		玉浦西部防災集団移転促進事業(整備事業)	2,502
		市街地復興効果促進事業	457
9	同年6月24日	災害公営住宅家賃低廉化事業	61,331
		東日本大震災特別家賃低減事業	5,235
		千年希望の丘防災公園整備事業(整備事業)	47,250
		千年希望の丘防災公園整備事業(用地買収)	40,000
10	同年11月25日	市道寺島海岸線整備事業	68,610
		市道藤曽根整備事業	100,357
		市道空港三軒茶屋線整備事業	92,916
		市道空港三軒茶屋線延伸部	286825
		市道相野釜整備事業	1,511,899
		市道本町早股線整備事業	53,778
		市道藤曽根線延伸部整備事業	59,564
		道路整備促進事業(工事監督支援業務)	36,000
		玉浦西地区災害公営住宅事業	183,750
		千年希望の丘防災公園整備事業(工事監督支援業務)	5,356
		千年希望の丘防災公園整備事業(農道機能回復)	65,767
		市街地復興効果促進事業	835,742
11	2015年(平成27年)2月27日	災害公営住宅家賃低廉化事業	150,276
		東日本大震災特別家賃低減事業	13,098
		二野倉排水路整備事業	1,777,500
		二野倉排水機場新設整備事業	1,291,500
		二野倉２号排水路整備事業	266,250
		二野倉２号排水機場新設整備事業	373,500
		矢野目排水路整備事業	1,003,125
		矢野目排水機場新設整備事業	1,340,625
		千年希望の丘防災公園整備事業(整備事業)	1,117,950
		千年希望の丘防災公園整備事業(用地買収)	44,666
12	同年6月25日	西原地区被災市街地復興土地区画整理事業	197,660
		千年希望の丘防災公園整備事業(農道機能回復)	55,134
		市街地復興効果促進事業	42,167
13		対象事業なし	-
14	2016年(平成28年)2月29日	災害公営住宅家賃低廉化事業	188,510
		東日本大震災特別家賃低減事業	17,503
		西原地区被災市街地復興土地区画整理事業	46,299
		二野倉排水機場新設整備事業	75,525
		矢野目排水路整備事業	135,750
		矢野目排水機場新設整備事業	69,825
		市街地復興効果促進事業	9,876
15		対象事業なし	-
16	同年12月1日	東部地区子育て拠点整備事業	7,388
17	2017年(平成29年)2月28日	道路整備促進事業(工事監督支援業務)	40,000
18	同年6月23日	東部地区子育て拠点整備事業	46,820
19	同年12月1日	東部地区子育て拠点整備事業	138,904
20	2018年(平成30年)2月28日	東部地区子育て拠点駐車場整備事業	11,012

交付対象事業及び計画事業費一覧（単位：千円）

事業名	全体事業費	事業期間
文部科学省		
埋蔵文化財発掘調査事業		
埋蔵文化財発掘調査事業	136,300	2012～2020(H24～H32)
厚生労働省		
保育所等の複合化・多機能化推進事業		
東部地区子育て拠点整備事業	257,484	2016 ～ 2018(H28 ～ H30)
東部地区子育て拠点駐車場整備事業	13,766	2018(H30)
農林水産省		
被災地域農業復興総合支援事業（農業用施設整備等）		
岩沼市農業機械施設導入検討支援調査事業	24,035	2012(H24)
被災地域農業復興総合支援事業（効果促進）	80,582	2012 ～ 2013(H24 ～ H25)
被災地域営農再開支援事業	15,971	2013(H25)
国土交通省		
道路事業（市街地相互の接続道路等）		
市道寺島海岸線整備事業	1,631,320	2011 ～ 2018(H23 ～ H30)
市道藤曽根整備事業	997,000	2011 ～ 2017(H23 ～ H29)
市道空港三軒茶屋線整備事業	4,414,781	2012 ～ 2016(H24 ～ H28)
市道空港三軒茶屋線延伸部	1,554,014	2012 ～ 2016(H24 ～ H28)
市道相野釜整備事業	5,722,479	2012 ～ 2017(H24 ～ H29)
市道本町早股線整備事業	604,000	2012 ～ 2016(H24 ～ H28)
市道藤曽根線延伸部整備事業	431,099	2013 ～ 2017(H25 ～ H29)
道路整備促進事業（工事監督支援業務）	183,000	2013 ～ 2018(H25 ～ H30)
災害公営住宅整備事業		
玉浦西地区災害公営住宅事業	5,223,400	2011 ～ 2014(H23 ～ H26)
玉浦西地区災害公営住宅駐車場整備事業	47,300	2013 ～ 2014(H25 ～ H26)
災害公営住宅家賃低廉化事業		
災害公営住宅家賃低廉化事業	1,360,422	2014 ～ 2020(H26 ～ H32)
東日本大震災特別家賃低減事業		
東日本大震災特別家賃低減事業	125,632	2014 ～ 2020(H26 ～ H32)
住宅・建築物安全ストック形成事業（がけ地近接等危険住宅移転事業）		
住宅・建築物安全ストック形成事業（がけ地近接等危険住宅移転事業）	127,580	2012 ～ 2016(H24 ～ H28)
被災市街地復興土地区画整理事業		
西原地区被災市街地復興土地区画整理事業	325,280	2015 ～ 2016(H27 ～ H28)
都市防災総合推進事業（津波シミュレーション等の計画策定等）		
復興まちづくり計画策定支援事業	100,000	2012 ～ 2017(H24 ～ H29)
下水道事業		
二野倉排水路整備事業	5,294,710	2011 ～ 2017(H23 ～ H29)
二野倉排水機場新設整備事業	5,419,000	2011 ～ 2018(H23 ～ H30)
二野倉２号排水路整備事業	580,000	2011 ～ 2019(H23 ～ H31)
二野倉２号排水機場新設整備事業	2,245,613	2011 ～ 2019(H23 ～ H31)
矢野目排水路整備事業	4,313,040	2012 ～ 2018(H24 ～ H30)
矢野目排水機場新設整備事業	6,062,320	2012 ～ 2017(H24 ～ H29)
矢野目２号排水路整備事業	92,000	2012(H24)
矢野目２号排水機場新設整備事業	67,500	2012(H24)
玉浦西下水道整備事業	54,000	2011 ～ 2013(H23 ～ H25)
都市公園事業		
千年希望の丘防災公園整備事業（整備事業）	3,225,000	2013 ～ 2018(H25 ～ H30)
千年希望の丘防災公園整備事業（用地買収）	407,000	2013 ～ 2017(H25 ～ H29)
千年希望の丘防災公園整備事業（工事監督支援業務）	13,230	2014 ～ 2016(H26 ～ H28)
千年希望の丘防災公園整備事業（農道機能回復）	151,128	2014 ～ 2016(H26 ～ H28)
防災集団移転促進事業		
玉浦西部防災集団移転促進事業（整備事業）	14,614,480	2011 ～ 2017(H23 ～ H29)
玉浦西部防災集団移転促進事業 (計画策定)	458,647	2011 ～ 2017(H23 ～ H29)
自然共生・国際医療産業都市整備事業	218,800	2012 ～ 2016(H24 ～ H28)
玉浦西地区周辺環境整備事業	42,000	2012 ～ 2014(H24 ～ H26)
市街地復興効果促進事業		
市街地復興効果促進事業	4,213,393	2012 ～ 2020(H24 ～ H32)
合計	48,225,631	

※ 2018 年（平成 30 年）３月末時点

第７項　組織体制及び基金等の創設

大震災の直後から被災地の各市町村は、一刻も早い復旧、復興を進めるため復興の方針をまとめ、そこから復興計画の策定に進んだ。これと同時に、未曾有の大災害に対してどのような組織と体制で対応して行くのか、また、財源確保についても検討していった。

岩沼市では、早期に基本方針を決め、この方針に沿い各課が相互に連携。柔軟に事に対処するため、分担・役割を変更しながら組織として対応にあたった。また、財源の確保に向け基金の設置や寄付金による支援を呼びかけた。

1. 発災直後の組織編成と職員の配置

震災対応、復旧、復興、まちづくりに係る岩沼市の組織

2011年（平成23年）3月11日14時46分の発災直後、市役所内に市長を本部長とする「岩沼市災害対策本部」を設置し、国土交通省東北地方整備局や陸上自衛隊などからの出席も得て会議を行い、災害対応を続けて以後、岩沼市の復旧・復興を推進していった。

続いて同年4月25日、東日本大震災からの復興に関する方針、総合的な施策を迅速かつ計画的に実施できる体制の確立及び震災復興計画の策定を行うために「岩沼市災害復興本部」が立ち上げられた。同日、計画期間を7年間とすることなどを定めた「岩沼市震災復興基本方針」が決定された。

4月中に復興基本方針を発表した自治体は岩沼市以外に、仙台市（4月1日）、多賀城市（4月19日）、大船渡市（4月20日）、七ヶ浜町（4月25日）、石巻市（4月27日）である。岩沼市は被災自治体の中でも比較的早期に復興基本方針を発表したと言える。このようにかなり早い段階から復興計画作りに着手した理由として、以下の3点を示す。

①少しでも早く、この展望を示し市民に安心感を持ってもらうこと。

②復興にどうしても国の補助等が必要なため、復興ビジョンの提示は早いほど有利と予想されたこと。

③岩沼市に目を向けてもらうため、まちづくりの方向性を早急に示し、全国から注目されるリーディングプロジェクトを打ち出したいと考えていたこと。

2011年（平成23年）5月1日には総務部内に「震災復興推進室」が設置された。推進室の所掌事務は、(1) 被災地域の復興計画に関すること、(2) 復興に係る総合調整に関すること、(3) その他復興推進に関し必要な事項に関することだった。前市民経済部長が総務部長兼震災復興推進室長事務取扱となった。

2012年（平成24年）4月1日には、震災復興計画に掲げられた7つのリーディングプロジェクトと震災復旧・復興事業のさらなる促進を図るために、組織変更が行われた。建設部に復興整備課が、健康福祉部に健康産業政策課及び被災者生活支援室が新設されるとともに、総務部の「震災復興推進室」が「復興推進課」に名称変更された。

2. 復興に向けた庁内組織の新設等

2011年（平成23年）5月1日、復興推進室を新設。

同年11月29日、震災復興計画リーディングプロジェクトに掲げた事業が次のページのとおり各部・課へ割り振られた。

2012年（平成24年）4月1日、復興推進室を復興推進課へ名称変更。

同、復興整備課・健康産業政策課・被災者生活支援室を新設。

2014年（平成26年）4月1日、都市計画課と復興整備課を統合し復興・都市整備課を新設。健康産業政策課を廃止し、市民経済部へ産業立地推進室を新設。

以下に復興に向けた庁内組織体制の変遷と各リーディングプロジェクトの担当を示す。

■復興に向けた庁内組織体制の変遷

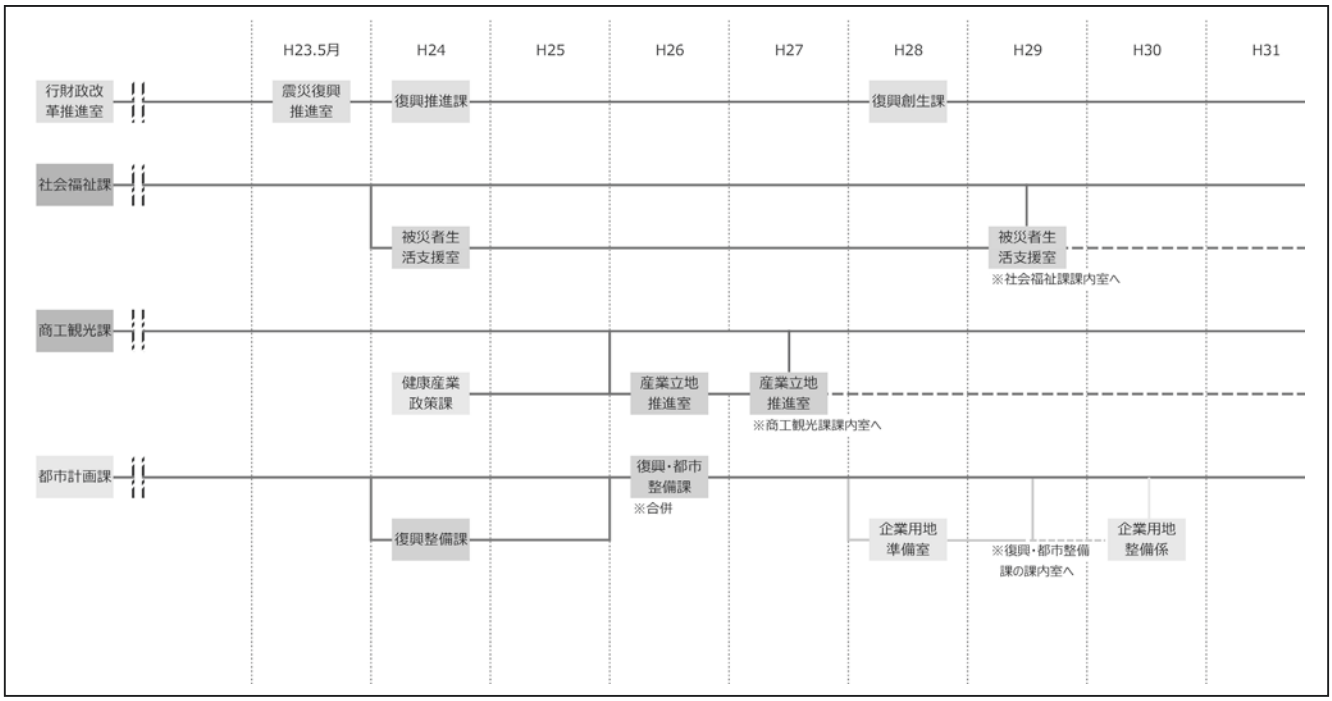

（岩沼市政策企画課より）

■震災復興計画リーディングプロジェクト　事業担当分担表（2011 年（平成 23 年）11 月 29 日各部・課へ通知）

リーディングプロジェクト	担当部	事業	事業主体	担当課
すみやかな仮設住宅の建設と暮らしの安定	建設部	仮設住宅設置管理事業	県・市	都市計画課
	健康福祉部	仮設住宅運営事業	市	社会福祉課
		サポートセンター運営事業	市	介護福祉課
		各種被災者支援事業	国・県・市	社会福祉課
	市民経済部	雇用対策事業	国・県・市	商工観光課
津波からの安全なまちづくり	市民経済部	災害廃棄物処理事業	県・市	生活環境課
	建設部	防潮堤整備事業	国	土木課
		貞山堀整備事業	県	土木課
		市道沿線盛土等事業	市	土木課
		避難路確保事業	県・市	土木課
		集団移転・復興住宅事業	市	都市計画課
		排水対策事業	国・県・市	下水道課
		ライフライン対策（耐震）事業	市	下水道課
	健康福祉部	公共施設再構築事業	市	子ども福祉課
	総務部	地域防災計画見直し事業	市	防災課
		防災意識啓発事業	市	防災課
	教育委員会	防災教育事業（学校）	市	学校教育課
農地の回復と農業の再生	市民経済部	農地復旧事業（がれき処理、除塩、排水対策）	国・県・市	農政課
		農家支援事業（復興組合支援、試験栽培支援）	県・市	農政課
		農業復興検討委員会運営事業	市	農政課
		農業生産低コスト化事業	市	農政課
		農業生産高付加価値化事業	市	農政課
		農業経営多角化事業	市	農政課
自然共生・国際医療産業都市の整備	健康福祉部	国際医療産業都市検討会運営事業	市	健康増進課
		自然共生・国際医療産業都市推進事業	市	健康増進課
	市民経済部	工業団地支援事業	県・市	商工観光課
		企業誘致事業	国・県・市	商工観光課
自然エネルギーを活用した先端モデル都市	総務部	自然エネルギー誘致（設置）事業	市	政策企画課
		自然エネルギー活用モデル事業	市	政策企画課
「千年希望の丘」などのメモリアルパークの整備	建設部	津波よけ「千年希望の丘」整備事業	国・県・市	都市計画課
文化的景観の保全と再生	市民経済部	文化的景観保全事業	市	農政課

（岩沼市政策企画課より）

3．復興に向けた基金等の創設

未曾有の被害をもたらした東日本大震災では、国・県からの財政支援とともに、国内外から寄付金による支援をいただいた。市では、この資金を基金等により適正に管理するとともに復旧・復興事業や被災者支援に活用した。

⑴復興基金の創設

国は、被災自治体が地域の実情に応じて、住民生活の安定やコミュニティの再生、地域経済の振興・雇用維持等について、単年度予算の枠に縛られずに弾力的かつきめ細かに対処できる資金として、2011年（平成23年）10月に「取崩し型復興基金」を創設した被災9県に対し1,960億円を特別交付税により措置した。宮城県では、国から交付を受けた660億円に加え、クウェート政府からの寄付金等を積み立て、2012年（平成24年）3月に330億円を取り崩し県内被災自治体の標準財政規模と震災による被災状況に応じて35市町村に配分した（1次配分）。

また、国は、2013年（平成25年）3月に津波被災地域の住民の定着が促進されるよう、被災6県に対し1,047億円を震災復興特別交付税により措置し、同基金の積み増しが行われた。宮城県では、728億円を県内被災15市町に配分した（2次配分）。

市では、県から交付を受けた1次配分の706,641千円、2次配分の775,000千円を創設した「岩沼市震災復興基金」に積み立て、市独自支援となる住宅再建費用（建物・土地）補助等に活用した。以下に、主な活用事業を示す。

- 住宅再建費用（建物・土地）補助
- 宅地等かさ上げ補助
- 住宅修繕費用補助
- 宅盤外周整備費補助
- 自主防災組織資機材整備助成
- 避難所用災害備蓄品整備
- 防災ラジオ整備 等

また、東日本大震災復興特別区域法に基づく復興交付金事業の財源に充てるため国から交付された交付金（559億円）については、「岩沼市東日本大震災復興交付金基金」を創設し管理した。

さらに、被災した沿岸部に千年希望の丘を整備し、震災による教訓の継承と安全・安心なまちづくりを継続的に推進するため千年希望の丘整備寄付を呼びかけるとともに、「岩沼市千年希望の丘整備基金」を創設し寄付金を管理した。

⑵復興寄付金の創設

震災直後の3月15日から市に寄付金や義援金として現金を持参する方々が訪れ始めた。その支援は、日々広がりを見せたことから、市では、銀行振込による寄付ができるように制度を創設するとともに、復興寄付金と災害義援金に区分し、寄付による支援をインターネット等で呼びかけた。

また、2012年（平成24年）5月からは、千年希望の丘整備に関する寄付金の受付を開始した。2019年（平成31年）3月末現在の寄付金等の額及び活用は、次のとおりである。

○寄付金等の額

区　分	金　額	件　数
復興寄付金	289,458,877円	494件
「千年希望の丘」整備寄付金	144,063,714円	428件
災害義援金	155,799,315円	931件
計	589,321,906円	1,853件

○寄付金等の活用

- 復興寄付金は、玉浦コミュニティセンターや東保育所・子育て支援センターの整備等に活用した。
- 「千年希望の丘」整備寄付金は、千年希望の丘1号丘の整備等に活用し、残額は丘の植樹・育樹等に活用することとした。
- 災害義援金は、2011年（平成23年）9月16日に高齢者（75歳以上）と障害者へ第1回配分（1人10万円）を行い、第2回からは、住居のり災判定に基づき第6回まで配分（全壊49千円、大規模半壊48千円、半壊31千円）を行った。

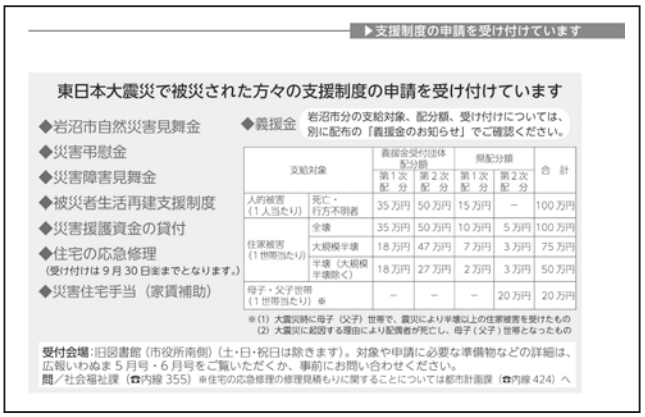

▶支援制度の申請を受け付けています

東日本大震災で被災された方々の支援制度の申請を受け付けています

◆岩沼市自然災害見舞金
◆災害弔慰金
◆災害障害見舞金
◆被災者生活再建支援制度
◆災害援護資金の貸付
◆住宅の応急修理
（受け付けは９月30日までとなります。）
◆災害住宅手当（家賃補助）

◆義援金　岩沼市分の支給対象、配分額、受け付けについては、別に配布の「義援金のお知らせ」でご確認ください。

支給対象		義援金受付団体配分額		県配分額		合計
		第1次配分	第2次配分	第1次配分	第2次配分	
人的被害（1人当たり）	死亡・行方不明者	35万円	50万円	15万円	－	100万円
住家被害（1世帯当たり）	全壊	35万円	50万円	10万円	5万円	100万円
	大規模半壊	18万円	47万円	7万円	3万円	75万円
	半壊（大規模半壊除く）	18万円	27万円	2万円	3万円	50万円
母子・父子世帯（1世帯当たり）※		－	－	－	20万円	20万円

※(1) 大震災時に母子（父子）世帯で、震災により半壊以上の住家被害を受けたもの
(2) 大震災に起因する理由により配偶者が死亡し、母子（父子）世帯となったもの

受付会場：旧図書館（市役所南側）（土・日・祝日は除きます）。対象や申請に必要な準備物などの詳細は、広報いわぬま５月号・６月号をご覧いただくか、事前にお問い合わせください。
問／社会福祉課（☎内線 355）※住宅の応急修理の修理見積もりに関することについては都市計画課（☎内線 424）へ

義援金（広報いわぬま 2011 年９月号より）

NEWS

玉浦地区のコミュニティ活動の拠点が完成

～玉浦コミュニティセンター開所式～

玉浦コミュニティセンター開所式

▲開所式でテープカットをする関係者の皆さん

▼図書コーナー

玉浦コミュニティセンターは、５月１日、関係者や地域の皆さんなど約１３０人が出席して開所式が行われました。

施設は平屋建てで床面積は約８００平方メートル。用途に合わせて大きさを変えられる多目的室、防音機能を備えた交流室、プロパンガスの調理台４台を備えた調理室、大雨時などに一時避難もできる和室、市民図書館の東分館として設置している図書コーナー、地域展示・学習コーナー、芝生広場を備え、地域のコミュニティ活動の拠点となる施設となっています。

また、災害などによる停電時においても、発電機により一部の区画で照明や電気器具の利用が可能となっています。

菊地市長は「地域の皆さまには、今後、この施設を多くご利用していただき、地域の絆をより強く結んでいただきたい」と話しました。

問／玉浦コミュニティセンター（☎35-7234）

使用料	
一般	地域活動団体※
1室1時間　300円	1室1時間　100円

冷暖房および設備器具の使用料	
冷暖房	1時間　100円 ※多目的室は1時間200円
ガス器具	一式1回につき　100円

※地域活動団体
地域の連帯または防災に関する活動（コミュニティ活動）を行う団体。
地域活動団体の登録申請用紙は、玉浦コミュニティセンターに備え付けてあります。

玉浦コミュニティセンター（広報いわぬま 2017 年６月号より）

▶「千年希望の丘」植樹祭

千年希望の丘の第1号が完成

「千年希望の丘」植樹祭～メモリアル樹望式～

６月９日、相野釜地区で岩沼市震災復興プロジェクト「千年希望の丘」植樹祭～メモリアル樹望式～」が開催されました。

▲晴天の下、植樹する参加者

当日は、日本全国から約４，５００人が集まり、多くの方々や企業からいただいた寄付を活用して千年希望の丘の第１号として築造された丘に、鎮魂と未来への希望を託し、タブノキやアカガシなどの17種約３万本の苗木を植樹しました。

開会式で、井口市長は「この丘は21世紀の人類の知恵の遺産となる。今日は小さな一歩かもしれませんが、復興のデルタとして全世界に発信していきたい」とあいさつ、植物生態学者の宮脇昭氏は「今日植える森はあなたの家族の命を守る森です」と呼びかけ、一丁事に植樹指導をしました。また、当日は三浦副知事、公益財団法人「瓦礫を活かす森の長城プロジェクト」を設立した細川護熙元首相や歌手の倉木麻衣さんも植樹に参加しました。

倉木さんは、どんなにつらくても必ずチャンスは訪れるという思いを込めた曲をアカペラで独唱した後、参加者とともに植樹し「アクションを起こし、未来につなげていくことがとても大切です」と話しました。

また、植樹後にはアトラクションが行われ、ディレクター更家さんが、熊本県のＰＲキャラクターくまモンやむすび丸と一緒にウオーキングエクササイズを行い、会場の皆さんと一緒に心地よい汗を流しました。

千年希望の丘は、震災で廃棄物と津波堆積土を利用して築造した丘に植林し、津波の威力を持つ緑の堤防で、全部で15基を計画しています。災害時には避難場所にもなり、また平時には、防災教育や震災記憶の伝承の役割も担うこととなります。

今後市では、復興交付金を活用し、平成27年度までに６基の丘と公園整備を進めていく予定です。

▲真剣なまなざしで植樹する倉木麻衣さん

▲植樹した17種の苗

▲冒頭先生から植樹指導を受ける三浦副知事

参加者にインタビュー

上水 晋枝さん（林二）
「娘たちの成長とともに木の成長も見ていきたいです。津波が来ても安全な環境が整えばと思います」

佐藤 貴一さん（伯幻原第二）
「次の時代の人々のため、家族、親族一同で参加しました。また孫と来たいと思います」（写真左から２番目）

千年希望の丘1号丘（広報いわぬま 2013 年７月号より）

NEWS

新しい東保育所と東子育て支援センターが4月1日に開所します

東日本大震災の津波により被災した東保育所は、仮復旧を行い、平成25年から仮の施設での保育を行っていましたが、国の復興交付金を活用し、防災集団移転地域である「玉浦西地区」内に再建しました。

新しい東保育所は、待機児童の解消や東部地区における子育て支援機能の充実を図ることを目的に、定員を60人から90人に増やすほか、震災後休止していた「一時預かり事業」を再開するとともに、子育て支援センターを併設しています。

- **名称**／岩沼市立東保育所・岩沼市東子育て支援センター
- **住所**／玉浦西四丁目１番地の２
- 保育所
  - **開所日**／月～土曜日（祝日および年末年始を除く）
  - **開所時間**／7時30分～18時　**電話**／☎35-7367
- 子育て支援センター
  - **開館日**／月～金曜日（祝日および年末年始を除く）
  - **開館時間**／9時～17時　**電話**／☎35-7767(4月1日以降)

▲保育室

▼子育て支援センター

市民向け内覧会
市民の皆さまに広く本施設をご覧いただくために内覧会を行います。申し込みは不要ですので、気軽にお越しください。
日時／3月19日(火)
13時30分～16時

問／子ども福祉課（☎内線391）

東保育所と東子育て支援センター（広報いわぬま 2019 年３月号より）

第２章

コミュニティを大切にした住宅の再建

甚大な被害を受けた本市で、復興に向けまずやらなければならないことは、防災・住まい・産業の復旧と復興、そして再生であった。

短期での対応に加え、将来を見据えた長期的展望を持ち、早急に避難所生活から離れられるように仮設住宅、みなし仮設住宅へ、そして間を置かずに希望の新居へという２段階の取組を、本市では被災した他市町村に先駆けて実現した。

第２章では、被災された市民の皆様とともにコミュニティを維持しながら進めた住まいの再建についてまとめた。

里の杜東住宅（市民会館・中央公民館東側駐車場に整備）

第１項　生活再建支援

避難所から仮設住宅等への移転が進み、住環境は改善していった。このため生活そのものの支援から、次の段階となる生活再建について様々なサポートが必要になった。行政面では普段の生活で困ったことなどについて被災者相談窓口を開設するとともに、行政や法律上の各種問題については行政相談所を設置し対応した。また､ボランティアやＮＰＯなどによる支援など､多彩な取組があった。

1. 被災者相談窓口の開設

⑴災害総合案内窓口等の開設と活動概要

2011 年（平成 23 年）3 月 14 日、市役所 1 階に災害総合案内窓口を設け、震災に関する様々な情報提供や案内を行った。

以降、主な活動は下記のとおり。

・同年 3 月 19 日から 4 月 24 日まで市役所窓口の休日開庁。

・同年 3 月 22 日から 3 月 31 日まで避難所巡回による震災相談を受付。

・同年 3 月 28 日からり災証明書等の申請受付を開始。

・同年 4 月 1 日から 7 月 22 日まで被災者総合相談窓口を開設。

・同年 4 月 11 日から住民票等の無料交付を開始。

⑵被災者のための総合相談窓口について

2011 年（平成 23 年）4 月 1 日から、「被災者総合相談窓口」を開設。今後の生活等様々な心配ごとなどを聞き必要な情報提供等を行った。

①日時：4 月 1 日から 4 月 30 日まで
9 時 00 分 ～ 16 時 00 分
（土日も受付）

②場所：市役所 6 階　第 2 会議室

2. 災害特別総合行政相談所の開設

2011 年（平成 23 年）4 月 20 日、関係機関の参加による「災害特別総合行政相談所」を市役所 6 階第 1 会議室及び第 2 会議室に開設した。

参加関係機関等

参加機関名	受付相談内容
法務局	建物の滅失登記、相続登記、権利証の紛失等
財務局	預金の払い戻し、融資の返済猶予等
国税局	税申告の猶予、減免、雑損控除等
労働局	震災に関わる労災、失業給付等
日本年金機構	国民年金保険料の免除、社会保険料の納期限延長等
運輸局	自動車検査証の有効期間の延長、水没車両の廃車手続等
住宅金融支援機構	災害復興住宅融資
日本政策金融公庫・経済産業局	被災中小企業の支援、農林漁業復興融資等
総合通信局・NTT	放送受信障害、通信障害等
宮城県	県への相談窓口の案内
弁護士会・司法書士会	被災に係る法律問題、手続等
学識経験者	放射能による健康への影響等
行政評価局等	その他行政全般

（岩沼市「東日本大震災 岩沼市の記録」より）

3. 災害ボランティアセンターの取組

岩沼市災害ボランティアセンターは、2011 年（平成 23 年）8 月 1 日、岩沼市復興支援センタースマイルと改称し､2016 年（平成 28 年）3 月 31 日まで継続され、仮設住宅への移転支援、仮設住宅での生活再建支援、コミュニティの再構築など、多彩な活動が 5 年間に渡って進められた。

多彩な活動

避難所、仮設住宅そして集団移転先での生活を支える多彩な活動を行った。

岩沼市災害ボランティアセンター業務を経て、生活支援をメインとする活動に代わって行ったため、名称を「岩沼市復興支援センタースマイル」に変更。地域コミュニティ支援を中心に、プレハブ仮設やみなし仮設、新しくできた集団移転地の玉浦西地区を支援した。

①避難所への支援活動

2011 年（平成 23 年）3 月 12 日、市の要請により災害ボランティアセンターが設置され、ボランティア受入れが開始された。同年 3 月 13 日より、ボランティア派遣を開始。

断水、停電下での給水配食活動実施。避難所支援。炊出しの支援。全国から送られてくる支援物資の仕分けと搬送支援。ひとり暮らし高齢者への水配布。被災家屋で家具片付け、屋内・家回りの泥かき等を実施した。

②ニーズ調査

避難所からプレハブ仮設住宅、みなし仮設住宅に移る時期を迎え、生活の状況、引っ越しについての要望や集団移転など様々なニーズを調査した。

③仮設住宅への移転支援

1）プレハブ仮設住宅での支援

後述するように、プレハブ仮設住宅は西・東・南の3か所に建設された。先ず2011年（平成23年）4月29日からプレハブ仮設への引っ越しが始まった。引っ越し支援とともに、スマイルカレンダー配布を開始。スマイルカレンダーは、プレハブ仮設住宅で行われるサロンやイベント開催を知らせ、併せて月1回訪問して配布する際に見守りを兼ねた。また、同年7月19日からスマイルサロンが始まった。

サロンは、ボランティアによる事前の生活ニーズ調査でコミュニティ構築を図るために行われるようになった。スマイルカフェや山形の花笠踊り、クリスマス会などイベントを開催して支援した。

2）みなし仮設住宅での支援

民間賃貸住宅を借り上げたみなし仮設住宅では、福島で被災し移って来た方々を対象としてうつくしまサロン、まじゃっぺ岩沼、編み物サロンなどを開き、交流会、世帯訪問、生活調査などを実施し支援した。

プレハブ仮設とみなし仮設合同の交流会やイベントも行った。また、浸水地域で自宅を改修して暮らしている方々に対しても、泥を流し清掃した集会所に集まる場をつくり、イベントや町内会行事を行うなどして支援した。

そして、2014年（平成26年）5月以降は、集団移転先の玉浦西地区への訪問が開始された。

主な取組・活動の経緯

年月日	活動内容
2011年（平成23年）3月13日	避難所への支援活動開始
同年3月24日	被災地、プレハブ仮設住宅でのニーズ調査等開始
同年4月28日	プレハブ仮設への引っ越し支援ニーズ調査開始
同年5月13日	プレハブ仮設住宅への引っ越し支援開始
同年6月28日	スマイルカレンダー配布開始
同年7月19日	プレハブ仮設集会所でスマイルサロン開始
同年7月31日	災害ボランティアセンター閉所
同年8月1日	復興支援センタースマイル設置。 仮設住宅及び被災住民へのコミュニティづくり支援。 仮設住宅及び被災住民への個別相談支援
2012年（平成24年）3月18日	みなし仮設にお住まいの方々の交流会開始
同年4月1日	岩沼市より「地域コミュニティ復興支援事業（その1）」を受託。 本格的にみなし仮設住宅入居者支援開始。 生活に視点をおいた支援。 仮設住宅及び被災住民への個別相談支援。 ボランティアの受入。
同年8月22日	みなし仮設住宅（要援護世帯）訪問開始
同年9月25日	スマイルロード発行開始
同年11月	みなし仮設住宅入居世帯生活調査開始（1回目）
2013年（平成25年）5月23日	みなし仮設全世帯訪問開始
同年11月	みなし仮設住宅入居世帯生活調査開始（2回目）
2014年（平成26年）1月10日	まじゃっぺ岩沼開始
同年5月26日	集団移転先（玉浦西）訪問開始
2015年（平成27年）7月19日	玉浦西まち開き
2016年（平成28年）3月31日	復興支援センタースマイル閉所

（岩沼市社会福祉協議会「岩沼市災害ボランティアセンター　岩沼市復興支援センタースマイル５年間のあゆみ」より）

4. 里の杜サポートセンターの開設

⑴里の杜サポートセンターの概要

2011年（平成23年）7月1日、県内で初めて仮設住宅に入居する方々の日常生活を包括的に支援する里の杜サポートセンターを開設。このサポートセンターは、高齢者や障害者などの様々な相談を受け止め、専門相談、心のケアなどにつなげる「総合相談機能」と、仮設暮らしによる孤立や引きこもりを防ぐための「交流拠点としての役割」などを担う目的で設置した。運営は同年6月25日に公益社団法人青年海外協力協会（JOCA）と市の間で「仮設住宅サポートセンターの運営に関する協定」を締結し、JOCAから看護師など医療・福祉関係者のほか、コーディネーター等を生活支援員として配置した。また、みなし仮設住宅入居者への相談支援は、岩沼市社会福祉協議会の「復興支援センタースマイル」が行った。

ボランティア活動の拠点となった岩沼市復興支援センタースマイルは2016年（平成28年）3月31日をもって閉所され、これまで継続してきたボランティア活動は、以後、統合して岩沼市スマイルサポートセンター（旧称里の杜サポートセンター）が行うこととなった。

（(公社）青年海外協力協会より）

⑵里の杜サポートセンターの取組

1）見守り活動

・個別訪問

独居世帯、老々世帯、障がい者世帯、日中高齢者独居世帯、精神的落ち込みが強い住民世帯、子どもへの注視が必要な世帯を対象に、定期的な個別訪問を実施。

・見守り体制づくり

アラームを活用した見守り体制づくりのサポート。巡回時による安否確認､声掛け活動。緊急情報システム運営サポート。

2）イベント活動

・イベントの実施

孤立防止を目的としたイベント（男の料理教室、ヨガ教室）開催。外部団体による支援イベント開催。

・自主活動のサポート

住民による自主活動（サークル活動）の側面的サポート実施。

3）その他の支援活動

・集会所管理支援

住民主導の集会所管理体制構築の支援。

・情報発信

サポートセンター便りを毎月発行。

・情報共有と連絡

支援関係者での情報共有会議などを実施。

・各種相談対応

住民や支援関係者からの相談に対応。

・海外研修生・ボランティアの受入れ

外務省キズナ強化プロジェクト研修生やアフリカ連合ボランティアの受入れプログラムを実施。

5. 健康・生活調査の実施

避難所から仮設住宅に入居した方、被災地の自宅に戻って生活している東部地区の方を対象に、保健師等による健康・生活調査を実施した。調査実施に当たっては、県栄養士会、県社会福祉士会、県ケアマネジャー協会、国保連合会、公益社団法人青年海外協力協会（延69名）の応援をいただいた。市では、この調査に基づき支援活動等を開始した。

⑴仮設住宅調査

2011年（平成23年）5月16日から6月25日までの内9日間、仮設住宅において調査票に基づく聞き取り調査を実施した。

調査対象世帯：359世帯

調査実施世帯：329世帯（訪問率91.6%）

調査実施人員：887人

要支援者　　：　97人（出現率10.9%）

⑵東部地区調査

2011年（平成23年）7月11日から7月20日までの内7日間、東部地区において聞き取り調査を実施した。

住民登録世帯：1,371世帯(2011年(平成23年)6月末現在)

調査対象世帯：634世帯（仮設住宅入居者、高齢者世帯（介護福祉課で調査)、非住居者等は除く。）

調査実施世帯：635世帯

調査実施人員：2,324人

要支援者　　：　67人（出現率2.9%）

第２項　応急仮設住宅

東日本大震災による被害は東北、関東地方の太平洋沿岸部にまたがる広大な地域に及んだため被災した市町村ごとの対応に加え、県単位での様々な対応が同時並行で進められた。仮設住宅もその一つであり、第1段階としては、宮城県で借り上げた民間賃貸住宅や公営住宅に、県及び被災町で建設するプレハブ仮設住宅等を加えた応急仮設住宅の取組であった。

市では、避難所で地区代表者に説明会を開くなどして、必要戸数や入居方法等を検討。地区単位で避難所生活を送っていた岩沼市では、地区単位で仮設住宅に入居する方向を決定。里の杜駐車場・多目的グランド等にプレハブ住宅を建設して仮設住宅とし、2011年（平成23年）4月5日～15日の期間に入居申し込みの受付を行い、被災地で最も早く、4月29日～6月4日に入居を実現。2016年（平成28年）4月28日の閉所式まで、暮らしの拠点となった。

1. 応急仮設住宅の設置

県及び市町村は、震災前から、県のガイドラインや国の用地選定方針に基づき、上下水道や電力などのライフラインが整備され、災害に対する安全性の高い公有地を仮設住宅用地として選定していたが、その中で里の杜駐車場外2か所が選ばれたのは、岩沼市地域防災計画2007年（平成19年）度改定において仮設住宅設置予定地として位置づけられ、かつ避難所に近接し周辺インフラが整っていたためである。

⑴プレハブ仮設住宅

2011年（平成23年）3月19日 第1回建設依頼

震災前に選定されていた仮設住宅設置予定地の中から、市民会館・中央公民館（避難所）に近接し、周辺インフラが整い、駐車場を確保できる里の杜駐車場と多目的グランドを選定し、324戸のプレハブ仮設住宅の建設を依頼した。

同年３月28日仮設住宅建設工事着工（第１次）

市民会館・中央公民館東側にある里の杜駐車場の南側に18棟102戸の仮設住宅建設工事が開始し、4月27日に完成した。仮設住宅累計102戸。

同年４月１日　第２回建設依頼

当初想定していた公園等の仮設住宅設置予定地を変更し、里の杜駐車場と多目的グランドに近接する市営里の杜住宅の北側にある市公社所有地を選定し、60戸のプレハブ仮設住宅の建設を追加依頼した。

同年４月８日 仮設住宅建設工事着工（第２次）

既に建設の始まっていた里の杜駐車場の北側に追加して11棟60戸、集会室1棟、駐車場160台分の仮設住宅建設工事が開始し、5月8日に完成した。仮設住宅累計162戸。また、同日、多目的グランドの北側でも16棟100戸の仮設住宅の建設が始まり、5月15日に完成。仮設住宅累計262戸。

同年４月15日 仮設住宅建設工事着工（第３次）

この日に始まった多目的グランドの南側に追加して12棟62戸、集会室1棟、駐車場167台分の仮設住宅建設工事が開始し、5月15日に完成した。仮設住宅累計324戸。

同年４月27日 仮設住宅建設工事着工（第４次）

第2回建設依頼を行った市営里の杜住宅北側用地に8棟60戸の仮設住宅建設工事が開始し、5月26日に完成した。仮設住宅累計384戸。

宮城県内では、2011年（平成23年）9月28日、宮城県発注分の応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）21,519戸が建設完了。同年11月4日、町発注分523戸が完成。その後、同年11月23日に追加要請のあった宮城県発注分が同年12月26日に完成し、宮城県全体では合計406団地、22,095戸。

岩沼市の応急仮設住宅は、全て宮城県が発注し、リース分の324戸と買取分の60戸を合わせて計384戸を建設。また、みなし仮設（市営・県営・民間含）は705戸が入居した。合計すると仮設住宅総数は1,089戸となった。岩沼市は、仮設住宅の入居年数期限を5年間、2015年（平成27年）度までとした。

応急仮設住宅の面積

単身用	小家族用（2～3人）	大家族用（4人以上）
19.8㎡程度 （6型：6坪相当）	29.7㎡程度 （9型：9坪相当）	39.6㎡程度 （12型：12坪相当）

⑵みなし仮設住宅

東日本大震災により、住宅が全壊、半壊又は流出するなど居住する住家がなく、長期間にわたって家に戻れない世帯については、災害救助法に基づき県が借り上げた民間賃貸住宅を２年以内の期間提供する制度があり、市では相談を受け付けた。

個人で契約した民間賃貸住宅についても、家賃などの要件が合致すれば、改めて県が借りて提供することが可能だった。

2. 応急仮設住宅の募集と入居

⑴募集

趣旨・対象者

災害のため住家が滅失した被災者は、応急的に避難所に避難。避難所は、災害直後における混乱時に避難者を、一時的に受け入れるためのもので、その期間も短期間に限定された。仮設住宅は、これら住宅が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者を対象として、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の安定を図るものである。

2011年（平成23年）4月5日、仮設住宅入居申込受付開始

里の杜駐車場・多目的グランドに県でプレハブ住宅を建設。これに県で借り上げたみなし仮設住宅（民間賃貸住宅）、公営住宅（県営・市営など）を加えた「応急仮設住宅」の入居申込の受け付けを4月5日～15日の期間に行った。

同年4月24日、仮設住宅第1次入居者説明会開催

同年4月29日、仮設住宅の引き渡し開始

応急仮設住宅の第１次入居分102戸が完成し、4月29日、二野倉地区と相野釜地区、長谷釜地区の一部の方が入居した。仮設住宅入居者には日本赤十字社から炊飯器や冷蔵庫、洗濯機等の家電６点セットが贈られたほか、企業などからも布団などの生活用品が供給され、各戸に配置された。

すみやかな仮設住宅の完成と入居

仮設住宅は、384戸（里の杜東住宅162戸、里の杜西住宅162戸、里の杜南住宅60戸）が完成し、仮設住宅を希望する被災者の入居が、被災地で最も早く全て完了した。

仮設住宅の各団地への入居地区

里の杜東住宅（市民会館・中央公民館東側里の杜駐車場）	相野釜地区、長谷釜地区、二野倉地区
里の杜西住宅（市民会館・中央公民館西側多目的グランド）	藤曽根地区、蒲崎地区、新浜地区、寺島地区、林地区の一部
里の杜南住宅（市営里の杜住宅北側用地）	矢野目地区、林地区の一部、市外

同年5月、仮設住宅の入居開始

5月13日に第２次入居分として60戸、同月20日と21日には第３次入居分として162戸、いずれも里の杜に建設された住宅に順次入居が完了した。6月3日に60戸の入居が行われ、岩沼市としては合計384戸のプレハブ住宅の建設と17戸の公営住宅を合わせ、合計401戸の応急仮設住宅となり、被災された市民の方々の入居希望に十分応えられるものとなった。

応急仮設住宅の名称

応急仮設住宅について、宮城県により里の杜地区に３か所、計384戸を建設。2011年（平成23年）6月には、応急仮設住宅を希望する被災者の入居が全て完了したことから、来訪者にも分かりやすい名称に改めた。

まず、市民会館・中央公民館東側の里の杜駐車場に建設した応急仮設住宅については、**里の杜東住宅**と命名。市民会館・中央公民館西側の多目的グランドに建設した応急仮設住宅は、**里の杜西住宅**と命名。市陸上競技場の北側用地に建設した応急仮設住宅については、**里の杜南住宅**と命名。里の杜東住宅、西住宅、南住宅とした。

里の杜駐車場応急仮設住宅（里の杜東住宅）案内図

⑵入居状況

■仮設住宅入居数　2015 年（平成 27 年）2 月時点

区分	プレハブ仮設住宅				みなし仮設住宅
	里の杜東住宅	里の杜西住宅	里の杜南住宅	全体	
整備（借上）総数	162 戸	162 戸	60 戸	384 戸	705 戸
最大入居数	161 戸	158 戸	60 戸	379 戸	705 戸
入 居 数	89 戸	110 戸	52 戸	251 戸	249 戸
入 居 率	55.3%	69.6%	86.7%	66.2%	35.3%
退 去 数	72 戸	48 戸	8 戸	128 戸	456 戸
退 去 率	44.7%	30.4%	13.3%	33.8%	64.7%

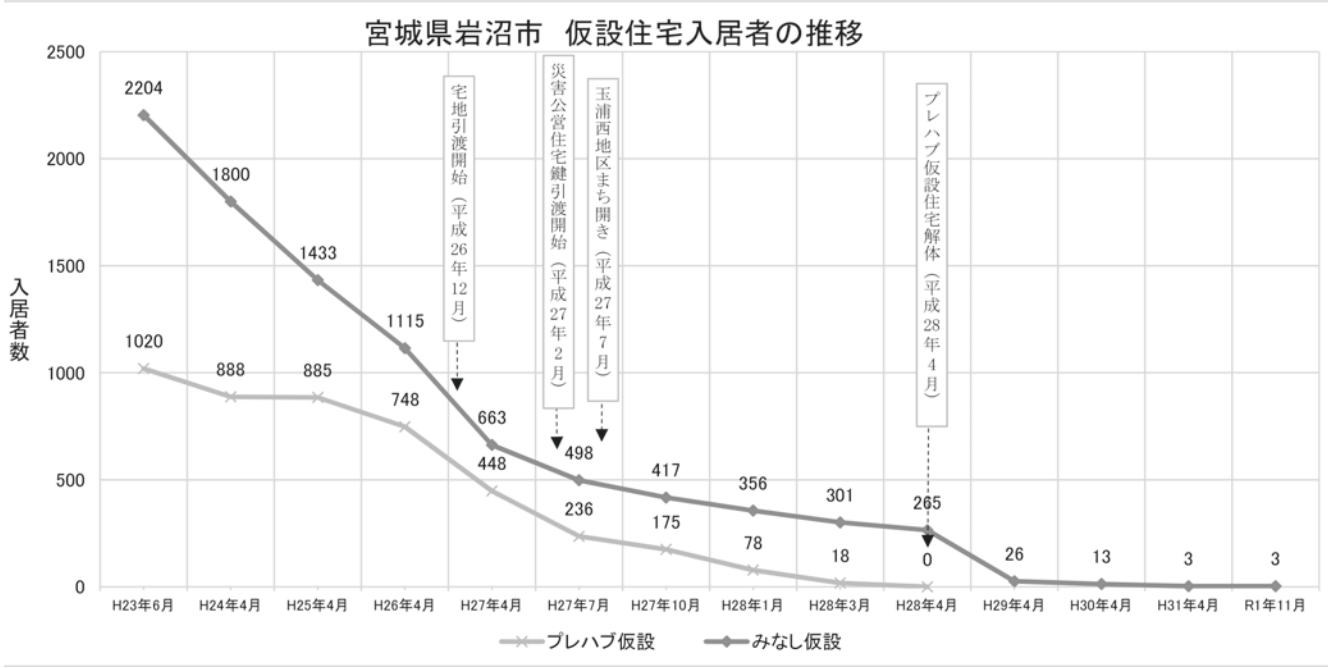

3. 応急仮設住宅の管理

仮設住宅への入居完了にともない、居住者へのヒアリング等を進め、雨水対策、夜間利用の利便性を図るための照明施設設置、冬の寒さ対策、夏の暑さ対策など居住環境の改善を目指し、様々な管理・修繕を進めた。その内容と経緯は以下のとおりとなる。

岩沼市応急仮設住宅（プレハブ住宅）修繕・管理の経緯

年月日	項　目	内　容
2011 年（平成 23 年） 5 月 23 日～ 5 月 27 日	駐車場修繕（市）	里の杜南住宅の敷地内に駐車場が確保できず、陸上競技場のアスファルト舗装部分を駐車場とするため、61 区画分の区画線を整備
同年 6 月 4 日	仮設住宅入居完了	
同年 6 月 5 日	全ての避難所閉鎖	
同年 10 月 4 日～ 10 月 13 日	暗渠排水設置（市）	雨水対策のため、里の杜東・西・南住宅の全ての敷地内に暗渠排水、土水路、集水桝を設置
同年 10 月 4 日～ 10 月 20 日	陸上競技場照明灯設置（市）	夜間利用者のために、里の杜南住宅用の駐車場として使用する陸上競技場へ照明灯 3 基を設置
同年 12 月 13 日	自動販売機設置（市）	利便性向上のため、里の杜東・西・南住宅の全ての敷地内に自動販売機を設置（東 2 台、西 2 台、南 1 台　計 5 台）

2011年(平成 23年) 10月 24日～ 2012年(平成 24年) 3月 21日	寒さ対策等追加(県)	寒さ対策等のため、県により外壁断熱材の追加・補強、窓の二重サッシ・複層ガラス化、玄関先への風除室又はスロープ廊下への下屋の設置、トイレ暖房便座の設置、各住戸へ消火器の設置、暖房機器の設置、棟間通路・駐車場の舗装及び排水側溝等の整備、水道管等の凍結対策を実施 2011.12.26: 外壁断熱材の追加・補強、窓の二重サッシ・複層ガラス化、消火器設置、暖房機器設置が完了 2012.1.15 : 風除室、スロープ廊下下屋、暖房便器設置が完了 2012.3.21 : 棟間通路・駐車場舗装、排水側溝等整備、水道管等凍結対策が完了
2011年(平成 23年)12月 22日～ 2012年(平成 24年) 3月25日	寒さ対策(市)	寒さ対策のため、里の杜東・西・南住宅へタイルカーペット上に畳の敷込、エアコンの取付、スロープ棟への風除室の設置 畳敷込・エアコン取付：173 戸　風除室設置：28 戸（5 棟）
2012年(平成 24年) 8月 1日～ 11月 30日	風呂追い焚き機能追加及び物置設置(県)	厚生労働省の通知があり、県により設置希望者へ、風呂の追い焚き機能の追加と物置の設置を実施 追い焚き：東 66戸、西 89戸、南 39戸　物置: 東 143棟、西 126棟、南 48棟
2014年(平成 26年) 7月 31日～ 10月 31日	駐車場への監視カメラ設置(市)	仮設住宅の空き住戸の増加に際し、自治会からの要望により、駐車場へ監視カメラを設置　内訳：東 4 台、西・南 5 台
2016年(平成 28年) 4月 28日	仮設住宅閉所式	

(岩沼市復興・都市整備課より)

仮設住宅の暑さ対策

岩沼市では、仮設住宅の夏の暑さについて宮城県から紹介のあった㈱大高商会(大阪市)の無償支援により、セラミック遮熱・断熱塗料「クールサーム」の提供を受け、仮設住宅全戸の屋根（18,000㎡）に塗装することで暑さ対策を実施した。

クールサームとはNASAのスペースシャトルに使用するセラミック開発から生まれた遮熱・断熱塗料で、4種類の特殊セラミックが塗膜の層となり、太陽エネルギーを強力に反射・放散させ、屋根からの侵入熱を大幅にカットし、温度低下効果を発揮する塗料である。

この塗装により、仮設住宅の折板屋根からの侵入熱を軽減し、空調への負担を下げるとともに、節電についても期待され、2011年（平成23年）9月30日には、塗装施工が完了した。

4. 応急仮設住宅の解消

⑴県内では初の仮設住宅閉所

2016年（平成28年）4月28日、東日本大震災の県内沿岸被災地では初となる仮設住宅閉所式が行われた。あいにくの雨にもかかわらず、仮設住宅で生活してきた市民など約150人が参加。式典で菊地市長は「仮設住宅から一人も欠けることなく無事に全員が自立できた。これ以上の喜びはありません。しかし、復興は終わっていません。住まいは完成しましたが、元に戻ったわけではありません。これから生業の再生と生きがいづくりを進めていきます」と述べた。

元入居者を代表して大村司さんは「仮設住宅には、涙や笑顔、感動や感謝、夢や希望がつまっている。今日の閉所式は生涯忘れることのできない日となる」と話した。

⑵解体

2016年（平成28年）5月から、仮設住宅の解体工事が本格的に始まり、2017年（平成29年）1月には全ての仮設住宅が解体され、震災前の敷地の状態に原状復旧した。

岩沼市応急仮設住宅（プレハブ住宅）の解体経緯

年月日	項　目	内　容
2016年（平成28年） 4月28日	仮設住宅閉所式	
同年 5月9日～9月30日	第1期仮設住宅解体工事	里の杜東住宅（里の杜駐車場）全162戸・集会室1棟、里の杜西住宅（多目的グランド）全162戸・集会室1棟の解体工事
同年10月11日～ 2017年（平成29年） 1月27日	第2期仮設住宅解体工事	里の杜南住宅（里の杜住宅北側用地）全60戸の解体工事

(岩沼市復興・都市整備課より)

閉所式で仮設住宅の鍵のレプリカが返還された。

閉所式が終わり仮設住宅の解体が始まった。

第３項　集団移転

未曽有の被害をもたらした東日本大震災からの迅速な復旧とさらなる復興を実現するために、岩沼市では「岩沼市震災復興計画グランドデザイン」及び「岩沼市震災復興計画マスタープラン」を策定し、被災者の一日も早い生活再建と産業などの再生に向けた取組を進めた。特に、ほぼ全域が浸水し著しい被害を受けた本市東部地区においては、地区全体の再生と持続可能な発展を目指して、インフラの復旧と多重防御施設の整備、被災者の生活再建、農業・工業等の主要産業の再生、自然エネルギーの導入などの復興まちづくり事業を進めた。

中でも、岩沼市震災復興計画マスタープランのリーディングプロジェクトの一つである「津波からの安全なまちづくり」の「集団移転・復興住宅事業」について最重要事業に位置付け、防災集団移転促進事業に伴う手続を迅速かつ円滑に進めるとともに、玉浦西地区まちづくり検討委員会を設置し、集団移転する住民等による詳細なまちづくりの検討を進めた。

1. 集団移転の経緯

⑴集団移転の着手

2012 年（平成 24 年）3 月 23 日、岩沼市復興整備協議会において、防災集団移転促進事業と災害公営住宅整備事業、及びそれに伴う農地転用に関する調整からなる岩沼市復興整備計画の大臣同意を得て3月30日に公表したことにより、防災集団移転促進事業が本格的にスタートした。

集団移転の経緯一覧表

年月日	内　容
2011年（平成23年）3月 15 日	市では、阪神・淡路大震災の仮設住宅において、自死や孤独死が発生した事例を学んでいたことから、大津波による被害の大きかった沿岸部の相野釜、藤曽根、二野倉、長谷釜、蒲崎、新浜の 6 地区については、震災後 4 日目から地区単位で集まり避難生活ができるようにした。
同年 3 月 23 日	岩沼市復興協議会で防災集団移転促進事業（国交大臣）と農地転用（農水大臣）の同意を得る。
同年 4 月 18 日	沿岸 6 地区と市の意見交換会開始。2014 年（平成 26 年）7 月まで、沿岸部の集団移転の検討、及び災害公営住宅の計画等様々な議題が話し合われた。
同年 4 月～ 11 月	防災移転促進事業対象となっている沿岸部各地区ごとに懇談会を開催し、集団移転について検討した。
同年 4 月 29 日～6 月 4 日	仮設住宅の完成に合わせて地区毎に入居、地区単位で 384 戸が仮設住宅（里の杜東・西・南住宅）入居を完了した。このため被災地で最も早く 6 月 5 日には避難所が閉鎖された。市と被災者の話し合いによって入居は非常に円滑に進んだ。
同年 8 月 7 日	岩沼市震災復興計画グランドデザイン決定
同年 9 月 27 日	岩沼市震災復興計画マスタープラン策定
同年 11 月 2 日	6 地区代表者会で玉浦西地区を集団移転先として選定
同年 12 月 1 日	第 1 回個別面談開始
同年 12 月 22 日	第 1 回個別面談調査報告
2012年（平成24年）1月 31 日	集団移転促進事業や災害公営住宅事業に対する　国からの復興交付金の、第 1 回交付分として約 22 億円の交付を受けた。
同年 2 月 17 日	第 1 回岩沼市復興整備協議会開催
同年 3 月 23 日	第 2 回岩沼市復興整備協議会で防災集団移転促進事業（国交大臣）及び農地転用（農水大臣）の同意（3 月 30 日公表）
同年 5 月 22 日	岩沼市復興協議会で開発行為（県知事）の同意（5 月 30 日公表）
同年 5 月 23 日	第 2 回個別面談開始
同年 6 月 11 日	集団移転先である玉浦西地区のまちづくりを検討するため、学識経験者、集団移転対象地区の市民及び集団移転先周辺地区の市民による「玉浦西地区まちづくり検討委員会」を設置。この 6 月 11 日第 1 回会議から、2013 年（平成 25 年）11 月 25 日まで合計 28 回開催された。
同年 6 月 25 日	第 2 回個別面談調査報告
同年 8 月 5 日	玉浦西地区造成工事起工式
同年 9 月 4 日	区画整理組合と三軒茶屋西用地買収契約
同年 9 月 28 日	宮城県と災害公営住宅整備に係る業務協定締結
同年 10 月 24 日	防災集団移転事業計画（第 1 回変更）
同年 11 月 3 日	三軒茶屋西地区への移転者と契約
同年 11 月 27 日	災害公営住宅個別面談
同年 12 月 3 日	移転支援制度受付開始
同年 12 月 15 日	移転元地買取個別面談
2013年（平成25年）1月8日	集団移転促進区域内の元地買取り開始
同年 3 月～	玉浦西商業施設公募及び三軒茶屋西移転者居住開始
同年 3 月 24 日	災害公営住宅説明会
同年 3 月 26 日	玉浦西地区復興まちづくり特区が国に認定
同年 6 月～	玉浦西地区上下水道、道路等公共施設整備工事着手
同年 6 月 17 日	玉浦西地区計画が都市計画決定

同年 9 月 20 日	岩沼市震災復興計画マスタープランの改定
同年 11 月 25 日	玉浦西地区まちづくり検討委員会の最終報告書を市長へ提出（中間報告 3 回）
同年 12 月 12 日	議会の議決を受け玉浦西地区の町名を玉浦西に決定
同年 12 月 21 日	玉浦西地区第 1 期土地引渡し（相野釜地区／約 2ha）
2014年(平成26年)3月18日	災害公営住宅工事契約締結（相野釜地区）
同年 3 月 29 日	玉浦西地区第 2 期土地引渡し（蒲崎地区／約 0.5ha）
同年 4 月 27 日	玉浦西地区第 3 期土地引渡し（二野倉・藤曽根地区・長谷釜地区・蒲崎地区・新浜地区）6 地区の引渡完了
同年 4 月	玉浦西地区（相野釜地区）へ最初の被災者が引越
2015年(平成27年)2月26日	災害公営住宅の一部（相野釜地区・長谷釜地区）入居開始
同年 3 月 25 日	災害公営住宅建設工事完了
同年 5 月	地区単位で移転が実現。個人で再建した住宅や災害公営住宅にほぼ入居が終わり移転完了。

（岩沼市「玉浦西のあゆみ」、岩沼市「岩沼市の防災移転促進事業概要等」、宮城県「岩沼市の防災集団移転の事業概要」より）

⑵東日本大震災の復興に向けた懇談会（後 6 地区代表者会）

岩沼市沿岸部で大きな被害にあった相野釜、藤曽根、二野倉、長谷釜、蒲崎、新浜の 6 地区では、移転に関する話合いが地区ごとに開かれた。市では移転に関する意向を把握するためアンケートを行うとともに、また住民の意見を反映する東日本大震災の復興に向けた懇談会を実施した（当初、玉浦地区を対象に開催されたが、集団移転の議論が中心となり 6 地区代表者会となった。）。懇談会では主に「移転意向」、「移転場所」、「土地買取」、「復興事業」、「その他の希望」について意見が出され、市と協議が進められた。地区懇談会は、最初に 2011 年（平成 23 年）6 月 29 日、長谷釜地区で開催し、その後相野釜地区、二野倉地区、藤曽根地区、蒲崎地区、新浜地区で開催した。地区懇談会は市が各地区に出向き話を聞く形で行われ、全 32 回開催された。

6 地区代表者の様子

6 地区代表者会及び地区懇談会の開催状況を次に示す。

集団移転に関する検討状況

6 地区代表者会（19 回開催）

開催日	内容
2011年（平成23年）4月18日	・被害状況について ・今後の対応について
同年5月2日	・地盤沈下について ・支援制度について ・復旧・復興について
同年6月21日	・集団移転に関することについて ・復興グランドデザイン（案）について
同年10月4日	・これまでの懇談経過について ・集団移転先候補地について
同年11月2日	・集団移転先候補地について ・個別調査について
同年12月22日	・個別調査結果について
2012年（平成24年）2月16日	・集団移転に係る各種金額・移転促進区域等の考え方について
同年4月9日	・集団移転に関するスケジュールについて ・まちづくり検討委員会について
同年5月18日	・第2回個別調査の実施について
同年6月25日	・第2回個別調査結果について
同年8月24日	・移転先の地区配置等について
同年10月1日	・まちづくり検討委員会報告書について ・市独自支援策について
同年11月1日	・かさ上げ道路法線について ・災害危険区域について ・移転促進区域について
2013年（平成25年）1月8日	・集団移転の進捗状況（支援制度、元地買取、災害危険区域等）について ・東児童館・東保育所・マリンホームの復旧状況について
同年2月25日	・集団移転に関すること（独自支援策の申請、玉浦西地区の工事進捗状況、地区計画、千年希望の丘、復興住宅展示場等）について ・海岸防災林の復旧について
同年5月24日	・集団移転に関することについて ・貞山堀東部の土地利用方針(千年希望の丘公園整備事業、農地の復旧)について
同年7月19日	・玉浦西地区(まちづくり検討委員会、整備状況)に関することについて ・東日本大震災に伴う市独自の住宅再建支援制度について
同年10月23日	・復興計画マスタープランの改定について ・玉浦西防災集団移転促進事業に関することについて ・千年希望の丘整備事業について
2014年（平成26年）7月31日	・住宅再建に関する市独自支援について ・千年希望の丘整備事業について ・玉浦西地区の事業進捗状況について ・市民バスの運行ルートについて

地区懇談会（32 回開催）

地区名	開催日	回数
相野釜	2011年（平成23年）7月9日 同 年 8 月 7 日 同年11月6日 2012年（平成24年）3月4日 同年5月22日	5回
藤曽根	2011年（平成23年）7月21日 同年5月19日	2回
二野倉	2011年（平成23年）7月15日 同年10月2日 同年11月20日 2012年（平成24年）5月21日 同年 7 月 8 日	5回
長谷釜	2011年（平成23年）6月29日 同年10月 9 日 同年12月 1 日 2012年（平成24年）5月19日 同年 7 月 8 日 同年10月14日	6回
新浜	2011年（平成23年）8月9日 同年11月11日 2012年（平成24年）3月4日 同年4月18日 同年5月20日 同年7月21日	6回
蒲崎	2011年（平成23年）8月7日 同年 8 月21日 同年11月14日 同年12月 4 日 2012年（平成24年）3月4日 同年 4 月18日 同年 5 月20日 同年 7 月21日	8回

2. 防災集団移転促進事業の概要

⑴制度の内容

防災集団移転促進事業は、「防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律」に基づき、災害が発生した地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進するための事業を施行する地方公共団体に対し、事業費の一部を補助することにより、集団移転の促進を図る制度である。

岩沼市では、東日本大震災で特に甚大な被害を受けた、沿岸部の相野釜など 6 地区の集団移転を促進するために、復興特区法の一つである東日本大震災復興交付金による防災集団移転促進事業（国土交通省）を進めた。この集団移転は、6 地区代表者会（東日本大震災の復興に向けた懇談会）において示された、コミュニティの維持を基本方針とし、各地区から提出された移転希望地の中から、玉浦西地区（三軒茶屋西地区を含む）を移転先として選定を行い、被災者の生活再建とともに、歴史あるふるさと玉浦地区の再生に向けて事業を実施した。

⑵災害危険区域と移転促進区域

防災集団移転促進事業の実施方式は「災害危険区域先行型」と「移転促進区域先行型」に大別される。「災害危険区域先行型」は、津波により既成市街地が大規模に被災した地区の全体を対象に、建築基準法第 39 条の規定による災害危険区域を先行して指定し必要な建築制限を行った上で、当該建築制限の下では自力再建が困難である等の理由で移転を希望する被災者の住宅が集合していた土地の区域を移転促進区域として後から設定する方式である。一方、「移転促進区域先行型」は、基本的に集落全体の移転を前提として、集落の合意の下に集落全体を対象に移転促進区域を先行して設定し、移転後に災害危険区域を指定して必要な建築制限を行う方式である。

岩沼市では、集団移転を行うにあたって前述のように被災を受けた地区の意向を確認しながら進めてきたことから、「移転促進区域先行型」で進めた。このため、条例（岩沼市災害危険区域に関する条例）による災害危険区域の指定は、2012 年（平成 24 年）12 月 17 日と県内の被災自治体では遅い指定となった。なお、区域の西端となる二線堤（堤防）機能を有する道路の相野釜蒲崎線、新野中西川線及び寺島毛下線の市道認定が行われたことに伴い、2013 年（平成 25 年）12 月 12 日に区域の変更を行っている。

岩沼市の災害危険区域には第 1 種区域と第 2 種区域があり、以下のように分類している。

	区域の概要	制限の内容
第 1 種区域	市道かさ上げ道路（二線堤）・貞山堀より東側の区域	居住の用に供する建築物の建築禁止とする。
第 2 種区域	多重防御施設を行っても越水により浸水する区域で、かつ、現在及び将来において都市的利用の促進を検討している区域（五間堀川以北）	居住の用に供する建築物の建築禁止とする。ただし、防災上支障がないと市長が認めるときは、建築可能とする。 ※防災上支障がないと市長が認めるときとは、次のいずれかに適合すること。 ・主要構造部（屋根及び階段を除く）を鉄筋コンクリート造又は鉄骨造とし、地階に居住室を有さないこと。 ・基礎を鉄筋コンクリート構造とし、1 階居住室の床面高さを 1.0 m以上とする。

各区域の指定地区は以下のとおりである。

●第１種区域

下野郷	浜の一部、赤江川、新藤曽根の一部、藤曽根
押　分	須加原、新大同の一部、八反田の一部
早　股	前川、塩入、道北の一部、新長者森の一部、新寺前の一部、寺前
寺　島	北新田、新野中の一部、寺島の一部、古川、毛下の一部、川向、東川、西川の一部、浜里、蒲崎、瀬崎、南瀬崎

●第２種区域

下野郷	新拓の一部、相野谷地の一部、新相野谷地の一部、西原、汐入一、汐入二、汐入三、汐入四、大瀬、高大瀬、新平沼の一部、新菱沼の一部、中西の一部、立掛、新実苗の一部）、三人谷地
空港南	五丁目の一部

災害危険区域と移転促進区域図

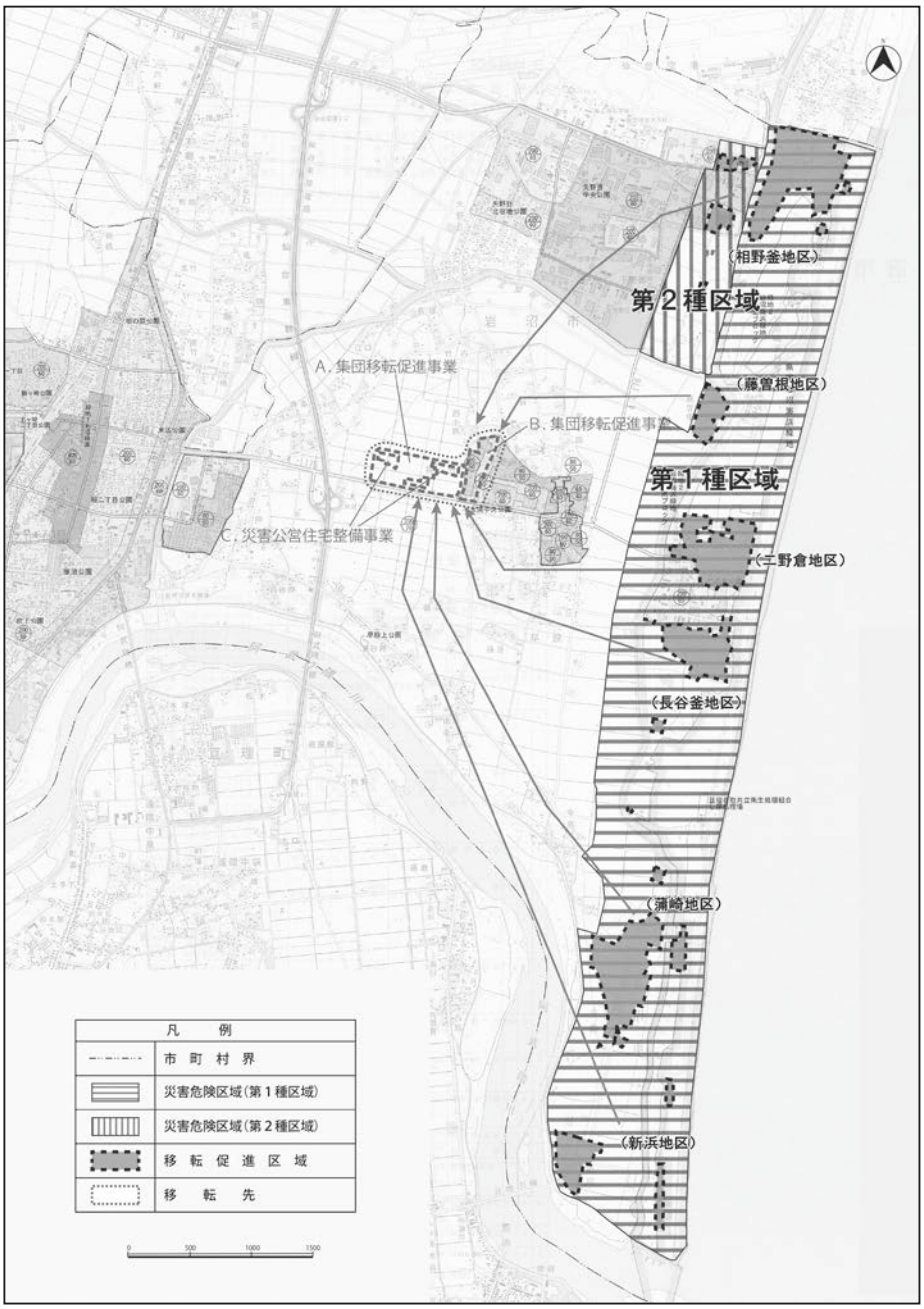

⑶個別面談調査

岩沼市では防災集団移転に関して、2011年（平成23年）12月1日から12月22日にかけて第1回個別面談調査を、2012年（平成24年）5月23日から6月3日にかけて第2回個別面談調査を実施した。第1回面談調査は、東日本大震災における国の制度が法制化前であったことから、改正前の防災集団移転促進事業に基づき支援制度等の説明を行った。また、第2回面談調査は、2011年（平成23年）12月26日に東日本大震災復興特別区域法が施行され、復興に向けた国の枠組みが明らかになったことから、防災集団移転促進事業の許認可を受けた後、調査内容をより明確化し、調査票に意向の内容を記入・捺印してもらい確認することとした。

①第1回個別面談調査

全壊被害を受けた沿岸6地区の住民に対して、下記の4つの中から意向を確認した。また、被災した土地の買取希望、営農意思等についても調査を行った。

A：集団移転（土地購入、建物建築）
B：集団移転（土地借地、建物建築）
C：集団移転（災害公営住宅）
D：個別移転

調査は、調査票を事前に配布し、後日、岩沼市総合福祉センターで個別面談（職員1人で対応）を行う方法で実施した。

各地区別の回答数は下記のとおりである。

第1回個別面談調査結果

	相野釜	藤曽根	二野倉	長谷釜	蒲崎	新浜	計	
A．防災集団移転（土地購入）	17	3	19	12	11	6	68	(14.9%)
B．防災集団移転（借地）	30	4	29	24	28	7	122	(26.7%)
C．災害公営住宅	27	5	26	26	37	12	133	(29.1%)
D．個別移転	29	5	15	15	24	6	94	(20.6%)
E．現位置で再建	1	0	0	0	15	6	22	(4.8%)
F．未記入及び判断不能	5	2	1	2	6	2	18	(3.9%)
計	109	19	90	79	121	39	457	(100.0%)

※ 　　各地区及び合計にて一番多い回答。
※Eは蒲崎地区のみ調査、他の5地区は設問11にて「従前地に残りたい」の場合にEと扱った。

②第2回個別面談調査

今後の意向について、次ページの「集団移転に係る移転方法別必要経費と補助等一覧」の資料により以下の区分で各世帯の意向を改めて確認した。また、移転促進区域内の土地の買取り、営農の継続等についても具体的に調査を行った。

1. 世帯の状況
2. 移転促進区域内の土地買取り
3. 移転促進区域外の土地買取り
4. 今後の移転先と住まい

【集団移転に参加】
A１：集団移転（土地購入：玉浦西）
A２：集団移転（土地購入：三軒茶屋西）
B１：集団移転（借地：玉浦西）
B２：集団移転（借地：三軒茶屋西）
C１：災害公営住宅（集合住宅）
C２：災害公営住宅（戸建住宅）

【集団移転に不参加】
D：個別移転（移転済・今後移転予定）
E：その他

5. 営農及び農業施設
6. 玉浦西地区の公共・公益施設等
7. その他

集団移転に係る移転方法別必要経費と補助等一覧

A 集団移転（土地購入・建物建築）

移転に伴う必要経費

■予定分譲価格（標準価格）

A1 玉浦西地区	27,000 円/㎡

※A2 三軒茶屋西地区は、区画整理組合から市が買取る価格による分譲になります。

○その他の必要経費
①移動費用（引越費用等）
②建物の建築費
③不動産登記手数料
④不動産取得税（移転先の土地・建物取得）
⑤移転促進区域の土地譲渡に係る所得税
⑥都市計画税（移転先は市街化区域に編入予定）
⑦固定資産税（土地・建物）

補助金等（金額は上限）

住宅の移転に関する経費

■下記について実費相当額を補助
①動産移転料（引越代等）
②移転雑費（住民登録等法令上の手続きに要する費用、転居通知に要する費用、移転旅費等）
③事業実施に伴い仮住居等を要する場合における費用
④移転促進区域内の家屋等の除却費用
⑤離農者等に対する離農等に伴う費用等

■補助限度額
78 万円
当該移転者が離農等する場合は、237.2 万円
（78 万円＋159.2 万円）

※「離農等」とは、農林水産業の第１次産業に従事していた主たる生計を立てている方が、主としてこれらの収入により生計を維持していた場合であって、移転後に今まで従事していた農林水産業に従事することが困難となり、転職することが必要になった場合を言います。

移転先の住宅の建築、住宅用地の購入に関する経費（借入金利子相当額）

■708万円（合算の限度額）
・建物444万円
・土地264万円（造成58万円を含む。）
各区分毎に限度額があります。

○注意事項
①年利率が８％を超える場合は年利率８％を限度とします。
②移転者が金融機関から借り入れた資金のみが対象です。個人からの借入資金は対象となりません。
③利子額の算定は、移転者個々に異なるため補助は融資を受けた後に行います。

移転促進区域内の宅地及び農地の買取

■標準価格
下記の表は、地区ごとの標準的な買取価格です。
また、標準価格（震災後）は、被災前の８０～７５％（震災減価）です。なお、正式な価格は、諸手続きを経て決定することとなります。

地区名等	
宅地	介在農地
相野釜	
11,300円/㎡	3,380円/㎡
相野釜（新拓・市街化区域）	
15,200円/㎡	12,800円/㎡
相野釜（西原・市街化区域）	
14,400円/㎡	12,000円/㎡
藤曽根	
8,250円/㎡	2,480円/㎡
二野倉	
9,380円/㎡	2,810円/㎡
二野倉・長谷釜（市街化区域）	
13,600円/㎡	11,200円/㎡
長谷釜	
9,000円/㎡	2,810円/㎡
蒲崎（貞山運河の西側）	
8,250円/㎡	2,480円/㎡
新浜（貞山運河の西側）	
7,880円/㎡	2,250円/㎡
蒲崎・新浜（貞山運河の東側）	
7,500円/㎡	2,250円/㎡

※買取を行う範囲は、移転促進区域内の宅地及び農地（「介在農地」という。別紙移転促進区域図参照）になります。

純農地（参考価格）	
貞山運河の東側	700円/㎡
貞山運河の西側	740円/㎡

※純農地は、介在農地以外の農地（移転促進区域外の農地）です。

○注意事項
①画地の価格は、不動産鑑定評価を行った後に個別に通知いたします。
②画地の価格は、敷地に接する道路の幅員、系統、連続性等の条件や角地、不整形地、規模等の画地の条件により、標準価格から約＋１０～－１５％（袋地、無道路地等は、約－２０％）の増減が想定されます。
③移転促進区域内の宅地は、基本的にすべて買取になります。

B 集団移転（土地借地・建物建築）

移転に伴う必要経費

■予定借地料（標準価格）

B1 玉浦西地区 B2 三軒茶屋西地区	固定資産税相当額

※100 坪の場合は、月約 8,000 円程度

○その他の必要経費
①移動費用（引越費用等）
②建物の建築費
③不動産登記手数料
④不動産取得税（移転先の建物取得）
⑤移転促進区域の土地譲渡に係る所得税
⑥都市計画税（移転先は市街化区域に編入予定）
⑦固定資産税（建物）

住宅の移転に関する経費

（A と同じ）

移転先の住宅の建築、住宅用地の購入に関する経費（借入金利子相当額）

■444万円（建物の限度額）

○注意事項
「A 集団移転」と同じです。

移転促進区域内の宅地及び農地の買取

（A と同じ）

C 集団移転（災害公営住宅）

移転に伴う必要経費

■予定間取と概算家賃（裏面参照）

集合住宅タイプ

1LDK・2DK	17,000 円～45,000 円
2LDK・3DK	22,000 円～59,000 円
3LDK	26,000 円～67,000 円

戸建て住宅タイプ

2LDK・3DK	28,000 円～73,000 円
3LDK	32,000 円～84,000 円
4DK	34,000 円～89,000 円

○その他の必要経費
①移動費用（引越費用等）
②移転促進区域の土地譲渡に係る所得税

住宅の移転に関する経費

（A と同じ）

移転先の住宅の建築、住宅用地の購入に関する経費（借入金利子相当額）

移転促進区域内の宅地及び農地の買取

D 個別移転

移転先や土地・建物の所有の有無に応じて、必要となる経費は変わります。

この補助は、がけ地近接等危険住宅移転事業で行うため、災害危険区域指定後に移転した方が対象になります。

■708万円（合算の限度額）
・建物444万円・土地206万円
・造成 58万円

○注意事項
「A 集団移転」と同じです。

●被災者生活再建支援金（加算支援金）

東日本大震災により、居住していた住宅に全壊、大規模半壊又は半壊（※）の被害があった世帯が、新たに住宅を建設・購入する場合、加算支援金として２００万円（世帯の構成人数が１人の場合は１５０万円）が、被災者生活再建支援法人より支給されます。ただし公営住宅に入居する場合は、加算支援金の支給の対象となりません。

※半壊世帯の場合は、当該被災住宅をやむを得ず解体する場合に限られます。

●災害復興住宅融資

東日本大震災により、住宅が全壊した者（大規模半壊又は半壊した者）が新たに住宅を建設・購入する場合、（独）住宅金融支援機構の災害復興住宅融資が用意されています。

・融資限度額：基本融資額１，４６０万円（※）、特例加算額４５０万円
・基本融資額の金利：当初５年間０％、６～１０年目申込時の災害融資金利－０．５３％、１１年目以降申込時の災害融資金利
・申込受付期間：平成２７年度末まで（法律に基づく建築制限が係る場合は、同制限解除後６か月以内まで延長可）
※ 土地を取得する場合、土地取得資金として最大９７０万円の上乗せが可能。借地の場合には取扱が異なります。
＊ 住宅が全壊（大規模半壊又は半壊を含む）した旨の市町村が発行した「り災証明書」を交付されていることが必要となります。

●税制の特例措置

①従前お住まいの土地等を売却した場合の特例（以下のいずれかを適用）
イ）所得税に係る２，０００万円控除…移転促進区域内の土地（住宅用途以外）を売却した場合等
ロ）居住用財産処分の特例（所得税に係る３，０００万円控除）…従前お住まいの土地を売却した場合等
ハ）居住用資産の買換特例…従前お住まいの土地を売却し、新たに住宅を建設した場合等

②移転者が住宅の再取得等のために住宅ローンを借り入れた場合の特例（住宅ローン減税）
住宅の建設・購入（そのための敷地の購入を含む）のために借入れた住宅ローンの年末残高の１．２％が１０年間に亘り所得税から控除されます（平成２５年１２月３１日までの間に居住の用に供した場合に限られます）。

災　害　公　営　住　宅　の　概　要

■災害公営住宅制度の目的

地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な災害により滅失した住宅に居住していた低所得者に賃貸するための公営住宅です。

■災害公営住宅と一般公営住宅の比較

区　分	災害公営住宅	【参考】一般公営住宅(※)
入居条件	災害により住宅を失った方で、かつ住宅に困窮していること。 収入要件や親族要件は、計画した災害公営住宅の供給が完了するまでは適用となりません。	世帯月収（所得）が２１４，０００円以下の高齢者、及び世帯月収（所得）が１５８，０００円以下で同居親族のある世帯であることなど。
家　賃	世帯の収入に応じた家賃となります。現在、計画中の住宅の想定される概算家賃は、下表のとおりです。 （実際に建設される住宅の家賃は、入居募集時に決定され、今後変更されることがあります。）	【参考】 平成１７年度建設の鉄筋コンクリート造平屋建て（１ＬＤＫ、約５０㎡）の市営住宅の家賃は、１９，２００～５０，８００円となっています。
譲渡の要件	東日本大震災復興特別区域法案の特例措置により、譲渡までの期間は耐用年限の１／６（木造戸建住宅の場合は５年）に緩和されています。その他の用件については、一般公営住宅と同じです。	公営住宅がその耐用年限の１／４を経過した場合、特別の事由があるときは、国土交通大臣の承認を得て、入居者に譲渡できます。 木造戸建住宅の場合の法定耐用年限は３０年です。
譲渡の価格	譲渡価格は複成価格を基準額とします。 複成価格＝（推定再建築費－（年平均減価額×経過年数））＋敷地の時価 ・推定再建築費：近傍同種の住宅の建設に要する費用の額に、国土交通大臣が毎年建築物価の変動を考慮して地域別に定める率を乗じた額。 ・年平均減価額：推定再建築費の額に０．９を乗じた額を耐用年数で除した額。（木造住宅の場合）	

■災害公営住宅に入居する際の留意事項

①計画された災害公営住宅の供給が完了すると、災害公営住宅は一般公営住宅(※)となります。一定期間経過後は、一般公営住宅の入居要件を満たしていない世帯は「退去」していただくことになります。
②国土交通省の説明によると、譲渡が認められたとしても、譲渡価格は近傍同種住宅の時価相当額となる予定です。

■災害公営住宅の概算家賃

1　下表の月収とは、世帯全員の所得の合計から世帯人員に応じた金額（基本は、本人を除き同居家族１人あたり３８万円（親族控除））を、控除した金額を１２で割った金額です。また、親族控除以外に、特定扶養親族控除（１６歳以上２３歳未満／１人につき２５万円）、障害者控除（特別障害者をの除く／１人につき２７万円）、特別障害者控除（身体１～２級等／１人につき４０万円）、寡婦（夫）控除（１人につき２７万円）、老人扶養控除（７０歳以上／１人につき１０万円）があります。

※親族控除以外の控除については、各々の控除に括弧書き以外の基準があります。

2　各タイプの概算家賃は、下表に記載の面積を想定して算定しています。現在、基本計画の検討中であり、設計後の各タイプの面積によりこの概算額は増減します。

【概算家賃】

月収		集合タイプ			戸建てタイプ			備考
下限値	上限値	1LDK・2DK	2LDK・3DK	3LDK	2LDK・3DK	3LDK	4DK	
		約 50 ㎡	約 65 ㎡	約 75 ㎡	約 70 ㎡	約 80 ㎡	約 85 ㎡	
0 円	104,000 円	17,000 円	22,000 円	26,000 円	28,000 円	32,000 円	34,000 円	
104,001 円	123,000 円	20,000 円	26,000 円	30,000 円	32,000 円	37,000 円	39,000 円	
123,001 円	139,000 円	23,000 円	29,000 円	34,000 円	37,000 円	42,000 円	45,000 円	
139,001 円	158,000 円	26,000 円	33,000 円	38,000 円	41,000 円	47,000 円	50,000 円	
158,001 円	186,000 円	29,000 円	38,000 円	44,000 円	47,000 円	54,000 円	57,000 円	＜試算例１＞
186,001 円	214,000 円	34,000 円	44,000 円	50,000 円	55,000 円	62,000 円	66,000 円	
214,001 円	259,000 円	39,000 円	51,000 円	59,000 円	64,000 円	73,000 円	77,000 円	
259,001 円		45,000 円	59,000 円	67,000 円	73,000 円	84,000 円	89,000 円	

3　月収が８万円を超えない場合、５年間、家賃の一部について減免され、減免された概算額は、下記のとおりと想定されています。なお、収入が８万円を超えない方も、６年目から１０年目にかけて家賃は引き上げられ、１１年目からは、減免のない上表の概算家賃となります。

【概算家賃】

月収		集合タイプ			戸建てタイプ			備考
下限値	上限値	1LDK・2DK	2LDK・3DK	3LDK	2LDK・3DK	3LDK	4DK	
		約 50 ㎡	約 65 ㎡	約 75 ㎡	約 70 ㎡	約 80 ㎡	約 85 ㎡	
	0 円	6,000 円	7,000 円	8,000 円	9,000 円	10,000 円	11,000 円	
1 円	40,000 円	9,000 円	12,000 円	14,000 円	15,000 円	17,000 円	18,000 円	＜試算例３＞
40,001 円	60,000 円	13,000 円	17,000 円	19,000 円	21,000 円	24,000 円	25,000 円	
60,001 円	80,000 円	16,000 円	21,000 円	24,000 円	27,000 円	30,000 円	32,000 円	＜試算例２＞

4　世帯の人数等の区分による基本的な住宅タイプは、下記のとおりです。なお、４ＤＫ（約８５㎡）については、６人以上の入居及び高齢者等の同居が必要になります。

【世帯と住宅ﾀｲﾌﾟ】

世帯人数 / 住宅タイプ	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上
1LDK・2DK	推奨	推奨					
2LDK・3DK		推奨	推奨	推奨	推奨		
3LDK			推奨	推奨	推奨	推奨	
4DK						推奨	推奨

■概算家賃の試算例

＜試算例１＞　夫、妻（扶養）、中学生と高校生の子ども２人の４人家族で、年収が５００万円の場合の概算家賃区分
年収（５００万円）→所得（３４６万円）
｛３４６万円－（親族控除３８万円×３人）－（特定扶養親族控除２７万円×１人）｝÷１２月＝１７．１万円（月収）

＜試算例２＞　夫、妻（扶養）、中学生と高校生の子ども２人の４人家族で、年収が３５０万円の場合の概算家賃区分
年収（３５０万円）→所得（２２７万円）
｛２２７万円－（親族控除３８万円×３人）－（特定扶養親族控除２７万円×１人）｝÷１２月＝７．２万円（月収）

＜試算例３＞　７０歳以上の夫婦（妻は扶養）で、年収（年金）が２００万円の場合の概算家賃区分
年収（２００万円）→所得（８０万円）
｛８０万円－（親族控除３８万円×1人）－（老人扶養控除１０万円×１人）｝÷１２月＝２．７万円（月収）

（岩沼市復興・都市整備課より）

調査は、調査票を事前に配布し、後日、岩沼市総合体育館で個別面談（職員２人で対応）を行う方法で実施した。また、調査票には、第１回調査で世帯内意向の不一致が見受けられたことから回答世帯員の意向に沿ったものであることを確認するために、２名以上の世帯員の署名等をお願いした。

各地区別の回答数は下記のとおりである。

第２回個別面談調査の結果　（戸）

移動区分		相野釜	藤曽根	二野倉	長谷釜	蒲崎	新浜	計	
集団移転に参加	A１. 集団移転（土地購入：玉浦西）	11	0	12	8	6	5	42	(8.1%)
	A２. 集団移転（土地購入：三軒茶屋西）	0	0	1	0	0	0	1	(0.2%)
	B１. 集団移転（借地：玉浦西）	22	4	14	23	21	7	91	(17.5%)
	B２. 集団移転（借地：三軒茶屋西）	1	0	7	0	2	0	10	(1.9%)
	C１. 災害公営住宅（集合住宅）	9	2	7	7	15	7	47	(9.0%)
	C２. 災害公営住宅（戸建住宅）	17	1	11	16	25	1	71	(13.7%)
	小　計　①	60	7	52	54	69	20	262	(50.4%)
集団移転に不参加	D．個別移転（移転済・今後移転予定）	62	13	44	32	60	19	230	(44.2%)
	E．その他	6	1	3	1	11	6	28	(5.4%)
	小　計　②	68	14	47	33	71	25	258	(49.6%)
計　① + ②		128	21	99	87	140	45	520	(100.0%)

⑷移転元地の買取

移転に伴い、これまで住んでいた土地を市が買い取るため、2012年（平成24年）12月15日から12月23日にかけて、議会棟（2階）会議室等で移転促進区域の土地（宅地及び農地）の買取に関する個別面談調査を実施した。この際に、土地の買取価格の提示も併せて行い、土地の買取契約は、建設部用地課において2013年(平成25年)1月8日から開始された。

移転促進区域の買取に関する個別面談調査日程表

1. 時間
   1）9時～12時
   2）13時30分～18時
2. 場所
   岩沼市役所議会棟 2階 会議室、委員会室、会派室（計6室）
3. 地区割

実施日	割当地区
2012年(平成24年) 12月15日（土）	共通日
同年 12月16日（日）	共通日
同年 12月17日（月）	蒲崎
同年 12月18日（火）	長谷釜・新浜
同年 12月19日（水）	相野釜
同年 12月20日（木）	藤曽根・二野倉
同年 12月21日（金）	共通日
同年 12月22日（土）	共通日
同年 12月23日（日）	共通日

※共通日は地区の指定なし。
※原則、指定の日時とするが、都合の悪い場合は日程表内の他の日時に来場可。
※被災時に居住しておらず、土地のみを所有されていた方は、日程表内の都合のいい日時に来場可。

⑸住宅再建への支援

①住宅金融支援機構

住宅金融支援機構では、東日本大震災の復興に向けて、「災害復興住宅融資」と返済中の方への「返済条件の変更」を実施し、岩沼市では「災害復興住宅融資」の申込みが40件、返済条件の変更が24件（いずれも2012年（平成24年）6月15日時点）あった。また、岩沼市においては、第２回個別面談調査と合同で行われた防災集団移転促進事業の対象者向け個別相談会（2012年（平成24年）5月24日～30日）に支援機構の職員を派遣し、移転事業と災害復興住宅融資の円滑な実施を市担当部局と連携して進めた。個別相談会での主な

相談内容は以下のものである。なお、個別相談会では89組の相談対応を行っている。

・融資制度に関するもの
・融資額、返済月額、総返済額中の利息相当額等のシミュレーションの依頼
・二重ローンとなった場合の対応方法

②宮城県

宮城県では、住宅再建支援事業として、被災した住宅にローンを有する方が、新たな住宅ローンを組んで住宅を再建する場合の負担を軽減するため、既存の住宅ローンに係る5年間の利子相当額の補助(50万円上限)を行い、岩沼市では、20件の利用があった

③岩沼市

岩沼市では、津波被害区域の居住者や防災集団移転促進事業の対象者に対し、防災集団移転促進事業による支援も含めて以下のような住宅再建支援等を行っている。

住宅再建支援補助制度一覧

(2016年(平成28年)12月末現在)

制度の名称	支援の内容	備考	件数	金額
借入金利子相当額補助	移転促進区域・津波被害区域 建物上限457万円 土地上限265.7万円	防災集団移転促進事業 ※津波被害区域は市独自補助	移転　107 津波　145	8億7,790万円
移転費用等補助	移転促進区域・津波被害区域　上限　80.2万円 ※離農の場合(農業所得相当額)　上限　239.4万円	防災集団移転促進事業 ※津波被害区域は市独自補助	移転　399 津波　91	1億2,790万円
住宅再建費用(建物・土地)補助	移転促進区域･津波被害区域(市内で住宅再建　上限150万円) ※加算支援金、利子補給(150万円未満)を除き1/2を補助	市独自補助	移転　116 津波　22	1億8,918万円
宅盤外周整備費補助	集団移転先の宅盤で道路等に接する箇所　上限50万円	市独自補助	142	5,299万円
借地料・土地固定資産税等相当額補助	集団移転先への移転者(平成25～27年度分) 借地料相当額又は固定資産税と都市計画税相当額を補助	市独自補助	借地料　265 資産税　83	2,205万円
宅地等かさ上げ補助	移転促進区域外で津波被害により現地再建を行う者100万円 (基準単価の1/2を補助)	市独自補助	29	2,518万円
住宅修繕費用補助	移転促進区域外で津波被害による大規模半壊以上の住宅修繕を行う者 ・修繕費補助上限100万円 ・利子相当額補助上限150万円	市独自補助	修繕　91 利子　0	7,189万円

④その他

「個人版私的整理ガイドライン」の利用による債務の免除のほか､日本司法支援センター法テラスによる｢無料法律相談｣などが行われた。

3. 玉浦地区復興まちづくりワークショップ

震災の1か月後にあたる4月12日、岩沼市は東京大学に支援の依頼を行い、同月22日にペアリング支援を行う旨回答を受け、以降、岩沼市出身の東京大学大学院教授石川幹子氏を中心とする同大学の支援をうけることとなった。その支援の一つが、2011年(平成23年)11月12日から始まった玉浦地区復興まちづくりワークショップである。

⑴ワークショップの概要

安心安全な地域環境、生活の場の復興、地域に育まれた歴史と文化の継承といった視点から、地域の課題を共有し、震災を乗り越え復興するまちのイメージ、アイディアを検討することを目的に開催された。

参加者は、玉浦各地区の代表者、三軒茶屋周辺に先祖代々暮らしてきた方、恵み野の住民、玉浦地区の復興のための活動を行っている「がんばっと玉浦」のメンバー、元市役所職員やロータリークラブのメンバー、青年会など様々である。参加者は6チームに分かれて意見を出し合い、地図に貼りこんでいった。各チームにファシリテーターとそのサポートとして東京大学のスタッフ2～3名が参加し、進行役を務めた。

⑵開催日時と概要

第1回　2011年(平成23年)11月12日

「まち歩き調査と地図づくり」として、三軒茶屋周辺を歩きながら震災の被害、地

域の魅力、課題を調査したものをもとに、1/10,000の地図にまとめた。

第2回　同年12月3日

「復興プラン・アイディア検討」として、第1回ワークショップを踏まえ、復興のイメージや具体的なアイディアを話し合った。

第3回　同年12月4日

「復興プランの検討・発表会」として、各チームが復興まちづくりの重点プロジェクトや実現のためのアクションプランとして、市民・企業・行政等の役割分担と協働の仕組み、タイムスケジュール等を考えたものを発表し、全体で玉浦の将来像についてディスカッションを行った。

第4回　2012年（平成24年）1月22日

第5回　同年2月19日

第4、5回は、これまでのワークショップを通じて提案された6つの案を踏まえ、玉浦地区全体の復興まちづくり構想のとりまとめを行った。

第6回　同年5月19日

第7回　同年6月3日

第6、7回は、二野倉地区を対象として、復興まちづくりのイメージの集約を行った。

各回で様々な意見が出されたが、大きくかけ離れたものはなく、概ね次の4点が共通のアイディアとして提示された。

①未来の田園都市をつくる：農業を持続させ、当該地域の固有の景観である居久根の再生を行う。

②仙台空港を起点に雇用を生み出す産業の誘致：復興マスタープランに示されている医療・福祉等を取り入れた住みやすいまちにしていく。

③新しいまちと古いまちが溶け合い、お互いに助け合うことが出来るコミュニティをつくる：人と人の絆を大切にする。

④津波に対して安全なまちをつくる：「千年希望の丘」等による多重防御、「避難路」の整備と「防災教育」の充実により実現する。

4. 玉浦西地区まちづくり検討委員会

⑴検討委員会の設立目的

防災集団移転促進事業の経緯で見たとおり、沿岸部6地区の集団移転が決まった。移転先である玉浦西地区の新しいまちづくりとして、2012年（平成24年）6月11日、まずまちづくり検討委員会を設置。集団移転先である玉浦西地区のまちづくりについて総合的に検討することを目的とし学識経験者、6地区代表者（集団移転希望者で町内会長または地区の役員、女性代表、青年代表〈概ね40歳以下の男性または女性〉）及び周辺地区の市民代表者、アドバイザーにより構成された。

⑵検討委員会のメンバー

（敬称略、順不同）

<table>
<tr><th>職名</th><th>氏名</th><th colspan="2">区分</th></tr>
<tr><td>委員長</td><td>阿留多伎 眞人</td><td rowspan="2">学識経験者</td><td>尚絅学院大学教授</td></tr>
<tr><td>副委員長</td><td>福 屋 粧 子</td><td>東北工業大学講師</td></tr>
<tr><td rowspan="8">委 員</td><td>中 川 勝 義
桜 井 よ し み
桜 井 理 恵</td><td rowspan="8">集団移転対象6地区の市民代表</td><td>相野釜地区</td></tr>
<tr><td>佐藤和夫※2
佐 藤 清 子
大内 貞雄※2</td><td>藤曽根地区</td></tr>
<tr><td>齋 健 二※1
小 林 昌 代
菊 地 康 志</td><td>二野倉地区</td></tr>
<tr><td>菊 地 幸 一
斉 藤 洋 子
菊 地 善 信</td><td>長谷釜地区</td></tr>
<tr><td>菅 原 栄
浅 野 公 子
森 功</td><td>蒲崎地区</td></tr>
<tr><td>森 博※3
森 真弓※3
佐 藤 克 己</td><td>新浜地区</td></tr>
<tr><td>伊 藤 喜 美 雄
加 藤 敬 三
熊 谷 慶 一</td><td colspan="2">集団移転先周辺地区の市民代表</td></tr>
<tr><td rowspan="3">アドバイザー</td><td>石 川 幹 子</td><td colspan="2">東京大学大学院
工学系研究科教授</td></tr>
<tr><td>小 野 田 泰 明</td><td colspan="2">東北大学大学院
建築・社会環境工学科長</td></tr>
<tr><td>三 部 佳 英</td><td colspan="2">（財）宮城県建築住宅センター
理事長</td></tr>
</table>

（2012年（平成24年）6月11日現在）

※1：二野倉地区の代表は、菊地久義委員から齋健二委員に交代（第13回会議より）。

※2：藤曽根地区の代表は、佐藤勲委員から佐藤和夫委員に。佐藤武志委員から大内貞雄委員に交代（第16回会議より）。

※3：新浜地区の代表は菅原一夫委員から、森博委員に。菅原真奈美委員から森真弓委員に交代（第15回会議より）。

⑶まちづくり検討委員会の経緯

移転先で生活する方やその周辺の住民の想いを反映することに重きを置き、委員会は、3班に分けグループワークを中心に2012年（平成24年）6月11日から2013年（平成25年）11月25日まで28回に渡って検討を重ねた。

玉浦西地区は移転前の6つのコミュニティが移転後は、一つの大きなコミュニティになることから各班は異なる選出区分（地区）で委員構成を行った。また、各班が一つのチームになるように班毎に名称（ひまわり、さわやか、TMU）を付けていただいた。

まちづくり検討委員会の経緯

年月日	会議回数	検討内容
2012年（平成24年）6月11日	第 1 回	・委嘱状の交付 ・委員長及び副委員長の選任 ・防災集団移転事業の経緯等について ・検討委員会のスケジュールについて
同年6月27日	第 2 回	・検討委員会のスケジュール検討 ・アドバイザー講演
同年7月11日	第 3 回	・まちづくりアンケート検討 ・まちづくりカードの発表
同年7月25日	第 4 回	・まちづくりカードのまとめとまちづくりの方針（案）を検討（グループワーク）
同年8月 8日	第 5 回	・まちづくりアンケート結果（速報）について ・土地利用計画（案）の検討（グループワーク）
同年8月22日	第 6 回	・土地利用計画（案）の検討（グループワーク）
同年8月29日	第 7 回	・土地利用計画（案）の検討（グループワーク）
同年9月 4日	第 8 回	・土地利用計画（案）の検討
同年9月12日	第 9 回	・土地利用計画（案）の検討
同年9月19日	第 10 回	・まちづくりの方針及び土地利用計画を市長に報告
同年10月17日	第 11 回	・土地利用計画の変更を検討 ・画地の配置方針（案）の検討
同年12月12日	第 12 回	・土地利用計画図（宅地割図）を検討 ・スケジュール予定（案）について検討 ・公共・公益施設整備方針（案）を検討
2013年（平成25年）1月 9日	第 13 回	・公共・公益施設整備方針（案）を検討
同年1月23日	第 14 回	・公共・公益施設整備方針（案）を検討
同年2月 6日	第 15 回	・画地の配置及び公共・公益施設整備方針の市長報告
同年2月20日	第 16 回	・まちづくりのルール（地区計画等）を検討
同年3月18日	第 17 回	・まちづくりのルール（地区計画等）を検討
同年4月 3日	第 18 回	・まちづくりのルール（地区計画等）の市長報告
同年5月15日	第 19 回	・新たな地域づくりの検討及び課題の抽出等を検討
同年6月 5日	第 20 回	・新たな地域づくりの検討・検討課題の進め方・地区の名称の決め方を検討
同年6月26日	第 21 回	・新たな地域づくりの検討・検討課題の進め方・災害公営住宅の検討
同年7月17日	第 22 回	・新たな地域づくりの検討・町内会等の組織体制等を検討
同年8月 7日	第 23 回	・新たな地域づくりの検討・公園の名称の決め方等の検討
同年8月28日	第 24 回	・新たな地域づくりの検討・公園等の管理等の検討
同年9月25日	第 25 回	・新たな地域づくりの検討・地区名称の第一次選考の検討
同年10月9日	第 26 回	・新たな地域づくりの検討・最終報告書の検討
同年10月30日	第 27 回	・新たな地域づくりの検討・最終報告書の検討
同年11月25日	第 28 回（最終）	・最終報告書の市長提出（新たな地域づくりの検討を含む）

（岩沼市「東日本大震災 岩沼市の記録」より）

⑷まちづくり検討委員会で議論された内容

①玉浦西地区に想いのある人でチームを作る

まちづくり検討委員会

↓

1. 集団移転対象地区の市民
2. 集団移転先周辺地区の市民
3. 学識経験者
4. アドバイザー

②まちづくりの想いを伝える

1. アドバイザーによる講話
   石川幹子・小野泰明・三部佳英の3氏による専門家アドバイス。
2. 委員による「まちづくりカード」の発表
   各委員のまちづくりに対する想いを「まちづくりカード」に記載し発表。
3. まちづくりニュースの発行
   こうした検討の経緯やそれぞれの想い、意見を小さな新聞の形で発行。

③まちづくりの想いを集める

1. まちづくりアンケート調査実施。

A）玉浦西地区へ移転希望の方

（対象＝中学生以上の方全員、質問項目＝12問）

❶将来のまちづくりについて
❷コミュニティやシンボルについて
❸地区に必要な施設について
❹まちづくりのルールについて等

B）玉浦西地区以外へ移転希望の方

（対象＝世帯ごと、質問項目＝5問）

❶将来のまちづくりについて
❷コミュニティやシンボルについて等

C）玉浦西地区周辺にお住まいの方

（対象＝世帯ごと、質問項目＝6問）

❶将来のまちづくりについて
❷コミュニティやシンボルについて
❸地区に必要な施設について等

2.玉浦西地区移転希望者のアンケートの主な結果

将来のまちづくりについては、「災害に強いまち」という回答が最も多く58.2%。また、地区に必要な施設については、「スーパー等の生鮮食料品などを扱う小売店舗」という回答が最も多く77.1% だった。このアンケート結果を基にワークショップでまちづくりの形を検討していった。

↓

④まちづくりの想いを形にする

ワークショップ実施

↓

❶まちづくり方針及び土地利用計画
❷画地の配置方針及び公共・公益施設整備方針
❸まちづくりのルール（地区計画）及び新たな地域づくり方策を検討

↓

まちづくり方針策定

❶自然災害に強い安全なまち
❷自然エネルギーを活用した環境未来都市を実現するまち
❸空が広く感じられる美しい街並みのあるまち
❹地域の交流ができる集会所や菜園のあるまち
❺緑豊かで水辺のある景観のよいまち
❻スーパーと個人商店が複合した楽しく買物ができるまち
❼地域のみまもりにより、高齢者福祉と子育てが充実したまち

⑤玉浦西地区の土地利用を皆で検討

まちづくりは、ほとんどの場合、都市計画のもと自治体が主導し全体を進める。玉浦西地区の場合、ここに移り住む住民が何度も集まり、顔を合わせ、楽しく、でも厳しく「ここはこうしたい」、「こっちはこういう場所にしたい」とワークショップで議論を重ねた。

1）宅地や道路、公園など土地利用計画

❶班ごとに、まちのイメージを描く

まちづくり方針を基に、委員が自らペンを動かして班としてのイメージ案を描く。

❷班ごとに、まちのイメージをブラッシュアップする

移転する6地区や公園等のボリュームの分かる紙を使い、クルマの動線やヒトの動線、各班の案の良いところなどを取り入れながら、まちのイメージを再検討する。

❸班ごとに、6地区の位置を検討する

事務局が整理した土地利用計画（基本パーツ図）を基に、移転する6地区の位置（災害公営住宅も地区毎に配置）を含め、まちのイメージを再検討する。

❹1つの土地利用計画図にする

事務局が整理した土地利用計画図について全体で検討を行う。

❺土地利用計画図を決定する

土地利用計画図を基に作成したイメージ模型により、まちのイメージを確認する。

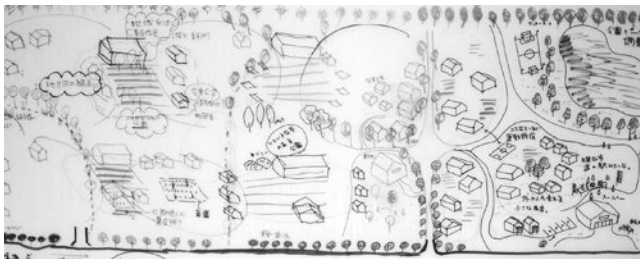

2）6つの地区の区画配置

❶画地の配置方法の検討

二野倉・藤曽根をひとつの地区として扱い、決定方法も含め5地区別に進める。

❷画地割の地区会合の開催

重複した画地については、ほとんどが話し合いで分散、決定し、抽選を行ったのは2区画であった。また、画地の面積についても移転者が希望する面積を尊重し配分した。

❸各地区会合を踏まえ土地利用計画を一部変更

画地の検討の中で各地区からの意見を踏まえ、土地利用計画の一部変更を行った。

・災害公営住宅の位置の変更

・街区の街区幅の変更等

3）公園や集会所など公共・公益施設整備方針

❶基本的な考え方の整理

7つのまちづくり方針を踏まえ整備に係る基本的な考え方の整理を行った。

・貞山運河をイメージした緑道が公園及び公園兼調整池内を横断することで、貞山運河の線形の確保を行う。

・集会所の敷地と公園の敷地は、一体感が保てるように整備する。

・公園の植栽は管理しやすい樹種を選定し、できるだけ四季を感じられるものとする。

・6地区のシンボルは、緑道を中心として公園及び災害公営住宅の用地に配置する。

❷公園・緑道等の整備方針

公園、緑道、集会所について、イメージ模型等により整備方針の検討を行った。

東公園と集会所

子どもたちが自然を感じながら安全に遊べ、地区の住民が主体的に管理、見守りしやすい公園及び集会所とする。

中公園と集会所

防災力を高める防災機能を兼ね備え、地区全体の交流の中心となる公園及び集会所とする。

西公園と集会所

誰もが、ふるさとの自然や文化を感じる憩いの場としての公園及び集会所とする。

緑道

玉浦西地区と三軒茶屋地区を結ぶ安全・安心な歩行者動線であり、ふるさと玉浦を感じられる緑道とする。

❸街区内幹線道路の整備方針

電線の裏配線により景観に配慮するとともに、歩車分離による安全・安心な交通処理ができる道路とする。

県道岩沼海浜緑地線との取り付き部を起終点として、基本的な自動車動線が地区内に混入せず、地区内の宅地配置が柔軟に行えるよう地区境界までを使ったループ状に配置する。

❹公益施設の整備方針

スーパーと個人商店が複合し楽しく買物ができるとともに、高齢者や子育て世代に必要な機能を備えた玉浦の復興に貢献できる施設とする。

被災した個人商店が入店できるとともに、地元雇用や地産地消を実践できるスーパーの誘致を図る。

高齢者や子育て世代に必要なクリニックや保育所などの誘致を図る。

❺災害公営住宅の整備方針

災害に強く、入居者のライフスタイルや景観、環境等に配慮した、いつまでも安心して暮らせる住宅とする。また、将来的には、高齢者や子育て支援施設への一部転換も可能な住宅とする。

整備については、市と県で「災害公営住宅整備に係る業務協定」を締結したことにより、宮城県が行う。

4）まちづくりのルール策定

まちづくりのルールとは「地区計画」と「地区計画以外のルール」であり、景観や生活において障害となるものを事前に制限する決まりごと。

なお、地区計画以外のルールは、法制化されていない、地域の合意に基づく、この地域のルールである。

地区計画

・建築物の用途の制限
・壁面の位置の制限
・かき又はさくの構造の制限等

地区計画以外のルール

・屋根へのＴＶアンテナ設置制限
・生垣の樹種の統一（地区ごとに樹種を検討）等

❶基本的考え方の整理

「地区計画でルール化する項目」と「まちづくり方針」とのマトリクスにより、玉浦西地区の市街化区域編入後の用途地域となる第一種低層住居専用地域の制限内容に加えて、まちづくりに必要な項目の抽出を行った。

❷制限内容の検討

委員へのアンケート調査並びに玉浦西地区へ移転する方全員を対象とした説明会及びアンケート調査により検討を行った。

❸地区計画案の作成

地区計画及び地区計画以外のルールに分けてまちづくりのルール案を作成した。

このあと、災害公営住宅の整備も進み、玉浦西地区まちづくりが加速されていった。

2013 年（平成 25 年）3 月 3 日、地区計画説明会

玉浦西地区土地利用計画図

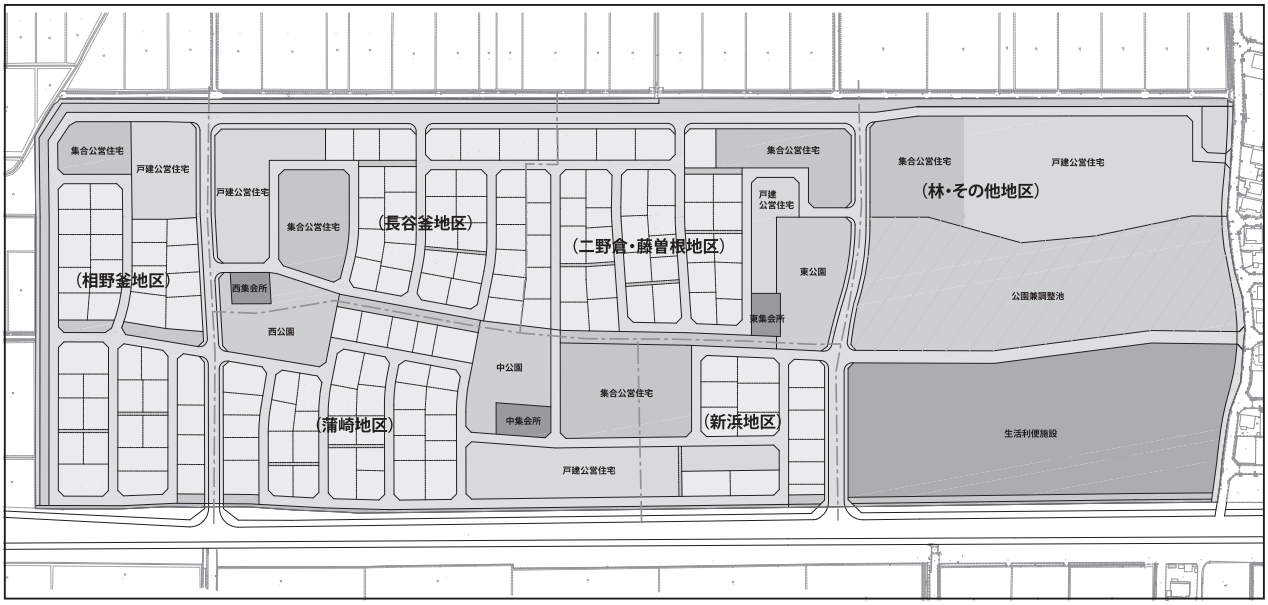

・区画道路は、安全性に配慮し、可能な限り十字交差は避け、Ｔ字交差により街区を構成した。
・宅地への車の乗り入れ口は、可能な限り幹線道路に設けないようにし、安全性を確保した。
・区域内の道路は、可能な限り緩やかなカーブを付け、奥行きが感じられる景観に配慮した道路とした。
（岩沼市復興・都市整備課より）

５）新たな地域づくり方策の検討

移転後のまちづくりに関して、検討委員に対してアンケート調査を行い検討すべき課題をあげてもらい、その中から以下の４つを優先的に検討すべき課題として抽出した。

【優先的に検討する課題】

①名称等（地区の名称や公園名称の決め方、町内会等の組織体制）に関すること
②公園・緑地・集会所の管理等に関すること
③安心安全に関すること（避難のルール等）
④シンボルに関すること（各地区のシンボル、地区全体のシンボルの内容・設置場所等）

地区の名称に関しては、全国からの公募により選定することとし、全国 152 通の応募の中から、委員による投票により５つの候補を選定。この候補に対して地区にお住まいになる方（中学生以上）による投票の結果「玉浦西」が決定した。

また、各地区のシンボルについては、各地区からの意見に基づき、次表の樹木が選定され、地区内の公園や緑道に配置されることとなった。

各地区のシンボルツリー

相野釜	サンシュユ
藤曽根	ソネノキ(アカシデ)
二野倉	サルスベリ
長谷釜	イチョウ
蒲崎	ツゲ
新浜	キンモクセイ

移転元地（蒲崎）に残ったツゲの木（シンボルツリーとして玉浦西まごころ公園に移植）

(5)まちづくりが目指すもの

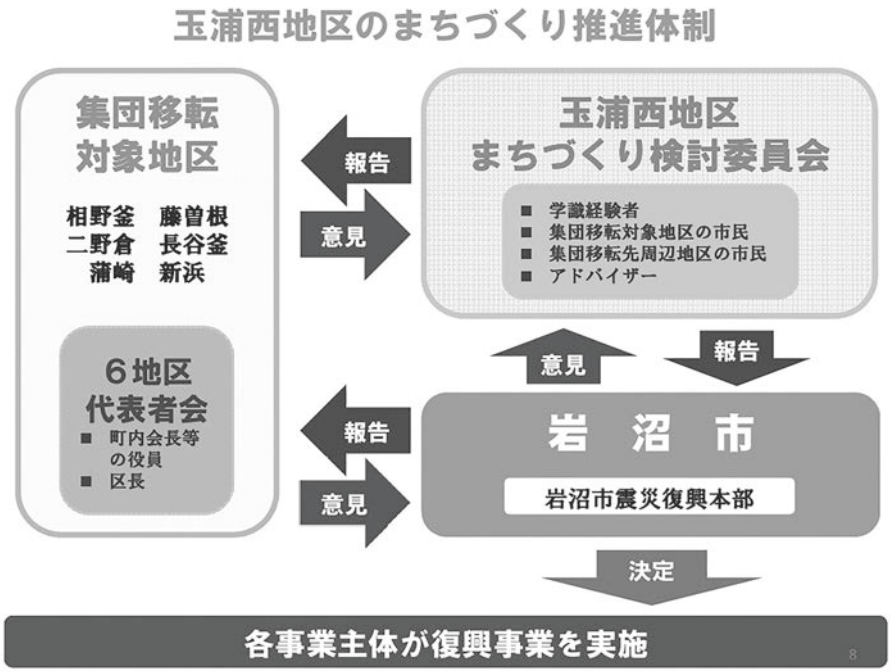

（岩沼市「岩沼市防災集団移転促進事業『玉浦西地区』のまちづくり」より）

まちづくりの位置づけ

玉浦西地区は玉浦再生の起爆剤

⬇

まちづくりの目的

コミュニティの維持と形成
世代を超えた持続可能なまちの形成

⬇

まちづくりの理念

オーダーメードのまちづくり
エココンパクトシティ※1の具現

玉浦西のまちづくりを一人ひとりの手で進めることは、玉浦西という新たなふるさとに、失われたふるさとの歴史や誇りを引き継ぐことになる。

個人住宅の再建が一人ひとりの復興のスタート

※1　エココンパクトシティ：被災6地区が1か所に集団移転し、西地区に集住してコンパクトなまちに暮らす。それまで各地区で培われて来たコミュニティを維持しながら、快適で必要な施設がそろうコンパクトなまちづくりを目指す。蓄電池併用太陽光発電システムを導入した集会所や災害公営住宅などエコシステムも導入する。このことをエココンパクトシティとしている。

玉浦西地区まちづくりイメージ図

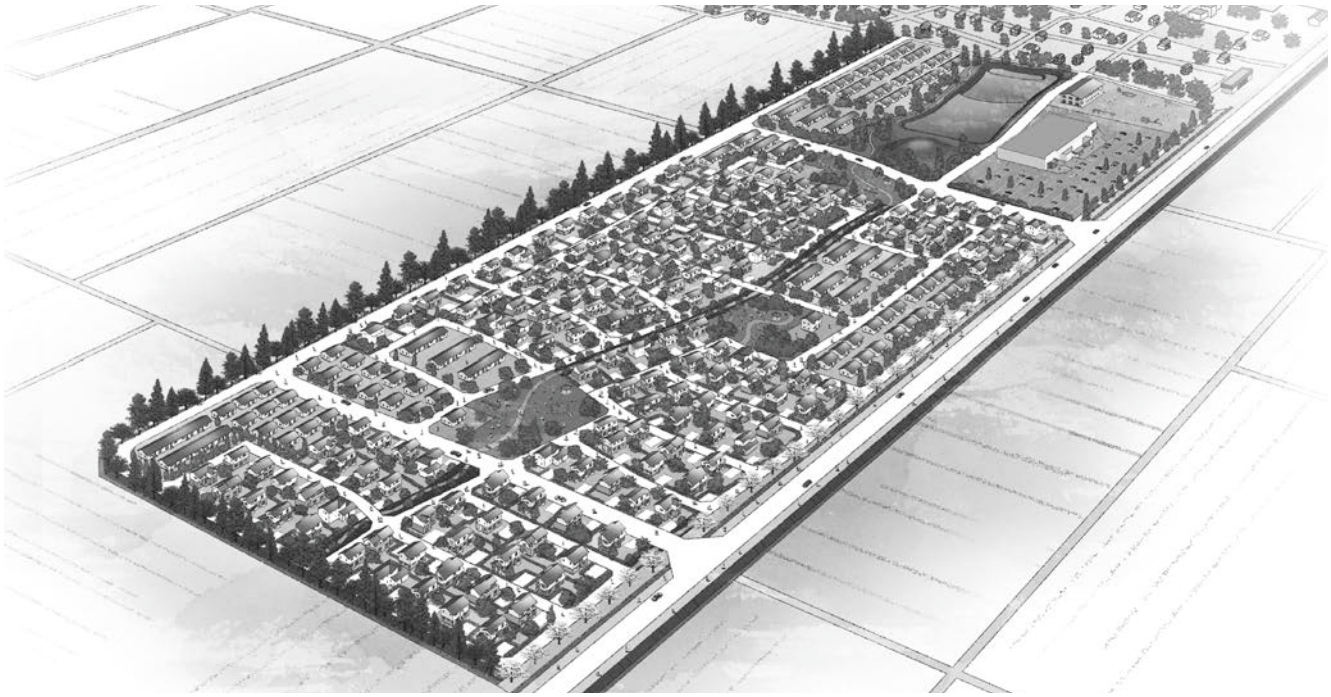

（岩沼市「岩沼市防災集団移転促進事業『玉浦西地区』のまちづくり」より）

5. 移転先の整備

集団移転については、被災から３年での移転完了を目指し事業が進められていたことから、防災集団移転促進事業の認可前における移転用地買収の交渉とともに、集団移転先の造成工事や個人住宅建築についても事業期間の短縮を図るために次のような取組が行われた。

３年で完了を目指したスケジュール案　2011 年（平成 23 年）度～ 2013 年（平成 25 年）度

No.	項目＼年度・月	23年度			24年度												25年度												26年度
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
復興整備計画	防災集団移転事業		協議会	公表																									
	防災集団移転事業（農地転用）		協議会	公表																									
	防災集団移転事業（開発行為）					協議会	公表																						
交付金事業計画	防災集団移転事業（復興交付金）	申請		申請										申請															
	災害公営住宅整備事業（復興交付金）	申請		申請										申請															
	災害公営住宅家賃低廉化事業																									申請			
	東日本大震災特別家賃低減事業																									申請			
防災集団移転事業	事業計画策定	図書作成																											
	集団移転先の土地買収	土地調査	農地転用 土地鑑定		仮契約	所有権移転																							
	第２回意向調査			条件設定（土地価格等）		調査	集計																						
	（仮称）玉浦西地区まちづくり検討委員会				委員選出	会議																							
	区画配置（集落、個人）					会議																							
	用地造成			事前協議		設計（開発行為含む）			発注	地盤対策工																			
	公共施設整備（道路、上下水道等）						事前協議		設計					発注	築造														
	災害公営住宅整備						事前協議		設計								発注	建設								入居手続		入居	
	移転元地の買収			鑑定調査	鑑定書		説明会	用地買収（所有権移転登記等）																					
	住宅等に係るローン利子補助等					制度設計等		受付	交付																				
	住宅用地借地・売却契約						制度設計等		受付・契約等（三軒茶屋西）								受付・契約等（玉浦西）												
	個人住宅建築（玉浦西）				建築情報提供			資金計画	契約	設計														建築				引越	
	個人住宅建築（三軒茶屋西）				建築情報提供			資金計画	契約	設計	建築				引越														
	千年希望の丘用地買収（移転元地）										説明会	用地買収（所有権移転登記等）																	

※ボーリング等の現況調査結果及び地元との意見調整により変更となる場合があります。

・集団移転先の地盤処理に時間を要することから、その期間を活用し玉浦西のまちづくり検討を行うことができるように、検討前に開発行為の許可を取り造成を開始し、まちづくり検討終了後に開発行為の変更を行った。
・個人住宅の画地については、まちづくり検討の中で決定し、個人毎の住宅検討をまちづくりと平行し行っていただいた。
・民間事業者の協力により集団移転先の近隣に被災者向け復興住宅の展示場（復興応援「岩沼ハウジングアベニューのぞみ」、2,000万円以下に価格を抑えた復興住宅14棟）を整備し、実物による検討ができる環境を整えた。
・個人住宅の建築については、開発行為に関する工事完了公告前の建築承認を受け、玉浦西の造成工事完了前に住宅の建築に着手できるようにした。
・玉浦西の工事は、ほぼ地元企業により施工し、企業間や被災者と施工者の顔が見える関係を築いた。（造成・道路・下水道・公園－2工区、植栽－3工区、水道－8工区）

⑴移転先の造成工事

集団移転先の造成工事については、以上のような取組とともに、次のように行われた。

2011年（平成23年）11月2日、移転先を玉浦西に決定
同年11月21日、玉浦西地区用地交渉開始
2012年（平成24年）7月27日、岩沼市議会の議決により玉浦西地区の用地買収契約及び用地造成工事契約締結
同年8月5日、玉浦西地区造成工事起工式

被災地のトップランナーとして、市の集団移転促進事業がスタートした。市内押分字新筒下地内で行われた起工式には、平野復興大臣をはじめ関係者約300人が出席。式では、井口市長の式辞、平野復興大臣、三浦宮城県副知事、高橋市議会議長の祝辞に続いて、井口市長らが鍬入れを行った。また、集団移転代表者として玉浦中学校3年生の猪股祐那さんから「新たな一歩」と題して、ふるさと6地区や新たなまちへの想いを発表した。

工事は市内押分字新筒下地の現況農地19.6haに地盤改良を実施し上で2013年（平成25年）7月末までに盛土造成を行った後、道路や公園をはじめとする公共施設などの整備に着手。同年末に土地引渡し開始となった。

2013年（平成25年）6月から、玉浦西地区上下水道公共施設整備工事着手
同年7月から、道路・雨水等工事
同年10月27日、土地売買等に関する説明会

玉浦西地区の造成工事については盛り土部分を調整し、宅地基盤の仕上を行いまた、造成工事が完成した箇所から、順次上下水道や道路などの公共施設工事を実施した。本年度中の宅地の引渡しを目指し、10月27日に市民会館中ホールで玉浦西地区移転者（分譲・借地）説明会を開催した。

岩沼市の防災集団移転促進事業のうち、県の開発許可が必要な地区（土木事務所許可分を除く）の完了状況は以下のとおり。

地区	検査済証交付年月日	完了広告年月日
玉浦西地区（1工区）	2014年（平成26年）4月11日	同年4月18日
玉浦西地区（1工区）	同年7月8日	同年7月15日

（宮城県「防災集団移転促進事業について」より）

⑵玉浦西地区土地引渡し式

2013年（平成25年）12月21日、玉浦西地区第1期宅地引き渡し

玉浦西地区の宅地造成工事の一部が完了し、移転者に宅地の引渡しをする「玉浦西地区第1期宅地引渡し式」が小泉復興大臣政務官、三浦宮城県副知事など関係者の参列のもと、同地区にて行われ、移転者の間で土地の分譲・借地契約が取り交わされた。

岩沼市の集団移転事業は、国の「防災集団移転促進事業」第1号に指定され、大きな注目を集めた。これまでスピード感を持って復興に取り組み、トップランナーとして走ってきた岩沼市。今回の「宅地引渡し式」も大規模な造成を伴う集団移転事業として被災地で最も早く始めることができた。

式典では、投票によって決定した新しい地名「玉浦西」の名前が披露され、市長が「先人が作った玉浦をしっかりと再生させなければならない。全ての皆さまの思いを定着させていきたいと思う」と挨拶した。第1期の引渡しでは、東日本大震災で被災した沿岸6地区のうち相野釜地区35戸、約2haの宅地が移転者に引渡され、2014年（平成26年）4月から移転者の引っ越しが行われることになった。

2014年（平成26年）1月から、公園等工事

同年3月29日、玉浦西地区第2期土地引渡し（蒲崎地区20・21街区/12区画・約0.5ha）

同年4月27日、玉浦西地区第3期土地引渡し

二野倉･藤曽根地区、長谷釜地区、蒲崎地区、新浜地区。6地区の引渡し完了。

同年4月末頃、玉浦西地区（相野釜地区）へ一部が引越開始

同年10月、玉浦西地区内の商業施設建設工事

玉浦西地区に立地する商業施設については、2014年（平成26年）9月に市と事業者の間で賃貸借契約を締結し、10月から建設工事が始まり、2015年（平成27年）7月に開業した。

2015年（平成27年）1月、防災集団移転促進事業の進捗状況

玉浦西地区については、145区画中、90％の区画において住宅建築に着工しており、そのうち102世帯が引っ越しを終え、新たな生活を開始した。また、コミュニティの拠点となる3棟の集会所についても工事に着手し、2014年（平成26年）度内の完成を目指して工事を進めた。

同年5月、集団移転完了

地区単位で集団移転を実施し、2015年（平成27年）5月には個人で再建した住宅や災害公営住宅に概ね入居し、移転を完了した。

⑶三軒茶屋西地区の土地引渡し

集団移転先ついては、コミュニティを維持しながら地区ごとに移転することができる玉浦西地区と、同地区に隣接し、既に保留地処分（三軒茶屋土地区画整理事業）を開始していることから、さらに、スピード感を持った移転が可能な三軒茶屋西地区とした。三軒茶屋西地区については、2012年（平成24年）11月3日に土地引渡しを始め、2013年（平成25年）3月に移転者の一部が居住を開始した。同地区には、12軒が移転した。

6. まち開き

⑴玉浦西まち開き

2015年（平成27年）7月19日、東日本大震災で被災した沿岸6地区（相野釜・藤曽根・二野倉・長谷釜・蒲崎・新浜地区）の集団移転先である玉浦西地区のまち開きが開催され、これまで支援していただいた方への感謝の思いを伝えるとともに6地区の復興の証を全国に向けて発信した。午前は市民会館大ホールで「玉浦西まちづくりと感謝を伝える会」を開催。パネルディスカッションでは、まちづくり検討会の阿留多伎委員長が進行役を務め、同検討会の福屋副委員長、移転者代表3名、応援職員等と菊地市長が、これまでのまちづくりへの想いや多くの支援に感謝する言葉を披露した。午後には、会場を玉浦西地区に移し、4つの公園（大樹・まごころ・うぐいす・楽々〈らら〉）を中心に様々なイベントが催された。

⑵待ち望んだこの日

まち開きイベントの主催は玉浦西まちづくり住民協議会や岩沼市らによる実行委員会。竹下亘復興相ら来賓や同地区の住民が多数参加し、新たなまちの門出を祝った。市民会館大ホールで行った「感謝の想いを伝える会」では、震災発生以降、まちづくりを進めてきた経緯や今後の抱負などを住民らが語った。菊地市長は「ここまで来ることができたのは国内外の多くのご支援のたまものであり、感謝したい」と述べるとともに、「復興させたいという住民の強い思いを行政がしっかりと受け止めて下支えしてきた。まち開きはゴールではない。今後の飛躍を誓いたい」と語った。竹下復興大臣は「復興のトップランナーとして被災地全体を引っ張っていただきたい。これからふるさとに魂を入れる仕事がスタートする。次の世代に引き継いでいってほしい」と祝辞を述べた。

住民を代表して感謝の言葉を述べた玉浦中学校３年の櫻井未夢さんは、玉浦西地区での自宅の再建について「一日千秋の思いで待っていた。希望の光だった。自分のものを好きなところに飾れるだけで本当にうれしい」と喜びを語った。続いて、住民や有識者らによるパネルディスカッションを実施。玉浦西まちづくり検討委員会の菊地幸一委員は、地域で話し合って行政に集団移転を提案した経緯などを振り返るとともに、「集団移転をして良かったとの思いでいる。協力しながら良い集落を造り上げたい」と語った。斎藤洋子委員は「何とか自宅を再建できた。鍵が引き渡された時の家族の笑顔が忘れられない。この笑顔は皆さんにもらったプレゼントだと思う」と話した。玉浦西地区のまち開きは岩沼市にとって、大変感慨深く想いのこもったものであり、菊地市長は以下のとおり祝辞を述べた。

【コラム 13：玉浦西まち開き】

COLUMN —

玉浦西まち開きにあたって

「玉浦西まち開き」、誠におめでとうございます。

東日本大震災の発生から４年４か月が経過いたしました。

これまでの間、復旧・復興については、国内外から数えきれないご支援・ご協力を賜りながら、住宅再建を最優先に進めてまいりました。避難路整備やほ場整備等復興は未だ道半ばですが、本日、ここ玉浦西地区において確かな一歩を踏み出したことは、とても感慨深いものがあります。

改めまして、これまでご支援・ご協力を賜りました全ての皆さまに御礼と感謝を申し上げます。

振り返りますと、被災された６地区の皆さまから、はじめて「集団移転したい」とのお話をいただいたのは、震災から約１か月後に行った被災地区の代表者との懇談会の席でした。市といたしましても、その願いを真摯に受け止め、集団移転の希望を何としても実現させたいとの思いで皆さまに寄り添い、時には熱い議論を重ねつつ、一緒になって新しいまちづくりに取り組んでまいりました。

これまで、岩沼市が復興の歩みを着実に進めることができましたのは、被災された皆さまが主体的にまちづくりを進めてきた結果であり、新しいふるさととなる「玉浦西」は、皆さまの「想い」がしっかりと込められ、形になっていると感じております。

避難所から仮設住宅へ、そして集団移転先へと地域コミュニティを大切にしてきたまちづくりは、現在、新たな町内会が結成され、地区の皆さまが主体となって公園の緑化やイグネの植樹を行うなど、持続可能なまちに向けた取組みも着実に進んでいます。

玉浦西のまちづくりはスタートしたばかりですが、今後、集団移転を行った６地区の歴史や誇りが受け継がれ、時を重ねていく中で新たな誇りと愛着によりすばらしい「玉浦西」に発展していただくことを切に願っております。

平成 27 年７月 19 日

岩沼市長　菊地啓夫

（岩沼市『玉浦西のあゆみ　～想いは未来へ～』,2015.7 より）

7. 東保育所の玉浦西地区への移転再建

津波被災により解体撤去した東保育所は2013 年（平成 25 年）４月、プレハブ仮設で保育を再開。2019 年（平成 31 年）４月には、防災集団移転計画で掲げる「まちなかに子どもの声が響くような、元気あふれる明るいまちづくり」を進めるため、玉浦西地区への移転再建を果たした。なお、被災当時、東保育所に隣接していた東児童館は、浸水対策を講じた上で2014年（平成26年）6月に現地再建された。

移転後の東保育所には、新たに子育て支援センターが併設された。

8. 玉浦西地区のまちづくりが石川賞等を受賞

日本都市計画学会は、2016 年（平成 28 年）5 月 20 日の学会賞のうち、都市計画に関する独創的・啓発的な業績を挙げた個人や団体に贈られる「石川賞」に、「コミュニティを主体とする『回復力の高い復興計画』の立案と復興まちづくりの実現」で、菊地啓夫市長、中川勝義玉浦西地区まちづくり住民協議会会長、石川幹子中央大学理工学部教授を選んだ。

賞状

宮城県岩沼市長
菊地啓夫殿

業績名
「コミュニティを主体とする『回復力の高い復興計画』の立案と復興まちづくりの実現」

あなたの右の業績は都市計画の進歩発展に顕著な貢献をした優秀なものと認め本学会はここに日本都市計画学会石川賞を贈り表彰します

平成二十八年 五月二十日

公益社団法人日本都市計画学会
会長 中井検裕

玉浦西地区のまちづくりはこれ以外にも次の賞を受賞している。

2014 年（平成 26 年）11 月 5 日

玉浦西地区まちづくり住民協議会が、第 25 回「緑の環境デザイン賞」国土交通大臣賞を受賞

2015 年（平成 27 年）10 月 4 日

玉浦西地区まちづくり検討委員会・玉浦西まちづくり住民協議会・岩沼市が、第 11 回日本都市計画家協会優秀まちづくり賞を受賞

同年 10 月 17 日

玉浦西地区災害公営住宅が、住生活月間において、国土交通大臣表彰を受賞

2016 年（平成 28 年）10 月 28 日

玉浦西の相野釜地区の災害公営住宅が 2016 年度グッドデザイン特別賞（復興デザイン）を受賞

2019 年（令和元年）6 月 19 日

玉浦西地区まちづくり検討委員会委員長阿留多伎眞人氏（尚絅学院大学教授）が、都市計画法・建築基準法制定 100 周年記念国土交通大臣賞を受賞

9.NHK が岩沼市のまちづくりを取材

岩沼市では、集団移転先のまちづくりについてＮＨＫの取材を受け、以下のテレビ番組が放送された。

●地域ミーティング

みんなで“新しい街”を作ろう
～宮城・岩沼市玉浦地区～
2012 年（平成 24 年）2 月 26 日（日）
15 時 00 分～ 15 時 59 分（Ｅテレ）

●明日へ支えあおう　復興サポート

みんなで話して決めていく
～宮城・岩沼市玉浦の集団移転～
同年 11 月 18 日（日）
15 時 05 分～ 15 時 53 分（総合）

●明日へ支えあおう　復興サポート

みんなで理想の公園を作ろう
～宮城・岩沼市玉浦の集団移転　Part3 ～
2013 年（平成 25 年）11 月 17 日（日）
10 時 05 分～ 10 時 53 分（総合）

●ＮＨＫスペシャル　シリーズ東日本大震災

私たちの町が生まれた
～集団移転・3 年半の記録～
2014 年（平成 26 年）9 月 27 日（土）
21 時 00 分～ 21 時 49 分（総合）

●クローズアップ東北

「ふるさとは残った　～岩沼・集団移転をめざした人たち～」
2015 年（平成 27 年）1 月 30 日

●明日へ支えあおう　復興サポート

子どもたちで祭りを創ろう
～宮城・岩沼市　Part4 ～
同年 5 月 24 日（日）
10 時 05 分～ 10 時 48 分（総合）

●明日へつなげよう　復興サポート

みんなで描く　ふるさとの再生
～宮城・岩沼市　Part5 ～
2016 年（平成 28 年）6 月 26 日（日）
10 時 20 分～ 11 時 03 分（総合）

第４項　災害公営住宅

通常の災害公営住宅の整備は、県又は各市町村による直接建設が基本となるが、災害公営住宅の整備を進めていく上で、壊滅的な被害を受けた市町においては、被災者支援や避難所の運営、その他の業務に追われ、圧倒的なマンパワー不足に陥り、また、昨今の行政（建築）職員数の減少や、公営住宅の整備に関するノウハウ不足が大きな課題となった。

このため、東日本大震災で甚大な被害があった岩沼市は、宮城県が災害公営住宅の設計・工事を発注する「県受託による整備」を選択。県受託による整備は県内９市町 27 地区 2,229 戸に及ぶが、岩沼市は１ 地区 210 戸であった。

１. 災害公営住宅の概要

⑴災害公営住宅とは

災害公営住宅は、災害により住宅を失い、自ら住宅を確保することが困難な方に対し、安定した生活を確保するために、地方公共団体が国の助成を受けて整備する低廉な家賃の公営住宅である。

今回の災害公営住宅の整備には、新たに創設された東日本大震災復興交付金制度※を活用することで、県及び市町村の財政的負担が軽減された。整備費用には、災害公営住宅の社会的役割を踏まえ助成の上限となる標準額が定められており、建設コストと住宅の面積や仕上げ、設備のグレード等をバランスよく整備することとした。

※東日本大震災復興交付金：被災地方公共団体が自らの復興プランの下に進める地域づくりを支援し、復興を加速させることを目的に創設された交付金。

⑵入居者資格

災害公営住宅は、「災害により住宅を滅失し、自力では住宅再建が難しい方のための公的な賃貸住宅」であるため、入居資格要件（収入要件、同居親族要件）が緩和されている。岩沼市では、災害公営住宅への災害による特定入居にあたり、通常の市営住宅の入居資格要件のほかに、以下の全ての要件を満たしていることを入居者条件とした。

①東日本大震災により住宅を失った者であること。

・全壊、全焼、全流失又は大規模半壊
・半壊であって、解体を余儀なくされた場合
・福島原発事故による避難者（現在避難指示区域になっている場所に居住していた者に限る）

②現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

・仮設住宅、みなし仮設住宅に居住している等。

③住宅再建に関する補助金を受領していないこと。

・被災者生活再建支援金加算支援金
・被災者住宅再建支援事業費補助金など

④虚偽の申込や家族・親族を不自然に分割・結合しようとした世帯ではないこと。

⑶災害公営住宅事業概要

岩沼市では、個別面談調査で災害公営住宅の必要戸数を把握し、玉浦西地区と三軒茶屋西地区へ、次のとおり建設を行った。

①団地面積：4.53ha
（玉浦西地区　4.13ha）
（三軒茶屋西地区　0.40ha）
②事業期間：2011 年（平成 23 年）度～2014 年（平成 26 年）度
③総事業費：約 52 億円
④住宅戸数：210 戸（集団移転対象 111 戸、林住宅等対象 99 戸）
⑤事業工程：

2011 年（平成 23 年）12 月から、仮設住宅等入居者の意向調査開始
2012 年（平成 24 年）８月５日、玉浦西地区造成工事起工式（防災集団移転促進事業）
同年９月 28 日、宮城県と業務協定締結（設計関連）
同年 11 月から、災害公営住宅個別面談（防災集団移転対象者・林住宅入居者以外）
2013 年（平成 25 年）３月 24 日、災害公営住宅説明会
同年７月 16 日、仮申込受付開始

同年 12 月 3 日、宮城県と業務協定締結（工事関連）
2014 年（平成 26 年）3 月から、建設工事着手
同年 4 月 16 日、建設工事起工式
同年 9 月 25 日、本申込受付開始（集団移転対象者）
2015 年（平成 27 年）2 月 11 日、鍵引渡式及び現場内覧会（集団移転対象者）
同年 2 月 16 日、入居開始（防災集団移転対象者、相野釜・長谷釜地区）
同年 3 月 2 日、入居開始（防災集団移転対象者、蒲崎・新浜地区及び二野倉・藤曽根地区）
同年 4 月 18 日、入居前説明会及び現場内覧会（林住宅等）
同年 4 月 30 日、入居開始（林住宅等）

⑥整備戸数と各内訳

住宅名 / 項目	相野釜・長谷釜（B-1 地区）	蒲崎・新浜（B-2 地区）	二野倉・藤曽根（B-3 地区）	林住宅等（A 地区）
整備戸数	44 戸	46 戸	21 戸	99 戸
本 申 込	34 戸	41 戸	17 戸	87 戸
工事着工	2014 年（平成 26 年）3 月 19 日	2014 年（平成 26 年）4 月 8 日	2014 年（平成 26 年）5 月 21 日	2014 年（平成 26 年）5 月 29 日
工事完成	2015 年（平成 27 年）1 月 16 日	2015 年（平成 27 年）2 月 13 日	2015 年（平成 27 年）1 月 30 日	2015 年（平成 27 年）3 月 20 日
入居開始	同年 2 月 16 日	同年 3 月 2 日	同年 3 月 2 日	同年 4 月 30 日

⑦入居までの流れ

災害公営住宅入居までの流れ（相野釜地区の例）

時　期	災害公営住宅の入居までの流れ
2011 年（平成23年）12 月から	□仮設住宅等入居者の意向調査開始
2013 年（平成25年）3 月 24 日	□災害公営住宅に関する説明会 入居資格、連帯保証人、家賃、家賃の特別低減措置、家賃の計算方法、整備方針、アンケート調査結果、 建設場所、整備計画図案、スケジュール案、住戸計画案（間取り）、その他（ペット、募集方法）
同年 4 月	□災害公営住宅の入居意向確認調査
同年 6 月 22 日	□災害公営住宅に関する説明会 配置・平面計画（設計事務所） 整備状況（整備戸数、構造・間取り、戸建形式の払下げ） 仮申込等（仮申込、家賃（想定家賃、特別低減措置、高額所得者、計算方法）） 動物の飼育、その他（原発事故の避難者・市外被災者の注意事項）
同年 7 月 16 日	□仮申込受付開始
2014 年（平成26年）1 月 19 日	□災害公営住宅に関する説明会 整備内容（整備戸数、構造・間取り、配置、入居時期） 配置・平面計画（設計事務所） 今後の手続（申込から入居までの流れ、入居資格要件）
同年 3 月 14 日	□入居希望住戸申込書送付
同年 4 月 6 日	□入居希望住戸選定会
同年 7 月	□災害公営住宅入居に係る調査（仮申込から変更、車の所有台数等）
同年 9 月 7 日	□災害公営住宅に関する説明会 工事の進捗・入居時期 本申込（スケジュール、審査項目、必要な書類、ペット飼育ガイドライン） 住宅の管理（宮城県住宅供給公社による管理代行）、屋根貸し事業（県）
同年 9 月 25 日	□本申込受付開始
2015 年（平成27年）2 月 11 日	□鍵引渡式及び現場内覧会
同年 2 月 16 日	□入居開始

（岩沼市復興・都市整備課より）

⑷家賃について

災害公営住宅の家賃は、通常の市営住宅と同様に入居者の収入・世帯構成と住宅の規模・立地等により設定される。なお、今回の震災においては、東日本大震災特別家賃低減事業が新たに創設され、特に収入が低い方を対象に特別低減措置が可能となった。期間は管理開始から最長 10 年間で、5 年間の一定低減措置のあと、6 ～ 10 年目にかけて段階的に本来家賃へ引き上げとなる。

また、災害公営住宅の入居資格要件の緩和措置の一つとして収入基準の緩和があるが、これは入居時の特例措置であり、入居後は、通常の市営住宅と同様の基準が適用されることとなる。そのため、入居から3年以上経過し収入が高額な方については、収入超過者となり家賃が割増され、その後、入居から5年以上経過し収入が更に高額な方については、高額所得者として住宅の明け渡しが義務付けられるという課題が残った。

岩沼市では、これらの課題に対し、2市2町（名取市、岩沼市、亘理町、山元町）による協議を重ね、被災者の居住の経済的安定の確保と新たに形成されたコミュニティの維持を図るため、特別低減措置については、6年目以降の一定低減措置の継続（2020年（令和2年）度～2024年（令和6年）度）し、収入超過者の家賃については、管理開始から10年間（2024年（令和6年）度迄）の家賃割増分を減免するという対策を2018年（平成30年）度に講じた。

2. 災害公営住宅の造成及び建設工事

⑴造成工事

災害公営住宅の宅地の造成工事は、防災集団移転促進事業に併合して施工された。

2012年（平成24年）5月22日、岩沼市復興協議会で開発行為（宮城県知事）の同意（5月30日公表）

同年8月5日、玉浦西地区造成工事起工式

2013年（平成25年）6月から、玉浦西地区上下水道、道路等公共施設整備工事着手

⑵建設工事

2012年（平成24年）9月28日、宮城県との災害公営住宅に係る業務協定締結（設計関連）

2013年（平成25年）12月3日、宮城県との災害公営住宅に係る業務協定締結（工事関連）

2014年（平成26年）3月18日、災害公営住宅工事契約締結（県発注、相野釜･長谷釜地区）、以降順次県により工事発注（建築10件、電気設備6件、機械設備6件）

同年4月16日、岩沼市災害公営住宅建設工事安全祈願祭・起工式

「岩沼市災害公営住宅建設工事安全祈願祭・起工式」が玉浦西地区で行われた。災害公営住宅は、沿岸部の6集落（相野釜・藤曽根・二野倉・長谷釜・蒲崎・新浜）と旧市営林住宅などの被災者の住宅を提供するために、防災集団移転促進事業により造成する玉浦西地区と隣接する区画整備事業地内の三軒茶屋西地区に建設するものとなった。

2014年（平成26年）4月16日、災害公営住宅安全祈願祭・起工式

災害公営住宅建設工事の様子

3. 入居の状況

整備戸数210戸

時点	入居戸数	入居率
2015年（平成27年）7月末	191戸	91.0%
2016年（平成28年）9月末	204戸	97.1%
2017年（平成29年）2月末	202戸	96.2%
2018年（平成30年）2月末	202戸	96.2%
2019年（平成31年）2月末	197戸	93.8%

玉浦西地区災害公営住宅完成資料

住宅名	市営玉浦西一丁目住宅外				
所在地	岩沼市玉浦西一丁目外地内				
敷地面積	45,281㎡	建築面積	13,680.78㎡	延床面積	13,936.39㎡

住宅概要

整備手法		直接建設（県受託）		
建て方		戸建	長屋	共同住宅
構　造		木造	木造	木造
階　数		1 ～ 2 階	1 ～ 2 階	2 階
棟　数		7 棟	70 棟	9 棟
タイプ別戸数	2DK	1 戸	45 戸	16 戸
	3DK	2 戸	69 戸	16 戸
	4DK	4 戸	53 戸	4 戸
	計	7 戸	167 戸	36 戸

団地全体　86 棟　210 戸

付属施設	集会所（併設，木造平屋，建築面積 149.57㎡，延床面積 117.18㎡）		
総工事費	3,898 百万円	工　期	2014 年（平成 26 年）3 月 ～ 2015 年（平成 27 年）3 月
特　徴	木造平屋及び二階建てを基本として、以前の集落単位にまとまっていただくことで、ご近所同士の声掛けなどのコミュニケーションがスムーズに促進できるとともに、高齢者や子どもの「みまもり」にも配慮した住宅となるように整備している。		

外観

外観

内部

内部

（岩沼市復興・都市整備課より）

第３章

千年先まで安全・安心なまちづくり

東日本大震災の地震と津波により、沿岸部の集落や工業団地が壊滅的な被害を受けるとともに、東部地区の多くの住宅や農地などが浸水した。また、地震により東部地区の広範な地域で地盤沈下が生じたことから排水機能に大きな問題が生じ、大雨等による浸水リスクが高まった。

第３章では、千年先まで安全・安心なまちづくりを目指す多重防御をはじめ幾つもの防災対策についてまとめた。

改修された貞山運河 (右岸から仙台空港を望む)

第１項　防災対策

リーディングプロジェクト＜減災を基本とした安全･安心なまちづくり＞における【地域防災計画の具現化､防災教育の取組】を実現していくために､2011年(平成23年)12月26日に岩沼市防災会議を開催｡震災後県内自治体で最初の組織で､多様な検討を始めた。

1. 地域防災計画の見直し

⑴防災会議の開催

第１回岩沼市防災会議開催

2011 年（平成 23 年）12 月 26 日、県内自治体で震災後初めての防災会議となる「第1 回岩沼市防災会議」を開催した。会議に先立ち、市長から委員 30 名に委嘱状の交付を行い、その後、各委員から今回の震災対応とともに課題点などの意見が出され、震災時に即応できる地域防災計画の策定を進めていくことの確認がなされた。なお、委員 30 名のうち、女性委員 5 名が委嘱された。

岩沼市防災会議員

所　属　機　関	役　職
岩沼市	市長
東北農政局　企画調整室	調整官
東北地方整備局　仙台河川国道事務所	所長
東京航空局　仙台空港事務所	空港長
海上保安庁　宮城海上保安部	部長
陸上自衛隊　第22普通科連隊	重迫撃砲中隊長
宮城県　仙台保健福祉事務所	所長
宮城県　仙台地方振興事務所	所長
宮城県　亘理農業改良普及センター	所長
宮城県　仙台土木事務所	所長
岩沼警察署	署長
東北電力㈱　岩沼営業所	所長
東日本旅客鉄道㈱　岩沼駅	駅長
NTT東日本　宮城支店	設備部長
㈱ミヤコーバス　名取営業所	所長
岩沼市医師会	会長
岩沼市婦人防火クラブ連絡協議会	会長
岩沼市民生委員･児童委員	委員
岩沼市	副市長
岩沼市教育委員会	教育長
岩沼市総務部	部長
岩沼市健康福祉部	部長
岩沼市市民経済部	部長
岩沼市建設部	部長
岩沼市教育委員会	教育次長
岩沼市消防本部	消防長
岩沼市消防団	消防団長
岩沼市立西保育所	所長
岩沼市南部地区総合福祉プラザ	館長
岩沼市総務部防災課	課長

（「東日本大震災　岩沼市の記録」より）

⑵地域防災計画の見直し

第２回岩沼市防災会議

2012 年（平成 24 年）8 月 24 日、岩沼市役所大会議室にて「第2回岩沼市防災会議」を開催した。会議では、今後の岩沼市地域防災計画の見直しについて概要を説明し、出席した関係各機関などからの意見を検討。見直し内容についての審議が行われた。引き続き翌2013 年（平成 25 年）2 月 6 日、市議会全員協議会において岩沼市地域防災計画見直し案について説明した。

第３回岩沼市防災会議

2013 年（平成 25 年）3 月 27 日に開催した第 3 回岩沼市防災会議において、見直しを進めてきた岩沼市地域防災計画原案についての了承を受け、正式に決定した。

作成の過程で市民をはじめ、市内企業や関係機関など、幅広い意見の集約、反映に努めた。今回の見直しでは、東日本大震災で甚大な被害をもたらした津波に関する対策の抜本的な強化を図るため、現行の「地震災害対策編」から新たに「津波災害対策編」を分離し再編したのが大きな特徴となった。その他にも、見直しの概要として下記の内容が盛り込まれた。

◆徒歩避難の原則の周知（状況に応じた車避難の検討）

◆避難時の隣近所への声かけなどによる地域間での情報伝達体制の確立

◆災害ボランティアや救援物資などの受入れ体制の整備

◆防災無線屋外拡声子局（スピーカー）・エフエムいわぬま・携帯電話への緊急速報メールなどによる災害情報伝達手段の多様化

◆高齢者・障害者など災害時要援護者への対応体制の整備

なお、今後は、災害に対する予防や発生した場合の対策など、地域防災計画の効果的な運用を行うこととした。

2. 災害に強いまちづくり

前述のとおり、2013 年（平成 25 年）3 月 27 日開催の第 3 回岩沼市防災会議において「岩沼市地域防災計画」見直し案が了承された。これを受け、以下のとおりまちづくりを推進することとなった。

⑴まちづくりの方針

①災害に強いまちづくり

道路防災対策として道路網の整備を図り、避難路及び緊急避難路となる道路網の整備を推進する。このため、避難路となる幹線道路などの工事に向けて調査設計に着手した。

②防災資機材などの整備

大規模災害の対応に備え、代替エネルギーシステム等の整備を検討。また、自主防災組織の活動円滑化に向け防災資機材の配備について支援。これに対応し、太陽光を活用した設備導入の検討、避難所となる場所には、発動発電機などを配備する。

③情報通信網の整備

緊急時、防災無線等（屋外拡声子局）の呼びかけ、エフエムいわぬまによる緊急放送を行うなどの連携強化、市民への迅速な情報伝達を図る。また、防災無線による情報伝達と避難訓練などを計画し、市民の防災意識の日常的向上に努める。この対応として引き続き、計画的に防災無線等（屋外拡声子局）の整備を進めていく。

④災害復旧対策計画

災害復旧：被災者の生活再建・復旧では、原状復旧及び災害に強いまちづくりを視野に入れ、必要に応じた改良復旧を行う。

災害復興：大自然の力を完全に防御することは困難であることから、被害を最小限にとどめる「減災」の考え方を基本としたまちづくりを推進。

生活再建：被災者生活再建支援制度等を活用し、著しい被害を受けた被災者世帯の自立した生活開始支援を行う。

この実現化のため、「震災復興計画」を基本として施策ごとにより詳細な計画の策定、検討などを行い、スピード感を持って各種復旧・復興対策の具現化を推進していく。

※見直し後の地域防災計画は、「一般災害対策編」「地震災害対策編」「津波災害対策編」から構成されており、それぞれの災害対策ごとに、災害予防計画、災害応急対策計画及び災害復旧対策計画として実施すべき事項などを掲げている。

⑵防災意識の醸成

①避難対策

徒歩による避難を原則とし、車による避難も考慮して、極力短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。また、市民一人ひとりが率先避難者になること。隣近所への避難時の声かけや地域での情報伝達体制を確立。このため地域のネットワーク強化と啓発に努める。その対応として、実践的な避難訓練の実施による避難行動の習熟、課題検証、防災講演会、出前講座開催により防災・減災意識の啓発を行う。

②防災訓練の実施

津波に対する防災・減災体制の確立と市民の防災意識の向上を図るため、2013 年（平成 25 年）9 月 1 日 10 時～ 11 時 30 分、津波を想定した実践的な避難訓練を実施。

訓練当日は、屋外拡声子局・サイレン・エフエムいわぬま・緊急速報メール・広報車などで訓練の避難情報を広報し、町内会ごとに定めた避難計画や自主的な避難の方法も考えながら訓練にあたった。

避難場所／下記 9 か所（避難方法）

・玉浦小学校、玉浦中学校、阿武隈川堤防（徒歩・車）
・矢野目地区中央集会所、矢野目バイパス、東部道路非常階段、市民会館・中央公民館（徒歩のみ）
・岩沼小学校、岩沼北中学校（車のみ）

以降、毎年大規模災害を想定した避難訓練を実施。2016 年（平成 28 年）からは岩沼市総合防災訓練を行っている。

③防災意識の継続と普及

１）防災知識の普及

東日本大震災の体験や、記憶の風化が懸

念されている。大災害の教訓を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像など各種資料を広く収集・整理し、適切に保存する。また、浸水域・避難場所などの表示、夜間誘導方法表示等を分かりやすく示す。一方で、優先度の高い通常業務継続のため、業務継続計画（BCP）※を整備することとした。

※業務継続計画（BCP）とは、災害や事故など不測の事態を想定して、事業継続の視点から対応策をまとめたもの。危機発生の際、重要業務への影響を最小限に抑え、中断しても早く復旧・再開できるようあらかじめ策定しておく計画である。

千年希望の丘や防災教育・防災訓練の実施などハード・ソフト両面から、防災知識や災害教訓の普及を図り、風化防止に取り組んでいる。災害に関する表示は、より実効性の高い設置箇所の選定を進めた。

避難活動について、避難などが必要になった場合、市民は、市の緊急情報などの積極的収集・収集した情報の声がけなど周囲への伝達・自身を守るための迅速な判断と適切な行動などに努める。その実現方法として、防災訓練や出前講座の実施・広報紙やエフエムいわぬまの広報を通じて、避難に関する市民自らの役割について意識啓発を図っていく。

さらに、避難の方法について、災害発生時の避難は徒歩が原則となる。

しかし、避難所までの距離・災害時要援護者の存在・避難路の状況などにより、車による避難の方策もあらかじめ検討を行う。対応として、津波や土砂災害など各地区で発生し得る各種災害を考慮し、各地区住民の意見を交え、地区に応じた避難の方法や在り方などに関しての検討を進めていく。

見直し後の地域防災計画は、「一般災害対策編」「地震災害対策編」「津波災害対策編」から構成されており、それぞれの災害対策ごとに、災害予防計画、災害応急対策計画及び災害復旧対策計画として実施すべき事項などを掲げていくこととした。

2）自主防災組織の育成

自主防災組織の結成率向上、各組織における実効性ある活動が展開されるよう支援。自主防災組織のリーダーを対象として研修会・講習会を開催し、地域自主防災活動の推進を図る。この実現のため、自主防災組織が実施している防災訓練において、助言・実技の演習・出前講座の開催などを行い、活動支援を行っている。また、宮城県防災指導員講習会などを開催。各地区における防災組織のリーダー育成を推進している。

⑶避難路・防災資材・機材の整備

①災害時の通信

災害発生時には、様々な障害が発生すると考えられるため、あるゆる通信手段を活用し、迅速かつ多様な情報伝達を行うこととする。そのため、2013 年（平成 25 年）9 月 1 日の津波避難訓練では、防災無線屋外拡声子局（スピーカー）・緊急速報メール・エフエムいわぬま・広報車などの各種伝達手段を用いた避難勧告情報の伝達訓練を実施した。また、同年 9 月 11 日の全国一斉情報伝達訓練では、Ｊアラート（※１）からの緊急情報受信による防災無線屋外拡声子局（スピーカー）の自動起動放送（※２）を運用し、正常作動を確認。2013 年（平成 25 年）度に、エフエムいわぬま・緊急速報メールへの自動起動放送も整備した。

※1：Ｊアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から市区町村へ、人工衛星などを通じて瞬時に伝達されるシステムのこと。

※2：自動起動放送とは、Ｊアラートの緊急情報を受信した際、情報伝達機器が自動で（手動操作などが不要で）受信した緊急情報の放送を行うシステム。

②避難所の開設・運営

市は直ちに指定避難所の中から必要な施設を選定して避難所として開設する。避難所開設の通報を受けた施設管理者は、開設に備えて速やかに準備を行う。

避難所開設後は、避難者の代表者など避難

所運営委員会が、自主的で円滑な避難所運営を行う。

避難所の運営においては、各層のニーズの違い、高齢者・障害者などの災害時要援護者に対する支援の必要性を考慮し、実施するよう努める。このため、避難所の開設・運営における課題の整理、初動期から撤収期まで、それぞれ活動内容の精査。適切な避難所運営の整備を図っていくこととした。

⑷防災協定等

①相互応援体制の整備

災害時における応急対策、支援を確実なものとするため、遠隔地・姉妹都市等の各自治体や関係各機関などとの災害時相互応援協定の締結を推進。このため、東日本大震災後、高知県南国市（姉妹都市）、岩沼警察署、仙台空港ビル㈱等とそれぞれ締結。今後も、幅広い災害時相互応援協定の締結を推進していくこととした。

②防災協定等締結状況

防災協定の締結状況は以下のとおりである。

防災協定等締結状況一覧

番号	協定名	協定締結先	締結年月日	主な内容
1	宮城県広域消防相互応援協定	仙台市・名取市・石巻広域行政事務組合ほか8広域行政事務組合	1992年（平成4年）4月1日	人命救助・被害軽減
2	宮城県広域空港消防応援協定	仙台市・名取市・石巻広域行政事務組合ほか8広域行政事務組合	1992年（平成4年）4月1日	災害による被害軽減
3	仙台空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定	仙台空港事務所・仙台市・名取市	1994年（平成6年）9月8日	被害の防止・救援
4	仙台東部道路消防相互応援協定	名取市消防本部	1995年（平成7年）7月7日	仙台東部道路における火災・救急事故対応
5	福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定	福島市・二本松市・本宮市・伊達市・相馬市・南相馬市・新地町・桑折町・国見町・川俣町・飯舘村・大玉村・名取市・白石市・角田市・亘理町・山元町・蔵王町・七ヶ宿町・大河原町・村田町・柴田町・川崎町・丸森町・米沢市・長井市・南陽市・高畠町・川西町・白鷹町・飯豊町・小国町	1997年（平成9年）1月16日	災害時における人的・物的相互支援
6	「赤いバイクの街角情報」に関する協定	岩沼郵便局	1997年（平成9年）9月1日	災害状況・災害発生危険状況・独居老人の安否などに関する情報提供
7	緊急時における災害放送等に関する協定	㈱エフエムいわぬま	1998年（平成10年）8月24日	緊急時における災害放送において情報提供
8	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	みやぎ生活協同組合	同年9月2日	生活物資供給
9	災害時相互応援協定	山形県尾花沢市	2000年（平成12年）8月25日	災害時における人的・物的相互支援
10	災害時における宮城県市町村相互応援協定	宮城県・宮城県市長会・宮城県町村会	2004年（平成16年）7月26日	災害時における人的・物的相互支援
11	災害時にかかる応急措置等の協力に関する協定	岩沼建設産業同友会	同年11月24日	道路・水路施設等の応急措置
12	大規模災害時における災害ボランティアセンターの設置・運営に関する覚書	宮城県・岩沼市社会福祉協議会	同年12月1日	災害ボランティアセンターの設置・運営に対する協力
13	災害時にかかる応急措置等の協力に関する協定	岩沼市水道工事組合	2005年（平成17年）10月25日	水道施設等の応急措置
14	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	㈱アクティオ	同年11月30日	レンタル機材の提供
15	災害時における愛玩動物の保護に関する協定	岩沼地区獣医師会	2006年（平成18年）2月24日	愛玩動物の保護
16	災害時におけるタクシー業務無線の活用に関する協定	稲荷タクシー・きくやタクシー	同年9月1日	タクシー業務無線の活用
17	電力設備災害復旧に関する協定	東北電力㈱岩沼営業所	2008年（平成20年）6月6日	電力設備復旧

18	災害時の医療救護活動に関する協定	岩沼市医師会	2009年（平成21年）5月21日	医療救護活動
19	災害時の医療救護活動に関する協定	岩沼市歯科懇話会	同年5月21日	医療救護活動
20	災害時の医療救護活動に関する協定	岩沼市薬剤師会	同年5月21日	医療救護活動
21	大規模災害時における建築物等の解体撤去等の協力に関する協定	宮城県解体工事業協同組合	2010年（平成22年）3月29日	倒壊、消失した建築物等の解体撤去等
22	災害時応急用のダンボールの供給に関する協定	㈱トーモク仙台工場、大村紙業㈱㈱仙台事業部	同年8月27日	災害時応急用のダンボールの生産及び供給
23	仮設住宅サポートセンターの運営に関する協定	社団法人青年海外協力協会（JOCA）	2011年（平成23年）6月25日	里の杜サポートセンター開設に伴う運営に関する協定
24	災害時相互応援協定	高知県南国市	2012年（平成24年）8月20日	災害時における人的・物的相互支援
25	大震災等大規模災害発生時における施設使用に関する協定	岩沼警察署	同年10月16日	災害時における施設使用に関する協定
26	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定	仙台空港ビル㈱	2013年（平成25年）3月8日	津波発生時における緊急一時的な避難場所としての使用
27	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人ライフケア赤井江、社会福祉法人敬長福祉会、社会医療法人将道会、医療法人社団森川内科医院㈱ウェル、特定非営利活動法人ホームひなたぼっこ社会福祉法人しおかぜ福祉会	同年3月22日	災害時における福祉避難所の設置運営
28	災害時における隊友会の協力に関する協定	宮城県隊友会岩沼支部	同年6月21日	災害時におあける自衛隊活動への協力
29	岩沼市と国立大学法人東北大学災害科学国際研究所との連携と協力に関する協定	東北大学災害科学国際研究所	同年7月12日	防災・減災対策全般
30	臨時災害放送局でNHKのラジオ第一放送を再放送することに関する覚書	日本放送協会仙台放送局	同年7月19日	災害時における放送による情報伝達
31	災害時相互応援協定	山形県寒河江市	同年8月20日	災害時における人的・物的相互支援
32	災害時における駐車場の一時使用に関する確認書	㈱アイリスプラザ・ダイシンカンパニー	同年10月9日	災害時における緊急一時的な避難場所としての使用
33	災害時における燃料等供給協力に関する協定	宮城県石油商業協同組合	同年10月18日	災害時における燃料優先供給
34	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	㈱ヨークベニマル	同年10月18日	生活物資供給、災害時一時避難場所
35	防災交流都市協定	静岡県袋井市	同年11月24日	災害時における人的・物的相互支援、平時からの情報交換
36	災害時における透析医療の確保に関する協定書	医療法人五葉会山本ｸﾘﾆｯｸ、医療法人社団みやぎ清耀会緑の里ｸﾘﾆｯｸ・緑の里第2ｸﾘﾆｯｸ	2014年（平成26年）3月19日	透析医療
37	災害時における竹駒神社施設の避難所利用等についての覚書	竹駒神社	同年3月20日	避難所の利用
38	災害時における宮城県立支援学校岩沼高等学園校舎等の避難所利用等についての覚書	宮城県立支援学校岩沼高等学園	同年4月14日	避難所の利用
39	災害時相互応援協定書	愛知県岩倉市	同年5月8日	災害時の相互支援
40	全国瞬時警報ｼｽﾃﾑ(Jｱﾗｰﾄ)により配信される緊急放送(ｺﾐｭﾆﾃｨFM)に関する協定	㈱エフエムいわぬま	同年6月18日	緊急放送利用

41	災害時における宮城県名取高等学校校舎等の避難所利用等についての覚書	宮城県名取高等学校	2014年(平成26年)11月17日	避難所の利用
42	緊急物資の輸送に関する協定書	公益社団法人宮城県ﾄﾗｯｸ協会仙南支部	2015年(平成27年)1月16日	物資の輸送
43	特設公衆電話の事前設置・利用に関する覚書	東日本電信電話㈱宮城事業部	同年12月1日	特設公衆電話の設置・利用
44	共架工事の離隔距離に関する覚書	東北電力㈱岩沼営業所	2016年(平成28年)4月28日	共架工事の離隔距離
45	原子力災害等の発生時における東松島市民の広域避難に関する協定書	東松島市	同年9月21日	東松島市民の広域避難
46	災害時におけるLPｶﾞｽ等の供給及び支援協力に関する協定書	宮城県仙南第三LPガス協議会、一般社団法人宮城県LPガス協会	2017年(平成29年)2月15日	災害時のLPガス供給と支援
47	災害時における消火用水等運搬協力に関する協定書	仙台地区生コンクリート協同組合	2018年(平成30年)4月1日	災害時消火用水運搬
48	災害時における仮設橋梁その他の仮設鋼材等の供給協力に関する協定	ヒロセホールディングス㈱	同年10月9日	災害時架橋、仮設鋼材の供給
49	災害時相互応援に関する協定	埼玉県入間市	同年11月5日	災害時の相互支援

⑸防災行政無線屋外拡声子局（スピーカー）の設置

2011 年（平成 23 年）10 月 1 日、屋外拡声子局（スピーカー）を設置

災害から市民を守るため、東日本大震災で大きな被害を受けた東部地区について、まずは玉浦公民館敷地内に屋外拡声子局（スピーカー）を設置し、10 月 1 日から運用を開始した。地震、津波、大雨などにより避難が必要となった場合の避難情報などを、この拡声子局を通して周辺にお住まいの方々に迅速に伝えることになっている。

防災行政無線屋外拡声子局（スピーカー）設置場所一覧

2019 年（平成 31 年）3 月末現在、岩沼市では 37 か所に防災行政無線屋外拡声子局（スピーカー）を設置している。室内に居ると聞こえにくい場合もあるので、岩沼市防災ラジオやエフエムいわぬま（77.9MHz）等から情報を入手するようお願いしている。

※岩沼市防災ラジオは、市及びエフエムいわぬまから発信される緊急割込放送を自動受信できるラジオ。

岩沼市防災ラジオ

No.(設置順)	場　所	設置年度
1	北長谷公会堂	2010年(平成22年)度
2	玉浦ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	2011年(平成23年)度
3	矢野目地区集会所	
4	寺島公会堂	
5	早股中集会所	2012年(平成24年)度
6	根方公会堂	
7	志賀地区集会所	
8	早股上集会所	
9	玉浦小学校	
10	林公会堂	
11	矢野目舘外	
12	矢野目臨空工業団地	
13	下野郷下公会堂	
14	空港南公園	2013年(平成25年)度
15	押分地区	
16	原公会堂	

17	矢野目中央公園	2014年(平成26年)度
18	二野倉公園	
19	玉崎浄水場	
20	元蒲崎公会堂敷地	
21	元新浜公会堂敷地	2014年(平成26年)度
22	矢野目中野馬場	2015年(平成27年)度
23	矢野目地区中央集会所	
24	阿武隈調整池	
25	志賀下地区集会所	
26	北長谷南公園(ほつま公園)	2016年(平成28年)度
27	玉浦西地区中集会所	

28	千年希望の丘相野釜公園	2017年(平成29年)度
29	千年希望の丘二野倉公園	2017年(平成29年)度
30	千年希望の丘長谷釜公園	
31	臨空西原産業用地	
32	岩沼小学校	
33	岩沼西中学校	
34	岩沼中学校	2018年(平成30年)度
35	岩沼北中学校	
36	岩沼西小学校	
37	長岡地区	

岩沼市防災行政無線屋外拡声子局（スピーカー）設置箇所

（岩沼市防災課より）

第２項　多重防御

私たちは、東日本大震災で、物理的に防御できない津波というものの存在を目の当たりにし、避難の重要性を改めて認識した。

市では、千年先まで安全・安心なまちづくりを進めるために、災害の被害を減らす「減災」という考え方に立ち、「多重防御」による津波対策を導入した。それは、防御①海岸堤防（標高 7.2 m）、防御②千年希望の丘（標高 9 ～ 11 m）と園路（標高 3 m）、防御③貞山運河の護岸（標高 3.7 m）、防御④かさ上げ道路（標高 4 ～ 5 m）、という 4 つの防御で、津波を防ぎつつ津波から逃げるための時間の余裕をつくるものでもある。加えて、津波対策の基本である避難については、沿岸地区から内陸へ向かう避難道路を複数整備し、多くの人が同時に逃げられる手段も用意しようと考えた。

岩沼市の多重防御について、東北大学工学研究科の研究者の論文から、その意義を知ることができる。

【コラム 14：東北大学工学研究科の記事】

COLUMN ―

岩沼市における多重防御整備事業

2011 年東北津波による被災地域において、平野部の多くでは多重防御整備事業が進められている。仙台平野に位置する岩沼市では、官民挙げた海岸林整備に始まり、防潮堤、千年希望の丘（避難丘 15 基、園路）、貞山堀、嵩上げ道路といった多段的な防災施設整備が計画、着工されている。ここで、千年希望の丘とは 15 基の避難丘を園路で結ぶ岩沼市の多重防御施設群である。この丘は松島湾内の宮戸島や桂島などの島群が一種の防波堤となり、津波を減衰させたこと、岩沼海浜緑地内の高さ約 10m の丘に避難したことにより数名の人命が救われたことを教訓として計画されたものである。

（大平浩之・林晃大・山下啓・今村文彦「宮城県岩沼市における海岸林を活用した多重防御の津波被害軽減効果」『土木学会論文集 B2（海岸工学）』72（2），2016 より）

完成した海岸堤防

植林が進む千年希望の丘（二野倉公園）

工事前のかさ上げ道路予定断面

整備が進むかさ上げ道路と、避難路の県道岩沼海浜緑地線

岩沼市多重防御図

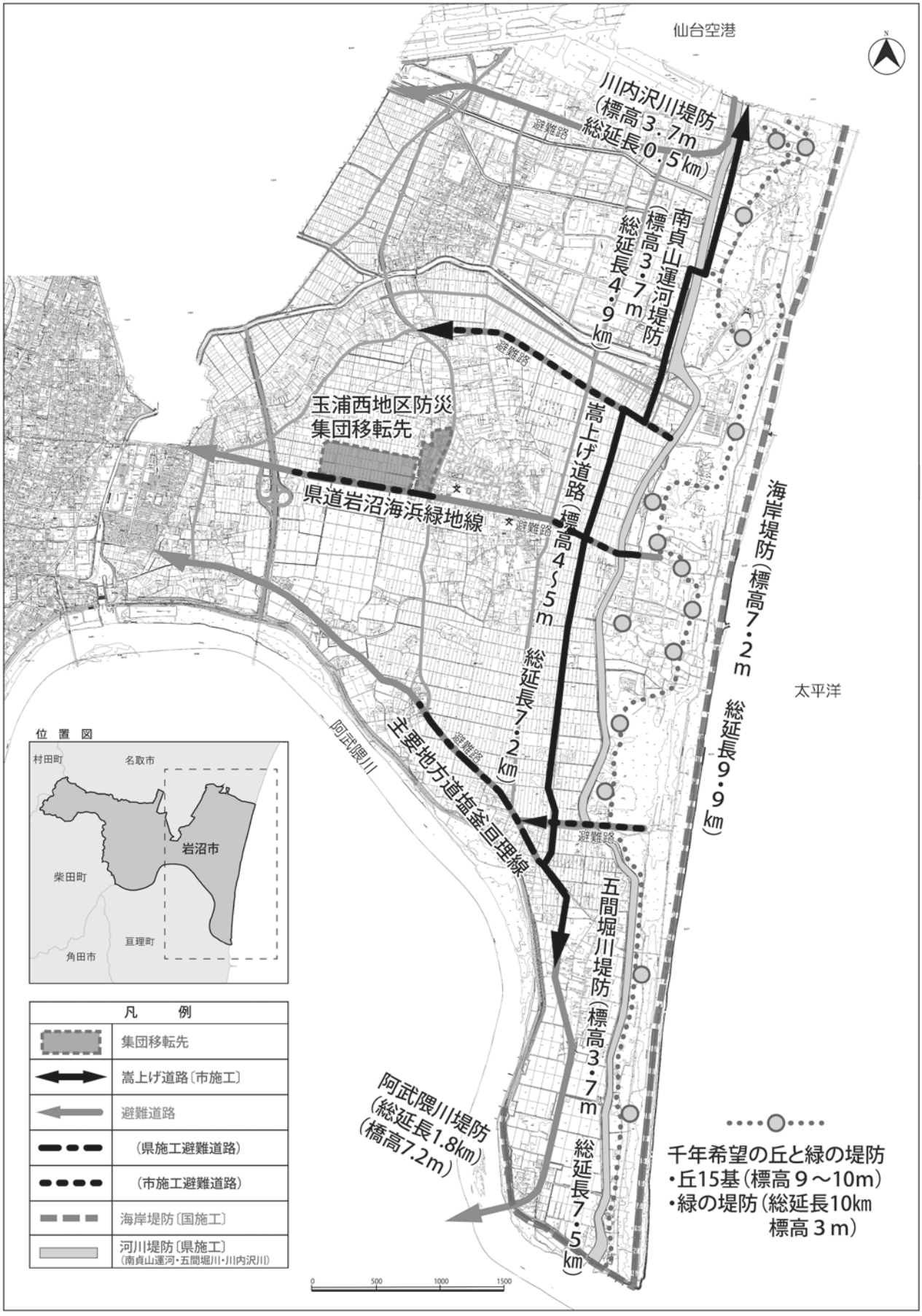
仙台空港
川内沢川堤防
(標高3・7m
総延長0・5km)
南貞山運河堤防
(標高3・7m
総延長4・9km)
避難路
玉浦西地区防災
集団移転先
県道岩沼海浜緑地線
嵩上げ道路(標高4～5m
総延長7・2km)
海岸堤防(標高7・2m
総延長9・9km)
太平洋
主要地方道塩釜亘理線
阿武隈川
五間堀川堤防(標高3・7m
総延長7・5km)
阿武隈川堤防
(総延長1.8km)
(橋高7.2m)
千年希望の丘と緑の堤防
・丘15基(標高9～10m)
・緑の堤防(総延長10km
標高3m)
位置図
村田町
名取市
岩沼市
柴田町
亘理町
角田市
凡例
集団移転先
嵩上げ道路〔市施工〕
避難道路
(県施工避難道路)
(市施工避難道路)
海岸堤防〔国施工〕
河川堤防〔県施工〕
(南貞山運河・五間堀川・川内沢川)
0
500
1000
1500

1. 海岸堤防

⑴緊急復旧工事

国は、2011 年（平成 23 年）4 月～ 8 月の期間、仙台湾南部海岸堤防の緊急復旧に取り組んだ。高潮、波浪による災害から海岸を守るため、7 工区約 20km の工事を 4 月から 8 月にかけて実施した。

【7 工区 20km の内訳】

No	海岸名	工区名	市町名	復旧数量
1	仙台海岸	深沼北工区	仙台市	1,540m
2	仙台海岸	深沼南工区	仙台市	1,200m
3	名取海岸	北釜工区	名取市	3,010m
4	岩沼海岸	二野倉工区	岩沼市	3,920m
5	岩沼海岸	蒲崎工区	岩沼市	2,100m
6	山元海岸	笹野工区	山元町	1,700m
7	山元海岸	中浜工区	山元町	6,500m

（国土交通省東北地方整備局「東日本大震災からの復旧　仙台湾南部海岸の取組み」より）

⑵本復旧事業

緊急復旧対応後は、本復旧事業として地域の復興計画と整合を図り、概ね5年間でT.P.＋7.2ｍの海岸堤防を整備する計画を立てた。（重要施設保全等のための海岸堤防は概ね 2 年間で完了を計画）

①多重防御の推進と整備効果

仙台湾南部沿岸の地域（仙台市、名取市、岩沼市、亘理町、山元町）は、震災復興のまちづくりにおいて、『多重防御』による津波防災・減災の取組を進めた。具体的には、海岸堤防は津波が越流しても全壊に至るまでの時間を少しでも長くする「粘り強い堤防」として国土交通省等による復旧を行い、背後地では林野庁による海岸防災林の復旧、県による貞山運河の堤防かさ上げ、県、市、町に　よる道路のかさ上げや避難の丘の整備などによるハード対策と、市、町による災害危険区域の設定や集団移転、防災教育や避難訓練などのソフト対策を組み合わせたまちづくりが着実に進められた。

これらの『多重防御』により、比較的発生頻度の高い津波に対して浸水を防ぐとともに、堤防高さを越える津波に対しても、堤防が粘り強く機能を発揮することで、浸水面積の軽減や避難時間の確保が一定程度期待される。

国の試算によれば、東日本大震災級の巨大津波（約 14m）が襲来した場合、津波の越流水深が大きい、あるいは越流時間が長いと粘り強く機能を発揮することは難しくなるが、仮に海岸堤防などの防御施設が壊れないとしたならば、整備前に約 16,000ha の浸水面積は、半分の約 8,000ha まで軽減するほか、住民の避難のための時間を約 5 分稼ぐ効果が試算として見込まれる。

②岩沼海岸堤防の復旧状況

岩沼海岸堤防については、仙台湾南部海岸の堤防復旧工事の中で、相ノ釜地区（約 5.1㎞）と納屋地区（約 4.1㎞）に分け約 9.2km の整備が行われた。2012 年（平成 24 年）1 月に着手し、2013 年（平成 25 年）3 月に仙台空港、県南浄化センター及び亘理名取衛生処理組合浄化センター前面の海岸堤防が重要施設を保全する区間として先行して完成した。全区間については、2015 年（平成 27 年）8 月に復旧を完了した。

③国直轄事業の整備状況

海岸堤防復旧工事とともに阿武隈川河口部の堤防を高さ T.P.+7.2 ｍにかさ上げする延長約 1.8km の復旧工事が行われた。かさ上げ工事は、2013 年（平成 25 年）1 月に着工し、2014 年（平成 26 年）5 月までに約 1.4km が完成した。全区間については、2017 年（平成 29 年）3 月に復旧を完了した。岩沼市では、海岸堤防、阿武隈川堤防かさ上げの国直轄事業により一体的な津波対策が進められた。

④国土交通省仙台湾南部海岸堤防復旧工事区間概要

仙台湾南部海岸において国土交通省では、東日本大震災前より施工していた直轄区間（岩沼海岸納屋地区、山元海岸山元地区）に、宮城県知事からの強い要請により、県が管理する区間を国が代わって復旧する権限代行区間（仙台海岸深沼地区、名取海岸閖上・北釜地区、岩沼海岸相野釜地区）を加え、総延長 29km の海岸堤防の復旧を行った。

（次ページ図参照）

国土交通省仙台湾南部海岸堤防復旧工事区間概要図

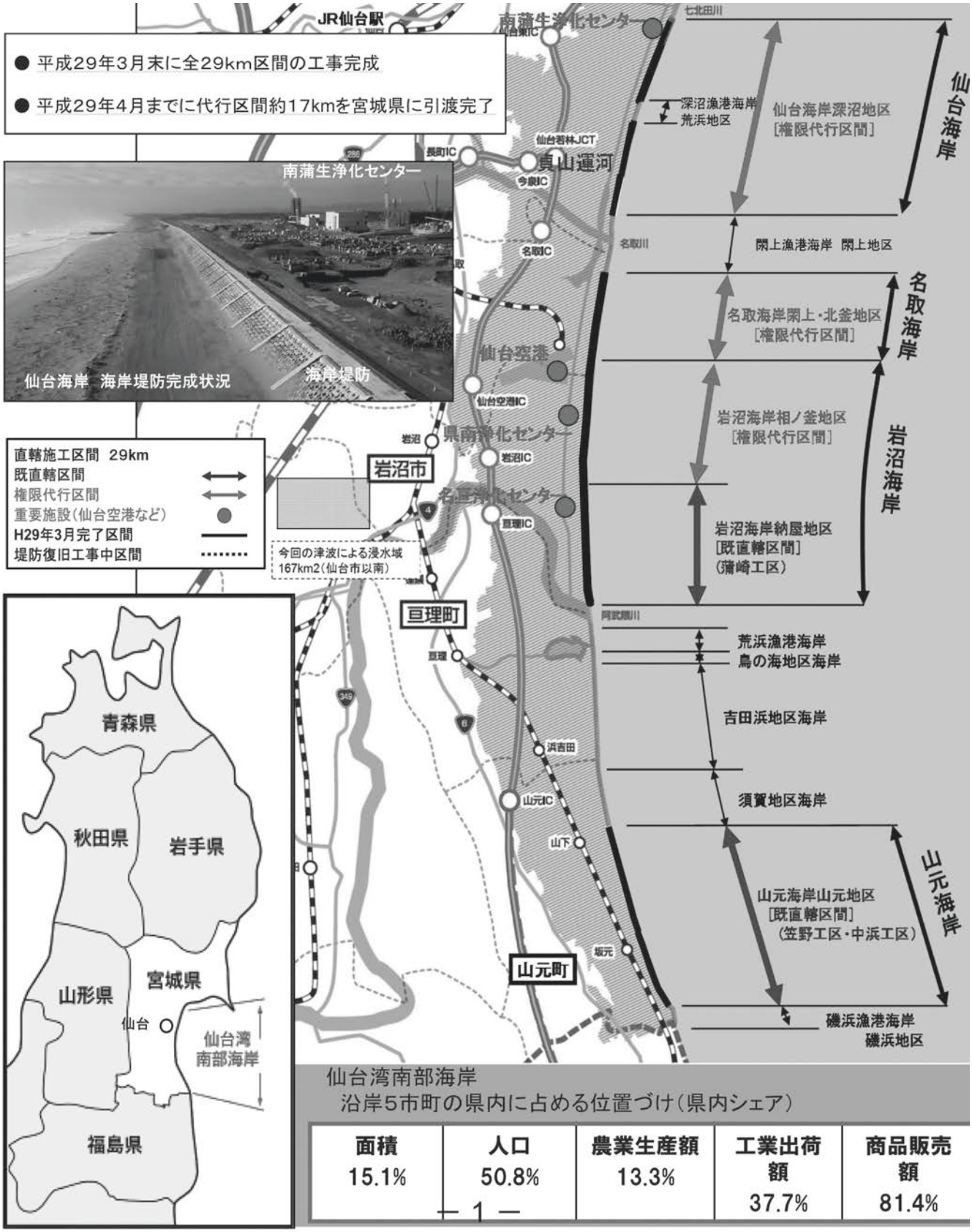

(国土交通省 東北地方整備局仙台河川国道事務所「仙台湾南部 海岸堤防復旧の取り組み」より)

⑤工事完了

震災から5年を迎え『多重防御』の一翼を担う粘り強い海岸堤防約26㎞が国土交通省の災害復旧事業により完成したことから、浸水面積の軽減や避難時間の確保など、千年先まで安全・安心のまちづくりが大きく前進した。このため、2016年（平成28年）3月5日に国土交通省、宮城県の主催により、「仙台湾南部海岸堤防完成式」を開催、工事完了となった。

粘り強い海岸堤防の構造図

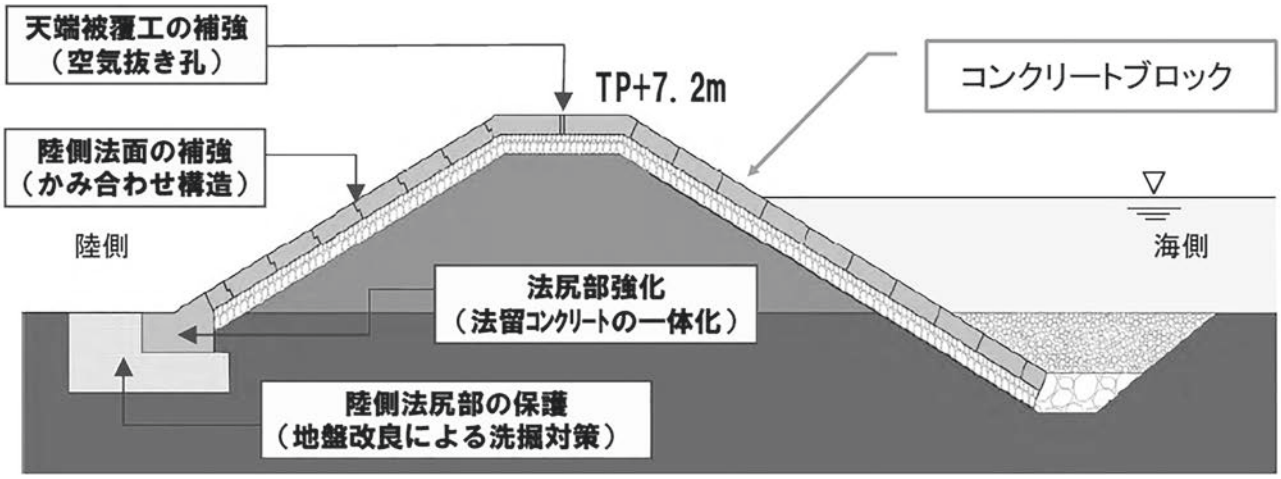

（国土交通省東北地方整備局「がんばろう東北」2016.2）より）

完成した海岸堤防

2. 千年希望の丘の築造

⑴千年希望の丘構想

多重防御と復興のシンボルとなるのが、千年希望の丘である。国の制度を活用し、沿岸部に緊急時の避難場所となる「千年希望の丘」を整備し減災に取り組むとともに、後世の人々への津波被害の伝承や防災学習の場とするため、「千年希望の丘」を含めたエリアをメモリアルパークとして整備を図った。

また、「千年希望の丘」などの整備に際しては、幅広い支援による実現方策も検討した。

①震災復興計画グランドデザインにおける復興に向けた基本的な考え方

今回の津波被害で明らかなように、自然現象は人知を超え、人が抑え込むことができないほどの威力を見せる。そこで、日常的に自然に触れ・学び、自然と共生することに努め、かつ、災害時の被害をいかに最小限に留めるかということが重要である。

このため、クロマツの防潮林があった海岸線一帯において、人工的に丘陵地を造成、植林し、将来における津波の威力を減衰・分散させるとともに、海側の生物多様性の拠点として、市民参画の下これを育成･保全していく。

そして、復興に向けて地域コミュニティが自立し、基幹産業である農業を復活、自然共生都市にふさわしい低炭素型自然エネルギーの創出などに取り組み、千年希望の丘を先進的な復興モデル実現の場とすることを目指す。

〈千年希望の丘の考え方〉

❶多重構造の新しい社会共通基盤の形成
❷がれきの活用
❸メモリアルパーク
❹ネーミングライツ・利権用：官民問わず広く国内外からのペアリング支援
❺風力発電・太陽光による自然エネルギーの活用

②千年希望の丘整備コンセプト

震災復興計画グランドデザイン及びマスタープランを踏まえ、次のコンセプトにより、千年希望の丘の整備を進めた。

・いのちを守る

「千年希望の丘」は、丘と「緑の堤防」を連結させ、津波の力を減衰し、避難場所としても活用する。コンクリートの構造物が数十年で朽ち果てても、千年先まで人々のいのちを守る。東日本大震災の大津波では、岩沼海浜緑地内にあった築山に避難し、助かった人がいたことから、"いのちを守る丘"となる。

・大震災を伝える

かつての生活の場や人々の営みをいつまでも心に留めつつ、津波の恐怖、失われた命と助かった命など、大津波に伴う様々な出来事を後世に伝えていく責任がある。

「千年希望の丘」が震災廃棄物を土台に用いるのは、資源の有効活用に加えて千年先までこの記憶や想いを伝えようとの考えからである。また、丘周辺の建物基礎を震災遺構として保存し、更に追悼広場等の復興祈念施設を整備することで「鎮魂・追悼・記録」の場、そして防災教育の場など"大震災を伝える丘"として活用する。

・希望を感じる

「千年希望の丘」には、全国の皆さんから様々な形で寄せられた復興を願う思いが込められている。この思いと「丘」があることによる安全・安心は、私たちを前向きな気持ちにしてくれる。また、太平洋や蔵王連峰を眺めながら散策し、自然とふれあい遊ぶことで、子どもたちは笑顔になり、周りの人々は未来への希望を感じる。「千年希望の丘」は、"希望を感じる丘"として人々を勇気づける。

・みんなでつくる

岩沼市は、2013年（平成25年）6月に多くの方々や企業の寄付により相野釜地区に第1号の丘をつくった。

人の想いが人々を守る「千年希望の丘」。千年先まで子どもたちが笑顔で暮らせるまちを目指す。

③千年希望の丘構想図

千年希望の丘構想図（初期の構想図）

（岩沼市「岩沼市震災復興計画グランドデザイン」より）

千年希望の丘全体図

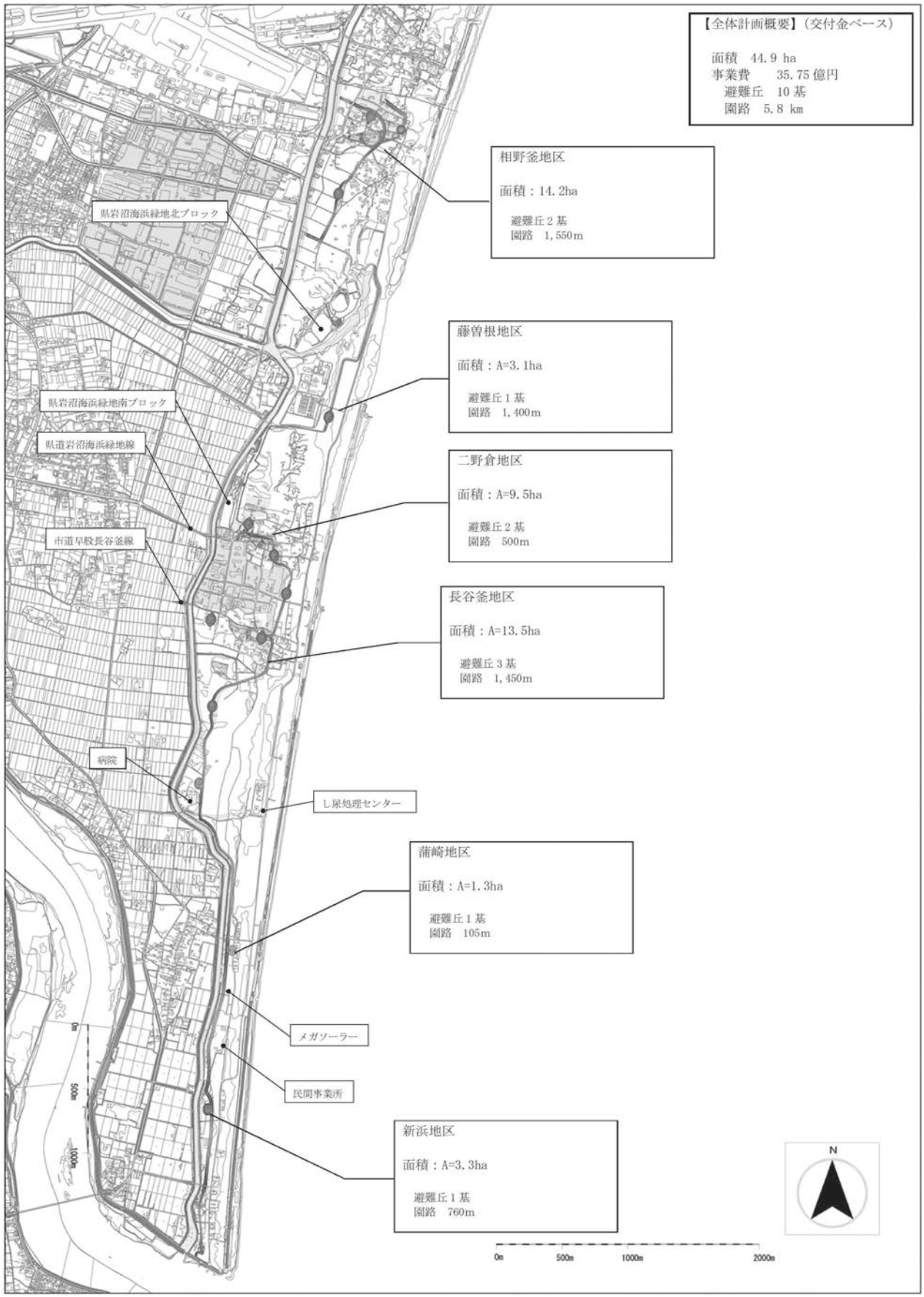

千年希望の丘は、当初 2012 年（平成 24 年）の計画では、15 基築造を予定。その後 2019 年（平成 31 年）2 月の復興本部会議にて 14 基に変更された。
（岩沼市復興・都市整備課より）

千年希望の丘多重防御断面図

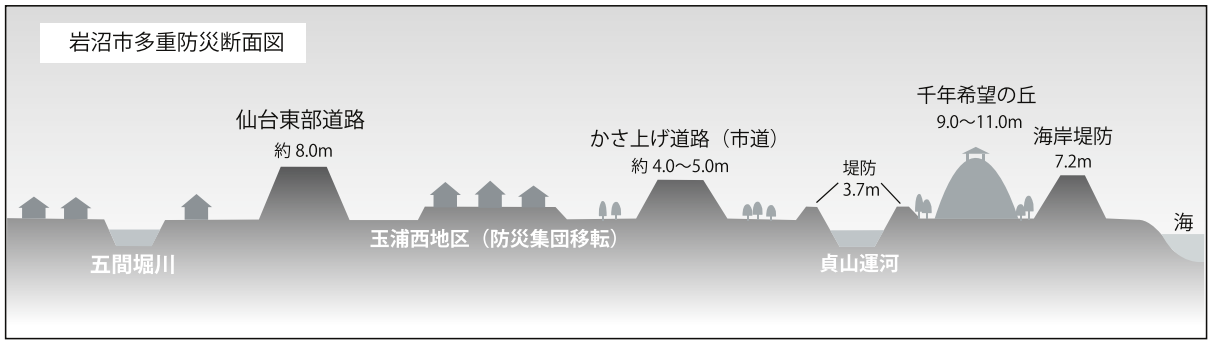

（岩沼市「岩沼震災復興計画マスタープラン」より）

⑵千年希望の丘の構造等

丘の造成は、処分･保管が課題となっていた震災廃棄物を再生資材として活用し、「宮城県沿岸部における都市公園・緑地新設の考え方（案）」等に基づき安全で経済性に優れた築造を行った。

・丘の高さは、今次津波の海岸側の津波遡上実績高である T.P.+8 mに潮位差等の余裕分として 3 mを加え T.P.+11 mとした。
・丘の形状は、誰もが安全に上がれる勾配のスロープや直線的に駆け上がることができる階段を組み合わせて設置した。また、法面勾配は、1：3 とし安定勾配を確保した。
・丘の上部の広さは、避難可能収容人数を十分に確保するため 100 ㎡（1人 2 ㎡）とした。また、丘の上部には、一時避難者の生命維持に必要な防災四阿、ソーラー照明及び防災ベンチを配置した。
・丘の構造は、盛土材としてコンクリートガラや津波堆積土等の再生資材を約 80％使用し搬入土で覆う構造とした。
・丘を築山方式にしたことにより避難タワー方式に比べランニングコストの縮減を図ることができた。

千年希望の丘断面図

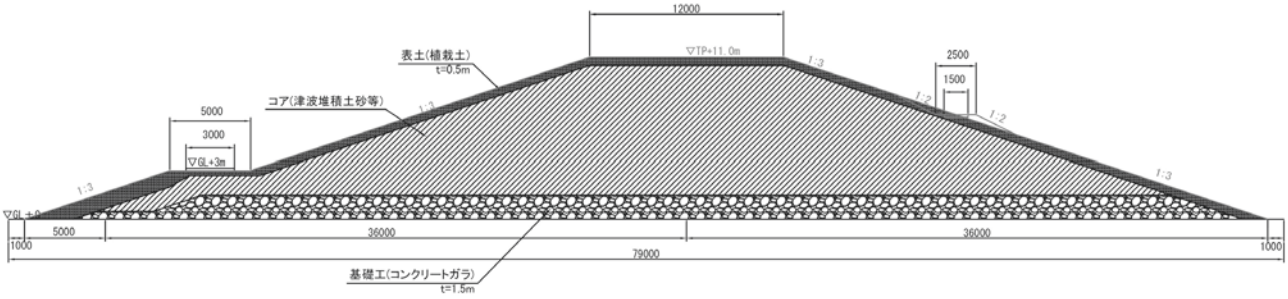

千年希望の丘構造図　（岩沼市「千年希望の丘 園路ネットワーク基本計画」より）

⑶千年希望の丘の整備進捗

復興交付金事業計画提出

2013年（平成25年）10月11日、千年希望の丘整備事業などに係る第７回交付分として、約20億円の交付を受けた。

整備事業と地域振興

千年希望の丘に係る全体計画のうち、既に復興交付金で認められた 6 基の丘に係る公園整備については、2013 年（平成 25 年）10 月中旬の都市計画決定等に向けた手続に着手した。併せて、築造工事に向けた準備を進めた

上で、2013年（平成25年）度中に相野釜エリアの築造を目指した。また「千年希望の丘」の名称を、岩沼市独自のものとして恒久的に使用できるよう、特許庁に商標登録の申請を行った。今後は、千年希望の丘事業のPRのみならず、賛同いただける商品などに表示していただくなど、地域振興にも活用していくこととした。

松島湾は多島海で、津波被害が少なかったことから、津波の威力の減衰を想起し岩沼市復興会議議長の石川幹子教授の提案が千年希望の丘への発想と繋がった。千年希望の丘の構想について、井口市長は以下のように述べている。

【コラム15：千年希望の丘構想】

COLUMN —

千年希望の丘は、高さ10m程度の小高い丘を幾つか築き、丘の高さと樹木によって津波のエネルギーを減じて、住宅や工業団地などを守るものです。2012年（平成24年）5月末に実証実験を行いました。全国から約千人の参加をいただき、丘を作って植樹しました。今年2013年6月にも、全国の皆さんからのご協力をいただいて、丘の植樹を予定しています。丘を15作れば、岩沼市を守れるのですが、巨額の費用を要するのでなかなか実現が難しいのが現状です。現在、復興交付金での事業実施に向けて、国と調整を行っているところです。「千年希望の丘」は1つの事業ではなく、多くの事業で出来ています。防潮堤を整備し、防潮林や貞山堀、県道市道をかさ上げして、他の自治体は三重防御で備えていますが、岩沼市だけは「千年希望の丘」が加わり、四重防御になります。安倍総理が視察にみえたときには、この丘はいずれ人類の知恵の遺産になりますと説明しました。さまざまな用途に使うことができる施設なので津波よけ、避難場所、太平洋が見える防災公園、施設を作って震災のメモリアルパークとすることも考えられます。あるいは、がれきを使うことによって被災者の思いをつなぐ、鎮魂の場にすることも考えられます。また、この丘には、その名前のとおり、千年先までも岩沼に住む人たちが希望をもって生きられるというようにとの願いも込めてあります。

（「岩沼市の現在－復旧・復興を目に見える形に－」『土木施工』2013年3月号，株式会社オフィススペースより）

※千年希望の丘の記憶継承施設としての役割については、第6章　第1項「震災の記憶の継承」で紹介する。

3. 海岸防災林

市内沿岸部の6地区は、阿武隈川河口と名取川河口を結ぶ貞山運河東側の砂丘上にあり、飛砂や潮風、高潮による被害が大きく、江戸時代から海岸防災林の植林が試みられてきたが事業として成功しなかった。

1932年（昭和7年）、二野倉出身の小林久一の指導により海岸砂防林保護組合が結成され、1934年（昭和9年）から県営事業として植林を開始。太平洋戦争で事業は中止されたが、戦後再開され、海岸砂丘一帯にクロマツの苗木が一本ずつ植えられていった。暴風や高潮、干害などにより何度も植え直しをしなければならなかったが、住民たちはわらや砂で風防垣を作るなど、砂に埋もれた樹木を掘り起こす作業を続け、地域の婦人会や青年団にも支えられながら、1955年（昭和30年）海岸防災林が完成した。

長年にわたって植林が行われた結果、20万本を超えるクロマツが海岸に植えられ、その面積は800haにもなり、この一帯には美しい松林が続くこととなった。また、この業績を記念して、蒲崎、長谷釜、藤曽根、二野倉、新浜、相野釜に「愛林碑」が建立された。

しかし、東日本大震災の津波によりこれらの海岸防災林は根から引き抜かれ、また幹折れにより人命や建物の被害が拡大することとなった。林野庁の調査によると、流出した場所は地盤高が低く、地下水位が高い傾向があり、直根性根が海岸の浅い地下水までしか張らなかったため根が薄い盤状になり、根の緊縛力が弱かったためではないかといわれている。

また、津波による局部的な浸食、地盤沈下により湿地化が進む場所もあった。そのため、林野庁では、海岸防災林の再生には、被災前に海岸防災林が果たしていた飛砂防備、強風・潮風の軽減などの機能の再生に加えて、津波に対してより強いことと津波被害軽減効果を高めることとし、地下水から3mの盛土を行い、抵抗性マツによる復旧を行った。今回の津波により多くのマツは被災し喪失したが、地域の方の植樹の歴史を記録した「愛林碑」は残った。海岸防災林は他の防災施設と異なり木の成長とともに長い年月をかけて機能を発揮していくものであり、これからも地域の方々との連携を図りながら再生が進められていく。

4. 貞山運河

岩沼市では、「岩沼市震災復興計画グランドデザイン」の復興に向けた基本的な考え方において、内水の排水対策として、赤井江から太平洋への直接放流、貞山運河の浚渫、排水機場の増設、阿武隈川堤防の質的整備、五間堀川の拡幅整備など市域全体の排水対策を関係機関へ要望していくとした。

貞山運河の管理主体である宮城県は、2013年（平成25年）5月、仙台湾沿岸地域の運河群（貞山運河、東名運河、北上運河）の再構築を図ることを目的に「貞山運河再生・復興ビジョン」を策定している。この中で、岩沼市に該当する貞山運河（木曳堀）は、津波対策として堤防高をT.P.+3.7 mとして復旧することが位置づけられた。

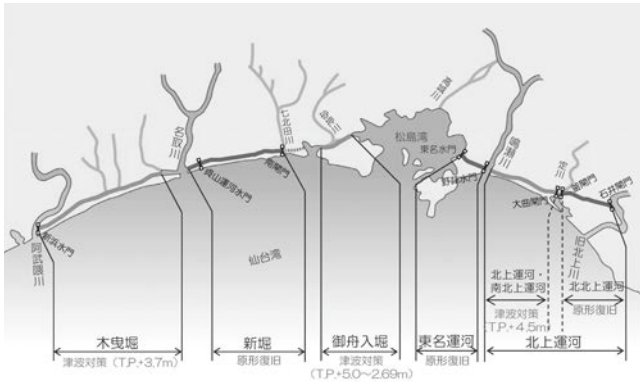

災害復旧事業における津波対策区間と原形復旧区間
（宮城県土木部「貞山運河再生・復興ビジョン」,2013.5 より）

また、2014年（平成26年）12月には、「貞山運河再生・復興ビジョン」と調和し、人と自然と歴史が調和した魅力あふれる地域の復興を図るとともに、自然災害に対して粘り強い、安全・安心な河川整備を実施していくものとして「五間堀川圏域河川整備計画」を策定し、「治水」「利水」「環境」のバランスがとれた整備や保全、利用を目指すことを基本的な考え方としつつ、東日本大震災の被害を勘案し、津波や高潮被害を最小限とするための目標を定め、計画的な対策を実施していくとともに、広域的に発生した地盤沈下に対応した河川計画の策定・見直しを行っている。この中で、五間堀川や志賀沢川について築堤・河道掘削を実施するとともに、良好な自然環境を維持・創出しつつ、洪水調節を行う赤井江遊水地を整備することとした。併せて、阿武隈川に近い新浜橋から北側の約1.4km区間は、震災前からクロマツ林が連続的に立体的に立ち並び、良好な河川景観が形成されていた区間であったことから、松並木と一体的な水辺空間の再生を図ることとされた。

なお、工事は2018年（平成30年）12月5日時点で、75%まで進捗している。

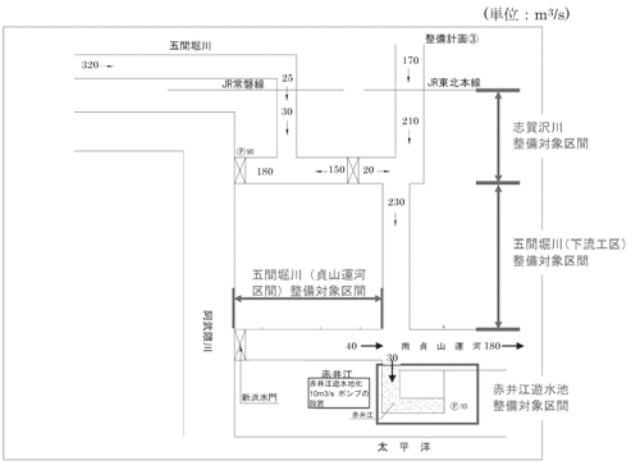

五間堀川計画高水流量配分図
（宮城県「一級河川阿武隈川水系　五間堀川圏域河川整備計画」,2014.12 より）

改修後も松並木が保存された貞山運河

5. かさ上げ道路と避難道路の整備

⑴整備の前提となるシミュレーション

岩沼市防災課は 2015 年（平成 27 年）に「岩沼市　津波避難計画」をまとめた。この中で津波を2つに分けシミュレーションしている。

岩沼市津波シミュレーション

津波規模	想定される規模	主な津波対策
L1津波	最大クラスの津波と比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波（必ずしも揺れの大きい地震を伴わない津波地震や遠地津波を含む）を想定する。（数十年から百数十年の頻度）	比較的発生頻度の高い津波高に対して、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から海岸保全施設等の整備により、津波への防護を図る。
L2津波	発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波を想定（東北地方太平洋沖地震と同規模）する。	市民等の生命を守ること、市民の避難を最優先とし、あらゆる手段を講じた総合的な津波対策を確立する。被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき、ハザードマップの整備や避難路の確保など、避難することを中心とするソフト対策を実施する。

岩沼市ではこのシミュレーションに沿って、津波避難計画を策定。津波浸水地域シミュレーション、津波浸水想定、津波避難シミュレーションを想定している。かさ上げ道路の整備は、東日本大震災による大津波、つまりシミュレーションの「L2 津波」を想定したものとなる。

⑵主な事業

多重防御のまちづくりを推進するため、東部地区の避難路として、県道岩沼海浜緑地線、主要地方道塩釜亘理線の拡幅整備等を県と連携して取り組んだ。また、津波避難のあり方懇談会や避難訓練などの経緯を踏まえ、東西方向の市道等を津波避難道路として位置付け、整備を図ることとした。

東日本大震災で被災した沿岸部の寺島～相野釜地区に、南北に延長約 7.5km、幅員 11.5m（車道幅員 8m、歩道幅員 3.5m）、標高 4 ～ 5m の高さのかさ上げ道路を整備するもので、被災自治体では県内で初めての着工となる。事業費は約 96 億円で、東日本大震災復興交付金などを財源としている。

2 つ目は、市道を拡幅するなどして沿岸部から中央・西部地区に避難することができる東西の避難路を整備するものである（寺島海岸線、本町早股線〈歩道整備〉、藤曽根線、藤曽根線延伸部）。延長約 5.5km、幅員は 11.5m（車道幅員 8m、歩道幅員 3.5m）、事業費は約 35 億円。また、県道岩沼海浜緑地線・主要地方道塩釜亘理線も避難路として位置付けており、県の事業として整備される。両事業とも 2015 年（平成 27 年）度を事業完了とした。

整備したかさ上げ道路・避難道路

道路種別・名称	整備幅員	整備延長	高さ	備考
かさ上げ道路				
相野釜線	11.5m	2,964m	5m	
空港三軒茶屋線	11.5m	3,717m	4m	
空港三軒茶屋線延伸部	11.5m	791m	4m	県道部は整備幅員 14m
避難道路				
藤曽根線	11.5m	546m	-	
新間堀実苗線	11.5m	1,324m	-	
寺島海岸線	11.5m	1,199m	-	
本町早股線	3.5m	2,220m	-	自歩道設置のみ
県道岩沼海浜緑地線	20.0m 11.5m	920m 800m	-	宮城県整備
主要地方道塩釜亘理線	14.0m	1,700m	-	宮城県整備 自歩道設置

※かさ上げ道路は市道認定前の路線名で表示している。

かさ上げ道路・避難道路 位置図

（岩沼市土木課より）

※かさ上げ道路は市道認定前の路線名で表示している。

かさ上げ道路・避難道路 標準横断図

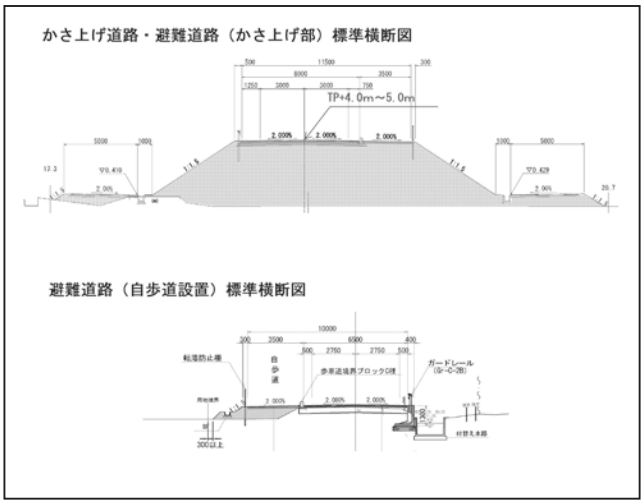

（岩沼市土木課より）

事業は下記のとおり進捗していった。

2012年（平成24年）4月4日、第2回復興交付金事業計画提出

市道空港三軒茶屋線ほか5路線の測量調査設計費や用地費等について、第2回交付分として、約4億円の交付を受けた。

同年10月17日、第4回復興交付金事業計画提出

用地費や道路築造工事費等として、避難路整備事業に係る第4回交付分、約102億円の交付を受けた。

2013年（平成25年）10月11日、第7回復興交付金事業計画提出

避難路整備事業に係る第7回交付分として、約3億円の交付を受けた。

2014年（平成26年）1月18日、岩沼市多重防御かさ上げ道路整備事業起工式安全祈願祭

かさ上げ道路と避難路の早期完成と、安全な工事を、関係者一同にて祈願した。

2016 年（平成 28 年）12 月 19 日かさ上げ道路県道塩釜亘理線（蒲崎地区）開通

2014 年（平成 26 年）度から整備を進めていた「かさ上げ道路」の一部（県道塩釜亘理線）が開通した。

2017 年（平成 29 年）2 月 21 日、かさ上げ道路空港三軒茶屋線の一部等完成

多重防御策の一つとして整備しているかさ上げ道路については、相野釜地区から蒲崎地区までの全区間で工事を進め、空港三軒茶屋線の一部と県道塩釜亘理線の一部が完成した。また、避難路については、寺島海岸線ほか 3 路線の整備を進め、残りの路線については、県施工の貞山運河拡幅工事との関係から、工期を延期したが、2017 年（平成 29 年）10 月の供用開始を目指して工事を進めていった。

同年 7 月 23 日、かさ上げ道路工事、本格化

仙台湾岸南部の津波被災地域で、海岸堤防と並行する「かさ上げ道路」の工事が岩沼市以外でも本格化。仙台市～山元町の約 40km で計画され工事が進んでいた。

東日本大震災では、約 6 m に盛り土された仙台東部道路が津波を食い止め、よじ登った人が難を逃れた。この教訓を踏まえたのが、かさ上げ道路を「第 2 の海岸堤防」とする考えだ。ルートは既存の県･市町道沿いを基本に、仙台市 10.2km、名取市 6.6km、岩沼市 7.2km、亘理町 4.9km、山元町 11.2km。高さ 4 ～ 6 m まで盛り土をした上に 2 車線の道路をつくり、道路下部の幅は 30 ～ 40m にもなる。

同年 8 月 30 日、かさ上げ道路の愛称が「玉浦希望ライン」に決定！

市では、津波の破壊力を減衰させる「かさ上げ道路」の意義を後世に伝えるために愛称を募集し、市内外から 387 作品のご応募をいただいた。これらの応募作品の中から、選考した結果「玉浦希望ライン」が最優秀賞に選ばれた。

最優秀賞「玉浦希望ライン」

玉浦小学校 6 年　今　大和さん

2017 年（平成 29 年）10 月 3 日、かさ上げ道路「玉浦希望ライン」の一部提供開始

10 月 3 日より、かさ上げ道路「玉浦希望ライン」の一部が供用開始となった。開通区間は早股外地内の約 3.7km となっている。

2018 年（平成 30 年）3 月 24 日、岩沼市かさ上げ道路「玉浦希望ライン」開通式

津波の破壊力を減衰させる多重防御の一環として整備を行ってきたかさ上げ道路「玉浦希望ライン」が全線完了し開通式が行われた。この開通に伴い、これまで迂回運行していた市民バスが通常運行になった。

全面開通の式典については、河北新報が次のように報道している。

【コラム 16：玉浦希望ラインの開通】

COLUMN —

2018 年（平成 30 年）3 月 24 日、津波防御の嵩上げ道路「玉浦希望ライン」全面開通

東日本大震災で被災した宮城県岩沼市玉浦地区で、津波の多重防御策の一環として建設されてきた嵩上げ道路「玉浦希望ライン」が 24 日、全面開通し、車両の通行が始まった。2013 年着工の玉浦希望ラインは市道 3 路線と県道から成る。総延長は計約 7.2km で、計約 60 万立方メートルの土を盛って 4 ～ 5 メートルかさ上げした。総事業費は 105 億円。先行利用されてきた約 4.5km に続き、24 日は残る約 2.7km が開通。付近住民ら約 100 人が出席して現地で開かれた式典で、菊地啓夫市長は「住民が安全に暮らす環境が整った。復興事業の完成に向けた大きな一歩だ」と述べた。玉浦希望ラインは名取市境から阿武隈川まで南北に整備された。海側に高さ約 10m の避難丘 14 基を配置した「千年希望の丘」などと共に、津波の威力を減衰させる役割が期待される。

（『河北新報』 2018 年 3 月 25 日朝刊より）

かさ上げ道路（原寸大断面）

かさ上げ道路（盛土 -1）

かさ上げ道路（盛土 -2）

かさ上げ道路（盛土 -3）

かさ上げ道路 藤曽根付近

避難路（岩沼海浜緑地線）

避難路（藤曽根線）

避難路（寺島海岸線）

第３項　排水対策

岩沼市では、東日本大震災の影響で東部地区の約500haの土地が47cm（国土地理院。押分字新田地内）地盤沈下した。震災前にはなかった海抜0m以下の土地が、震災後は市域の約8%、農地の約25%となったことで、既存の都市排水機能が損なわれた。これを解消するため、排水機能の強化が必要となり、既成市街地や工業団地、並びに集団移転先の雨水対策として、排水路と排水ポンプ場の整備を行った。

１．事業の概要

以下の３つの排水区において、３排水路、３排水ポンプ場の整備を行っている。

○二野倉排水区
・排水面積：110.10ha
・降雨確率年：10年
・計画排水量：7.679㎥／秒
▼ポンプ場名称：二野倉排水ポンプ場
・ポンプ仕様：
立軸斜流ポンプ
φ 800mm × 84㎥／分× 1台
φ 1,500mm × 284㎥／分× 2台
▼幹線名称：二野倉1号幹線
・口径：2,800mm × 2,500mm
・延長：2,570 m
・工法：開削工法（全線）

○二野倉第二排水区
・排水面積：28.00ha
・降雨確率年：10年
・計画排水量：4.277㎥／秒
▼ポンプ場名称：二野倉第二排水ポンプ場
・ポンプ仕様：
水中ポンプ
φ 250mm × 7.5㎥／分× 2台
立軸斜流ポンプ
φ 1,000mm × 121㎥／分× 2台
▼幹線名称：二野倉第二1号幹線
・口径：600mm × 600mm ～
1,800mm × 1,800mm
・延長：650 m
・工法：開削工法（全線）

○矢野目排水区
・排水面積：155.85ha
・降雨確率年：10年
・計画排水量：13.043㎥／秒
▼ポンプ場名称：矢野目排水ポンプ場
・ポンプ仕様：
立軸斜流ポンプ
φ 900mm × 109㎥／分× 1台
φ 1,800mm × 424㎥／分× 2台
▼幹線名称：矢野目1号幹線
・口径：1,600mm × 1,400mm
～ 3,400mm × 3,400mm
・延長：2,500 m
・工法：開削工法
（一部オープンシールド工法）

２．事業の経緯

本事業は、東日本大震災復興交付金事業として第1回申請（2012年（平成24年）3月）で認められたもので、その後、第4回申請（2012年（平成24年）11月）において、矢野目排水区の4事業を2事業に統合するとともに、排水路ルートや排水ポンプ場位置の変更などが行われている。

また、本事業は、日本下水道事業団と2012年（平成24年）度に設計委託協定、2013年（平成25年）度に工事委託協定を締結し施設の実施設計及び工事が進められた。

工事は2013年（平成25年）度から始められ、2017年（平成29年）7月15日に二野倉排水ポンプ場、矢野目排水ポンプ場の開所式が行なわれた。二野倉第二排水路と二野倉第二排水ポンプ場は2020年（令和2年）度の供用開始を目指して進められた。

日本下水道事業団との委託協定の経緯を以下に示す。

・2012年（平成24年）8月
岩沼市公共下水道の復興事業に係る実施設計の作成委託に関する協定締結
・2013年（平成25年）1月
岩沼市公共下水道の復興事業に係る実施設

計の作成委託に関する協定の変更

・同年 6 月
岩沼市公共下水道根幹的施設の復興交付金排水対策事業に係る建設工事委託に関する基本協定締結

・2014 年（平成 26 年）7 月
岩沼市公共下水道根幹的施設の復興交付金排水対策事業に係る建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定

・2015 年（平成 27 年）7 月
岩沼市公共下水道根幹的施設の復興交付金排水対策事業に係る建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定

・2016 年（平成 28 年）3 月
岩沼市公共下水道根幹的施設の復興交付金排水対策事業に係る建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定

・同年 12 月
岩沼市公共下水道根幹的施設の復興交付金排水対策事業に係る建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定

整備を行った排水ポンプ場と排水路

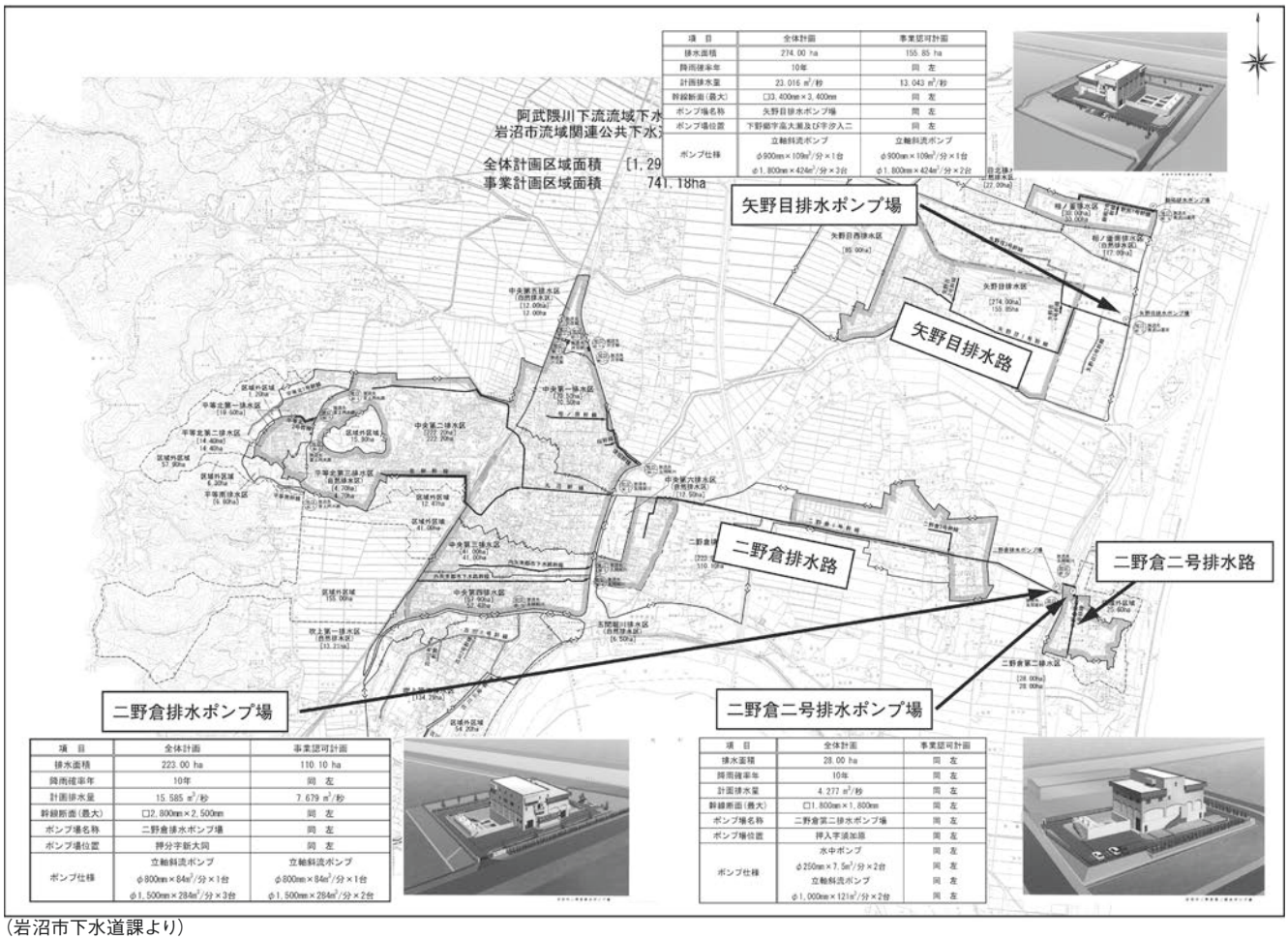

（岩沼市下水道課より）

完成した二野倉排水ポンプ場

完成した矢野目排水ポンプ場

第４章

持続可能な産業の復興

「岩沼市震災復興計画マスタープラン」のリーディングプロジェクトのひとつである＜産業の復興と新産業の創出＞において、「農業の再生、被災企業の復興、雇用の確保、健康医療産業集積地の整備、メガソーラー事業等」を実現すべき指標とした。

農業では農地の復旧・再生、農業振興、農業生産の高付加価値化・農業経営多角化等の取組。工業では、被災した工業団地の再建支援や企業誘致。沿岸部で津波冠水した地区では、太陽光発電等の自然エネルギーの生産拠点整備を目指した。

第４章は、こうした本市の持続可能な産業の復興への取組をまとめた。

仙台空港に向かう県道の浸水状況。
2011 年（平成 23 年）3 月 13 日

大きな被害を受けた蒲崎地区の農地

土地利用構想図

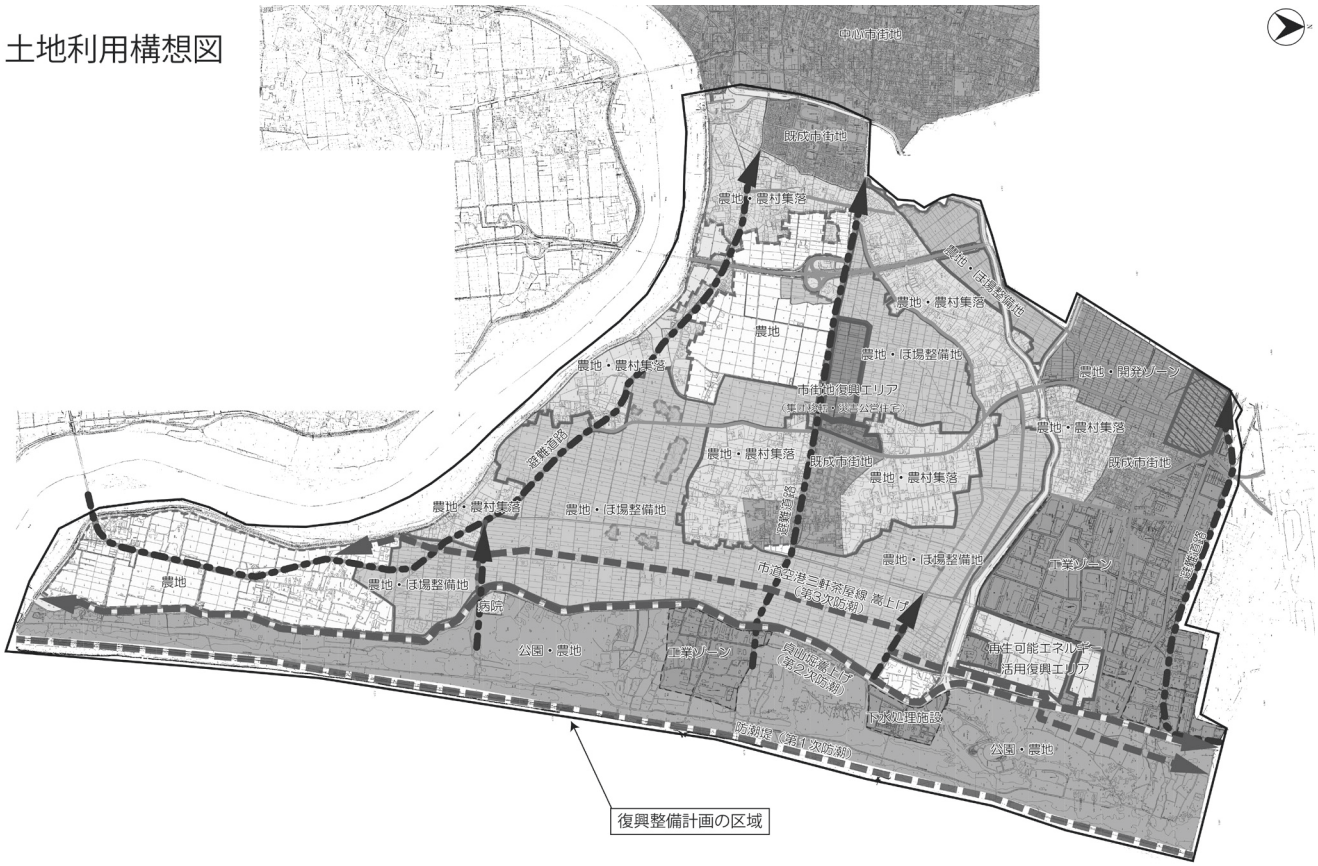

（岩沼市復興創生課より）

第１項　農業の復興

岩沼市では津波の浸水により広範囲の地域で被災し、農地、家屋、排水機場や農業機械、農業用水路、園芸ハウス､作物の作付不能など大きな被害となった。農地の復旧をはじめ本市産業基盤の柱の一つである農業を､どのように復興させるかが大きな課題となった。

1. 農業の被害状況と農業復興の基本方針

⑴農地被害

水田：920ha
畑　：320ha
合計：1,240ha
被害額：272 億 8,000 万円

⑵家屋・施設等被害

被災農家：724 戸
畜産被害：1 億 4,355 万円
排水機場：4 か所
頭取工堰：2 か所
排水路等：38 か所
農業機械：約 23 億 3,000 万円
園芸ハウス等：1 億 6,000 万円
作物不能：10 億 1,200 万円
被害総額：140 億 3,200 万円

⑶被災集落数

岩沼市内 50 集落のうち津波被害を受けた集落：20
被災した農業経営体：550

⑷農業復興の基本方針

岩沼市では、東日本大震災で壊滅的な被害を受けた東部地区の農地について、「農地の回復と再生」として、「農業生産の低コスト化」、「農業生産の高付加価値化」、「農業経営の多角化」を目指した取組を実施。

その結果、農業の復興を行うため、

1.ほ場の復旧とさらなる再整備（大区画化によるほ場整備）
2.経営体（担い手）の選定
3.農業機械・施設の再整備

が必要であると考えて、復興交付金を活用した整備を実施した。

①農業復興組合が行う農地の復旧作業に対し国から交付される支援金により、市では同組合の設立や運営に対して支援を行い、地域農業の再生と早期の営農再開を目指す。

②津波冠水地域では、用排水路改修、塩分除去、土壌改良等を行い、農地の復旧に力を注ぐとともに、排水計画の見直しを含む地盤沈下対策を国と連携して積極的に整備を進める。

③さらなる農業振興を図るために、本市の社会的・自然的特性を生かし、

１）農業生産の高付加価値化
２）農業生産の低コスト化
３）農業経営の多角化

を目指す。

④塩害に強い植物の試験栽培や新規作物の導入を行う農家を支援し、早期の農地回復と特産品の開発、バイオエネルギー化、観光分野での活用等を検討する。（農業生産の高付加価値化、農業経営の多角化）

⑤営農の効率化を図るため、農業経営の大規模化や法人化、集落営農、ほ場の大区画化等について、ＪＡ等の関係機関と連携を図り推進する。（農業生産の低コスト化）

⑥有識者並びに関係団体等による検討会の提言を踏まえて、今後の農地の回復と農業の再生に向けた事業に取り組む。

⑸国の政策と岩沼市の取組

①国の政策

・地域農業経営再開復興支援事業
・農地災害復旧事業
・被災農家経営再開支援事業
・農山漁村地域復興基盤総合整備事業（復興交付金）
・被災地域農業復興総合支援事業（復興交付金）

②岩沼市の取組

・市沿岸部を中心に 12 地区に分けマスタープランを作成
・津波浸水区域における除れき作業（農地約 1,000ha）
・地域農業復興組合の設立
・ほ場整備事業に係る推進協議会を設立（被災農地約 670ha）

・岩沼市が農業機械・施設を整備し、大津波により被災した地区に無償貸与を行う。

2. 各種支援事業

⑴被災農家経営再開支援事業と農地災害復旧事業

被災農家経営再開支援事業は、岩沼地域農業復興組合が主体となり農地復旧作業を通じて、地域農業の再生を図ることを目的として実施。

また、農地災害復旧事業は、宮城県が事業主体となり、激甚災害指定地域となった千貫地区ほか12地区を対象に、農地除塩、農地被災、施設被災の復旧が行われた。

この2つの事業は、相互に連携して実施され、2012年（平成24年）度には438haが営農再開。2013年（平成25年）度には290ha、2014年（平成26年）度には291haの農地が営農再開した。

⑵地域農業経営再開復興支援事業

岩沼市が主体となり、当該事業によって設立された農業復興組合などをベースに、集落・地域での話し合いを基に、地域の中心となる経営体を定めた経営再開マスタープランを作成。プランの実現に向け農地集積等に必要な取組を支援することにより、被災地域において中心となる経営体の経営再開と地域農業の復興を図ることを目的に実施された。

市が、農業経営マスタープランを作成。農業者は、農地の利用集積を進めるための支援、経理能力や生産技術等の習得について支援を受けた。

事業の経緯は以下のとおり。

・2012年（平成24年）1月～3月、農業者の意向確認のアンケート実施。
・同年2月～2013年（平成25年）1月、説明会（話し合い）を実施。
・2013年（平成25年）3月、プラン決定。
・同年5月、プラン見直し（中心経営体、農地集積）。
・2014年（平成26年）3月、プラン見直し（中心経営体、農地集積）。

⑶東日本大震災復興交付金　被災地域農業復興総合支援事業

この事業は、岩沼市が主体となる農業施設、設備、機械などの整備事業となる。

農業施設・設備・機械の整備事業は、2012年（平成24年）度～2014年（平成26年）度を期間として、林地区、長谷釜地区、玉浦南部地区、寺島地区を対象に、ライスセンター（乾燥調整施設）・育苗施設・園芸施設・農業機械格納庫・低温倉庫・田植機、コンバイン、トラクター他アタッチメントなど農業用機械の整備を実施した。

ライスセンターの整備状況

地区名	玉浦南部地区	寺島地区	林地区	長谷釜地区
構造	鉄骨造平屋建			
延床面積	430.62㎡	381.20㎡	433.27㎡	386.40㎡
荷受量	39.1t	24.4t	25.9t	24.4t
施設内容	農業用機械格納倉庫、育苗施設、育苗ハウス、低温倉庫、かん水設備、防風ネットなど			

（岩沼市農政課より）

⑷東日本大震災農業生産対策交付金

市内の農業組合・農業法人に対し、ハウス資材、有機物処理・利用施設、生産合理化にかかるコンバインやトラクター、コンベアー、自動包装機、田植機など農業機械、品質向上物流合理化施設の設置などについて支援を行った。

機械によるキャベツ収穫（林ライス）

3. 農業法人化

農業者の高齢化や担い手不足など、全国的に農業を取り巻く環境がますます厳しくなる中で、岩沼市では震災以前から有限会社や組

織を設立して農業する人もいたが、中心は個別農家であり、兼業農家がほとんどで平均経営面積も小さかった。被災地域では、住宅も含めてほとんどのものを津波に流された全壊状態の地区が多いことから、これを機に離農を考える人も多かった。市では被災した20地区を対象に、100回を超える説明会や会合を実施し、担い手の選定及び復興支援事業の説明に努めた。その結果、2013年（平成25年）2月に3つの農事組合法人が設立したことを皮切りに、現在は市西部地区も含め多くの農事組合法人が設立されている。

併せて県営ほ場整備事業により大区画化が進められたことから、機械化や省力化技術が積極的に導入されるとともに、6次産業化や経営の複合化・効率化を図る取組が進められている。

岩沼市内　農業生産法人一覧

No.	地区	法人名	設立月日
1	東部地区	有限会社　やさい工房八巻	2001年（平成13年）7月3日
2		合資会社　愛宕ファーム	2012年（平成24年）7月11日
3		農事組合法人　寺島生産組合	2013年（平成25年）2月15日
4		農事組合法人　林ライス	同年2月18日
5		農事組合法人　玉浦南部生産組合	同年2月22日
6		農事組合法人　野菜のキセキ	同年8月20日
7		農事組合法人　玉浦中部ファーム	同年12月24日
8		農事組合法人　長谷釜生産組合	同年12月25日
9		株式会社　玉浦農園	2018年（平成30年）7月2日
10	西部地区	株式会社　布田牧場	2002年（平成15年）4月
11		農事組合法人　志賀	2016年（平成28年）1月22日
12		農事組合法人　長岡グリーンサポート	同年1月23日
13		農事組合法人　原生産組合	2017年（平成29年）1月15日
14		農事組合法人　玉崎	同年1月21日
15		農事組合法人　みいろよし	同年1月22日
16		農事組合法人　小川サン・ファーム	同年2月11日
17		農事組合法人　千貫・京ファーム	2018年（平成30年）1月28日
18		農事組合法人　千貫農場きたはせ	同年2月18日
19	中央地区	有限会社　夢の米蔵	1996年（平成8年）6月5日

（2019年（平成31年）3月現在）

4. 農地の復旧とほ場整備

⑴宮城県の取組方針

宮城県では、被災市町からの要請を受け、東日本大震災復興交付金（農山漁村地域復興基盤総合整備事業）で、大区画ほ場整備を中心とした農地の抜本的な再編整備を実施している。

復興に当たっては、宮城県震災復興計画の基本理念である「壊滅的な被害からの復興モデルの構築、「復旧」にとどまらない抜本的な「再構築」」を実現するため、農用地や防災集団移転促進事業で市町が買取した宅地等の移転元地などの非農用地を換地の手法で整理する「土地利用の整序化」の取組や、平野部の地形勾配がほぼないという特徴を生かした「新たな標準区画（2ha区画）の取組」、さらには地盤沈下による水利施設の維持管理費の増加に対応するため、再生可能エネルギーの導入や情報基盤整備などを実施する農村地域再生復興基盤総合整備事業が進められている。

⑵農地の復旧

本市の農地復旧は、2011年（平成23年）度からがれきや土砂の撤去、除塩が行われ、2012年（平成24年）3月時点で40%、2014年（平成26年）7月時点で94%と進められていった。また、農地の復旧後に東日本大震災復興交付金（農山漁村地域復興基盤整備事業）を活用して、2012年（平成24年）から大区画ほ場整備が宮城県によって始められた。

⑶東日本大震災　農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）岩沼地区の概要

①所在地：宮城県岩沼市、名取市
②事業主体：宮城県
③関係土地改良区：名取土地改良区
④農地面積：630ha
⑤事業費：11,904百万円
⑥地区の概要：本地区は、岩沼市中心部より東側に位置し、1970年（昭和45年）から実施した県営ほ場整備事業により整備された区域と、未整備の区域を含む農村地帯である。

本地区の農地は東日本大震災の地盤沈下や津波により甚大な被害を受けた。復旧・復興に当たっては、単なる原形復旧に留まらず、ほ場の大区画化などの農地整備事業を実施することにより、「岩沼市震災復興計

画」の実現に向け、競争力のある低コスト土地利用型農業を目指す。

また、防災集団移転促進事業による住宅跡地及び介在農地を農地整備事業区域に含め、土地改良法の換地制度を活用し、公共用地等として集積・再配置することにより土地利用の整序化を図る。

大区画化と併せて農地集積を進め、農業経営の規模拡大、生産性向上、経営の安定化を図るとともに、生産から加工、販売等の6次産業化にも取り組むこととしており、農地の約7割を農業生産法人に集積し、稲作を中心とした水田農業を推進するものである。

ほ場整備区域図

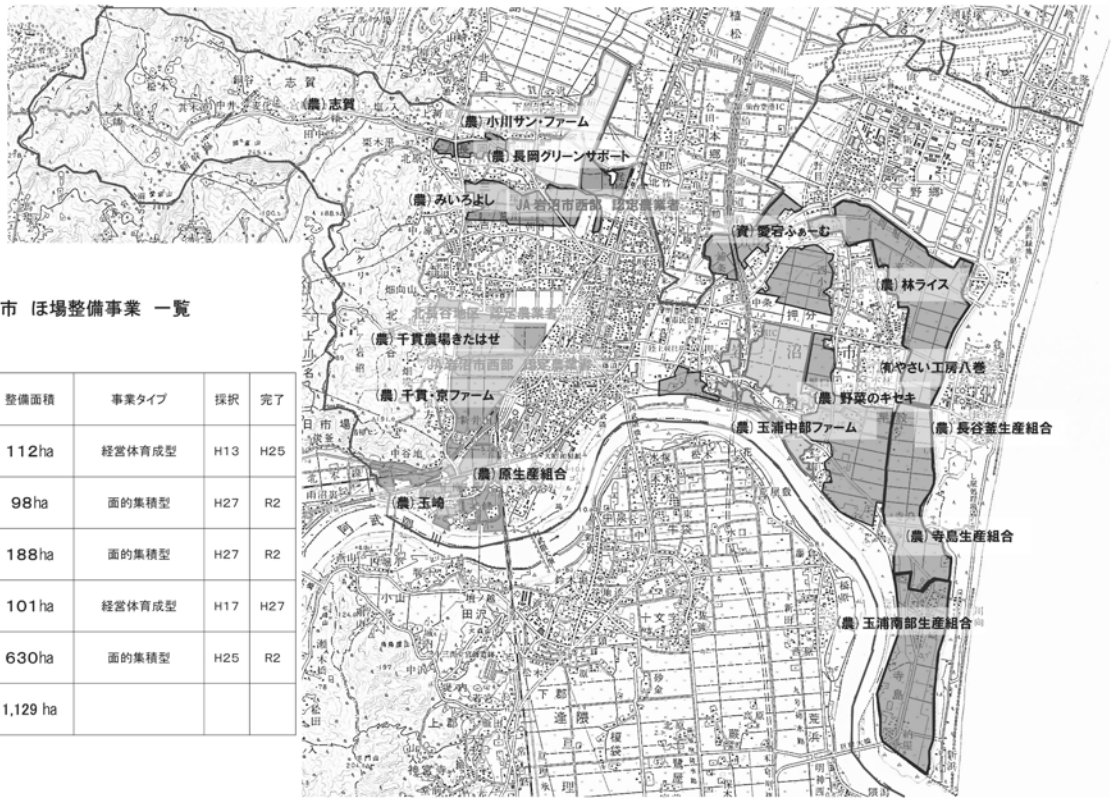

岩沼市　ほ場整備事業　一覧

地区名	整備面積	事業タイプ	採択	完了
小　川	112ha	経営体育成型	H13	H25
岩沼北部	98ha	面的集積型	H27	R2
岩沼西部	188ha	面的集積型	H27	R2
玉浦中部	101ha	経営体育成型	H17	H27
岩沼(東部)	630ha	面的集積型	H25	R2
計	1,129 ha			

（岩沼市農政課より）

5. 排水路・排水機場の復旧・新設整備

国の直轄事業により、相野釜排水機場、藤曽根排水機場の復旧、三軒茶屋排水機場の新設が進められるとともに、排水路の復旧整備が進められた。地盤沈下に対応した今回の復旧工事により、3つの排水機場全体の排水能力は、毎秒14.5㎥から19.3㎥に増加された。

なお、名取川地区における排水機場ポンプの完成と本格供用開始を祝し、「排水機場ポンプ運転式」が名取市、岩沼市、仙台市の後援により、相野釜排水機場で2014年（平成26年）10月2日に開催された。

6. 農村地域復興再生基盤総合整備事業による太陽光発電施設の建設

藤曽根地区に太陽光発電施設を建設

2016年（平成28年）3月30日、藤曽根地区太陽光発電所の起工式が行われた。この事業は農村地域復興再生基盤総合整備事業の一環として宮城県が行うもので、市が所有する移転元地の藤曽根地区の3.8haに太陽電池モジュール（ソーラーパネル）9,996枚を設置し、年間2,166,000kwを発電、これを電力会社に売電することにより年間約7,500万円の収入を見込んでいる。この収入は、排水機場や復興事業により新たに造る施設などの管理費に充てられることとした。

第２項　商工業の復興

岩沼市内にある工業団地の津波被害状況については、二の倉工業団地では全ての建物が全壊し壊滅的な被害を受けている。岩沼臨空工業団地内では、半壊建物（大規模半壊、床上浸水）が半数以上を占めているが、全壊建物（流失、撤去、条件付再生可）も約 41% と半数近くを占めており、大きな被害を受けた。雇用の面では、壊滅的な被害を受けた二の倉工業団地において、震災前と比較し正社員の雇用が 57.6% 減と非常に大きく減少した。岩沼臨空工業団地においては震災前と比較して正社員の減少は 7.6% 減にとどまっているが、パートを含めた総数では 27.4% 減と大きく減少した。こうした状況から一日も早く抜け出し、大きな未来を支える商工業の復活と再建を目指した。

１．岩沼市商工会の取組

⑴商工会の取組の概要

東日本大震災によって、市の沿岸部を中心に地震、津波による被害が甚大で、被災商工会として一日でも早い復興を目指しながら事業を展開した。

2012 年（平成 24 年）４月には、がれきの第二次仮置場も整理され、最終的な焼却処理を行う応急仮設焼却炉も完成し、約２年間という短期間でがれき処理が行われた。ここから本格的な「復興元年」となった。

震災後１年が過ぎ、被災した事業所の方々には国や県の復興支援施策を活用し、やっと再生した会員事業所もあったが、大部分の被災事業者は、なかなか再生できない状況にあるのも現実だった。脱退会員の約半数の 22 事業所が震災で廃業に追い込まれた。

このような状況のもと、商工会では国の中小企業等復旧・復興支援補助金である中小企業等のグループ支援制度、県の商店復旧支援補助金や商業活動再開支援補助金の相談受付を行い、復興から再生を目指す事業所に対して数多くの支援を実施。また、県から管内小規模事業者促進事業の業務委託を受け、被災した事業所に勤務し、失業し新規に就職できなかった方々に対して雇用の確保という点から２名の臨時職員を雇用した。

震災により大幅に地域経済が縮小する懸念があったため、震災後の小規模事業者の経営状況の把握や震災からの復興に向けた支援活動を実施し、復興夏まつり、商工会福幸市等も開催した。

さらに、商工会では、特に被害が甚大であった岩沼臨空工業団地、二の倉工業団地の事業所からの要望に基づき、今後の防災の取組方法として BCP（事業継続計画）講習会を急遽開催した。また、「災害特別相談窓口」を継続し、被害に遭われた事業者会員の方々の事業再生、二重ローン問題、災害融資等の相談に当たっていった。

⑵被害状況

〈被災会員事業者数及び被害状況の調査と集計〉

被災会員事業者数（全会員数の約 25%）

	200 会員
営業再開会員事業者数	169 会員
営業中止及び廃業者数	22 会員
不明	9 会員

被害状況

建物全壊	23 件
建物半壊	24 件
建物一部損壊	7 件
合計	54 件
商品機械等の被災	20 件
車両等	69 台
総被害額	164,530 万円

⑶対応と具体的な取組

①経営改善普及事業

災害特別相談窓口を開設し、震災被害に関する相談を集中的に行うとともに、小規模事業者の経営管理に係る支援、新たな事業展開に必要な情報の提供及び支援、事業の共同化等の支援を巡回及び窓口相談を通じて実施し、小規模事業者の経営改善発達はもとより震災からの再生支援に努めた。

支援相談内容：経営革新、経営一般、情報化、金融、税務、労働、取引、創業等。

・巡回支援相談件数　275 件
・窓口支援相談件数　424 件

②国、県、市等の融資制度の普及 PR と斡旋

小規模事業者経営改善資金・環境改善資金等、日本政策金融公庫融資制度、中小企業経営安定資金、中小企業産業振興資金等県融資制度、中小企業振興資金等市融資制度、商工貯蓄共済融資制度、商工会メンバーズローン等の制度融資を普及・PR するとともに、小規模事業者等に対する円滑な資金供給が行われるよう各金融機関との連携を密にし斡旋に努めた。さらに、震災に関する緊急金融相談会を開催し、震災からの再生資金について相談・支援するとともに、二重ローンに関する問題、課題について相談を受付、宮城県震災再生復興支援機構との連携を行った。

③特別窓口相談の開設

・2011 年（平成 23 年）度宮城県商店復旧支援事業の相談・支援。
・同年度宮城県商業活動再開支援事業相談・支援。
・中小企業等復旧・復興支援補助中小企業等のグループに対する支援事業相談・支援。
・国民生活金融公庫震災復興緊急支援融資の相談・支援。

相談件数　　200 件

④義援金及び支援物資等

「東日本大震災」義援金・見舞金・支援物資等一覧

1）大河原町商工会　100,000 円
2）宮城県商工会連合会　100,000 円
3）全国商工会連合会　4,404,000 円
4）南国市商工会　1,346,948 円
5）仙南ブロック商工会連絡協議会　200,000 円
6）酒田商工会議所　2,000,000 円（岩沼市へ）
7）宮城県火災共済協同組合　10,000 円
8）村田町商工会　50,000 円
9）全国商工会連合会　400,000 円
10）南国市料飲組合　224,326 円
11）日本共産党中央委員会　500,000 円
12）伊丹郷町商栄会　165,042 円
13) 栃木県上三川町商工会　マスク（72,000 枚）
14）栃木県那須塩原市商工会　支援物資（寝具・雑貨・食品等）
15）阿蘇市商工会一の宮支所及び理事㈱杉本建設　ミネラルウォーター　240 本

⑤復興支援事業

1）復興夏まつりの開催
2）商工会「福幸市」の開催
・被災者に対する年末生活用品の激安販売。
・とん汁の配布・復興支援グッズの販売。
3）復興支援アピール事業
・「がんばろう！岩沼」等の横断幕の作成・展示。
・「がんばろう！岩沼」ステッカーの作成・配布。
・「立ち上がれ岩沼！」等の商工会館シャッターの塗り替え。
・復興に向けての花いっぱい運動の実施
4）復興支援グッズの作成・販売・支援
・「岩沼魂」ポロシャツ・ジャンパー・うちわ・ステッカー・のぼり・カレンダー。
・「岩沼魂」及びエコを中心とした買物バッグの作成・配布。
5）東日本大震災に伴うがれき・災害廃棄物処理業務に係る地元事業者の活用・支援。地元事業者等への受注に関する説明会（8 回）

⑥管内小規模事業者復興促進事業の推進

商工会を構成する小規模事業者の経営状況の把握及び震災からの復興に向けた支援活動により地域経済の回復・活性化に寄与した。さらに震災の影響により雇用環境が厳しくなってきているところから、職業安定所を通じ、新規臨時職員を雇用し、震災復興事業に取り組んだ。

1）地域商工業者の実態調査及び被害状況調査

2）商工会員による復興支援活動の企画及び実施

3）復興イベント等の開催及び復興セミナー等の開催

2. 工業団地の取組

⑴工業団地の被害状況

①岩沼臨空工業団地

調査事業所数	165 事業所
建物全壊	61 事業所
大規模半壊	42 事業所
半壊	53 事業所
一部損壊・他	9 事業所

②二の倉工業団地

調査事業所数	29 事業所
建物全壊	29 事業所
大規模半壊	0 事業所
半壊	0 事業所
一部損壊・他	0 事業所

※調査は、り災証明（事業用）、電話等による聞取り調査に基づく（2011 年（平成 23 年）6 月 14 日時点）。

⑵被害への対応

概要

仙台空港は東北の空の玄関口であり、そこに隣接する岩沼臨空工業団地は東北の経済に大きな影響を与えることから、震災直後より被災経営者はもとより中央官庁、首都圏等の企業本社からも早期の対応を要望する声が寄せられた。

復旧に際しては冠水、がれき、建物倒壊及び損壊、道路、上下水道などインフラ被害に加え、電源設備の喪失、電話他の通信網・通信設備の喪失が、復旧・復興の非常に大きな障害となった。このため、市、国、県及び東北電力、NTT 東日本など関係機関・企業が総力をあげ対応に当たった。

岩沼臨空工業団地の電源喪失の例で見ると、電柱 200 本、高圧線約 20km の配電設備が津波で流出した。団地内の 100 社を超える受電設備が被災し電力の供給が不能となった。

この状況の中で岩沼市が主催した岩沼臨空工業団地協議会メンバーへの説明会において、復旧・復興工事の障害となっているがれきを市と協議会参加企業が、ともに重機を出して早急に除去することとした。そのため迅速な復旧が可能となった。

被災した岩沼臨空工業団地

被災した二の倉工業団地の工場

市道二野倉工業団地 1 号線

工業団地の復旧・復興（2011年（平成 23年））

月	岩沼臨空工業団地協議会の活動	電源設備の復旧	通信施設の復旧
3	22 日 ○協議会内に災害対策本部設置。 26 日 ○敷地内の漂着物の処理について文書配布。 30 日 ○同上(追加案内)配布。	18 日 ○岩沼臨空工業団地住宅地部送電完了。 23 日 ○岩沼臨空工業団地周辺の未送電エリアの設備把握と設備改修、倒壊設備撤去作業を開始。 30 日 ○日本加工食品協会と日本フランチャイズチェーン協会から官邸に陳情書が送られ、原子力安全・保安院電力安全課から連絡を受ける。 31 日 ○岩沼市主催の岩沼臨空工業団地協議会に対する説明。設備の復旧に係る協力を依頼。	11 日 ○岩沼臨空工業団地の事業所を収容するNTTビルの交換機の電源確保を実施。 15 日 ○岩沼市長から岩沼臨空工業団地への復旧対応依頼あり。 16 日 ○岩沼臨空工業団地対策本部から、早急な復旧対応の要望あり。 18 日 ○岩沼臨空工業団地の通信設備の被災状況を調査。
4	1 日 ○電力供給再開時期に関する協議報告書配布。 ○NTT回線復旧に対する要望書を岩沼市災害対策本部へ提出。 5 日 ○ハローワーク仙台の臨時相談窓口開設の通知を配布。 6 日 ○岩沼臨空工業団地内の浸水対策に関する要望書を岩沼市災害対策本部へ提出。 8 日 ○NTT回線復旧作業に関するお知らせを配布。 14 日 ○被災した自社所有物の処理についての要望書を岩沼市災害対策本部へ提出。 18 日 ○被災した自社所有物(金属類)の処理について文書配布。 20 日 ○被災した自社所有物(食品類等) の処理について文書配布。	1 日 ○岩沼臨空工業団地の西側送電完了。 12 日 ○陳情書の対象7社の配電線工事が全て完了、また受電設備復旧完了。 14 日 ○岩沼臨空工業団地の北側の一部と東側送電完了。 21 日 ○岩沼臨空工業団地の北東側の送電完了。	7 日 ○岩沼臨空工業団地内基幹通信ケーブルの復旧を実施。岩沼臨空工業団地対策本部へ復旧状況を日々報告。 8 日 ○岩沼臨空工業団地対策本部と連携し、工業団地内の事業所宛てに復旧に向けた取組と要望書を受け取る。 11 日 ○NTT西日本復旧支援班と連携し、岩沼臨空工業団地内の復旧活動開始。 上旬～5月末 ○岩沼臨空工業団地対策本部への情報共有。 上旬～下旬 ○被災状況の現場調査。 ○岩沼臨空工業団地内通信設備の被災状況調査、通信復旧に向けた情報収集。 上旬～5月末 ○仮設事務所への復旧。 上旬～4月末 ○メタルケーブルによるアナログ電話、ISDN電話の仮復旧。 4月末～5月末 ○光ケーブルによるひかり電話、インターネット等の仮復旧。
5	9 日 ○災害対策本部終了のお知らせを配布。	10 日 ○岩沼臨空工業団地復元エリア(相野釜地区) 送電完了。 ○岩沼臨空工業団地北部(空港南側架空エリア)送電完了。	
6			6月～7月末 ○本事務所への復旧。 ○仮設事務所へ仮復旧した通信設備の本事務所への移転工事。 ○仮設事務所へ仮復旧した通信設備（主にケーブル）の撤去。
7			
8	22 日 ○がれき撤去作業終了のお知らせを配布。		

防災対策についてのアンケート調査

2012 年（平成 24 年）9 月 4 日
防災対策の現状等に関するアンケート調査実施

同年 10 月 10 日
アンケート調査書回収

アンケート調査は87社が回答（回収率58.0%）。調査結果の概要は以下のとおり。

●事業所の被害・影響

東日本大震災による事業所への被害の大きさを見ると、車両・重機の被害が最も大きく、次いで、資材・在庫の被害、生産設備・OA 機器・日用器の被害、ライフラインの

被害が大きい。

●建物・上屋の被害

建物・上屋の被害について、影響大との回答割合が46%と最も高い。被害の原因は津波が約72%と高いが、揺れも約14%となっている。約9割の事業所が何かしらの被害を受けている。

●生産設備・OA機器・日用器の被害

生産設備・OA機器・日用器の被害について、影響大との回答割合が約59%と最も高い。被害の原因は津波が約81%と高い。約9割の事業所が何かしらの被害を受けている。

●車両・重機の被害

車両・重機の被害について、影響大との回答割合が約67%と最も高い。被害の原因は津波が約86%と高い。約9割の事業所が何かしらの被害を受けている。

二の倉工業団地のアンケート（2011年（平成23年）5月）では、他に比べ津波の被害が甚大だったことから、岩沼臨空工業団地と同様に後述する電源・通信施設の再建を求める意見に加え、防潮堤の整備、道路の高さの確保と排水機能の強化を求める意見が多くあった。

⑶産業の復興と新産業の創出へ

2013年（平成25年）9月に改定した、「岩沼市震災復興計画マスタープラン改定版」に掲げたリーディングプロジェクトの産業の復興と新産業の創出では「復興に向けた基本方針」を以下のように定め、工業団地の基盤整備、新たな拠点整備、雇用促進等の事業を行った。

①復興に向けた基本方針（抜粋）

・工業団地に立地する各企業に対して、再建に向けた支援を行う。

・被災地における雇用確保を図るため、交通の結節点である岩沼市の特徴を最大限に活かし、国際的な物流拠点等の整備や新しい分野の企業誘致を含め、産業の復興を図る。特に、国際社会への玄関口である仙台空港周辺に、産学官連携の下、東北地方全体の復興をリードしていく「健康医療産業集積地」を整備する。

・津波浸水地域については、太陽光発電等による自然エネルギーの生産拠点の新たな整備を検討する。

②主な事業

・工業団地支援事業

・企業誘致事業

・健康医療産業集積推進事業

・自然エネルギー誘致（設置）事業

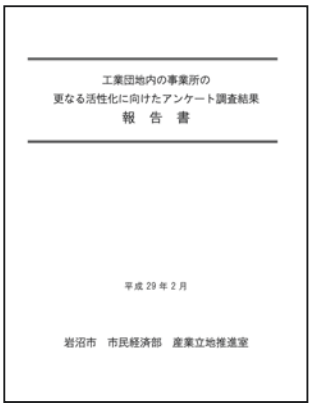
工業団地内の事業所の
更なる活性化に向けたアンケート調査結果
報 告 書

平成29年2月

岩沼市　市民経済部　産業立地推進室

岩沼臨空（矢野目地区）、二の倉工業団地内事業所の更なる活性化に向けたアンケート調査を実施

岩沼臨空工業団地（矢野目地区）立地企業位置図

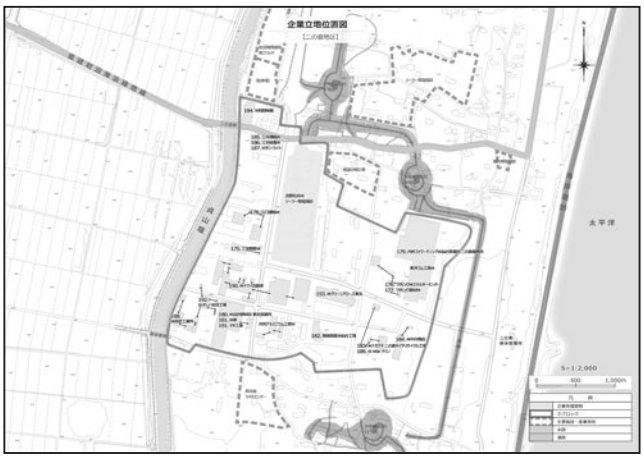

二の倉工業団地立地企業位置図

第３項　企業誘致

震災復興において、重要な課題である雇用の創出を図るために、いくつもの交通の結節点である岩沼市の立地特性を最大限に活かし、新しい分野の企業誘致を含めた産業の振興を目指した。

1. 企業誘致に係る各種支援制度

岩沼市では、企業誘致を推進するために、国・県の制度の活用とともに市補助金の拡充を行った。

⑴岩沼市企業立地促進奨励金

①企業立地奨励金
家屋及び償却資産に係る固定資産税額及び都市計画税額に相当する額を３年間交付。

②市民雇用奨励金
市内に住所を有する新規常時雇用者１人につき 20 万円（×人数分）で、1,000 万円を限度として交付。

③用地取得奨励金
用地の取得価格の 100 分の 10 の額で、１億円を限度として交付。

※上記①～③の奨励金の拡充とともに、対象事業所の指定要件の緩和も行った。

⑵宮城県の企業立地優遇制度

①みやぎ企業立地奨励金
②税制優遇制度（県独自の優遇制度）
③融資制度（県独自制度で企業立地に関するもの）

⑶民間投資促進特区

①国税（法人税）の特例
②地方税の減免
③工場立地法の特例（緑地等規制の緩和）

⑷富県共創！みやぎへの本社機能移転促進プロジェクト

①特定業務施設（本社機能）の新設又は増設に関する課税の特例
②特定業務施設において従業員を雇用している場合の課税の特例
③中小企業基盤整備機構による債務保証
④企業の地方拠点強化に係る地方税の不均一課税

⑸津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金

①対象施設：工場（製造業）、物流施設等
②対象経費：工場立地に係る初期投資額
③交付要件：投資額に応じた一定の雇用創出など
④補助率:　1/3 以内（大企業）、1/2 以内（中小企業）

⑹グループ補助金

①所管：東北経済産業局
②対象：73 社

2. 太陽光発電施設の誘致

市では、岩沼市震災復興計画マスタープランにおける「産業の復興と新産業の創出」を具現化するため、太陽光発電事業の誘致に取り組んだ。

⑴いわぬま臨空メガソーラー

岩沼市では、被災した農地、集団移転元地の活用を図るため太陽光発電施設の誘致を行った。特に、いわぬま臨空メガソーラーについては、他の被災地に先駆けて実施し、稼働時は、被災地最大規模の発電量であった。

①概要

事業地　相野釜西地区（約 43.6ha）
事業主体　いわぬま臨空メガソーラー株式会社（丸紅株式会社 100％出資）
事業期間　23 年間（設置期間 1.5 年、撤去期間 1.5 年、計３年間を含む）
事業内容　発電量約 28.3MW（一般家庭約８千世帯分の年間電力使用量相当）
①メガソーラー施設の設計、施工、工事管理（太陽光パネル約 113 千枚）
②電気事業者（東北電力）に対する電力販売
③施設全体の保有、維持、管理運営

②経緯

2012 年（平成 24 年）５月 11 日 いわぬま臨空メガソーラー事業発電事業者募集開始

7事業者の応募がありプロポーザル方式により㈱日立製作所、丸紅㈱、㈱日本設計のグループを事業主体として決定

同年6月29日、いわぬま臨空メガソーラー事業実施企業体を決定

同年10月9日、いわぬま臨空メガソーラー㈱を設立

2013年（平成25年）4月4日、農地転用のみなし許可（復興整備計画）

同年12月9日、全地権者と地上権設定契約

多くの地権者が被災者であったことから、23年間の土地（農地）借上は大きな被災者支援となった。

2014年（平成26年）4月10日、安全祈願祭・起工式

2015年（平成27年）4月1日より、商業運転開始

いわぬま臨空メガソーラー発電所稼動・竣工式

2015年（平成27年）5月15日、市内相野釜西地区において「いわぬま臨空メガソーラー発電所稼動・竣工式」が約80人の出席のもと行われた。丸紅㈱の氏家俊明建設・産業機械本部長は、関係者に感謝の意を伝えるとともに、「安心・安全・安定を目標とした運営を行っていきたい」と意気込みを語った。この施設は、災害時における電力供給が期待されている。

⑵二野倉メガソーラー太陽光発電事業について

集団移転元地（二野倉地区）を活用したメガソーラー発電所の建設及び運営を行う事業者を募集し、1者参加の上で公募型プロポーザル方式に基づくプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、2015年（平成27年）2月27日に、丸喜㈱齋藤組を発電事業に係る交渉相手として決定した。

その後、同社は建設工事等を行い、2017年（平成29年）1月よりメガソーラーの運転を開始している。

事業者　　丸喜株式会社齋藤組

設置場所　岩沼市押分字須加原地内

発電事業実施期間

2017年（平成29年）1月（運転開始）～2025年（令和7年）3月（運転終了）

※事業者と市の双方において土地賃貸借の協議が整えば、2036年（令和18年）12月まで事業継続可能。

事業面積　約3.6ha

計画出力

・発電出力　　約1,750kW

・パネル出力　約1,960kW

・太陽光パネル枚数　6,552枚

・年間発電電力量　約190万kWh／年

⑶岩沼ソーラーウェイ太陽光発電事業について

沿岸部移転元地の利活用基本方針に基づき、防災集団移転元地（藤曽根地区）を有効に活用することを目的として、3者参加の上で公募型プロポーザル方式に基づくプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、2018年（平成30年）2月27日に、国際航業㈱を発電事業に係る交渉相手として決定した。

その後、同社は建設工事等を行い、2019年（令和元年）11月より「岩沼ソーラーウェイ」の運転を開始する。

事業者　　国際航業株式会社

設置場所　岩沼市下野郷字藤曽根地内

発電事業実施期間

2019年（令和元年）11月（運転開始）～2029年（令和11年）5月（運転終了）

※事業者と市の双方において土地賃貸借の協議が整えば、2040年（令和22年）5月まで事業継続可能。

事業面積　約2.8ha

計画出力

・発電出力　　約2,793.9kW

・パネル出力　約1,998.0kW

・太陽光パネル枚数　7,164枚

・年間発電電力量　約3,060,236kWh／年

3. 新たな産業用地の造成

⑴臨空西原地区

新しい工業団地整備の一例として、集団移転元地（相野釜）の活用による西原地区の臨空西原産業用地整備の概要を示す。

①工事概要

事業名　　仙塩広域都市計画事業　岩沼市

西原地区被災市街地復興土地区画整理事業

施行地区　下野郷字西原地区（市街化区域）55,600㎡

事業期間　2015 年（平成 27 年）度～ 2017 年（平成 29 年）度

全体事業費　約 5 億 8700 万円

分譲面積　約 2.45ha

分譲価格　19,300 円／㎡

事業の背景

・防災集団移転促進区域において市が買上げた土地（移転元地）の活用が喫緊の課題である。

・被災住民等の雇用機会創出により、地域経済の活性化に繋げたいが、既存工業団地は慢性的な土地不足の状態であった。

事業の目的

・岩沼市震災復興計画マスタープランにおいて、「産業の復興と新産業の創出」を基本方針とし、西原地区を企業誘致を含めた工業団地の再建と産業の復興を図るゾーンとして位置付け、被災地権者の現地再建及び市が保有する移転元地等の集約と活用を図り、産業集積地区として良好な市街地整備を行う。

事業手法

・開発行為と区画整理事業を検討したところ、区域内に既存の地権者が継続活用を希望する土地については開発行為では復興交付金に該当しないことから、財政面で区画整理事業が有利と判断した。

・事業のスピード性を重視し、公共施行の区画整理事業での実施を決定した。

臨空西原地区に企業進出

農業資機材卸の仙台農産株式会社（千葉久義代表取締役社長）が、現在整備中の臨空西原産業用地への進出を決めたことから、市は8月10日、同社と企業立地協定を締結しました。本社社屋と物流倉庫を新設し、平成29年3月の完成の計画となっています。西原地区への企業進出は、同社が初となります。

締結式で、千葉社長は、「岩沼に根をおろし、沿岸地域の農業の復興を進める」旨、力強く話してくれました。

臨空西原産業用地は、集団移転元地を区画整理事業により整備、分譲中で、今後も随時企業立地協定などを締結していく予定です。

▲協定書に署名・押印する千葉社長（左）と菊地市長

臨空西原地区に企業進出（広報いわぬま 2016.10 月号より）

②事業費一覧

項目		単位	事業量	事業費（千円）	摘要
公共施設整備費	道路築造費	m	713	128,639	
	水路築造費	㎡	3,454	61,159	1号，2号調整池
	公園施設費	㎡	1,679	44,514	調整池併用で整備
	物件移転費	戸	5	25,903	工作物含む
	電柱移設費	本	14	9,305	
法第二条第二項該当事業	上水道	m	818	36,476	
	下水道（雨水）	m	68	6,275	
	下水道（汚水）	m	450	41,355	
整地費		㎡	44,477	74,588	
工事雑費		式	1	44,910	
調査設計費		式	1	114,480	
事務費		式	1	252	
合計				587,856	

（岩沼市「仙塩広域都市計画事業 岩沼市西原地区被災市街地復興土地区画整理事業事業計画書（第３回変更）」より）

③事業進捗状況

2015 年（平成 27 年）3 月、都市計画決定

同年 6 月、事業計画認可

同年 7 月、第 12 回復興交付金交付決定

土地区画整理法施行令第 42 条の 2 第 1 項の指定

同年 9 月～ 11 月、土地区画整理審議会（第 1 回～ 3 回）

同年 9 月～ 10 月、土地区画整理評価員会（第 1 回～ 2 回）

同年 11 月、第 1 回仮換地指定

同年 12 月～、造成工事，移転補償業務等着手

2016 年（平成 28 年）4 月、第 2 回仮換地指定

同年 5 月～ 6 月、「臨空西原産業用地分譲募集要項」公表

同年 7 月、分譲価格決定

「岩沼市企業立地推進本部会議」開催

同年 8 月、土地売買契約締結（仙台農産㈱）

同年 9 月、土地売買契約締結（南貨物自動車㈱）

土地売買契約締結（㈱ジェーラインエクスプレス）

2018 年（平成 30 年）3 月、土地売買契約締結（関包スチール㈱）

⑵矢野目西地区

①工事概要

事業名　仙塩広域都市計画事業 岩沼市矢野目西地区土地区画整理事業

施行地区　岩沼市下野郷字南坪外地内

事業期間　2017年（平成29年）度～2020年（令和2年）度
全体事業費　約30億円
分譲面積　約13ha
分譲価格　25,000円／㎡（矢野目西産業用地分譲募集要項より）

事業の背景

・2016年（平成28年）7月より、国管理空港では国内初の民営化空港として運営が開始された仙台空港の動きと連動し、国際物流拠点の整備や新産業の集積による産業の復興及び周辺地域の活性化を目指している状況である。

事業の目的

・本市の、総合計画である「いわぬま未来構想」及び「岩沼市復興計画マスタープラン」においては、人が集まる「産業づくり」を掲げており、国際的な物流拠点を整備し積極的な企業誘致により雇用の確保に繋げるとともに、国際社会への玄関口である仙台空港周辺の活性化を図ることとしている。

・本事業では、この目的を達成するために、高い交通の利便性を生かした良好な市街地整備を行う。

②事業費一覧

項目		単位	事業量	事業費（千円）	摘要
公共施設整備費	幹線道路築造費	m	336	23,000	
	区画道路築造費	m	870	112,000	
	歩行者専用道路築造費	m	138	3,000	
	調整池築造費	式	1	49,000	
	公園・緑地施設費	㎡	5,824	89,000	
	工作物移転費	式	1	29,000	
	電柱移設費	本	9	9,200	
法第二条第二項該当事業	上水道	式	1	120,000	
	下水道	式	1	297,000	
整地費		式	1	1,812,000	
付帯工事費		式	1	89,000	
調査設計費		式	1	251,000	
事務費		式		17,800	
合計				2,901,000	

（岩沼市「矢野目西地区土地区画整理事業事業計画書（第２回変更）」より）

③事業進捗状況

2017年（平成29年）3月、復興整備協議会農振除外大臣同意
同年6月、都市計画決定
同年8月、事業計画認可
同年10月、安全祈願祭及び起工式
同年11月、土地区画整理審議会設置
2018年（平成30年）3月、仮換地指定
同年9月～12月、企業公募
2019年（平成31年）3月、4社の分譲内定
同年8月、工事完了予定
2020年（令和2年）4月、換地処分公告予定

造成中の矢野目西産業用地

⑶企業誘致状況

臨空西原産業用地への進出企業

1. 仙台農産株式会社
2. 南貨物自動車株式会社
3. 株式会社ジェーラインエクスプレス
4. 関包スチール株式会社

矢野目西産業用地への進出内定企業

1. 日本梱包運輸倉庫株式会社
2. 大虎運輸株式会社
3. 株式会社協和
4. 協和運輸倉庫株式会社

⑷岩沼臨空工業団地等への企業等の進出

震災後、市が造成した臨空西原産業用地及び矢野目西産業用地への企業進出と相まって、岩沼臨空工業団地等への産業等の集積が進んだ。

岩沼臨空工業団地等への企業等の進出状況

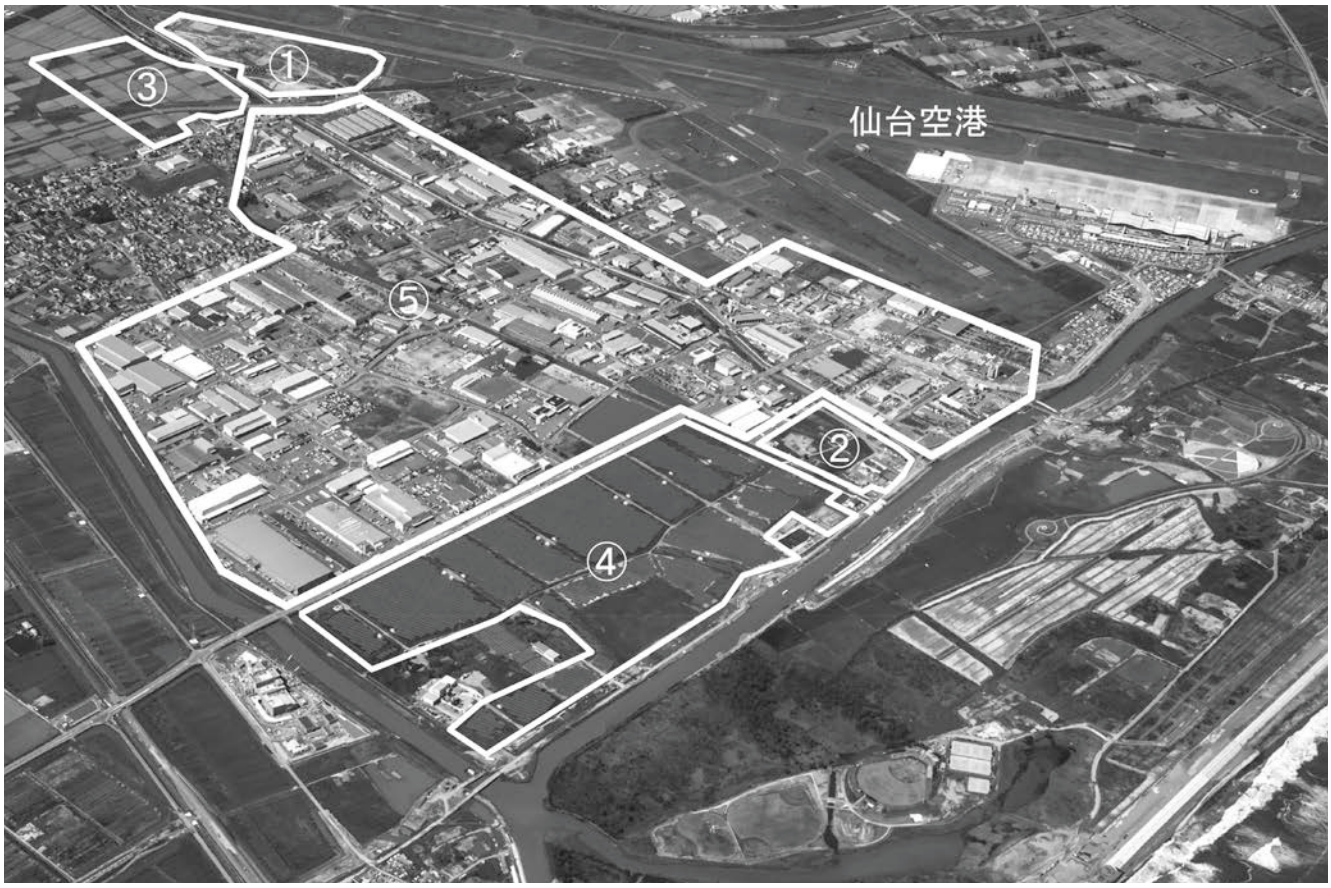

①仙台空港フロンティアパーク
- ・東邦航空株式会社
- ・オールニッポンヘリコプター株式会社

（・宮城県防災ヘリコプター管理事務所）
（・仙台市消防航空隊庁舎）

②臨空西原産業用地
- ・仙台農産株式会社
- ・南貨物自動車株式会社
- ・株式会社ジェーラインエクスプレス
- ・関包スチール株式会社

③矢野目西産業用地（内定企業）
- ・日本梱包運輸倉庫株式会社
- ・大虎運輸株式会社
- ・株式会社協和
- ・協和運輸倉庫株式会社

④いわぬま臨空メガソーラー
事業主体：いわぬま臨空メガソーラー株式会社

⑤岩沼臨空工業団地
- ・ヤンマーアグリジャパン株式会社
- ・宮城近交運輸株式会社
- ・中越運通株式会社
- ・株式会社にしき食品（第２工場）　等

仙台空港と工業団地を飲み込んだ津波。赤井江は、湖であったが津波により土が流され海と繋がっている。2011 年（平成 23 年）3 月 12 日

被災した岩沼臨空工業団地付近。2011 年（平成 23 年）3 月 27 日

岩沼市沿岸部工業団地航空写真（2018 年（平成 30 年）3 月撮影）

いわぬま臨空メガソーラーと臨空西原産業用地（2014 年（平成 26 年）12 月撮影）

第５章

多様な団体等による支援活動

東日本大震災によって甚大な被害を受けた岩沼市では、震災直後から多くの団体、個人が集まり被災者の支援・援助に力を注いでいただいた。ボランティアとして全国から個別に駆けつけ被災住宅の片付け、泥かき、がれきの搬出などを手伝っていただいたり、NPO には、専門的な分野も含めて組織として働いていただいたり、全国の自治体からは、応援のための職員が派遣され、岩沼市だけでは到底まかない切れない膨大な量の作業、事務手続などを支援していただいた。

物理的な修復、復旧と並行して行われた心に寄り添う、支援・応援について紹介する。

岩沼はるかぜ保育園で行われた「ベガルタ仙台の選手によるサッカー教室」 2012 年（平成 24 年）7 月 10 日

第１項　民間団体や NPO 等の活動

民間団体、NPO、JOCA などの多彩な活動について紹介する。民間団体とは、公的組織とは別に企業や組合、グループ、学校、市民などによる任意の支援形態である。NPO は特定非営利活動法人など一定の目的を果たす役割を担って被災地・被災者を支援する組織である。JOCA は公益社団法人青年海外協力協会の略称であり青年海外協力隊で様々な経験を積んだ OB・OG による支援組織である。

1. 民間団体による支援

⑴医療活動

日本赤十字社では、東日本大震災発生後、大きな混乱が続く中で、全国の赤十字が動き出した。東京の本社から調査チームが先遣隊として出動。赤十字病院や支部の職員などでつくる医療救護班が 55 チーム、薬やミルクなどを持って被災地に向かった。救護班は被災地の医療機関が回復したら、その役割を終えるが、今回は 9 月末まで 6 か月間続き、阪神・淡路大震災（約 2 か月間）と比べ、異例の長期派遣となった。派遣総数は、894 班で約 6,500 人。岩手県、宮城県、福島県の 3 県を中心に 75,000 人以上を診療した。

2011 年（平成 23 年）3 月 12 日、日赤医療救護班が岩沼市に来訪し活動を開始。岩沼市では同日、災害ボランティアセンターを開設（県内初）した。

⑵交流コミュニティ支援活動

2011 年（平成 23 年）7 月 28 日、岩沼市の友好都市である山形県尾花沢市から市内の仮設住宅で暮らす被災者に元気を取り戻してもらい、コミュニティの活力になるよう、尾花沢市の若手スイカ生産農家と市職員が訪れ、仮設住宅入居者を対象にスイカ 500 個を無料で配布した。

さらに、秋田県羽後町 JA 婦人部ら 72 名が被災地への支援の一環として、2012 年（平成 24 年）10 月 16 日、岩沼市を来訪。復興状況についての研修後、羽後町産の新米を仮設住宅入居者へ配布し、仮設住宅入居者とのお茶飲み交流会では、羽後町の盆踊りを披露するなど交流を図った。

東日本大震災後、各被災地には全国の企業からも大勢のボランティアが駆けつけた。その中で日立グループは、2013 年（平成 25 年）3 月 2 日、市民会館で被災地支援イベント「東北みらいづくり DAY with Hitachi in 岩沼」を開催した。

「いわぬま震災語り部ガイド」は現在、岩沼市沿岸部のメモリアルパーク「千年希望の丘相野釜公園」を案内。震災当時この沿岸部にあった 6 つの地区のこと、大震災のことを訪れる多くの人々に伝えている。2015 年（平成 27 年）9 月 27 日、いわぬま震災語り部の会（当時の名称）は、修学旅行で来訪した大阪市立岡高校の生徒 40 人を案内し、初めて被災地のガイドを行った。

2012 年（平成 24 年）8 月 25 日、「いわぬま復興夏まつり」に東京都世田谷区にある駒澤大学高等学校チアリーディング部が出演（写真）。多彩なステージを繰り広げた。同部は、これをきっかけに 2013 年（平成 25 年）から 2015 年（平成 27 年）にかけてハナトピア岩沼で開催された秋の収穫祭にも参加し、地元のチアダンスチームである「ディアーズ」とも共演して大いに盛り上がった。2016 年（平成 28 年）からは、岩沼市民文化芸術祭に参加している。また、2012 年（平成 24 年）から継続し、同校の文化祭で岩沼市の物産販売による復興支援を行うとともにその売上げ等を本市に寄付していただいている。

駒澤大学高等学校チアリーディング部

2016 年（平成 28 年）3 月 27 日、駒沢大学高等学校吹奏楽部がコンサートを開催。前年

度日本一に輝いた駒沢大学高等学校吹奏楽部の迫力ある演奏によるふれあいコンサートでは、来場の2,000人が盛り上がった。

2014年（平成26年）8月30日、群馬県みどり市で東日本大震災復興支援ダンスイベント「第4回みどりサマーフェスタ」が開催され、県内外のヒップホップ、よさこい、タヒチアンダンスなど20チームが登場し会場を盛り上げた。フェスタは同市を拠点に活動するダンスチーム「千紫万紅」のメンバーが「被災地支援の役に立ちたい」と2011年（平成23年）から開催。「千年希望の丘」プロジェクトにも協力支援を継続していただいている。

⑶学習支援活動

夏休み子ども支援

法政大学社会学部多摩ボランティアセンターによる被災した地域の生活・復興支援の一助として2011年（平成23年）8月4日、夏休み被災地支援プロジェクトを展開。北児童センターで鬼ごっこ、室内で勉強など、子どもたちと元気に楽しく活動した。

サマースクール

宮城教育大学は東日本大震災で大きな被害を受けた。実家や親戚に被害を受けた学生も多かった。学生の安否、校舎や学内の被災状況を確認後宮城教育大学では被災地でのボランティア活動に参加。多くの地域で、多くの活動を実施した。その中で、2011年（平成23年）8月22日～24日、ＳＵＮ（３）ＳＵＮ（３）サマースクールを岩沼市で開催。仮設住宅入居の小・中学生を対象に総合体育館で開催された。延べ75人が参加。夏休みドリル・学習教材などについて子どもたちの学習を支援した。

図書購入資金支援

日本郵政グループ労働組合は、福祉型労働運動/JP smileプロジェクト等多くの活動に取り組んでいる。その一環として2015年（平成27年）7月10日、日本郵政グループ労働組合から玉浦小学校、中学校へ図書購入支援金が贈呈された。団体を代表して仙南支部西内支部長から「被災した子どもたちに本を読んで笑顔になってもらいたい」と挨拶があった。

⑷その他の支援

岩沼オリジナル切手

2015年（平成27年）7月15日、「復興　想いは未来へ　いわぬまオリジナルフレーム切手」が菅原岩沼郵便局長から贈呈された。受け取った玉浦西まちづくり住民協議会会長の中川勝義さんは「この切手が全国に届けられれば、玉浦西をもっと知ってもらえる」とコメントした。

⑸感謝状贈呈

一般財団法人空港環境整備協会（現一般財団法人 空港振興・環境整備機構〈空港支援機構〉）は、空港周辺の騒音対策及び空港の必要性を周知する対策の実施、空港と周辺地域との共生、調和のある発展、空港の円滑な運用のために、空港周辺地方公共団体等の要望に基づき、国の対策を補完するきめの細かい空港周辺環境整備事業を行っている。岩沼市は同協会から2年間にわたり復興支援特別事業として約2億円の助成を受け、救助工作車、防災行政無線屋外拡声子局、東児童館遊具などを整備した。この業績に感謝し、2014年（平成26年）4月30日、井口市長が一般財団法人空港環境整備協会（岩崎貞二会長）へ感謝状を贈呈した。

震災発生当日から岩沼市災害対策本部に詰め、被災地で被災者の支援活動を行った岩沼市医師会（森学武会長）と岩沼歯科医師会（遠藤裕三会長）に厚生労働大臣感謝状が贈られ、その伝達式が2014年（平成26年）4月16日、市役所にて行われた。

2.NPO等による活動

⑴ボランティア運営支援

JVC日本国際ボランティアセンターは、アジア・アフリカ・中東、そして東日本大震災の被災地で支援活動を行っている国際協力NGOである。団体名は英文の「Japan International Volunteer Center」の頭文字を取った「JVC」の略称となる。発災当初、孤立した「南浜中央病院」で救助を待つ人々と、仙台空港の被害状況が報道で大きく取り上げ

られたが、死傷者数が他に比べて少なく、被害の大半が農地であったためか、本市は、その後報道で大きく取り扱われることの少ない被災地の一つだった。

このため、全国から集まるボランティアの窓口を担う岩沼市災害ボランティアセンター（災害 VC）では、外部団体からの支援は少なく、大混乱状態だった。他方、災害 VC を運営する母体となった岩沼市社会福祉協議会は、泥かきなどの復旧作業の必要な緊急期を脱し、早期に復興期に入ることを目指していた。こうした状況から JVC では、災害 VC へ人員を派遣。支援機能の強化を行った。

⑵医療に係る支援

特定非営利活動法人ロシナンテスは医療支援を行っており、主に海外での医療支援活動団体だが、震災当時、スーダン人医師らの研修のために一時帰国していた支援員は、すぐさま東北に向かい、名取市、岩沼市で医療支援活動を開始。宮城県名取市にある東北国際クリニック、圓満寺に拠点を置き、名取市閖上の方々が避難する小学校、岩沼市の玉浦地区の方々が避難する総合体育館で、保健センター職員と一緒になって診療を行った。その後、東北以外の地からフリーで支援を行ってくれる医師などが集い、診療地域を拡大していった。

特定非営利活動法人仙台傾聴の会は、名取市の NPO で主に高齢者の自殺予防を目的に 2008 年（平成 20 年）に設立された。東日本大震災以降、従来の活動と併行して、被災者に対する傾聴活動を開始し、活動を拡大してきた。2013 年（平成 25 年）10 月に NPO 法人化し、仙台市から認証を受けている。2012 年（平成 24 年）度の組織改編で支部制を導入し、仙台市（3 支部）、名取市、岩沼市の 5 支部組織で傾聴活動を実施している。

東日本大震災以降、宮城県医師会の要請を受けて各避難所での傾聴活動を開始。その後仙台市社会福祉協議会や名取市社会福祉協議会などからの要請に基づき仮設住宅集会所や仮設住宅個人宅での傾聴活動、個別相談を受ける電話相談、被災者の悩みや不安に専門家が個別相談を行う「傾聴サロン」等を実施している。

⑶交流・コミュニティ支援活動

協働のまちづくりを進めるため、市民の力を活かした岩沼市の活気ある住みよいまちづくりを目指す想いを持った市民・市民活動同士等の「かけはし」となり、市民活動サポートセンターと連携し、市民活動の支援を行うことを目的に岩沼市協働のかけはし隊が設立された。

岩沼市と岩沼市協働のかけはし隊主催により、市の復興と活気あるまちづくりを目指し、市民による団体、個人同士が交流する第 1 回「協働のまちづくりフォーラム」が 2014 年（平成 26 年）3 月 23 日、開催。活動内容発表、グループワークなどが催された。

岩沼市協働のまちづくりフォーラムは、以降 2018 年（平成 30 年）2 月 20 日の第 4 回「岩沼市協働のまちづくりフォーラム」まで継続している。

3.JOCA による支援

JOCAとは、公益社団法人青年海外協力協会（Japan Overseas Cooperative Association）の略称。開発途上国の人々のために、自分の持つ技術や経験を生かし、活動してきた青年海外協力隊（（JICA ＝ジャイカ）が実施するボランティア事業）の OB・OG を中心に組織されている、外務省認可の社団法人。

JICA とは：独立行政法人国際協力機構 Japan International Cooperation Agency の略称で、開発途上地域等の経済及び社会の発展に寄与し、国際協力の促進などに資することを目的とする。

JOCA は、岩沼市で以下のような活動を行った。

2011 年（平成 23 年）4 月 19 日、流出物の展示開始 (8 月 31 日展示終了)

津波で流出した拾得物の受理や管理、洗浄作業等について、公益社団法人青年海外協力協会（JOCA）に協力をいただき実施。拾得物の総品数 26,681 件、引渡し総数 16,255 件、残

10,426 件、引渡しの割合 60.9%。

同年 6 月 25 日、JOCA と協定締結（被災地初、仮設住宅サポートセンター開設のため）

同年 7 月 1 日、里の杜サポートセンター開設

里の杜サポートセンターは、高齢者や障害者などの相談を受け、専門相談、心のケアなどにつなげる「総合相談機能」と、仮設暮らしによる孤立や引きこもりを防ぐための「交流拠点としての役割」などを担う目的で設置。県内では初めての開設となった。JOCA では看護師などの医療・福祉関係者、コーディネーター等を生活支援員として配置した。

2016 年（平成 28 年）復興支援センタースマイルと統合し、岩沼市スマイルサポートセンターとして活動を継続

JOCA による岩沼市震災支援活動のはじまり、その内容について、読売新聞記事に掲載されたものをここに紹介する。

【コラム 17：JOCA 活動】

COLUMN —

里の杜サポートセンター生活支援員（岩沼市）
桝山明さん

震災時、青年海外協力隊の一員として南米ボリビアで活動中だった。帰国後の 2011 年（平成 23 年）7 月、ボランティアで被災地に入り、8 月からは元隊員でつくる公益社団法人「青年海外協力協会」（JOCA）が運営する「里の杜サポートセンター」で活動を始めた。

「センターは仮設住宅の入居者を支援する拠点で、まずは入居者に自分の顔を覚えてもらおうと、仮設を巡回しました。パトロールの意味合いもありますが、困ったときに頼れる存在になるには、打ち解けてもらう必要があります。『何でも屋』になるつもりで、生活や健康などの相談に乗りました。孤独死や引きこもりを防ぐ狙いもありました」

――実際、入居者にはいろいろな困りごとがあった。

「例えば、高齢者は、使い慣れない家電製品に頭を抱えていました。使い方を教えたり、使えるよう代わりに設定をしたりしました。仮設の引き戸の立て付けが悪ければ、簡単な修理もしました」

「新潟県魚沼市出身ですが、専門学校生の頃、2004 年（平成 16 年）の新潟県中越地震を経験しました。青年海外協力隊を志したのは、友人が入った仮設住宅で、暮らしを支援するボランティアを間近で見たのがきっかけでした」

――センターが培ってきたノウハウを、国が掲げる地方創生の推進にも生かそうと、JOCA と岩沼市は 8 月、協定を結んだ。両者の協力関係を強化する狙いがある。

「被災者の集団移転先として、7 月に『まち開き』が行われた玉浦西地区で、まちづくりの支援を行いました。まちづくりの参考にするため、2005 年（平成 17 年）の福岡県西方沖地震で被災した玄界島に 2014 年（平成 26 年）6 月、住民ら約 17 人で視察に出向きました。移転後は、町内会ができていないことで地域の行事を実施しにくい地区で、住民と一緒に祭りや避難訓練を企画しました。協定によって、こうした取り組みを過疎化が進む地域にも広げることで、コミュニティーづくりを進め、市全体の活性化につなげたいと思います」

（『読売新聞』2015 年 11 月 5 日 より）

（（公社）青年海外協力協会より）

第２項　自治体や海外諸国等の支援

姉妹都市など全国の自治体からは物資、応援職員の派遣、励ましや交流の支援が寄せられた。また、諸外国からは復興復旧作業支援、音楽やサッカーによる交流支援、そして激励のメッセージを受けた。この記憶をとどめ、岩沼の未来を育てて行くことを心に銘記したい。

1. 自治体からの支援

⑴応援職員派遣による支援

阪神・淡路大震災以降、平常時において自治体間での災害時相互応援協定の締結及び既存協定の見直しが進められ、東日本大震災以降、その動きはさらに加速された。また、個別協定では対応しきれない大規模災害に備え、全国知事会において全都道府県による応援協定が締結。市町村においても、同様の協定と広域的な応援体制の整備が広がった。

岩沼市における 2011 年（平成 23 年）3 月から 2018 年（平成 30 年）度までの派遣職員受入状況は、次ページの表❶「初期段階における応援職員受入状況」、表❷「自治体ごとの年度別派遣職員数一覧」のとおり。

全国各地の自治体から各部署に支援があり 2011 年（平成 23 年）3 月から 2012 年（平成 24 年）3 月までは、ホテル等を使った派遣が中心であったことから、ほとんどが週単位又は月単位の支援であった。2012 年（平成 24 年）度以降は、派遣職員の住居の確保等も可能になったことから年度単位の派遣が中心となり、最も長く活動していただいた職員の派遣は、4 年の長期に渡った。1 年間の活動後もさらに被災地への思いが強くなり、次年度以降も派遣を希望する職員が多くいたが、派遣元の事情により、多くが戻ることとなった。

初めての長期応援職員の派遣は、本市が加入している全国民間空港関係市町村協議会会長の伊丹市からであった。また、避難所関係では愛媛県職員がそれぞれ支援に当たった。また、大阪市の保健医療従事者チームが、岩沼市の避難所支援を行った。このチームは、市民会館・中央公民館と総合体育館の 2 か所で常駐型の支援を実施。このほか、順天堂大学、東北大学病院、大分県などの医療チームが巡回診療等を行った。

【コラム 18：派遣職員メッセージ】

COLUMN —

兵庫県伊丹市
柳谷吉紀さん

2011 年（平成 23 年）６月に岩沼の一員となった日から、この国難からの復興に携わるからには、派遣職員ではなく、残りの人生をこのまちで過ごす想いで３年間従事してきましたが、2014 年（平成 26 年）４月末をもって伊丹市に戻ります。

派遣職員は短期間しか在籍できません。誇れるまち・住み続けたいまち・住みたいまちを創ることができるのは、まちを愛し、まちを想い、持続的に熱意のもと行動し続けることができる職員しかいないと痛感しています。

派遣職員は岩沼の復興をサポートできますが、主体者として復興を成し遂げ、発展させることができるのは、岩沼の人間だけです。

今後は岩沼の復興を陰ながら見守ることしかできませんが、皆さん、自身の心身の健康の未来を創り上げてください。

（岩沼市職員互助会「東日本大震災に係る派遣職員メッセージ集」2014.12 より）

姉妹都市・友好都市との連携

表❶、表❷のとおり、大変多くの自治体や組織からの支援をいただいた。中でも姉妹都市の高知県南国市、友好都市の山形県尾花沢市からは、震災直後の 2011 年（平成 23 年）3 月 15 日に支援物資をいただくなど、力強い支援を受けた。また、応援職員派遣を受けた静岡県袋井市とは、2016 年（平成 28 年）10 月 29 日に友好都市締結へと進んだ。

2012 年（平成 24 年）8 月 20 日には、市役所において橋詰南国市長を迎え、災害時相互

応援協定を締結。東日本大震災のように広範囲に被害を及ぼす災害時には、近隣の市町村などが同様に甚大な被害を受けるため、互いに支援を行うことが困難になる。こうしたことから復旧・復興では被害を免れた遠方の市町村からの支援・協力が頼りとなる。南国市とは1973年（昭和48年）の姉妹都市締結以降、各種交流事業などを通じて、友好関係を築いてきたが、当協定はさらに両市の繋がりを強固にするものである。

また、自治体の防災ネットワークとして2014年（平成26年）1月、山形県寒河江市と「災害時相互応援協定」、静岡県袋井市とは全国で初めて「防災交流都市協定」を締結、さらに災害時の応援協定を宮城県隊友会岩沼支部、東北大学災害科学国際研究所、㈱ヨークベニマル、宮城県石油商業協同組合などと締結することができた。今後の災害に備え、安全で安心して生活できる環境づくりに努めていく。

表❶　初期段階における応援職員受入状況（2011年（平成23年）3月～2012年（平成24年）3月）

団体名	期間（自）	期間（至）	延べ日数	配属先	主な業務
愛媛県	2011年（平成23年）4月4日	同年5月31日	444	市民会館・総合体育館	避難所支援
全日本自治団体労働組合（自治労）大阪市外	2011年（平成23年）4月11日	同年6月4日	405	税務課・改善センター・社会福祉課	り災証明・避難所支援・災害見舞金受付
山形県尾花沢市	2011年（平成23年）4月12日	同年4月14日	6	さわやか市政推進課	震災記録写真
長野県	2011年（平成23年）4月20日	同年5月31日	172	政策企画課・社会福祉課	災害見舞金受付・仮設住宅受
東京都中野区	2011年（平成23年）4月20日	2012年（平成24年）3月31日	355	政策企画課・健康増進課	災害見舞金入金・市民健診
高知県南国市	2011年（平成23年）4月25日	同年5月12日	184	土木課・商工観光課・消防署・市民課・都市計画課・下水道課・社協	被害状況調査
新潟県関川市	2011年（平成23年）4月25日	同年5月15日	42	政策企画課	災害見舞金受付
秋田県羽後町	2011年（平成23年）6月20日	同年7月15日	26	社会福祉課	災害見舞金受付・支援制度等
愛知県岩倉市	2011年（平成23年）6月20日	同年11月18日	38	社会福祉課	災害見舞金受付・支援制度等
鹿児島県日置市	2011年（平成23年）6月20日	2012年（平成24年）3月19日	697	社会福祉課	災害見舞金受付・支援制度等
兵庫県伊丹市	2011年（平成23年）6月20日	2012年（平成24年）3月31日	285	震災復興推進室	復興計画関連業務
愛知県東浦町	2011年（平成23年）6月27日	同年7月8日	12	社会福祉課	災害見舞金受付・支援制度等
滋賀県東近江市	2011年（平成23年）7月1日	同年9月30日	248	社会福祉課	災害見舞金受付・支援制度等
静岡県袋井市	2011年（平成23年）7月4日	同年10月29日	107	社会福祉課・税務課	被災者支援制度受付・被災家屋調査
愛知県美浜町	2011年（平成23年）7月7日	同年7月19日	13	社会福祉課	災害見舞金受付・支援制度等
愛知県高浜市	2011年（平成23年）7月18日	同年10月7日	35	社会福祉課	災害見舞金受付・支援制度等
北海道士幌町	2011年（平成23年）7月19日	同年8月12日	25	社会福祉課	災害見舞金受付・支援制度等
北海道足寄町	2011年（平成23年）7月19日	同年8月18日	31	社会福祉課	災害見舞金受付・支援制度等
都市再生機構（UR）	2011年（平成23年）7月25日	2012年（平成24年）3月31日	460	政策企画課・都市計画課	復興計画・公営住宅
長野県茅野市	2011年（平成23年）8月1日	2012年（平成24年）11月30日	152	社会福祉課	災害見舞金受付・支援制度等
北海道奈井江町	2011年（平成23年）8月2日	2012年（平成24年）12月28日	254	社会福祉課	災害見舞金受付・支援制度等
東浦町・美浜町・高浜市	2011年（平成23年）8月22日	2012年（平成24年）9月22日	32	社会福祉課	災害見舞金受付・支援制度等
JOCA（青年海外協力隊OB）	2011年（平成23年）9月1日	2012年（平成24年）3月31日	426	社会福祉課	被災者支援
埼玉県入間市	2011年（平成23年）11月14日	2012年（平成24年）12月16日	33	税務課	被災家屋調査
奈良県広陵町	–	2012年（平成24年）11月4日	23	農政課	がれき処理

※震災直後は、自治体等の職員による短期応援が多かったことから延べ日数（概数）で表記しています。

表❷　自治体ごとの年度別派遣職員数一覧

No.	都道府県	市区町村	派遣人数（延べ）	2011（H23）	2012（H24）	2013（H25）	2014（H26）	2015（H27）	2016（H28）	2017（H29）	2018（H30）
1	北海道	旭川市	2				1	1			
2	青森県	青森市	5			2	1	1	1		
3	青森県	つがる市	2			1	1				
4	秋田県	秋田市	6			1	1	1	1	1	1
5	山形県	寒河江市	2		1	1					
6	山形県	酒田市	5		1	1	1	1	1		
7	山形県	尾花沢市	6			1	1	1	1	1	1
8	宮城県	白石市	2			1	1				
9	宮城県	県庁	10		1	2	2	2	2	1	
10	宮城県	教育庁	8			1	1	1	2	2	1
11	茨城県	守谷市	1								1
12	埼玉県	入間市	9			4	2	1	1	1	
13	埼玉県	さいたま市	3			1				1	1
14	埼玉県	戸田市	6			1	1	1	1	1	1
15	千葉県	我孫子市	1					1			
16	千葉県	市川市	5		1	1	1	1	1		
17	千葉県	東庄町	1			1					
18	東京都	足立区	10		2	2	2	1	1	1	1
19	東京都	葛飾区	7		1	1	1	1	1	1	1
20	東京都	墨田区	5				1	1	1	1	1
21	東京都	中野区	8	1	2	2	2	1			
22	東京都	府中市	6			2	1	1	1	1	
23	東京都	小金井市	2						1	1	
24	東京都	羽村市	2						1	1	
25	神奈川県	県庁	5				1	1	1	1	1
26	長野県	茅野市	1			1					
27	静岡県	袋井市	7		1	1	1	1	1	1	1
28	愛知県	岩倉市	6			1	1	1	1	1	1
29	愛知県	高浜市	9			2	2	1	1	1	2
30	愛知県	豊明市	6		1	1	1	1	1	1	
31	愛知県	愛西市	2							1	1
32	滋賀県	長浜市	1		1						
33	兵庫県	伊丹市	4	1	1	1	1				
34	兵庫県	赤穂市	4				1	1	1	1	
35	兵庫県	県庁	5		1	1		2	1		
36	大阪府	高槻市	3			1		1		1	
37	大阪府	高石市	1			1					
38	島根県	雲南市	4		1		1	1	1		
39	徳島県	石井町	1			1					
40	高知県	南国市	5			2	2	1			
41	福岡県	福岡市	12		3	3	3	2	1		
42	福岡県	苅田町	1			1					
43	鹿児島県	出水市	5			1	1	1	1	1	
44	鹿児島県	日置市	13		4	4	1	1	1	1	1
45	復興庁		3			2	1				
46	経済同友会（嘱託員）		4			3	1				
合　計			216	2	22	53	39	32	28	24	16

※年度単位で派遣を受けた自治体の一覧です。年度の途中で職員が交代している場合も1人として表記しています。

支援への感謝そして「恩送り」

2016年（平成28年）4月14日、16日に発生した熊本地震。岩沼市では2016年（平成28年）4月27日～5月9日、熊本県の応援要請を受け、延べ5人の職員を益城町に派遣した。東日本大震災の経験を生かし、避難所の運営などで活動した。

また、熊本地震の被災地である益城町の支援について、ふるさと納税による支援寄付金受付代行を5月から開始。多くの寄付金が寄せられている。

⑵物資による支援

2011年（平成23年）3月15日、高知県南国市から藤村明男副市長が来訪し、大型トラック4台分の救援物資が到着。また、南国市職員から千羽鶴と手紙、大湊保育所の園児から、お花の折り紙と共に“はげましの寄せ書き”が届いた。

山形県尾花沢市鶴子ふるさとこども村からは支援物資が届けられた。また、尾花沢市建設業協会と市職員による給水活動の協力をいただいた。2011年（平成23年）3月22日には、加藤國洋尾花沢市長からお見舞いと励ましとともに避難者の集団での受入れ体制も用意していると伝えられた。

⑶交流・被災地支援

交流、被災地支援の活動も多岐にわたった。

激励演奏会①

2011年（平成23年）4月24日、「陸上自衛隊東北方面音楽隊による激励演奏会」が総合体育館で行われた。会場には震災で被災し、総合体育館と市民会館・中央公民館に避難している方々が集まり、音楽隊35名による演奏や歌に元気や勇気をいただいた。

愛媛県知事の激励

愛媛県から、市民会館・中央公民館と総合体育館の避難所運営業務に多くの職員が派遣された。2011年（平成23年）5月2日、連休を利用し中村知事が来訪。被災地や避難所の状況を視察、活動中の派遣職員に激励を送った。

皇太子同妃両殿下（現天皇皇后両陛下）のお見舞い

東日本大震災の被災地お見舞いのため、2011年（平成23年）6月4日、皇太子同妃両殿下（現天皇皇后両陛下）が宮城県を訪問し、相野釜を視察された。震災後にご夫妻が被災地入りされたのは初めてのこととなった。

激励演奏会②

2011年（平成23年）6月11日、市民会館エントランスホールにおいて、「陸上自衛隊中央音楽隊と名取高校吹奏楽部による激励演奏会」が行われた。

震災からちょうど3か月目の節目で、演奏の合間となる14時46分には全員で黙とうを捧げた。会場は多くの来場者であふれ、自衛隊の中でもトップと言われる中央音楽隊40名による演奏と、地元の名取高校20名によるフレッシュな演奏を楽しんだ。

応援イベント

足こぎ車椅子研究会と市の主催で、2011年（平成23年）8月7日、市民会館大ホールで岩沼市復興応援イベントを開催。東日本大震災で被災した方に、神戸市から七夕の日の贈り物として“夢”“元気”“笑顔”を届けたいとの想いを込めて、16年前に阪神・淡路大震災を経験した神戸市長田区の皆さんからの応援メッセージを展示。このほか楽しいステージショーなどを行った。

交歓会

岐阜県大垣市が、2011年（平成23年）10月8日～10日、玉浦小学校の児童と親を十万石まつりに招待。その後、「KIZUNAミーティング」として岩沼小学校、岩沼南小学校、岩沼中学校、岩沼北中学校の4校が招待を受け、インターネットでテレビ会議をしたり、学校の取組を発表し大垣市の児童・生徒たちと交流を図った。

祈念

岩沼市は2011年（平成23年）で市制40年を迎えた。また、同年3月11日に未曾有の災害となった東日本大震災に見舞われたことから、震災復興を祈念する記念式典を同年11月3日に開催。村井宮城県知事をはじめ、尾花沢市加藤市長、南国市藤村副市長、国会議員や

県内市町長など多くの来賓及び1,000 人近い市民が来場した。

復興夏まつり

市役所前広場などを会場に、2012 年（平成24 年）8 月 25 日、「いわぬま復興夏まつり」を開催。当日は、東京都世田谷区にある駒澤大学高等学校チアリーディング部による演技や尾花沢市の住民による花笠踊りなどの多彩なステージイベントが繰り広げられ、また、尾花沢市や南国市による物産販売などによる出店でも賑わった。

要望書

2013 年（平成 25 年）7 月 2 日、県南 4 市 9 町の首長で構成する宮城県南サミット（会長井口岩沼市長）の要望活動が、首相官邸や復興庁、国土交通省などで行われた。要望活動には 12 市町長、1 副町長が参加し、東日本大震災の壊滅的な被害や原発事故に伴う放射能の問題、道路の損傷など、緊急に取り組むべき課題の解決に向けて、安倍晋三首相、根本匠復興大臣らに要望書を手渡した。

激励演奏会③

4 年ぶりとなる陸上自衛隊中央音楽隊の演奏会が 2015 年（平成 27 年）6 月 5 日、岩沼市で開催された。開演前にロビーコンサートで盛り上がり、本演では行進曲や会場の来場者全員を包み込む優しい楽曲の数々が演奏された。

2. 海外姉妹都市等からの支援

諸外国からの支援では、姉妹都市のカリフォルニア州ナパ市、友好都市のデラウェア州ドーバー市などの協力もあった。

2011 年（平成 23 年） 3 月 27 日、ナパ市の市民グループが現地でチャリティー・イベント「フロム・ナパ・トゥー・岩沼」を開催、集められた約 495 万円を義援金として岩沼市に寄付した。

2012 年（平成 24 年）12 月 11 日、宮城県とデラウェア州の姉妹州県締結 15 周年を記念し来県していたマーケル知事夫妻らが、岩沼市を来訪。歓迎式でマーケル州知事は「震災の対応では、皆さんは様々な課題・出来事で力を合わせて強さを見せてくれ大変感動した」と挨拶。歓迎式後は、津波の被災状況や集団移転地を視察し、相野釜地区では、津波で亡くなった方たちに献花を行った。

3. 海外諸国からの支援

トモダチ作戦

2011 年（平成 23 年）3 月 16 日から 4 月 11 日まで仙台空港で米軍による「トモダチ作戦」が行われた。米軍各部隊（空軍・海兵隊・陸軍）の延べ 3,500 人の方々が、救援物資輸送作業（延べ 87 機）、人力・重機を使用した空港内の被災車両やがれきの撤去などを行った。

米陸軍音楽隊

2011 年（平成 23 年）4 月 4 日、市民会館ホワイエで米陸軍音楽隊によるロビーコンサートが開催された。

視察

2011 年（平成 23 年）7 月 18 日、アラブ首長国連邦（UAE）アルノウァイス駐日特命全権大使が来訪し、被災地の現状を確認する目的で岩沼を訪問した。

特別授業

ポーランドワルシャワ工科大学のクズロフスキー教授（元科学高等教育省副大臣）が、2011 年（平成 23 年）7 月 20 日、岩沼西小学校を訪問し、「希望、そして夢・あこがれ」をテーマに 6 年生を対象として特別授業を行った。

記念スピーチ

バイデン米国副大統領が、2011 年（平成 23 年）8 月 23 日、米軍が震災の復旧支援活動を行った仙台空港を訪れ、記念スピーチを行い「米国民は皆さんのそばにいる」と話し、米政府による継続的な支援を表明した。スピーチは仙台空港ターミナルビル 2 階の国際線出発ロビーの特設会場で行われ、村井宮城県知事をはじめ、井口市長など関係者約 200 人が参加した。

ムサリア副首相来訪

来日中のムサリア・ムダバディ・ケニア共和国副首相兼地方自治大臣が、2011 年（平成 23 年）10 月 7 日、市民会館大ホールで行われ

た「岩沼小・中学校音楽発表会」を訪れ、児童らの発表を鑑賞。ムダバディ副首相は勇気づける時の言葉「ハクナ･マタータ」を話した。

クリスマスソング

被災地の子どもたちを応援しようと、イギリスのオペラ歌手として有名なキャサリン・ジェンキンスさんが、2011年（平成23年）12月19日玉浦小学校を訪問し、歌などをプレゼント。参加した玉浦小児童と玉浦中生徒らに「アヴェ・マリア」など2曲を披露。来場者と一緒にクリスマスソングも歌った。

弦楽トリオ

前ウィーン・フィルハーモニー管弦楽団のコンサートマスターのダニエル・ゲーデ氏が率いる「ゲーデ兄弟弦楽トリオ」によるコンサートが、2012年（平成24年）2月29日・3月1日､市内4小学校と玉浦中学校で行われた。

ユベントスOB

イタリアのサッカー1部リーグ（セリエアー）名門ユベントスのOBによる少年サッカー教室が2014年（平成26年）8月16日に開かれた。

絵本52冊贈呈

復興支援「トモダチ作戦」や「ハナミズキ寄贈」などの日米交流事業の一環として2015年（平成27年）10月5日、玉浦西地区東集会所で交流会が行われ、在札幌アメリカ総領事館から英語と日本語の絵本52冊が玉浦西地区に寄贈された。

空港南公園で日米友好のハナミズキ（50本）の植樹式がマルゴ・キャリントン駐日公使出席の下行われた。2015年（平成27年）4月26日

第３項　スポーツ・文化団体による支援活動

音楽、そしてスポーツで応援する団体、個人の活動も多彩だった。一流の楽団、アイドル、著名アスリートが岩沼市を訪れ、市民や子どもたちとふれあい、大きな励ましを残してくれた。

1. スポーツ団体・個人の活動

阪神タイガース

2011年（平成23年）5月27日、阪神タイガースの鳥谷敬さん、金本知憲さん、新井貴浩さん、藤川球児さん、久保田智之さん、桧山進次郎さん、ブラゼルさん、マートンさん、スタンリッジさんの9選手が、市民会館・中央公民館や仮設住宅、玉浦中学校を訪れた。市民会館・中央公民館では市民と写真撮影、サイン会を開催。その後、玉浦中学校を訪問。全校生徒との懇談や野球スポーツ少年団・玉浦中学校野球部に実技指導を行い、子どもたちとの触れ合いの時間を持った。

サッカー日本代表選手

サッカー日本代表の長谷部誠さん、川島永嗣さん、家長昭博さん、安田理大さん、内田篤人さんの5選手が2011年（平成23年）5月28日、玉浦小学校に来訪。「サッカー選手が来る」としか伝えられていなかった中、海外で活躍する超有名選手の登場に驚き歓声が上がった。子どもたちはサッカーのミニゲームなど、プロの選手と触れ合った。

ベガルタ仙台

2011年（平成23年）5月31日、ベガルタ仙台の手倉森監督と選手ら5人が玉浦小学校を訪れ交流会を開催。児童40人と約1時間、サッカーや遊びを通して楽しい時間を過ごした。参加者の中には被災した児童もいて、選手らとの鬼ごっこやミニサッカーゲームが心のケアにつながった。

読売ジャイアンツ

東日本大震災で被災し改修工事を行っていた総合体育館の利用が2013年（平成25年）12月15日に再開され、一般利用に先立ち2013年（平成25年）12月7日、「ジャイアンツスポーツフェスタ in 岩沼」が開催された。プロ野球読売巨人軍の内海哲也選手会長をはじめ、坂本勇人さん、菅野智之さんなど6選手が子どもたちと楽しく交流した。

スポーツ笑顔の教室

2014年（平成26年）6月10日・11日、「スポーツ笑顔の教室」が開催された。日本体育協会などの4団体が協力し、東日本大震災被災地域の子どもたちを支援する活動の一環で企画された。元バレーボール選手の諸隈直樹さんと元柔道選手の泉浩さんが岩沼西小学校5年生のクラスを訪れた。二人の「夢先生」は自らの「夢」の途中で挫折感を感じながらも、強い心を持って努力したことなどを、児童に熱く語った。

元気祭り

東日本大震災復興支援として、イノキ・ゲノム・フェデレーション㈱主催「元気祭り2014 in みやぎ・岩沼市」が2014年（平成26年）7月22日、開催された。ウルトラヒーローショー、プロレスの試合などで多くの参加者を盛り上げた。

サッカー教室

岩沼市出身でタイのプレミアリーグで活躍するプロサッカー選手大久保嘉志さんによるサッカー教室が2015年（平成27年）12月20日、6チーム140人が参加して市陸上競技場で開かれた。

2. 文化団体・個人の活動

仙台フィル支援コンサート

2011年（平成23年）4月26日、公益財団法人仙台フィルハーモニー管弦楽団による支援コンサート開催。

カレーの炊出し

人気アイドルグループ「嵐」の大野智さんと料理評論家の服部幸應さんが2011年（平成23年）5月2日、玉浦小学校を訪問。児童らの昼食にカレーの炊出しなどをした。

岩沼市復興支援コンサート

毎年岩沼市でコンサートを開催している三枝成彰さんにより、2011年（平成23年）6月19日、「岩沼市復興支援コンサート」を開催。三枝さんのほか、サックスの寺久保エレナさん、ピアニストの小原孝さん、ソプラノ歌手の塩田美奈子さんが出演。寺久保さんはパワフルな演奏を。小原さんは、軽快なトークで、会場のリクエストに応えながら演奏。塩田さんは、懐かしの唱歌6曲を披露。会場は大きな拍手の音に包まれた。

歌おう！東北のど自慢開催

当初、2011年（平成23年）5月22日に市制40周年を記念し、NHKのど自慢を開催する予定だったが、震災で中止になった。NHK仙台放送局と市の共催で「歌おう！東北のど自慢」が同年7月10日、陸上競技場で行われた。ゲストは歌手の鳥羽一郎さん。当日は、震度4の地震や津波注意報が発表され、お昼過ぎには突然の雷雨に見舞われたが、本番収録の夕方には無事晴天に。約550人が観覧や応援に訪れ、会場には手拍子や笑い声、笑顔があふれた。

七十七ふれあいコンサート

2011年（平成23年）7月13日、七十七銀行主催の「七十七ふれあいコンサート」が市民会館大ホールで行われ、市内小学5、6年生963人が参加。コンサートには、仙台フィルハーモニー管弦楽団のフルオーケストラが迫力ある演奏を披露した。指揮者の佐藤寿一さんが、楽器の音色の違いを笑いを交えながらそれぞれ説明すると、子どもたちは興味津々だった。さらに希望者の中から、岩沼小6年の丸尾和磨君と岩沼西小6年の谷口篤志君がステージに上がり、オーケストラを前に指揮者を体験した。

西村雅彦（現：西村まさ彦）さん復興支援で来訪

2011年（平成23年）10月22日、俳優の西村雅彦さんが被災地を訪問し、仮設住宅をまわった後、市民会館中ホールで復興支援イベントを開催。イベントでは、西村さん主演の短編映画「ON THE WAY COMEDY」の中から2本を上映。その後、詩の朗読や景品付きじゃんけん大会で元気をいただいた。西村さんは、最初の「いわぬま健幸大使」となった。

仙台フィル「マイタウンコンサート」

2012年（平成24年）7月15日、マイタウンコンサート開催。毎年岩沼市では、市民会館大ホールを会場に仙台フィルハーモニー管弦楽団による、日本の歌、ディズニーの歌、本格的なクラシックに至るまで、親しみやすい楽曲を演奏していただいている。震災以降も、演奏で復興への希望を市民に届けている。

特集NHKのど自慢開催

東日本大震災から丸2年となる2013年（平成25年）3月10日、市民会館大ホールで「特集NHKのど自慢」が開催。通常45分番組だが、震災復興を祈念し時間を30分、出場者を5組拡大した特集版となった。開催日予選会は約250組が参加。高校生から90歳まで個性豊かな本選出場者25組が決定した。本選では、ゲストの五木ひろしさん、坂本冬美さんが一緒に会場を盛り上げた。開催の模様は全国に放送され、復興をアピールした。

いわぬま健幸大使

2013年（平成25年）11月23日、市民会館大ホールで行われた「岩沼コンサート2013」の開演に先立ち、2人目となる「いわぬま健幸大使」に、作曲家の三枝成彰さんを委嘱した。

AKB48プロジェクト

2014年（平成26年）1月11日市民会館中ホールで、AKB48の復興支援の一環として「誰かのために」プロジェクトが行われ、AKB48から6名が訪れた。玉浦小・中学校の児童生徒と仮設住宅の方々が招待され、震災復興ソング『掌が語ること』などの公演、記念撮影やハイタッチなどを通して普段会うことができないアイドルたちと交流を深めた。

小原孝弾き語りコンサート

2014年（平成26年）5月10日、小原孝さんと友だちプロジェクト合唱団による復興支援コンサートが行われた。大震災で被災、楽器を流され音楽を続けられない人や音楽教室に通えない子どもたちのため、被災地にピア

ノをプレゼントするなどの支援活動を継続。このコンサートもその一環として被災した方々を元気づけようとの思いから開催された。

東日本大震災復興支援「JT 応援プロジェクト」

2014 年（平成 26 年）5 月 25 日、市民会館中ホールで、河北新報社主催「将棋フェスティバル」が開催された。このイベントは被災三県（宮城･岩手･福島）で将棋･落語･バレーボール界の著名人が地元の人々との交流を通じて復興に貢献するために企画され、当日は、羽生善治名人、島朗九段、高野秀行六段、上田初美女流三段、鈴木環那女流二段が参加。来場者はトップ棋士と楽しく触れ合うことができた。

一人目のいわぬま健幸大使に任命された俳優西村まさ彦さん

サッカー日本代表が玉浦小学校で交流会開催。2011 年（平成 23 年）5 月 28 日

2011 年（平成 23 年）5 月に開催が決まっていた NHK のど自慢は、震災で順延されたが歌おう！東北のど自慢として同年 7 月 10 日に開催。岩沼市民の心強い応援となった

ドラムカフェジャパンによる「みんなで笑顔！プロジェクト」開催。2011 年(平成 23 年）10 月 6 日

がんばろう！岩沼

▲ベガルタ仙台の大久保剛志選手(岩沼市出身・写真中央)によるチャリティーサッカー教室。久しぶりに体を動かした子どもたちの顔には笑顔が。この教室で集まった義援金や衣類などの支援物資が災害対策本部に届けられました

▲被災した東保育所の園児が多く入所しているはるかぜ保育園にドラえもんが登場。皆笑顔で楽しく過ごしました

▲総合体育館で映画上映

◀▲尾花沢市からそばの振る舞い

あたたかい支援の輪
復興に向けて…

▲▼ナパ市・ドーバー市からのメッセージ

▲岩沼西中の生徒有志が道路沿いでごみ拾い。身近なところから、地域の力になろうと実施

◀▲高知県南国市から折鶴と子どもたちからのメッセージ

▲村井嘉浩県知事が避難所の市民会館と総合体育館を訪問。一人ひとりに声をかけていました

▲尾花沢小学校の皆さんからのメッセージ

▲第296米陸軍音楽隊の皆さんによるロビーコンサート（市民会館）。避難者は、「避難所にいると暗いニュースをテレビで見るばかり。久しぶりに明るい気持ちになった」と話していました

▲玉浦小学校に避難していた方々などで、小学校をきれいに掃除

▶第10師団音楽隊がコンサートを開催

▲北海道の下水道災害復旧支援チームが、下水道調査を支援

▶東北楽天ジュニアコーチによる野球教室。元気いっぱいの子どもたちの笑顔

7

（広報いわぬま 2011 年（平成 23 年）５月号より）

第 6 章

震災の記憶の継承とまちづくり

第６章、第１項「震災の記憶の継承」では、大震災の記憶が薄れないよう避難訓練、多重防御に必要な千年希望の丘の植樹祭や様々な施設、イベントについて紹介する。第２項「新しいまちづくり」では、まち開きのあと玉浦西地区の住民が話合い、コミュニティを大切にした住みやすいまちを作っていく姿を紹介する。

震災の記憶を風化させないこと、震災を教訓として災害に対する防災の意識を育て、命を守ることの大切さを知っていただくことを祈念し「東日本大震災　岩沼市の記録」の締めくくりとする。

玉浦西まち開き・感謝祭での子ども神輿。2015 年（平成 27 年）7 月 19 日

第１項　震災の記憶の継承

震災の記憶は、忘れてしまいたいという強い思いと、忘れてはいけないという思いがどんな方でも交錯する。けれども、私たちの次の世代、その次の世代に何も残さず、何も伝えないということがあってはならない。私たちが東日本大震災で経験した災害の脅威、そこから復旧・復興していった経緯や知恵を将来の防災に役立てるため震災の記憶を継承していく。

1. 慰霊施設の整備

東日本大震災の津波により人が住めなくなった土地を活用し、市の沿岸約 10km にわたって「相野釜公園」、「藤曽根公園」、「二野倉公園」、「長谷釜公園」、「蒲崎公園」、「新浜公園」の６つの公園と園路からなる千年希望の丘を整備している。園路は丘と丘をつなぐ回遊路であり、津波など災害時には避難路ともなる。

2013 年（平成 25 年）12 月 24 日、岩沼市東日本大震災慰霊碑建立検討委員会（沼田健一委員長）から井口市長に報告書が提出された。慰霊碑の設置場所は、千年希望の丘相野釜公園内で、津波が遡上した水位と同じ標高８ｍのモニュメント塔１基と、塔の左右には犠牲となられた方々の氏名と東日本大震災の記憶を刻む石碑２基の設置が盛り込まれた。検討委員会は、被災６地区の町内会長を含む 10 人で構成され、慰霊碑の構成や碑文の内容などを検討し報告した。

この報告書を受け、市では千年希望の丘相野釜公園の整備と併行して慰霊碑を建立することとした。震災慰霊碑は 2014 年（平成 26 年）５月 10 日、除幕式を行い、相野釜公園の整備工事は同年６月に完了となった。

千年希望の丘 慰霊碑

親子で楽しく植樹祭風景

二野倉公園 第３回植樹祭（2015 年（平成 27 年）５月 30 日）

相野釜公園 多目的広場

千年希望の丘全体図（岩沼市復興・都市整備課より）

⑴メモリアルパーク千年希望の丘

多重防御の役割を担う、千年希望の丘には、メモリアルパークとしての役割もある。市では、クロマツの防潮林があった海岸線一帯の復旧とともにその内陸側に、震災により発生したがれき（再生資材）を活用して丘を築造し、植樹することで、津波の威力を減衰・分散させるとともに、避難場所や生物多様性の拠点として整備し、これを育成・保全していくことが減災には必要であると考えている。

また、「千年希望の丘」は、コンクリートではなく被災者の生活の証であった震災廃棄物（再生資材）を使うことで、朽ちることのない先進的な復興モデル実現の場であり、市民一人ひとりの想いや祈り、数々の教訓を千年後の子どもたちに残すための歴史的なプロジェクトでもあると考えている。

この想いを基に、公園の植栽と緑の堤防の機能を果たす樹木の植樹として2012年（平成24年）5月26日、試験的植樹祭を開催。その後、千年希望の丘第1号丘完成に合わせ2013年（平成25年）6月9日に第1回植樹祭を開き、毎年1回植樹祭を開催。2017年（平成29年）5月27日の植樹祭で第5回目を迎えた。毎回、多くの市民や国内外のボランティアに参加していただき、年ごとに樹木の数が増え、また、緑が生長して行く姿を千年希望の丘はしっかり見守ってくれている。

⑵慰霊碑

東日本大震災慰霊碑除幕式

相野釜地区の千年希望の丘に2014年（平成26年）5月10日、東日本大震災慰霊碑を建て、その除幕式を行った。

天皇皇后両陛下（現上皇上皇后両陛下）が岩沼市を訪問（行幸啓）

2015年（平成27年）3月13日午後仙台空港に到着された天皇皇后両陛下（現上皇上皇后陛下）は、菊地市長から復興状況の説明を受けたあと、千年希望の丘相野釜公園に移動。冷たい雨の降る中、傘もささずに慰霊碑に向かわれ、献花台に白菊を供えられた。

李登輝台湾元総統が訪問

2015年（平成27年）7月26日、台湾の李登輝元総統が岩沼市を訪れ、千年希望の丘の震災慰霊碑に献花された。

⑶千年希望の丘交流センター

交流センター開所式

千年希望の丘相野釜公園内で千年希望の丘交流センターの開所式を2016年（平成28年）4月24日に行った。施設は200㎡の平屋建で、展示コーナー、交流コーナーがあり、千年希望の丘の植樹等に必要な備品倉庫も備えている。交流センターは、震災の記録の伝承と、訪れた人々の交流の場であり、植樹の拠点施設の役割も持っている。

多彩な役割

交流センターは、震災の記録・記憶の伝承と未来へつながる防災学習や植樹・育樹等の環境保全活動及び情報発信の拠点としての役割を担っている。

千年希望の丘応援サポーター

また、市では、千年希望の丘の植樹や維持管理のため、サポーター、震災語り部ガイド、寄付等を募集している。「千年希望の丘」は様々な方々の支援を受けながら“いのちを守る”“希望を感じる”丘として人々を勇気づけ、想い・祈り・震災の教訓を後世に伝えていく。

千年希望の丘サポーター：

キッズナウジャパン
丘サポ・いわぬま
㈱ユアテック
東洋ゴム工業労働組合東北支部
伊藤忠テクノソリューションズ㈱
岩沼みんなの家 by infocom
宮城県名取高等学校文芸部
森の防潮堤協会
JP労組仙台東南支部
㈱アミノ（うまい鮨勘）
岩沼ロータリークラブ
（一社）千年希望の丘協会
※2019年（平成31年）3月現在

2. 記憶の継承

⑴避難訓練・防災訓練

東部地区を中心に津波を想定した避難訓練を実施

2013年（平成25年）9月1日、2014年（平成26年）10月26日、2015年（平成27年）10月31日に津波を想定した避難訓練を実施した。2014年（平成26年）10月26日の避難訓練には、玉浦小・中学校の児童・生徒を含む市民ら約1,500人が参加。訓練は、「同日午前10時に宮城県沖を震源とする強い地震（地震の規模を示すマグニチュードは9.0、岩沼市では震度6弱）が発生し、宮城県沿岸部に大津波警報が発表された」という想定のもと実施した。

市内全域を対象に総合防災訓練を実施

2016年（平成28年）より全市民を対象として、大雨、洪水及び土砂災害を想定した岩沼市総合防災訓練を実施。同年11月26日に町内会、福祉施設等を含む市民2,000人が参加。町内会などが市からの情報をもとに独自に避難行動計画を策定し、避難ルートの確認や避難者名簿の作成、自宅内で安全な場所に移動する屋内安全確保などを行った。2017年（平成29年）7月9日の2回目は、児童・生徒を含む市民6,400人の参加で実施した。2018年（平成30年）7月8日の第3回目は、避難訓練、要配慮者の避難誘導訓練、避難所開設訓練などを目的に実施した。

応急手当て講習会

2017年（平成29年）10月19日、岩沼西中学校で、1年生とその保護者210人を対象とした「応急手当て講習会」を行った。

千年希望の丘で防災学習体験会

2017年（平成29年）11月18日、千年希望の丘で、岩沼ロータリークラブ主催の「防災学習体験会」が行われ、約60人が防災への意識を高めた。当日は、ロータリークラブの会員のほか、ボーイスカウトとガールスカウトの児童、名取高校とクラーク記念国際高校（仙台市）の生徒も参加。丘の頂上で非常食を試食し、防災四阿（あずまや）に備え付けている風雨よけシートを張るなど、実際に災害が起こった際の擬似体験を行った。

⑵追悼式

玉浦中学校で東日本大震災岩沼市合同慰霊祭開催

2011年（平成23年）6月18日、約1,200人が参列し、震災により犠牲となられた196人の市民、市外居住者、行方不明者、また避難誘導の際に津波の犠牲となられた区長、消防団員、警察署員、市職員の慰霊を行った。

復興フェスティバル「がんばろう！宮城 in ABUKUMA」開催

東日本大震災から6か月となる、2011年（平成23年）9月11日、追悼と復興を願い、追悼セレモニー、キャンドルナイト銀河鉄道の夜、花火大会などたくさんのイベントを阿武隈川公園グランドで行った。

殉職者表彰式

2011年（平成23年）12月23日、東日本大震災において殉職された13名の方々を表彰する「岩沼市殉職者表彰式」を開催。式では、消防団員6名、消防協力隊員2名、区長1名、市職員4名の13名のご遺族に、表彰状を贈呈した。

東日本大震災岩沼市追悼式開催

2012年（平成24年）3月11日、市民会館大ホールで「東日本大震災岩沼市追悼式」を無宗教献花方式で開催。東日本大震災でお亡くなりになられた方々のご遺族をはじめ、姉妹都市や友好都市などからのご来賓、市民など約1,500人が参列した。東日本大震災岩沼市追悼式は以降、震災の記憶を風化させることなく後世に伝え、震災からの復興を誓うため、毎年3月11日に執り行っている。

⑶希望の灯火

千年希望の丘相野釜公園で、東日本大震災発生から8年を迎える2019年（平成31年）3月11日の前日10日の夕方から、東日本大震災追悼行事「希望の灯火」を初めて開催した。会場では灯ろうに思い思いの絵や文字が描かれ、慰霊碑につながる通路沿いには、犠牲者の数と同じ181個、丘に登る階段脇などにも約450個の灯ろうを並べて点火した。点火に際して、集団移転を行った玉浦西まちづくり

住民協議会長小林喜美雄さんが「追悼式前夜に被災地に明かりをともし、亡くなった地域の仲間を迎えたい」と宣言。丘の上からは、3.11と絆の灯火がきれいに見え、震災の記憶を風化させることなく、後世に伝える行事となった。

また、宮城県農業高等学校科学部の生徒たちが、10日の追悼行事に合わせ、早期開花実験に取り組み見事に桜を咲かせ慰霊碑に供えた。その後、交流センター内に桜が展示された。

⑷東日本大震災復興祈念植樹式

2012年（平成24年）3月17日、仙台空港臨空公園において「東日本大震災復興祈念植樹式」が行われた。この植樹式は、兵庫県伊丹市により企画され、岩沼市と名取市の震災復興を祈念し、あわせて大規模な災害救助活動を行っていただいた米国への感謝の意を表すものとして行われたものである。

式には、藤原伊丹市長、井口岩沼市長をはじめ、ジョン・リース米国総領事、佐々木名取市長など関係者が出席し、日米友好の桜を震災復興のシンボルにという想いのもと、大切に植樹された。

⑸千年希望の丘植樹祭

実証実験

「千年希望の丘」の創造に向けた試験的な取組として、2012年（平成24年）5月26日に仙台空港岩沼臨空工業団地内の空港南公園に高さ4m、大きさ2,000㎡の丘を造成し、実証実験が行われた。実験開始にあたって植樹祭を開催し、市民ら約1,000人のボランティアが参加して、シラカシやタブノキなどの広葉樹20種類約6,000本の苗木の植樹を行った。

千年希望の丘植樹祭

実証実験を踏まえ2013年（平成25年）からは、完成した千年希望の丘において植樹祭が行われた。第1回、第2回は、岩沼市主催で行われたが、第3回からは、協力団体との連携を更に強めるため、岩沼市、一般社団法人千年希望の丘協会、一般財団法人瓦礫を活かす森の長城プロジェクト（現在は「公益財団法人鎮守の森のプロジェクト」）、一般社団法人森の防潮堤協会により構成される実行委員会の主催で行った。苗木は様々な団体からの寄付、植樹作業はボランティア、イオンから飲み物、フジパンからパンの提供があるなど、多くの方からの支援を受けて開催された。

第1回「千年希望の丘」植樹祭

2013年（平成25年）6月9日、完成したばかりの第1号千年希望の丘で、植物生態学者の宮脇昭先生の指導のもと、約4,500人のボランティアによる17種類約30,000本の苗木の植樹を行った。

第2回「千年希望の丘」植樹祭

2014年（平成26年）5月31日、植物生態学者の宮脇昭先生の指導のもと、約7,000人のボランティアにより16種類約70,000本の苗木の植樹を行った。

第3回「千年希望の丘」植樹祭

2015年（平成27年）5月30日、第3回となる植樹祭を千年希望の丘二野倉公園の園路約700mで開催した。約6,000人のボランティアにより18種類約50,000本の苗木の植樹を行った。

第4回「千年希望の丘」植樹祭

2016年（平成28年）5月28日、第4回となる植樹祭を千年希望の丘長谷釜公園の園路で開催。約12,000人のボランティアにより20種類約100,000本の苗木の植樹を行った。

第5回「千年希望の丘」植樹祭

2017年（平成29年）5月27日、第5回となる植樹祭を千年希望の丘新浜公園の園路で開催。約4,000人のボランティアにより21種類約30,000本の苗木の植樹を行った。

⑹千年希望の丘を支える団体

第5回をもって大規模な植樹祭は終了した。以降は、様々な主体において、以下のような植樹会、育樹会が行われている。

○（一社）千年希望の丘協会

千年希望の丘の保存、整備、運営管理の支援を行うことを目的に2015年（平成27年）に設立した。二野倉公園内での植樹会等のイベントを始め、千年希望の丘の除草・清掃活動及び花壇の花植え等、様々な活動を行っている。

○（公財）鎮守の森のプロジェクト

東日本太平洋沿岸に「森の防潮堤」を造成することを目的に活動をしている。千年希望の丘では、千年先の命が津波から守られるようにと願いを込めて、樹木の成長量調査も行いながら、継続して植樹・育樹活動に取り組んでいる。

○（一社）　森の防潮堤協会

地域住民の生命と財産を守る防潮堤づくりの活動として、緑の堤防（園路）に植えるための広葉樹の苗木づくり活動を主に展開し、未来に希望の灯りを掲げるための活動を行っている。

2014 年（平成 26 年）9 月 28 日に「第 1 回千年希望の丘育樹祭」を開催（参加者：約 500 名）し、以降毎年開催されている。

○朝日新聞社、（公財）森林文化協会、（公社）国土緑化推進機構

被災地の緑の再生と被災地を思う心を育むことを目的に、子どもたちが学校で育てた苗木を東日本大震災の被災地に植える「緑のバトン運動」を開催。岩沼市では、2014 年（平成 26 年）6 月 29 日に、相野釜公園内の平場緑地で第 1 回交流植樹会を開催（参加者:230 名）し、以降毎年開催されている。

○（公財）ニッセイ緑の財団

宮城県内で採れたドングリから埼玉県・鳥取県の小学生が育てた苗木を、被災した住民の方が主体となって育てていく活動。岩沼市では、2016 年（平成 28 年）4 月 10 日に相野釜公園内で第 1 回植樹祭を開催（参加者：213 名）し、2017 年（平成 29 年）6 月 4 日に第 2 回を開催し、以降毎年開催されている。

○宮城県農業高等学校

数年後に桜の名所となって復興の象徴になることを願い、岩沼市、公益財団法人日本花の会と協力してサクラの育成を行っている。2017 年（平成 29 年）6 月 10 日に、二野倉公園内桜広場で 150 名が参加して行われた。また、その桜を使い「桜塩」の開発を行っている。

○特定非営利活動法人どんぐりモンゴリ

被災地で採取したどんぐりで子どもたちが苗木を育て、植樹し、生き物が集う森づくりの活動として、二野倉公園の 7 号丘のふもとで 4,700㎡の敷地に 6,000 本の苗木を植える『どんぐりモンゴリの森づくり』を行っている。

植栽された樹種

2013 年（平成 25 年）から千年希望の丘には、全国のボランティアの方々による植樹が行われている。植樹祭における植樹方式は、超密植及び多種類混植（宮脇方式）により自立的に成長、自然淘汰される森林再生（潜在自然植生）を目指す。

植樹された木々は約 15 年～ 20 年で立派な森となり、津波の威力を分散・減衰する「緑の堤防」となる。

主な樹種

中高木：タブノキ・シラカシ・アカガシ・スダジイ・ウラジロガシ・アラカシ・ヤマザクラ・ヤブツバキ・シロダモ・モチノキ・エノキ・ネズミモチ・コナラ・ヤブニッケイ

低　木：ヒカサキ・ヤツデ・マサキ・マルバシャリンバイ・アオキ・トベラ・アキグミ

千年希望の丘植樹祭に添えて

2015 年（平成 27 年）、第 3 回の植樹祭を終えた時点で、井口前市長が以下のような想いを語っている。

【コラム 19：木を植える】

COLUMN —

「木を植えることは、心に木を植えること」

宮脇昭先生が「千年希望の丘」植樹祭のステージで何度も何度も繰り返し語っていたフレーズがあります。それは「木を植えることは、心に木を植えること、いのちを植えること、そして皆さんの明日を植えることです」というものです。

三度にわたる大規模な植樹祭を終えた今、この言葉の重みを噛み締めています。その素晴らしさも実感しています。正直なところ、植樹祭を経験して初めて気付いたことでした。

今日も「千年希望の丘」をぶらりと歩いてみました。多くの方が見学に来ていました。岩沼市内の方もいれば、遠くからやってきた人もいます。

子どもさんを連れたご家族も来ていました。自分たちが植えた苗木を探しているようです。

おそらく木の生長が気になって、見に来たのでしょう。そうやって何度も何度も「千年希望の丘」に戻って来る方が大勢います。

特に植樹祭に参加してくれた子どもたちが木の生長を気にしているようです。子どもたちは「千年希望の丘」で心に木を植えました。

「大きく育ってボクたちを守ってね」

そんな願いを込めて本当に丁寧に木を植えてくれました。その時、いのちの尊さもその小さな心に刻まれました。明日を想う気持ちも刻まれました。岩沼の教訓も刻まれたはずです。

子どもたちは小さな苗木のいのちが見えているのでしょう。そこに潜む大きな生命力が見えているのでしょう。

植樹活動そのものが「自立」につながるのではないか。そう思い始めています。

また、市民参加、住民参加、住民主役の植樹祭を開催することで、本来あるべき公共事業の姿を示したはずです。

公共事業は誰のためにあるのか。国や県や市が業者に発注することが公共事業の柱でいいのか。

そんな公共事業の本質を投げかけたつもりです。

それが市民、住民、国民のいのちを守る取り組みならば、これこそがホンモノの公共事業といえるのではないでしょうか。

（井口経明著『「千年希望の丘」のものがたり』株式会社プレスアート,2015 より）

⑺いわぬま震災語り部ガイド

千年希望の丘交流センターでは、東日本大震災を風化させず、記憶や教訓を後世に語り伝えていくことを目的に、「いわぬま震災語り部」を広く募集。震災の教訓を伝え、市の復興状況等について市内外にＰＲしていくため、市内で震災を実際に経験（沿岸部以外に住んでいた方も含む）された方、震災当時の様子を語り継いでいきたい方など、皆様のご協力をお願いしている。

⑻絵本「きぼうのおか」読み聞かせ会

2014 年（平成 26 年）5 月、二人の岩沼市職員が『きぼうのおか～千年先のきみへ～』と題した絵本を刊行した。千年希望の丘を整備する取組について家族のふれあいの中で知ってもらい、子どもでも分かるように、可愛らしい絵本にまとめたものであり、千年希望の丘交流センターを訪れた方々には無料でプレゼントされるようになっている。

岩沼市内外で、この本を素材とした読み聞かせ会なども開かれている。

絵本『きぼうのおか　～千年先のきみへ～　』

静岡県袋井市で絵本『きぼうのおか』読み聞かせ会開催

静岡県袋井市と岩沼市は 2013 年（平成 25 年）に「防災交流都市協定」を締結し、防災に関する情報共有や交流を続けている。こうした関係で、岩沼市からこの絵本が贈られた。袋井市では絵本『きぼうのおか　～千年先のきみへ～』を多くの人に知っていただくため、絵本『きぼうのおか』大人のための読み聞かせ会を袋井市浅羽南公民館で 2015 年（平成 27 年）3 月 8 日に開催した。「今を担う私たち自身がこの絵本と向き合い、次代を担う子どもたちに私たちの言葉で語り継ぐため、岩沼市から絵本の作者をお招きして、大人のための絵本の読み聞かせを行います。この日、私たちは未来につなぐ新たな一歩を踏み出します。」という趣旨で催された。

この読み聞かせ会について、静岡県袋井市原田市長のコメントは以下のとおりである。

【コラム 20：きぼうのおか】

COLUMN —

昨年末、袋井市が東日本大震災の復興を支援している宮城県岩沼市から、「きぼうのおか」と

いう絵本が 40 冊届いた。

この絵本は、岩沼市が復興事業として整備している「千年希望の丘」を題材に、岩沼市の女性職員２人が読み聞かせ用に作成したものである。

津波で母と弟を亡くした男の子が、悲しみにくれる中で「千年希望の丘」を知り、この丘には母と弟の思い出が詰まっているという父の言葉に励まされ、植樹に参加することで悲しみから立ち直っていく姿が語られている。

袋井市では、この絵本を作者の方に直接読み聞かせしていただくことを企画し、３月上旬に作者の２人をお招きして、浅羽南公民館で読み聞かせ会を開催した。当日は 90 人を超す市民が出席し、２人の読み聞かせを聞いて災害の悲惨さを感じるとともに、男の子の力強い生き方に感動していた。

なお、岩沼市が整備している「千年希望の丘」は、井口前岩沼市長が視察に訪れた、袋井市大野と中新田に江戸時代の先人が築いた命山が原型となっている。

袋井市内でも、災害を後世に語り継ぐ活動が行われており、袋井西地区のボランティアグループの方たちが 1944 年（昭和 19 年）12 月の東南海地震の様子を紙芝居にして、市内の各小学校などで伝えている。こうした活動を通じて、小学生が地震の怖さを知り、それをさらに次の世代に語り継いでいくことを期待している。

『読み聞かせ』や『紙芝居』は、市内では 20 以上のボランティアグループが、幼児や小・中学生を対象に行っているが、なかには大人を対象とした昔話の読み聞かせを行っているグループもある。

私たちは、歴史に残る出来事に遭遇したり偉業を成し遂げたりしたとき、後世のために何らかの形で記録に残しておくことが求められる。

多くの場合、それは書物や記念碑などに記されることとなるが、『読み聞かせ』は、読み手の言葉が直接聞き手の耳に入ることで感情や躍動感が鮮明となり、イメージもふくらんで印象深く記憶に残ることになる。

世の中の多くのことがアナログからデジタルへと移りゆく時代だからこそ、人の温かみに触れることのできる『読み聞かせ』は、私たちがこれからも保ち続けていくべき大切な伝誦の手段の１つであると思う。

（袋井市「広報ふくろい」2015 年４月号より）

⑼文化財の発掘

岩沼市では、東日本大震災以降、様々な復興事業に取り組んできたが、それらの事業を進めていく中で文化財の調査も進められた。ここでは、東日本大震災以降に発掘された代表的な文化財を整理する。

①原遺跡

ほ場整備に伴って新しく作られる水路部分を調査し、これまでの市内の発掘調査では例がないほどの多数の遺構・遺物が発見された。

発見した遺構で最も注目されるのは、南北方向に並んだ柱穴列である。同様の柱穴跡は律令国家が各地を支配する際の拠点とした施設でも特に中心的な施設を建設する際に掘られたと考えられており、付近では交通の拠点施設である「玉前駅家たまさきのうまや」の存在が想定されることから、発見された建物はこれらの施設の一部である可能性が極めて高くなった。

また、出土した遺物から、この地が海や河川を介した物流の拠点であった可能性も考えられるようになった。

なお、その後に実施している調査によって、幅６ｍ、長さ 20 ｍにも及ぶ建物跡が発見されていることから、全国的にも少なく、東北地方では初めての駅家発見と期待される遺跡の様子がが徐々に明らかになってきている。

掘立柱建物跡の柱列

②新菱沼津波堆積物地層

矢野目排水機場の建設に先立つ高大瀬遺跡の調査では、古代の土器、近世の陶磁器片が出土した。

また、遺跡内の新菱沼地内では東日本大震災による津波堆積層の下からそれよりも古い時代の津波による可能性がある堆積層を2層確認した。これらの層は17世紀頃及び9世紀頃のものと推定されることから、1611年の慶長地震と869年の貞観地震の津波痕跡と考えられる。

全国的にみても3回にわたる津波と火山被害の痕跡をとどめた地層の発見は例がなく、非常に重要な成果として大きな注目を集めている。

③貞山堀

貞山堀は岩沼市東部地区の海岸沿いで南北に走る運河である。本市で見られる貞山堀は、今から400年前の慶長年間に開削したと考えられるもので、約33kmにも及ぶ全区間の中で最も古い時期につくられたものである。

津波によって壊れた堤防を改修する際の調査では、部分的に石を積み上げて護岸をしていたことが明らかとなった。調査によって石積護岸は明治時代に行われた大規模な堤防改修よりも古いことが明らかとなり、幕末頃に補修された可能性が考えられている。

新菱沼発掘現場

幕末頃に補修された可能性がある石積護岸

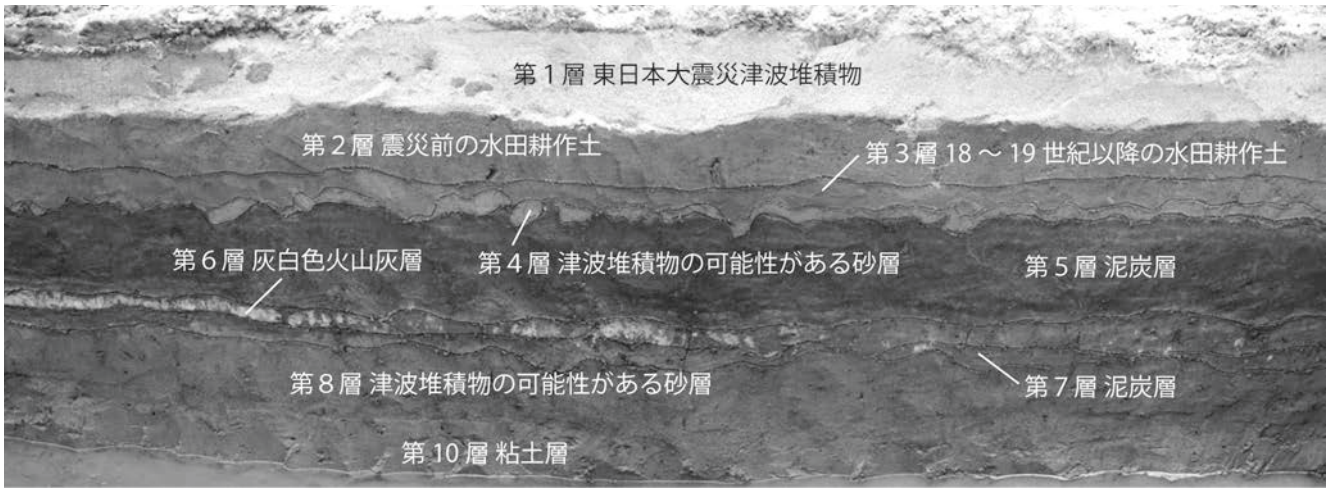

新菱沼津波堆積物地層（トレンチ北壁断面）

⑽東北・みやぎ復興マラソン

第１回　東北・みやぎ復興マラソン

2017 年（平成 29 年）9 月 30 日、10 月 1 日の 2 日にわたって、第 1 回となる「東北・みやぎ復興マラソン 2017」（主催：仙台放送、一般財団法人宮城陸上競技協会）が、岩沼市・名取市・亘理町の沿岸部で開催された。岩沼市は千年希望の丘周辺や一部通行が開始されている「玉浦希望ライン」（かさ上げ道路）がコースに、岩沼海浜緑地・北ブロックがメイン会場になり、たくさんの人でにぎわった。

1 日目の親子ペアランと車いすジョギングでは、北ブロックを 1 周する 2㎞のコースを駆け抜けた。2 日目にはフルマラソンと 6㎞のファンランが行われ、2 日間合わせて約 13,000 人のランナーが参加し、会場は熱気に包まれた。

フルマラソンのコース上には「Back to the Home Town」と呼ばれる給水所が設置され、被災集落の住民が中心となり、岩沼とんちゃんや岩沼いなりなどを振る舞った。メイン会場でのメダルかけや駐車場管理、岩沼駅前でのお出迎えや地域の魅力をアピールするイベント「たからいち」（主催：一般社団法人あぶくま青年会議所）の開催など、多くの市民がランナーを温かくもてなした。

沿道からの声援の中には、復興に協力してくれたことや被災地に足を運んでくれたことへの「ありがとう」という言葉が聞かれ、復興マラソンならではの光景が見られた。

また、メイン会場である岩沼海浜緑地・北ブロックで県内の市町村が参加した「復興マルシェ 2017」が同時開催され、各地の名産品が並び、岩沼市のテントでは走り終えたランナーや買い物客の姿が見られた。

東北・みやぎ復興マラソン。応援風景

東北・みやぎ復興マラソン。名物も味わえる

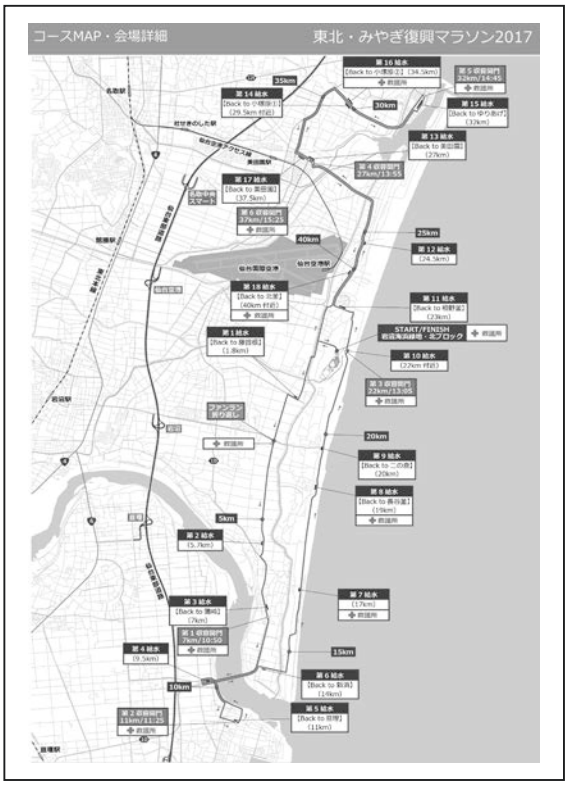

（（株）仙台放送より）

第２項　新しいまちづくり

先に防災集団移転促進事業ページで紹介した玉浦西地区は、2014 年（平成 26 年）４月から入居が始まり、2015 年（平成 27 年）7 月 19 日にまち開きが開催された。震災と津波によって大きな被害を被った沿岸部 6 地区が集団移転し、このまち開きから新しいまちでの、住民主体のまちづくりが行われている。住民や小中学校の児童・生徒の想いをこめ、未来へ続くまちづくりの一端を紹介する。

1. 玉浦西まちづくり住民協議会

玉浦西地区まちづくり検討報告書に基づくまちづくりを住民主体で進めるために、2014 年（平成 26 年）1 月 18 日、玉浦西まちづくり住民協議会を設立した。

この住民協議会では、できたばかりの玉浦西地区のまちを彩る居久根、シンボルツリーの植樹、公園の芝生の植栽など様々な活動が行われていった。また、玉浦西地区に移転した、相野釜、玉浦西二野倉、長谷釜、玉浦西二丁目の４つの町内会が併せて設立された。

設立年月日	新町内会等	旧町内会
2014 年 (平成 26 年) 1 月 18 日	玉浦西まちづくり住民協議会	全地区
同年 2 月 11 日	相野釜町内会	相野釜町内会
同年 3 月 9 日	長谷釜町内会	長谷釜町内会
同年 10 月 19 日	玉浦西二野倉町内会	藤曽根町内会 二野倉町内会
同年 11 月 30 日	玉浦西二丁目町内会	蒲崎町内会 新浜町内会

2015 年（平成 27 年）３月 22 日、住民協議会による居久根（いぐね）植樹

長谷釜地区のシンボルツリー「イチョウ」の植樹と大樹公園芝生の苗植え作業

玉浦小学校の児童と地元住民が樹木の名札を設置

2. 玉浦小学校・中学校の活動

玉浦西まちづくり住民協議会とともに玉浦小学校、玉浦中学校の生徒もまちづくりに参加した。

玉浦西地区に出来た新しい４つの公園に名前をつけるため、玉浦中学校生徒が中心となり、名称を検討。玉浦の「た・ま・う・ら」から頭文字を拾い「たいじゅ・まごころ・うぐいす・らら」と名付けた。公園に設置されたその公園名の銘板の文字は同校生徒が書いたものである。玉浦西地区商業施設内の駐車場にある緊急用飲料水備蓄タンクには、同校美術部の生徒がデザインした大きな絵が描かれている。

さらに、玉浦西地区内の公園、貞山緑道の樹木には、それぞれの木に名札がつけられている。この名札は玉浦小学校の生徒が工作の時間に手作りしたもので、165 名が 384 枚の名札を作った。

また、玉浦小学校の生徒と地元住民100人が集まり、玉浦西地区内の公園に100種類の木が植えられ、植えられた樹木には、生徒手作りの名札を設置した。

3. 大型商業施設の進出

玉浦西地区のまちづくり方針の一つである「スーパーと個人商店が複合した楽しく買い物ができるまち」を具現化する新しい大型商業施設ができた。この地域の「生活利便施設」として機能する新業態スーパー『フーズガーデン玉浦食彩館』の新築工事は、2015年（平成27年）7月7日のオープンに向けて2014年（平成26年）10月に着工し、2015年（平成27年）6月1日に竣工した。

この施設は、市が所有する防災集団移転促進事業地区内にオープンした。16,387 m²（約5千坪）という広大な敷地を活かし、県内外からの集客にも対応する大型バスも収容可能な駐車場を有した大型商業施設となる。建築主である㈱伊藤チェーンが目指すのは「産直・飲食とのコラボを実現する新業態スーパー」である。地元の農産物・海産物を扱う100件を超す事業者と契約した産直コーナーとスーパーの融合。地元食材を使ったフードコート「ふれあいテラス」で、既存店にはなかった品揃えとサービスを提供する施設となった。

4. 玉浦コミュニティセンター開所

玉浦地区に新たにコミュニティセンターが完成し、2017年（平成29年）5月1日、関係者や地域の住民約150人が出席して開所式が行われた。施設は、防災・災害時避難所の機能を備え、平屋建て、床面積約800㎡。用途に合わせて大きさを変えられる多目的室、防音機能を備えた交流室、プロパンガスの調理台4台を備えた調理室、大雨時などに一時避難もできる和室、市民図書館の東分館として設置している図書コーナー、地域展示・学習コーナー、芝生広場を備え、地域のコミュニティ活動の拠点となる施設となっている。

また、災害などによる停電時においても、発電機により一部の区画で照明や電気器具の利用が可能となっている。

完成した玉浦コミュニティセンター

5. 移転を終えて

移転して来た6つの集落の住民、そして専門家、岩沼市が手に手を携えて創りあげた玉浦西地区。できたばかりの新しいまちへの想いと、多くの人々に支えられて実現したまちづくりに対して、ここに住む代表の方からの感謝の言葉を紹介したい。

【コラム21：玉浦西住民の声】

COLUMN —

中川勝義さん（玉浦西まちづくり住民協議会会長）

先の東日本大震災で壊滅状態になった市内沿岸部6地区の 私たち、あれから4年が過ぎ5年目に入りました。これまでの間、多くの方々から多大なるご支援をいただきましてここに新しい「まち」玉浦西が誕生しました。私たちは、この慶びをこれまでご支援いただいた多くの方々に感謝を込めて「まち開き」のイベントを開催しました。皆さまに、新しい「まち」を見ていただくことで、ありがとうの気持ちを伝えたいと思っております。

斎藤洋子さん（玉浦地区まちづくり検討委員）

大勢の人生を狂わせた東日本大震災。あの日から、何度涙を流したでしょうか。

わずか3年半で、たくさんの方の支援に支えられ、仮設住宅から玉浦西へ移ることができました。感謝の気持ちでいっぱいです。本当にあ

りがとうございます。「玉浦西まち開き」で、笑顔と元気になった姿、緑豊かなまちを見ていただきたいと思います。

猪股玲那さん（玉浦中学校２年）

昨年10月に玉浦西地区に自宅を再建して移り住んできました。

震災後、アパートに４人で住んでいてとても狭かったので、引越しして自分だけの部屋ができ、すごくうれしかったです。自宅周辺には玉浦中学校の生徒が名称を考えた４つの公園があり、友人とスポーツ等をしたりして体を動かして、楽しいひとときを過ごしています。震災が発生して、見慣れた景色が大きく変わってしまい、私はとても言葉がでませんでした。でも、４年経った今、少しずつ復興していく玉浦地区に喜びを感じています。この「玉浦」という故郷に誇りをもって今を生きていきたいと思います。

（岩沼市『玉浦西のあゆみ　～想いは未来へ～』2015,7より）

災害公営住宅（玉浦西ニ丁目）

6. 玉浦西記念碑の設置

玉浦西地区の入り口に記念碑が設置されている。2015年（平成27年）7月19日に開催されたまち開きの日に除幕式が行われ、同碑には、以下のとおり刻まれている。

碑文

玉浦西

～想いは未来へ～

岩沼市の沿岸部には、松並豊かな貞山堀沿いに、相野釜、藤曽根、二野倉、長谷釜、蒲崎、新浜の６つの地区があった。東に太平洋の海原が広がり、西に蔵王の山並みが望まれ、実り豊かな土地であり、人々の輪をつなげてくれたふるさとであった。

平成23年(2011年)3月11日午後2時46分、太平洋三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の大地震が発生し、その約1時間後に来襲した大津波により181人の尊い命が奪われ、6つの地区の人々は安住の地を失った。

その後、6つの地区の人々は、ふるさとを離れこの地に住むことを決断し、一人ひとりの想いを形にし、コミュニティを大切にした新たなまちづくりを始めた。

この地は、もともと20ヘクタールの稲田であったが、大震災から3年が経過した平成26年（2014年）4月には、居住を開始できるまでに至った。

この新たなふるさとは、玉浦の名を後世に残すため「玉浦西」と名付けた。

先人から受け継がれたふるさとの歴史や誇りとともに、大震災による数え切れない教訓や支援に対する感謝の心を未来に引き継ぎ、そして、「玉浦西」に集った人々の「想い」が未来へ届くことを願い、ここに、この碑を刻む。

平成27年7月

岩沼市

年 表

東日本大震災
岩沼市復興のあゆみ

東日本大震災　岩沼市復興のあゆみ

2011 年（平成 23 年）3 月～ 2019 年（平成 31 年）3 月

2011 年：平成 23 年

3 月

11日　14時46分、東北地方太平洋沖地震発生（マグニチュード9.0、最大震度7。岩沼市は震度6弱）▶P24
11日　（県）14時46分、宮城県災害対策本部設置（～2012年（平成24年）3月26日）全市町村に災害救助法を適用
11日　14時46分、宮城県災害対策本部設置に続き、岩沼市災害対策本部設置 ▶P35
11日　（国）14時49分、宮城県沿岸に大津波警報発表 ▶P24・P62
11日　14時49分、岩沼市長より避難指示発令の指示 ▶P34・P61
11日　14時間51分、岩沼市消防署による救急活動開始
11日　（国）14時50分、国が官邸対策室、防衛省災害対策本部を設置
11日　（県）14時58分、県が衛星無線ファクシミリで県内全市町村に避難指示を一斉送信
11日　15時、岩沼市沿岸部に避難指示発令 ▶P61
11日　15時、岩沼市で避難所開設 ▶P63
11日　15時、消防署指令室より工作車、防災号に津波警戒に出るよう消防無線で指示
11日　（県）15時02分、県が自衛隊に災害派遣要請 ▶P84
11日　（県）15時04分、県が警察庁に広域緊急援助隊等の派遣要請
11日　15時06分、海岸の大津波情報、広報に当たるよう消防無線にて指示
11日　（国）15時14分、国が緊急災害対策本部を設置
11日　15時15分、災害対策本部より医療救護班編成を依頼 ▶P93
11日　15時20分、岩沼市救護所開設（～4月30日） ▶P67・P87
11日　15時20分、三師会に対し協定に基づき参集要請 ▶P93
11日　（国）15時21分、国が全国のDMAT隊員5,500人に待機要請
11日　15時30分、岩沼市消防職員参集完了（96％）
11日　（県）15時36分、県が国に緊急消防援助隊の派遣を要請 ▶P85
11日　（国）15時37分、国の緊急災害対策本部会議で災害応急対策の基本方針策定
11日　（国）15時40分、消防庁長官が緊急消防援助隊の出動を指示
11日　（県）15時42分、県が国にDMATの出動を要請
11日　（県）17時、県が県内市町村に災害救助法の適用を決定 ▶P34
11日　17時10分、岩沼市災害対策本部会議開催開始（2013年（平成25年）3月27日まで延べ227回開催） ▶P37
11日　18時、岩沼市消防職員安否確認完了
11日　（国）18時30分、防衛大臣が自衛隊に大規模災害派遣を命令
11日　（国）18時42分、国が政府調査団を宮城県に派遣
11日　19時、宮城県災害対策本部へ緊急消防援助隊応援を要請
11日　（国）19時03分、国が原子力緊急事態宣言
11日　（国）19時30分、防衛大臣が自衛隊に原子力災害派遣を命令
11日　（国）21時23分、福島原発3㎞以内の避難指示
11日　（国）22時頃、宮城県庁11階で政府調査団会議
11日　（国）22時30分、国が県の第4回災害対策本部会議に出席
11日　この日、市長による災害FM放送開始 ▶P6・P90・P107
11日　市役所前広場で水の供給を準備（炊き出し用の水をハナトピア岩沼に供給） ▶P6・P91
11日　各避難所への炊出し開始 ▶P6・P91
11日　陸上自衛隊救出活動開始 ▶P6・P7・P77
11日　玉浦消防団、千貫分団、岩沼分団など岩沼市消防団が避難誘導、捜索活動を開始 ▶P7・P81
11日　遺体安置所開設 ▶P86
12日　（国）早朝、国がくしの歯作戦開始
12日　（国）6時、国が宮城県に緊急現地対策本部を設置
12日　（県）宮城県災害ボランティアセンター設置（8月1日改称）
12日　岩沼市災害ボランティアセンター開設（県内初。8月1日改称） ▶P92

3月

岩沼ボランティアに関する相談窓口設置（～5月）
12日　7時、岩沼市消防署より市内医療機関に出向し、受け入れ態勢を確認
12日　7時30分、給水車による水の供給開始（ハナトピア、岩沼小学校、市民会館・中央公民館駐車場）▶P29・P91
12日　9時30分～17時、岩沼市歯科懇話会で遺体の身元確認作業開始（～3月31日。体育センターにて）▶P94
12日　9時50分、緊急消防援助隊として山梨県隊が到着 ▶P80
12日　（国）15時36分、福島第一原発1号機原子炉建屋で水素爆発
12日　（県）夕方、県が全国知事会へ人的支援を要請
12日　（国）夜、国がこの災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく激甚災害に指定することを閣議決定
12日　（国）20時20分、津波警報（大津波）を津波警報（津波）に切換え
12日　（県）県がコンビニエンスストア各社との協定に基づく物資供給調整を開始
12日　（県）県が各市町村へ仮設トイレの供給を開始
12日　（県）DMATが参集し県の医療活動を開始（～3月16日）
12日　亘理町から約400人の避難者の受け入れ ▶P63
12日　支援物資第一陣（食料・水・毛布等）到着 ▶P90
12日　日赤医療救護班来訪し活動開始　保健センターに救護所開設～3月18日）▶P87
12日　薬剤師会、24時間処方応需を準備 ▶P94
12日　保健センターで、災害対策本部、三師会、日赤医療救護班の対策会議開催
13日　（国）7時30分、津波警報を津波注意報に切換え
13日　（国）17時58分、全ての津波注意報を解除
13日　（国）気象庁が東北地方太平洋沖地震の規模をM9.0に修正発表
13日　（国）東内閣副大臣、村井宮城県知事が岩沼市等の被災地を視察
13日　（県）県が宅地危険度判定を開始（～5月19日）
13日　（県）アメリカ軍が山形空港からヘリを飛ばして仙台空港を偵察
13日　岩沼市議会震災復興推進特別委員会設置
13日　岩沼市医師会、空港ビル救護所を巡回
13日　岩沼市歯科懇話会、避難所へ歯ブラシ等を寄付 ▶P94
13日　三師会、自衛隊、日赤が避難所巡回を開始（医療チームは～4月3日）▶P87
14日　（国）11時01分、福島第一原発3号機原子炉建屋で水素爆発
14日　（県）県が厚生労働省等に医療救護班の派遣を要請
14日　（県）県が全国都道府県等に災害対策基本法に基づく医療救護班の派遣を要請
14日　（県）県が被災者生活再建支援法の県全域への適用を公告
14日　（県）県が東日本大震災金融相談窓口（農林水産分野）を設置
14日　12時、沿岸部への避難指示発令を避難勧告に切換え
14日　岩沼市役所に災害総合案内窓口を開設 ▶P67・P134
14日　玉崎浄水場復旧 ▶P29
14日　沿岸部を除き一般家庭ごみ回収再開 ▶P99
14日　大阪市医師会、避難所に保健師を常駐（～4月4日）▶P88・P216
14日　岩沼市医師会、検死の当番制を導入
14日　2011年（平成23年）岩沼市議会2月定例会、2011年（平成23年）度一般会計予算等を可決
15日　（県）県が仙台空港に救護復旧対策に使用するヘリポート4機の駐機スペース確保
15日　市営火葬場再開 ▶P86
15日　高知県南国市、山形県尾花沢市より支援物資到着 ▶P90
16日　（国）アメリカ軍による「トモダチ作戦」開始（～4月11日）▶P84
16日　（国）防衛省及び在日米軍司令部に日米調整所を設置
16日　（県）県が緊急車両専用給油所を設置
16日　（県）県が県災害医療対策本部会議を設置
16日　（県）県が県内学校の3月中の授業打ち切りを決定
16日　（県）県が海外からの救援物資への対応を開始
16日　15時、沿岸部への避難勧告を解除 ▶P61

3月

16日　沿岸部を除き電話復旧 ▶P29
16日　台湾の救助隊が岩沼市、名取市で活動開始 ▶P18･P41
16日　仙台空港滑走路の運用開始
17日　（国）国土交通省が仙台空港北側で排水作業開始
17日　（県）県が仙台空港の救援機による物資輸送の受入開始
17日　（県）県が各市町に応急仮設住宅の建設を調査
17日　（県）県が農地海岸応急復旧工事着工
17日　モンゴルの救助隊が岩沼市、名取市で活動開始
18日　（国）仙台空港を拠点に米軍機による救援物資輸送が本格化 ▶P84
18日　緊急生活支援金の支給手続開始 ▶P103
18日　一部地域で通水。順次本格通水 ▶P29
19日　市役所窓口の休日開庁開始 ▶P103
19日　南アフリカのNGO救助隊が岩沼市、名取市、多賀城市、石巻市で活動開始 ▶P18
19日　仙台空港の滑走路が一部使用可能となり、アメリカ軍海兵隊先遣部隊到着
20日　（国）国が緊急災害対策本部の下に被災者生活支援特別対策本部を設置（5月9日に被災者生活支援チームに改称）
20日　高知県南国市藤村明男副市長来訪。食料・水等物資の支援 ▶P219
20日　仙台空港の滑走路が完全利用可能となり、最初のC17輸送機が到着
21日　（国）国土交通省リエゾン班による支援制度の周知開始
21日　自衛隊530人体制で行方不明者捜索 ▶P46
21日　アメリカ軍海兵隊部隊、陸軍分遣隊、自衛隊部隊などが仙台空港到着　空港復旧と兵站業務が加速
22日　（国）国が被災者生活再建支援法の適用を決定
22日　（県）県が被災住宅相談窓口を設置（～6月30日）
22日　山形県尾花沢市加藤國洋市長来訪。▶P219
22日　避難所を回っての震災相談窓口開始 ▶P103
23日　避難所のインフルエンザ流行に感染対策理事と巡回医療チームでタミフル予防対策
23日　被災自動車の仮置き場へのレッカー移動を開始 ▶P100
24日　（国）東北自動車道の全車両通行止め解除
24日　岩沼市、名取市で水道水の放射能測定実施
25日　（国）仙台～上海～北京定期便再開
26日　東北財務局来庁（～27日）
27日　相談窓口を市民会館で開催
27日　（国）仙台～大連～定期便再開
28日　（県）県が緊急小口資金特例貸付受付開始（～5月10日）
28日　広報いわぬま災害臨時号発行。全世帯へ配布▶P108
28日　り災証明書等の申請受付開始（～4月28日）▶P105
28日　応急仮設住宅第1次建設工事着工（里の杜駐車場102戸 4月27日完成）▶P137
29日　災害家庭ごみを亘理名取共立衛生処理組合事務所北側へ搬入開始 ▶P99
29日　被災者にグリーンピア岩沼入浴施設（モンタナリゾート）の無料開放開始
30日　（県）村井嘉浩宮城県知事らが岩沼市内を視察▶P8

4月

1日　市民バス運行再開（東部地区の一部を除く）▶P33
1日　保育所の通常保育再開
1日　南部地区総合福祉プラザ（岩沼南プラザ）開館
1日　被災者総合相談窓口を市役所6階に開設（～4月30日）▶P134
1日　（国）仙台空港の管制が日本に返還され、仙台空港の機能回復
1日　検死オンコール制スタート
3日　（県）県が「東日本大震災に関するお知らせ」を新聞に掲載（以後、定期掲載）
3日　（国）アメリカ軍第353特殊作戦群が嘉手納に帰還し、トモダチ作戦終了 ▶P84
4日　米軍音楽隊によるロビーコンサートを市民会館ホアイエで開催 ▶P220

4月

4日　岩沼市医師会医師による24時間電話相談開始
5日　応急仮設住宅受付開始（～15日）▶P138
7日　市議会議員全員協議会において東日本大震災に係る対応について報告
7日　23時32分、東北地方太平洋沖地震の余震発生 ▶P24
　　（マグニチュード7.2、最大震度6強。岩沼市は震度6弱）
7日　（国）23時34分、宮城県沿岸に津波警報発表
8日　（国）0時55分、宮城県沿岸に出されていた津波警報解除
8日　応急仮設住宅第2次建設工事着工（里の杜駐車場60戸・多目的グランド100戸）▶P137
10日　福島第一原発事故による農産物への影響調査開始
10日　水道復旧率98.5%に
11日　（国）内閣官房に東日本大震災復興構想会議設置。14日に第1回会議
11日　（県）県が宮城県震災復興基本方針（素案）を公表
11日　（県）県が災害復旧対策資金を創設
11日　震災に係る各種手続に要する場合の住民票等の無料交付を開始 ▶P103
13日　（県）県が宮城県災害廃棄物処理対策協議会を設置
13日　（県）県が宮城県災害義援金配分委員会を設置
13日　（国）仙台空港国内線民間航空機の運航が一部（臨時便）再開
15日　広報いわぬま災害臨時号発行。全世帯へ配布
15日　応急仮設住宅第3次建設着工（多目的グランド62戸）▶P137
18日　市内電力の97%復旧
18日　被災地域代表者等との懇談会を開始。以後、定期的に開催▶P142
18日　緊急雇用事業開始
18日　東日本大震災の復興に向けた懇談会（後６地区代表者会）開催 ▶P142
19日　流出物の展示開始（～8月31日）▶P214
20日　災害特例総合行政相談所を市役所6階に開設 ▶P134
21日　小･中学校の復旧完了、再開へ
21日　市内4小学校の入学式開式
21日　主な支援制度の申請受付開始（～5月15日）、支援金の受付開始
21日　被災住宅相談窓口の開設
22日　（県）県が宮城県震災復興本部を設置
22日　市内4中学校の入学式開式
22日　市議会議員全員協議会において東日本大震災に係る対応について報告
24日　応急仮設住宅第1次入居者説明会開催 ▶P138
24日　陸上自衛隊東北方面音楽隊による激励演奏会を総合体育館で開催 ▶P219
25日　（県）県が東日本大震災農林水産部復興推進本部を設置
25日　9時15分、南国市消防団の協力活動開始 ▶P81
25日　岩沼市震災復興本部を設置。岩沼市震災復興基本方針の策定 ▶P109
26日　公益財団法人仙台フィルハーモニー管弦楽団による支援コンサート開催 ▶P222
27日　被災地域代表者等との懇談会開催
27日　応急仮設住宅第4次建設工事着工（里の杜住宅北側用地60戸）▶P137
27日　市議会だより災害臨時号発行。全世帯へ配布
29日　（国）東北新幹線が全線復旧
29日　応急仮設住宅の引き渡し開始（里の杜駐車場102戸）▶P138
29日　グリーンピア岩沼営業再開
30日　社会教育施設の復旧に着手

5月

1日　市総務部内に震災復興推進室を設置 ▶P128
1日　災害援護資金貸付申請の受付開始 ▶P103
1日　災害住宅手当（家賃補助）の受付開始（～5月15日）▶P103
2日　（国）国が震災被害に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律を制定

5月

2日　（国）東日本大震災からの早期復旧に向けて国の2011年（平成23年）度第一次補正予算成立
2日　中村時広愛媛県知事来訪
2日　嵐・大野智氏、料理評論家・服部幸應氏が玉浦小学校を慰問 ▶P222
2日　東日本大震災の復興に向けた懇談会（後６地区代表者会）開催 ▶P142
7日　第1回岩沼市震災復興会議開催 ▶P110
11日　日本製紙㈱岩沼工場操業再開。鯉のぼり掲揚
13日　応急仮設住宅第2次引き渡し（里の杜駐車場60戸） ▶P138
13日　市議会議員全員協議会において東日本大震災に係る対応について報告
16日　震災復興本部会議開催
20日　（国）国が被災地における生活の平常化に向けた当面の取組方針を決定
20日　応急仮設住宅第3次引き渡し（多目的グランド162戸）（～21日） ▶P138
23日　道路査定を実施
23日　第33普通科連隊への感謝の会を市民会館・中央公民館で開催
27日　阪神タイガース選手団来訪。玉浦中学校等で生徒と交流会開催 ▶P222
28日　新市民図書館開館
28日　サッカー日本代表選手団来訪。玉浦小学校で児童と交流会開催 ▶P222
29日　第2回震災復興会議を開催 ▶P110
31日　ベガルタ仙台手倉森監督・選手来訪。玉浦小学校で児童と交流会開催 ▶P222

6月

1日　市議会議員全員協議会において東日本大震災に係る対応について報告
1日　応急仮設住宅の名称を里の杜東住宅、里の杜西住宅、里の杜南住宅に変更 ▶P138
3日　応急仮設住宅第4次引き渡し（里の杜南住宅60戸） ▶P138
4日　（国）皇太子同妃両殿下宮城県ご来訪。岩沼市では相野釜地区を視察 ▶P9・P219
4日　市中学校総合体育大会開催
5日　全避難所閉鎖。宮城県で最初となる ▶P29・P140
6日　公園査定を実施
11日　陸上自衛隊中央音楽隊と名取高校吹奏楽部による激励演奏会開催 ▶P219
13日　下水道査定を実施
15日　市議会議員全員協議会において東日本大震災に係る対応について報告
17日　（県）宮城県震災復興計画第1次案策定
18日　東日本大震災岩沼市合同慰霊祭を玉浦中学校で開催 ▶P19・P231
18日　加藤登紀子氏による追悼・復興ミニライブ開催
19日　三枝成彰氏による岩沼市復興支援コンサート開催 ▶P222
20日　災害対策本部会議週1回（原則月曜日）開催に
20日　（国）国の「東日本大震災復興基本法」が成立（6月24日公布）
20日　（国）内閣に復興対策本部を設置（6月28日、第1回会議開催）
21日　東日本大震災の復興に向けた懇談会（後６地区代表者会）開催（集団移転等について） ▶P142
25日　（国）国の東日本大震災復興構想会議が「復興への提言」を総理へ提出
25日　JOCAと仮設住宅サポートセンターの運営に関する協定締結。被災地初の仮設住宅サポートセンター開設 ▶P10・P135
29日　震災復興本部会議開催
30日　長谷釜地区懇談会開始（6回開催） ▶P142

7月

1日　片山善博総務大臣・自民党谷垣総裁へ被災者支援の継続等の要望書提出
1日　里の杜サポートセンター開設 ▶P135
5日　第3回震災復興会議開催 ▶P110
6日　市議会議員全員協議会において東日本大震災に係る対応について報告
9日　（国）鹿野道彦農林水産大臣来訪。農業用排水場などを視察
9日　相野釜地区懇談会開始（5回開催） ▶P142
10日　市制40周年記念に「歌おう！東北のど自慢」開催 ▶P223

7月

12日　(県)県がボランティア団体との連携による物資供給を開始
13日　七十七ふれあいコンサート開催 ▶P223
15日　二野倉地区懇談会開始(5回開催) ▶P142
16日　(県)宮城県震災復興計画(案)の県民説明会を開催
16日　「NHKジュニア陸上教室 in 岩沼」開催
16日　仙台フィルマイタウンコンサート開催 ▶P223
18日　アラブ首長国連邦(UAE)アルノウアイス駐日特命全権大使が来訪 ▶P220
20日　ポーランドワルシャワ工科大学クズロフスキー教授による特別授業 ▶P220
21日　藤曽根地区懇談会開始(2回開催) ▶P142
25日　(県)県が生活復興支援金受付を開始
25日　(国)仙台空港国内定期便が再開
28日　仮設住宅入居者に尾花沢スイカを届けよう！プロジェクト ▶P212
29日　(国)国が「東日本大震災からの復興の基本方針」決定
29日　岩沼市震災復興計画素案への意見公募開始(～8月27日)
30日　岩沼中学校体育館で全国高校生柔剣道大会開催

8月

1日　(県)宮城県災害ボランティアセンターが宮城県災害･被災地社協等復興支援ボランティアセンターに改称
1日　(県)県が自衛隊への撤収要請
1日　災害ボランティアセンターを「岩沼市復興支援センター　スマイル」と改称 ▶P10･P92
4日　法政大学多摩ボランティアセンターが夏休み被災地支援プロジェクト ▶P213
5日　(国)国が被災者支援連絡調整会議を開催
6日　グリーンピア岩沼芝生広場で夕暮れクラシックコンサート開催
7日　第4回岩沼市震災復興会議。岩沼市震災復興計画グランドデザイン決定(市長提言) ▶P110･P111
7日　震災復興本部会議開催
7日　蒲崎地区懇談会開始(8回開催) ▶P142
7日　復興応援「七夕の日の贈り物～神戸市民1万人の応援メッセージ～」開催
9日　新浜地区懇談会開始(6回開催) ▶P142
10日　震災復興計画素案に係る市民説明会開催 ▶P113
10日　市議会議員全員協議会で震災復興計画グランドデザインについて説明
17日　(県)宮城県震災復興計画の最終案を決定
中旬　(国)国の現地対策本部の業務を震災復興本部宮城現地対策本部へ移行
20日　いわぬま復興夏まつりを市役所前広場で開催 ▶P18
22日　仮設住宅入居の小･中学生にSUN(3)SUN(3)サマースクール開催(～24日) ▶P213
23日　震災復興本部会議開催
23日　(国)バイデン米国副大統領来県。仙台空港で記念スピーチ ▶P220
27日　官民一体となりヒューマン･ケア心の絆プロジェクトを開催
31日　流出物の展示を終了

9月

1日　(県)県が「東日本大震災　心の相談ホットライン･みやぎ」を開設
2日　震災復興本部会議開催
5日　第221回災害対策本部会議開催。以後不定期開催に
5日　(県)県が宮城県サポートセンター支援事務所開設
6日　公共施設被害査定を実施
7日　川島隆太教授による放射能に関する講演会開催
9日　(県)県が宮城県沿岸における津波の高さ設定について公表
10日　下水道の日に下水道施設の被害状況と復旧について報告
11日　復興フェスティバル「がんばろう！宮城 in ABUKUMA」開催 ▶P20･P231
14日　東北フジパン竣工式挙行
15日　震災復興本部会議開催
21日　(県)県が東日本大震災の津波被害に対する農地復旧の見通し公表

9月

22日　(国)川端達夫総務大臣来訪。相野釜、二野倉地区視察
24日　竹駒神社にて東日本大震災復興祈念の2011年(平成23年)秋季大祭・遷座記念祭開催
25日　(国)仙台空港ビル完全復旧。国際定期便(仙台～ソウル線)再開
25日　岩沼市制40周年記念:震災復興祈念講演会開催
27日　震災復興計画マスタープラン策定 ▶P113

10月

1日　(国)仙台空港アクセス鉄道の全線運行再開
4日　6地区代表者会開催(集団移転先候補地について) ▶P142
6日　岩沼南小学校で「みんなで笑顔！プロジェクト」開催
7日　ケニア副首相来訪。勇気づける言葉「ハクナ・マタータ」などを談話
8日　岐阜県大垣市からの支援(～10日)
18日　(県)「宮城県震災復興計画」を県議会で承認
18日　(県)県がみやぎの農業・農村復興計画策定
22日　西村雅彦氏が復興支援で来訪 ▶P223
29日　東日本大震災復興祈念、岩沼市制施行40周年記念「いわぬま健幸・産業まつり」開催

11月

1日　市制施行40周年
2日　6地区代表者開催(集団移転先候補地了承) ▶P142
3日　市制施行40周年記念式典～愛と希望の復興～開催 ▶P9
9日　第1回自然共生・国際医療産業都市検討会開催 ▶P121
12日　玉浦復興まちづくりワークショップ(東京大学・まち歩き調査) ▶P149
14日　(県)県が宮城県産業復興相談センター設立
21日　(国)復興に資する施策を重点的に措置する2011年(平成23年)度第三次補正予算成立

12月

3日　玉浦復興まちづくりワークショップ(東京大学・プラン・アイディア検討) ▶P150
4日　市制施行40周年記念「2011いわぬまエアポートマラソン」開催
4日　玉浦復興まちづくりワークショップ(東京大学・プラン発表) ▶P150
6日　第2回自然共生・国際医療産業都市検討会開催 ▶P121
7日　(国)国の東日本大震災復興特別区域法成立(12月26日施行) ▶P122
11日　(県)津波流出地域を除く県内の全ライフラインが復旧
12日　「地域の絆が復興の力」講演会開催
14日　(国)国で津波防災地域づくりに関する法律成立
18日　響け復興の第九 みんなで歌う第九の会 定期演奏会開催
19日　オペラ歌手キャサリン・ジェンキンスさん玉浦小を慰問
21日　(県)県が宮城県復興住宅計画を公表
22日　岩沼市が国の「環境未来都市」に選定(全国11か所) ▶P121
22日　農業復興に関するワークショップ開催
22日　6地区代表者開催(個別面談調査結果について) ▶P142
23日　殉職者表彰式開催 ▶P231
26日　(県)県のプレハブ仮設住宅完成(22,095戸) ▶P137
26日　第1回岩沼市防災会議開催(県内自治体で被災後初) ▶P168
27日　(県)県が宮城県産業復興機構を設立
30日　(県)県内の全避難所が閉鎖

2012年：平成24年

1月

6日　(国)国が復興特別基本方針を公表
11日　(県)県がみやぎ復興元年セレモニーを開催
19日　第3回自然共生・国際医療産業都市検討会開催 ▶P121
22日　玉浦復興まちづくりワークショップ(以降、4回開催) ▶P150
29日　2011年(平成23年)度防災講演会開催(市民会館中ホール)

1月

29日　仙台湾南部海岸堤防復旧工事着工式開催
31日　国へ第1回復興交付金事業計画提出 ▶P125

2月

8日　災害廃棄物処理業務岩沼処理区の起工式
10日　（国）国が復興庁を開庁。復興構想会議を廃止し、復興推進委員会を設置。仙台市に宮城復興局、石巻市・気仙沼市に支所を設置
16日　6地区代表者会開催（集団移転に係る支援等について） ▶P142
17日　（県）県内14市町において復興整備協議会発足
17日　第1回岩沼市復興整備協議会開催 ▶P124
22日　埼玉県新座市十文字学園女子大学生の寄付金でさつまいもプロジェクト
29日　（～3月1日）ゲーデ兄弟弦楽トリオによる被災地慰問ツアー ▶P221

3月

1日　（国）国が仙台空港復旧・復興計画を策定
6日　（県）県が国に東日本大震災復興調整費に関する緊急要望書を提出
6日　玉浦小学校に千年希望の丘滑り台完成
11日　東日本大震災岩沼市追悼式開催 ▶P231
13日　岩沼市議会震災復興推進特別委員会設置
17日　仙台空港臨空公園で東日本大震災復興祈念植樹式開催
21日　（県）県の全ての応急仮設住宅で追加工事完了
21日　埼玉県入間市立武蔵中学校から義援金
23日　岩沼市復興整備協議会において防災集団移転促進事業及び農地転用同意 ▶P124
24日　（県）県受託処理の亘理・名取ブロック災害廃棄物焼却炉（亘理処理区）で県内初の火入れ式
26日　（県）県が「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画」を公表
26日　（県）宮城県災害対策本部を閉鎖
30日　復興整備協議会で同意を得た復興整備計画を公表 ▶P124
31日　（県）県の物資対応終了、倉庫引渡完了

4月

1日　復旧・復興事業促進のために市行政組織改編 ▶P128
（復興推進課・復興整備課・健康産業政策課・被災者生活支援室）
4日　第2回復興交付金事業計画提出 ▶P125
9日　食品等の放射能測定開始
9日　6地区代表者会開催（集団移転スケジュール等について　以降11回開催） ▶P142
17日　亘理名取ブロック岩沼処理区の災害廃棄物処理業務焼却炉火入れ式 ▶P95
23日　『子ども岩沼市史』販売開始
29日　仙台空港臨空公園供用開始

5月

10日　食のみやぎ復興ネットワーク「菜の花を見る会」開催
11日　いわぬま臨空メガソーラー事業プロポーザル募集開始 ▶P203
21日　（国）仙台空港仙台―ソウル便毎日運航再開
22日　復興整備協議会で防災集団移転事業の開発行為への同意 ▶P124
26日　千年希望の丘実証実験「岩沼市空港南公園植樹祭」開催 ▶P232
27日　「Cycle Aid Japan 2012」開催
30日　復興整備協議会で同意を得た復興整備計画（第1回変更）を公表 ▶P124

6月

2日　1万本のひまわりの花を咲かせよう～復興の種まき会～開催
11日　玉浦西地区まちづくり検討委員会設置（～2013年（平成25年）11月25日） ▶P150
25日　相野釜ハウス園芸組合で栽培施設の建設、再開によりメロン収穫祭
26日　第3回復興交付金事業計画提出 ▶P125
28日　（国）平野達男復興大臣来訪。仮設住宅などを視察
29日　いわぬま臨空メガソーラー事業実施企業体を決定 ▶P204

7月

1日　エフエムいわぬまの放送がインターネットでも聴取できるようになる
14日　羽田雄一郎国土交通大臣来訪。寺島地区の住民が避難した阿武隈川堤防（日月堂付近）を視察
15日　仙台フィルマイタウンコンサート開催 ▶P223
22日　町内会長との「まちづくり懇談会」開始
27日　岩沼市議会決議で玉浦西地区の用地買収契約及び用地造成工事契約締結
30日　（国）仙台～長春便運航再開

8月

4日　グリーンピア岩沼で夕暮れクラシックコンサート開催
5日　防災集団移転促進事業の玉浦西地区造成工事で県内初の起工式。平野達男復興大臣出席 ▶P12・P158
8日　第10回日米市長交流会議に岩沼市長参加。都市と防災とまちづくりを討議
20日　南国市と災害時相互応援協定を締結 ▶P172
24日　第2回岩沼市防災会議開催 ▶P168
25日　いわぬま復興夏まつり開催（市役所前広場など） ▶P220

9月

1日　東部地区住民を対象に津波を想定した避難訓練実施
19日　玉浦西地区まちづくり検討委員会よりまちづくりの方針及び土地利用計画を市長へ報告 ▶P151

10月

14日　復興支援ジャズコンサート開催
15日　宮城県と「災害公営住宅整備に関する協定」締結
16日　岩沼警察署と「大震災等大規模災害発生時における施設利用に関する協定」締結 ▶P172
16日　秋田県羽後町から復興支援ボランティアが来訪
17日　第4回復興交付金事業計画を提出 ▶P125
18日　（県）県が宮城県被災者復興支援会議を設置
25日　復興整備協議会で太陽光発電事業の農地転用への同意 ▶P124

11月

2日　復興整備協議会で同意を得た復興整備計画（第2回変更）を公表 ▶P124
2日　復興支援「夢・あこがれコンサート」開催
3日　三軒茶屋西地区への移転者と岩沼市防災集団移転促進事業契約書取り交わし会開催 ▶P159

12月

2日　第21回いわぬまエアポートマラソン開催
3日　市民活動サポートセンター業務開始
7日　（国）17時18分、宮城県三陸沖を震源とする地震・津波警報発表 ▶P24
7日　市役所内に災害対策本部設置
11日　米国デラウエア州マーケル州知事が来訪。市内被災地を視察 ▶P220
25日　岩沼駅前広場完成

2013年：平成25年

1月

12日　（国）安倍晋三内閣総理大臣、根本匠復興大臣来訪。防災集団移転地造成工事などを視察
19日　阿武隈川河口部堤防復旧事業着工式 ▶P14
25日　岩沼駅前広場で松尾芭蕉像の除幕式
27日　2012年（平成24年）度防災講演会開催
29日　（県）県受託処理の災害廃棄物焼却炉が全て稼働
29日　岩沼海浜緑地復旧・復興工事着工式
29日　第5回復興交付金事業計画を提出 ▶P125
30日　（国）国の原子力損害賠償紛争審査会が宮城県を農林漁業等の風評被害の賠償対象地域とする中間指針第三次追補を策定

2月

1日　（県）宮城県防災会議で震災後初の県地域防災計画の見直しを決定
2日　岩沼市社会福祉協議会が「東日本大震災から見る地域の支え合いと福祉教育」開催
6日　市議会議員全員協議会において岩沼市地域防災計画見直し素案について説明

2月

6日　玉浦西地区まちづくり検討委員会より画地の配置及び公共・公益施設整備方針を市長へ報告 ▶P151
8日　千年希望の丘（1号丘）整備工事着工
10日　「協働のまちづくりフォーラム」開催（岩沼市民会館中ホール） ▶P214

3月

2日　「東北みらいづくりDAY with Hitachi in 岩沼」開催
8日　JA岩沼市・JA共済宮城より寄贈
8日　空港環境整備協会仙台事務所より寄贈
8日　仙台空港ビル㈱と津波時に一時避難施設として使用する協定締結 ▶P172
10日　市民会館大ホールで特集NHKのど自慢開催 ▶P223
11日　東日本大震災岩沼市追悼式開催
22日　福祉7施設と災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定締結 ▶P172
23日　仙台湾南部海岸（空港区間）堤防完成式 ▶P177
26日　（国）復興庁が東日本大震災復興基金（津波被災住宅再建支援分）を県内沿岸15市町に交付
26日　（県）県の「みやぎ鎮魂の日を定める条例」（3月11日とする）施行
26日　玉浦西地区復興まちづくり特区が国より認定 ▶P124
27日　第277回災害対策本部会議開催（最終回）
27日　第3回岩沼市防災会議で「岩沼市地域防災計画」原案了承、決定 ▶P168
28日　復興整備協議会で同意を得た復興整備計画（第3回変更）を公表 ▶P124
31日　岩沼市災害対策本部の閉鎖
31日　エフエムいわぬまに駅前サテライトスタジオ開設

4月

3日　早股地区にて仮設岩沼市立東保育所開所式
3日　玉浦西地区まちづくり検討委員会よりまちづくりのルール（地区計画等）を市長に報告 ▶P154
4日　復興整備協議会で同意を得た復興整備計画（第4回変更）を公表 ▶P124
17日　玉浦農業格納庫で農業機械引き渡し式 ▶P16
19日　空港環境整備協会へ感謝状贈呈
22日　（国）仙台～関西線でLCC東北初就航
24日　林地区復興事務所（仮設事務所・作業場）引き渡し式
26日　三軒茶屋西土地区画整理地区内で復興応援住宅展示場岩沼ハウジングアベニュー「のぞみ」オープン（住宅再建相談開始）

5月

3日　玉浦地区で「農業アミューズメント玉浦祭 The TaUE」開催
9日　玉浦西地区計画案説明会・縦覧実施
31日　「仙台空港600万人・5万トン実現サポーター会議」設立

6月

9日　相野釜地区に「千年希望の丘」の1号丘が完成。第１回植樹祭開催 ▶P15・P232
15日　仙台エアカーゴターミナル国際貨物棟などが再建
21日　宮城県隊友会岩沼支部と災害時協力協定調印 ▶P172
27日　早股地区で東児童館新築工事安全祈願祭
29日　「奥の細道 岩沼サミット」開催（「IWANUMA1689～芭蕉～」公演」
30日　（国）太田昭宏国土交通大臣来訪。国土交通省岩沼海岸植樹式（相野釜・寺島堤防）出席

7月

2日　宮城県南サミット13市町で安倍首相に要望 ▶P220
12日　東北大学災害科学国際研究所との連携と協力に関する協定締結 ▶P172
17日　京都祇園祭に市長が招待を受け参加
19日　臨時災害放送局でNHKラジオ第一放送を再放送することに関する覚書締結 ▶P172
31日　里の杜公園でNPO冒険あそび場せんだい・みやぎネットワークの協力により「里の杜あそび場」を開設（～2016年3月26日）

8月

20日　山形県寒河江市と災害時相互応援協定締結 ▶P172
24日　2013いわぬま復興夏まつり開催

9月

1日　東部地区で2013（平成25年）度津波を想定した避難訓練 ▶P231
8日　寺島地区で「白菜プロジェクト定植作業」実施
20日　岩沼市震災復興計画マスタープランを改定 ▶P116

10月

9日　㈱アイリスプラザダイシンカンパニーと災害時の駐車場一時利用協定締結 ▶P172
11日　第7回復興交付金事業計画提出 ▶P125
15日　JOCA-AUC国際ボランティア連携事業実施
15日　「いわぬま未来構想」素案の意見公募
18日　宮城県石油商業協同組合と災害時の燃料供給等の協力協定締結 ▶P172
18日　㈱ヨークベニマルと災害時の応急生活物資供給等の協力協定締結 ▶P172
19日　亘理・名取ブロック岩沼処理区の災害廃棄物処理業務火納め式 ▶P98
21日　いわぬま健幸大使に西村雅彦氏が就任 ▶P224
25日　東児童館の新築工事上棟式
25日　いわぬま芭蕉めし開発（～12月15日）
31日　“健幸”サイエンスパーク岩沼協議会設立会

11月

2日　総合福祉センターでNPO冒険あそび場せんだい・みやぎネットワークの協力により「乳幼児向けあそび場」を開設（～2015年2月28日）
9日　千年希望の丘で「とうほくとっとり・森の里親プロジェクト」植樹式 ▶P19
10日　高大瀬遺跡発掘調査で遺跡見学会開催
15日　武隈の松（二木の松）が国名勝に指定
23日　2人目のいわぬま健幸大使に三枝成彰氏が就任 ▶P223
23日　福幸市・コンタ君の倍返しラリー開催 ▶P17
24日　静岡県・袋井市と防災交流都市協定締結 ▶P172
25日　玉浦西地区まちづくり検討委員会から市長へ最終報告 ▶P12・P151
30日　千年希望の丘第2号（下野郷字浜地内）整備工事安全祈願祭

12月

1日　いわぬまエアポートマラソン開催
7日　総合体育館でジャイアンツスポーツフェスタin岩沼開催 ▶P222
12日　岩沼市震災復興推進特別委員会最終報告（岩沼市議会）
15日　総合体育館の利用再開
17日　県内初の農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）となる岩沼地区起工式
21日　被災地で最も早く玉浦西地区第1期宅地引き渡し式　「玉浦西」の町名披露 ▶P12・P158
24日　岩沼市東日本大震災慰霊碑建立検討委員会が報告書提出 ▶P228

2014年：平成26年

1月

11日　AKB48の復興支援「誰かのために」プロジェクト（市民会館中ホール） ▶P223
18日　県内初、「岩沼市多重防御計画」のかさ上げ道路整備事業起工式安全祈願祭 ▶P187
18日　「玉浦西まちづくり住民協議会」発足 ▶P238
22日　「健康医療産業集積推進事業」に関する復興シンポジウム開催（市民会館大ホール）
28日　第8回復興交付金事業計画提出 ▶P126

2月

5日　「農業用充電ステーション農村地域における未利用エネルギー利活用実証実験開所セレモニー」開催（南長谷字原地内）
8日　2013年（平成25年）度防災講演会開催（市民会館中ホール）

3月

11日　「東日本大震災岩沼市追悼式」開催（市民会館大ホール）
12日　（県）県受託処理による災害廃棄物の処理が完了
14日　一般財団法人空港環境整備協会の助成で救助工作車更新（1台）
19日　東北大学工学研究科インフラマネジメント研究センターと「公共施設の整備・維持等に関する協定」締結
19日　山本クリニック、緑の里クリニック、緑の里第二クリニックと「災害時における透析医療に関する協定」調印 ▶P172

3月

23日　「第2回協働のまちづくりフォーラム」開催（市民会館中ホール）
29日　玉浦西地区第2期宅地（蒲崎地区の一部となる12区画）引渡し式 ▶P12・P159

4月

4月　「岩沼市多重防御計画」の避難路工事に着手
1日　（県）「宮城県震災復興計画」再生期スタート
1日　被災者の医療費一部負担金・介護保険利用者負担額の免除再開
10日　「いわぬま臨空メガソーラー発電所建設工事」安全祈願祭・起工式 ▶P204
15日　宮城中央森林組合が農林中央金庫の「復興支援プログラム」の協力を得て県産スギ材による木製品寄贈（仮設住宅集会所、東児童館などに設置）
16日　玉浦西地区の災害公営住宅建設工事安全祈願祭・起工式 ▶P163
16日　岩沼市医師会、岩沼歯科医師会の震災時保健医療活動に厚生労働大臣感謝状伝達 ▶P213
18日　㈱伊藤チェーンと防災集団移転地玉浦西地区「商業施設立地協定」締結
27日　玉浦西地区第3期宅地（94区画）引渡し完了（全宅地完了） ▶P12・P159
30日　（県）東日本大震災による県管理道路の全面通行止めが県内全て解除
30日　一般財団法人空港環境整備協会の復興支援に感謝状贈呈 ▶P213

5月

1日　千年希望の丘の絵本作成 ▶P234
8日　愛知県岩倉市と「災害時相互応援協定」締結 ▶P172
10日　千年希望の丘相野釜公園内で「東日本大震災慰霊碑」除幕式 ▶P228・P230
20日　第9回復興交付金事業計画提出 ▶P126
25日　寺島地内で「強く、豊かに～海岸防災林再生植樹式～」開催
28日　㈱ユースポーツライフと「災害発生時における福祉避難所設置運営に関する協定」締結
28日　㈱ユアテックから千年希望の丘整備に関する寄付
31日　第2回千年希望の丘植樹祭開催（相野釜公園） ▶P232

6月

5日　早股地区で岩沼市東児童館開館式
29日　「千年希望の丘交流植樹会」開催

7月

19日　「千年希望の丘　花畑（コスモス）プロジェクト」開催（相野釜公園）
22日　東日本大震災復興チャリティーイベント開催（総合体育館）

8月

1日　玉浦中学校生徒会が玉浦西地区4公園の名称提案 ▶P21・P238
11日　玉浦西地区の公園内植栽工事完了
23日　第4回いわぬま復興夏まつり開催（市役所前広場等）
29日　県市長会議開催、東日本大震災からの復旧・復興に関する決議等を承認

9月

1日　岩沼中学校で震災恩返しのためのせっけん集め（9日、広島ボランティア団体へ寄贈）
24日　㈱ほくとう、千年希望の丘整備に寄贈
28日　「千年希望の丘育樹祭2014・育苗センター開所式」開催
30日　「岩沼市復興交付金事業」安全祈願祭開催（二野倉・二野倉第二・矢野目排水区浸水対策事業）

10月

1日　日赤等義援金、県義援金の追加配分決定
15日　第10回復興交付金事業計画提出 ▶P126
20日　㈱伊藤チェーン、玉浦地区の商業施設地鎮祭
22日　「千年希望の丘サポーター制度」スタート ▶P230
26日　岩沼市東部エリアで津波を想定した避難訓練 ▶P231

11月

5日　玉浦西まちづくり住民協議会が「緑の環境デザイン賞」国土交通大臣賞受賞 ▶P161
10日　東日本大震災復興祈念「福幸市・コンタ君の倍返しラリー」開催
14日　中坪地区の市街化区域への編入等「仙塩広域都市計画変更（案）」の縦覧（～28日）

12月

6日　（国）常磐自動車道、県内区間全線開通
20日　玉浦西の公園で玉浦小学校の生徒が手作りの樹木名札設置、全国からの応援職員等も参加 ▶P238

2015年：平成27年

1月

16日　岩沼海浜緑地及び千年希望の丘相野釜緑地に係る「都市計画変更（案）」説明会（1月20日～2月3日縦覧）
16日　公益社団法人宮城県トラック協会仙南支部と「災害時協力協定」調印 ▶P173
17日　第3回協働のまちづくりフォーラム開催（市民会館中ホール）
23日　第11回復興交付金事業計画提出 ▶P126
23日　農事組合法人林ライスが東北農政局より「営農推進功労者」の表彰
31日　2014年（平成26年）度防災講演会開催（市民会館中ホール）

2月

4日　西原地区土地区画整理事業に係る「仙塩広域都市計画（案）」説明会と縦覧
11日　玉浦西地区災害公営住宅鍵引渡し式（市民会館中ホール）
16日　玉浦西地区災害公営住宅相野釜・長谷釜地区の入居開始 ▶P163
20日　「岩沼市国土利用計画（第5次）」素案への意見公募
22日　（国）竹下亘復興大臣来訪。かさ上げ道路、千年希望の丘、玉浦西を視察

3月

1日　（国）常磐自動車道が全面開通
11日　東日本大震災岩沼市追悼式開催（市民会館大ホール）
13日　（国）天皇皇后両陛下ご来県。岩沼市千年希望の丘相野釜公園などをご視察（14～15日には東松島市・石巻市などをご視察） ▶P230
17日　（国）国連防災世界会議開催（玉浦西と千年希望の丘が被災地を巡るスタディーツアーのコースとなる）
21日　千年希望の丘二野倉公園で二の倉工業団地協議会・いわぬま森のサポーター・旧二野倉地区住民・春山建設㈱が希望の桜植樹会
23日　全国からの応援職員の寄付により千年希望の丘1号丘に記念樹植樹（以降、毎年植樹を実施）
25日　玉浦西地区災害公営住宅建設工事完了 ▶P164
27日　いわぬま未来構想「ｉがあふれる“健幸”先進都市いわぬま」策定
27日　「iがあふれる"健幸"先進都市いわぬま」の具現化のため「岩沼市国土利用計画（第5次）」策定
30日　岩沼市消防団に総務省消防庁より消防団車両無償貸与
30日　千年希望の丘相野釜公園で「ハマダイコン・プロジェクト」種まき
30日　玉浦西地区集会所建設工事完了

4月

1日　岩沼海浜緑地公園南ブロック開園
1日　東日本大震災被災者の医療費等の一部負担金等の免除を継続
1日　被災者生活再建支援制度「基礎支援金」の申請期間が1年間再延長
8日　兵庫県からの寄付を財源とした県の被災地域交流拠点施設整備事業補助金と国の復興交付金で玉浦西地区に中集会所竣工（東・西集会所も完成）
10日　総合南東北病院からモバイル映像伝送システムの「画像伝送装置」寄贈
26日　空港南公園で日米友好の木「ハナミズキ」植樹 ▶P221
26日　寺島字川向地区海岸で「岩沼潮除須賀松」植樹

5月

15日　「住まいの復興給付金」申請相談会開催（玉浦公民館大会議室）（5月16日・7月3日・7月4日）
15日　いわぬま臨空メガソーラー発電所稼働・竣工式 ▶P204
21日　第12回復興交付金事業計画提出 ▶P126
26日　玉浦西の集会所へ鈴木弘人設計事務所より時計寄贈
30日　「第3回 千年希望の丘植樹祭2015」開催（二野倉公園） ▶P232

6月

17日　（県）県が「東日本大震災アーカイブ宮城」を公開

7月

7日　玉浦西地区に商業施設オープン ▶P21
19日　沿岸6地区の集団移転先である「玉浦西まち開き」開催。竹下亘復興大臣来訪 ▶P12・P159
26日　台湾の李元総統が千年希望の丘慰霊碑に献花 ▶P230
31日　「未来への道1000km縦断リレー」で千年希望の丘でたすき中継

8月

27日　「みやぎの復興現場訪問事業」で村井知事がマリンホーム訪問
30日　9.1総合防災訓練実施

9月

5日　千年希望の丘「岩沼復興アグリツーリズム」第1回モニターツアー開催（～6日）
28日　（国）麻生太郎副総理来訪。千年希望の丘相野釜公園を視察

10月

4日　玉浦西地区の復興まちづくりが「日本都市計画家協会賞優秀まちづくり賞」受賞 ▶P161
5日　在札幌米国領事館よりアメリカ絵本寄贈＆読み聞かせ会開催（玉浦西地区東集会所） ▶P221
10日　千年希望の丘協会が㈱ローソンの支援を受け千年希望の丘二野倉地区で植樹祭を開催
17日　玉浦西地区災害公営住宅が「住生活月間功労者表彰」国土交通大臣賞受賞
17日　（国）石井啓一国土交通大臣来訪。玉浦西、千年希望の丘を視察
21日　（国）森山裕農林水産大臣来訪。海岸防災林を視察
25日　千年希望の丘で「PARACUP SENDAI2015　リレーマラソン」開催
27日　「岩沼市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定
31日　津波を想定した避難訓練実施（市内東部地区） ▶P231

11月

29日　（国）気象庁より「特別警報の発表・緊急速報のメールによる配信」の発表
30日　（国）高木毅復興大臣来訪。玉浦西を視察

12月

18日　一般財団法人空港環境整備協会より「空港周辺環境整備事業」の助成化学消防ポンプ車配備記念式典開催
24日　東部地区防災コミュニティセンター検討委員会より検討結果を市長に報告

2016年：平成28年

1月

18日　玉浦西地区災害公営住宅入居申し込み（追加募集）（～29日）
21日　第14回復興交付金事業計画提出 ▶P126
23日　2015年（平成27年）度 防災講演会開催（市民会館中ホール）

2月

1日　（国）額賀自民党東日本大震災復興促進本部長が玉浦西地区視察
1日　（国）仙台空港の一部民営化開始
25日　震災復興のための「潮風トレイル事業」モニターツアー開催
27日　玉浦西地区まごころ公園で「はなはなプロジェクト」のシダレザクラ植樹。京都の桜守 佐野藤右衛門氏が寄贈。まごころ桜と命名

3月

3日　玉浦小学校で桜の記念植樹
5日　（国）丸川珠代環境大臣来訪。玉崎浄水場、千年希望の丘相野釜公園を視察
5日　仙台湾南部海岸堤防完成式
5日　（国）石井啓一国土交通大臣来訪。寺島海岸を視察
11日　東日本大震災5周年 岩沼市追悼式開催（市民会館大ホール）
11日　エフエムいわぬま「震災特別番組」放送
11日　日産自動車㈱より県内に7台の電気自動車e-NV200貸与。岩沼市では千年希望の丘管理事業と介護予防事業に2台を活用
23日　岩沼市環境審議会からの答申を受け「岩沼市環境基本計画」策定

4月

24日　相野釜公園で「千年希望の丘交流センター」開所式 ▶P230
28日　県内初、岩沼市仮設住宅閉所式 ▶P140

5月

9日　第１期応急仮設住宅解体工事開始、里の杜東住宅及び里の杜西住宅（～９月30日）
10日　臨空西原地区の産業用地分譲開始（～6月30日）▶P204
20日　玉浦西地区の復興まちづくりが日本都市計画学会「石川賞」受賞 ▶P161
21日　恵み野のスマイル薬局に壁画アート出現
26日　一般財団法人空港環境整備協会に感謝状
28日　第4回 千年希望の丘植樹祭2016開催（長谷釜公園）▶P232

6月

2日　昭和電工アルミ販売㈱より千年希望の丘のソーラー照明灯寄贈
4日　県道岩沼蔵王線の志賀姥ヶ懐トンネル着工式
14日　6月議会（～23日）で「仙台空港フロンティアパーク」「ほ場整備事業」「工業団地実態調査」等議案可決
19日　押分地内の阿武隈川左岸堤防で水防工法訓練

7月

1日　（国）全国初、仙台空港全面民営化
1日　避難路藤曽根線の一部区間開通式
1日　市内24か所の指定避難所で災害時特設公衆電話運用開始
2日　相野釜公園で緑のバトン運動により千年希望の丘交流植樹会開催
9日　2016年（平成28年）度 防災講演会開催（市民会館中ホール）
26日　「いわぬま震災語り部ガイド」募集の研修会開催
31日　千年希望の丘で「未来への道1000km縦断リレー」のたすき中継

8月

1日　仙台バス㈱が岩沼臨空工業団地内循環バスの安全運行祈願祭開催、運行開始
24日　千年希望の丘相野釜公園に「お地蔵さんプロジェクト」の地蔵建立
31日　仙台農産㈱と臨空西原産業用地の土地売買契約締結 ▶P205

9月

1日　日赤等義援金、県義援金の追加配分振り込み
6日　9月議会（～28日）で「東部地区コミュニティセンターの整備」「岩沼市総合防災訓練」「橋の架け替え等災害復旧工事及びかさ上げ道路等整備事業」等を可決
9日　（国）今村雅弘復興大臣来訪。千年希望の丘相野釜公園、玉浦西を視察
21日　南貨物自動車㈱と臨空西原産業用地の土地売買契約締結 ▶P205
30日　㈱ジェーラインエクスプレスと臨空西原産業用地の土地売買契約締結 ▶P205

10月

11日　第２期応急仮設住宅解体工事開始、里の杜南住宅（～翌年１月27日）
13日　第16回復興交付金事業計画提出 ▶P126
23日　千年希望の丘で「第5回 PARACUP SENDAI 2016リレーマラソン」
28日　県がドクターヘリの運行へ。岩沼市では、グリーンピア岩沼第3駐車場、ハナトピア岩沼駐車場、鍛冶スポーツ公園、陸上競技場、千年希望の丘長谷釜公園を離着陸場所として登録
28日　玉浦西地区の災害公営住宅が「グッドデザイン特別賞（復興デザイン）受賞」 ▶P161
29日　静岡県袋井市と防災交流都市協定（2013年（平成25年）11月締結）に続き「友好都市提携」調印式
30日　仮設住宅解体作業の終了。翌月早々に市民会館・中央公民館西側の多目的グランドの復元工事完成し、貸し出し再開へ

11月

26日　岩沼市総合防災訓練開催 ▶P231

12月

7日　産電工業㈱より千年希望の丘整備にソーラーLED照明灯寄贈
19日　「かさ上げ道路県道塩釜亘理線（蒲崎地区）」開通 ▶P188
20日　防災集団移転促進事業及び住宅再建等支援制度に伴う手続終了

2017年：平成29年

1月
19日　第17回復興交付金事業計画提出 ▶P126
27日　応急仮設住宅の解体が全て完了
31日　農林業の振興等を目的とする「農林業奨励補助金」申請受付終了

2月
1日　玉浦西地区災害公営住宅の入居申し込み（追加募集）（～20日）
3日　農林中央金庫仙台支店、宮城中央森林組合より寄贈
4日　（県）「宮城県防災指導員養成講習会」開催（ハナトピア岩沼）
9日　小池都知事が復興状況視察、千年希望の丘慰霊碑に献花
15日　宮城県仙南第3LPガス協議会、宮城県LPガス協会と「災害時におけるLPガス等の供給及び支援協力に関する協定」締結 ▶P173

3月
4日　阿武隈川河口部の堤防復旧工事完成式、石井啓一国交大臣出席。寺島堤防の碑除幕式に出席。阿武隈川左岸、千年希望の丘相野釜公園を視察
11日　東日本大震災6周年岩沼市追悼式開催（市民会館大ホール）
24日　全国からの応援職員が千年希望の丘に植樹 ▶P18
26日　岩沼海浜緑地（北ブロック）再開園
31日　岩沼市都市計画マスタープラン策定

4月
10日　被災者生活再建支援制度「基礎支援金」申請期間の終了
15日　鎮守の森のプロジェクトより軽トラック寄贈

5月
1日　「防災ラジオ（緊急告知ラジオ）」有償配布（～12日）
1日　玉浦コミュニティセンター開所式
8日　「矢野目西地区土地区画整理事業に係る仙塩広域都市計画」説明会
10日　第18回復興交付金事業計画提出 ▶P126
23日　千年希望の丘相野釜公園で「いわぬま震災語り部ガイド」実演会、募集
27日　第5回 千年希望の丘植樹祭2017開催（蒲崎公園）。吉野正芳復興大臣出席 ▶P232
28日　千年希望の丘藤曽根公園で「千年希望のお花のこみち植樹会」開催
31日　玉浦西地区災害公営住宅入居申し込み（随時募集）終了

6月
4日　千年希望の丘への「植樹ボランティア」募集
5日　「防災ラジオ（緊急告知ラジオ）」試験放送開始
8日　千年希望の丘相野釜公園で地方創生応援税制による寄付企業が記念植樹
13日　6月議会（13日～22日）で「矢野目西地区土地区画整理事業特別会計予算」を可決

7月
9日　岩沼市総合防災訓練実施 ▶P231
15日　二野倉排水ポンプ場、矢野目排水ポンプ場開所式 ▶P190
22日　玉浦コミュニティセンターで「夏休み防災キャンプ」開催（～23日）
31日　「未来への道1000km縦断リレー2017」千年希望の丘たすき中継

8月
1日　友好都市ドーバー市のドーバー高校が千年希望の丘で復興の歩みを学ぶ
22日　（国）斎藤健農林水産大臣来訪。千年希望の丘を視察
30日　かさ上げ道路の愛称「玉浦希望ライン」に決定 ▶P188

9月
1日　「災害時協力井戸」の登録制度開始
30日　岩沼市・名取市・亘理町で「東北・みやぎ復興マラソン2017」開催（～10月1日） ▶P236
30日　県内市町村参加の「復興マルシェ」開催

10月

3日　かさ上げ道路の愛称「玉浦希望ライン」の一部供用開始 ▶P188
10日　第19回復興交付金事業計画提出 ▶P126
19日　「岩沼市地域社会活動・地域コミュニティ形成支援施設」安全祈願祭
21日　「千年希望の丘de防災学習＆育樹体験」開催
30日　物流拠点整備のため「矢野目西地区土地区画整理事業」安全祈願祭

11月

11月　玉浦コミュニティセンターに玉浦分団機動部と玉浦分団第4部のポンプ置場完成
14日　「全国瞬時警報システム（Jアラート）」を用いた全国一斉情報伝達訓練
18日　千年希望の丘で岩沼ロータリークラブ主催「防災学習体験会」開催
11月中　一般社団法人宮城県消防協会より住宅用火災警報器寄贈

12月

1日　「防災集団移転先地空き区画（玉浦西地区）」分譲申込受付（～13日）
9日　岩沼駅開業150周年記念イベント開催
16日　二野倉地区（移転元地）の交流施設で「めえ（名）称おひろめ会」開催　「いわぬまひつじ村」と命名
22日　玉浦コミュニティセンターで「千年希望の丘そば試食会」開催

2018年：平成30年

1月

7日　岩沼市消防団が宝くじのコミュニティ助成事業でラッパ隊制服を更新
16日　第20回復興交付金事業計画提出 ▶P126
24日　県道岩沼蔵王線の志賀姥ケ懐トンネル貫通式開催

2月

4日　2017年（平成29年）度防災講演会開催（市民会館中ホール）
13日　「デマンド型乗合タクシー事業」開始
20日　第4回協働のまちづくりフォーラム開催（市民会館中ホール）
28日　千年希望の丘相野釜公園2号丘で震災を風化させないプロジェクトの一環として「東日本大震災メモリアル施設設置式」開催

3月

11日　東日本大震災7周年岩沼市追悼式開催（市民会館大ホール）
12日　デマンド型乗合タクシーによる「震災復興路線」（新浜線・矢野目線）の実証運行開始
12日　新運行体系の岩沼市民バス出発式
16日　関包スチール㈱と臨空西原産業用地の土地売買契約締結 ▶P205
17日　（県）県の復興プロジェクトの一環として岩沼海浜緑地北ブロックのジュニパーク岩沼で桜の植樹会
20日　宮城農業高校生の千年希望の丘二野倉公園での桜植栽プロジェクトが環境大臣賞・学生部門賞受賞
22日　スウェーデンのニルソン知事来訪、千年希望の丘訪問
24日　「玉浦希望ライン」全線開通。岩沼市かさ上げ道路開通式開催 ▶P188
27日　エアポートよさこい in 仙台空港運営委員会より寄付金
29日　千年希望の丘交流センター脇で応援職員による記念植樹
31日　震災後回収された震災拾得物の保管期間終了

4月

1日　仙台地区生コンクリート協同組合と「災害時における消防用水等運搬協力に関する協定」締結 ▶P173
7日　（国）吉野正芳復興大臣来訪。玉浦西、にしき食品を視察
10日　「被災者生活支援制度」基礎支援金・加算支援金の申請期間終了 ▶P103
21日　千年希望の丘の二野倉公園で森の防潮堤協会の植樹祭
24日　（国）環境省によるみちのく潮風トレイルの岩沼市区間開通

5月

1日　岩沼市防災ラジオ有償配布実施（～6月8日） ▶P173
15日　玉浦西地区市街化区域編入
24日　千年希望の丘相野釜公園で地方創生応援税制による寄付企業が記念植樹
29日　岩沼市斎場の供用を開始

6月

30日　千年希望の丘相野釜公園で2018千年希望の丘育樹祭

7月

8日　大雨・洪水・土砂災害を想定した総合防災訓練 ▶P231
17日　千年希望の丘相野釜公園などの耕作地でソバの種まき
21日　玉浦地区子供会育成会と市の共催で玉小児童が参加し「夏休み防災キャンプ」開催(～22日)
31日　千年希望の丘相野釜公園で未来への道1000㎞縦断リレー2019中継

8月

20日　尾花沢市の小中学生と岩沼市の小中学生が防災学習で交流(千年希望の丘交流センター)

9月

7日　群馬県みどり市のダンスチーム千紫万紅より寄付金（2011年（平成23年）から継続的に寄付を頂いている）

10月

9日　ヒロセホールディング㈱と「災害時における仮設橋梁その他の仮設鋼材等の供給協力に関する協定」締結 ▶P173

11月

2日　東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会において南アフリカ共和国を相手国とする復興「ありがとう」ホストタウンに決定
5日　埼玉県入間市と「災害時相互応援に関する協定」締結 ▶P173
11日　駒澤大学高等学校より寄付金（2012年（平成24年）から継続的に寄付を頂いている）
19日　（国）渡辺博道復興大臣来訪。千年希望の丘相野釜公園を視察
22日　岩沼建設産業同友会と締結した「災害時における応急措置の協力に関する協定」を改定
24日　被災者支援で佐藤和男さん(東京都)と加藤幸次さん(白石市)に感謝状贈呈(玉浦西地区西集会所)

12月

17日　国際医療福祉大学医療福祉学部医療福祉・マネジメント学科より寄付金

2019年：平成31年

2月

21日　市長が東京2020オリンピックに向け復興「ありがとうホストタウン相手国となった駐日南アフリカ共和国大使館訪問

3月

10日　追悼行事「希望の灯火」開催(千年希望の丘相野釜公園） ▶P231
11日　東日本大震災８周年岩沼市追悼式(市民会館大ホール)
　ＴＯＹＯＴＩＲＥ㈱より寄付金
22日　玉浦西地区に再建した東保育所と新設した東子育て支援センター開所式 ▶P160

東日本大震災　岩沼市の記録

発　行　日　2020 年（令和 2 年）3 月
発　行　者　宮城県岩沼市
〒989-2480
宮城県岩沼市桜一丁目 6 番 20 号
制　　作　株式会社パスコ

岩沼市

があふれる“健幸”先進都市